

# ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

7

# ジャーナリズム & メディア

第7号

日本大学法学部 新聞学研究所

2014年3月



# ジャーナリズム&メディア

(第7号)  
2014年3月

## 目次

### 【特集1 テレビ60年 地域と民放】

特集1によせて	7	小川浩一
北海道放送	11	
南海放送	33	
福島テレビ	51	
中国放送	69	
熊本放送	81	
沖縄テレビ	95	

### 【特集2 2013年版日本のジャーナリスト調査を読む——日本のジャーナリズムの現在——】

特集2によせて	109	大井真二
---------	-----	------

### 【論文・学術部門】

長谷川如是閑のジャーナリズム論と界の構造 —メディアとジャーナリズムが交叉する場所—	159	佐幸信介
福島原発事故と中国メディア	183	山本賢二

### 【研究ノート】

インターネット調査の国際標準化と品質の向上	221	島崎哲彦
-----------------------	-----	------

## 【調査研究報告】

2010年サッカーW杯南アフリカ大会の現地報告 —マンデラの野望とスポーツの可能性— ……………	233	黒井克行
2013年版「日本のジャーナリスト調査」*を読む —日本のジャーナリズムの現在—……………	247	大井真二 小川浩一 小林義寛 佐幸信介 福田充 山本賢二 宮脇健

## 【資料・解題】

解題・中国「新聞法」草案について……………	281	山本賢二
-----------------------	-----	------

## 【メディア・レポート】

出版界 この一年……………	337	森重良太
特定秘密保護法と新聞メディアの記憶 —刑法改正およびスパイ防止法論議との比較を中心に— ……………	343	赤尾光史
2013年の放送界概観 ……………	357	片野利彦
国内PR業の市場規模と業務動向 —2013年PR業実態調査から—……………	361	中里好宏

## 【書評】

クリフォード・ギアーツ、2012年、森泉弘次訳『文化の読み方／書き方』 岩波書店（岩波人文書セレクション） Clifford Geertz, 1988, Works And Lives: The Anthropologist as Author, Stanford University Press. ……………	369	小林義寛
--	-----	------

Clifford G. Christians, Theodore L. Glasser, Denis McQuail, Kaarle Nordenstreng, and Robert A. White (2009), “ <i>Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies</i> ,” Urbana and Chicago; University of Illinois Press. ....	372
	塚本 晴二郎

善教将大『日本における政治への信頼と不信』 (木鐸社 2013年) .....	378
	宮脇 健

### 【海外研究動向】

政府による情報の極秘収集活動に対する新たな懸念の広まり.....	384
	別府 三奈子

中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動.....	386
	山本 賢二

諜報の世界と情報の宇宙 — 2013年末クリスマス・イヴの恩赦から— .....	395
	伊藤 英一

### 【共同研究プロジェクト】

映像情報のカテゴリー化をめぐる研究.....	404
	大井 眞二

2013年度新聞学研究所事業報告 .....	406
------------------------	-----

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領.....	408
-----------------------------	-----

日本大学法学部新聞学研究所規定.....	411
----------------------	-----



# 特集 1 によせて

小川 浩一\*

1953年に日本でテレビジョン放送が正式に開始されたが、2013年には放送開始後60年を迎えた。2003年には50周年を記念した様々な企画が放送事業者や学会、研究団体で催されたことはまだ記憶に新しい。その間にもアナログ波からデジタル波への重大な技術的転換もなされた。

視聴覚メディアとしてのテレビジョンが社会に与えた多様多岐な影響についての研究は、テレビジョン放送先進国アメリカのみならず多くの国々で実に豊饒な成果が存在する。日本人、日本社会への衝撃についても過去50年の蓄積として膨大な研究成果がある。まとまった成果としては田中義久・小川文弥編『テレビと日本人』（2005年、法政大学出版社）が代表的なものである。しかしながら、総ての日本国民に遍くテレビジョン放送の便益を享受可能とする目的で放送法に従い、離島、僻地を含めて全国に電波の網を掛けたにもかかわらず、それが社会に与えた衝撃とそれがもたらした社会の変化、個人の変化についての考察の多くが、必ずしも日本人と日本社会の全体像を反映していたわけではない。研究の多くが結果としては大都市を焦点とし、地域的に広範囲にわたり人口的にも多数を占める地方社会には十分な目配りが欠けたきらいが感じられた。この傾向は、日本社会の人口すなわち視聴者人口が大都市に集中して偏在している事実を考えると、研究の基礎となる調査の利便性、効率性、功利性という点では止むを得ない事情であろう。

1945年の敗戦以後、日本社会は人口のみならず経済的にも規模、内容の何れでも、かつて経験したことのない大きな変動を被ってきた。同様に、マス・コミュニケーションに関しても、技術、対象、内容も革新と変革を経験してきた。そして、当然ながらそれへの対応も経験してきた。こうした大きな変動は、不可避免的にその時代を生きる人間と社会・文化にも変動を招来させざるを得なかった。そして、その変動には経済格差、医療・福祉格差、教育格差、高齢化と少子化に伴う諸格差等々に顕在化した、いわば地域間格差として象徴しうる変動が、大都市に特化して出現する現象ではないにも拘わらず、注目が大都市に偏るきらいが感じられる。現在の日本では、人口構成上は東京、名古屋、大阪といった大都市以外の地方住民のほうが多数を占めていることも重要な事実である。であればこそ、地方社会とその住民がこの国の基幹を構成しているという現実等は閑視されてはならない。上述した諸格差も実態はむしろ地方社会においてより顕著な現象として現れている。そして、テレビジョンの衝撃とそれによる諸変動は多少の時間的遅延はあったにせよ、間違いなく地方住民の上にも等しく起きていた。否、むしろ地方の人々とその社会にこそ文化の平準化機能という意味でテレビジョン放送の衝撃は大きかったのではなかろうか。

約四半世紀前の1980年代に「地方の時代」が漸く喧伝されるようになって、日本においても地方自治を基盤とする新たな民主化の時代が到来した。マス・メディアとしてのテレビジョン放送は黎明期から視聴覚メディアとしての特性を積極的に駆使して、報道の分野で日本社会が抱えている

---

\*おがわ こういち 日本大学法学部新聞学科 教授



様々な問題を映像化してアジェンダ・セッティング機能を果たしてきた。テレビジョン放送は前述した地方の時代の流れに先行する形で地方社会の諸問題、諸課題を国民全体や地域住民に提起してきた。『映像が語る「地方の時代」30年』（2010年、岩波書店）はこの潮流に対応する成果の一つの証明といえよう。

多くの地方民間放送局は1950年代に開局し、東京、大阪の民間放送局に遅れること2、3年のうちに開設、開局している。いくつかの局は既に放送していたラジオに併設するものであった。併設か単独かは別として、地方民間放送局が地方社会の住民を対象として当該地方社会と共存する選択をする際に、基本的には経営基盤の確保と地方社会への広義での文化的貢献が重要な課題となる。全ての地方民間放送局は地方住民への情報提供による環境監視機能や世論喚起・形成機能、社会規範の覚醒機能の充足と娯楽機能の充足による地域文化の向上を企図してきたことは各社の社史にも披瀝されている。このように、この国のマス・コミュニケーションの重要な一翼が地方マス・メディアによって担われているといっても過言ではない。しかしながら、基本において地方社会が資本の論理の力と中央、大都市の文化の平準化の力が圧倒する中で、それへの対抗に苦戦せざるを得ない状況は厳しいものがある。にもかかわらず、各社ともその地方を支える気概と矜持を維持している現状を我々はしっかりと見据えておかねばなるまい。そして、2011年3月11日の東日本大震災および福島原発爆発事故の際に、テレビジョンを含めた地方マス・メディアが報道という機能に関して、いかに重要な機能を果し得たのかについては多言を要しない。

この特集は、上述したこの国の諸状況を確認した上で、戦後日本社会を実体として支えてきた地方社会の歩みを地方民間放送局の視点から考えようという試みである。2011年3月の東北大震災と福島原発事故は、それまで所与のごとく考えられていた中央集権国家とそれによる大都市中心思想の神話性を少なくとも一度は崩壊させた。地方の視点、地方の再考と再興が必然的な国民的、国家的課題となったはずである。ここからメディアも地方主権が課題となりネットワーク主義が弱体化しグローカリズムが具体的課題として一層顕在化してきた。であればこそ、地方民間テレビジョン放送局の諸課題とそれへの対処、対応、すなわち、何を、何故、どのように行ってきたのか、さらには将来展望をどのように認識しているのかという点は、記録しておくべき重要な意義を有している。受け手である地方住民が身近に存在する地方民間放送局こそ、この国が抱えている課題、問題がより鮮明に見えてくる。それ故、各局で看取られた記憶は記録する価値がある。ただし、我々は社史編纂を目指しているのではない。地方局であればこそ、現在までキー局とは異なる経営上の困難さがあったことは想像に難くない。また、大都市とは異なる地方社会特有の社会問題、濃密な文化的伝統とも対峙してこざるを得ない。そこで、放送局運営の経営基盤の強化・拡大と地方文化の担い手という大別してこの2点について、今現在地方局の現場で活躍している方々に、過去の事実については分かる限り事実を則し、自らの体験はそれについての個人的評価として、上述した地方局の対処、対応を開示していただくこととした。各局とも向き合っている課題には異同があり対応の仕方も一様ではなかったが、地方局の放送人としての責務に関する矜持は全く同じであった。であればこそ我々は研究所として、中央からの視点ではなく、地方（域）主権の流れに竿を棹し、その流れを一層推進しようとしている地方民放局の活動を明らかにする責務があると考えた。

北から南まで既存のネットワークにこだわらずに、大きな社会的問題に直面している地方民放局の当事者の方々にあくまで個人的な意見として上述した経営と地方文化との関わりを中心にその想

いを開陳していただいた。二社の方からは直接ご執筆原稿を頂戴し、四社の方々にはインタビューによってお話を伺うこととし、その内容を研究所の担当者が編集し整理、添削をお願いしたものである。執筆、インタビューに応じていただいた方々には、何れもご多忙中であるにも拘わらず、本特集の趣旨をご理解いただき多大なご協力を賜りました。記して謝意を表したいと思います。誠にありがとうございました。この特集内容がこれらの方々の地方テレビジョン放送にかける想いと熱意さらに苦闘の一端を読者に伝えることができたならば編集者として企図が成功したと考えている。



## 地域に根ざし世界にはばたく

溝口 博史\*

---

### 1. 北のいちばん星

#### 「地方民放の特徴と地域の関わり」について

北海道放送株式会社（HBC）は、1951年11月30日創立のラテ兼営局で、日本国土の22%にあたる広大な北海道をエリアとしている。ラジオ開局（1952）が全国民放の7番目、テレビ開局（1957）が5番目（東京2社、大阪1社、名古屋1社に次ぐ）の老舗である。

その老舗が創立60周年の2011年に株式併合を実施した。高齢化により連絡のとれない株主や総会に出席できない株主が急増したための窮余の策だった。これにより、非上場の民放で断トツに多かった1800人余りの株主数が10分の1に減った。小口株主の端株を買い取るなど一連の手続きを通して、HBCという北海道初の民間放送会社が地域に暮らす大勢の個人株主によって設立されていたことが改めて浮き彫りになった。調べてみると、テレビ開局の増資直後には最大で3681人の株主を数えている。HBCは生い立ちからして、地域住民に支えられ、期待され、応援されるメディアだったのだ。

その創立当初から掲げていたのが「地域に根ざし世界にはばたく」という企業活動のスローガンである。北海道で暮らす人々に必要な情報を適時適切に提供するとともに、北海道の情報を全国そして世界に発信していく。このスローガンは、地域密着というものが内に入れる情報と外に出す情報の両方がある初めて成立することを示している。地上波テレビのローカル局は地域密着が日常的に実践できる唯一のメディアである。BSにその機能はない。新聞も、全国紙は地域情報の収集に弱く地方紙は全国発信ができない。ラジオはネット番組が減り全国発信の機能が弱くなっている。しかし、地方民放テレビの記者がその地域で取材したりレポートは、時に系列のネットワークニュースを通じて世界へ発信される。番組を海外に輸出する海外番販に積極的な放送局も多い。多メディア時代にあって、地上波テレビの地方民放だけが、地域に根ざし世界にはばたく機能を備えている。それが、地方民放のメディアとしての大きな強みと特徴である。

#### 地域密着番組の海外販売

HBCが毎週土曜日の午後5時からローカル放送している番組に「森崎博之のあぐり王国北海道」がある。札幌の演劇ユニット「チーム・ナックス」のリーダーである森崎博之が、HBCの女子アナらと一緒に「あぐりっこ隊（公募で参加する小学生4人）」を引率して農家を訪ねる農業と食育がテーマの30分番組だ。アスパラガスは一日に何センチ伸びるか、長芋はどうやって収穫するか、牛や豚はどんな餌を食べているか…、あぐりっこ隊は初めて見聞きする田んぼや畑の話に目を丸く

---

\*みぞぐち ひろし 北海道放送株式会社 常務取締役

する。北海道は日本の食料基地を標榜しているが、道民の誰もが農業知識に詳しいわけではない。農家の苦勞が広く知られているわけでもない。「身近だけれど初耳」という番組コンセプトに視聴者の関心は高く、放送は5年目に入っている。日本民間放送連盟賞の青少年向け番組部門で最優秀賞も受賞した。

従来のローカル自社制作番組なら、ここまで書ければ合格点がもらえた。しかし、北海道外へ情報発信する話を続けなければ地域密着番組としては物足りない。「地域に根ざし世界にはばたく」という理念の実現が、テレビ60年の歴史を経て極めて容易な時代になってきた。「森崎博之のあぐり王国北海道」は食と旅のCS専門チャンネルを通して全国どこでも見られるようになっている。北海道農業の現状や、新鮮な農畜産物を使った調理法など、食にまつわる地域情報を日本列島のすべての人を対象に発信している。さらに情報発信は国境を越える。同番組は2014年1月から香港の地上波テレビでも放送が始まった。とりあえず過去に放送した番組から2年分100本を購入してくれた。香港での番組タイトルは「小農夫大作物」。会話とナレーションは中国語に吹き替え、文字スーパーも中国語の漢字に差し替えているが、音楽やSEはそのまま番組の雰囲気は損なわれていない。香港のテレビ局が実に丁寧な作業をしてくれている。放送時間は日曜日の午後3時。北海道の放送時間に合わせたのか、土曜日午後5時に再放送も編成されている。また、タイのケーブルテレビでも26本が放送される予定だ。インドネシアやミャンマーでの放送についても引き合いが来て交渉が始まっている。

HBCはここ数年、中国、香港、台湾、インド、タイ、シンガポール、ロシアなど海外の放送局と番組の共同制作を展開してきた。テーマのほとんどが北海道観光だった。その意味で、農業や食育に関するレギュラー番組の海外輸出は歓迎すべき新展開であり、海外番販のさらなる拡大に期待がかかる。東南アジアの人々にとって、安全安心で美味しい北海道の農畜産物は憧れの食料になっており、それを子ども（あぐりっこ隊）に対する教育番組のような構成にしていることが興味深いと言う。料理番組や観光番組ばかりでなく教育番組を放送したいと話すテレビ関係者もいる。日本を豊かにしている教育のありように関心が高いらしい。

地上波しかなかった時代のテレビは24時間の限界産業だったので、地方民放が自社制作番組を全国発信しようにもキー局の番組編成表は狭苦しかった。それが、BS・CS・ネット配信と、放送の出し口が広がった。加えて、海外番販という広大な出し口が無数の可能性を秘める。これまでも、ニュース映像を輸出したり、ドキュメンタリー番組を海外放送したりするケースはあったが、1本2本の単発契約では商売にならなかった。しかし、レギュラー番組の海外輸出となれば話は別だ。番組本数が大量になるので扱い高が大きくなる。北海道の民放各社は、こうした国内外の動きに敏感な対応を見せている。地方民放が地域密着番組を制作して海外放送する時代が当たり前になっているのだ。海外から見れば、日本の放送局に東京も地方もない。ローカル局という呼び方さえ存在しないだろう。自国で放送したい魅力的なコンテンツを持つ放送局かどうか、各国にとっての関心はその違いだけになっている。

## 17 地域の取材拠点

「地域に根ざし世界にはばたく」のスローガンを具現化するのは、地域における強力な取材力と制作力であり、それによって裏付けられる視聴者からの信頼である。北海道の人口は544万人。人

口はデンマークよりやや多く、面積はオーストリアとほぼ同じ。それゆえ、北海道エリアから発せられる情報量はヨーロッパの一国なみと言える。日々のニュース番組には、いわゆる発生モノがいくつも並ぶ。夜から朝の間に、どこかでコンビニ強盗があり、交通死亡事故があり、住宅火災がある。クマが出没したり山菜採りの行方不明者がでたりする。泊り勤務の記者もカメラマンもほとんど眠れない。ローカル放送だけでなく、重大ニュースは全国へ発信する責任も負っている。HBCは、札幌本社と東京支社以外にも北海道内17地域に取材記者兼カメラマンを置いている。コストは膨大だが、これだけの取材網を敷かなければ視聴者の信頼を得る報道ができない。取材網はNHKと比べても遜色がない。<sup>(1)</sup>

国政選挙や知事選で開票所にスタッフを出して独自集票を始めたのは1992年の参議院選挙からだった。広大な北海道では選挙管理委員会の開票作業に時間がかかり、1時間ごとに集計される候補者の得票数が遅々として伸びない。当確判断にも影響が出ていた。そこで、選挙管理委員会に頼らずHBC独自で集票することにした。北海道内220カ所にあった開票所のうち重要な180カ所にHBCの集票要員を配置し、最新の開票数字をHBCのコンピュータに直接入力する仕組みだ。ヒトもカネもかかるが、当落の結果を早く知りたい地域住民の期待に応えたかった。選挙開票速報番組は、記者の取材活動、事前の世論調査、投票後の出口調査、開票後の得票速報、当確判断、バンザイ中継、落選中継、政治解説と、やるべきことが広範囲に及ぶが、テレビ画面の裏側では集票作業までやっているのだ。コスト削減の観点から言えば、集計に時間と人手がかからない電子投票の到来を願うばかりだ。

1分のニュースを報道するのに、1票の得票を集票するのに、想像を絶する経費がかかっている。どう考えても儲かる仕事ではない。HBCの初代社長だった阿部謙夫は「放送はいわゆる文化事業であり、利潤追求の対象には適していない」と主張していた。放送の公共性を強く自覚する発言でもある。60年後のテレビに携わる私たちは、この先達の声はどう捉えたら良いのだろう。現在のテレビは「高視聴率＝高収益」の構造になっており、放送番組は高視聴率を追求して制作されている。地上波テレビはそうやって利潤を上げ、60年を生き抜いてきた。阿部の考えたことは間違いだったのか。いや、違う。阿部の主張は、利潤追求の放送が破綻に至ることを予見した警告だったのではないか。放送は良質な番組を提供して生活文化を豊かにする事業であり、これを実践しなければ果敢なく消えてしまうメディアであると…。きのうきょうの安上がりなバラエティー番組を見ていると、阿部の予見が現実味を帯びてくる。番組の劣化はテレビ離れを引き起こす最大の要因だ。わが身の利潤よりも視聴者の利益を第一に考える姿勢は決してきれいごとではなく、失ってはいけない放送の矜持だ<sup>(2)</sup>と思う。

### ウェザーセンター

四季の変化が大きく、農林水産業や観光事業に関わる人が多い北海道では、気象情報が極めて重要なコンテンツだ。天日干しが大切な牧草地帯では、草刈りの日時を判断する週間予報に正確度が求められる。「あした傘がいるいらぬの都会的な天気予報に意味はない…」「自分で解析するから天気図だけ3分映してくれ…」、そんな農漁業関係者の声を受けてHBCは北海道にふさわしい独自の天気予報を放送することにした。スタッフ数名が気象予報士の資格をとり、気象庁から予報業務許可事業者の認可を受けて（放送局としては全国3番目）、社内に「HBCウェザーセンター」を

開設したのは2002年のことだった。

気象庁の数値予報やアメダスなど各種データを解析して、地域や季節に合わせたHBC独自の予報を発表している。「登別温泉の紅葉は見頃だけど北大のポプラ並木はまだ緑」などと実に細かい。冬になると「明朝は玄関先の雪かき作業が必要かどうか」の予報がでる。必要な朝はアイコンのキャラクターが雪かき道具を持っており、必要のない朝はキャラクターが布団に入って寝ている。水道の凍結防止注意報も北海道ならではのものだろう。気象台が外した桜の開花予報をHBCが当てたこともあり、視聴者の信頼度は高い。ウェザーセンターにはテレビカメラとラジオブースが常設されており、各番組はウェザーセンターと回線を結ぶことで気象予報士から最新の気象情報が得られる。暴風雪や台風などの災害時には出番が増える。視聴者とウェザーセンターとの双方向性も重視しており、気象や季節にまつわる視聴者撮影の写真が毎日のように送られてくる。貴重な気象現象を撮影した写真も多く、番組内やホームページで紹介している。視聴者から個々の問い合わせを受け付ける「お天気相談」も実施している。これには催事会場の天気予報を尋ねて来る人が多い。札幌の初雪を当てる恒例の「さっぽろ初雪クイズ」には毎年大量の応募があり、昨年2013年は「11月8日午前11時50分」のズバリ正解賞が出た。当てたのは札幌市内の女性、賞品は家庭用の除雪機だった。

HBCはデータ放送でも市町村単位の詳細な天気予報を随時見ることができる。そして、昨秋から新たにスタートさせたのが「道（みち）カメラ」である。日本道路交通情報センターが北海道内109カ所に設置している国道カメラの映像を、気温や路面状況などの情報とともにデータ放送で提供している。ドライブ前に路面の降雪状況や凍結状態を確認することができて便利である。このように、天気予報は、データ放送、インターネット、モバイル端末など様々なツールを使って、いつでも得られる情報のひとつになった。テレビの前に座って天気予報が始まるのを待つ人はいない。それだけに、今後もテレビで気象番組が続くとすれば、求められるのは「より詳細な解説」だろう。視聴者と気象予報士が同じ地域に暮らすからこそ分かり合える信頼に満ちた気象解説が望まれる。昨冬も娘を抱いたまま父親が凍死する悲惨な暴風雪災害があった。「猛吹雪だから外に出るな。死ぬぞ！」とテレビで力強く呼びかける頼りがいのある天気予報は地方民放が行う重要な使命だ。HBCウェザーセンターへの期待は、益々高まっていくと思われる。

### 地域文化の育成

地方民放の地域密着とは、地域住民との間で情報をやりとりすることだけではない。もうひとつの側面に地域文化への貢献がある。全国各地のローカル局が様々な事業を通して頑張っている。北海道におけるウィンタースポーツの育成と発展もそのひとつだ。

HBCはテレビ開局（1957年）後の最初の冬に国体のジャンプ大会を中継放送している。これがウィンタースポーツにおける日本初のテレビ中継とされている。ジャンプ中継には何台のカメラが必要か、カメラをどこに置くか、何人いれば重たいケーブルをスタート地点まで運べるか、すべてが初めてのことだった。以後、スキートの回転競技やアイスホッケーなどテレビ中継の前例がないウィンタースポーツ番組を、演出陣と技術陣の創意工夫で次々と開発していく。ウィンタースポーツの楽しさを全国の人に知ってもらおうと、ひと冬にHBCカップ、宮様杯、雪印杯、ワールドカップのジャンプ4大会を全国放送していた時代もある。HBCカップジャンプは今冬が第56回の

開催。NHK杯ジャンプより1回多いことに、地域文化の発展に古くから寄与してきた地方民放の熱意と努力を感じていただきたい。1972年の札幌オリンピックでは、HBCが民放初の五輪国際映像制作に参加し、男子回転、女子大回転、女子回転の3競技の中継を担当した。ウィンタースポーツへの先駆的な放送実績が認められた結果だと伝えられている。

冬と言えば、札幌の大通公園で開催される「さっぽろ雪まつり」への協賛も地域文化に関わる事業である。HBCはラジオ時代から大通会場7丁目を「HBC広場」として運営し、1962年からは本格的な大雪像製作に乗り出した。スフィンクス、ノアの方舟、竹取物語など、雪で作る巨大な造形物を通して新しい芸術的空間を生みだしてきた。その後、札幌市民の国際交流と海外からの観光客誘引を考えて、会場を国際広場化し、大雪像を海外の有名建築物とした。その第1回が1976年の大雪像「アメリカ国会議事堂」(HBCアメリカ広場)である。製作にあたってはHBCのスタッフが当該国と綿密に打ち合わせをし、実際に現地を訪れて入手した詳細な資料をもとに雪上の図面を引いていく。放火で焼け落ちたソウルの南大門を雪像でいち早く復元した「HBC韓国広場」はまだ記憶に新しい。製作は陸上自衛隊北部方面隊が雪中訓練の一環として行っている。当該国の放送局からは取材クルーが派遣され、雪まつりの紹介はもちろん、札幌を様々な角度から取材してくれる。大使や大臣も挨拶にやってくる。国際回線を使って海外中継で大雪像を紹介することもある。こうして海外から多くの観光客が訪れるようになった。最近では東南アジアからの観光客が目立つ。東南アジアの人々は雪が珍しい。雪を見たくて北海道にやってくる。宿泊施設や食事、そして防寒対策や交通手段がしっかり整っている最も近い雪国が北海道なのだそう。1週間の会期中に訪れる観光客は200万人～250万人。そのうち外国からの来場者は5万人を超える。

地域に根ざし世界にはばたいている団体に「HBCジュニアオーケストラ」(1964年創立)と「HBC少年少女合唱団」(1965年創立)がある。北海道の音楽文化を育成する目的でHBCが企画・運営し、その歴史は半世紀に及ぶ。いずれも小学校4年生から高校3年生までの児童生徒で組織しており、学校も年齢も違う子どもたちが一緒になって音楽活動に取り組んでいる。練習はHBCのスタジオを使い、週に1～2回行われる。ジュニアオーケストラは2012年にウィーン楽友協会大ホールで演奏するなど、過去に5回の海外公演を経験した。卒団生のなかには国内外で活躍している演奏家も数多い。少年少女合唱団は2013年夏にイタリアのフィレンツェ国際合唱フェスティバルに参加し、グランプリの「金のダビデ賞」を受賞した。オーケストラも合唱団も北海道各地で演奏会を開催しているほか、札幌市の平和都市宣言イベントなど多くの公的事業に参加している。テレビのデジタル化による巨額投資で赤字経営が続いたとき、ジュニアオーケストラと少年少女合唱団についても存廃をめぐる議論になった。しかし、「子どものつぶらな瞳はHBCの輝く宝石だ。失ってはならない」という意見が大半を占め、今日に至っている。地域と放送局との関わりにおいては、放送局側が歯を食いしばって頑張らねばならないときもある。

### 小さな芽を多角的に展開

経営規模からいって、地方民放ができることには限界がある。地域で見つけた小さな芽をいかに大きく育てるか、そのためには外部との協同・連携が欠かせない。HBCで進行中の事業を一例としてあげよう。

それは、報道部の取材から始まった。ひとりの記者が耳慣れない「高次脳機能障害」に関するシ



ンポジウムに出席し、パネリストだった記憶障害の女子大生と出会った。彼女は網走出身で、高校生の時に交通事故にあって記憶障害と診断されていた。記者は、記憶障害について道民に広く知ってもらいたい、健気で力強い彼女の生き方も応援したいと考え、ローカルワイドニュース内で6分の企画特集を制作した。これが最初の小さな芽だった。その後、彼女の大学卒業、社会人としての生活、結婚と、3度の企画特集を放送し、通算5度目の「出産と死」が最後になった。彼女が子どもを出産後に死亡したのだ。HBCは5年にわたる取材記録を30分のテレビドキュメンタリーに再構成してTBSの深夜番組「報道の魂」で放送し、つづいて土曜夕方の「報道特集」で全国放送して反響が大きく広がった。さらに厚みのある番組にするため、周辺取材を加えて1時間番組のテレビドキュメンタリー「記憶障害の花嫁 最期のほほえみ」をローカルで放送した。これが2012年にJNNネットワーク協議会賞の大賞を受賞し、あらためて系列各局で放送された。そこへ、ドキュメンタリーをコミカライズして記憶障害を若者にも知ってもらいたいとの話が舞い込んだ。小学館の「プチコミック」で翌13年2月号から連載が始まった。タイトルは「抱きしめたい」に変更されたが、表紙には「HBC北海道放送制作の`記憶障害の花嫁、として感動を呼んだ実話のすべてを描く」と書かれた。漫画家は北海道大学出身の小純月子さん。1年後の14年1月には連載をまとめた新書版全2冊が発売された。次に舞い込んだのは、同じ小学館によるドキュメンタリーを書籍化する話。テレビで紹介できなかったエピソードも加え、タイトルを「記憶障害の花嫁」に戻して、北海道放送報道部取材班著作の単行本が13年9月に出版された。発売5か月で既に3回の増刷を重ねている。売り上げの一部はNPO法人「日本脳外傷友の会」に寄付される。そして、映画「抱きしめたい—真実の物語—」（監督：塩田明彦）が14年2月1日に全国311スクリーンで公開された。TBSを中心とした製作委員会が映画化したもので、主演は北川景子と錦戸亮。HBCも製作委員会に加わり、遺族と監督の間に入って台本が決定稿になるまで何度も話し合った。ロケは網走で行われ、主題歌は安室奈美恵が歌った。

地方で放送された数分のテレビニュースが、ドキュメンタリーになり、コミックになり、書籍になり、映画になった。映画はDVDになり、主題歌はCDになる。ドキュメンタリーの上映会や講演会など、記憶障害と向き合うイベントも展開している。めったにある話ではないが、ローカル局でもキー局や出版社など外部と連携することにより大技を仕掛けることができる。それはローカル局が地域に密着しているからこそ可能になるプロジェクトだ。地域に密着していなければ、小さな芽を発見することができない。HBCの記者が札幌のシンポジウムを覗かなければ、TBSも小学館も新しい文化を創出できなかった。公開された映画では、記憶障害の女性と彼女を乗せるタクシー運転手との感動のラブストーリーが、流水の網走を舞台に展開されていく。映画「網走番外地」で知られる網走市に映画館がなくなって久しい。市内のオホーツク・文化交流センターで開催された「抱きしめたい」のプレミア試写会には、彼女の母や夫など家族をはじめ高校時代の友人ら350人の市民が集まった。

## 2. 地上ネットワークこそ最強

### 「開局から現在までの地方放送局としての転換点」について

放送は技術を活用したメディアであり文化である。放送技術の進化が放送局にもたらしてきた影響は大きい。技術開発でテレビ送信所が無人化になると送出担当者は山の鉄塔から降りてきた。給

与袋にあった「山頂手当」もなくなった。このように、人手が機械に置き換わった例は多い。テレビ開局5年後の1962年にピークの816人だったHBCの従業員数は、現在254人に減っている。会社経営にとって大きな変化ではある。しかし、過去60年を振り返ってみると、技術の進化がローカル局の大きな転換点になっていないことに気づく。白黒画面がカラーになり、フィルム取材がビデオ取材に変わり、音声がモノラルからステレオになり、マイクロ中継が衛星中継になった。デジタル化されると、データ放送やワンセグ放送が始まり、画面サイズが4対3から16対9に変わって…、今度は4Kとか8Kだそうだ。放送局はそのたびに機器の交換を余儀なくされ、多額の出費を繰り返してきた。HBCも含め経営規模の小さいローカル局は赤字を計上する厳しいときもあった。しかし、放送が技術を活用したメディアであるからには技術革新を歓迎しなければならない。但し、その技術革新によって視聴率が上がったとか収入が増えたとかいう話は聞いたことがない。転換点という言葉の意味合いは各社各放送局で異なると思うが、地方民放テレビがこの60年にいくつかの転換点を経験したとすれば、それは技術革新によるものではなく、地方そのものの変化と東京キー局の編成思想に起因したものではないか。

#### ローカルワイドニュース番組の放送開始

HBCのローカルワイドニュース番組「テレポート6」がスタートしたのは1975年2月だった。ローカルニュース重視の編成改革は全国的にも先陣グループに入る。放送は午後6時からの30分。従来はアニメなど子ども番組の再放送枠だった夕方ゾーンに地方民放が風穴を開けた。「ローカルニュースはCM込み5分」という旧来の編成をテレビ開局から18年かかって打ち破った。これは地方民放として大きな転換点となった。

実は、ワイドニュース番組よりも情報番組の方がローカル編成は早かった。月～金の午前11時30分から「HBC奥様スタジオ」が始まったのは1966年。以後、時間枠を拡大したり、放送時間を午後帯に移したり、番組タイトルを変更したりしながら、今日の夕方情報番組に営々と続いている。主婦やお年寄りを対象に制作され、ローカル局の自社制作番組としてその歴史が果たしてきた役割は大きい。しかし、ローカルワイドニュースの開始は、報道体制や取材経費の拡大を伴ったため、組織面でも経営面でも地方民放にとって大きな変革となった。

「テレポート6」は、テレビ、テレホン、レポート、ポートを意識した造語で、一日のニュースが午後6時に集約する港のイメージだったが、後に6チャンネルのTBSから懇願されて番組タイトルを貸すことになった。30分の番組構成は、事件事故の発生モノが数本あって、次にニュースを深く掘り下げたミニ企画が来る。CMをはさんで10分前後の特集企画があり、天気予報や地域の話題が続いて、またあしたとなる。報道部の記者は、これまでの50秒原稿の世界から抜け出し、映像と音声による表現世界へと踏み込んでいく。ニュースが多様な視点を持ち始める契機にもなった。フィルムで映像化できないニュースをどう伝えるか、文字テロップだけのニュース、イラストレーターに絵を描かせた紙芝居ニュース、キャスターがブツを手を持つ小道具ニュース等々、これまでの50秒ニュースにはなかった様々な工夫が凝らされた。参考にしたのが、前年に始まっていたNHKの「ニュースセンター9時」である。TBSの田英夫から古谷綱正、入江徳郎へと続くキャスターニュースは放送ジャーナリズムの圧倒的な信頼を獲得したが、NHKの磯村尚徳はニュースの表現手法を一気に拡大した。しかし、この時代のテレビニュースを変えたのはNHKひとりの功

績ではない。指摘されていないことだが、「ニュースセンター 9時」を模範に斬新な取材・編集・構成を採った民放ローカルワイドニュースの存在が大きかったと思う（地方民放に比してNHKのローカルニュースは旧態依然だった）。

また、記者が10分程度の特集企画を日常的に担当することによって、ニュース番組はドキュメンタリー的な空間を漂わせるようになった。地方発の優れたドキュメンタリー作品が活況を呈してくるのも、ローカルワイドニュースに起点があるように思う。「テレポート6」の視聴率は半年後に上向き始め、やがてNHKを抜き、20%を超える日もあって営業的にも大成功した。「地方の時代」を提唱した長洲一二神奈川県知事が「第1回地方の時代シンポジウム」を開催したのは「テレポート6」スタートの3年後だった。地方に暮らす視聴者は、テレビに対してローカルニュースを含めた地域情報の充実を渴望していたのであろう。地域住民の意識がテレビを変えたとも言える。新聞の投書欄には「テレポート6の特集は新聞の論説よりはるかに実態を知ることができる」という視聴者の意見が掲載された。報道メディアの主役が新聞からテレビへと変わっていく転換点にもなったと思う。

### 「ローカルのローカル」の終了

HBCは草創期から「ローカルのローカル」を持っていた。札幌本社以外に、旭川、函館、帯広、釧路、北見、室蘭の6つの地方都市に放送局を起し、そのエリアだけで放送するラジオ・テレビの番組を制作し、CMも一部をエリア用に差し替えていた。前述の「テレポート6」も終盤の数分間は各放送局に切り換えられ、地域独自の情報が放送された。ラジオとテレビのスタジオを持ち番組制作機能を有したローカルのローカル局は、道内ではHBCとNHKだけだった。室蘭を除く5局には男女のアナウンサーがおり、朝野球の試合結果から地元高校の合格発表や公開録音番組まで、地域特有の個性的な放送に忙しかった。これらの放送局をリレーでつないで地域の問題を北海道全域に伝える番組もあった。私が入社した1975年当時は、局長以下22人が在籍した旭川放送局を筆頭に、ローカルのローカル局に101人の社員を配置していた。そのほかに地元採用の契約者やアルバイトもいて想像を絶する大布陣となっていた。私自身に勤務経験はないが、釧路へ出張した折に釧路放送局のラジオ深夜番組に飛び入り出演し、ニュース取材の裏話を語ったりリクエスト曲をかけてもらったりした。当時はローカルのローカル局にも歌謡曲を中心にレコードがたくさんあった。<sup>(3)</sup>

ところが、時代が進むと地方経済の衰退が目を見えなくなった。各エリアの人口は減少し、シャッターを閉じる店舗が増え、規模を縮小あるいは撤退する企業が相次いだ。影響はローカルのローカル局へまともに吹きつけた。100人の地方勤務者を支える収入がその地方では得られなくなった。1980年代後半になって、女子アナを地元採用のパーソナリティーに代えた。ついで、男子アナウンサーも本社に引き揚げた。やがてテレビの番組制作を休止し、その後ラジオ制作も縮小して、ディレクターと技術陣が引き揚げた。現在は営業と報道の要員だけが残り、一部でテレビの自治体広報番組を制作している。また、ラジオのCM差し替えが札幌本社からの地域別送出システムでかろうじて行われている。HBC1社の力では過疎化の波を押しとどめることができなかった。

広大な大地に544万人が暮らす北海道だが、札幌市内に193万人が居住している。道民の3人に1人以上が札幌市民という歪な人口分布だ。地域経済の衰退と人口の一極集中化は、ローカルの

ローカルを終了させ、地方民放と地域住民との関わりに変化をもたらし、テレビとラジオの収入構造を変え、放送局が組織の見直しを迫られた HBC 固有の転換点となった。地域密着としては後退だが、多メディア時代になってテレビの守備範囲が変わったとも指摘できる。朝野球の試合結果は放送でなくともインターネットなどで伝えられる時代になった。地方民放としては一定の役割を終え、その一部はコミュニティ FM などに引き継がれたのである。

ところで、過疎化が進んでもエリアをカバーする送信所の数や出力に変動はない。HBC の場合、テレビ送信所が親局を含めて 156 局、ラジオ送信所が親局を含めて 17 局。「ウシヤクマに電波を届けてどうするの？」と嘲笑する人もいるが、全国一の規模だ。地上波テレビのデジタル化経費で苦しんでいたとき、富山県は出力 1 キロワットの親局だけでエリアのほぼ 100% をカバーできると聞いてショックだった。同じ出力 1 キロワットなのに網走送信所の世帯カバー率は 2% に過ぎない。北海道の地方民放にとって、巨額のデジタル化投資がいかにかしく悩ましいものであったかを推察いただけると思う。

### 「日曜劇場」制作の終了

HBC 固有の転換点がもうひとつある。テレビドラマ制作の縮小である。固有と言っても、これは準キー局の大阪や名古屋、そして福岡の放送局にとっても同様の転換点だったかも知れない。

HBC は 1957 年のテレビ開局と同時にテレビドラマの制作に乗り出している。これも北の風土に寄り添う地域文化創造の一環だった。翌年には全国放送のレギュラードラマ番組「東芝日曜劇場」の制作に加わった。第一作は北限の米作りに挑む科学者と開拓者を描いた「北緯四十三度」。北海道大学の体育館にセットを組んでの生放送だった。HBC 制作の日曜劇場は、降りしきる雪や美しい自然を背景に演じられるロケドラマが新鮮で、全国の視聴者に人気があった。多い年には年間 7 本の作品を制作したこともあり、1993 年の「除雪車より愛をこめて」まで合計 154 本のドラマを全国に届けた。制作から離れた理由は、日曜劇場が一話完結ドラマから連続ドラマに路線変更したからだった。

ローカル局には連続ドラマを制作する体力がなかった。俳優を長期間にわたって北海道に拘束することも不可能だった。HBC はその後も TBS の「月曜ドラマスペシャル」や「月曜ミステリー劇場」などを舞台に一話完結ドラマの制作を 10 年ほど継続したが、近年では 2007 年に「たった一度の雪～SAPPORO・1972 年～」と「さいはての向日葵」の 2 作品を、2012 年に 30 分の 10 回連続ドラマ「スープカレー」を、2013 年に北海道大学の寮歌誕生を描いたドキュメンタリードラマ「都ぞ弥生 清き国ぞとあこがれぬ」を制作したにとどまる。

HBC 制作のドラマは評価が高く、芸術祭受賞 7 作品、日本民間放送連盟賞受賞 17 作品を数える。日曜劇場を制作していたのは、TBS と MBS（当初は ABC）、CBC、RKB、HBC の 5 地区の放送局。地方から良質のドラマを定期的に全国放送していた歴史は、日本の放送史に特筆すべきことと思う。脇役ではあるが地方在住の俳優もたくさん出演した。技術も美術も照明も東京に負けまいと頑張った。ドラマ制作は総合芸術なので、様々な分野で文化の創造と発展が見られた。それだけに、レギュラードラマの制作終了は HBC にとって（おそらく RKB にとっても）大きな転換点になった。そして、それは大阪や名古屋の放送局にも波及していった。

今日では京都や大阪を舞台にしたドラマでも東京キー局の制作がほとんどだ。背景に清水寺や南

禅寺が映っていても出演者は誰も関西弁を話さない。京都や大阪の放送文化はどこへ行ってしまったのだろう。厳しい条件のもとでドラマを制作しているローカル局もあるが、地方発のドラマは今まさに消滅の危機にある。NHKの「あまちゃん」が支持されたのは東北の地方文化を濃密に描きこんでいたからだろう。視聴率40%を記録するには日曜劇場「半沢直樹」のような連続ドラマに限るのだろうが、地方局が制作する珠玉の短編ドラマもあって良いと思うのだが…。

### 応援実況

テレビは公平公正な報道を旨としなければならない。その通りだが、プロ野球の実況中継はそんなことを言われてられない。アナウンサーも解説者も不公平を絵にかいたような偏向実況のやりたい放題だ。転換点は2004年。本拠地を東京から札幌に移した北海道日本ハムファイターズの登場だ。北海道初のプロ野球球団は地元ローカル局を大きく変えた。ラジオは実況中継番組を編成の柱に据えた。テレビは土曜日曜のデーゲームを中心に放送可能な枠を探し、HBCは1年目に5試合を中継した。いずれもローカル放送が基本だが、相手チームの本拠地にある地方民放へネットしたり逆にネットしてもらったりもした。実況アナウンサーは勉強も兼ねて5人は必要ということになり、他部署に異動していた元アナウンサーが急きょアナウンス部に戻されたりもした。今の彼はHBCを代表するプロ野球の実況アナウンサーである。日本ハムの北海道移転はアナウンサーの人生をも変える出来事だったのだ。

プロ野球中継を自社制作で放送して分かったのは、従来の巨人戦より視聴率が圧倒的に高かったことである。全国ネットの巨人戦を北海道でそのまま放送するのと、日本ハム戦に差し替えて放送するのでは、数字に天と地の差があった。片やヒトケタ、片や20%超え。ゲームを差し替えてもネットCMはそのまま放送するので、ローカル局で独自のCMをつける枠が残っていない。だから、日本ハム戦に関わる収入はゼロということになる。放送権料や番組制作費はすべて持ち出しである。それでも高視聴率は魅力だった。こうして、プロ野球中継はネット番組から強力なローカルコンテンツへと変わっていった。それをガッチリ支えるのが不公平実況、いや応援実況だ。日本ハムは北海道を本拠地とする球団なのだから、北海道の放送局は日本ハムを応援する実況に徹的にこだわった。「前畑ガンバレ」のオリンピック中継のようなものだ。音声を聴いている限り、負けていても勝っているかのような気分になる。味方が打てば凡フライでも「打った！入るか、入るか…、惜しい」となる。敵がホームランを打てば「入ってしまいました。風に乗りましたかね。」となる。相手チームのファンが聞くと腹が立つような一方的な表現だが、苦情は少ない。応援実況は地元ファンに楽しくプロ野球を見てもらうことを最優先とする放送だ。RKB毎日放送からソフトバンクとのビジターゲームをネット受けする場合は、アナウンサーと解説者を福岡に派遣し、北海道内では音声を日本ハムの応援実況に差し替えて放送する。NHKなどのBSが同ゲームを中継しても、地上波に地域密着の応援実況がある限り視聴率の面での脅威はない。

かつての地方民放は「すきま産業」と揶揄された。キー局が編成するネット番組ゾーンの間隙にできたローカル枠でミニ番組を放送して収入を得る構図を指す。しかし、ネット番組収入の落ち込みもあって、今は隙間が拡大する方向で構造変化が起きている。北海道で絶大な人気を持つローカル番組「日本ハムファイターズ戦」を、巨人戦の差し替えでなくてもゴールデンタイムで放送できる機会が増えた。これは地方民放にとって大きな転換点と言える。2013年のHBCテレビはデー

ゲームとナイターを合わせて28試合を実況中継した。ラジオは全144試合中143試合を放送した。かつて道民の70%が巨人ファンと言われた北海道のプロ野球中継がすっかり様変わりした。この転換点は、放送局側の事情によるものではなく、地域が要請し住民が望んだことに地方民放が応えたものである。

### 地上ネットワークに自信を持つ

メディアの世界は目まぐるしい勢いで動いている。地方民放のライバルと目されるメディアは数知れない。「テレビ離れが進んでいる」とか「次の東京オリンピックまで持たない」などと喧伝する人もいる。事業再編や企業統合の声も飛び交う。放送は従来 of 事業運営で維持されていくのか、環境変化にどう対応すべきか、今がまさに新たな転換点という見方もできる。しかし、大事なのは冷静に対処することだろう。考えてみれば、多メディア化に振り回されているが、地方民放は大きな転換点になるほどの影響をまだ受けていない。自分たちのメディア力に自信を持つことも転換点を乗り越えるために必要だ。

放送メディアとしては最大のライバルになるBSについて考えてみよう。デジタル化による受像機買い替えで三波共用チューナーが普及し、地上波がBSに視聴率を食われる事態が生じた。巨額のデジタル投資でヘトヘトになっていた地上波テレビへの追い討ちである。BSの落ち着いた構成の番組が地上波のうるさいバラエティーより見やすいという意見が多く聞かれ、BS視聴可能世帯は73%を超えるまでになっている。BSを実質的にグループ経営している地上波キー局は様子を見て主軸をBSに移行することが可能だ。地方民放は置いてけぼりを食うことになる。それゆえ、「地上波ローカル民放局に生き延びる道はない」と言い切る論者もいる。

しかし、どうだろう。BSは今後も右肩上がりが続くのだろうか。地上波テレビは60年前から使ってきたメディアなので古びて見えるだけかも知れない。歴史に登場する順番が逆だったらどうだったのだろうか。戦後の三種の神器がBSテレビで、デジタル化によって颯爽と登場したニューメディアが地上波テレビだったと仮定してみたい。「BSは良くも悪くも全国一律の広告しか出せなかった。ところが、地上波のスポットCMは各放送局との個別契約なので、必要な地域に必要な量の広告を打てる。これは効率的だ。」「北海道では8月末から冬タイヤのCMが繁忙期になるが、東京や大阪では必要のない商品だ。BS時代は何と無駄な広告費を計上していたことか。」「新商品の地域限定テスト販売もCMと連動できる。技術の進歩とはいえ過去の浪費が悔やまれる。」等々、スポンサーから見れば地上波ほど便利で効率的な媒体はないということになる。タイムCMも同様だ。「地上波のタイムCMはBSと違って地域別に中身を差し替えられる。自動車メーカーだと、東京でセダンのCMを放送し、北海道で四輪駆動のワゴンが放送できる。」と、使い勝手の良さは画期的だ。全国の地方民放をネットワークでつなぐ地上波は、テレビ広告のスタイルを根本的に変える革命的媒体と絶賛されるだろう。BSは炭焼き小屋にはならないが、通販の倉庫になる云々くらいは言われるかも知れない。荒唐無稽な話で申し訳ないが、地上波テレビが持つ広告媒体としての機能に、私たちはもっと自信を持つべきである。

番組編成面でも地上波のローカル局は本丸を死守すべく強力な砦を構えている。各地の地方民放が有しているニュースの取材力だ。HBCが札幌以外の道内17カ所に取材基地を置いていることは既に述べた。加えて、専用ヘリを待機させ、FP車や衛星中継車を配備し、各地に情報カメラを設

置して、ニュース報道に万全を期している。こうしたローカル局がネットワークを組むことによって地上波民放のニュース番組が成立している。この仕組みをBSが備えるのは不可能だ。BSは地域別に個別情報を提供できないと同様に、地域からニュースを汲み上げることも苦手だ。報道番組に力を入れているというBS各局だが、報道解説の番組は編成できてもニュース番組は実現不能だ。

インターネットはどうだろう。こちらも歴史に登場する順番を逆に考えてみる。「ニコニコ動画は記者会見をだらだらと伝えるだけだったけど、今度登場した地上波デジタル放送は重要な発言を編集して放送する。忙しいので助かる。」「ネットでニュースをチェックしていたが、興味ある項目しか開かなかつたので首相の名前も知事の名前も知らない。地上波は映像も音声もあるし、ながら視聴、もできるので、首相や知事の名前も自然に耳に入ってくるらしい。すごいメディアだ。」となる。

地方民放にとって未来を失いかねない大きな転換点は、いつ、どんな形であられるのか…。戦々恐々としているだけでは生き延びられない。迎撃態勢は自らの機動力アップから始まる。デジタル化された地上波テレビのネットワークこそ最強のニューメディアという自信を持ち、60年にわたって培ってきた得意技に磨きをかける。能天気と言われる批判は覚悟のうえで、おもいきり明るい未来を描いていきたい。

### 3. 北海道の自然とともに生きるメディア

#### 「各地域固有の『社会問題』『災害』への現在までの取り組み」について

夜の札幌に銃声が響いた。1発だったとも2発だったとも言われる。札幌市警察本部の公安警察官、白鳥一雄警部が射殺されたのは1952年1月21日。HBCが高さ80メートルの木柱アンテナから北海道民放初となるラジオの試験電波を発射した2日後のことである。「JOHR。こちらは北海道放送でございます」の第一声をどれだけの人が聴いたことだろう。そんな時代に起きた白鳥事件は、松本清張が「日本の黒い霧」で取り上げ、戦後の謎の公安事件として知られるようになった。この年に4歳だった子どもが、長じてHBCに入社して報道記者となり、定年退職後も白鳥事件の関係者を追いつけて2011年にラジオドキュメンタリー「インターが聴こえない～白鳥事件60年目の真実～」を制作した。番組はギャラクシー賞と放送文化基金賞を受賞し、2013年には筑摩書房から「亡命者 白鳥警部射殺事件の闇」を上梓した。取材する者と取材される者が同じ時を刻んでの60年である。ひとつのテーマを長く深く丁寧に取材できるのは、地域に根ざしたローカル局とローカル記者に与えられる特権だ。地域固有の社会問題と向き合う地元メディアとして、私たちは誇りと責任を持っている。正直に言えば、よそ者にショバを荒らされたくないと思ふ。

その取り組みの多くはニュース取材から始まりドキュメンタリー番組に結晶する。HBCはラテ兼営局なのでテーマによってはラジオドキュメンタリーにするケースもあるが、テレビに限っていても実に多種多様な作品を制作してきた。「陳情」「第九を歌った町～北海道・清水町～」「地底の葬列」「狼がやってくる？～さまよえる福祉施設～」「核と過疎～幌延町の選択～」「大草原の少女みゆきちゃん」「暴かれた官の金庫～北海道庁20億円の不正経理の構図～」「DEER～C. W. ニコルが見たエゾシカの世界～」「学校とは何か？ツッパリ・中退・不登校と格闘した10年」「外国人お断り～平成浮世風呂の湯加減」「いのちの記憶～小林多喜二 二十九年の人生～」「あかひげよ、

さらば。～地域医療の“再生”と“崩壊”の現場から～」…、タイトルから内容が推察できるだろう<sup>(4)</sup>。各時代の各記者が地域にこだわって粘り強く取材した成果のほんの一部である。芸術祭賞や放送文化基金賞、日本放送文化大賞、ギャラクシー賞など高い評価を受けた作品も多い。日本民間放送連盟賞ではテレビドキュメンタリーだけでも34作品が受賞している。

このように、地方民放が抱える地域固有の社会問題は数多い。HBCのライブラリー室を覗くと、農業の冷害凶作と米の減反政策、200カイリ排他的経済水域制定、石炭産業の終焉、国鉄赤字ローカル線廃止、北海道拓殖銀行の経営破綻など、ある時期に集中したテーマがある一方で、北方領土、医療過疎、限界集落、TPP、JR北海道など、長く継続中の問題や新たに発生した問題もある。これらを一つ一つ紹介するには時間も字数も足りない。いくつかを例にあげる。

### 先住民族

HBCテレビは、2013年8月から「イランカラプテ！こんにちはからはじめよう。」のキャンペーンスポットを繰り返し放送している。「イランカラプテ」はアイヌ語で「こんにちは」の意。アイヌ文化の普及啓発を推進するため、アイヌ語のあいさつ「イランカラプテ」を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させるキャンペーンだ。北海道知事や日本ハムファイターズの栗山監督、HBCの人気パーソナリティー、それにHBCのマスコットキャラクター「もんすけ」などが出演している。北海道開拓の裏で苦悩の歴史を歩んできた先住民族アイヌの諸問題は、北海道を基盤とする放送局にとって固有の重みを持つ。ラジオ・テレビの開局以来、アイヌ文化の保存から差別問題まで様々な角度から向き合いを続けている。

HBCの創立当初から大きなテーマとなったのは、アイヌ固有の貴重な民族文化の保存だった。「消えゆく文化になるのでは」との危機感を抱いたラジオのスタッフが、ユーカラ（口承文芸）やムックリ（口琴）の演奏をデンスケで録音した。これがアイヌ民族と放送との最初の接触だった。テレビも開局当初はアイヌの人々にスタジオで古式舞踊を披露してもらうなどしているが、生放送の時代だったため、一部のフィルムを除いて映像記録はほとんど残っていない。残っているのはアイヌ民族関連のテレビドキュメンタリーである。内容を整理すると、アイヌ民族の風習や伝統を記録した作品、シャクシャインの乱などアイヌの歴史を解説した作品、子どもや若者の新しい生き方を追った作品、差別や偏見と真摯に向き合った作品など、多岐にわたる。

TBSテレビの「そこが知りたい」の枠で全国放送したHBC制作の「カムイ イオマンテ」（1985）は、熊の霊を神におくる熊送りの儀式を独占取材したものだ。イオマンテ（イヨマンテとも）はアイヌの伝統儀式だが、クマを殺処理しなければならず、久しく実施されていなかった。「エカシ（長老）が健在なうちに記録を残さなければ儀式の次第や意味がわからなくなる」との理由で、テレビによる映像記録がアイヌ民族側から企画された。しかし、本番直前の打ち合わせで関係者から多くの疑義が出た。「テレビに映りたくない」「クマを殺すので残酷な民族だと誤解される」「見世物にしかならない」「過去の誤解を解くチャンスだ」「アイヌ民族として誇りを持ちたい」。議論は夜遅くまで続いた。結局、こうした議論があったことも含めてドキュメンタリーにまとめることでテレビ放送が了解され、ディレクターの私にすべてが任された。写真集を出す大手出版社とHBCの2社だけが3日間にわたる儀式の全容を記録した。番組キャスターの荻昌弘は、番組の最後にこう語った。「100年以上にわたる壮大な北海道の開拓。これは同時に先住民族だった



アイヌの生活基盤を根こそぎ失わせていくものであった。アイヌは狩猟民族と言われるが、自然があって、自然のなかに人間がいて、自然の恵みをいただいて生きていく採集人だったと私は思う。アイヌの人たちは、失われていくアイデンティティ…、アイヌはいったい何なのかという思いを必死に探る気持ちで、今回、28年間も絶えていたイオマンテを蘇らせたのです」。

明治以来の一方的な同化政策に苦しんだ先住民族の歴史を集大成したドキュメンタリーが「保護か差別か～北海道旧土人保護法の100年～」(1995)である。差別的な法律によって虐げられてきたアイヌ民族の歴史と現状を取材し、先住民族を「旧土人」と呼ぶ忌まわしい法律を100年も放置してきた国のありようを糾弾した作品である。アイヌ文化振興法の施行により北海道旧土人保護法が廃止されたのは放送から2年後の1997年だった。

しかし、法律が変わってもアイヌ民族の諸問題がすべて解決したわけではない。HBCのニューズライブラリーを検索すると、アイヌ民族に関わるニュースは毎年20本程度放送している。過去最も多かったのは、後にアイヌ民族初の国会議員となった萱野茂が参議院選挙に立候補した1992年のことで、自然と共存するアイヌ民族の習慣や文化への関心が高まって年間90本の関連ニュースを放送している。昨年の2013年も「官房長官がアイヌ民族資料館を視察」「北海道大学がアイヌ民族の遺骨をずさん管理」「入れ墨をしたマオイ族の入浴を拒否した温泉施設にアイヌ団体が抗議」などが並ぶ。これらのニュース映像は、アイヌ文化の保存とは別の意味合いで、アイヌ民族の貴重な記録となっている。まだ60年に過ぎないが、アイヌ民族に関わる情報発信・記録・保存を日常的に行っているのは北海道のローカルテレビ局だけだ。その意義は大きい。自然とともに生きてきたアイヌ民族の知恵は貴重だ。今だからこそ教わることも多い。「イランカラプテ！こんにちはからはじめよう。」のキャンペーンは始まったばかりだ。

## 北方領土

北方領土問題も北海道固有の大きなテーマである。太平洋戦争末期に日ソ中立条約を破棄したソ連軍が、北方4島(国後、択捉、色丹、歯舞)から日本人を追い出した。日本はソ連そして現ロシアに領土返還を求めているが交渉は進まない。北方領土がHBCのテレビニュースに初めて登場したのは、根室の昆布漁船がソ連に拿捕された1958年の事件である。以後、相次ぐ拿捕事件と北方領土返還運動が頻繁に報道されていく。

北方領土返還を訴えるドキュメンタリー番組も数多く制作された。評論家の大宅壮一、扇谷正造、小汀利得や、作家の新田次郎、戸川幸夫、石原慎太郎、そして一竜斎貞鳳から中村メイコまで各界の人々が北方領土問題を語る「百人の発言・帰れ北方領土」が放送されたのは1970年。沖縄返還の2年前だ。そして、1979年からは北方4島の認知度を北海道外で高めようと、年に一度の全国ネット番組(60分)がスタートした。企画は北方領土返還キャンペーンを展開していた内閣府だが、番組はHBC主導で制作された。開始当初は「望郷」「えとろふへの道」「鮭を待つ少年」など北方領土に関わるテーマをドラマにして放送した。ドラマ形式が7作品続いたあと1986年からドキュメンタリーに変わる。「北方領土・道は険しくとも」がその1回目である。北方領土の番組で最も歯がゆい思いをするのは、取材クルーが北方4島に上陸できないことだ。北方領土はソ連が実効支配している。ソ連側は私たちがビザを持参すれば北方領土に入ることを許可する。しかし、日本側は、ソ連領を認めることになるソ連ビザによる上陸を許さない。これはソ連がロシアに

なった今も同じだ。それゆえ、領土問題は周辺取材から迫ることになる。北方領土が地図にどう表現されているかを世界各地に取材した「世界地図に描かれた北方領土」、ソ連の実効支配を許した歴史に迫る「ヤルタの選択・歴史が明かす北方領土」、ソ連との領土問題を解決したデンマーク、フィンランド、スウェーデンの事例を取材した「北方領土・北欧からの報告」など、海外取材を盛り込んだ様々な企画が生まれ、全国放送は2003年まで続いた。実に25年にわたる取り組みだった。これも「地域に根ざし世界にはばたく」の一例と言える。<sup>(5)</sup>

こうした動きのなかで、1991年、サハリンのユジノサハリンスクにHBCサハリン事務所を設置した。北方領土とロシア極東地域の情報を収集する拠点である。現地雇用したロシア人カメラマンが北方領土内の映像を撮影することもあった。この事務所は、やがてJNNのロシア極東支局に発展し、その後はウラジオストクに移設される。1994年の北海道東方沖地震で北方領土に大きな被害が発生したとき、その惨状をいち早くスクープしたのも極東支局のロシア人カメラマンだった。また、地震と津波で家を失った多くのロシア人に対する人道的配慮から、HBCの天気予報は期間限定で北方領土の気象情報を伝えた。国後島では日本のテレビを受信して日本の番組を見ている人が多いのだ。ロシアの少女が自宅のピアノでテレビドラマ「水戸黄門」のテーマ曲をさりりと演奏して驚いたことがある。あの少女は助かったのだろうか。北方領土の天気予報がロシア人に役立ったかどうかは確認していない。

この間、北方海域でうごめく密漁やレボ船などの実態を鋭く描いた「サーモン・コネクション」(1979)や「黒い海図～レボ船に乗ったスパイ～」(1980)など優れたドキュメンタリーも生まれた。また、国民同士が衛星生中継で本音を話し合うテレモスト(テレビブリッジ)を日ソ間で実施した。日ソ共同制作番組「札幌・サハリン テレモスト～近くて遠い子供たち」は1988年12月の放送。札幌とユジノサハリンスクの両雪まつり会場を結んだ「日ソ雪まつりテレモスト」は1991年2月の放送。札幌とノボシビルスクを結んだ「日ソ学生テレモスト～21世紀のフロンティア達～」は同年11月の放送だった。ソビエト連邦が崩壊したのは、この放送の1か月後である。

1992年になると、元島民らを対象にしたビザなし渡航が始まった。第1回の渡航に同行取材したHBCのカメラマンは北方領土の床屋さんで散髪して帰ってきた。曰く「お土産が何もないので…記念に…」。私も同行取材を3回経験したが、ホームステイ先でバーニャ(サウナ)に入れてもらい、白樺の枝で身体をパチパチ叩くロシア式入浴を楽しんだ。「領土返還がなって観光ホテルを建てるなら風呂はバーニャに限る」と独り日本語をつぶやきながら。

北方領土返還をテーマとした全国ネット番組は、社会主義体制が崩壊したことや、ビザなし渡航が定着したこと、そしてネット番組の編成改革などから、いったん役目を終えた。しかし、北方領土を間近に抱える地方民放の取材態勢は変わらない。新人記者や新人カメラマンにはビザなし渡航を経験させ、合わせて北方4島の変化を映像に記録し続けている。

## 銀行崩壊

地方民放は地域住民のためのメディアである。日々のニュース報道のなかにこそ地域固有の社会問題が潜んでおり、それを掘り起こして住民にどう伝えるかがメディアの力量となる。

歓楽街のど真ん中にあった北海道拓殖銀行すすきの支店の跡地は、いつのまにかゲームセンターになっている。明治33年の設立以来100年にわたって北海道の産業・経済を牽引してきた巨大パ

ンクの面影をここに探すことはできない。経営破綻に追い込まれたのは1997年11月17日だった。都市銀行としては、戦後初めての、そして今も唯一の破綻銀行である。北海道では親しみを込めて「拓銀さん」と呼ぶ人もいた銀行の終焉を、HBCは地元のローカル局として以下のように伝えた。

危機が叫ばれ始めたのはバブルの波が引いた1994年頃からだった。大手週刊誌などが「危ない」「乱脈」「解体」などと派手に書き立てる。このような事態に遭遇して、地元メディアは何をどう伝えるのか…、きわめて慎重な報道が求められた。視聴者＝道民に事実を隠すことなく伝えるが、決して混乱を起こしてはならない。これが社内の共通認識だった。報道部内の4人の経済担当記者が「拓銀班」を作って取材にあたった。翌年の95年3月期決算で拓銀は初めての経常赤字となり経済界に衝撃が走った。しかし、不動産の売却で当期損益を黒字にして期末配当を行った。一般的に、ニュースの各項目の放送時間は秒単位で決められ、長い原稿は許されない。拓銀報道では、短くてもどこまで正確にそして誤解無く伝えられるか、原稿作成に腐心する日々が続いた。ひとつ間違えると、銀行の信用不安を誘発して取り付け騒ぎが起き、北海道経済は大混乱に陥る。拓銀が2期連続の赤字方針を打ち出したときは、頭取本人にテレビ出演してもらった。人員削減や支店の統廃合、野球部やスキー部の休部など、思い切ったリストラ策を発表した直後だったので視聴者の関心は高い。拓銀頭取がローカルワイドニュース「テレポート6」のスタジオでキャスターの隣に座った。そして、キャスターの質問に答える形で、拓銀が今後どうなっていくのか、どうしようとしているのか、銀行トップの口から直接視聴者に説明してもらった。こうしたニュース番組の制作が、地域に密着した地方民放の責務であり得意技なのだ。

97年11月16日の夜に拓銀を取材していたのはHBCだけだった。この夜は、フランス・ワールドカップへの出場を決めるサッカーの対イラク戦がテレビ中継されていた。しかし、その裏で我が経済担当記者4人が秘かに動いており、情報を整理すると拓銀の経営破綻が見えてきた。破綻に終わった北海道銀行との合併騒動どころの話ではない。銀行が潰れるのだ。TBSの経済記者に連絡をとってみると、日曜日にもかかわらず大蔵省に煌々と明かりが灯っているという。日が変わって17日の午前3時になると、「拓銀が経営破綻」というニュース速報をいつでも出せるだけの情報が集まった。しかし、この速報では大混乱を招く危惧があった。預金がどうなるのか、大蔵省がどう動くのか、破綻銀行の受け皿はあるのか、そこまで伝えなければならない。破綻だけの速報をしてはいけない。道民の財布を守ることが最優先だった。4人の記者のうちキャップが本社に陣取り、1人が拓銀頭取の自宅前に、1人が北洋銀行頭取の自宅前に、1人がかねてより準備していた特別番組用の素材整理に入った。編集長やデスクや応援記者も出社している。これまでの取材で北洋銀行が受け皿になる見通しは持っていた。午前4時過ぎ、TBS記者から蔵相の早朝会見予定の情報が飛び込む。制作技術部がテレビ中継車を大通公園の拓銀本店前にスタンバイする。夜が明け始めてくると拓銀頭取自宅前に日経新聞系テレビ局が顔を見せた。胃が縮み上がる。一刻の猶予も許されない。TBSと連絡をとり情報の最終確認をしたうえで、午前6時23分、全国へ向けて速報文字をテレビ画面に映し出した。「北海道拓殖銀行が経営破たん 北洋銀行に営業譲渡」の速報を見て、報道部長だった私はしばらく震えが止まらなかった。

時を置かずにキャップが拓銀本店前から全国へ生中継レポート。北洋銀行頭取の自宅前に待機していた記者は、営業譲渡を認める頭取の単独インタビューに成功した。TBSネットの朝の情報番組で何度か詳細情報を伝えたあと、午前10時20分からローカル特別番組「HBC報道スペシャ

ル・拓銀自主再建断念」を55分にわたって緊急編成した。午前中に特別番組を編成した放送局はNHKも含めて他になかった。地元有力紙の北海道新聞が追いかけるように号外を出したが、紙面を大きく飾った「けさの拓銀本店」の写真にはHBCのテレビ中継車が映っている。他紙の写真にもリポートやインタビューするHBC記者が多数使われた。早朝のスクープに他社が駆けつけても、現場にはHBCしかいなかったことを物語っている。HBCはその後も特番体制を継続し、昼からは「HBC報道スペシャル・拓銀が消える日」を経済学者など専門家の解説も交えながら放送し、夕方のレギュラー情報番組につないだ。こちらも急きょ内容を変更し、預金は大丈夫なのか、ローンはどうなるのか、視聴者が最も不安に思っていることを解説した。視聴者から寄せられる電話やファックスでの質問に答える形の番組構成とした。

拓銀の経営破綻は全国的にも大きなニュースだったが、道民にとっては預金通帳を握りしめてしまふほど身近で緊急性の高い重大事件だった。こういうときこそ、地方民放の真価が問われる。新聞休刊日だったこの日、地域固有の社会問題に真正面から取り組み、地域住民が必要とする情報を発信し続けたメディアはテレビのローカル局だった。HBCの拓銀報道は1997年の最も優れたスクープとして系列内で高く評価され、JNN大賞を受賞した。

### みんなで食べよう！北海道

伊勢名物「赤福」の餡はすべて北海道産の小豆が原料である。餡に包まれた餅もほとんどが北海道産のもち米で作られている。アメリカブランドのアイスクリーム「ハーゲンダッツ」の原料となる牛乳は北海道の浜中町農協が一手に引き受けている。日本伝統の味から渡来の美味珍品まで北海道なくして食品を語ることはできない。エリア固有のテーマとは言い難いが、日本の食料基地・北海道をエリアとする地方民放として草創期から農畜産業への強い関心を持ってきた。「みんなで食べよう！北海道」は2008年にスタートさせたHBCの新しいキャンペーンである。様々な催事やテレビスポット告知で、地産地消や食育の大切さを訴え、北海道の農業と酪農を応援している。

60年前の北海道農業は「4年に1度は冷害を覚悟しなければならない」と言われていた。冷害による大凶作が戦後の貧しい農村を襲った。ある地域では弁当を持ってこない小・中学生がクラスの8割にのぼったという報告もある。そのたびにHBCはラジオ・テレビを通して冷害克服キャンペーンを展開した。「農事相談室」といったミニ番組をシリーズ化したり、冷害のない未来の農業を考える特別番組を放送したり、農家を救うための討論会を開催したりした。また、被災地への義捐金を募った。それから半世紀、思えば北海道の農業ほど大きな変化を遂げて逞しく生き残った産業は他にないかも知れない。開拓以来「冷害に強い米の品種改良」を担ってきた旭川の農業試験場が「優良米の早期開発試験」へと大きく方向転換したのは1980年のことだった。そこで誕生した「きらら397」が農家で作付けされたのが1989年。そして今や北海道の米が一番旨いとまで言われるようになった。地球温暖化の影響も指摘されている。新潟や東北地方は米を作るには気温が高過ぎるらしく、コシヒカリの最適地は北海道だと話す人もいる。それにしても、こういう時代が来ることを60年前に誰が予想しただろう。

現在のキャンペーンは「食」に関する幅広い知識を身に付けてもらうことに主眼が置かれている。全国そして海外でも放送される前述の「森崎博之のめぐり王国北海道」はその中核的番組である。また、道内の小学生40人が札幌近郊にある酪農学園大学で酪農体験をする番組「元氣！ミル

ク大学」は年に1度の放送が続いて10年以上になる。現役の大学生から酪農を学ぶ3泊4日の研修は感動的で、最終日には小学生も大学生も涙があふれる。2012年には午後7時からのゴールデンタイムに挑戦して「北のフード熱血応援団 ケッパレ!ごはん」(60分)を月に1度放送した。「ケッパレ」は「頑張れ」の方言。北海道の「食」と「食をめぐる人たち」を熱く応援する地域密着バラエティーとして制作した。食卓をテーマとする楽しい話題が盛り込まれ、この番組がきっかけとなって制作したドキュメンタリーもある。それは全国放送にもなった。

「みんなで食べよう!北海道」のキャンペーンを推進しているのはHBCの各セクションからメンバーを選んだ「HBCフードコミッション」。報道、制作、編成、営業などの社員が集まっては知恵を出し合っている。「食のBravo!週間(ウィーク)」を設定してラジオ・テレビの様々な番組で北海道の食にこだわる特集企画を展開したのもそのひとつ。生産者と消費者をつなぐのがメディアの役割という姿勢を貫き、期間中に北海道米「ゆめぴりか」1トンを5キロ袋に分けて200名にプレゼントした。プロ野球日本ハム戦が行われる札幌ドームで道産食材にこだわった特製弁当を売り出したのもキャンペーンの一環だ。弁当の名称はHBCのマスコットキャラクターを入れ込んだ「みんなで食べよう!北海道 もんすけ弁当」。データ放送では、ゲームをすると旬の野菜がプレゼントされる「HBCテレビで野菜を育てて食べよう!でじたぶるガーデン」を開園している。秋に札幌の大通公園で開催される「さっぽろオータムフェスト」にも出店して、道産食材を生かしたオリジナル食品を制作販売している。人気一番のソフトクリームには、HBC本社の屋上に養蜂箱を置いて生産したハチミツが使われた。

TPP問題が迫っているなか、上述のように、食の安心とは何か、地産地消とは何か、農産品の海外輸出、未利用食材の有効活用、観光との連携等々、生産者と消費者とが一緒になって考えるテーマと場を、各放送番組や食にまつわる催事場で提供している。まずは社員からということで、食関連の社内講演会が頻繁に開催されているほか、社員食堂でもランチメニューの産地表示が始まっている。

### 災害報道の備え

この60年を振り返っても、北海道は大きな災害・事故に見舞われている。十勝沖地震、北海道東方沖地震、津波で死者行方不明者230人を出した北海道南西沖地震、有珠山や十勝岳の噴火、台風で死者行方不明者1155人を数えた青函連絡船洞爺丸沈没事故、路線バスの乗客など20人が死亡した豊浜トンネル岩盤崩落事故、9人が死亡した佐呂間竜巻災害、登山者9人が低体温症で死亡したトムラウシ山遭難事故など枚挙にいとまがない。石炭産業華やかな時代には炭鉱事故も繰り返した。ガス突出、ガス爆発、粉塵爆発、落盤、坑内火災…、炭鉱事故は季節の変わり目に多かった記憶がある。寒暖の差が大きい北海道の地盤変化に関係したのだろうか。現場に近づけない、現場を見ることができない難しい取材の代表格だった。報道カメラマンの結婚披露宴の会場に炭鉱事故の一報が入ってデスクと記者2人が席を外し、3分後の第二報でカメラマン5人がいなくなり、10分後の第三報では記者もカメラマンも誰一人いなくなったという逸話が残っている。

こうした災害や事故の報道は、過去に遭遇したひとつひとつの経験がものを言う。今や衛星中継の時代だが、かつての技術陣は過去の中継経験をもとにしたマイクロ中継図面を作成していた。マイクロを四段経由して事故があった山深い炭鉱からの生中継を成功させたこともあった。加えて、

原発事故のように北海道では未経験の事故に対する準備も、東日本大震災と福島第一原発事故を参考にして進めている。スタッフが足りなくなる深夜を想定した報道部の地震訓練も毎週繰り返している。そうした準備は、報道部門や技術部門にとどまらず、ロジスティクスを担当する管理部門にも広がっている。東日本大震災では AM ラジオのきめ細かな災害報道が高く評価された。日頃から耳慣れているアナウンサーやパーソナリティーの声を聴くだけで、被災者が落ち着きと安堵感を取り戻したとの報告もあった。情報を共有でき、かつ役割を分担できるラテ兼営局ならではの災害報道を探っていきたい。

北海道の雄大な自然には災害も内包されている。地震、津波、暴風雪、集中豪雨、竜巻、台風、雪崩、噴火、ヒグマ…。自然災害が発生するのは当たり前であり、これを避けることはできない。しかし、被害を小さくすることは人間の知恵で可能だ。冬に猛吹雪が発生すると、ほぼ全てのテレビ局が L 字情報を放送する。テレビの放送画面を縮小させ、L 字型にできる画面の余白に文字情報を流す仕組みだ。列車の運転見合わせ、バスの運休、フェリーの欠航、空港の閉鎖、学校の臨時休校、停電情報、道路通行止め、避難勧告…。L 字情報は暴風雪警報などが発令され日常生活に不具合が予想されるたびに実施される。人命にかかわる情報もある。そのひとつひとつが、地域情報を収集し整理して報道する地域密着の放送活動になっている。他のエリアでは視聴できないので、北海道の地方民放が冬期間に何度も L 字情報を放送している事実はあまり知られていない。すべては、地域住民の人命と財産を守るためである。同じ情報を、テレビ・ラジオだけでなく、データ放送やホームページでも活用している。また、デジタル化によって地上波テレビはモアチャンネルが可能になった。HBC ではまだ実施に至っていないが、東京からのネット番組を第 1 チャンネルとし、第 2 チャンネルで地域の災害報道や災害防止報道を放送することができる。映像と音声の本格的なテレビ放送なので、文字情報より詳細な情報を伝えることができる。これも地上波だけが持つ機能であり、地方民放が地域密着で視聴者の信頼を得るための切り札のひとつだ。

### 情報の仕入れと売り込みに海外へ

結局、地域固有の社会問題にどう取り組むかと問われれば、冒頭に掲げた「地域に根ざし世界にはばたく」に戻る。HBC が北海道のために何ができるかを考えると、北海道の情報を北海道内でまわしているだけでは物足りない。重要なのは、北海道で暮らす人々に必要な情報を外から持ってくることに、北海道の情報（これには道民の意見や考え方も含まれる）を外に発信することである。HBC は、北方圏諸国から生活の知恵や技術を学ぶ企画を断続的に放送してきた。北方圏とは、積雪寒冷の気候風土が北海道に似ているアメリカ北部、カナダ、北欧諸国、ロシア極東・シベリア、中国東北部などを指す。北海道の暮らしをより豊かにする情報が東京キー局から発信されることは稀だ。そもそも気候区分に亜寒帯と温帯の違いがある。北海道に必要な情報は地元のローカル局が自ら仕入れてくるしかない。

1972 年の札幌オリンピックを前に過去の五輪開催都市を訪ねたドキュメンタリー「ウィンター・ワンダーランド」（1971 年 10 月～）は 30 分 13 回シリーズの番組だった。ドキュメンタリー「北方圏」（1974 年 1 月～）は 30 分 8 回シリーズ、ドキュメンタリー「続・北方圏」（1974 年 9 月～）は同じく 30 分 8 回シリーズ。ソ連ノーボスチ通信社と共同制作した「シベリア」（1975 年 3 月～）は 30 分 4 回シリーズだった。そして「新発見！北方見聞録」（2000 年 10 月～）は 60 分 11 回シリー

ズでゴールデンタイムに放送した。「新発見！北方見聞録」は、「グローバルな視点と暮らしの視点を併せ持った放送活動になっており、今後の地域放送局のあり方を示唆している」として日本民間放送連盟賞を受賞した。そのほか、ドキュメンタリー「北欧からのメッセージ・創ろう！新世紀の北海道」(2000)、「オーロラの微笑み～地球最北・炎と氷の国から～」(2001)など単発のドキュメンタリーもあり、なかには全国ネットした番組もある。東京オリンピックに続いて札幌オリンピック再誘致の話も聞こえてきた。北方圏諸国への関心が再び高まってくるときなのかも知れない。

また、ここ数年は東南アジアとの番組交流が目立っている。背景には北海道への観光客が増えている状況がある。HBC制作の北海道観光ガイド番組を海外番販したり、海外の放送局から撮影クルーを招いてその国の目線で北海道を取材してもらったりしている。こちらは北方圏とは逆に、北海道から外への情報発信だ。2012年から毎週放送している深夜番組「北海道物産展ですが何か？」にも海外からの引き合いがきた。30分のドキュメンタリー風バラエティー番組で、北海道の名産品を芸人リポーターが海外で売り込む珍道中を描いている。ジンギスカン料理を羊の国ニュージーランドに、札幌ラーメンを中国に、スープカレーをインドに、鮭のチャンチャン焼きをカナダに、サッカーJ2のコンサドーレ札幌をイタリアにと、多種多様な売り込みが行き当たりばつたりの演出手法で展開される。ローカル制作の番組だが、BSを通して全国で見てもらっているほか、海外ではタイでの放送が決まった。

### 北からの視点

北海道の情報を外へ発信するには、北海道ならではの視点が欠かせない。他地域と視点が異なるからこそ情報発信の意味がある。他系列は知らないが、JNNの全国ニュースは一本一本のニュースが発局責任になっている。ニュース項目を選択して分量や放送順を決めるのはキー局編集長の仕事だが、地方から発信される全国ニュースは担当するローカル各社の責任のもとで報道されている。取材から原稿執筆・映像編集までその構成がローカル局に委ねられているのだ。TPP問題であれば、北海道の農民集会を伝えるHBC取材のニュースと、東京の経済界の動きを伝えるTBS取材のニュースが同じ報道番組の中でぶつかりあう。これは民放テレビ60年で培われた誇るべきシステムだ。東京と異なる視座からのメッセージが縦横無尽に飛び交う報道メディアと言ってもよい。各地の地方民放が地域固有の視点を大切にしている理由がここにある。

それでは北海道固有の視点とは何か。それは北からの視点である。厳しくも豊かな自然風土によって育まれる人間の生き方そのものを指す。食料自給率200%の広大な農地と長大な海岸線に囲まれて暮らす人々の座標軸は、新橋を行きかう人々のそれとは自ずと異なる。織りなすドラマが違う。だからこそ、HBCはメディアの一端を担うものとして北からの視点を多くの人々に伝えたいと思うのだ。

北海道で暮らしていると日本列島の動きがよく見える。足元に大きな日本地図を広げてみよう。そして最北の島・北海道の上に立って南を眺めると、東京も大阪も、はるか沖縄までよく見える。桜前線が北上してくる。台風も北上してくる。様々な情報が俯瞰できる。北海道は世の中の動きを冷静に分析できる比類なきエリアだと思う。永田町の論理をその渦中で取材する記者も必要だが、国政を少し引いた目で取材するローカル記者にも期待したい。それが地上波民放テレビのネットワークをさらに強固で有意義なものにする。記者だけでない。北海道の住民には日本がよく見えて

いる。その北の視点を全国発信することは、地域に密着している地方民放の使命だ。最近のテレビは新橋駅前のおっさんインタビューでお茶を濁しているが、国民の声を知りたいのなら全国各地でマイクを傾けるべきだ。

### 就寝前に見るニュース

最後に思い出話を記して終わりたい。記者として泊り勤務をしていたある日、交通事故の一報が入り、夜のローカルニュース用に2本の原稿執筆を急いでいたときだった。全国ニュース番組「ニュースデスク」(NEWS 23の前身)の編集長からホットラインがつながった。「札幌もようやく桜の花がほころんだそうで…、ニュースデスクで上(のぼ)ってくれませんか」との打診である。「上る」とはローカル局からニュースを全国放送することを言う。こちらは原稿執筆に目が回っていた。できれば避けたい。桜の映像は、夕方のローカルワイドニュース「テレポート6」でキャスターのオープニング挨拶用に撮影されたものだ。原稿はなく、上るとなれば新たに書き下ろさなければならない。「開花宣言も出ていないし、ニュースになりますか?」と返答し、ニュース価値があるかどうかの押し問答が続いた。そして思わず「ボクは桜を書くために記者になったんじゃない」と口走ってしまった。入社数年の生意気盛りの妄言だった。

TBSの編集長は動じることなく次のように話した。「このところ胸の痛むニュースばかりが続く。金属バットで息子が両親を殺害した、新宿のバス放火事件で6人が死んだ、ホテル火災で45人も犠牲になった、女子大生が誘拐されて殺害された…、こんな異常なニュースばかり並ぶと視聴者は眠れなくなる。ニュースデスクを見終わって、さあ寝ようという気持ちになれない。一日のニュースの最後ぐらいは日常の世界に戻りたい。北国でもようやく桜が咲いたとか、稲刈りが始まったとか、サンマが水揚げされたとか、渡り鳥が飛んできたとか、そんな世界に戻らなければ番組として『おやすみなさい』って言えないでしょう。だから、溝口さん、札幌の桜を書いてよ」。

私は恥じ入るばかりだった。その夜、札幌のほころび始めた桜のニュースが全国放送になった。そして、傲慢で無礼な記者は、北海道というエリアの価値とHBCの役割を初めて悟った。桜を書ける記者になろう。北海道放送は北海道の自然とともに生きるメディアなのだ。

### 注

- (1) HBCは札幌と東京以外に、函館、寿都、室蘭、苫小牧、浦河、千歳、小樽、岩見沢、旭川、留萌、北見、網走、紋別、稚内、帯広、釧路、根室に取材拠点を置いている。また、JNNの特派員として1名を北京に派遣している。過去に、パリ、サンパウロ、ユジノサハリンスク、ウラジオストク、モスクワの海外支局・特派員を担当してきた。
- (2) HBCは定款に配当金や役員賞与金の上限を設定する稀有な規定を設けている。放送で得られた利益は放送を通して地域に還元するという創立時からの基本姿勢である。
- (3) 新聞のラテ欄には札幌の番組名が掲載され、(札以外は別番組)とか(函・旭・釧・北・帯・室は別)などと追加表示された。
- (4) 「陳情」(1966)…日本の政治を代議士への陳情という独特な制度を通して考察する。フィルム的小型カメラが永田町の風土を斬新に切り取っていく。日本民間放送連盟賞最優秀賞。  
「第九を歌った町～北海道・清水町～」(1980)…小さな町の農民たちが新しい文化センターの柿落とし



にベートーヴェンの第九を歌うことにした。その感動は全国的な第九ブームの先駆けに。芸術祭優秀賞。

「地底の葬列」(1983) …地下労働者の犠牲の上に成り立ってきた日本の石炭業界を掘り下げ、エネルギー政策の歪みと資本の論理をえぐりだす。芸術祭大賞。

「狼がやってくる?～さまよえる福祉施設～」(1984) …閑静な住宅地に持ち上がった福祉施設建設計画をめぐって住民と行政が対立した。芸術祭優秀賞。

「核と過疎～幌延町の選択～」(1986年) …核廃棄物処理施設の誘致をめぐって町が二分。過疎から脱却するか、核の墓場になるか、苦悩の住民を追う。地方の時代映像祭グランプリ。

「大草原の少女みゆきちゃん」(1986) …知床の牧場でおおらかに育つ小学一年生の少女と家族。4シリーズが全国放送された。芸術作品賞。

「暴かれた官の金庫～北海道庁 20 億円の不正経理の構図～」(1996) …北海道庁による 20 億円の裏金工作。官公庁ゆえの組織的構造的な不正をあぶりだす。日本民間放送連盟賞優秀賞。

「DEER～C. W. ニコルが見たエゾシカの世界～」(1996) …エゾシカの知られざる生態を明らかにして人間との共存をさぐる。日本民間放送連盟賞優秀賞。

「学校とは何か? ツッパリ・中退・不登校と格闘した 10 年」(1998) …ツッパリや不登校の子ども達が全国から入学してくる北星余市高校。教師と生徒が本音で向き合う格闘の日々を通して教育を考える。放送文化基金賞本賞。

「外国人お断り～平成浮世風呂の湯加減」(2001) …小樽の風呂屋さんに『外国人お断り』の看板。外国人の入浴を拒否する公衆浴場の騒動が裁判に。ギャラクシー賞優秀賞。

「いのちの記憶～小林多喜二 二十九年の人生～」(2008) …北海道出身のプロレタリア作家・小林多喜二が小説で描いた貧困で苦しむ労働者の姿を、現代の“ワーキングプア”と重ねて考える。芸術祭大賞。

「あかひげよ、さらば。～地域医療の“再生”と“崩壊”の現場から～」(2009年) …北海道の二つの町で起きた地域医療の崩壊と再生の現場を取材。医師と住民がもがき、苦しみ、格闘する姿を描く。日本放送文化大賞グランプリ。

- (5) 1979年から2003年まで1年に1回のペースで以下の1時間番組を全国放送した。「望郷」「えとろふへの道」「鮭を待つ少年」「故郷」「おばあちゃんの帰郷」「海鳴り」「遥かなる故郷へ～ソルトレイクにて」「北方領土・道は険しくとも」「世界地図に描かれた北方領土」「ヤルタの選択～歴史が明かす北方領土」「北方領土・北欧からの報告」「揺らぐヤルタと北方領土」「ベレストロイカと北方領土」「ソビエト連邦崩壊～どうなる北方領土」「ゆがめられた国境線・揺らぐロシアと北方領土」「日・ロ新時代～北方領土返還への助走」「知ってる!? 北方領土」「クイズでわかる北方領土」「北の島々のなるほど塾」「クイズで行く北の4島不思議旅」「動き出す北方領土 21 世紀」「越前屋俵太が見つけた北方領土・21 世紀への手紙」「北方領土新世紀・歌声は海を越えて」「北方領土 21 世紀・ジャパン偉人伝～うじきつよしとゴンザの夢」「大明解! 謎解き歴史紀行～麻衣子探訪 2000 キロ・史実が語る北方領土」。タジギスタンで凶弾に倒れた故秋野豊氏が取材に参加したこともある。

## 地域を見つめ、地域と生きる ～ローカル番組の現場から～

大西 康司\*

---

### 1. はじめに 筆者の想い

今から32年前、私は現在の勤務先、愛媛県を放送エリアとするラジオテレビ兼営の地方民間放送である南海放送に入社した。それは故郷の放送メディアで働きたいという夢の実現であった。では何故、地方放送局を希望したのか？それは中央の巨大メディアと違い、「愛媛という地域」の限定されたエリアの中で、電波を媒介としながら人々と繋がって交流し、表現し、様々な事象を共有しながら自分自身を高め、結果的に地域に貢献したいという願いがあったからに他ならない。

マスメディアの根底にはジャーナリズム精神が必要である。しかし、私は、そのジャーナリズム精神に加え、地方を主舞台とする放送メディアには人（視聴者）と人（視聴者）を結ぶヒューマンイズム精神、さらには人と地域に元気と勇気を与えるチアアアップ精神（私の造語）が必要である、と常日頃感じていたし、現在も感じている。だからこそ、そこに「意味」と「可能性」を感じ、地方民間放送への道を志望した。前述した「メディア」と「人」の近さがあるが故である。

以来、現在までの殆どの期間を地域メディアの現場、テレビ番組の制作にディレクターとして、またプロデューサーとして携わってきた。いわば、「テレビ」というメディアを舞台に地方のフィールドワークを行ってきたといえよう。「汝の足元を深く掘れ、されば泉に到達する」。つまり、地方の視点で地域にこだわり、地域を掘り下げてゆけば普遍的な真理に出会うことが出来る…そう信じ、地域にこだわったテレビ番組制作を続けてきた。多メディア化が言われて久しい中、私は、インターネットなど他のメディアに比べ「テレビ」の持つ大きな特性は「人に感動を与えられるメディア」であることを常日頃感じている。「テレビ」はテレビ界の先人らが「ただの現在にすぎない」という言葉通り、社会の「今」を映す鏡であるであろう。しかし、それだけでなく、テレビは地方に暮らす人間の、そして地域社会の背中を「少しだけ前へ…」「少しだけ良い方向へ…」と押す役割を果たすことが出来るメディアだと考えるからだ。前述した通り、私の考えでは地方放送メディアにはジャーナリズム精神、ヒューマンイズム精神に加え、チアアアップ精神が必要と考えている。格差社会、一極集中（地方の疲弊）、高齢化社会、命の格差などの課題を抱えた「地方」だからこそ、より地域の人々の「暮らし」に近い皮膚感覚を持つ、地方放送メディアの役割は大切なものになってゆくと確信している。恐らくは私と同じような志を持ち、過去60年、地方民放として地域に関わってきた先輩の足跡等も踏まえつつ、主に「地域番組」の視点から、「地域と民放」についての論を進めていきたいと思う。

尚、これより先はあくまで地域での番組制作に長年携わってきた筆者の個人的な考えであることをお断りしておきたい。

## 2. 地方民放の特徴と地域との関わり

### ①南海放送の誕生（開局 60 周年・テレビ 55 周年）

「JOAF、JOAF こちらはラジオ南海です。四国松山から 1120 キロサイクルでお送りしています。ただ今から、本放送を開始致します」

1953 年（昭和 28 年）10 月 1 日午前 5 時 45 分、愛媛で初めての民間放送ラジオ・南海放送（以下；RNB）の誕生を告げる第一声が電波に乗った。1951 年開局の中部日本放送、新日本放送、中四国地区での広島・中国放送、徳島・四国放送に続いての開局である。エリア内総世帯数は 68 万 9751、ラジオ普及率は 51.7%であった。そして 5 年後の 1958 年（昭和 33 年）12 月 1 日午前 11 時テレビブラウン管にテストパターンが映し出された。我が国民放 13 番目のテレビ、10 チャンネル、JOAF-TV「南海放送テレビ」の誕生である。開局の前後には 1 万円札が発行され、インスタントラーメン、缶ビールも発売されるというまさに「消費美徳時代の幕開け」を予感させる世相の中での開局であった。RNB は開局当初から中四国地域民放初のテレビスタジオを有し、15 分の自社制作番組 3 本を制作するという「地域に根差した放送活動」を行っており、この「物作りスピリット」は、今日まで受け継がれている「理念」と言える。1958 年（昭和 33 年）3 月愛媛県内の NHK テレビ受信契約は 3687 件に過ぎなかったが、RNB テレビの開局により翌年 3 月には 11350 件に達し、全国でも 1960 年には受信契約数が 500 万を超えるなどテレビ時代の幕開けであった。

そして 2013 年現在、RNB は愛媛県域をカバーするラテ兼営局としてラジオ開局 60 年、テレビ開局 55 年の節目の年を迎えている。

### 地域との係わりを表すキーワード

開局 60 年（テレビ開局 55 年）を迎えた RNB の特徴と地域とのかかわりを表すには「3つのキーワード」があると、私は考えている。

それは、

- 1) 「地域密着」
- 2) 「地域貢献」
- 3) 「地域発信」

の 3 つの理念である。以下では、それぞれのキーワードにおける具体例を挙げながら RNB と地域との係わりを紹介していきたい。

#### 1) 地域密着

言うまでも無く「地域に根差した放送活動」は RNB の開局当初からの経営理念であり、表現の違いがあるにせよ、殆どの地方民放が掲げる理念であろう。しかし実際には「地域密着」という言葉を、どれほどの具体性と実現性を持ちながら日々の放送活動として実施していくのかは、各放送局により違いがあるのが現実であろう。

### 地域番組とは？

地方民放が制作する所謂「ローカル番組」は、「地域の人による地域の人たちの為の情報番組」

と言える。より生活に密着した情報、役に立つ実用的な情報が求められると同時に、小さな地域コミュニティの情報発信、情報の継承といった役割をも担っている。中央のキー局に比べ制作費予算や人員、受け皿となる制作プロダクションの数など、それぞれが決して財政的に「豊か」とは言えない地方民放での番組制作には様々な制約があることは否定できない。しかし各局ともその制約をバネに知恵と工夫、そして地域との距離の近さを武器に、多くの個性的な番組を制作している。そんな中、RNBには「地域密着」の理念を如実に表す象徴的な番組がある。その一例が毎週日曜日に放送している『もぎたてテレビ』（午前11:45-12:50）である。

### 『もぎたてテレビ』とは？

1991年4月に週1回放送のローカルテレビ番組としてスタートした『もぎたてテレビ』。

放送開始以来、現在に至るまで実に22年を超える、全国でも異例のローカル長寿番組である。『もぎたてテレビ』（以下『もぎたて』）は、毎回毎回の基本コンセプトは「愛媛のいいところ探し」を22年間不変のものとし、番組の進行を務める1人（番組MCは2人）のリポーターが1台のENGカメラと共に県内の小さなエリアを歩き、地域の風習や歴史、ユニークな人物などに会う…という極めてシンプルな番組内容である。スタートした際は3%程度に過ぎなかった視聴率は回数を経るに従い上昇していった。週によっては20%を超える視聴率を記録し、22年を過ぎた今でも15%前後の視聴率を獲得しているという、全国のローカル番組の中でも稀有な存在であると言える。『もぎたて』は地方放送局と地域の人々が「地域情報」を媒介にしてある種の濃密な関係性を築いた1つの象徴的な番組であると考えている。放送業界において20%を超える視聴率を生み出す番組はいわば「大ヒット番組」といわれ、全国ネットの番組においてはその多くが、社会的現象を引き起こすまでの影響を社会に及ぼすことがある。ローカル番組で20%を越す視聴率を獲得した経験を持つレギュラー番組は、愛媛地区では少なくともここ20年以上、『もぎたて』を除いて存在しない。では『もぎたて』の一体何が愛媛の視聴者の心をつかんだのか？「地域メディアと地域社会」の関係を見る上で多くのヒントを含んでいると思われるので、幾つかの点から『もぎたてテレビ』を検証してみたい。

### 地域を描く＝エリア主義とは？

『もぎたてテレビ』の取材ポリシーはズバリ「ド・ローカル」に徹することである。つまり、単なる掛け声としての「地域密着」を超え、より徹底して「地域の暮らしに分け入る」ことである。ほぼ毎回、普段カメラが入ることが考えられない小さな路地裏や、地図にさえ載らない小さな集落（コミュニティ）にまで足を運ぶ。取材の基本は歩くこと。リポーターとカメラマン、ディレクターのチームは歩くことで住民と会話をし、小さな発見を繰り返す。それは時に住民でさえも見落としている、もちろん従来のテレビの発想で言えば「ネタにならない」ものの発見である。そして、取材は1回の放送につき3日間行う。毎回の取材エリアは例えば「〇〇商店街」「〇〇川沿い」「〇〇駅から1km」など番組が成立し得る最も小さなエリアを設定し、その「地域」を「点」として捉えるのではなく「面」＝「エリア」として捉え、その「エリア」に息づく人、歴史、食、自然などあらゆる物を、あらゆる角度から立体的に、肯定的に描いていく。通常の取材活動は（少なくとも私自身の経験では）、ある目的地点を訪ね、その取材目的を果たすと帰ってゆく…いわば「点」

と「点」を結ぶものになりがちである。そんな中、『もぎたて』で実践しているこの「面＝エリアを描く」という手法は、「ここまで詳しくこの近所を描いた番組は今までなかった」「こんな小さな集落までテレビが来るとは思わなかった」「長年ここに住んどるけどあのことは知らなかった」「私らもいいとこに住んどったんじゃない」「『もぎたて』のお陰で元気が出たぞ」など…地域に根差したテレビ番組によって改めて掘り起こされた事実は、自分たちが暮らす集落を魅力的に生き生きと見つめ直すきっかけとなったようだ。『もぎたて』取材の流れのパターンは…ある街かどに可愛いお地蔵さんを見つかりポーター→その謂れをご近所に聞き込む→そのお宅には謂れがありそうな古い井戸が→話を聞くと実はその井戸からくみ出される地下水は代々の名水と評判→実はその水はお隣の和菓子屋さんで使われている→その和菓子屋さんの伝統菓子を味見させて頂く…といった風に、何の事件もアクシデントも起きないごく日常を描く代わりに、その集落の意外な事実が連鎖的に掘り起こされていくのである。それが「エリア主義」であり「地域を描くこと」なのである。祭りもイベントも何も無い素顔の地域社会の中で、「点」の取材では決して掘り起こせない小さな事実の積み重ねが、「自分達の暮らすコミュニティーへの自信と再発見」へと繋がっていったのである。こうした取材をコツコツと1回1回積み重ねながら県内20市町をくまなく歩いた蓄積が、地域の方からの『もぎたて』への息の長い支持となっていると考えている。

### 地域に暮らす‘人’を描くとは？

地域に暮らす「人」を描く。それは地方の放送にとって最も大切なテーマであり、不変のテーマでもある。しかし簡単そうに見えて、実は最も難しいのが「人」を描くことである。『もぎたて』においても、最も力を入れているのがこの「人」を描くことである。

例えば、今から22年前『もぎたて』は愛媛では恐らく初めて本格的に「ローカルグルメ」というジャンルに着目した。地方にも、私たちが手の届く近所にも「誇るべき味」がある…そしてその裏に日々研鑽を重ねる「人」がいる。つまり「地域で暮らし頑張っている人間」を描くことにこだわったのだ。いわば人間への応援歌である。『もぎたて』以前、愛媛では「食」情報はそれほど重要な情報として扱われたことが余り無かったように記憶している。キー局からの「東京情報・全国情報」が主流の中で、特にこの「食」に関わるジャンルにおいては、地域に暮らす視聴者の実生活から離れたところで「情報」は存在していたとも言える。『もぎたて』を最初に応援してくれたのは、実はそんな小さな町や村で頑張る「食の職人たち」である。「東京や大阪の職人ばかりが凄くないじゃない！」地域の食を支える人々の仕事ぶりを丹念に描いた『もぎたて』に共感してくれたのである。「『もぎたて』に出演できる機会を励みに頑張る！」そんな声が県内から多く寄せられたこともある。その取材方法はあくまでも「ドキュメント」にこだわることであった。つまり、彼らの仕事の流れをリアルにそのまま描いていくことに徹したのである。山里の手造り豆腐店では朝4時からの火起こしの様子を、また薪で炊き上げることにこだわるうどん店では、裏山での薪探しから…時間をかけ、「人」のこだわりに徹的に寄り添った。こうした取材手法はグルメの分野だけでなく、ミカン栽培に生きる人・海に生きる漁師・過疎の中で懸命に生きる高齢者…などあらゆる「人」を描く手法の基本となった。視聴者も又、番組から伝わってくるそのリアルな「人の息使い」から、同じ地域に暮らす人々への共感と肯定を実感していったのである。

## 『もぎたてテレビ』という大樹

県内での『もぎたてテレビ』の認知度が高まるにつれ、「テレビ番組」という一過性の限界から飛び出した様々な連動ムーブメントも生まれ、地域に新しい刺激と元気を送り込んだ。

### ○出版

『もぎたて』の番組エッセンスを集約した『マガジンもぎたて』は第1回完売をはじめ、県内の出版業界で異例とも言える出版部数を記録した。放送と活字のメディアミックスは、テレビ番組に比べ記録性の高い地域情報を視聴者に届け、その活字情報を基に改めて地域が活性化していくという好循環を生んだ。

### ○イベント

『もぎたて』が見つけた県内各地の知られざる味を一堂に集めた『もぎたて名店街』企画は開催のたびに家族連れなど多くの動員を記録した。また、番組と大手食品メーカーが共同制作した愛媛オリジナルインスタントラーメン『もぎたてラーメン』は愛媛マーケットの限界をはるかに超える販売数を記録し、愛媛の市場規模を大きく超えるムーブメントとなった。イベントに限られる地方の中で、エンターテインメント性と参加性を兼ね備えたこのような企画は、番組本来の役割とは異なるものの、地域の活性化やコミュニティーの活性化に一定の役割を果たすことになったと自負している。

### ○『もぎたて』から誕生する番組

前述のように地域をきめ細かく取材する『もぎたて』は、まさに「人との出会いの連続」である。「人こそ財産」の地方放送局において、その取材活動はそのまま、「地域を描く番組」の栄養源となっている。愛媛県今治市大浜1丁目は、高齢化が進むこの小さな漁師町で『もぎたて』が出会った1軒のお好み焼き店に「昌万」がある。この「昌万」に集うご近所さん達の物語をドキュメントで描いた『ひだまり～今治大浜1丁目6年の記録～』（2010年）は、その出会いから6年に渡る独自の継続取材を続け、ギャラクシー賞や日本民間放送連盟賞・最優秀賞などを受賞した。このように「昌万」がある小さな路地に暮らすご近所さんの日常から見える様々な人生は、現代日本の縮図とも言える高齢化や地方コミュニティーの現実、そして人と人の繋がりをヒューマンに描いた秀作として高く評価された。また2013年にも山里に植えたしだれ桜とそれにまつわる老夫婦の物語『さくらさくら』が民間放送連盟賞を受賞。『もぎたて』から派生した多くの番組は「地方の現実」を的確に捉え、その上でしっかりとそこに生きる事の素晴らしさを伝える…というまさに「地域密着番組」として放送業界からも地域社会からも高い評価を受け続けている。このように考えるとRNBの「地域密着」を象徴する番組である『もぎたてテレビ』は、いわば「1本の大樹」であり、その枝や葉は新たな意味のある地域番組や地域を元気にするエンターテインメントとして繁っているとも言える。そしてその大樹のもとには地域に暮らす人々が「安らぎ」や「つながり」を求め、訪れる…そんなイメージを私は抱いている。放送開始から22年という時間が、このような信頼関係を生み出したのではないだろうか。

## 2) 地域貢献

日頃の放送活動を通じ地域の活性化や地域社会に貢献することに加え、地方メディアならではの視点と感性で地域に貢献する活動も行ってきた。例えばRNBでは1967年（昭和42年）「南海放

送賞」を制定。「多年に渡り福祉活動に貢献のあった人々を顕彰し、地域社会の福祉の発展を図ると共に、福祉思想の高揚に資すること」を目的としたものであり、日頃、目につくことの少ない地域福祉の最前線で地道な活動を行っている人を対象にしているのが特徴である。過疎・高齢化など厳しい状況の中で地域社会を支える人々を顕彰する「南海放送賞」は、この分野で働く人達の大きな目標であると同時に励みとなっており、地域に根差す民放としてのRNBのバックボーンともいえる。

このように、多様な地域の「人」を掘り起こすことでメディアとしての貢献を果たすことにも力を注いでいる。

### 地域の埋もれた人材の発掘

知られることなく地域に埋もれた人材を発掘し広くその業績を伝える事もまた、地方局の重要な役割である。松山市出身の海軍大佐・水野広徳（1875-1945）は日露戦争の帰趨を決した日本海海戦を描いたドキュメント『此一戦』（1911年刊行）の著者として世界的な名声を博した郷土の人物である。水野は、軍の許しを得て第一次大戦のヨーロッパ視察を経て「思想的な大転換」をした。その後水野は「反戦の軍人」として健筆をふるい、架空の日米戦を描き日本の敗戦を予言したことで、発禁処分となった『興亡の此一戦』などに顕らかな「日米闘うべからず」という反戦・非戦のメッセージが盛り込まれた貴重な書物の刊行を重ねた。しかし戦時下の厳しい言論統制の中で、これらの原稿を秘匿したまま終戦直後に水野は急逝した。その後、長らく水野の思想は忘れられたままになっていたが、愛媛県在住の水野の遺族から遺稿の提供を受けたRNBは、1978年に『反骨の軍人・水野広徳』を刊行した。その後も番組制作・著作物刊行・講演会実施などを通じて郷土の埋もれた逸材である水野を独自に顕彰し、地域の子供たちや全国に向けてその存在と思想を発信続けている。

（水野広徳・主な顕彰活動）

- ① 1979年 テレビ番組『剣を解く～反骨の軍人水野広徳～』（ローカル放送）
- ② 1995年 テレビ番組『悲劇の予言者～海軍大佐・水野広徳の戦い～』（全国放送）
- ③ 1995年 『水野広徳著作集』（全8巻）刊行
- ④ 2010年 小中学生向け読本『水野広徳自伝～平和を訴え続けた軍人の半生～』刊行
- ⑤ 2012年 『水野広徳～軍服を脱いだ平和主義者展～』（松山市・子規記念博物館）

これらの活動に加えて、ノンフィクション作家として自著『黒船の世紀～ガイアツと日米未来戦記～』（1993年）の中で水野を大きく取り上げた猪瀬直樹東京都知事（当時）を迎えた講演会『打開か、破滅か！？水野広徳が一番言いたかったこと』を開催した。講演会は、500人を超える満員の聴衆で会場は埋まり、改めて郷土が生んだ逸材の知られざる実績に感嘆の声を挙げた。更にこの講演会の模様をラジオ（全国放送）・テレビ（ローカル放送）で紹介し、大きな反響を得た。このような郷土の歴史的人物の再評価・掘り起こしは、地方メディアにとって極めて重要な地域貢献であると言える。

### 地域の人々を元気に

愛媛には今年で52回を迎えるフルマラソン「愛媛マラソン」がある。RNBでは1982年以降、

ローカルテレビ放送で地元のスポーツ番組として「愛媛マラソン」を放送し、地元スポーツファンを喜ばせて来た。しかし、市民マラソン全盛の時代を迎え、競技ランナー中心の「愛媛マラソン」は次第にその魅力を失いつつあった。そこでRNBは、2009年・第48回大会から主催者である愛媛陸上競技協会・松山市らとともにその「市民マラソン化」を計画。松山市中心部である愛媛県庁前をスタートし、松山城など観光スポットを縫うように走る新コースは人気を呼び、一挙に3490人の市民ランナーが参加するイベントとなった。昨年の第51回には8000人のランナーが参加し、2014年の52回は8500人が参加予定である。このように愛媛マラソンは、愛媛を代表するビッグスポーツイベントに成長した。さらにRNBでは市民マラソン化に併せ、スタートから競技終了までの6時間を一挙にテレビ生中継するという長時間放送を実施して、大会の盛り上げと市民ランナーを応援する愛媛の視聴者の期待に応えた。その結果、視聴率も20%近くを記録している。このイベントは、全国から集まるランナーによる経済効果も大きく、地域社会の活性化・観光客の誘致など様々な「地域貢献」に資する「スポーツコンテンツ」として成長した。

### 3) 地域発信

「地域に密着」し「地域に貢献」することで深く地域社会を改めて掘り起こし、そのことで地域社会が「豊かな実り多い土壌」に甦ることが地方放送局の役割であり課題でもある。更にはそうした「土壌」から実った果実である「地域の魅力」「地域の財産」を、広く「発信」することもRNBのキーワードであると考えている。

#### 書道部から始まる

「暗い…文科系部活動」というイメージであった高校の「書道部」のイメージを大きく変えたのが「書道パフォーマンス」である。これは、10名を超える女子高校生たちが縦4m横10mという大きな紙に好みの音楽に合わせて筆をふるう書道パフォーマンスである。日本一の紙の街・愛媛県四国中央市にある県立三島高校書道部にRNBが密着取材を始めたことから「地域発信」への道は始まった。

#### 「書道ガールズ」の広がり

スタートはRNBが2005年に制作した県立三島高校・書道部の番組・NNNドキュメント05『書道ガールズ～高校日本一への軌跡～』であった。三島高校書道部の女子高生たちを「書道ガールズ」とネーミングした、この番組タイトルが「書道ガールズ」命名の始まりとなる。この番組内で取り上げた三島高校の「書道パフォーマンス」は注目を浴び、NTV系『ズームイン！！SUPER』で『書道ガールズ甲子園』として定期的に、全国各校のパフォーマンス競技会の中継(2009年～)が始まった。これに並行して、書道に打ち込む少女たちを描いたコミック化・NHKドラマ化もあり、一種の「書道ブーム」に繋がっていくことになる。さらに2010年5月には四国中央市のオール地元ロケによるNTV制作映画『書道ガールズ～わたしたちの甲子園～』が封切され「日本一の紙の町」としての全国発信・故郷への愛情で大きな盛り上がりとなった。大手製紙会社から中小の製紙会社まで「日本一の紙産業の集積地」として大きな自負はあったものの、今一つ全国的な認知度が不足していた感のある四国中央市では市長を先頭に官民挙げてこの映画ロケを歓



迎し、支えた。RNB が取り組んだ高校書道部への取材という小さな一歩が、映画化へとつながり地域の全国発信へと広がったのである。さらに番組を取材したRNBのディレクターが四国中央市当局に「高校生による書道パフォーマンス全国大会」のイベント企画を提案して、全国大会「書道パフォーマンス甲子園」が開催されることになった。この大会は2011年第15回ふるさとイベント大賞優秀賞を受賞（主催；財団法人 地域活性化センター）すると同時に、その模様をRNBがテレビ番組化し全国放送した『ザ・書道ガールズ～涙の180日！女子高生たちの甲子園～』が「アジア太平洋放送連合賞」（ABU賞）のグランプリを受賞した。四国中央市から始まった「書道パフォーマンス」は国内のみならずアジア全域への発信と繋がったのである。

地域の何気ない題材（三島高書道部）を地方放送局が発掘することで番組化がなされ、さらにそれがイベント化・映画化・全国放送・国外にまで広がっていくという発信へと展開した。こうした地域に密着した視点が地域社会を巻き込み、発信を重ね、その結果、地域が大きな付加価値を持つことになる。この事例は我々地方民放と地域社会が共に連携し刺激し合いながらお互いを高めていった一例であると思う。このような地域との連携をいかに多く生み出すことが出来るか？こうしたことが今後、多メディア化の中で地方民放の存在意義として問われていくことになると思う。

### 3. 開局から現在までの地方放送局としての転換点

地方放送局としてのRNBの大きな転換点は、恐らくは他放送局と同様に以下の2つ時期であると私は考える。

- ①エリア内 民放4局化（多局化）
- ②地上デジタル化（設備投資・自立コンテンツ力）

#### 転機1 「エリア内 民放4局化」

開局以来、1局時代（南海放送）、2局時代（南海放送・テレビ愛媛）を経て、愛媛エリアも3局・4局が誕生し多局化の時代を迎えた。1992年（平成4年）にはTBS系列局が、そして1995年（平成7年）にはテレビ朝日系列局が誕生した。この多局化によりRNBは従来のクロスネット編成を廃止し、日本テレビ系列のフルネット局として再スタートをすることになったのを始め、4局化による機械式の視聴率調査導入やテレビ事業開始以来、初の減収など多くの劇的な変化がRNBに訪れた。こうした中、RNBでは、危機意識を共有することで多くの提言がなされたが、中でも後の転換点となる「デジタル時代」へと繋がる、「コンテンツ力強化」が唱えられていることは注目に値すると思う。

#### 転機2 「地上デジタル化」

2003年12月に関東・中京・近畿エリアで地上デジタル放送が開始されて以降、各地放送局は2006年10月のデジタル放送開始に向けて設備投資を本格化した。

RNBでもデジタル放送を開始する為の投資は本社機能の移転（新マスター設備・デジタルニューススタジオなど）やデジタル親局の新設、デジタル中継局の開局と続き、経営規模と比較すると巨額の設備投資が必要とされた。アナログ周波数変更対策費を全額国の負担とすることや、民間放送事業者に対する様々な優遇措置が行われたものの、巨額のデジタル投資は大きな負荷となっ

た。そこで、RNBは「デジタルコンテンツ企業としての自立」を大きな目標の一つに掲げ、訪れたデジタル時代を生き抜く地方放送局としての方向性を示している。放送局の‘核’である「番組コンテンツ」を「時代に適合した展開」を行い、更には「時代に先駆けた展開」をも行っていくことが重要であるという認識に立つものである。その大きなキーワードは「クロスメディア」と「海外展開」であると筆者は捉えている。

### クロスメディアの推進

「クロスメディア」とは文字通り「メディア」と「メディア」を複合し、重ね合わせる事により、そのメディア力・発信力をアップさせることである。RNBはデジタル時代を迎え、多メディア化が進行してきた状況の中で、この「クロスメディア」に注目して様々な積極施策を行ってきた。以下にその中の4点を記す。

#### (1) 「CATV×ラジオ」

2009年4月、愛媛CATVと南海放送ラジオとのコラボレーションがスタートした。

民放では初めてラジオスタジオに映像を付け、CATVとラジオの同時生放送を行う試みのスタートである。さらにテレビ部門とラジオ部門の融合を促進し、「クロスメディアへの挑戦」と「ラジオ媒体力強化」を目指し、愛媛CATVと南海放送ラジオの再送信専用チャンネル「ウィットチャンネル」(CATV19ch)をスタートさせた。受信機の減少などでメディアパワーの低下が懸念されているラジオをCATVネットワークにより補完・補強することでラジオの媒体力を向上させることを目的としたクロスメディアである。

#### (2) 「ワンセグ×ラジオ」

ワンセグによる独立編成を活用し、ラジオ番組に映像を付ける日本初の試みを実施。

#### (3) 「テレビ×ラジオ」

さらに2012年4月からはラジオ番組をベースにしたレギュラー放送の「ラジオ&テレビサイマル番組」をスタートさせ、全国的な注目を浴びた(『くまたまラジオ PROGRESS』毎週木曜10:25-10:55)。従来の発想では交わることのないラジオとテレビのコンテンツが双方のメディアを通して放送されることで、情報のマルチユースや新たなラジオ聴取者、テレビ視聴者相互の開拓、そして2つのメディア力の向上を企図した試みである。さらにこの番組ではテレビ制作者とラジオ制作者がそれぞれのメディアの特質から生み出した制作手法を議論し融合させる試みなど、制作現場での刺激的な取り組みも続いている。

#### (4) 「テレビ×映画」

2012年9月には過去に8年にわたって取材活動を継続し、全国放送も含めこれまで8回のテレビ放送を行った『X年後』を再編集し、映画化に踏み切った。この番組は1954年にアメリカの手により実施されたビキニ環礁での水爆実験により被ばくしたのは、巷間伝えられてきた「第五福竜丸」乗組員だけでなく、実はその背後に多くの日本人乗組員たちの被ばくがあった、という歴史的事実に迫る調査報道である。RNBは2004年からテレビでの取材・放送を開始し、9年にわたり地道な取材を積み重ねての映画化となった。映画『X年後』は地元松山と東京の映画館で同時上映を開始した。テレビ番組と映画化との関連はドキュメンタリージャンルにおいて幾つかの先例はあるものの、地方民放局による映画化は「異例」で公開以来、全国的な注目を浴びている。この映画化

の狙いは「放送」というメディアの枠を超え、全国で希望があれば何回でも観る事が出来る「映画」というメディアの特質を取り込むこと。そのことで制作者（番組）のメッセージを、関心を持つ人々に明確に、確実に、必要であれば繰り返し伝えるというところにある。

更に今回の映画化の特徴は映画館での上映を終えた後も、各地の希望団体による「自主上映」方式による上映を可能にしたことで、10人、20人という小規模なグループによる上映が現在もなお続いている。こうして上映開始以来1年半で全国の上映館19館、自主上映件数150件、新聞や雑誌、インターネットなどのメディア掲載件数200件、観客動員約2万人を数えるまでに至っている。そしてこの映画化による新しいメディアミックスの形は民放業界でも高く評価され、第50回ギャラクシー賞「報道活動部門」大賞や平成25年度「日本民間連盟賞・放送と公共性」最優秀など多くの賞を受賞。全国の注目を浴びている。このようなテレビから映画への流れは今後、地方民放のコンテンツの魅力や力を伝える大きな武器となり得るし、その動きも加速している。映画『X年後』は今後、出版化も決定しており「テレビ×出版」のメディアミックスも展開される予定である。

私の個人的な考えでは、このような「メディアミックス」或いは「メディアの境界」を超えたチャレンジングな試みは、現在のRNBを象徴するものであると考える。ラジオとテレビ、テレビと映画、さらにテレビとSNS等々、メディアの様々な組み合わせは、それぞれの媒体価値を向上させるだけでなく、そのコンテンツの創り手たちのモチベーションを刺激し、新たなデジタル時代のコンテンツを産み出す可能性に満ちていると言える。そして、これまでの地方民放が抱えていた様々な「限界」「制約」を乗り越えられる可能性を持っていると感じている。

## 海外展開

地方民放にとって、コンテンツの「海外展開」は決して容易なことではない。

1. 海外に受け入れられるテーマの選定
2. 海外向けの翻訳作業（ローカライズ）の費用負担
3. そして海外での展開ルートの開拓

など、いずれもハードルの高い作業である。しかし今後地方で創り出される番組コンテンツの在り方を考えた際に避けて通れない、また様々な可能性を導き出してくれるのが「海外展開」であると考えている。RNBも1歩ずつ、その可能性を広げている。

### (1) 『もぎたてテレビ』ハワイレギュラー放送

前述した地域レギュラー番組『もぎたてテレビ』のアメリカ・ハワイでのレギュラー放送が2012年7月から始まっている。地元ケーブルテレビ局 NGN (NIPPON GOLDEN NETWORK) で毎週火曜日の夜、ゴールデンタイムに放送されている。愛媛というローカル情報に特化した番組だけに当初不安があったが、今では「日本の懐かしい風景が嬉しい」「四季を感じられる」「日本の今が見える」…といった好意的な評価が増えている。このハワイでの放送は、愛媛とハワイの姉妹都市提携に伴う文化交流の一環として実施されており、2013年11月には、『もぎたてテレビ』取材班がハワイを訪れ特別番組を制作。愛媛とハワイとのつながりを示す様々な事象を放送した。更にこの特別番組をハワイでも同様に放送する等、徐々にダイナミックな交流を果たし始めている。

## (2) TIFFCOM への参加

TIFFCOM（東京国際映画祭併設マーケット）に初の参加も試みた。TIFFCOMは、26の国と地域から過去最多の出展団体316が参加し、登録バイヤー数は1074名を数える国際的なコンテンツマーケットである。南海放送はこのTIFFCOMに中四国地区の同じ日本テレビ系列である広島テレビ・山口放送と共に3局でブースを出展した。地方民放としては積極的な試みと言える。広島テレビは地元の名物「お好み焼き」をテーマにした番組など5番組、山口放送は秀作ドキュメンタリーである「山で最期を迎えたい～ある夫婦の桃源郷～」など3番組を展示した。そして南海放送は前述したドキュメンタリー映画『X年後』を出品し（いずれも英語版）、アジアを中心とした海外バイヤーとの商談に臨んだ。計3日間のイベントにもかかわらず『X年後』についての商談は26件に及び、海外バイヤーの関心の高さを痛感すると同時に、日本の地方民放が制作したコンテンツへの期待の高さも実感することが出来た。その根底にあるのは恒常的なアジア地域でのコンテンツ不足であり、海外からの視点で言えば、日本国内の中央・地方という区分けは関係が余り無く求められるのは「高い満足度」のみである。その意味で海外展開は、地方民放にとってもある意味、中央の放送局と同じ土俵でビジネスを展開することが可能な場であり、戦略次第では、今後新たなマーケットとしても期待できるはずである。

## (3) インドネシアとの国際共同制作

このような海外展開の流れの中で、RNBは総務省が取り組んでいる「地域活性化に資する国際共同制作に関する調査研究事業」に企画応募した。エントリーした「しまなみサイクリング魅力発信」企画は全国101件の応募の中から選ばれた12の選定企画の一つとなった。愛媛と広島を結ぶ「しまなみ海道」が日本で唯一の自転車道を有するルートであることから「サイクリングの聖地」と注目を集めていることを盛り込んだ企画である。この国際共同制作のシステムは、国内の放送業者が海外の放送業者と共同でコンテンツを編集・取材するもので、主催者があらかじめ企画に掲げたテーマを勘案し海外の放送局とマッチングし、相手局の取材班が日本を訪れ取材し、海外に発信するというものである。RNBは日本、或いは愛媛と同じように「サイクリングブーム」が興りつつあるインドネシアの全国ネット放送局・メトロテレビとの共同制作となり、2013年10月には、2人のクルーが愛媛を訪れ、日本や愛媛のサイクリング情報を取材した。2014年2月の番組完成に向けインドネシアでの作業が続いている。この海外企画は愛媛県など関係自治体の注目度も高く、地域経済のグローバル化と併せてデジタル時代のキーワードの一つと言える。このような「コンテンツの海外展開」はそれを促進する国の取り組みもあり今後も加速されるはずである。

このような事例を考えると、我々地方民放が創り上げるコンテンツは、今後、先に挙げた「メディアの境界」をはじめ「国の境界」をも如何に「越境」していくことが出来るかが、重要な課題・テーマとして浮かび上がってくるかも知れない。あくまでも地方の視点にこだわりながら、ボーダーレスな展開が可能となるコンテンツとその展開方法である。

## 4. 各地域固有の『社会問題』『災害』への現在までの取り組み

地方放送局にとって各局が依って立つエリアが抱える諸課題と向き合うことは大きな使命である。その課題に向き合い、掘り下げ、長期的な視点で様々な角度から地元住民に提言を行い、共に考えていくことで住民の意識の喚起を行うことが出来るからである。

愛媛エリアでも全国の地方に共通する課題や固有の課題など過去から現在まで様々な課題があり、RNBでもその解決に向け地域社会と共に取り組んできた歴史がある。

### 過疎医療

地方放送局が向き合うべき課題として共通の根本的な課題は「地方の過疎化」であると言っても過言ではないと思う。「過疎化」は地域経済・地域コミュニティー・地方自治など様々な面に大きな影響を及ぼすが、その内の一つが「地域医療」問題である。1972年（昭和47年）愛媛県待望の愛媛大学医学部設置が決定された。地方の医師不足、さらにはへき地医療の充実に向け、県民の期待は高まった。RNBでは医学部設置に伴い、「果たして大学医学部が地域の医療に向け、開かれたものになるか？その為にはどうすればいいか？」を大きなテーマに掲げた『愛大医学部への提言』キャンペーンを始めた。計7回の30分番組を制作・放送し、医学部首脳陣も大いなる関心を示した。

内容は…①『愛媛大学首脳陣に聞く』②『医師不足の現状』③『期待される医師像』④『公害に取り組む医学部』⑤『へき地の声を聞く』⑥『外国から見た日本の医療』⑦『総集編・私達の医学部に』…の全7回。特に第5回『へき地の声を聞く』では医学部長らが島々の町や山間部を訪ね地元住民と座談会を開き、その場で乳幼児や老人の死亡例や、救急体制の不備を訴えるなど「へき地医療」に関する切実な要望声が浮き彫りにされ、大きな成果を得た。その後、愛媛大学医学部は地域医療においてユニークなカリキュラムを組むなど地域を支える医学部としての姿勢を明確にしスタートした。

### 農業～みかん～

地域に根差した放送活動、地域密着は南海放送の使命であり、地域社会との結びつきを強める為に様々な面から地域の生活行動・視聴行動など地域民放と地域社会との結びつきを科学的に分析する冊子『地域と民放』が1966年（昭和41年）に愛媛大学教授の指導によって発刊された。（計4冊）

①『地域と民放～地域社会は民放に何を期待するか～』（1966年）

②『地域と民放Ⅱ～番組とCMの課題を巡って～』（1968年）

③『地域と民放Ⅲ～テレビ選挙への出発～』

そして最終回となる第4巻は

④『地域と民放Ⅳ～ミカンキャンペーン～』（1970年）である。

このように地域産業の根幹である農業、なかんずく「みかん」産業は愛媛にとって常に大きなテーマであり、時の政府の動向は常に地域農業、地域経済の趨勢を左右してきた。

愛媛県では1955年（昭和30年）頃からミカン栽培が盛んになり、一時は「金の成る木」とまで言われ「ミカン御殿」があちこちに建った華やかな時代もあった。しかし1968年の全国的な温州みかんの豊作やグレープフルーツ自由化の動きが愛媛のミカン農家を脅かす事態となった。この状況の中で、「曲がり角にきた愛媛のミカン」をテーマにアメリカ・カリフォルニア州とアリゾナ州のグレープフルーツ栽培農家を取材し、企画ニュースとして県下で放送すると共にアメリカ柑橘農家の実態に関して県下での報告会を行った。輸入オレンジに対抗する為にはあくまでも「美味しい

ミカン」作りへのこだわりと、包装などの付加価値を付ける工夫が必要である…などのキャンペーンを展開し、愛媛の主要産業であるみかんへの的確な情報提供を行った。その後も1978年にはオレンジ輸入枠拡大をめぐる日米交渉の取材をワシントンで取材する等、地域の主要産業を注視し続けてきた。

## 架橋への道程

愛媛県にとって本州との架橋は、時の政治や経済状況に翻弄されながらも、常に県民の関心であり希望であった。1979年（昭和54年）5月12日、尾道と今治を結ぶ最初の橋「大三島橋」（全長328m）が完成したが、これは、石油ショックによる着工延期を乗り越えての架橋の第1歩であった。RNBでは開通式当日に、テレビ特別番組を編成し喜びの表情を伝えた。

このように架橋事業は報道制作活動の中で一貫したウエートを占める事になる。歴代スタッフは架橋建設促進活動やし烈を極めたルート誘致合戦、架橋事業に対する国民の冷静な声等の取材を続け、地域への発信を継続した。特別番組は「えひめ21世紀への足音」シリーズとして、1998年愛媛・今治と広島・尾道を結ぶ「しまなみ海道」開通まで主だったものだけで7本に及んだ。こうした架橋の動きは中四国民放地方局が共同で報道制作活動を行う「ブロックネット番組」を誕生させた。それぞれが番組テーマを分担し取材するが、時には統一テーマによる共同取材を行いながら、中四国の各エリアで放送するシステムは、地域の課題や将来像を多面的に捉える事が出来る貴重な放送システムとなった。RNBでも1997年から広島テレビと共同制作番組『わが心の瀬戸内海物語』をスタートさせた。この番組は間近に迫った「しまなみ海道」開通に向け、今一度「瀬戸内海」の人・歴史・暮らしを見つめ直そうというシリーズ番組である。3カ月に1回の番組は5回に渡り、放送作家早坂暁氏・映画監督大林宣彦氏等の出演を得て、愛媛・広島両県の人々に来るべき新時代に向けての「心のメッセージ」を伝えたのである。こうして迎えた1999年（平成11年）5月1日の「しまなみ海道」開通の日には広島テレビとの共同制作番組『これが瀬戸内しまなみ海道だ！』を放送したが、この番組は中継車5台、16台のカメラ、120人のスタッフを数える記念碑的な番組となった。

このような地域の将来像と密接に繋がったテーマは地方民放にとって大切なテーマである。政治面・経済面からのアプローチは勿論、文化面・地域コミュニティなどの生活面やさらにはそこに暮らす人々の心の在り方といったテーマに及ぶまで様々な角度からの取材活動が必要であり、地域に密着するが故に冷静・客観的・長期的な放送活動が求められている。

## 子供・被ばく…地域の視点から

こうした地域固有のテーマに向き合う一方、地方の視点から全国的な課題への取り組みも行ってきた。

### 1) 子供たちの病理

「ひきこもり」「拒食」「過食」「家庭内暴力」、若さゆえに苦しみもがく少年少女といった子供達の「心」を蝕む様々な病理が社会を覆っている。「地方といえどもこうした全国的な問題からは無縁ではられない。そして親たちもまた、出口の見えない迷路に入りさまよう。こうした子供達の状態に危機感を抱き、「解決へのアプローチをテレビ番組から提案したい」という松山赤十字病院

の小児科医師の呼び掛けに賛同し、私達は「子供達の心」をテーマにした番組を制作した。毎日、予約の親子で溢れかえる「カウンセリングルーム」、「拒食症」で苦しみ骨と皮のみになってしまった14歳の少女、親子の葛藤、繰り返される逃亡といったまさに‘戦場’となった小児病棟の中で、取材カメラは1年間に渡り小児病棟での定点取材を行ない、子供達の心を囲い込む「四角い壁」を描きだした。「良い子でいたい」「親に心配をかけたくない」「自分は駄目だ」こうした真面目で心優しい少年少女達が自らの心を取り囲むように作り上げてしまう「四角い壁」がある。その「壁」を壊し「感情を爆発させ自我を出すこと」こそが彼らを救う第1歩だと医師は言う。医師の粘り強い会話と献身的な治療で拒食症の少女の「四角い壁」が打ち壊わされていく過程をカメラは追いかけた。そして彼女が手にしたのは医師が作った小さなおにぎりであった。そんなプロセスを克明に描いた番組『こ・わ・れ・る～小児病棟1年の報告～』（2000年）は地方にある病院の小児病棟という小さな入り口から、世界の子供達に通じる普遍的な事実を描きだしたドキュメンタリーである（地方の時代映像祭大賞・世界テレビ映像祭グランプリ）。このように、地方から、いや地方だからこそ可能なアプローチがある。身の周りの問題に少しでも「解決」の糸口を提案したいという地方の放送人にとって、こうした地域の人材との連携は大きな可能性を示してくれる。

## 2) 棄てられた被ばく

前述した、所謂「第五福竜丸事件」の陰に存在した巨大な被ばく事件に対する調査報道も又、地域の視点からの取り組みである。広島・長崎の被ばくを経験した日本であるが、もう一つ忘れられ、棄てられた被ばく事件があった。1954年アメリカが行ったビキニ水爆実験である。当時多くの日本のマグロ漁船が同じ海で操業していた。その数、およそ2万人。

にもかかわらず、「第五福竜丸」以外の被ばくは人々の記憶や歴史から消し去られていたのである。RNBはこうした事実を愛媛に隣接する高知県宿毛市に暮らす元高校教師と共に2004年から8年に渡り取材し、放送した。その番組本数は全国放送2回を含む計8本に及んだ。広島原爆の1000倍以上の破壊力があると言われる水爆「ブラボー」など計6回の水爆実験に遭遇した乗組員たちがいたのである。ある船では乗組員の殆どがその後ガン等で死亡していた。また元高校教師たちが行った聞き取り調査や我々の取材でも、被ばくを裏付ける証言が続々と出て来た。「マグロ船に乗ると早死にする」「降ってきた白い灰を手でかき集めた」「その海で取れた魚を食べ、海の水で毎日体を洗った」「船員だった夫も義理の弟も早くにガンで死んだ」「遺体は熱くて抱き上げた手から汗が滴り落ちる程だった」「当時のガイガーカウンターで船体から6000カウントの放射線が検出された」等である水爆実験による被ばくは10年、20年、30年という長い時間をかけ乗組員たちの身体を蝕んでいったのだ。「第五福竜丸事件」からおおよそ半世紀が経過している中で、被爆国・日本に‘棄てられた被ばく’が存在しているのである。この一連の番組を制作中、多くの方から聞かれた質問は「何故、この調査報道を愛媛の地方局が？」というものである。もちろんマグロ船の乗組員は愛媛にも存在しているし、被ばく船の船籍の多くが隣県・高知県と言う理由もある。長年調査を続けている前述の元高校教師も高知在住である。しかしそういった理由よりも、番組を担当した制作者の「地方局なりの方法でこの事実を検証し世に問う必要がある」という使命感が最も大きい理由である。そして不幸にして起きた2011年3月11日東日本大震災に伴う福島第1原発事故を機に、我々の調査報道は予期せぬ注目を浴びる事になる。高齢化した乗組員の証言を記録できる残り時間はわずかだ。

地方からの視点で地方局らしい手法で、これからもこの大きなテーマと対峙していく必要を痛感している。

### 東日本大震災への対応

2011年3月11日14時46分に発生したマグニチュード9.0の巨大地震、そしてその後東日本沿岸部を襲った巨大な津波により青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉の6県62市町村で、山手線の内側の面積の約9倍にあたる面積が浸水し、死者15,883人、行方不明者2,671人（2013年6月10日現在、国土交通省調べ）にのぼった。RNBが加盟する日本テレビ系列では14時57分から緊急特番編成に入り、3日後の3月14日まで76時間の特別編成を継続した。この間CM無しの放送は61時間を超えた。そして伊方原発が立地する愛媛県でも憂慮すべき事態が起こった。すなわち、福島第一原発の事故である。（事実関係の詳述は省く）

地震・津波・放射線など直接的な被害とは殆ど無関係であったRNBでもこの未曾有の事態に総力を挙げて取り組んだ。3月12日には関東エリアでの愛媛県関連企業の被災状況、14日には岩手県釜石市の被災現場に入り自衛隊の捜索活動、さらに宮城での仮設住宅や行方不明者の合同葬儀など、系列局としての取材に加え、初動での独自報道に力を注いだ。中長期視点での報道活動にも取り組むことになる。大震災発生から3ヶ月後の6月11日には日本テレビ系列四国4局（南海放送・西日本放送・四国放送・高知放送）が共同制作番組、『大地震から命を守る～東日本大震災から何を学ぶか～』を放送した。

南海トラフ地震による多大な被害想定が叫ばれている四国エリアの地元局がそれぞれのエリアからの課題を報告し、「四国」という大きなブロックで震災対策を検討しようという提言を行ったのだ。愛媛からは伊方原発の安全性の検証を、また県都水没も起こりうるとされる高知からは避難計画の見直しなどの提言を実施した。同時にRNBは系列の福島応援取材にもいち早く参加したが、これは地元で伊方原発を持つという地域性が大きなウェイトを占めた。こうした中、2012年1月に伊方原発は全3基が運転を停止した。2013年2月には愛媛県地域防災計画の『原子力災害対策編』が決定した。伊方原発の災害重点区域を半径30キロ圏に拡大、更に6月には30キロ圏内の住民約13万人を県内と山口、大分に避難させる広域避難計画を発表した。

### 命を救う為の放送

2013年1月には系列のほぼ全局が参加し、南海トラフ巨大地震訓練を実施した。広島・福岡・大阪からのヘリコプターにより四国沿岸をカバーし、津波警報を伝える初動態勢から、安全情報の発信、本社機能停電への対応など、様々な局面を想定した連携策を試みた。南海地震では、太平洋や宇和海を中心に数メートルから数十メートルもの津波の到達が見込まれていて、訓練も津波情報をいかに早く多く伝えるか、そして避難を誘導するかに力点を置いた。そして生命を救った後は、「生命をつなぐ報道」の内容と質が問われることになる。伊方原発は大丈夫か？身の回りの被害はどの程度なのか？ライフラインは生きているのか？地震速報の画面は？人間が生活を続けていく上で様々な情報が必要となる。その生活・生命をつなぐために必要な情報を提供していく、そうした意識が肝要となる。“生命を救い、生命をつなぐ”ために必要な情報を整理して放送で紹介していく災害報道が極めて高い公共性を有する事を再認識した。更にRNBでは想定される様々な緊急事



態（例；最大級の地震はマグニチュード9クラス・県内20市町での死者数は最大で1万2000人規模想定）に対処し「報道機関として市民の安心・安全を守る役割を果たす」ために、事業継続計画（BCP）を2013年5月に策定した。大きく言えば、「報道部門の初動体制を迅速に確立させながら緊急編成を行い、ラジオ・テレビ・ウェブなどRNBが持つマルチメディア機能をフル活動し、情報の収集・発信にあたる。人員の確保や放送機器の復旧作業、非常用物資の調達など全社的な体制により、電力復旧までの最低3日間は自立放送を可能にすること」が眼目である。まさに地域住民の『命を救う為の報道活動』を行う大前提となる計画であり、地域民放としての生命線とも言える内容である。

さらに系列の四国4局は、緊急事態発生時に放送を継続する為の相互援助を確認する目的で、2013年4月に「緊急時の四国4社のラジオ・テレビ放送継続の為の相互援助に関する協定」を締結した。そこでは、

- ①報道制作部門
- ②ラジオ・テレビ編成業務部門
- ③総務部門

と、災害発生時に連携が必要と思われる部門での協力を確認し合った。これは東日本大震災の様な複合的大災害の中で『住民の命を救う放送活動』を継続する為には、県域を越えたネットワーク相互の支援が必要であるという危機意識から生まれたものである。

このように東日本大震災は、地域に立脚する民間放送の意識を大きく前進させ、地域に立脚する民放としての「危機管理」の整備を促進させている。「命を救うための放送」を継続させるに必要な「放送の安全・信頼性」の確保が大きなテーマに浮かび上がっている。

## 5. テレビ60年、これから

以上、愛媛県を放送エリアとする南海放送の地域とのかかわりを「番組」というキーワードにこだわりながら私なりの視点で見つめてきた。改めてこれまで60年という時間の中で地方民放局として地域社会と多層的な係わりを築いてきたことを実感している。その根底にあるのは、諸先輩から脈々と受け継いだ「ものづくりスピリット」であり、原点にあるのは地域に暮らす「1人の人間の存在」に他ならない。そしてこのような「1人1人を大切にする」地域と地方民放とのきめ細やかな係わりこそが、今後益々重要なものになっていくだろうと考える。そこで、これからの地方民放の課題を「番組」と「地域」との係わりにおいて個人的な意見を挙げて見たい。

### 地域住民を守る意識

東日本大震災は地域に立脚した放送活動の重要性を改めて問いかけた。非常時においては地域住民の「命を救う」放送の継続が何よりも求められる。そのための備えを万全とすることが地域民放の大きな使命となる。同時に中長期の視点から「地域コミュニティ」「福祉」「医療」「雇用」「環境」「教育」など様々な歪が押し寄せている地方社会を如何に守っていくか？そしてそのための有為な提言や取り組みを継続的に発信していくことが出来るか？地方民放の存在は今後ますますその社会的な存在意義を問われることになるのではないだろうか。

## 地域番組の活性化

その意味で更なる「地域番組の活性化」が求められるだろう。「活性化」とは量的な拡充のみならず、より地域ニーズにあった視点での番組制作、より地域社会への還元性のある番組フローの確立、更には他メディアとの連携や海外をも視野に入れた地域番組の発信など地方局独自の放送活動への試みも改めて問われるだろう。例えば共通の課題を持った地域ごとの共同番組の強化や番組の交換、地域住民の参加性の高い番組制作など、従来の発想にとらわれない柔軟で先駆的な試みも求められてくると考える。その結果としての「地域住民の共有財産となるべき番組」の増加こそが「活性化」と言うべきものではないだろうか？こうした地域番組の活性化が多メディア化の中での地方民放のアイデンティティーになるはずである。

## 地域プラットフォーム

地方の放送活動における最大の財産は地域に暮らす「人」である。人はそれぞれ「伝承の森」を持っている。家族・仕事・友人・受け継いだ風習など数えきれない情報を持つ存在である。私が個人的にイメージする地方民放のイメージはそういった地域の「人」が集う「駅＝プラットフォーム」である。人は目的を持ち「駅」を目指し、集い、目的地に向かう。その「駅」の役割を地方局が果たすことが出来ればと考えている。農業、漁業、高齢者、大学生、中小企業者、店舗経営者、子育て中の母親等々、あらゆる「人」がそれぞれの「情報」を持ち「駅」に向かう。そしてその多様な情報を的確に「目的地」に向け発信させる。より人と近い存在である地方局では地域住民の放送への参加性を高めること、彼らの持つ情報をきめ細かく収集し発信していくことが可能ではないだろうか。

## 最後に

冒頭でも記したが、長年地域番組の制作に携わってきた私は、公平・公正な批判精神を持つジャーナリズム精神に加え、「人」と「地域」に元気と勇気を与えるチアアップ精神（私の造語）を持つべきであると常々考えている。そしてこの2つの精神を持ちつつ、地域と地域民放が互いに刺激し合い連携し成長し、より良きパートナーとなることが地方の活性化や存在感の増大に寄与していくと信じている。地域民放そして地域番組が果たすべき役割はまだまだ大きく様々な可能性に満ちていると確信している。



糠澤 修 一\*

矢部 久美子\*\*

聞き手 佐幸信介

---

——今日は大別して二点を聞きたいと思っています。ひとつは、今までの福島テレビの歴史と、特に震災の問題がありますので、報道や編成の問題も含めて、地域との関わりについてお聞きしたいと思っています。

そこで、さっそくですが、最初に福島テレビの歴史をいくつかの角度からおうかがいます。

福島の民放の状況を調べてみると、非常に複雑な経緯を辿ってきていることがわかりました。しかし、外側から見るだけではその複雑さの内実はどうもよくわからないところがあります。その意味でも、福島の1960年頃からのひも解きながら、お話をお聞きできればありがたいと思っています。

### 福島テレビの開局と体制づくり

糠澤 福島テレビの開局は、東京オリンピック前年の1963年（昭和38年）4月1日でございます。全国のローカル各エリアの最先発局としては開局が2～3年ほど遅れております。その要因としましては、福島民報社と福島民友新聞社の二つの地方紙の関係が拘って参ります。

ご案内のように福島県には毎日系の福島民報社（現在はプロパーの会長・社長時代になっています）と読売系の福島民友新聞社と二つのローカル紙がございます。どちらも明治期から100年以上の歴史を誇る新聞社ですが、このうち民報社は、戦後にラジオ単営局の「ラジオ福島」を開局、その後、昭和30年代なって地上波テレビローカル局開局の時代を迎えます。

新聞とラジオの経営権を握る福島民報社がテレビの開局を目指すのは、いわば当然の流れと言えるかも知れませんが、一方、読売系の福島民友新聞社としては日本テレビの創始者である正力松太郎氏の系統ですから、福島エリア最先発局の主導権を民報社だけに委ねる訳にはいかないという思いから国（旧郵政省）に対する免許申請が双方から行われる形となりました。

具体的には、ラジオ福島テレビジョン（代表 飛島定城氏・民報）が1955年（昭和30年）10月から32年1月にかけて、福島市・郡山市・会津若松市にテレビ放送局の免許申請を行いました。

これに続いて、福島テレビ放送（発起人代表 和久幸男氏・民友）と、福島テレビジョン放送（発起人代表 油井賢太郎氏・福島商工会議所）が免許申請を行い、三社競願となりました。

しかし、三社の話し合いはまとまらず、昭和33年3月31日までの予備免許は失効し、その後、五社競願となりましたが、これも話し合いは難航し、昭和36年3月31日予備免許はまたも失効しました。ここに至り、当時の佐藤善一郎知事が大局的立場に立って調整する必要があると判断、昭和36年7月、県議会は、「民間テレビ対策特別委員会」を設置して集中審議を行い、ようやく翌

---

\*ぬかざわ しゅういち 福島テレビ(株) 代表取締役社長

\*\*やべ くみこ 福島テレビ(株) 取締役編成局長

37年3月23日申請者の合意が得られました。そして、3月31日の県議会本会議において、「福島テレビ」の設立にあたり福島県が50%を出資し、その株式を保有することを承認しました。

私の手元の資料では、福島県50%、飛島定城氏（民報）10%、和久幸男氏（民友）10%、太田耕造氏（元文部大臣）10%、油井賢太郎氏（福島商工会議所）5%、他4社あわせて15%の出資比率が決まり、昭和37年6月1日、福島テレビが創立されました。昭和38年4月1日の開局まで残り10カ月という極めて厳しい状況の中でのスタートでした。

開局の年、1963年（昭和38年）は、年明けから希にみる豪雪の年となりました。太平洋岸の「浜通り」、新幹線・東北自動車道ルート「中通り」、そして新潟・群馬・栃木・山形と接する「会津」と同時3局開局を目指す私共福島テレビの先達は、まさに不眠不休で送受信施設の建設に取り組みました。

放送局は、浜通りが「いわき・水石山」、中通りが「福島・笹森山」、会津が「会津若松・背あぶり山」で特に、豪雪の背あぶり山は、地上からの機材運搬が出来ず防衛庁（現防衛省）に働きかけて陸上自衛隊の大型ヘリコプターを使って放送機器を運搬、ようやく4月1日の開局に漕ぎつけました。

株式の保有率によって、社長は福島県からの出向人事が望ましいと言うことで、初代・二代目は県の出納長経験者、三代目から六代目までは、副知事経験者、七代目になってフジ・サンケイグループ（産経新聞常務取締役）から代表取締役副社長に就任した中村啓治氏が代表取締役社長に昇進し、初の民間出身の社長が誕生しました。2001年（平成13年）6月のことです。

その日から6年が経過し、副社長のポストにあった私に八代目社長就任の要請があり熟慮の結果、これをお引き受けすることと致しました。

私は、2007年（平成19年）6月の総会で社長に就任、以来3期6年を務め2013年（平成25年）6月の総会でさらに4期目をお引き受けすることとなりました。2013年（平成25年）の総会で定款を変更、常勤・非常勤役員の任期を1期2年から1年と致しました。現在私は社長就任7年目でございます。

ところで、1963年（昭和38年）4月の開局当時、福島エリアの民間テレビは私共の福島テレビ一局でございましたから、オープンネットということで、4系列（日本テレビ・TBS・日本教育テレビ・フジテレビ）の高視聴率番組と人気番組を全て収容するという豪華編成でした。

但し、ニュースは、各系列から収容するという事になり、朝ニュースは、日本教育テレビ系列の「あさ7時のニュース」、お昼のニュースは、「フジテレニュース」、夕方帯は、日本テレビの「ニュースフラッシュ」、夜帯にはTBSのニュースというように各系列のニュースを時間帯に応じて収容していました。

また、ローカルニュースは、当初、夕方のみでスタート、続いて昼ニュース、夜ニュースと段階的に枠を広げ、やがて報道の宿直制度をスタートさせました。但し、ローカルニュースのタイトルは、開局時の申し合わせ事項として（月）・（水）・（金）が「福島民報ニュース」、（火）・（木）・（土）が「民友新聞ニュース」（日）が「FTVニュース」となっていました。これが全て「FTVニュース」に統一されたのは、2局目誕生後の、昭和46年8月のことでした。

また、朝のワイド番組として人気のあった日本教育テレビの「木島則夫モーニングショー」をはじめ、「七人の刑事」「ザ・ガードマン」「東芝日曜劇場」「水戸黄門」「お笑い頭の体操」「シャボン

玉ホリデイ」「コンバット」「三匹の侍」など一日を通して、人気番組を全て収容した番組編成となっていました。

私共の福島テレビ（FTV）開局（1963年昭和38年）の7年後、1970年（昭和45年）に多局化の幕開けとなる福島エリア2局目の「福島中央テレビ（FCT）」—日本テレビ・日本教育テレビ（のちのテレビ朝日）のクロス局が郡山本社で開局し、「福島テレビ（FTV）」はTBS・フジテレビのクロス局となりました。

そして、1981年（昭和56年）、福島中央テレビから日本教育テレビ（テレビ朝日）系が独立して3局目の「福島放送（KFB）」として、郡山本社で開局、最後に1983年（昭和58年）12月5日、TBS系が私共の福島テレビから独立して「テレビユー福島（TUF）」—（本社 福島市）が開局、私共の福島テレビはフジテレビ系列となって福島エリアは4局体制となりました。

ニュースネットワークとしては、1971年（昭和46年）からJNN（Japan News Network）に加盟し、以後12年間系列の一員としてやって参りましたが、テレビユー福島の開局によって、FNN（Fuji News Network）に正式加盟し今日に至っています。

—社長は何年入社ですか。

糠澤 私は、開局1期生で1963年（昭和38年）4月1日入社です。同期生は皆退職し、さびしくなりましたが、私はまだ50年間この会社にお世話になっております。テレビに入るならば是非報道現場、ニュースに携わりたいと思っていましたので、報道部配属が決まった時は、うれしさでいっぱいでした。

当時の民間テレビローカル局の報道現場はまだまだ弱体で、開局前の私共の先輩（既卒入社の方々）は日本テレビ系列のお隣の山形放送（YBC）の報道部のお世話になり研修を行いました。

開局当時の私共福島テレビ報道部は、部長・デスク以下10人体制でして、この中には、ニュースフィルムの現像担当の方も含まれておりました。新聞記者と違い、「目7・耳3」と言われ、まず映像最優先でした。16ミリカメラとポラロイドカメラ（1枚写真用）を携帯して撮影し、当然原稿も書く、のちには録音機（デスク）でインタビューとリポートも行う“記者・カメ”と言うか部長、デスクを除くと実質6人ほどで一人何役も担当しなければなりませんでした。

開局時は、夕方のニュースだけで精いっぱいという状況でしたが、10月改編期には、昼のネットニュースのローカル差し替えに踏み切りました。とも角、人数が少ないという思いが強くありましたが、私共としては、開局が遅れた分一日も早くそれをとり戻し、ニュース・情報番組のいっそうの充実強化という方針で走り続けました。

—最初の頃は、一人で取材に加えて何役もしなければならなかったというお話ですが、カメラもその映像の編集もやっていたのでしょうか。

糠澤 その通りです。カメラは勿論回しました。16ミリカメラの名器と言われたDR（フェルモ）は今でも扱えると思います。編集も自分でやりましたし、一人何役もやらなければなりませんでした。それからニュースの運行業務も最初はCM運行ディレクターにお願いしていましたが、一連の作業の中で飛び込みもあるのでニュースの流れを知った者が担当するのが一番いいということになり、私共は、ニュースの送出というディレクター業務もしばらくの間交代で担当しました。他のローカルエリアの民放テレビも同じような経験をしたと思いますし、何でもやるという事は大変勉強になりました。

私共の報道現場の先輩には新聞社から移ってこられた人も多くいらっしゃいました。また、各エリアの最先発局はほとんどがラ・テ兼営局ですから、ラジオ局からテレビ部門に社内異動された方も多く、例えば報道部長とかデスクの中にもアナウンサー経験者が多くいらっしゃいました。ラジオ局は、デンスケという録音機を肩にかけ取材記者もアナウンサーと同じように取材活動を展開していました。お隣の東北放送さん（宮城）、山形放送さんは、ラ・テ兼営局ですから原稿は、ラジオで十分に経験を積んでおられ、それに後追いでテレビの映像が付く形で比較的円滑にテレビ化が進んだように感じています。

私共は、テレビ単営局なので、まず、映像ということでカメラの研修・訓練を徹底してやらされました。あわせて、原稿のまとめ方、書き方についても指導を受け、あとは、独学で力を付けなければと覚悟をして年数を重ねたということになります。

但し、取材記者とカメラマンは別であるという考え方も根強く、民間放送労働組合の強いところ、ラ・テ兼営局の現場などから記者とカメラの分業化が進んでゆきました。

しかし、私共福島テレビは社歴も浅く、しばらくの間、一人二役体制が続きました。——当時は、大学でマスコミとか報道といった勉強は、ほとんどみなさんはせずに入社されていたのでしょうか。

糠澤 その通りです。教養課程で「マスコミ原論」を学ぶ機会はありましたが、あとは、新聞・雑誌が教科書でした。ご承知のように米国では、マスコミ専門学科の卒業生が年間全米で4万人から4万5千人と伺っておりまして、この人達が、テレビ・ラジオ、言論雑誌の狭き門を目指し、実際にその道に就職出来るのは1万8千人から2万人、およそ全体の4割程度と聞いております。

私が入社した昭和30年代は、マスコミの専門学科というのがない時代で、取材・インタビューのあり方、原稿のまとめ方については、新聞記者をしていた自社のデスク、記者クラブでは当時、NHKの先輩からアドバイスを受けたことがありました。また、携帯ラジオを常時持ち歩き、夜は枕元に置いてNHKのラジオニュースを毎日聞いておりました。今もそうですが、NHKのラジオ原稿は参考になります。

いずれにしても毎日毎日の実務そのものが研修でありました。書いた原稿には必ず赤ペンが入り、頭から書き換えた方が速いケースすらありました。取材記者として日々の原稿や5分～10分の長めの企画モノの原稿が一定の時間で何とかまとまるようになるまでに3年から5年位はかかったと思います。

あとは、新聞社育ちの報道部長・デスクは、どうしても原稿最優先ということで、映像と音声で十分伝わる部分も原稿中心になってしまい、現場でしばしば衝突していたのも今はなつかしい思い出です。

——その辺りの試行錯誤とか方法論が固まってくるのは、だいたいどのくらいの時期なのでしょうか。

糠澤 毎日が取材と原稿・編集に追われ、昼ニュースが終われば夕方のニュース、そして、夜のニュースと気が付けば一日が終わっていました。開局の年の後半からは、夜勤・宿直体制も始まり、朝ニュースの送出も担当することになりました。

こうして、一日のニュースの取材から送出、報道現場での番組制作を手がけるまでに丸2年は掛ったと思います。

そして、多局化時代の幕開けとなる1970年（昭和45年）の福島中央テレビ開局を前に先発局と

してやるべき事をやって差別化を図らなければという思いが全社的にございました。

——社長が入られて、そのあと新しく大卒の新人たちが採用されていったと思いますが、報道のスタッフが整っていくのには時間がかかったのでしょうか。

糠澤 開局が遅れた分、経営トップにも遅れをとり戻し、他エリアの先発局に追いつかなければという思いがあったと思います。従って、夕方のニュースから昼のニュース差しかえ、夜ニュース宿直・朝ニュース送出となるとどうしても絶対数が不足し開局の年度内にカメラマンとフィルムの現像担当3名、翌年には新卒を含め3名が加わって16名体制となり、取材上の拠点である郡山支局に1名、会津若松支局に1名、いわき・平支局に地元出身の東京紙のカメラマン経験者1名常駐という形で一応の取材体制が整いました。

このあと、昭和39年には太平洋岸、浜通り北部の相双地区の拠点である原町市（現南相馬市）に報道カメラマン1名を配置しましたが、翌40年になってこれを支局に格上げして営業・報道の拠点とし、本社報道部から映像部門の責任者が支局長に就任し、取材網は短期間のうちに整ってゆきました。

しかし、福島エリアは広いですからネ。各支局が取材した放送素材のフィルムは、現像の為、急ぎの発生ものでも車で福島の本社まで運ばなければならず、トピックモノは、バス便で本社へ、会津若松支局や郡山支局から福島までは列車の乗客託送という時代がしばらく続きました。

## ネットチェンジ

——今までのお話にありました、JNNからFNNのネットワークになっていった際に、単にネットワークが変わるというだけではなくて、放送局の中身、編成の仕方が変わったりとか、あるいは報道の何か仕組みが変わったりとか、そういうことが実際にはありましたか。

糠澤 1971年（昭和46年）から1983年（昭和58年）までの12年間でJNNでそのあと福島エリア4局時代を迎えFNNに正式加盟する訳です。

まず、JNNですが、“ニュースのTBS” —キャスターニュースの草分けとしてのTBSでございましたから、しっかりした発想をする優秀な人材が多数いらっしゃいました。報道のデスク会等に出席する機会もあって、TBSをはじめ系列各局の方々には、何かとご指導賜りました。

1981年（昭和56年）には、米国三大ネットワークのひとつCBS研修にも参加をさせて頂き、ウォルター・クロムカイト氏との一問一答の場にも出席し、テレビジャーナリズムというか、ニュース・情報伝達のあり方、取り組みの姿勢等について改めて気の引き締まる思いを致したことが強く印象に残っています。

つまり、TBS、あるいはJNNを通じて教わったことがいかに自分自身の財産になったかという事です。TBS報道局の中には、不偏不党というか、時の政権に対しても相対するというか明確な批判の意識を持った勢力があって、例えば後年、ロッキード事件の田中角栄元首相の東京地検出頭のスクープ映像を中継車を配置した状態で押えるなど、JNNの面目躍如たるものがありました。

さて、FNNですが、“JNNに追いつけ追い越せ”というのが恐らく報道現場の社是に近い意識としてあったと思います。ネットワーク報道現場の雰囲気は、非常に似ているものがありまして、発生モノの現場の生中継体制、ヘリスターの開発などに熱心に取り組んでいました。一言でいうならば、この努力が何時かは報われるという思いが私自身にもありました。その結果が、1985年



(昭和60年)8月12日の御巢鷹山の日航機墜落事故の時に“生存者4名発見”という世界的なスクープをやったのけます。これがテレビ媒体として初めて新聞協会賞に輝き、FNNの存在が定着し、夕方帯の「スーパータイム」の視聴率を押し上げます。いずれにしてもJNNの場合もFNNの場合もネットワークは共に報道現場として、友情と絆によって結ばれており、今日を以って“JNNとの別れの日”という時には夜9時すぎにファックスにて“長年の友情に感謝する”とのメッセージを發しました。同時にFNN各局に対してもファックスにて“FNNの限りなき友情の中で、福島から責任ある発信を行う”との誓いのメッセージを發したことを覚えています。

—系列が替わるときに、戸惑いみたいなものはありましたか。

糠澤 報道現場としては、半年ほど前からFNNのデスク会にオブザーバー参加という形で出席させて頂き、ネットワーク各局との連絡方式、福島発の逆ネットニュースの送出方法等について打ち合わせをさせて頂いておりましたのである程度心の準備は出来ておりました。

但し、TBSの全盛期ですから番組編成上の諸問題、売上に直結するスポンサーのカロリーの問題等編成的営業的には不安感がかなりあったと記憶しています。従って、私共の福島テレビではTBS系列の「テレビユー福島」が開局する1983年(昭和58年)12月5日のネットチェンジのギリギリまでTBSの人気番組を取り続けました。

率直に申し上げて、TBSから離れたくないという考え方をしていた社員がかなり多かったと記憶しています。

ところが、私共がFNS(フジネットワークシステム)・FNN(フジニュースネットワーク)に加盟した2年目から視聴率が上昇を続け、やがて、全日・ゴールデン・プライムの三冠の時を迎えます。あの13年連続の三冠の時代に入るわけです。

フジ系列に切り替わる前年—1982年(昭和57年)6月23日「東北新幹線」—大宮～盛岡間が開業します。東北にとっては、高速道に続く本格的な高速インフラの整備によって交流人口に大きな変化をもたらすという期待感が高まり、私共は、日々のニュースの他に1時間の特別番組をシリーズで制作し続けます。開業前の4月4日には、本格的な試運転の時期をとらえ、新幹線ルートにあるTBS系列の4社、TBS—福島テレビ—東北放送—岩手放送を結ぶ共同制作番組『開業への始動』～東北新幹線～を放送しました。ネットチェンジ前夜ということもあって福島エリアをカバーしていたフジ系列の仙台放送さんが水面下で協力を求めてこられました。

ニュースに関しての「JNN協定」は、当然のことながら、厳しいしぼりがございます。ニュースに関する素材のやりとり、情報の守秘義務です。従って、共同記者会見や共同取材等新聞各社を含め系列を越えて対応出来る事項についてご協力を申し上げました。

TBSからフジテレビへのネットチェンジは、私共の福島テレビにとっては、極めて大きな出来事でしたが、結果としては、TBSの全盛期にその系列で恩恵を受け、ネットチェンジ後はフジテレビの視聴率三冠に支えられて恩恵を受けるという恵まれた環境で歩み続けることが出来ました。

但し、ネットチェンジが決まったあともTBSの番組をとり続けた事に対するペナルティもございました。円グラフとペンツマークを思い起こして頂きたいと存じます。まず、ネット配分金(系列の番組をネットしたことに対する放送料金)が全体の3分の1(近年は27～28%)東京支社が担当する首都圏のタイム・スポットが全体の3分の1強(33～34%)、残る3分の1は、大阪、仙台と福島エリアの本社と郡山・会津若松・いわき各社の売り上げによって全体の放送収入を維持して

いる訳です。

前段のペナルティというのは、このうちのネット配分金の部分です。ネット配分金の目減り部分については、私共の東京支社がセールス活動の自社売り（自由裁量権）によって埋め合わせをして参りました。

しかし、こうしたペナルティの時代も数年前には解消し、この度の歴史的な大震災・原発事故に際しては、物心両面からFNS・FNNの力強いご支援を賜っており、ネットチェンジ上の様々な問題も今は、なつかしい思い出として大切にしたいと考えています。

### 自主制作ニュースと視聴率競争

——東京支社で、首都圏で売り上げを埋めるというのは、基本的に東京でCMを確保していかなければならないわけですね。

糠澤 まず、キーステーションが電通・博報堂をはじめ各広告代理店と交渉して取り扱う「タイム」—番組提供、「スポット」—番組と番組の繋ぎの時間のカロリー（CM単価）、そして、私共が独自に対応する「タイム」、「スポット」のカロリーとローカルエリアのカロリーとは基本的に桁が違いますので、テレビ業界にとって東京支社の存在は経営上極めて重要です。

もともと、番組制作費のバックボーンとなるタイム提供が最も重要なのですが、その単価が上がって、かつての「東芝日曜劇場」のように1社だけでひとつの番組が持てなくなりました。いわゆる何社かの相乗り提供という形の時代に入って参ります。これに伴って物流・物販の宣伝効果が上がるのは、番組と番組とを繋ぐスポット枠ということで注目され、バブル時代になって番組提供をスポット投下量が凌ぐまでになって参ります。

テレビ業界は知恵を出して1時間（60分）当たり1分（60秒）と言われた時代から1時間のスポット枠を2分～3分、さらに公称1時間番組は実質53分とか54分へと移行してゆきました。現在そうなってますネ。それは、スポット枠を生み出す為に業界全体で考え出した知恵ということになります。

——その「面積」というのは、独特な言い方ですね。

糠澤 ご承知のようにこれらの「タイム」、「スポット」の単価は、視聴率によって決まって参ります。つまり、視聴率が他系列より良ければ、同じ契約料金でCM挿入枠が少なくて済みますが逆に視聴率が悪ければ一定日時でのCM挿入量—その本数を増やして対応しなければなりません。一日は24時間しかございません。これが売り場面積—「GRP」という呼び方をしております、視聴率の低下が経営上の死活問題になって参ります。視聴率は、このところ「日本テレビ」と「テレビ朝日」が好調です。従って、日本テレビは2013年（平成25年）スポットの売上げを伸ばし、フジテレビは9年ぶりにスポット売上日本一の座を日本テレビに明け渡しました。私共福島テレビは、フジ系列ではありますが、午前6時から24時までの「全日視聴率」が最近までトップ、現在は2位となっておりますが、これによって全体的な売り場面積を何とか確保しております。

——視聴率という観点からいうと、福島の場合には、90年代の終わりくらいに、もう52週の視聴率に変わっていますが、それは大きな転換だったのでしょうか。

糠澤 聞き取り調査（アンケート方式）による「日記式」は開局時から1982年（昭和57年）まで続きまして、福島エリア4局時代を前に「月2週の機械式」に移りました。年間を通しての

「52週（各週）機械式」は1997年（平成9年）から実施され現在に至っています。クライアント側からすればエリアパワーと各局のステーションパワーがより判断し易くなったとは言えるでしょう。但し、この調査は、リアルタイム視聴が対象となりますので録画視聴とかBS視聴は入って参りません。

かつて、ゴールデン帯70%とか言われたHUT（総世帯視聴率）がこのところ5～8%低下して参りました。東・名・阪に加えて、札幌・仙台・広島・福岡といった主要地方都市でも在宅率が低下し、総世帯視聴率が60%台に低迷するようになりました。

つまり、テレビ視聴の出口が家庭用の大型テレビだけでなく、パソコン、ワンセグ、iPadでも見られるようになって参りました。また、録画視聴も増えて参りました。従って、現在の在宅、リアルタイム視聴を対象とした、いわば限定的な「視聴率調査」について見直しが必要であるという考え方が出て参りました。

総世帯視聴率の数値が低い中で、更に各番組の視聴率が低くなれば番組提供の意味や出稿にも影響を与えかねない訳です。

平成25年11月の民間放送連盟大会のパネルディスカッションでもこの事が浮き彫りにされました。視聴率とその調査のあり方が地上デジタル時代と共にテレビ業界全体の大きな課題となってきております。

——それは視聴率調査が90年代の機械式の52週辺りから、かなり厳密というかタイトになってきたことに原因があるのでしょうか、それともそれ以前からもうあったのでしょうか。

糠澤 視聴率重視は、日記式の時代からの原則ですネ。但し、右肩上がりの高度経済成長期、バブル期には、多少大掴みの考え方があって、電通・博報堂をはじめ各クライアントとも3月の決算期には『期余り予算』と呼ぶ広告広報予算の残高整理の習慣がございました。例えば、“福島テレビさんは年間、年度視聴率がよかったので、この番組にタイム提供をしましょう”とか、スポット枠に特別出稿という形で上積みしてくれる、かつてはそのような予期せぬ収入があったのです。

現在は、かなり厳密になっておまして、視聴率は絶対条件になっています。私共は今年（平成25年）29回目を迎えた『東日本女子駅伝』という大きなスポーツイベントを担当して参りましたが、このところ女子陸上界のスター不足から全国的にも“走りもの”の視聴率が低迷しております。従って、今年の大会で視聴率が更に低下するようなことになれば、来年の第30回大会の提供スポンサーとカロリーに重大な影響が出て参ります。

私は、ニュース現場での報道育ちだったものですから、視聴率を余り気にせずに仕事をしておりましたが、2局目の「福島中央テレビ」さんの開局によってエリア内に競争相手が生まれまされたので、これをきっかけにニュース・情報番組、自社制作番組の一層の強化を目指すことになり、開局10周年にあたる1973年（昭和48年）10月1日から夕方帯のニュース・情報番組「FTVテレポート」をスタートさせています。

——これは、いわゆる「スーパーニュース」の枠の中で。

糠澤 当時はTBSの夕方メインニュースは、18時30分～19時00分までの30分でしたので、私共は、18時00分からローカル枠として独自のニュース・情報番組の時間を確保し、先の「FTVテレポート」というタイトルで放送に踏み切りました。このあといったんネットニュースにつながり、ローカル枠についても当然差し換えを行って、最後はお天気情報を放送しました。従って、視

聴者は18時帯全体が「FTV テレレポート」枠という印象でご覧になっていたかもしれません。

——当初からこの1時間枠は取れていたのですか。

糠澤 民間放送界の夕方帯で18時台全体を使い始めたのはTBSのキャスターニュースが草分けだったと思います。そして、17時台をキーステーション、ローカル局ともにニュース・情報系で利活用しはじめたのはここ20年～30年ということです。

私共福島テレビでもいわゆるストレートニュース時代は、夕方のメインニュースでも15分枠でしたから。やがて、民間テレビの急成長、売り上げが伸びて参りますと、各ローカルエリアも当然のこととしてニュースをはじめ自社制作番組の充実強化をしてテレビ局らしい事業の展開、地域貢献が大きなテーマとなって参ります。

これを経営上の収入構造から見て参りますと、私共福島テレビの開局時、1963年・昭和38年度の売り上げは、年間8億9千万円でした。これが5年後1968年・昭和43年度になると18億5千万円、1973年・昭和48年度には28億6千万円、以後1978年・昭和53年度49億5千万円とおよそ50億円時代を迎える訳です。

売り上げは、平成に入って更に上昇を続け、1993年・平成5年度68億9千万円、1997年・平成9年度77億9千万円に達し、翌1998年・平成10年度も77億2千万円を確保しました。

その後、バブル崩壊、リーマンショック等をへて年間売上げを60億円台に下げましたが、今震災・原発事故のあとも放送収入と事業収入を合わせて60億円台を維持しています。民間放送は、NHKのように聴視料による収入はありませんから、まず、売り上げをきちんと確保しなければなりません。経営の安定なくしてメディアとして天下国家にモノ申す訳には参りません。

ようやく各局、各系列ともに地上デジタル投資（福島テレビの場合60億超）がヤマ場を越しましたが、アナログ鉄塔の撤去という課題を解決しなければなりません。具体的には、こうした経営環境の中で、ニュース・情報番組、自社制作番組と地域貢献の為の各種事業にどれだけの予算を振り向ける事が出来るかという事になります。

今震災後の平成24年度の予算執行の中で、この内容を見てみたいと思います。売り上げが62億2千万円、人件費が22.3%（13億8千万円）、設備投資が2億4千万円、番組制作費が7.2%（4億4,800万円）ということになっています。

私共福島テレビとしては、自社制作のニュース・情報番組・原発事故からの地域再生に向けての各種番組の制作と事業展開に現在最大の努力を傾けていると申し上げてよろしいかと存じます。

### 地方の再認識・再発見

——これは、他の地方民放局でもしばしば聞くことがあるのですが、地域での民放の主権といいますか、独自性という問題意識は非常に強く、今後その役割が強くなってきているように思います。おそらく、全国的にそうした傾向があるのだらうと思うのですが、その辺りはいかがですか。

糠澤 言葉を変えて申し上げますと地方の時代の再認識、再発見ということですね。日本全体の戦後の足跡を見るといかなる時も首都圏・大都市を中心とした経済活動と農林漁業を含めた食料供給基地としての地方とのバランスの中で歩んできたことを強調しない訳には参りません。福島エリアでのテレビ局の使命を考える時、まず、少子高齢化—日本・東北・福島全体の人口動態にメスを入れ、そこから近未来、将来に向けて様々な発想をして参らなければならないと考えています。

まず、東北で200万人以上の人口を有するのは宮城県の232万人、仙台市だけで102万人ですからね。次いで最近まで202万人だった福島県が196万人、青森県135万人、岩手県130万人、山形県115万人、秋田県106万人ということで、東北全体で915万人です。東北6県1,000万人と言われた時代から85万人が減少し、いずれ800万人台になって参ります。こうした人口減少少子高齢化の中で、私共メディアは、地域を守り、歴史と伝統文化を守り、農林漁業、伝統産業を守り、自然景観、観光資源を守り、交流人口の増加をめざしてこの部分を育ててゆく使命を背負っています。

つまり、近未来、将来のエリア内の現状を県民・視聴者の皆様に正しく理解して頂き、県外、特に首都圏・西日本全域あるいは海外に向け、これを発信して参らなければなりません。ニュース・情報番組、自社制作番組の切り口は前段に申し上げた中に無尽蔵に眠っていることを指摘しないわけには参りません。特に、この度の歴史的な大震災と原発事故を受けてここからの地域再生は“ふくしまの地方の時代”“少子高齢化とふくしまの時代”を根本から見つめ直し、この機会を捕えて新しく地域をつくり替えるという強い信念のもとでメディアとしてのエネルギーを燃やし続けなければならないと考えています。

—そういう理念・コンセプトが強くなったのは、やはり震災が大きいですか。それ以前からあったのでしょうか。

糠澤 もちろんそれ以前からですが、福島県の場合、原発事故の影響で少子高齢化の進捗が早まってしまいました。私は自分自身の持論として、人口動態に基づく地域社会の近未来とか雇用のあり方について考えて参りましたから。今震災をきっかけにいよいよこのテーマが大きいのしかかかってきたという思いです。それから視聴者の絶対数が減ってくれば、物販のための宣伝効果と申しますか、200万の視聴者に対する発信と100万への発信では、当然投下量が違ってきますからね。民間放送が人口減少の中で、限界産業ということはもう目に見えているわけで、社会全体、メディア業界全体でそれをどうソフトランディングさせるかというのが長期的にみて重要になって参ります。

—今のお話を聞くと、東京で普段学生と接しているときに感じる学生の意識とのギャップを感じます。東京にいてどうしても中央志向が強いにもかかわらず、実際にはテレビの番組を作りたいという場合にはプロダクションが主な受け皿になっています。もちろん、いろいろな志向があってもいいのですが、自分の等身大で番組や社会と接していくには、地方民放の方がストレートな関係ができると思うのです。

糠澤 例えば、キーステーション—フジテレビの社員数は、現在1,400人~1,500人ほどいらっしゃいますが、更に、契約関係にあるプロダクション関連も入っていらっしゃる—一日の出入りがおよそ1万人という事になります。志を持って入社しても大人数の中に埋もれてしまい、持てる才能が発揮できませんからね。特に、首都圏・大都市の局さんは、外部プロダクションとの関係が深く、番組によっては丸投げしているケースもありますからね。報道現場でニュースに携わっている方々は、直接様々な経験が出来るでしょうが、番組制作は直接関わりようがない、ましてや自らの手で台本を書くような環境にはごさいませんからね。逆に、私共ローカル局は、いくらでもそのチャンスがあり、実際に企画も台本も取材も、更には編集も十分に経験できますから、この世界が好きで入ってきた人間にとっては、やり甲斐があると思います。しかし、私共の社でもここ10年ほどですかね、報道現場でも営業現場でも入社4~5年で辞めるケースが出てきています。人生のステップアップということでもっといい職場があるはずという思いがあるんですね。例えば電子

ネット関係などへの転出一。しかし、転職して少し経つと、もう少し福島テレビで汗かきをした方が良かったという声も聞こえてきます。私自身も終身雇用には固執は致しませんが、3年後、5年後、10年後あるいは“50代以降の我が人生”という事は頭の中になんかいないんだろうかと思っています。

矢部 ローカル局を受験する希望者が少なくなっていますね。ましてや福島地区は特別ですけども、アナウンサーも含めて少なくなっています。ローカル局でどうしてもマスコミをやりたいという学生さんの母集団の数がすごく減っています。

糠澤 私共は50年の歴史があります。かつ、はっきり申し上げて、月例給、福利厚生、それから退職金規定も含めて、福島テレビはローカル局ではありますが全国の中でも高レベルにあると自負しています。どうして新入社員で入った人達がその会社を更に発展させようという気持ちにならないのかという思いです。大学卒業までに学科で何を学んだのかと言うよりも、幼児教育からの躰とか精神面の挑戦する気構えと粘り強さ、そのことが重要なんだろうと思っています。一定水準であれば、個人の能力差は殆どないと思うんです。課題は、精神面、信念ですね。

——では、少し角度を変えて、福島県内の福島と郡山の関係をお伺いしたいと思います。福島県の場合は、4つの局が福島市と郡山市の二つに分かれて本社を構えています。こうした関係は、福島県の特徴だと思います。

糠澤 テレビ部門は、県庁所在地の「福島」にNHKと民間テレビ2局（FTV・TUF）、ラジオ部門は、ラジオ福島（RFC）が本社を構えています。また、新聞社は、福島民報社、福島民友新聞社が共に福島に本社がありますが、郡山本社とか郡山総支社という名称で人員配置上、両新聞社とも郡山を最重要拠点としています。一方、郡山にはテレビ部門で2局（FCT・KFB）が本社を構え、ラジオ部門は後発のエフエム福島が本社を構えています。特に、福島と郡山というように同程度の人口を有する都市にそれぞれテレビが2局ずつ本社を構えている例は全国的にも福島エリアだけだと思います。

人口は、現在避難者の多いいわき市が36万人で仙台に次いで東北2番目、郡山市が35万人、秋田市とほぼ同じですか。福島市が避難者を含めて30万人弱となっています。県全体では2013年（平成25年）12月現在196万人ということで、福島と郡山がある中通り（東北道・新幹線ルート）に県人口の65%強が集積しています。従って、視聴率調査もこの中通りからサンプリングをして実施している訳で、調査ポイントは人口割で郡山市が一番多いんです。ですから、経済活動、テレビの視聴率面でも福島置局の各社は郡山を意識しない訳には参りません。従って、私共福島テレビは「郡山総支社」と位置付け、いわき支社と会津若松支社を組織上その傘下に置き、報道現場には報道部長以下4名とカメラマン3名、取材車両2台を配置、営業と報道を合わせて15名の人員で運営しています。あとは、本社がカバーしている「相双地区」と郡山総支社がカバーしている「白河・県南地区」が日中の空白地帯で、特に原発事故のあとは、相双地区（南相馬市・相馬市）に常駐の取材拠点を置かなければと考えているところです。

### 新たなメディア・テクノロジーと展望

——今地方エリアの民放ネットワークのお話をお伺いしたのですが、それとも関連する80年代のBC・CSが入ってきた多チャンネルのときとか、いくつか外在的なポイントがあったと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

糠澤 BSはご承知のように、民間放送各系列とも最初はお荷物でスタートしました。今はBS

視聴率が安定しました。テレショップの踊り場になってしまっているところがありますが、それは別としても、売上げが上がって経営的には安定してきています。特にBSフジの場合は、「プライムニュース」のような非常にしっかりした番組が登場して参りました。また、サッカー、プロ野球、ゴルフなどスポーツ中継も含めしっかりしたコンテンツの編成が行われるようになっております。BSと地デジはライバル関係にあると言っている人もいますが、私はまさにこれこそ連携、棲み分けの世界だと思っています。BS・CS多チャンネル化は、その当時いろいろ首都圏から心配事や課題がいっぱい投げられてきていましたが、今はその必要はなくなっています。むしろインターネットのほうが営業的にも、情報の出口・収集の受けとしても重要だと思っています。いわばジャンル別に分けると、放送と通信の融合なんてことになると、こっちが融けてなくなっちゃいますから連携ということになるんですけども、これはキーステーションであるフジテレビさんも相当真剣になって考えておられます。

今はニュースの中身よりも、ほとんど見出しをiPadとかワンセグなどで見てしまって、しっかり落ち着いてテレビの前でニュースを見るというよりも、その時間は外歩きして適当に楽しんでリアルタイムでニュースを見る人が少なくなってきました。しかも、通信業界全体が急速に発展しましたから、ローカル局の生き残りについては、相当真剣に考えていかなければなりません。

ただビジョンという放送手段は、最後まで残るとは思っています。キーステーションとローカルステーションとの関係が、運命共同体としていつまで維持出来るのか、かなり先の事かもしれませんが、時移り、人替わり、時代が移ればこの事が現実となる時は必ずやってくると思っています。——実際にインターネットのサイトを構築していくというのは進めていらっしゃるのですか。

糠澤 私共は、ユーチューブで発信しています。その日のニュースの主だった項目も全部、ユーチューブを覗けば見ることが可能です。

福島エリアでその日何があったのか、明日、今週どういうことが展開されるのだということは、ローカル局最大の使命として発信していかなければなりません。信頼の証として常にそれがわかるようにしておかなければならないと考えています。

それから原発の廃炉まで実に40年かかるわけですが、福島原発の今日現在、例えば污水問題はどうなっているのかという事について、福島テレビのニュースをリアルタイム、あるいは収録で見て頂く、あわせてユーチューブでも情報は取れるようにしておかなければならないと思っています。但し、全ての情報は視聴者のための安全・安心情報でなければなりません。——むしろインターネット時代の現在のほうが、いろいろな意味で課題と可能性があるということですね。

糠澤 前段で申し上げました通り、放送と通信の連携の時代を迎え、あわせて日進月歩の技術革新によって、情報の収集と発信に限りない可能性が出て来ています。但し、情報の収集と発信には必ずヒトが介在します。これが世代交代に伴う価値観の変化によってどう変わってゆくのかということですね。

1940年代生まれの「団塊の世代」、1960年代生まれの「新人類」と「バブル世代」、これが1970年代以降、現在は「団塊の世代ジュニア」、「新人類ジュニア」、「バブル世代ジュニア」が40代、30代、20代、人口にしておよそ3千万人となって年代的に日常生活の主導的立場になってきています。つまり、少子高齢化の中で価値観の違うこれらの世代が複雑に入り組んで、どんな形で情報

収集をしているのか、モバイルの需要と使い方を含めテレビ業界にとっては目が離せません。こうした中であって福島エリアの情報の源のひとつとして必ず見て頂くステーションとして、福島テレビが常に存在しているという姿・形を維持してゆかなければなりません。

——実際にいくつも震災のときの情報行動の調査がありますけれども、傾向として言えるのは、直後はいわゆるインターネットとかミクシィとかツイッターなどがかなり有効だという認知がされていましたが、少し経つてくると、特にテレビで情報を得るタイプが多くなってきます。信頼度も含めてですが。

だから直後の状態と、ある程度落ち着いた状態とメディアの機能や役割の働き方は違うと思います。

糠澤 今震災の社内対策本部会で私が何度も強調したのは、放射能の空間線量を含めた原発の状況をリアルタイムで分かるようにすること、あわせて、水・食料・電気・燃料・交通手段と道路状況、生活に関する相談所、相談コーナーの場所と時間などいわゆるライフラインを質的にも量的にも情報全体の60%を占めるような発信形態が望ましいということでした。勿論、コマーシャルを全部飛ばしての災害報道ではございしましたが、この点については、ラジオをお持ちのNHKさんの報道、そして、地元のラジオ福島（RFC）さんのライフライン報道が数段優れていたと考えています。

今震災と原発事故は、学ばなければならない教訓、を数多く残して参りましたし、今も日々教訓となる事項が次々と出てきております。

——取材の場面では、インターネットが普及して、取材方法とかあるいは連絡方法とかは変わりましたか。

糠澤 私も、第一線の記者、それからデスク、報道部長、報道制作局長経験者としてくり返し申し上げているのは、大いに参考にして結構である。但し、必ず裏を取っての最終チェックが必要であるという事です。

インターネット情報は、収集元、発信者によっては、信頼性の高いものもありますが、特に個人から不特定多数の方々に発信しているモノの中には、その動機や目的によってミス・リードになりかねないモノが多く、必ず客観的の方々から裏をとって総合的に判断しないと大きな間違いを犯すことになります。同様にインターネット上の映像使用と転用については、著作権と肖像権という立場から細心の注意が必要となります。

——先日、ある新聞のデスクの方が反省を込めておっしゃっていたのは、現場に行っている記者から、今は電話を使わずに全部メールでやり取りしてしまっていて、それが原因で誤報を出しかねないという話をされました。つまりメールはミスリーディングをしたままコミュニケーションが遂行されてしまうという趣旨の話をされていました。

糠澤 それは全くその通りだと思います。メールや活字—文章だけでは微妙なモノ事の判断は出来ませんし、ニュアンスも伝わりません。必ず「フェイス・トゥ・フェイス」による話し合い、電話による担当者同士の肉声による確認をして発信しませんと大きなミスを犯すことになります。

### 災害報道と福島テレビの役割

——では、2番目の地域とのかかわりについてあらためてお聞きしたいと思います。先ほども原発のお話をお聞きしましたが、この間の震災と原発事故も含め福島で取り組んできた問題やその取り組み方はどのようなものだったのでしょうか。

糠澤 まず、「災害報道」については、申し上げるまでもなく人命と直結しており、個人の生活



の場、地域社会の破壊をいかに食い止めるかという点でもメディアに対する信頼の原点、最重要の柱ということが出来ます。その報道の内容によって、その局の存在感、メディアとしての力量が問われる訳で一切の弁明は許されません。極めて厳しい結果が待ち受けています。

この度の「東日本大震災」と「東京電力・福島第一原子力発電所事故」でもお分かりのように、まず以って、重要なのが震災の姿・形―地域地域の被害の実情を映像と音声で伝えると同時に常に災害の全体像を分り易く繰り返し報じなければなりません。しかも、この度の津波の実態を見る限り、まさにリアルタイムで安全な場所への避難を繰り返し呼びかけなければなりません。あわせて、人心を落ち着かせる安心情報とライフラインの情報発信を各地域単位にキメ細かに行って参らなければなりません。

また、「福島エリア」の場合は、2011年（平成23年）3月11日大震災の翌12日と一日おいた14日の2回にわたって発生した原発の水素爆発による放射能飛散事故―これに対する政府と各省庁・都道府県・そして各市町村と東京電力の実態報告、国民・住民に対する説明に一貫性がなかったことが誠に残念で、民主党政権でしたけれども国の危機管理と原子力災害事故の対応についての体制がいかに脆弱であったかその現状を露呈した形となりました。

一番の問題は、放射性物質の数値の公表のあり方にあつたと思います。ひとつは、空気中の「空間線量」と人体に付着したり体内に取り込まれる「被曝線量」との相関関係です。内閣と経産省、文科省、農水省、そして東京電力から放射能の数値が相次いで公表されました。この数値がそのまま「被曝線量」に直結すると考えた方々が大多数で、これによって必要以上の“放射能恐怖症”を生み出してしまったということです。いったん心の中に入り込んだ恐怖感を取り除くのは大変なことです。私共メディアの日々の発信の中でもこの部分について大いに反省しなければなりません。数値の公表は安心情報につながらなければなりません。この問題が落ち着くまでにはある程度の時間が掛るでしょう。

また、地域再生のために不可欠であるとして行っている「除染」ですけれども、これは、地域によって、急ぎ徹底して行うべき所とそうでない所、線量によっては時間的な経過を見て、例えば通勤通学路やホットスポット中心の除染に絞るといった選択肢もある訳です。

更に、福島市の場合、市街地の近くに信夫山とか花見山とか小高い山があります。これらの山については、平地からのり面で30メートルまでしか除染は行いません。そういう決めにしているんです。雨が降って山の上から流れ落ちれば除染をした所の線量はどうなりますか。つまり、時間とお金の無駄遣いになるような除染はいかがなものかという考え方が発生から3年という所まで出て参りました。

例えば、福島市街でマンションに住んでいる方々の殆どは、ベランダまでの除染は必要ないと申し出てきています。つまり、側溝とか生活に直結するマンション敷地の地面の部分に絞って行って頂きたいということです。浜通り・中通・会津と避難されている方々の中の幼児の甲状腺ガンとの因果関係については、3年～5年～10年と経過を見なければ判断は出来ません。現在の線量では、医学的に見ても殆ど心配がないというのが定説です。

2020年の東京オリンピックが決定し、安倍総理がこれに先立って、外洋への影響を含め汚染水はしっかりと管理されている旨のメッセージを内外に向けて発信しました。また、オリンピックまでに原発事故からの安全・安心な環境づくりを責任をもって行うとの国際社会に向けてのメッセー

ジもあわせて発信しています。具体的には、「東京電力福島第一原子力発電所」と原発立地地域である双葉町・大熊町並びにその周辺地域を含め少なくとも10年以上、生活空間としての再生が不可能な地域（2020年の東京オリンピックまでに地域再生が出来ない地域は当然含まれます）を国の責任でしっかりと区分けし、あとは緩衝地帯を設定して、これ以外の地域については、除染をして生活の場、雇用の場としての地域再生を促進する。これと並行して「中間貯蔵施設」を整備し懸念されている仮置場の汚染物をここに移してしっかりと保管する。この形が見えてくれば、あとは「福島第一原子力発電所」内の放射能の封じ込めということになります。

今、最大の課題（全体の80%）は汚染水対策ですが、メルトダウンした放射性物質の形状が地中でどうなっているのか最終確認が出来ていません。従って、阿武隈山系から流れるおびただしい量の伏流水が放射性物質に触れないよう「凍土方式」によってこれをしっかりガードすると共に、海洋汚染が広がらないよう原発の専用港の内外で「水コンクリート（薬剤投入）」による防止対策を進め、これを遮断している訳です。安部総理が「汚染水はしっかり管理されている」とくり返しメッセージを発したのはこの部分です。

最後に「福島第一原発」の1号機から4号機、さらに5号機、6号機についても廃炉とすることが決まりました。しかし、一口に廃炉と言いますが全てが完了するまでに40年という歳月を必要とします。現在停止している原発はそのまま10年間しっかりと管理して、まず冷やさなければなりません。放射能と向き合いながら解体が始まるのはその後のことです。

従って、廃炉に向けての第一弾として、4号機を手始めに燃料棒の移送が昨年からは開始されました。この作業だけで5年ほどかかるんですネ。その後に地中までメルトダウンした放射能物質（燃料）を追跡して取り出すことになるわけですが、ロボットを使用する部分、あるいは土壌ごとに取り出す部分等いろいろのケースが考えられ、全体像を掌握するまでにはまだかなりの時間がかかります。

これらの後始末は、我が国で初めてのケースとなりますし、低線量被曝自体が全世界で初めてのケースでございますので今後の事故対策、原子力行政の為にも、しっかりと記録を残しながら汚染水処理設備等の研究・開発を並行して進める。この部分が国の危機管理上極めて重要になって参ります。

あわせて、事故のあった「福島第一原発」とその周辺を次世代に負の遺産として引き継ぐ訳には参りません。2020年の東京オリンピックまでに、国としての危機管理上の特別エリアに指定し、見学コースとして受け入れ体制を整える必要があると考えます。

小・中・高校の修学旅行コースとして、又は国内外からの方々に「ふくしま」のありのままの姿をその目で見て頂き、宿泊して頂く、福島県内で採れた農産物、水産物を食して頂く、あわせてこの機会に、福島県の緑豊かな大自然に四季を通じて触れて頂く。これによって交流人口が増え、雇用創出の環境が整えば、安全・安心が定着して参りますし、“災いを転ずる”諸条件が整ってくると思っています。地域再生に向けての強い思いと常に地域住民と共に歩むという信念が地域メディアとして極めて重要になって参ります。

### 選挙報道と民主主義

——先ほど選挙報道について触れていらっしゃいましたが、この点の重要性についてお聞かせください。

糠澤 まず、報道内容全般について申し上げるならば、365日平時に硬軟織り交ぜて何を伝えるかという事が最も重要ですが、逆に、発生モノ一人命に関わる「災害報道」と民主主義の根幹を支える「選挙報道」がメディア、特に、テレビメディアの雌雄を決する二大テーマと考えています。「災害報道」についてはすでに前段で申し上げた通りです。

さて、「選挙報道」ですが、私が一番憂っているのは投票率の低下と棄権の問題です。国民の教育レベルと自覚のなさという事になるのでしょうか？経済成長の中でいつの間にか衣・食・住にゆとりが出て、“飽食の時代”を謳歌し、言葉は悪いのですが“平和ボケ”が蔓延、定着してしまった。つまり、誰が立候補して誰が当選するのかという報道だけでなく、有権者の危機感と意識を呼び覚ます報道、キャンペーン、解説をローカルエリアでも繰り返し行う時が来たと認識しております。大都市一首都圏をはじめ人口集積地ほど投票率が低いのですが、一票の格差以前の大きな課題として首長選挙や国政選挙、地方選挙で有権者全体の4割程度の投票率で代表が決まってゆくというのはどうしても納得できません。「災害報道」と「選挙報道」は、時間に制限があるニュース枠に加えて説得力ある解説部分にもっと時間を割き、民間テレビとしてもこの部分に力を注いでゆかなければなりません。

このところ行われている福島県内の首長選挙では、当然原発事故や脱原発が焦点となっています。問題は、「東京電力福島第一原子力発電所」事故による放射能の『空間線量』と人体に影響のある『被曝線量』との相関関係、因果関係についての説明不足です。数値が、政府・行政・マスコミによって次々と公表されましたが、空間線量と被曝線量がごっちゃになって多くの方々に誤認され、必要以上の不安感を植え付けてしまったことです。

この状態の中で選挙戦が展開されている訳です。現職に批判が集中し、極めて厳しい審判が下されています。この中で相馬市だけは、市長が先頭に立って空間線量と被曝線量についてくり返し丁寧な説明を行ってきた経緯がございます。

——解説委員というのは、例えばNHKの解説委員のようなイメージですか。

糠澤 イメージとしてはその通りですが、NHKさんのように各ジャンル別の専門家でなくても、自社の報道局長、制作局長、報道部長、制作部長、アナウンス担当局長（又は部長）、あるいは経済界を代表的する方々、大学教授、講師等、地域社会の中にもきちんと解説できる方々はいらっしゃると思います。“情報開示の時代”を迎え、一ローカル局に於いても他社に先駆け前向きに取り組まなければならないと考えています。つまり、伝えなければならないローカル情報は沢山ありますし、特に、今震災と福島エリアの原発事故後の様々なトラブル等については、分かり易く親しみ易く、安全安心情報という意味でも解説・ミニ解説はどうしても必要になって参ります。一方、気象情報、災害情報等については、今震災を受けて専門の気象予報士等を採用し、わかり易くより詳しく伝えてゆく、このことがニュース・情報番組と視聴者との信頼関係構築に不可欠な時代に入ってきたと認識しています。

### 県民のテレビとしての地域貢献

——今日のお話の冒頭で福島テレビの歴史をお伺いしましたが、あらためて最後に福島テレビの株を県が50%持っているという点についてお伺いしたいと思います。このケースは全国的にも珍しく、一般的な言い方をしますと報道の編集の独立と経営の問題、特に福島テレビは県、行政との関係になりますが、この関係に

は緊張感が伴っているのではないかと思います。

糠澤 かなりの方々が私共の株式を県が50%保有している事に驚かれます。今の時代ということで、素朴な疑問をもたれるのかもしれませんが。6年前に佐藤栄佐久前知事の汚職事件がありました時、私共福島テレビの報道が最も手厳しかったのではないのでしょうか。映像的にも原稿内容も手心を加えた事実は全くございませんし、報道機関としての姿勢はきちんと貫いたと認識しています。私自身も報道現場の出身ですけれども、社長の口から報道現場に直接指示・命令というような業務上の流れにはなっておりませんし、ミスリードになるような接触は一切ございません。ただし、私自身が知り得た情報は、担当役員を通して報道現場に下ろしますし、報道現場からも情報は常に上がってくる事になっています。田中角栄元首相（故人）のロッキード事件や佐藤栄佐久前知事の贈収賄事件について、私個人としては日本の司法制度について考えている事がございますが、一連の汚職事件については真正面からの報道で全て乗り切っております。また、2013年（平成25年）6月24日現在、福島県議会から非常勤取締役3名と監査役1名の計4名が入っておりますが、これらの方々から報道現場に発言が及ぶような組織には一切なっていません。何かそのような動きがあった場合には、代表権者である私の責任に於いてしっかりと守って参ります。

——それは組織の規範みたいなものに加えて、社長がずっと最初から会社として作ってきた文化、社風といってもよいのでしょうか。

糠澤 別に私個人の力ではなく、開局以来脈々と流れてきた全社的な心構えの中に『県民テレビ』→“地域メディアの地域貢献”という思いがあると思います。これは、福島県が50%を出資しているから『県民テレビ』ではなく、各地域の各界各層の方々がふくしまの大自然、歴史と伝統を大切にしながら日々力強い営みを続けている—テレビ媒体としてこれをしっかりとサポートし、ステップアップとしてのメッセージを送り続ける。日々のニュース・情報番組はもとより、自社制作番組を量的にも質的にも維持し続ける。あわせて、テレビ局らしい事業を展開し、エリア内外に発信してゆく。ひと言で言うならばこのことに尽きると考えています。付け加えて申し上げますと、50%の株主（福島県・福島県議会）との関係に於いて報道現場の不偏不当はしっかりと守られてきたと存じます。稀に、県議会の質問の中に「多局化時代になって福島県が一民間テレビの株式を50%も保有している必要があるのか」というような事が何年かに1～2回出てくる事はございます。これに対し、歴代の知事は福島テレビ設立の歴史的経緯と共に経営権・編集権への株主としての不介入を明確に説明し、50%としての株式配当—これは毎年12%、県の一般会計への収入は2,100万円ほどになりますが、これが県民生活を支える県財政にきちんともたらされているとの答弁をされております。事実、50%の株主として経営に直接口を出したり、ましてや報道の内容に圧力をかけるというような事実は私が知る限りこれまでに全くございませんでした。

——最後に、民教協（民間放送教育協会）との関係についてお伺いしたいと思います。というのも全国的にはフジテレビ系列はあまり入っていませんが、民放のこれまでの歴史と重なってくるところがあると考えられるからです。

糠澤 民教協（民間放送教育協会）は、キーステーションである「テレビ朝日」を含め34局で構成されております。お話しの通り、フジテレビ系列で加盟しているのは、沖縄テレビ（OTV）さんと私共の福島テレビ（FTV）の2局だけです。各エリアとも最先発のラ・テ局が多く含まれています。東北6県では北から申し上げますと、青森放送（RAB）—日本テレビ系列、IBC岩手

放送—TBS 系列、東北放送（TBC）—TBS 系列、秋田放送（ABS）—日本テレビ系列、山形放送（YBC）日本テレビ系列、そして、私共福島テレビ（FTV）—フジテレビ系列ということになります。新潟エリアは新潟放送（BSN）—TBS 系列です。ご承知の通り、現在のテレビ朝日は、日本教育テレビ（NET）として開局しました。テレビ放送の目的として、国民（視聴者）の生涯教育、社会教育、学校教育、家庭教育に資するという考え方がございます。従って、教育コンテンツの構築を継続して行うという方針を掲げ、番組制作費を各エリアの最先発局で構成する加盟局の負担金によって賄うと共に一部は文部省（現文部科学省）からの補助金によって支えて頂くという考え方のもとにこの組織が立ち上がった経緯がございます。基本的に番組のための基金がしっかりしていませんと「民教協」という組織は成り立ちません。こうした中で、フジテレビが開局し、テレビ東京が開局し、その後BSチャンネル、CSチャンネルといわゆる多チャンネル時代を迎え、国がコンテンツ制作費を支える整合性について様々な議論が出てきた訳です。しかし、国民の教育に資するという目的で「民教協」加盟各局が地域と人々を労わり、人と人との交流によって愛を育むという立場でしっかりとした番組作りをしてきたことも事実です。いわば、相互の信頼関係と歴史的な経過があつて今も「民教協」はしっかりと歩み続けていると申し上げてよろしいと思えます。ただし、特に関東エリアをはじめ大都市圏（人口集積地）の放送枠等については、視聴率の低い早朝や深夜帯になってしまうという課題があります。私共のローカル局の方が民教協作品をずっと良い時間帯で放送して参りました。そうした中で、ことし2013年（平成25年）、私共福島テレビが企画制作した原発事故避難地区の実態を訴えた『キ・ボ・ウ』～全村避難 福島県相馬郡飯舘村2年の記録～が民教協スペシャル（最優秀賞）に選ばれ、同時にこの作品が民間放送連盟のテレビ社会教養部門でも最優秀賞を獲得し、たまたま開局50周年の年の荣誉に全社が大きな喜びに包まれました。何と申しましても“テレビは番組が命”ですから。

これからも自社制作の番組づくりに全力で取り組んで参ります。（終）

金井 宏一郎\*

聞き手 小川 浩一

---

—今日のご多忙のところ、インタビューをお引き受けいただきありがとうございます。テレビ放送開始から60年が経ちましたが、この時間地域社会の変化とそれに対応してきたローカル局にとっても大きな意味があったと考えて、私たちは地域に密着してきた民放に注目しました。本日は、広島民放としての中国放送の位置づけと地域社会とのかかわりを中心にお話を伺いたいと思います。何卒よろしく申し上げます。

まずは、中国放送の地域民放としての位置づけからお話をいただきたいと思います。

金井 中国放送は、戦後民主化の初期の時期にあたる昭和27年にラジオを開局しました。その当時は、電波のメディアはNHKのラジオが1局しかありませんでした。そうした状況のなかで、当時の話を先輩たちから聞くところによれば、中国放送のラジオの開局は、地域の人たちからの猛烈な応援や声援を受けて発足したとされています。開局していきなり総選挙の徹夜放送からはじまって、4日後には広島カープの野球の生中継をする、あるいは広島と福山の間の100kmの駅伝を中継するなどということがあり、とにかくNHKラジオに対して地域情報をふんだんに放送できるという、まさしく市民歓呼の中で生まれて、そして地域の声に応じていったところに中国放送の出発点があります。例えばカープの試合があると銭湯がそれこそ空になるとか、我々が知らない時代はそういうエピソードがたくさんあって、現実にはそういうことが起きていたようです。

当時は、このようにまさしく中央に対して情報の地方分権が進んだわけですが、この民放の開局にあたって、広島に限らずNHKはずいぶん労使ともに組んで政治的運動も含めて反対運動をしたそうです。つまり、もともと日本各地での民放ラジオの開局というのは、中央と地方との関係や、地域のなかでのいろいろなダイナミックな動きとともに、まさしく情報の地方分権を実行したわけです。

### テレビ放送の開局

テレビ放送が始まる前のラジオを放送していた時代は、作り手は精一杯に、しかも身の丈に余るような番組を、素人ばかりでやり続けていたということがあると思います。ところがテレビは昭和34年に開局するのですが、田中角栄さんが郵政大臣（昭和32年、第一次岸信介改造内閣）の大量免許の時代で、そもそも中央の情報をあまねくテレビを通じて日本にばらまくということが進められました。ただ、そのときに角栄さんがそこまで意図していたのかどうかはわかりませんが、とにかくラジオとはまったく違った視点から、地方の民放の免許というのは拡大していった。

テレビは、例えば私のほうで言いますと昭和34年に開局するのですが、昭和34年から38年、つまり日テレ系の広島テレビが開局するまでは1局しかないわけです。私もよく先輩方から聞きま

---

\*かない こういちろう 中国放送 元社長／相談役

したけれども、1局に対してキー局が途中で四つになるわけですが、とにかく仕事といえば、ひたすら整理をする。自ら営業しなくても、スポンサーはあふれんばかりだし、ましてやキー局は番組のシェアをいかに高めるかということでしたから、キー局と地方局の関係は、当時と現在とを比較すると今とはまったく逆転していたわけです。

したがって中国放送が一番いいときは、四つのキー局とのつながりの中でいちばんベストでいちばんお金になる編成をやってきた。番組を取るたびにお金がくっついてくるわけですし、スポンサーもついてくる。1社しかないわけですから、視聴率なんて問題はまったくNHKとしか比べようがないわけで、とにかくいい時代だったようです。情報の地方分権ということを考えますと、ローカルでつくる番組をできるだけ縮めて、とにかくネット番組を取り入れるという要請が非常に編成上強かった時代だと思うのです。

そうした地方民放1局という体制が徐々に変わっていきます。私は昭和38年に入社していますが、私が入ったときはすでにライバルの広島テレビがありました。その段階で例えばプロレスや野球やCX系の番組も向こうへ行ってしまう。だから残ったのはNET系列、つまり当時の日本教育テレビとTBSということになるのです。それから間もなくして朝日系の局ができて、そちら側にまた抜けていくということで最後はTBS系になるのです。

しかし、とにかく1本になるまでは、東京局の非常に強い要請と、しかもそれにお金がくっついてくるといことがあって、ローカルの番組は非常に窮屈だったのです。ラジオに比べると圧倒的に持ち時間が小さかった。私は昭和38年に入社して報道に配属されたのですが、その頃は毎日の情報番組、ニュースの番組が、お昼にいわゆる項目の乗り換えで1本か2本。つまりあの頃はだいたい一項目50秒ぐらいだったのですが、東京から出てくるニュースで、いちばん最後に東京ローカルが入るわけですね。その時間を広島版に乗り換える。しかし、乗り換えなくても放送は出ていくわけです。だからほとんど乗り換えなくてやりすごす地方民放局もありました。

さらに夕方に『広島トピックス』という天気予報が入った番組が6時50分から7時までであったのですが、この10分のなかでCMが3分ぐらい取るわけです。本編と天気予報があって、その天気予報と『広島トピックス』の間にまた1本スポットゾーンを取るわけですね。そうするとタイトルも入れて正味が6分ぐらいしかないニュースなのです。だからニュースが1回に4本ぐらい入ったら精いっぱいだったでしょうか。それ以外はよほどのことがあれば、『フラッシュニュース』という夜9時前の8時56分からの番組にニュースを入れていました。これもCMを取りますから、中身が確か3分。タイトルを取っていくと2本しかニュースが入らない。ローカルニュースに乗り換えるということがあったのですが、それをキー局が喜ばなかったのです。キー局もニュース枠が少なく、しかもNHKのニュースの前ですから、できるだけキー局のやつを出せと。よほどのことがあれば乗り換えていい。よほどのことがない限りということは、要するに放っておいてもいいということですよ。

夜の11時台の比較的長いニュースの枠がありました。そのおしまいところにローカルゾーンがある。だからそれもキー局からローカルのニュースに乗り換えるか、乗り換えないかということ判断していました。東京の当日の献立が来るわけです。献立を見て、デスクが「ここは東京ローカルだから乗り換えるか」というような判断をして。

この乗り換えは技術的にはどの時間でもできるのですが、当時は全部、手動でやっていましたか

ら乗り換えるとよく放送事故を起こします。宿直番ではデスクも記者もカメラマンもやるものですから、危ないと思えば乗り換ええないというような時代でした。

ニュース番組ではそうなのですが、いわゆる生活情報番組も当時はまだほとんどなくて、しばらくしてから、朝の番組を少し開拓することを始めました。『モーニングショー』のあとの時間帯です。『モーニングショー』はいじれませんから、『モーニングショー』のあとをどうするかとか、あるいは夕方をもう少し開拓できないかというようなことがありました。つまり、空いているゾーンの東京キー局の縛りのないところでどうしても考えざるを得ない。中国放送でも割と早い時期の昭和46年に『家庭ジャーナル』というスタジオものを制作し始めたり、ドキュメンタリーを積極的に作り始めたのです。私が報道局長になった昭和62年あたりから一挙に制作枠を拡大しましたが、特にドキュメンタリーを30分、週1回というと相当きつかったですね。スタッフもニュースを扱いながらやったりするものですから、よほど頑張り人間がいないとできない。

この60年代中ごろからの動きを追いかけるかたちで、ゴールデンタイムに週1回のスタジオ1時間ものを定着させてきました。一時期視聴率も30%を越えて話題になりました。情報の地方分権、その当時はそういう言葉は使いませんでしたけれども、ローカルの番組の制作率も問題になる。総務省の指針ではローカルの制作率は10%ということだったものを、私が20%にする指示を出しました。確かに20%というのはずいぶんきつい数字でした。当時、RKBと札幌テレビなどに成功例がありました。中国放送の場合は、再放送を加えてもいいからとにかく20%確保してくれと。ただし再放送をするということは、再放送に堪えるネタの扱い方をしてくれと。ワンソースマルチユースだということを前提に、取材するように求めました。私も多少現場の経験がありますが、なかなかこれはできないことです。相当きつい数字でしたが、少なくとも私が辞める2007年ぐらいまでは何とか20%を維持しておりました。

こうした経緯のなかで、テレビ放送の領域で「情報の地方分権」という言葉を使い出したのは、1990年代後半です。この「情報の地方分権」が危機に瀕していると朝日新聞の「論壇」に1998年9月に投稿しました。

### デジタル化と情報の地方分権

——放送、新聞も含めてジャーナリズムというのは民主主義を支えるものです。そのひとつの姿が、金井さんのこれまでのお話や「論壇」で書かれている「情報の地方分権」にあるのだと思います。地方民放が、テレビ放送でいうと昭和60年代、西暦で言うと1980年代の後半あたりから中央集権の構造に対して独自に自らの力で進めてきたということが非常によく分かります。その一方で、90年代の後半以降、インターネットも含めデジタル化の波が迫ってきます。このデジタル化は、情報の地方分権との関係でいうと、実際にどのような経緯をたどってきたのでしょうか。

金井 「論壇」に載せたのは、もちろんテレビの総デジタル化が機会でした。デジタル化の費用を誰が負担するのかということについては、当初国は地方局に対して冷たかったのです。つまり放送局はみなもうかっているのではないかと。だから今までため込んだものを全部出してでもとにかく自分でやれというのが、政府の方針であったように思えました。

それに対して、どれだけ金がかかるかわからないし、何年でそれがやり遂げられるのかわからない。しかもデジタル化による収支構造の保証は何もないわけです。株式会社として、そんな先の見



えないものは投資と言えない。

地方局は非常に危機感を持って、いろいろ集まってものを言う機会もあったのです。私は「情報の地方分権」が守れなくなったら、大きく言えば日本の民主主義もそれでおしまいだということを何度も発言をしてきました。地域の主権が情報の世界でも失われてしまえば、例えばアメリカの大統領と日本の首相の顔は知っているけれども、地方の首長の考えなんか誰も知らないよというような時代が来てしまったら取り返しがつかない、地方民放が守らなければいけないのは情報の地方分権だということを言っていたのです。

地方局経営者仲間は一律に「それはそうだ」と言うのですが、なかなかまとまった声にならない。要するにキー局に対して、情報の地方分権を今まで通りに守ってくれと言うことはネットの番組の供給も今まで通り継続して保証してくれということ暗に言っているわけですから。

当時の問題は、インターネットはなくてBS、CSだったのですが、そちらのほうに乗り換えていったほうが、株式会社キー局としては財政上で言うとメリットがあることははっきりしているわけです。ですから面倒な系列局の言い分なんか聞いているヒマはなくするというのは、キー局の経営者からすると当然と言えば当然でしょう。ネットワークというのは、キー局の番組をあまねく日本中に配信できるシステムがほかにあれば、何も地方局ネットワークを持つ必要はない。ただし情報の地方分権ということから考えると、それは非常に困った考え方なのです。

だから情報の地方分権を論拠にして、デジタル化の投資については国で面倒をみろということについては、キー局は黙らざるを得なかった。キー局がモノ言わなければ情報の地方分権論は盛り上がるはずがない。「論壇」で書いたのですが、当時はかなりうまく情報の地方分権が維持されている。時間帯の問題はありますけれども、広島ではNHKも含めて少なくとも1日延べ8時間以上は、ローカル番組が放送されていました。

私のところは先ほども言いましたように、自社制作率20%と言っていましたが、元々広島は北海道や福岡と並んで全体に制作率が結構高いところだったのです。しかし、デジタル化の結果、テレビから地域情報が今の質と量を失うようなことがあるのだったら何のためのデジタル化か。デジタル化というのは情報の地方分権、情報の地域主権こそがキーワードだということを言い続けました。

総務省の某幹部にも「発言を緩めるな」とけしかけられたようなこともありました。そういうことを言い募っていかないと、デジタル化についての国民の理解は得られないということです。しかし先ほど申し上げたように、そのことについてキー局が発言するということは、キー局も地域の情報の地方分権について維持することを保証することになりますから。そういう意味では勘弁してくれということになります。TBSの某幹部から「あんたの言っていることはよくわかる。しかし清く、正しく、美しく死んではだめだ」ということを言われた。キー局の地方局に対する警告でしょう。ましてや、地方局幹部の多くは、天下りと言うと言い過ぎかもしれませんが、キー局から舞い降りた人たちです。情報の地方分権をともに維持してくれ、維持しなければいけないとキー局に対しての申すようなことは、一種タブーなんでしょうね。

NHKの例を多少勉強しました。親しいNHKの広島局長がいたものですから、いろいろ教えてもらったのですが、NHKも地域の聴取料でその地域のサービスができている局というのはほとんどないのです。たかだか首都圏など10局程度です。あとはやはりいわゆる配分をきちんと東京が

やってくれて、それであまねくサービスが行き届いている。NHKの地方サービスというのは、その地域の人々の聴取料の収入だけで決して成り立っていない。それと同じように考えれば、我々はキー局に対して、売り上げの一部保証を期待する権利があると。それでないといふ情報の地方分権は保てませんということをお主張したのです。

ただデジタル化が一応完了してみると、それはむしろインターネットのおかげでBS、CS論もずいぶん変わってきたと思うのです。しかし、それでも情報の地方分権という観点に立てば、私はメディアの総デジタル化というものがどれだけプラスになったのか、マイナスになったのか、現時点ではよくわからない。

——私はまったく素人ですが、先ほどおっしゃったようにデジタル化するとき、メリットをいろいろ出していましたね。しかし、コストパフォーマンスを考えたならそんなにあるのかなと今でも疑問に思っているのです。

実施されれば、やむを得ず買い替えますよね。確かに画像が鮮明になったかもしれない。しかしテレビだけ見ている人間にしてみると、なぜ、わざわざ何十万円も新たに投じなければいけないのか。なぜアナログではいけないのかというところが明確ではないですね。

金井 これはもうご存じと思いますが、今でこそ携帯電話やスマホに電波が要るから、地デジはそのためにやったんだということが後づけで言われていますが、実際にはどうだったのでしょうか。1997年、当時の郵政省（現総務省）の局長がデジタル化を発表しているのですが、その母体となったのがNHKのMUSEというアナログのハイビジョン技術だったのです。これをヨーロッパに売りに行ってもアメリカに売りに行っても拒否されてしまう。当時のアメリカは、戦後、家電製品については日本に占領されていて、テレビをデジタル化するときには自分たちの国のテレビはアメリカのメーカーでやろうという大方針が出て、日本排除になりました。

MUSEというアナログの技術は要らないと言われて気づいたのが、日本はデジタル化で世界から遅れているということではなかったか。このままで行くと国内メーカーも遅れをとる。産業政策として、日本もデジタル化しようと言って我々に難題が降ってきたというのが、実際の事情ではなかったのか。国策と言えるでしょう。ただ、結論的にみると今のように海外勢が台頭していったら、日本はご覧のような状況になっているので、結果をどうみますか。ただ全体的に見れば、これだけデジタル化の世の中になれば、アナログテレビが残るという選択はあり得なかったかもしれないけれども、あれだけ急いで、しかも1兆円もかけてやる必要があったのかどうか。

ただ、デジタル放送が始まるだいぶ前に携帯電話が出てきて、電話線を使って動画が送れるようになった。アナログ放送の状況ですらそれを見たときに、これは「中継車」ではないかと思いました。ニュースの素材を撮るのに、ばかどかい中継車ごと持って行って、衛星にまで飛ばしてですよ、素材を一生懸命送っていたのが、この携帯1台でそれができるようになる。とりあえずこれで初動はやれるというのはものすごい驚きだったし。中継車がポケットに入ったという印象でした。

いま事件や事故があったときには誰かが携帯で撮影しているから、とにかくそれを探るのがまず記者が現場に着いたときの仕事だというような時代になりましたから。取材面ではデジタル化の恩恵を十分に蒙っています。実はもう一つデジタル化の影響があるんです。取材をする側として変わったのは、取材する側が常に取材されているということが起こっています。取材する側の姿勢もきちんと清く正しくやっていないと、取材者がネタにされてしまいます。

——今までのお話のなかで、デジタルの時代を迎えるなかで情報の地方分権が重要な論点であったことが、中

央との攻防のなかであったわけですが、デジタル化は中国放送にとって転機となる問題だったのでしょうか。あるいは、それ以外に転機となることは起きていたのかあらためてお聞きしたいと思います。

金井 情報の地方分権という観点に立てば、番組の内容が根本から変わったとか、それははないのではないと思います。しかし、1998年の私の「論壇」当時は議論から外したのですが、やはりインターネットがここまで急速に普及するとは想定外でした。もっぱらデジタル化問題の中心は、BSやCSにキー局の番組が上がってしまうことだと考えていました。それとあえてつけ加えれば、取材機器デジタル化、小型化でしょうか。

——BSやCSが出てきたときに、一つには制度上の要請で番組をたくさんつくらなければいけないというのがあったと思います。番組を制作するためのキャパシティの問題と採算の問題が、当時言われていたと思いますが、この点はいかがでしょう。

金井 それは専らキー局の問題と捉えていて、地方局がBSやCSに手を出すということは考えられませんでした。キー局の番組が全部上に上がってしまって、あとは勝手にやれと言われたら、やはり我々は7割ぐらいの収入減を想定しなければいけない。その中で、では誰が情報の地方分権を守るのだという危機感にうなされました。最悪の場合、キー局が全部空に上がってしまうということになったときに、誰が情報の地方分権を守るのかと。

一方で、少なくともNHKはやるだろうとは考えていました。受信料で成り立っているNHKはどうしてもそれをやらなければいけなかった。NHKは当時の会長が、情報の地方分権という言葉は使いませんが、「地域情報は手厚くやります」ということを何度も言っていました。NHKは先ほど言ったように費用配分システムを持っており、あまねく地域サービスができる仕組みを持っています。しかし、電子メディアにおける情報の地方分権をNHKだけに任せておくわけにはいかないという認識は強く持っていました。それは60年前の我々のラジオ開局前に戻るわけですから。それではどうするかということになると、例えば情報の地方分権を守るためなら1局2波もあり得るとも考えました。例えば広島で言うと、もちろんBSやCSにキー局の番組が移行しないということが前提でしたが、どこかの局がどこかの局と連携して1局2波にすれば、4局共倒れを避けて情報の地方分権に寄与していくことができるのではないかと発想です。つまりNHKの対抗軸を作るためにはそこまで考えてみる必要があるのではないかと。

かなりドラスティックな発想ですが、決して絵空事ではありません。この点については、当時の総務省の放送関係の幹部と話をしたことがあります。1県2局にして4波ということであれば、NHKへの対抗軸ができるのではないかと話したときに、その幹部は、「それは面白い案だけれども、そこまでやろうとすると地方局がバタバタ倒れることにならなければ、法律が追いついていかない」という言い方をしていましたね。

——田中角栄が郵政大臣のときは増やして行って、1県4局の県が出してきました。しかし、デジタル放送化をしようとしている発想の中には、たとえば総務省の人たちは、先ほど来金井さんがおっしゃったように、1局1地域、もう少し広めた感じで地域に1ないし2局になってもしょうがないのだという考えはあったのでしょうか。

金井 1地域という地域の考え方は広すぎても狭すぎてもうまく機能しない。放送の場合は県単位になっていますが、どう考えてもこれが丁度いいのです。例えば中国地方とか中四国地方などという考え方はあるし、現実にもその区域内での合併連携は既にできるようになっているわけです。例

えばTBS系の局が中四国で1社になろうということは、法的にはできる仕組みができています。しかし例えば広島局が、例えば中四国の同系列局を吸合して1社になったとしても、情報の地方分権ということで考えれば、広島局が山陰地域や四国各地の情報分権を守る責任を持つことになる。広島以外の場所に住む人たちにとってそれはほとんど意味がない。だから法律は今そこまでいっていますが、やがて私はその壁は取っ払われるのではないかと思っています。つまり広島なら広島地区でどこかどこかの局が、合併まではいかななくても連携して、二波で一局、それでNHKに対抗する。もう二つが一緒になってまた対抗軸を作ればということだと思ふのです。

民放連の副会長をやっていたときに、私は今言ったような話をしたこともあるのですが、地方局同士の系列を超えた連携という発想は、まったくキー局幹部の歯牙にかけられませんでしたよ(笑)。

—そうですか。僕が先ほど申し上げたことを地方でうかがった際には、民放連として、ないしは地方の局の社長としてではなく、個人として話した場合には「可能性はある」とおっしゃっていました。

金井 私はおおいにあると思います。

### インターネットとジャーナリズム

—その点をもう少し詳しく伺いたいのですが、いま分権というのがもう少し個のレベルになってくると、まさにインターネットは分権しています。その際にインターネットが地方分権とマスメディアとしての放送等をカバーできない、あるいはそれは無理だとおっしゃっているのはどうしてでしょうか。

金井 我々の場合は、職業としてそれなりの訓練を受けて、一概には言えませんが、組織としてかなり経験を積んで仕事をしているわけですね。だからインターネットのように、単に好きとか嫌いということだけで、あるいは個人が発信したいときだけに発信するといったものとは違います。

地域ジャーナリズムというのは生きながらえと思うし、またそうでなくては困るのですが、インターネットにそういういわゆるネットジャーナリズムを日常的に期待することができるのかどうかは疑問に思います。私はジャーナリズムを出来るだけシンプルに捉え、それを実践してきたつもりです。それはつまり、「いま伝えるべきことを、いま伝える。組織のフィルターを通して」ということでした。

—ウェブジャーナリズムについては、先日行った私どもの新聞学研究所のシンポジウムでも論点になりました。テレビも新聞もウェブジャーナリズムに対してかなり真剣にならざるをえなくなっており、記者の方たちもかなり一生懸命考えています。

しかしもう一方では、日本はいろいろな調査データをみても、まだインターネットとマスメディアを比較すると、マスメディアの方が信頼性は高くなっています。なぜなら日本の場合は、情報内容と情報源がワンセットになっているからです。おっしゃったように、インターネットの場合は、どこの誰だかわからない人が言っていることは、情報の内容が正しいとしても情報源が危ういということで疑われてくる。その点に関して言うと、マスメディアはそうではないというのは、先ほど来おっしゃっているような一つは職業訓練、それからもう一つは最終的に責任を取れるかという、信頼性の問題です。

そこで、今後を考えたときに、マスメディアとしての放送ジャーナリズムがインターネットジャーナリズムあるいはウェブジャーナリズムに対して対抗し得るとしたら何かと言うと、職業訓練だと。ですから情報源の組織としての信頼性だとおっしゃっているのだと思ふのです。

しかし、それでは、有能な個人の例えばフリーランスのインターネットジャーナリストのようなものが出てきたときに、その人たちはそれでマスメディアに対抗できないのでしょうか。

金井 それは立ち位置が全然違うのではないのでしょうか。それは個々に当たっていけば課題に応じて、うちの記者よりもよほど物知りの方がおられるでしょう。しかしそれは全体として、そういう言葉はあまり使いたくないけれども、権威とか信頼性ですね。情報ブランドと言ってもいい。

例えばインターネットで情報が出ると、結局それを我々のメディアで確認するというよりどころになっているはずなのです。少なくとも今はまだそうなっていると思います。しかしその位置は確かにおっしゃるような危うい。個人の資質に最後はかかわってくるかもしれませんが、トータルパワーとしてのブランドを失うと、もう我々の情報の地方分権などというおこがましいことは言っていられないですね。

もちろん、テレビ局が何のために利益を生み出していくかということであれば、私のところの場合は、情報の地方分権を守るためと言ってきたし、株主にもそう説明できた。その「情報の地方分権を守るために」というところを落としてしまえば地方局の経営は楽になるかも知れません。

### 「ヒロシマ」と広島メディアのレゾンデートル

——そうすると何のために情報の地方分権を守らなければならないかということをもう一回説明しなければいけないのでしょうか。つまりあなたたちの足元が崩れますよということと言わなければいけないわけですか。

金井 地方局には自社制作の番組を一つずつ間引いていって、どんどん番組制作の体制を縮小して利益率を上げる経営手法もあります。配当を厚くして株主にも喜んでもらえるかも知れない。キー局の番組をそのまま流していけばいいということであればキー局も文句は言わない。キー局は、広島メディアの地方分権には責任を持ちませんから、「おまえのところ、もうちょっと番組つくれよ」なんてことは言わないですね。むしろちょっと作りすぎじゃないのかと言うことはあっても。

私どもが今情報の地方分権をずっと維持するために、新入社員が入ってきたり社員に話す機会があるときによく言うのは、国民の財産の電波を免許制度という形で我々に預けていただく、その瞬間、我々は情報の地方分権を守ることが課せられている。情報の地方分権を守るためには営業活動をしなさいといけない。だから我々は視聴率を追っかけて娯楽番組だけを出していたのでは存在する意味がないということをお説くのです。

広島がそういう意味ではいい例だと思うのです。地方新聞からはじまって広島の地元メディアは各社とも片仮名のヒロシマというものについては嫌が応でも放送で取りあげ、あるいは記事にし続けているわけです。「ヒロシマ記者」なんていう言い方もあります。記者ジャンルのひとつですね。

それは幸か不幸か、ヒロシマという世界でただ一つの都市にあって、各社揃ってそれをやり続けているのですが、収支計算するとこれぐらいオカネにならない取材活動はないのです。しかし広島メディアが、オーバーに言いますと、ヒロシマに対して沈黙するようなことになったら、もう我々はそれでおしまいではないかと。

——要するに漢字の広島が、片仮名のヒロシマに関して黙ったら、メディアとしてはその存在意義が終わりだということですね。

金井 ええ。だからそれが広島メディアの大きなレゾンデートルであったはずで、今でもそう

だと思えます。経営的に言えばこの分野はいちばんお金にならない。しかしそれをまかなうだけの収支構造がなくなったら、この種のものはどこかで消えていきますね。

——しかしそうすると先ほど来おっしゃったことと関連づければ、地方分権と同時に地方からの発言であり主張だと言ってよいですね。広島だったら当然いろいろあるけれども、まず原爆の問題を発言しなければいけない。それは、広島の局の責任ですが、そのための経営基盤の体力がなければなりません。でもそれは、先ほどおっしゃった意味では、ある種の責任の問題はないですか。にもかかわらず、それは消えていくのですか。

金井 そうならないために手を尽くす必要があります。情報の地方分権を維持していく方法を国家も真剣に考えてほしいし、放送業界も知恵をひねり出す必要があります。道はあると思えます。

カープとヒロシマというのは、テレビという目で言うと非常に恰好なローカルネタで、カープの場合はそうは言いながらお金になります。視聴率もけっこう取りますし、カープ追っかけ放送のRCCラジオがいつか収入が35億ぐらいありました。テレビが90億ぐらいだったと思いますが、ラジオはその3分の1近くの収入がありました。当時の30億と言うと名古屋の民放局とあまり変わらないぐらいだったと思いますし、RKBさんよりも多かったですね。福岡や北海道よりも収入の規模は大きかった。それは広島カープが非常に貢献をしてくれていたわけです。そういう時代もあったのです。

昭和40年前後から広島県内を東と西に分けて、安芸の国と備後の国という言い方を我々もしますけれども、ある時間帯だけラジオもテレビもA放送、B放送という二つの放送を広島ではしていました。別プロ、別CMをA、B放送でつくっていました。北海道もローカルなニュースやCMを出していたと聞きますが、広島でも東と西で情報を細かく地域に対して出していました。どちらかと言うとどうしても広島の情報、東の端の福山というところにも出しがちになるわけですが、そうではなく細かく出そうということで、ある時間帯だけ分けて出していた時代もあります。しかし、だんだんそうも行かない時代が来て、今はテレビもラジオもそれはやめました。もう全国でやっているところは珍しいのではないのでしょうか。結局、情報の地方分権というのは、今の県単位でやるのが精一杯ということでしょうか。

——今原爆のお話が出てきたのですが、必ずしも原爆だけでなくもいいのですが、一般論として金井さんにもお伺いしたいのは、地方局が地域社会の問題をマスメディアとして捉えていくときに、どういうスタンスでとらえるのでしょうか。今回この企画でお願いしているのは、北海道放送、福島テレビ、中国放送、南海放送、熊本放送、沖縄テレビと、それぞれ地域社会で大きな、かつてから現在も継続中のイシューを持っている、例えば中国放送であれば原爆の問題が例でしょうか。広島の場合は原爆でしょうけれども、ローカル局が地域社会の中でマスメディアとして存在しているときに、その地域社会の問題に対して向かい合うのはどういうスタンスなのだろうか。それぞれ違うスタンスかもしれないし、あるいは共通項があるのかもしれないけれども、社の方針として言葉になっているのではなくても、実際にはそれぞれの地域社会が抱えている問題に対していつでもビビッドに対応してきたと思うのです。

それは広島の場合であってもいいし、あるいは金井さんが地方分権という視点で地域社会の問題に対して地方の民放局がどのようなスタンスを取るべきだと思っているかということでも構わないのですが、その辺りをあらためてお話いただけますか。先ほど、志という非常に強い言葉をいただいたのですが。

金井 これまでは専ら番組の制作と放送という観点から情報の地方分権を唱えてきましたが、実はもうひとつ、様々な事業イベントを通じて「文化の地方分権」に寄与している側面があります。

これは卒業（退職）してから特に思うようになったのですが、地方民放は、特に古い局には多いと思うのですが、イベント好きなんですね。特に我が社は地域のイベント、例えば音楽会やさまざまな展覧会など、今まで広島を通り過ぎていたようなイベント、大都市でしか見たり聞いたりできなかった音楽会や絵画展など広島に足止めをして、いわば途中下車をしてもらって、広島の人に楽しんでもらうようなことをずいぶんやってきたと思うのです。地元でそういうことを思いついた人が、困ったときはちょっとRCCに相談してみるとという関係が程よく出来上がっていました。そういうプロモーターの役も果たしてきた。我が社で言いますと、地元発想イベントもずいぶん早くからよくやってきたと思うのです。

これは先ほど申し上げたように、テレビの場合ですと持ち枠が非常に小さくて、なかなか地域の人たちと番組で結びつくことはできなかったけれども、イベントをやると、たくさんの人に来ていただいて、宣伝媒体は自分のところで持っていますから比較的うまくいく。結果的に文化の地方分権に役立つこと大だった。ただしあとで振り返ってみると、音楽会も展覧会も黒字になったというのはほとんどないのではないかな（笑）。しかしそれでもやはりやり続ける。

私自身も個人的に言いますと、広島のフラワーフェスティバルという大きなお祭りをつくるころまでやりました。このお祭りは今でも5月の連休3日間で広島の平和大通りを使って、150～160万人の人が来て、日本で5月のゴールデンウィークの人出の3番目かな、に定着しています。今年で37年目になりましたが、そういうものに昇華していくわけです。この間も広島城を中心とした会場でフードフェスティバルというのをやって、2日間で81万人ですか。これも20年以上。そういうイベントのプロモーター役をずいぶん果たしてきたような気がします。

それは先ほども申し上げたように、テレビ局にいながらほとんど番組にタッチできない。その反動だったのかもしれないですね。とにかく地元の人にたくさん来ていただいて、拍手もたくさんいただける。実際には宣伝費などを考えると、プラスになっているものなんかおそらく十に一つないのです。

それでもやはりやり続けていくのは、広島の人にこれは見てほしい、聴いてほしい楽しんでほしいという想いが社内至るところにあるからです。それを社が受け入れる。それでいつのまにかそれが一つの社風になった。私のときはそれははっきり経営の方針の中に入れました。新しいもの好きの社長だから何でも持ってこいということで。ともかくローカル番組とイベントづくりの2頭立てによって、我が社は地域に根付いたと思います。

——その展覧会やコンサートなどのイベントの中には、報道やドキュメンタリーのことから考えてくると、例えば片仮名でおっしゃっていたヒロシマのようなものもイベントという言い方の中に入るのでしょいか。

金井 いえ、イベントと片仮名のヒロシマとはほとんど関係づけません。しかし、実行する際に片仮名のヒロシマにとって恥ずかしくないかどうかは常に考えます。RCCがあったからこのイベントができた、これだけのお客さんに喜んでもらったということによかったのです。

そうした考え方が、社長時代の2002年ぐらいに作った社是となっています。そこでは、三つの約束をしています。「ひろしま応援団」、これが広島をもっと元気にということで、先ほどのように事業イベントもやるし、取り上げる話題もそういうスタンスです。それから「コミュニケーション放送局」、これは広島で暮らすあなたの声を大切にということ。それと「情報の地方分権」です。

それからもう一つは環境方針といいまして、開局50周年記念の社内公募事業として2002年に

ISO14001 を取得しました。社全体で取得したのは私どもが全国のローカル局で一番早かったのです。今はもう根づいたので返上しているのですが、ここの環境理念のところに、「中国放送は HIROSHIMA の放送局として」、ローマ字の HIROSHIMA です。片仮名のヒロシマは日本で通用するもので、世界で言うとローマ字の HIROSHIMA です。「地球環境の大切さを誰よりも自覚し、日々の放送と事業活動を通じ環境に有益な情報を発信することがメディアの役割だと確信している。なおかつ自分たちも地球を汚さないことを心がけましょうね」ということです。これは、社員にも外部の方にも、これは外にも配る手帳なので、社内外にわかりやすく文字にしました。こういうスタンスは社員に根づいていると確信しています。

——片仮名のヒロシマというのは広島局である限り志の問題であるというようにおっしゃった。ということは、少なくとも RCC に関して言うならば、金井さんがそうだというのではなくて、会社としてどのように文化というか伝統として引き継いでゆくべきだとお考えでしょうか。

金井 去年、今年といろいろな民放連の賞をいただいておりますが、こうした伝統は当然、言われなくても後輩にはきちんと引き継がれていると思います。

——基本的にヒロシマ、原爆の問題というのは、県の、少なくともマスメディアとしてだったら常にある地域の問題。捉え方や切り口、あるいは表れ方は違って、それ自体は変わらない存在だという考えになっているということですね。

金井 そうということだと思います。会社ができたときからおそらくそうだと思います。それは広島にとってはあまりにも当然すぎることです。例えばたとえキー局から広島にご縁のない社長が来られた局であっても、ヒロシマを抑え込もうということはないのではないですか。

——情報の地方分権あるいは地方主権を確立するためにも、要するに経営の基盤は当然安定しなくてはならない。つまり言論の自由を守るためには、少なくとも独裁国家でない限りは、資本主義社会であれば、商業的にあるいは経営的に成り立たなくてはいけない。その際に先ほどおっしゃっていたキー局との関係では、キー局からの一定の、何というか、経営保証をすべきだとお考えですか。

金井 そうです。少なくとも番組の保証は必要です。同じものを例えばインターネットや BS に出したり CS に上げたりするようなことは勘弁してくれと。それが、キー局が情報の地方分権を守ることに対する最大の寄与だというように思います。キー局は全国各地の情報の地方分権に大きな責任を持っていることを肝に銘じてほしいし、国もそれをしっかり認識してほしい。地方局をこれからも「清く、正しく、美しく」殺さないでいただきたい。





上野 淳\*  
箴島 一也\*\*  
沼野 修一\*\*\*  
井上 佳子\*\*\*\*

聞き手 佐 幸 信 介

---

—今日はお忙しいところを、ありがとうございます。私ども新聞学研究所の紀要『ジャーナリズム&メディア』では、テレビ60年の特集として地方民放に焦点を当てています。熊本の場合には、水俣や三池炭鉱、ハンセン病などの問題があります。そういった地域の社会問題への取り組みも含めて、これまでの沿革や歴史を振り返っていただきながら、地方民放が果たした役割、あるいは今後の展望についてお聞きしたいと考えています。

社史を拝見すると、RKKは熊本日日新聞が設立した放送局で、昭和28年開局のラジオ局から始まっています。この年は、NHKのテレビ放送が始まった年にあたります。RKKは、たとえば劇団をつくって、番組のコンテンツを制作するなど当初から非常にユニークな番組を作られています。その後、1959年（昭和34年）にテレビが開局しています。こうした経緯をRKKはたどっているわけですが、あらためて初期の頃からの話をお伺いしたいと思います。

### 熊本放送の設立とネットワーク

上野 当時、新聞社を中心に設立したわけですが、テレビというのはいわばベンチャー企業のようなイメージはあったように聞いています。免許事業ということですので、ある程度のビジネスにはなるだろうというイメージはあったでしょうが、なかなか軌道に乗るのか乗らないのか分からない中でのスタートだったと聞いています。

沼野 現在キー局はTBSです。当初は、クロスネットで、日テレやテレ朝の番組も放送していました。

上野 TBSとネットワーク協定を結んだのが42年ということになっています。そこも含めてクロスネットですとやっていた。熊本では、昭和44年にCX系が2局目としてできました。

沼野 KABが開設する1989年（平成元年）に「モーニングショー」等の5番組がTBSの番組に変わりました。このときにTBS系列一本になりました。それまではテレ朝の番組も取っていました。

—クロスネットがしばらく続いたということですが、社史を拝見するとTBSのネットワークの中で報道に関する賞をとっていらっしゃるようですが、報道に関してはTBSのラインだったということでしょうか。

---

\*うへの じゅん 熊本放送 技術局長兼経営戦略室長

\*\*おさじま かずや 熊本放送 報道制作局局長

\*\*\*ぬまの しゅういち 熊本放送 テレビ局局長

\*\*\*\*いのうえ けいこ 熊本放送 報道制作局チーフディレクター

箴島 各系列でそれぞれニュースの協定があります。私どもはJNNニュース協定というのを結んでいます。ですから、結局その協定を結ぶことによって、他社とのニュースを供給したりもらったりすることは基本的にできないという形になっていますので、ニュースに関しては非常に厳しいというか、縛りが強い協定内容になっています。

TBSとはネットワーク協定が昭和42年、ニュース協定については昭和46年に結んでいます。  
——TBS系列だと、地方の民放局がTBSの番組を作るというケースもあると思いますが、そういう相互関係も実際にあるのでしょうか。

箴島 ニュースに関してはあります。例えば先日には、ディレクターの井上佳子がTBSの報道特集のコーナーを受けもって、そこで企画、取材、編集、出演という形の制作を行いました。こうしたケースは結構あります。ただし、それ以外の番組、例えばゴールデンのような形になると体力的な問題もあり、なかなか難しいかと思います。

ニュースに関しては、我々はニュースを「上らせる」と言うのですが、熊本で発生した、例えば水俣病ですとか、それ以前であれば三井三池の争議とか、下笠ダム闘争とかいったニュースはこちらからTBSのネットを通じて全国に流すという形になります。つまり、JNNのニュースというのはJNNの系列28局全社で作っているというのが基本的な考え方です。

上野 他には、例えば「ザ・ベストテン」のコーナー上りとか、「オーケストラがやってきた」のような番組は地方からもネットを出していたと思います。

——今、系列の話を書きましたけれども、幾つかの段階で大きな転換点になったようなポイントというのがありますか。例えば、熊本では2局体制から3局体制、あるいは4局体制に民放がなってきましたが、そのときはかなり大きな転換点だったのでしょうか。ネットワークという側面や、熊本の中での局としての戦略などについていかがでしょうか。といいますのも、社史を読んでいると、熊本に4局というのは多いのではないかなというニュアンスで書かれている部分もあり、実際のところ各民放が増えていった時にどのように認識されていたのでしょうか。

上野 熊本は1%経済といわれて、全国の1%強の経済力なのですが、それ以上の経済力があって4局という地域が、4~5カ所ぐらいです。ということは、それ以下の経済力で4局というところはまだまだたくさんあるわけで、そういう意味では、今見れば結果としてはそんなに4局が多いとはいえないわけですね。

しかし、振り返ってみると2局、3局となるときにかなり危機感があって、経営的にその状況への対応の仕方が、そのときどきに何々委員会というのができたりしました。2局目ができた後というのは、主に技術面の合理化や放送の自動化が進むというようなことになっています。3局目がスタートした前後というのは営業力の強化が行われました。例えば、営放システムの導入とかCMバンクとか、主に設備面での技術の進歩を活用しながら進められました。4局目ができるときは、平成に入ってからですが、その頃になると期せずして報道力の強化が行われました。報道用の設備が入ってくるとか、報道のワンマン送出であったりとか対応がなされてきました。

——報道力の強化というのは、いわゆる営業的な側面というよりは、もっと別の理由があったのでしょうか。

上野 そのときどきの経営者の考え方に影響されるのですが、やはり局数が増えてくるとどうしても地域との密着度合や、制作力を売り物にすること、うちであれば例えば、ラテ兼営であるというところを強調したりするという流れの中の一つだといえます。つまり、時代の要請というのもの

の中で考えていたとは思いますが。

——もう少し時系列を経営的な側面から辿りたいのですが、RKKの売り上げの変遷を見ると、基本的には、45期、平成10年ぐらいまでずっと売り上げは伸ばしています。バブルの崩壊とか、あるいはその前のオイルショック以降の低成長期においても、時代状況とは無関係に売り上げを伸ばしていますが、そこにはどのような背景があったのでしょうか。

箴島 背景というよりもテレビメディアというのが広告媒体として非常に強かった時代でした。この数年前まではその状況は続いたのではないのでしょうか。各企業にとってもマス媒体、広告媒体として、テレビという媒体を使うことが一番マーケティング的に優れていたということを認識されていたのではないかと思います。それが、最近は広告媒体としての価値、テレビの価値というのが、ネットやSNSといったものの発展に伴って、相対的に価値が低下して出稿が減っているということなのだと思います。

——その際の広告の営業エリアというのは、主に九州一円が多いのか、東京、大阪も含めてでしょうか。

沼野 基本的には熊本が主なのですが、東京・大阪・福岡にも支社を置いております。

——これはテレビだけではなくて新聞もそうなのですが、社によって方向性は違いますが、昭和40年代にいろいろな多角化経営が展開されていきます。RKKもちょうどそのころ、事業展開を放送だけではなくて多角化されていますね。

上野 熊本に民放の2局目ができた昭和44年からの10年間で、関連企業に力を入れています。RKKサービスという関連会社を作ったり、RKK開発、これは不動産関係なのですが、そういったものを幾つも立ち上げる時期に当たります。この頃は、やはりだったと思いますが、地方の民放は、電気製品の販売店だったり、有名なところではエビの養殖とか、いろいろな多角化に手を出していました。現状残っているのは、制作関係のプロダクションやカルチャーセンター的なものとかですね。今でも持っていらっしゃるところは多いと思います。

箴島 ちょうど昭和50年代ぐらいですか、我々が学生時代に、テレビというのは時間を売る商売である以上、24時間という限界産業であると言われていました。限界産業のテレビだけではどうしてもそれ以上の時間を増やすことはできないので、いろいろな事業展開を民放各社は図っているんだというようなことを教わった記憶があります。

——熊日との関係というのは今どのような形でしょうか。資本系の関係はあると思いますが、報道の取材等の場面での関係が実質的にはあるのでしょうか。

箴島 今、熊日さんとの関係は、ラジオのニュースの編集権は熊日さんにあります。それだけです。テレビについては「熊日ニュース」というタイトルは使っていますが、これは全てRKKの著作制作によるものです。ですから、現場では、抜いた抜かれたの世界のライバル、競争関係にあります。番組への出演関係もありません。基本的に株主というだけのことでしょう。

### 地域に根ざしたローカル局の役割

——先ほど、2局、3局、4局体制に転換していくというところで、幾つか転換点、ポイントがという話がありました。実は、社史を見させていただいて、平成12~13年ごろ、今から10年以上前からネット配信をされていて、今でこそネットに取り組んでいる民放もいらっしゃると思いますが、RKKはすごく早くから始まったという印象です。阿蘇の監視カメラのネット配信が最初だったと思いますが、先見の明とか、戦略的にあったんで

しょうか。

上野 私は技術担当なのですが、RKKは、歴史的に、比較的、設備投資に積極的というか、設備が充実する傾向がありました。もちろん以前は制作設備、送出設備等でしたが、その流れでいろいろな機械を自社内に置くのが当たり前だという前提がありました。インターネット関係のメールのサーバーであるとか、ウェブのサーバーであるとか、そういった機器も比較的置きやすい環境にありました。その上、ネット関係が好きだという人間も何人かいたものですから、勝手連的に立ち上げていたものが社のホームページになり、それが発展してきたということでしょう。最初は趣味的に始まり、そこで試行錯誤している中で、これはもう使えるのではないかといいところで発展してきました。

——そうした勝手連的な試みを受け止める土壌、一種の自由な文化がRKK独自の社風として、組織として持っていたらっしゃるのですか。

上野 きちんと公認されて、「よし、やれ」というような形ではなかったように思います。まずは、技術内でスタートしたわけですが、こういう試みをやってみようということで、部内承認ぐらいのところからスタートして、それが徐々に社内的に認知されるというような傾向があります。

特にインターネットという分野というのは、経営の上ほうは、幸か不幸かあまり理解できていなかったということがあるかもしれませんが、制作部門や営業までも含めて、いろいろやってみようという精神はあると思います。

沼野 私は、営業の現場が長いのですが、営業部門でも常に新しい企画をやったり、新たなイベントを作ったりしていました。そういったものは、ある程度お金がかかっても回収できればやりましようということですね。企画は意外と自由にできたような気がします。今でもそうだと思います。どんどん新しいものにチャレンジしようという社風は先輩から受け継いできたのでしょうか。全国的に見ても単発のイベントや番組は、多いと思います。現状でも毎月5～6本ぐらいの特別番組とかイベントを行っています。ですから年間では70本ぐらいになります。

単発のイベントや番組を数多く作っていますが、今の会社規模からすればちょっと多すぎるくらいかなという気がします。例えば今からの季節だと、駅伝関係は小学校、中学校、高校駅伝、それに女子駅伝をやって、マラソンは熊本城マラソンを生中継したりしています。野球でも、小学校、中学校、高校もRKK旗招待野球という大会を行っています。文化催事では、全県下から小学校、中学校を集めた器楽合奏コンクールをやったりしています。このコンクールは五十年程の歴史があります。

箴島 この点についてはRKKの基本的綱領の中に地域経済に寄与する、地域の文化芸術に寄与するというのがありますので、それが脈々と受け継がれてきて今に至っているのではないかと思います。

キー局と違ってローカルというのは、その地域に根差して企業活動をしなければならない、せざるを得ない使命にあるわけです。地域経済が悪くなったから、じゃあ、東京行こう、大阪行こうということではできないわけです。だから、どれだけそこにきちんと根付くかということに関しては、地域が活性化、発展しないことには我々の企業というのはあり得ないわけですから、そういった意味で我々は、もちろん経済と同時に、文化だとかスポーツだとか芸術に寄与するし、それは当然ローカルの放送局にとっては非常に大きなコンテンツになるわけです。だから諸イベントについて

も、途中でいろいろな議論もあったと思いますが、やり続けているというところだと思います。コストや人的な面での負担の部分も非常に大きいのですけれどもね。たとえば、今、プロサッカーチーム、ロアッソというのがありますが、J2に上がってからずっと、年間22本私どものほうで制作をしています。地元のホームゲームは全部制作して、それをスカパーに上げています。今年からはバスケットボールのプロチームができましたが、こうした地域のスポーツに関しては応援しているということで番組を作って、それも継続してやっていく方向性でいます。先ほども言いましたように、熊本経済の活性化のためにできることをやっていくということで取り組んでいます。

報道機関ですので、地元の経済に寄与するといっても、単なる経済界等をよいしょするのではなくて、アプローチの仕方としては、当然報道機関としてのアプローチの仕方がありますので、そこは社独特のやり方、考え方というのはあると思います。

沼野 以前からラジオの公開録音にしろ、テレビの番組にしろ、地域を細かく回っていました。地元タレントのばってん荒川さんとかがいらっしゃいましたので、そういう方を中心にして県内をくまなく回ってきていました。地域の放送局として地域を大事にしなくてはいけないという思いは当初からあったのでしょうか。

沼野 特に地域で一番早くできた老舗の局であるならば、地域で一番信頼できる放送局でなければならぬ。それを目指して各局がやってきていると思います。

——熊本県内の他の局との差異化は、自ずとなのでしょうかそれとも意識的なものなのでしょうか？

沼野 現状でいえば、キー局の視聴率に非常に影響される部分があります。ネット番組が半分以上を占めますので。ただ、自社制作番組は12~13%となっていて、この数字は全国でも上位の制作率です。この自社制作率の高いことが差異化につながるものだと思います。

自社制作が多い場合、経営的には厳しい面がありますが、視聴者としての県民の皆さんが求める番組を作ったり、イベントを作ったりして、どれだけ信頼されるかが何よりも重要になります。地元の放送局として何を目指していくのか、それは、一番エリア情報を知っている放送局であるとか、ロイヤリティーが一番高いとか、どれだけ県民の暮らしの目線で情報を発信しているのかとか、県民の生活に本当に機能している、県民との距離が近い内容を発信しているのかといったことをしっかり考えていかなければならないと思っています。

箴島 差異化を図るためにどうしなければいけないのかということを私たちは常に模索しているということだと思います。それは新たなコンテンツをまず考え出さなければならないということがあります。その意味では各局間の競争だと思います。

例えば、TKUさんは午前中に情報の生の番組をこの秋から始めましたがこうしたやり方も一つの方法でしょう。私どもはずっと、他の系列ではなかなかできないゴールデンでのローカルの自社制作枠というのを持っていますので、例えば、この枠を増やす取り組みといったことをやり続けなければいけないと思います。

### ネットワークと地方民放のオリジナリティ

——そうすると、構造としてはキー局の視聴率に、ある意味で制約を受けながら、かつ、独自色をどう出していくのかということですね。その意味でのキー局からの影響というのは大きいですか。

箴島 かなり大きいと思います。

——TBS 系列内でも TBS を中心に、「こうすべきだ」というような議論はあると思いますが、TBS との交渉や、議論の場面というのは実際にはあるのでしょうか。

箴島 正直、意見は申し上げるけれども、最終的に決めるのはキー局という形になります。それぞれ編成会議ですとか、JNN の報道であれば報道の会議ですとか、あるいは社長会とかもあるのでしょうかけれども、それぞれ意見や議論があっても、あくまでも決めるのは TBS です。あるいは TBS を中心とする TBS、毎日放送、準キー局を含めた 5 社あたりで決まっていくところはあります。

ただ、現状では、キー局は非常に巨大なコンテンツ企業になって、テレビ、あるいは報道でいえばジャーナリズム性の割合というのは当然低くなるわけです。巨大コンテンツ企業ですから、映画作ったりいろいろやっています。TBS の場合も不動産収入は非常に大きい。その点で、ローカルはどうしても番組によらざるを得ないし、比重的には報道部門、ジャーナリズム性というのは非常に高くなっていくというのは間違いないと思います。

だから、今、民放をみると、キー局でもドキュメンタリー番組を作る機会は少なくなっています。どちらかというところを作っているのはローカルです。ローカルはやはり地域に根差して、地域の目線でものを見なければいけないし、会社の中に占める報道性の割合というのは非常に高いということです。まさにそれが地域の県民との信頼関係の深さになるということだと思います。

沼野 最近、JNN でローカル局からも企画を出し合ってよい案があったら TBS と各地方局とで共同制作をしましょうという企画が今年からスタートしました。私どものほうからも、「こうのとりのゆりかご」という番組を企画提案し今年 11 月にドラマとして全国ネットで放送するという事になっています。そういったものが今できつつあります。

箴島 この企画は TBS が「テレビ未来遺産」というのをシリーズでやっています。その中で我が社が「こうのとりのゆりかご」というドラマの企画を出しました。「こうのとりのゆりかご」は 5～6 年前にスタートしていたものですが、ずっと取材をし、追いかけていました。ドキュメンタリーとしては秘密保持の問題等あるので、それをフィクションという形でドラマ化して、このテーマをぜひを皆で考えてもらおうという企画提案したのが通りました。RKK からプロデューサーとして 1 人出してドラマの番組を作り、11 月 25 日に 2 時間ドラマとして放送されることになっており、今回初めて日の目を見ることになりました。

沼野 ローカルでは単独でドラマを作ることはまずないし、ローカルの番組を全国ネットする機会もなかなかありません。JNN の各局でコンペを毎年やっていますが、そうした企画コンペで通った作品を、全国ネットをするといったケースはありますが、我々ローカル局では滅多にできないことです。

特に九州は JNN 系列の放送局がラジオ局からスタートしておりますし、九州というまとまりがありますから、九州内でコンペをして、いろいろな番組を九州ネットで作ったりする流れは以前からあります。例えば、九州電力さんの番組とか、西部ガスさんの番組とか、JR 九州さんの番組とか、地域のお得意様に支援していただいて、若いディレクターを育てて頂いております。お互いが切磋琢磨して、レベルが向上したということもあるかもしれません。

——その場合の九州というまとまりは、単なる東京や準キーの大阪との関係だけではなく、九州という一つのエリアが相互交流でお互いに活性化していくということが昔からあったわけですね。

箴島 九州はそれがあると思います。そのはじまりは、中央に対する対抗というよりも、お互い切磋琢磨して、いいものを作っていこうという純粋な制作者集団の思いだったと思います。

上野 ある程度危機感みたいなものもあったかもしれませんが。キー局にいつまでもおんぶにだっこでは駄目じゃないかという発想はあるかもしれません。

### インターネットと新たな戦略

——今度は技術的な面に視点を変えたいと思います。先ほどインターネットのお話をお聞きしましたが、いわゆるBS、CSが入ってきた80年代の後半、その後、地デジの問題、それからインターネットの問題。今はたぶんインターネットに直面されていると思いますが、こうしたそれぞれのポイントで何か大きく変わった、あるいは大きく変えようとしたということはあったのでしょうか。

上野 特に衛星が普及するにつれて、インターネットに意識が行ったというのはあると思いますが、2000年ぐらいからインターネットによる発信というのは強化して、少し先行する形でやっています。

特にラジオとの関係に目を付けています。ラジオが、音声メディアの衰退の傾向というのがありますが、インターネットとラジオは親和性がいいだろうという点については前から目を付けています。スタジオの画像配信であるとか、今はU-Stream等も使っています。最近ではSNSです。そういったものを手掛けたのは、キー局を除けばうちはローカルではトップクラスだろうと思います。

そういった画像配信を含めて、Twitterだけでスポンサーに付いていただいたということもあります。「福ミミらじお」という番組で、番組の映像を流して、食品メーカーさんにスポンサーに付いていただいて助かったのですが、他方では、ネットだけでは商売にならないということも同時に分かってきまして、今はあくまで放送に引っ張ってくるための補完メディアという発想をしています。

ラジオについては、かなりの番組がU-Stream配信をしていますし、動画配信が今後スマートテレビのハイブリッドキャストのセカンドスクリーン等につながっていくか否かという点は、現在検討すべきかどうかという段階です。

最初は、インターネットは放送の敵対メディアという想定で研究がスタートしたのですが、その次にこれがビジネスにならないかというところを検証して、それも難しいということがわかってきました。それなら、放送をバックアップする手段としていこうという認識で今は落ち着いています。うちがインターネットでいろいろな取り組みで先行して、インターネットそれ自体というよりも、話題性という点でも我が社のステータスを上げ、放送局にとってはメリットになるという発想もあります。

箴島 企業価値を高める一つ的手段としてそういった手法を取り入れています。なかなかビジネスモデルとしては確立できないところが悩ましいと感じています。

ただ、ネットだとかSNSに関しては、報道の視点から考えられています。一次情報としてのTwitterの例にみられるように、このメディアの情報の流通というのはものすごく早くて量が多いんですね。だから、その一次情報をどういうふうに取り入れて、それが事実かどうかを確認した上で放送にのせていくという作業を我々がやらなければいけないと思います。



今、例えば通信社あたりですと24時間Twitterを監視するセクションを作っているところがあります。NHKもスクープBOXといって、視聴者からの投稿の映像を載せるようなところを作っています。当然、投稿する人はその氏名やそれを特定されるような形にしなければいけませんし、だからそういった部分で一次情報を得た上で確認して、それをオンエアする場合と、生情報に加えて我々が別途取材に行ってから放送するというような形式はこれから増えていくのではないかと思います。

特に、TBSもそうだったのですが、2カ月ほど前、関東地方で竜巻が発生しましたね。そのとき、TBSのほうで膨大なTwitterの場所と時間をずっとチェックしていったんです。それを地図上に落としていきますと、どこをどのように竜巻が通ったということも検証できるわけです。Twitter情報が正確かどうかということに関しては、例えば停電であればその電力会社にチェックをして、ちゃんと停電情報で裏を取っていくようにしています。そういった意味で、TwitterだとかSNSを含めて、我々がこのメディアとどのように上手に付き合っていくかを考慮することが必要だと思っています。

昔は素人の映像だとか、プロ仕様のカメラではないとなかなか放送に耐えられないという発想があったのですが、今は全くそんなことはありませんので、普通の携帯の映像、とにかく一番発生から近いところの映像を出すというのが、NHKも含め基本的にそういった形になっていますので、テレビの報道のあり方というのは変わって来ていると思います。この変化が突きつけているのは、特に地上波の優位性というのは、生できちんと信頼できる情報を出し続けることができるか否かにかかっていると思っています。

特に東北大震災以降、キー局と違ってローカルの一番の特徴は、放送というのはライフラインになっているということです。ライフラインとして放送局があるということは、それだけ普段から地域との信頼関係なり、情報の入手経路をきちんとしておく、ネットワークを作っておく必要があると思うし、それが他局との差異化につながるのではないのでしょうか。

—そもそもSNSが、取材する対象になっているということですね。

箴島 なっています。キー局にしる通信社にしる、そういったものを非常に大切なものとして扱っています。やっぱり一次情報としてはとにかく早いんですよ。

ただ、その信憑性の問題がありますので、そこは既存メディアというのはきちんと情報の裏を取るかどうか我々の最も大きな責務であるわけです。公共性、公益性という部分と照らし合わせて、出すべきかどうかという判断は当然するわけですから。

—そこで伺いたいのは、インターネットが普及しはじめた当初は、マス・メディアは、インターネットに対して敵対的メディアであるという認識、あるいはアレルギーを強く持っていたと思います。しかし、今の話を聞いていると、テクノロジーは戦略的な対象になっていると感じましたがいかがでしょうか。あるいは、少し角度を変えると、今のSNSそれ自体がもう情報源というよりもまさに取材対象になっている。そうすると、記者のそれまでの習慣というか、身に付けてきたものが、どこかで変わってくるのではないかと思います。こうした点についてはいかがでしょうか。

箴島 変わっていくでしょうね。変わっていかないといけないと思います。お答えになるかわかりませんが、例えば新聞社、ローカルの地方紙あたりの編集部門というのは、写真といえばやはり1枚写真なんです。今、デジカメというのは動画も写せるようになっていますが、ただ、現

場の記者は動画を写そうとはまずしない。ただ、通信社は若い人の記者研修は必ず動画を撮らせる訓練をやっています。現在、通信社は現場で動画を撮れるという能力を徹底的に教育していますので、その辺が変わってきていますから、いずれローカルの地方紙においてもそういった形になると思います。

そうすると、今度は我々との競合関係、競争関係が進むのか、あるいは地元の熊本日日新聞社であれば、うちとの資本関係がありますので、テレビ局とそういった新聞の情報入手をうまく相乗効果を持たせるような、いわゆるメディアミックス的な出し方、やり方という方法を模索することも必要になってくると思います。

たまに熊日や他の地元紙なんかの場合、1枚、ぽっと面白い写真があったときに、うちに教えてくれば動画で撮ってもものすごく面白いと思うことも多いのですね。例えば、天草で普段捕れない巨大なマグロが上がったとかいう1枚写真が出るよりも、うちに電話してくれれば、カメラで撮影することができますし、まして支局の記者の人が動画モードで撮ってくれば随分と違った映像をとることができ、幾らでも利用価値があるわけです。

一度には何でも変わらないので、少しずつ変わらざるを得ないのではないのでしょうか。やはり視聴者、県民が何を望んでいるのかということを考えて、どういう出し方をすればいいのかということを考えなければならない。我々がこれを見てくれだとか、これを出したいというのももちろん必要な部分はありますが、今の視聴者が何を望んでいるのか、新聞の読者が何を望んでいるのかというところからのアプローチというのは当然やっていかなければいけないと思います。

——すでに、様々なところで云われていますが、日本人は旧来型のマスメディアからだんだん離脱する傾向があります。テレビに関しては録画視聴との関係が以前から言われてたり、YouTubeで視聴するということが生じています。そうすると、放送のニュースやコンテンツは、メディアに規定されるのではなくて、メディアを選択するというかたちに変ってきているともいえます。こうした、マス・メディアをめぐる変化についてのどのように認識をされているのかお聞かせ下さい。

沼野 生放送の番組でスマホを使って、例えば野球を見ながらいろいろなクイズに参加するといった仕掛けをキー局でも行っていますが、ローカルとしても今後必要であろうと思っています。生放送が基本であるという点は重要で、そこにソーシャルメディアを組み合わせ番組を見てもらうということになると思います。

箴島 昨年のデータですが、経済広報センターが出している資料を見ると、50歳以上の人は8割以上が情報をテレビや新聞から取るのですが、これが20代になると5割を切るような状況になっています。ただ、それは、何が起こったかを知るための情報という側面です。

しかし、ローカルのメディア、ローカルのテレビ局というのは単に情報だけではなくて、そこに人々の喜怒哀楽があるわけです。つまり、単なる情報ではない地域の喜怒哀楽をきちんと出していくことができるコンテンツを作れるのが放送局だと思いますので、それをやっていかなければいけないと思います。

今、沼野が申しあげましたように、地上波の最大の強みというのは生で番組を出せる、その番組から今の熊本が今見える、分かるということに尽きると思います。そこにSNSですとか、あるいは新聞ですとか、いろいろなメディアの特性を生かした内容をどれほど上手にミックスしてやっていくのかということが求められると思います。あとはそれがビジネスモデルとしてどう成り立って

いくのかというのは、考えなければいけないことだと思いますが。

### 地域メディアと公共性

——先ほど指摘されていましたが、ミックスしていったときにインターネットは単体では儲からないメディア、ツールですか。

上野 今までの経験で云うと、単体でもうけようとするローカルの場合は非常に難しいということです。市場が小さい上に単価が安く、全てが手作りなので制作に非常に手間がかかる面もあります。先ほど出たように、SNSの、例えばTwitterの中身をチェックしなければいけません。放送に出してはいけない言葉、ふさわしくない言葉というのは、やはり人間がチェックして判断しなければいけないわけです。ある程度、放送禁止用語を設定して自動的に選別するソフトも作って、TBS系列の技術賞をいただきましたが、これに全て頼って機械任せにするわけにはいかないという点で非常に手間がかかります。

総務省も云いますが、せっかくデジタル化してもデジタル放送らしいコンテンツ、サービスがなかなか出てきません。当初は、例えばデータ放送であるとか、マルチチャンネル、ワンセグであるとか、そういった試みをしてくださいということをよく言われたので、一通り試しました。ワンセグで別プログラムというのでも2回ほどやりました。ただ、別のスポンサーに付いていただいて二重で売れるかという、なかなかそれは難しいということで、結局手間だけかかるということがはっきりしてきました。

ただし、データ放送については、ある程度ビジネスモデルらしきものができまして、自治体情報を提供するようなシステムを現在実際に運用しており、3自治体にそれを採用していただいています。実際にビジネス契約が成立しているのは1つの自治体だけですが、あとの2つも恐らく予算さえ取れば乗ってくださるだろうと思っています。

技術先行では、そうしたビジネスモデルというのはなかなか作りにくいので、そこに制作的なセンスとか、営業の知識とかが入ってこないとなかなか難しいようです。うちの会社ではメディア広報部というのを立ち上げて、ビジネスモデルについては、技術出身者と営業や制作的な感覚を持っている人たちが一緒になって、商売にするための挑戦をしてみようということをしてきています。自治体とデータ放送については、こうした作業が功を奏したのではないのでしょうか。

——今の話で興味深いのは、もうほぼ姿を消しつつある市町村の有線放送や、あるいはケーブルテレビが担っていたような、いわゆる公共性が高い広報、Public Relationに近い部分をむしろ地デジとか民放が担っているという点です。たぶんNHK地方局ではできないですね。

上野 まさにそのとおりで、最初、防災情報という形でそういう部署に売り込みに行きました。しかし、反応はあまり芳しくありませんでした。広報部のほうに切り替えてそちらのほうに行ってみますと、いわゆる市政だよりとか、町のたよりといった、これまで紙媒体で作っていた内容をデータ放送に置きかえるという発想でそれらのセクションが乗ってくださったことが結構ありました。

小さい事柄でいえば、いわゆるお悔み情報ですね。これが伝え方に非常に苦労されていて、これまでは有線放送や紙だったのですが、これは非常に重宝するとおっしゃる方がいます。お悔み情報は、熊本では私どもだけですが、九州内の他県では幾つかはやっています。

——ところで、いまのお話のような地デジの可能性の一方で、設備投資には非常に大きな資金が必要で、減価償却の時間が非常に長くかかると言われていますが、この点については地デジ導入後はどのような経過となっていますか。

上野 テレビ局1局作るぐらいのコストがかかっていますし、その投資は15年後にまた繰り返すこととなります。送信設備はそれほどライフサイクルが短くないのもう少し先になるでしょうけれど。ただ、それでもって経営が傾いたというところはないようです。しかし、その負の副産物といえますか、皆、テレビを地デジに買い替えをしましたよね。そのときにBSとかCSのチューナーがもれなく付いてきますから、衛星放送が見える可能性のある世帯が75%くらいにまで増えてしまいました。それはちょっと地上波の我々にとっては脅威だなどは思っています。

——2番目の大きな質問です。地域との話、報道を重視するという話がありました。その中で三池炭鉱の話もありましたが、具体的に地域の問題に対して、これまでどのように取り組んでいらっしゃるのか、さらに今後この取り組みをどのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。例えば水俣の問題に関しては、必ず定期的にドキュメンタリーは作っていくというようなサイクルになったりするのでしょうか。

井上 特にそういう決まったものはないのですが、水俣の問題についてはやはり節目節目でまとめるといことは心掛けております。節目節目というのは、例えば今回の条約会議があったり、その前は特措法が締め切られたりとか、溝口裁判が勝ったり、いろいろありましたが、そういうポイントで熊本の放送局としてまとめ、コンテンツを残すといことは心掛けております。

——それは水俣の番組を作るチームといった形で取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

箴島 特定のチームを作ることはありません。異動もありますし、そのときどきの担当の人間が作っていくという形です。ただ、過去の蓄積されたいろいろな番組や資料だとかデータというのは、他局に比べて私どもが量的、質的に最も持っていると思っています。それを基に新たな人が作っていくというのが継続性につながっていくと思います。1人だけにやってもらうと、その方が異動になったりしたら終わってしまいますので。

——その点では、これまでRKKは、人を育成する独自の仕組みは持っていらっしゃるのでしょうか。

箴島 なかったと思います。その本人の資質に頼る部分が非常に強かったと思います。基本的に放送局というのはそういう側面があると思います。好きか嫌いか、向き不向きとかいろいろありますので。

ただ、人材の育成というのは今後必要になってくると思います。先ほど上野が申しあげましたように、これまでは250人ぐらいの社員で全部処理していたわけですが、今、それを外部スタッフに任せて、社員が120人ぐらいまで人が減ってくるということになると、それなりの社員の質を維持する為に教育をしてレベルを上げていかないと、放送局としてなかなかいいものを出し続けるということにはできないと私は個人的に思っています。我が社は幸か不幸か先発局で番組は自分で作るという意識が染み付いてきた歴史があって、いわゆる外注化に乗り遅れている側面があります。編成局も最初から非常に少人数でスタートしています。当初から制作組織の外部の受け皿みたいなものが、技術も含めてなかったという経験が、今では幸いしてまだまだそれなりの社員の人数を抱えていられる。ただし、今後は経営効率とかを考えると、この人数は現状の人数でも維持できないだろうと見ています。今後、さらに社員は恐らく減っていくことになると思います。その中でどのよう

にして制作力を維持していくのかという点は今後の大きな課題です。

箴島 制作者としての人材を育てるのに時間がかかります。ですから番組を作ることは実は一番時間がかかるのではないかと思います。営業マンだとか報道の記者だとかいうのはある程度の期間の経験でそれなりの成果がみられるようになりますが、番組を作るというのはなかなか難しいのではないかと思います。

上野 番組制作は制作に向けた素質を持って、やる気のある人たちがいかに集まってくるかというのがスタートだろうと思います。そういう意味で、うちはいろいろな受賞の実績とか、現在でもたくさんの自社制作番組を作っているという実績を知って、うちを受験してくださる学生さんもまだ多いのですが、全体的傾向として、民放が斜陽産業だという意識が大学生の中にも広がりつつあります。私を知る範囲はそんなに長くはないのですが、以前と比べると数年のスパンでも明らかに受験人数は減っている、それで人を確保できるのかという点については非常に危機感を感じています。

——人を育成するというのは、「現場で鍛える」という言い方がしばしばされていますが、人材育成を新しい形で考えていらっしゃることはありますか。

箴島 番組を作ると云う点では現場で鍛えるしかないのではないのでしょうか。他にはないと思います。

上野 人を育てるということに関しては、優秀な人でないと先輩の教えも理解できないという気がしています。うちの歴史を見ているとそんなにシステムティックに人材育成をしてきたわけでもなく、指導するといっても非常に体育会的な、古いタイプの教え方、教わり方だろうと思います。その中で、これだけの人材が育ってきたというのは、本人の資質によるところが随分あったのではないかと思います。だから、教育のシステムというよりは素材の善し悪しが相当左右するのではないかという感じはしています。だからこそ素材をたくさん集めて、そこから優秀な人を採用したいという意味では現状に危機感を感じています。

### 記録し続ける使命と信頼の構築

——最後の質問にさせていただきたいのですが、熊本では三池や水俣に代表される地域社会の問題が地方民放にとって、あるいはRKKにとってどういう位置付けなのか、あるいはどういう存在なのかということをお聞きしたいと思います。

箴島 存在やなんらかの意味づけというよりも、我々の使命というのは記録し続けることだと思うんですね。ですから、水俣病患者やハンセン病の患者の方々がいらっしゃるかぎりには当然記録していかなければいけない。それから、地域においてこういうことがあったということは、一つの教訓として同じような間違い、被害者が出ないような意図を持って番組として残していくというのは、我々のメディアとしてローカルの放送局のいわゆるジャーナリズム性といえますか、使命というのはまさにそこにあるかと思しますので、永遠にやり続けるということなのです。

井上 作る側からすると、やはり制作費はキー局に比べたら格段に落ちるわけです。その状況の中で足元にこうした素材があるというのは、それは私たちにとって大事なもののなのです。長期間追えば追うほど、掘れば掘るほど、より磨かれ、普遍性が増すというのは、水俣だけの問題、ハンセン病だけの問題ではなくなってきます。ですから、そういった意味ではこれらの問題は、ローカル

にしかできないと言えます。そして、番組制作に当たっては最初の入り込みは、社会の問題の側面から入ることもあるし、特定の人物に魅せられて入ることもあります。

箴島 やはり基本的には人です。

——番組制作の上で、対象となった人との信頼関係構築に当たって苦労される事柄はどのようなことでしょうか。

井上 基本的には取材対象者が撮ってほしくないところを撮らなければならないので、たとえば30分番組を作るための取材のなかで、1回、2回は必ず「まだ撮るんですか」という雰囲気になることはあります。しかし、そこを乗り越えとかなり信頼関係が深まっていきます。番組を作る中でいろいろな人間的な、精神的な葛藤とかはかなりあるので大変ですが、終わったときはしっかりとした人間的な結び付きが作られています。

箴島 先だって、私は東北に行く機会があって、被災者の方と話す時間がありました。その方々がおっしゃるのは、やはり地域の局や新聞社の方は被災者に非常に気を使ってくれるということでした。何時に取材に行けばいいかを確認し、朝早く来てくれたり、夜遅く来てくれたり、あるいは自分が話さない時は何も聞かずにずっと黙っていてくれて、何回も何回も訪ねてきてくれるということで、その記者と話すことで、自分のストレスといったものを若干解消することもできた側面もあると言われていました。こうしたあり方がローカル局であって、キー局の方々は取材に来られて、もう初めからテーマ、ストーリーが決まっている。それに合うようなインタビューを撮りたがろうとする。時間の制約もあるというキー局の取材を何回も受けると、もう二度とキー局の取材は受けたくなくなるとおっしゃっていました。地元の局に我々の気持ちをきちんと伝えたいと非常に強い思いを持ちましたということをお話していただきました。

やはりローカルというのはその地域の人たちとの関係をどれだけ持ち続けることができるかということですし、ローカルの中では、それがTKUさん、KKTさん、KABさんと比べてRKKの番組制作や、報道で取材している記者は信頼関係をずっと持ち続けて深めていくというのが、熊本に根差してくためには必要なのではないかと思います。そのために県民のいろいろな喜怒哀楽ですとか、事象ですとか、そういったものを放送として続けていかなければならないし、その信頼関係があれば、いざというときのライフラインとしての機能もきちんと我々は果たすことができるのではないかと思います。

単に情報の発信だけだったら、放送局でなくてもいいわけですからね。既にいろいろなツール、媒体はあるわけですから、その中で埋没してしまわないためには放送局の企業価値というのは何なのかというのを模索し続けなければいけないと思いますし、だからこそ、様々な取り組みをやっていかなければいけないと思います。

ただ、広告媒体としての価値が下がっている現状で売り上げ的には減るのかも分かりません。その状況の中であって、どういうやり方をやっていくのかという手法の部分に関しては変わっていくのかもしれない。だから、かつてみたいにテレビ記者がいて、カメラがいて、音声さんがいてという取材ではなくて、もう記者が1人で全てを完結するようなやり方もますます求められてくる可能性が高いのではないかと思います。

商品というのはそうですが、どんないい商品であっても、安い商品のほうが売れるわけですね。であれば我々も番組というのはやはり商品なわけですから、どれだけいい商品を安く作るのかとい

うのは企業努力としてやらなければいけないことなのかなと思います。  
——本日は、長い時間お話をいただき、ありがとうございます。

## 山 里 孫 存\*

聞き手 佐 幸 信 介

---

—私たちの新聞学研究所では、「テレビ60年」を地方民放から捉える作業を行っています。沖縄テレビは、本土復帰の72年よりも10年以上前に開局しています。NHKよりも前に民放が開局しているのは、キー局も含めて日本では唯一沖縄だけです。このことはいうまでもなく、日本と沖縄、そしてアメリカとの戦後の政治的な関係の中で生じているわけですが、その意味でも今回は放送の現場のひとつの現代史としてお聞きしたいと考えておりました。さっそくですが、まず、開局当時のことについてお聞かせください。

### 沖縄テレビの開局までとその後

山里 開局当初は、僕は入社していなかったのですが、その点については先輩から聞いている話がベースになります。入社後の展開については、ずっと報道制作現場にいましたので実感を含めてお話できればと思います。

沖縄地区のテレビ局として、NHKとの関係という点からお話すると、他の局と決定的に違うのは、沖縄地区においてNHKは後発局であるということです。電波そのものに関して言えば、上陸した米軍が1945年の5月くらいからは兵士向けに戦場放送局のようなものをやり始め、その後、「AKAR」と呼ばれた米軍のラジオ放送があり、そして琉球放送（RBC）が引き継いでいながら、1956年にラジオの日本語放送局としてスタートさせました。

沖縄テレビ（OTV）は、RBCのラジオ開局の直後からいろいろ準備を始めて、1959年の11月に、沖縄初のテレビ局として開局しました。OTVの開局に至っては、これも世界中でどこを探してもそんなテレビ局はないと思いますが、電波法が、沖縄が果たしてどこに属しているのだ？ということ自体が不安的な状態なので、琉球政府に伺いを立て、さらにアメリカ民政府との協議が始まったということになります。テレビという新しいメディアに対応するルール、当時の法規にはテレビに関する条項はなく、そこに関してどう対応するのかということで、だいぶ時間がかかったという話を聞いています。そのようなすったもんだがあつて、ようやく免許が交付されて59年11月にスタートしたという状況です。

その時は、もちろんNHKはありません。余談ですが、沖縄では今もNHKの受信料が日本でいちばん払われていないであろうと思うのです（笑）。なぜなら、沖縄の人にとってテレビは、そもそも無料でしたから。復帰後、NHKが集金に回って、「何言ってるんだ！」という状況が生まれたというのは今でも語り草になっています。

あれから40年もたったので状況は変わりつつありますが、スタートと当初は無料で電波が享受できるというのがスタートライン、NHKが開局したのは、正式には復帰の年の1972年です。た

---

\*やまざと まごあり 沖縄テレビ報道制作局次長



だし、その準備段階で、沖縄放送協会 OHK と呼ばれる準備局というか前身があって、その放送開始が1968年の暮れです。

OHK がスタートするまでの時期は、沖縄テレビは、限られた時間だけの短い放送時間をカバーしながら、徐々に放送を増やしていたようです。当初、沖縄は日本ではありませんから、キー局のどこかの系列でもなく、ソフトが不足していました。一方で、NHK は将来的に沖縄にいつかは進出するというのもあって、未開拓の土地である沖縄地区で番組を流したいという NHK 側の思いがありました。この NHK の思惑と沖縄テレビのソフトが欲しいというところがマッチして、当初から NHK の番組をフィルムで空輸して、番販として買って放送するような状態があったようです。今では信じられませんが、NHK の紅白歌合戦が正月番組として、スポンサーの CM 入りで流れていたという時代もあったと聞いております。当時は派手にスポンサー入りで「紅白」を放送していたようです（笑）。

その時代には、日本ではなかったがためにいろいろなところのお付き合いができたりましたが、その反面、苦労もあったと聞きます。番販とかスポンサー獲得などの拠点にするべく東京支社を作ろうとしたら、外資系あつかいでスタートラインから難しかったようです。そこはフジテレビが合弁会社のような形をとって東京支社をスタートさせたと先輩から聞きました。とにかく、まだ日本ではなかったことで、いろいろなことが起きていたという感じです。

NHK との関係については、準備段階の社員研修もかなりお世話になったようです。スタート前の実地教育や、現場でいろいろ経験を積む段階は、沖縄テレビの新入社員をフジテレビや NHK に派遣して、3、4 カ月鍛えてもらってから放送を開始したという記録が残っております。その後、NHK は本土復帰前 OHK を開局しますが、その際には今度は逆に沖縄テレビから技術者がヘッドハンティングされて何人か抜かれて持っていかれたというような話も聞きました。

OTV の開局後は、当時は番組を空輸で運んでもらって放送している時代がずいぶん長かったですが、5年後、1964年のオリンピックのちょっと前にマイクロがようやく開通し、それからは生で受けられたり、少しの時差で受けてすぐ放送できたりという状況になりました。その時代も OHK がスタートするまでの4年間くらいは、逆に NHK の番組が沖縄テレビでは増えたらしく、『太閤記』など、NHK の伝説のドラマも沖縄地区では沖縄テレビが放送していました。リアルタイムで番組を沖縄で受けて、隙間で何とか CM を入れたりする時代であったようです。

社内の先輩が書いていた文章によると、当時、NHK の番組をマイクロで受けて、そこに強引に CM を入れられるかと、東京支社の社員が恐る恐る交渉をしに行ったところ、逆に東京の大手広告代理店の人たちが面白がって、「すごいね、NHK の番組にスポンサー入れられるんだ！」と、すごく一生懸命やってくれたということを書き残していました。面白い時代ですね。

私は映像を見ていませんが、沖縄テレビの技術が現場に入って、NHK の番組を協同制作したこともあったそうです。例えば NHK 交響楽団が沖縄に来て、沖縄で収録する時に OTV が一緒に作っていたと聞きます。沖縄では沖縄テレビが放送して、全国向けには NHK で「沖縄テレビ制作協力」というような番組もあったらしいです。

そういうことがあってようやく日本復帰となります。僕は東京オリンピックの年1964年生まれだから、沖縄でのマイクロの導入と同級生なんです。僕が子どもの頃、復帰前の沖縄テレビのコールサインは KSDWTV だったのが、復帰後に JOOFTV になり、チャンネルも 10 から 8 へと変わ

りました。私自身の子どもの頃の記憶でも沖縄テレビは10だったことを覚えています。

NHKとの関係では、日本への復帰前は蜜月のような非常に親密な時代があったのですが、その後、復帰したあとでは関係性は違っていたようです。復帰と同時に開局したNHKは、日本のテレビ局、内地の会社というイメージが大きかったようです。

僕は働き始めて25年ですけど、駆け出しの頃、ある選対事務所に中継入っていた時の話ですが、RBCが先に「当確」を打ち、次にOTVが「当確」を打って、NHKがまだという状態でした。当確候補者のばんざいも済んで、樽酒も割ろうとしているところでしたが、そこにNHKのディレクターが土下座して、「うちまだ当確を出していないので、これだけは何とか残しといてください！」と頼んできました。そうしたら、選対本部長が「地元の局がもう当選確実打ったんだからもういいんだ」と言って、相当もめたこともありました。20年くらい前の段階でも、NHKは相当「よそ者視」されていたと思います。よそ者というか、沖縄では「ナイチャー（内地の人）」というのですが、「本土から来て、何言ってるんだ、地元のテレビ局じゃないでしょ」という感じはすごくありました。

——やはり内地からきた局という感じなんですね。

山里 はい。受信料をとって回ったというのも非常に印象悪かったと思います。後から来て、ナイチャーが偉そうにお金集めて回ってというアウェイな風がずいぶんあったと思います。だから、NHKの人たちも相当困ったと思います。

### ネットワーク化と独自性

山里 沖縄テレビは、ネットワークで言うとフジ系列です。開局する際には、これも先輩たちが書き残しているものを見て信じられないのですが、開局した11月1日の祝賀パーティに、フジの鹿内さんがみえていて、そこで直談判やいろいろと交渉をして、その日に「系列」の覚え書きを交わしたらしいです。

だから、フジのネットワークに入ることが事前に決まっていたわけではなくて、開局の日に沖縄に来ていた鹿内さんと直談判をして覚え書きを交わす。つまり、将来的には経営参画もするし、フジテレビ系列へ入る覚え書きが作成されたらしいのです。開局するまでは、対日本に対しては特にどうということは明確に決まっておらず、直前まで日本テレビにも話しをしていたらしいです。もちろん事前の根回しはいろいろあったかと思いますが、覚え書き交わしたのは、まさにその開局の日の11月1日だということなので、そこまでは本決まりではなかったようです。

——沖縄テレビを開局した時の出資は琉球新報や地元の企業ですね。

山里 地元の企業で集めたはずですが。しかし、相当難産というか難航したようです。フジテレビとの合弁で、東京支社がきちんとできるのが1960年4月で、開局から半年後くらいです。フジテレビの中では、当時、アジアビジョンというか、アジア展開をするスケールの大きいイメージを持っていたようですが、その中で沖縄を押さえておいたほうが、いろいろとフジテレビとしても夢が描けると考えていたのではないのでしょうか。日テレは沖縄のネット化については二の足を踏んだらしいです。

沖縄は、OTVがフジテレビ系列で、RBCがTBS系列ですから、主にこの二系列、2つのチャンネルという時代が続きました。3局目の話は随分とあったのですが、最終的に1994年（平成7

年) にテレ朝系の QAB が開局し、それから沖縄は 3 局体制になりました。ですから、いまだに日テレの番組は、主に OTV と RBC で視聴率の取れそうなものを番販で奪い合っているという状況です。

沖縄に住んでいる人たちは、系列の意味がいまだによくわからないところがあると思います。東京などでテレビ見ていると、各キー局の色がはっきりしているなかで視聴者も観ていると思うのですが、沖縄の場合は、特に日テレの番組というのがあっち行ったりこっち行ったりしているので、あやふやな感じではないでしょうか。例えば『エンタの神様』という一世を風靡した番組がありました。この番組の全盛期は、レギュラー放送は RBC が放送し、2 時間スペシャルは OTV で放送したりしていました。

——そうした番組の番販売の交渉は、東京の営業の仕事になるのですか。

山里 そうです。OTV の場合では編成と東京の出先との連携になると思います。テレ東の『開運! なんでも鑑定団』も最初がうちの朝 10 時にずっと放送していました。沖縄地区の日曜の朝の時間帯で最も視聴率が高いときには 20 数% 取るような番組だったのですが、東京から、「今、『行列のできる法律相談所』がすごいよ」という話がきて、『鑑定団』と『法律相談所』と入れ替えたのです。そうしたら、手放した途端に RBC が『鑑定団』を買って、同じ時間帯の裏番組として放送し始めました。そういうことがしばしば起きています。

今 RBC では、TBS 系列でありながら、ゴールデン帯で『秘密のケンミン SHOW』などの日テレの番組も放送されています。土曜日や日曜日の午前とか昼間といった、比較的フリーなところで日テレ番組は沖縄地区で放送されていたのですが、2、3 年前からゴールデンタイムにもボン! と入ってくるようになったりしたので、余計にネットワーク系列のイメージは錯綜しています。

歴史的にいうと、沖縄テレビがクロス局だったという関係があり、日テレの高校サッカーや高校生クイズなどいわゆる全国中継ものは、今でもいくつか制作に関わっています。歴史的には OTV が、日テレ準キーのような状態があったのですが、今では番販で RBC 側の日テレ率が高くなってさえます。

### 独自の番組づくりとウチナーグチ

——本土で NHK のテレビの開局が 1953 年です。沖縄テレビは、全国的にみても非常に早い 59 年に開局しています。これは、アメリカとの関係があったのでしょうか。

山里 そうですね。英語の放送ですけど、アメリカの放送がかなり鮮明に見ることができた時代がありました。僕が子どもの頃でも、当然、全部英語ですけど、『セサミストリート』や『宇宙家族ロビンソン』とか『ザ・ルーシーショー』とか、アメフトの中継なんかもしょっちゅう見ました。おそらく OTV が開局する以前にも、アメリカ軍が沖縄に何万人も暮らしているの、そこ向けの放送があってテレビがあり、日常的にはアメリカの文化のようなものが身近にあって、次はテレビを早く開局しようという社会的な機運はあったのではないのでしょうか。

そういう意味では、黎明期というか創成期には系列の縛りの意識もなく、本当に一国一城という、自分たちでテレビ局を運営して、番組を作る、というのが沖縄テレビではスタートでした。僕ら今沖縄テレビにいる人間にも、この時のエネルギーは受け継がれているイメージがあります。

——番組表をみると、『郷土劇場』という名前が目を引くのですが、この番組は長く放送されているものですか。

山里 そうですね。『郷土劇場』は今でもなんとか続けている番組です。『郷土劇場』は民放連から表彰も受けたことがあるのですが、放送枠の移動やちょっと休止をしたことなどがありますが、開局以来継続して55年間放送している、「日本一の長寿番組」と公言している番組です。

開局当初はソフト不足で、日本本土から買ってくる番組も限られていたとき、OTVは沖縄芝居に目をつけました。沖縄には沖縄の言葉「ウチナーグチ」を使ったお芝居をする劇団がいくつもあって、戦前は娯楽の花形でした。その後「映画」に押され、華やかだった時代から衰退気味になったとき、ちょうどテレビ放送が始まり、「沖縄芝居」はテレビ番組として再生を果たすことになりました。

沖縄では、もともと沖縄芝居は大人気でした。戦後の沖縄芝居は、捕虜収容所から始まっています。石川という場所に、沖縄戦で傷ついた人たちの多くが集められた収容所がありました。当時ハンナ少佐という沖縄に理解のある人がいて、「沖縄の復興は芸能から」と、戦前にお芝居をやっていたり踊りをやっていたりした、芸能に携わっていた人を意識的に石川に集め、松・竹・梅と劇団を三つ作らせたのです。今でいえば、公務員。アメリカ軍が給料をあげて慰問団を作り、トラックと機材を用意して、沖縄各地の収容所に巡回し上演していたといいます。その後、沖縄芝居の劇団は大人気となっていくのですが、沖縄に映画館ができはじめると、だんだん勢いがなくなっていきました。そんな時期に沖縄テレビがスタートし、ソフト不足の解決策として若干苦し紛れ気味に、沖縄芝居を生中継し始めたら、これが当時びっくりするくらいの視聴率をとったらしいのです。という調査かわかりませが、視聴率80%近かったといいます。本当に町から人が消えたというような状況が生まれたと聞きました。その放送が水曜の夜でしたので、長い間『水曜郷土劇場』として水曜の夜は沖縄芝居というイメージがずいぶん沖縄の中では定着していました。

しかし、最近では視聴率も難しく、スポンサー面でも厳しくなっていて、視聴している方々もどんどん高齢になっていますから、なかなか僕らも思うようにならないのですが、それでも沖縄テレビの歴史そのものですから、制作現場としては「これは沖縄テレビの魂でしょ」と、月に1本の放送を守り、舞台中継を継続させてもらっているのです。

『郷土劇場』は今でも人気の劇団があり、収録会場には観客がいっぱい入ったりはしますが、ほとんどが、おばあちゃん、おじいちゃんや付添の人たちです。『郷土劇場』にしても、沖縄の劇団にしても、今が転換期、ぎりぎり崖っぷちのようなところに立っていて、この大切な沖縄文化をどう次に伝えるのかというのが、僕らテレビ局としても一つ大きい課題となっています。

そこで、月にもう一本、同じ枠で、自分たちで新しいものを作ろうと、30代、40代の芸人と一緒に「新しい郷土劇場」を制作しています。よしもとさんの花月劇場の沖縄版のような番組を、公開録画で放送しています。

それから、3年前から、沖縄の言葉があまりわからない人たちでも、普段使っている沖縄のイントネーションとニュアンスが駆使されるバラエティー『ゆがふうふう』という番組も作っています。

この『ゆがふうふう』という番組は、コンセプトが「ウチナーグチを未来に継承するバラエティ番組」ということで、沖縄の言葉でコントや、トークも意識的に沖縄の言い回しなどを入れて、さらにスーパーで言葉の説明をテンポよく入れたりするようなタイプの番組です。沖縄の言葉が、もっと耳から入ってくるような日常を作り、何とかそこから沖縄の言葉に興味を持ってもらおうと、あの手この手でバラエティを制作しています。

——それは、若い世代の言葉が変わってきたという背景があるのでしょうか。

山里 若い世代というよりも、おそらく僕ら40代後半から50代前半の世代が、本土復帰前後の小学生で、学校現場で沖縄の言葉は使ってはだめだと言われた世代なのです。

「復帰」を体験した僕らの体験談をそのまま「ゆがふうふう」の中でコントにもしています。それが「方言札1972」という教室コント。…帰りのホームルームで「先生」って女の子が告げ口します。「今日、山里君が私にフラー（ウチナーグチで『バカ』）と言いました」。先生はいいます。「そうなの山里君。だめじゃないの、方言使っちゃ！明日からなんて言ったらいいんですか。」「わかりました。明日からはフラーと言わずに、ばかと言います」…復帰までの半年、1年というのは、沖縄の言葉を使ったら怒られるという世界がものすごくあり、「ウチナーグチ空白世代」が生まれ、言葉の溝ができました。

それはテレビの果たした役割もすごく大きいと思います。学校では道德の時間にNHKの子どもたちが出てくるドラマ仕立ての、「♪口笛吹いて、空き地へ行った」という、「♪みんな仲間だ、仲良しなんだ」のようなドラマが、授業で毎回見せられたりしました。テレビの影響で、僕らの世代は標準語がちゃんとしゃべれるようになっていて、逆に、沖縄の言葉はどんどん語学力としては低下していく状態になっています。

それが、平成元年くらいから、「沖縄の言葉も文化も面白いよねっ!」、という沖縄の再発見に皆の目が行きだしたのです。

沖縄テレビでいうと、平成2年から『ウチナー待夢（タイム）』という情報バラエティ番組が始まりました。これは沖縄文化の特集がメインで、そのテーマにまつわるコントを、「笑築過激団」という当時一世を風靡していた沖縄のお笑い劇団がしていました。あるいは、今、パーシャクラブというバンドで、歌い手として全国的にも人気がある新良幸人が新世代の島唄の歌い手といってそこで歌を披露したりするコーナーも放送しました。それ以降、今放送している『ゆがふうふう』に至るまで、沖縄テレビとしては、「沖縄が面白い!」というメッセージを若者に向けて発信するような番組を作り続けてきているのです。

OTVは、ローカルとしては自社制作が多い方だと思います。ゴールデンに自社制作番組を編成してもいます。毎週土曜日の夕方6時には『ひーぷー☆ホップ』という、おそらく全国探しても珍しいタイプの生番組も作っています。ラジオのようなテレビ番組という合言葉で、視聴者から来るメールをラジオのように読んだり、取材にはディレクターやタレントが行っても、あえて写真撮って紙芝居でやるような、極力動画を使わないイメージでやっています。低予算ながら人気番組で、視聴率15%とか16%とか取っています。

### 沖縄テレビが作るムーブメント

——例えば、安室奈美恵やSPEEDが東京に進出し、その後『ちゅらさん』などが放送され、本土のほうから沖縄を掘り取っていくメディアの沖縄ブームがありますが、そういうブームとは一線を画すということでしょうか。

山里 逆に、相乗効果と言った方がよいと思います。僕らが「沖縄っていいよね」と沖縄で番組を作っていた時に、例えば宮沢和史さんが三線を持って「島唄」でブレイク。当時、大人気だったTHE BOOMがスタイリッシュに沖縄の三線を持って歌ったことで、逆に沖縄の方で「すごーい、

やっぱり間違っていないじゃん」という感覚がありました。

その後に SPEED や安室奈美恵などアクターズスクール全盛が来て、ますます加速していきました。安室奈美恵が、東京のファッションの中心になり、渋谷の女の子たちが沖縄の子のファッションを真似しているということに対して、決定的に沖縄の人間は自信を持ったのだと思います。自分たちは「好きにやっていいんだ！」と。

僕は90年代後半に、沖縄アクターズスクールと一緒に番組を作っていました。『BOOM BOOM』という、沖縄アクターズスクールの子どもたちの厳しいレッスンをドキュメント風に追いかけて、その結果をスタジオで歌って踊るという、今でいう「リアリティ系」の番組です。スタート当時は、安室奈美恵と MAX (SUPER MONKEYS) が人気出始めの頃くらいで、SPEEDをはじめ、それに続く子どもたちは皆この番組に出演していたのです。DA PUMP もいたし、山田優とか、三浦大知、黒木メイサもここにいました。

この時代としては画期的でしたが、沖縄の若いタレントを追ったドキュメント番組は、サンテレビや TVK、都市部の周辺にあるテレビ局 14 局くらいが番販で買って放送していました。

沖縄という場所は、沖縄芝居、歌、民謡、お笑い、様々なジャンルで、「自己表現する人」がとにかくたくさん生まれてきます。沖縄で活動している芸能人をゲストに1年間、52回分のローカル番組がしっかり制作できる状況です。そういう意味では、日本の他の地方局と比べると幸せな環境だと思っています。

——今90年代以降のお話をお聞きしましたが、少し戻って BS や CS などの多チャンネル化が80年代に入ってきてますが、その際に経営の問題なども含めなんらかの影響はあったのでしょうか。

山里 僕らはずっと独自路線といいますか、あまり流行り廃りではなくやってきたというのものもあるし、沖縄に特化するしか作りようがないと言った方がよいかもかもしれません。沖縄にこだわった番組作りをずっとやってきているので、多チャンネル化に対して、特に戦略があったり、大きな影響があったりしたわけでもないと思います。

沖縄という土地そのものが、エリアとして人気があるし、「沖縄で作ったものです」と言えば、コンテンツとしてはそれだけすごくエネルギーがあるはずだと思っています。逆に「多チャンネル化」はチャンスではないかと、変な根拠のない自信もあって、媚びずに沖縄にこだわって作ればいいのではないかというところでもずっとやってきています。

例えば、『ゆがふうふう』というウチナーグチをテーマにしたバラエティー番組は、「スカパー！」や「ひかり TV」などのチャンネルで視聴できる「ホームドラマチャンネル」の「インターローカルアワー」というワクで放送されています。「インターローカルアワー」は、もともと九州各地の人気ローカル番組などを放送していた専門チャンネル。『ゆがふうふう』のほかにも、沖縄テレビ制作の番組としては、『郷土劇場』、『Oh! 笑いけんさんびん』などは日本中で観ることが可能なのです。

当初は、僕らは全国で観られているということをあまり意識せず、沖縄の視聴者だけを想定して、ウチナーグチに関心をもってもらうために字幕を入れ始めていたのですが、沖縄だけでなく日本中から応援のメールが来るようになりました。先日、東京で企画された沖縄の PR イベントが代々木公園であって、OTV から「ゆがふうふう」のメンバーが参加してちょっとしたミニショーをやりました。そのときに、「東京へ行きます」と、Facebook やメールなどで情報をばら

まいていたら、3、40人東京の視聴者がこのステージをちゃんと待っていてくれていて、コントのキャラクターのうちとか作ってきている方もいるほど、熱烈な応援をいただきました。

——内地に行っている沖縄出身の人が集まったのでしょうか。

山里 沖縄出身の人もいましたが、沖縄出身者ではない沖縄ファンの方がほとんどでした。ひと月遅れでのインターロカルアワーでの放送を、「毎回楽しみにしています」という方々が、じわじわ増えています。『ゆがふうふう』に関しては、ちょっと全国ネットのつもりで説明文を書き直すことなどをやり始めています。テレビに限らずラジオの世界もそうだと思うのですが、今はもうエリア関係なくアプリで日本中のFMの番組がチョイスできる時代になってきましたから。

——今までのお話では、沖縄の言葉がひとつのキーワードだと思いますが、キー局の番組で沖縄出身のタレントがたまに「沖縄の方言」という表現をすると違和感を覚えることがあります。そのことを周りの学生と話しても反応が悪く、違和感のある／なしから議論を始めたりしますが、メディアの言葉が歴史性や政治性をもっていることについて本土ではあまり顕在化していないということの意味しています。

山里 そのタレントは、おそらく面倒くさいから「方言」と言うのだと思うのです。ウチナーグチ、沖縄の言葉について、いわゆる方言という日本の一地方の言葉ではなくて、沖縄独自の言語があるのですよと説明しないといけないから、沖縄の方言と言うほうがテレビ的には楽ですから、そうになってしまうのだと思います。しかし、沖縄テレビでは、いま「方言」という表現はなるべく避けるようにしています。いま沖縄の中でも、「沖縄の言語」は、「ユネスコも認めた独立した言葉」という認識は広がってきていて、「琉球諸語」と表現する人たちもずいぶん出てきています。テレビで「沖縄の方言」と言ってしまうと、クレームの電話が掛かってきたりするような状況になっています。

逆に、中途半端な知識で「ウチナーグチ」をテレビで使うと、「そんな言い方はしない」、「それはちょっとイントネーションが間違っている」といった電話もあり、そういう時はあらためて、沖縄の人々は「ウチナーグチ」を愛しているのだなということを実感します。

「ウチナーグチ数え歌」という「ゆがふうふう」のテーマソングを作ったときは、視聴者からの指摘でレコーディングし直すことまで起こりました。『ゆがふうふう』のMCがアイモコという夫婦の音楽ユニットで、彼らに曲を発注して相談しながら作った歌が「ウチナーグチ数え歌」です。「♪てーち、てーだが、太陽が、お空に一つ」、「♪たーち、ターンム（田芋）二つ取れました」という感じで、「てーち、たーち、みーち…」という、沖縄の言葉で1、から10まで数えられるようにしようというコンセプトの歌を作って番組のテーマソングとして発表したのです。この歌をレコーディングして放送したら、すぐその日に電話がかかってきました。10を厳密に言うと「とうー」と発音するのですが、「とお」のほうが語呂もよく歌詞作りやすかったので「とおで、とうとう、いしがんとおー（石巖當）」と放送したら、「間違ってる。“とうー”だ」という電話がたくさん掛かってきました。そこで、すぐレコーディングし直し、3週目からはちゃんと「とうー」で放送し直しました。

しかも、その歌はCDがばか売れして、いまでは沖縄中の幼稚園や保育園のお遊戯会とかで振り付けを楽しみながら、子供たちが歌っています。そういう意味ではすごい成果があり、この番組始まる前と後では、1から10まで沖縄の言葉で数えられる子どもたちは圧倒的に多くなったと思います。僕らもちょっと自信深めて、今、第二弾を挨拶の歌を作ろうとしているところです。

—お話を聞いていると、単に番組を作るのではなく、メディアでムーブメントを作っているイメージですね。

山里 そうですね。いろいろなことを表現したくてたまらない人が沖縄にたくさんいるので、僕らもその一員だと思っていると言ったらよいでしょうか。単に何か紹介するだけではなくて、僕らもやはりクリエイトしながら沖縄に関わっていきたいと考えています。今は、沖縄の言葉を、何とか復興ではないですが「ウチナーグチ面白いね」というムーブメントを一生懸命作ろうとしています。

### 地デジ化の影響

—そうすると、地デジになった場合にも、逆にそれうまく使えないかという発想なのでしょうか。

山里 そうですね。地デジで何変わったかという、あまり何も変わっていない気がします。双方向といいながら、リモコンに付いている四つのボタンを使うための設備投資が必要で、たぶん日本中のローカル局あのボタンが使える局はそうはないと思います。

毎週土曜日の夕方6時から生放送している『ひーぷー☆ホップ』という番組は、将来に備えて、いつかこの地デジ双方向に対応していくための準備番組だと思っています。「ラジオみたいなテレビ番組」というコンセプトで制作しているのですが、視聴者とキャッチボールするための番組を作ろうとしています。今は、この地デジのリモコンにある四つのボタンは沖縄ローカルでは全然活用できないので、いちばん身近で使えるツールとして、携帯のメールを使って視聴者とやり取りをしているところです。つい最近、フジテレビの技術部門の番組のための「あんたが大賞」というコンテストで、携帯メールから番組のMCへ連動していくシステムが評価され、特別賞をいただきました。

スマホとテレビとの連動については、まだ可能性を探っていく必要があり、スマホのアプリをダウンロードしてからテレビを見る実験があったりしますが、私たちもアプリを放送で活用できないかと、いま、専門業者といろいろ実験を始めているところです。このスマホの可能性がどこに進むのかはわかりませんが、ただスマホだけで完結してしまうと、おじいちゃん、おばあちゃんは置いてきぼりになってしまうので、どういうやり方がテレビを見ている人たちといちばんつながれるのかなということを、いろいろ考えています。

—さきほどCSやひかりTVのことがありましたが、スマホ以外にもインターネットとの関わりはどのように考えていますか。

山里 今、Facebookの取り組みを一生懸命やっています。Facebook上で動画を発信する実験もいま始めています。公式にはYouTubeはまだですが、『ひーぷー☆ホップ』にしても『ゆがふうふう』にしてもすでに非公式に、あちこちからYouTubeにはアップされています。例えば、ウチナーグチ数え歌の振り付けもかなりいろいろな方がアップしてくれていて、それなりに何万再生とかなって、見られていたりしています。

—視聴者が自分で撮影したものをYouTubeにアップしているタイプですね。

山里 はい。番組でもYouTubeにアップされている「ウチナーグチ数え歌」で子どもが踊っている画像を、たどって連絡をして、承諾もらって番組で使ったりもしています。こういうことは、全然無視はできないし、逆に、いい形で連動していったほうがテレビには有益なのだろうと思います。



ただ、今、視聴率はリアルタイム視聴しか数字に出ないので、それだけを指標にされると制作者としてはかなり辛い状況が生まれています。特に『ゆがふうふう』のような番組は、「言葉を学ぶ」イメージで録画して何回も見るという視聴習慣の視聴者も多くいて、実際にはもっと多くの人に楽しんでもらっていると思っています。現在の日本のテレビの仕組みの中ではなかなか難しいのかもしれないですが、もっと違う指標があってほしいなと思います。

### 沖縄発のドキュメンタリーへの想い

——ドキュメンタリーについてはいかがでしょうか。山里さんもドキュメンタリーで賞をとっていらっしゃいますが。

山里 沖縄テレビでは、ドキュメンタリーはとても大切なジャンルと認識しています。いろいろ変遷はあるものの、「ドキュメント九州」というFNS系列の九州8局で何とかドキュメントの枠を続けようと、20数年間頑張ってきている番組もあります。テレビ西日本が幹事局で、20年以上前は、『We Love 九州』という枠で、当時はNTTの提供で日曜日の午前中に1時間ワクで、毎週皆頑張ってきていた時代がありました。その後、だんだん状況が変わり、スポンサーがなかなか提供につけられないよう中、それでも踏ん張って30分のドキュメンタリー枠を協力して作っています。

九州は比較的ドキュメンタリーに強くて、日本のいろいろなコンテストでも賞をとったりする番組がどんどん生まれています。この「ドキュメント九州」に参加している九州各局では、1回このワクで足掛かりを作って、その後は自前でどうにか制作費を捻出して追加取材をし、1時間ドキュメントに仕上げ特番化するというのを繰り返しています。

全国のFNS系列ですと、ドキュメンタリーの制作能力を伸ばしていくねらいで、コンテスト形式の「FNSドキュメンタリー大賞」というワクがあります。系列各局、毎年代表作品の1時間ドキュメントを制作してを、それをフジテレビが形上全国ネットの深夜に流れているドキュメント枠です。優秀作品は表彰され賞金も出ます。

ほかにも民教協で、『日本！食紀行』というタイトルで全国の民教協加盟局が持ち回りで作っているドキュメント枠があり、ここも年に1本くらい参加させてもらっています。

ドキュメンタリーについては、編成とのかねあいから視聴率がどうしても優先されて時間枠が設定されてしまう側面があります。しかし、ローカル局としては、テレビ局としてのプライドや全国に名をとどろかす方法として一番可能性が高いのは、ドキュメンタリーで大きな賞をとることです。

おそらく日本中のローカル局はそうだと思うのですが、いい素材を見つけて、いいドキュメンタリーを作り、コンスタントに全国規模の賞を獲得して、「OTV頑張ってるね」と世間に認知させるというのがローカルテレビ局のスタイルでしょうね。僕もずいぶん沖縄戦のことや、沖縄ならではのネタでドキュメンタリーを作らせてもらってきました。

OTVの報道も、ローカル局の報道部としてこんなに忙しいテレビ局があるのかというくらい忙しいですよ。北朝鮮のミサイルや尖閣など、普通に基地問題だけでも大変なのに、この数年、ずっと振り回されているのです。しかし、沖縄ローカルでの大問題が、全国ネットでは大問題にならないので、そういうジレンマをすごく抱えながらドキュメンタリーも日々の報道も制作しています。「どうやって沖縄問題を全国に届けるか」という意味ではなかなか難しい現状があり、日々闘って

います。

—— 6月23日の慰霊の日は、沖縄ではNHKローカルも含め、特番を組んでいます。全国ネットで報道されることは非常に少ないですね。以前、沖縄の慰霊の日の式典の番組を全国ネットのニュースと比較して観たことがあるのですが、アナウンサーの原稿だけでなく、カメラワークも含め、沖縄という視点が全面に出ていることを実感したことがあります。

山里 そうですね。たぶん、いろいろな批判もあるでしょうけど、沖縄にとってのニュートラルって、そもそも水平の軸が傾いているので、他の地方から見ると「偏っている」と思われるくらいではないと、沖縄ではバランス取れている感じがしないですね。

僕も、ちょうど報道に所属していた頃に、沖縄国際大に米軍のヘリコプターが墜落炎上した事故が起きました。2004年の8月13日のことです。沖縄は当然大騒ぎだったのですが、生中継でトップニュースだろうと思って沖縄では全局が構えていたら、キー局からは「中継いらぬから撤収」と言われ愕然としました。「これが全国トップニュースじゃないの？」とぶつぶつ言いながら片づけ作業する僕らの目に飛び込んできたその日の全国のトップニュースは、なんと「ナベツネ辞任！」でした。ヘリ墜落のニュースは、負傷者ありませんでしたというだけのフラッシュニュースワクの40秒。あまりのギャップ、沖縄と本土との温度差に呆れました。

そんなことが繰り返されてくると、僕は、どんなに大事なことも見てもらえないのであれば放送としては全く成立しないなという認識が強くなって、だからこそ手を替え、品を替えではありませんが、何とか興味をもって最後まで見てもらうような工夫をしてくれています。沖縄戦を扱っても、大上段に何か言うのではなくて、どうにか飽きさせないように、全国ネットにしる、沖縄向けにしる、テレビ番組として面白くなるような工夫を一生懸命しながら作っています。

——あのヘリの事件の時は、知り合いから携帯で撮った墜落の写メが送られてきたことを今でも覚えています。携帯の写真がネットで回ってくるというのが、僕は最初の経験でした。

山里 そうですね、確かに。東京で暮らしているウチナンチュも、沖縄の知り合いからは沖縄はすごいことになっているとメールやら、写真が届くのに、東京でどんなにチャンネル回してもニュースで報道されていない。「本当かーっ！」という経験をしたウチナンチュも多かったと思います。

沖縄のお笑い芸人の小波津正光（まーちゃん）という、東京へ進出して頑張ってやっていた男がいます。彼は、沖国大にヘリが落ちた日に東京にいたのですが、まさに友達からジャンジャン連絡が来るのに、東京のどのチャンネルをつけても何も情報が入ってこない。そのギャップと苛立ちから、沖縄にその後帰ってきて、沖縄で「お笑い米軍基地」という、沖縄の基地問題を全部笑いにしとしまえというパロディの舞台を始めました。当初は「基地問題をコントにして、怒られないか…」と恐る恐るやったらしいのですが、今やすごい人気舞台で、市民会館レベルの1000人とか2000人入る劇場が満杯になっています。

沖縄の人は、彼らの「お笑い米軍基地」を見て大笑いするんですよ。タブーだから。普段、皆、眉間にしわ寄せて話しているようなことをコントにされるから、本当にヒーヒー言って笑ってるんです。ただ、ネタの半分くらいは過激すぎてテレビでは流せません。

——地デジに関してあらためてお伺いしたいのですが、社史の資料を見ると、経常利益が下がっている年がありますが、これは地デジの設備投資の影響でしょうか。

山里 そうですね。はい、地デジの設備投資です。経済情勢で売り上げや経常利益は多少浮き沈みはあると思うのですが、地デジの設備投資は、特に沖縄のような環境では離島の問題もありますので、大きく影響してきます。どこまで国が補助してくれるのかというところはぜひぶんせめぎ合っていたと思います。

地デジの普及率は、大東島でも開局しましたから、現在は離島も含めてほぼ100%にはなっています。実は、沖縄地区の端っこに位置する大東島は、地デジ開局するまでは、沖縄県でありながら沖縄の放送を見ることができなかったのです。地上波は届かず東京寄りのBSを視聴していました。だから、沖縄でありながら沖縄のローカル放送をずっと見ていなくて、沖縄本島の知り合いから『郷土劇場』などのビデオを送ってもらって見ていたという人たちが多くいました。地デジ開局の時にようやく海底ケーブルが開通して、その記念式典のための事前取材で、大東島の状況を改めて僕らは知ることができました。

開局の日に生中継をしたのですが、本当に皆さんが、「ようやくこれで沖縄県民になれる」と、「大東島の皆さん、初めましてー」って、そういう番組になりました。大東島ではBSを見ていましたから、台風情報は大東島の人たちにとってのピーク時は、一切放送では触れられてなくて、台風が通り過ぎてから、頻繁に細かく情報が入ってくるような状況だったといいます。だから、地デジになってようやく台風情報もリアルな時間に沖縄の情報を知る環境になりました。

### 報道とスクープ映像

——先ほど、報道に関して全国ネットと比較すれば水平線は傾いているのが、沖縄の普通だというお話がありました。地域とのかかわりに関して、基地の問題も含めてどのようなスタンスで追っているのかということ、最後にあらためてお聞きしたいと思います。

山里 沖縄テレビのスタンスはたぶん沖縄のメディア全体から見ると、いわゆる「ニュートラル」寄りというか、なるべくいろいろな情報を分け隔てなくなるべく見ていこうという姿勢が強いと思います。

基地の反対運動をされている方々に、溶け込んでというかそちら側にカメラごと入り込んでいて、強いメッセージを発信するという姿勢も大事だと思うのです。しかし、ウチの社風でもあると思うのですが、なるべく客観的に表現していくことを基本にしています。僕が作ってきた番組もそうだし、過去、沖縄テレビが作ってきたドキュメンタリーやニュースでも、いろいろな考え方をバランス良く表現するスタンスに立ってやっていこうとしていると思います。それでもやはり先ほど言ったような、中央とのあまりにも大きいギャップをなるべく埋めていきたい、事あるごとに発信はしていきたいと思ってはいます。

廃藩置県で日本になり、戦争に負けてアメリカ軍の占領統治下時代があって、また日本に復帰する。それ以前には琉球王朝という時代がある。そういう変遷があって、今の沖縄が成立しているバランスがあると思うのです。ウチナーンチュ（沖縄人）としてのアイデンティティーをベースに、バランスを保ちながら大事なことはちゃんと伝えようとする社風が、沖縄テレビにはあると思います。

沖縄で最初のテレビ局である OTV には、沖縄の歴史を映してきた様々な映像があります。スクープ映像もいろいろあるのですが、その中に「初のスクープ映像」である、開局前、1959年6

月の映像が残っています。1959年に、開局準備の技術研修で、報道のカメラマンが練習している時期に、石川にある宮森小学校に米軍機が墜落したのです。子供たちを含む多数の死傷者がでました。その墜落直後の現場を撮影した唯一の動画がOTVにあります。研修中の若き宮城カメラマンが、現場に駆けつけ撮りました。あとで話を聞いたら、沖国大にヘリが落ちたのとほぼ同じような状況だったと感じました。

米兵が来て封鎖したり、燃え残っている機体を持ち出していくような作業を撮影してた宮城カメラマンは、米兵に「お前、それ、フィルム出せ」って言われて没収されそうになったらしいのです。「OK、OK、わかった」と機転を利かせて、カメラから出す振りをしてまだ撮影していないフィルムを渡し、撮影していたフィルムはカメラの中に残し帰ってきた。その後、放送したら圧力かかったらしいんですけど…。「復帰運動」「毒ガス移送」「コザ騒動」「日本復帰」…開局以来、沖縄の現実を記録してきたたくさんの映像と、先輩たちから受け継いできた「テレビマンとしてのDNA」が沖縄テレビの貴重な財産です。

——本日は長いお時間をいただき、ありがとうございました。



## 特集 2 によせて

大井 眞二\*

### はじめに

ジャーナリズムやメディアは大抵の国や社会の場合、「ナショナル」に組織され、焦点も「ナショナル」である。B. アンダーソンが『想像の共同体』においてメディアがナショナリズムの勃興に重要な役割を果たすことを指摘したように、この「ナショナル」はナショナリズムだけでなく、自覚的か否かを問わず容易にエスノセントリズム（自民族中心主義）に結びつく。あらゆるレベルでグローバル化が進む今日、このメディアの通弊は、ジャーナリズムやメディアの研究にも見出される。大抵の研究は単一の国のみを扱っている。しかし、多くの場合それらは一般的な観点から書かれており、しかもその国で支配的なモデルが、あたかも普遍的であるかのように言及されている事例が意外に多い。こうしたエスノセントリックな研究のアプローチは、現に存在するメディアのシステムが、なぜ現実のような構造や特性をもって存在しているか、を問うことを難しくする。言い換えれば、当該社会のメディアシステムの重要な側面が、往々にしてあたかも自然に形成されたかのように見なされているのである。比較によって自然に思われるものが、実は意外に不自然であったりするのである。われわれは、不自然な側面を問う、概念化する必要性に気づかされるのである。

### 比較ジャーナリズム調査

ジャーナリズムの比較研究は数こそそれほど多くはないが、ジャーナリストの志向性やプロフェッショナルな見解の交差文化的研究は、決して新しい研究領域ではない。McLeod and Rush (1969) は、米と南米のジャーナリスト比較で先鞭を付け、その伝統は Patterson and Donsbach (1996) や Weaver (1998) らによって継承され、世界のジャーナリズム文化の多様性に興味深い洞察を提供することになった。

これまでの比較ジャーナリズム研究は、欧米世界に焦点を絞り、アジア、アフリカ、南米を初めとする非西欧世界のジャーナリズムを等閑視してきた。また当然のように、欧米中心の多くの研究を支える概念や理論は主として欧米世界に端を発するものであり、非西欧のジャーナリズムの異なるコンテクストに馴染まず、その適用が難しかった。この問題は、比較メディア分析の古典 F. Siebert らの *Four Theories of the Press* (1956) だけでなく、この古典の様々な問題を克服しようとする D. Hallin と P. Mancini の研究 *Comparing Media Systems* (2004) 及び *Comparing Media Systems Beyond the Western World* (2012) でも容易に解決されなかった。これらの研究はメディアシステムレベルの比較分析の試みであったが、D. Weaver の *The Global Journalists* (1998) 及び、われわれが参加した D. Weaver and L. Willnat の改訂版 *The Global Journalist in the 21<sup>st</sup> Century* (2012) 及び T. Hanitzsch を研究代表とする Worlds of Journalism Study=WJS プロジェ

---

\*おおい しんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

クトは、Siebert らの、あるいは Hallin らのメディアシステムレベルの分析とはレベルと異にする。とりわけ WJS の研究は、世界各国・地域のアグリゲートデータを用いた「ジャーナリズム調査」であり、研究の枠組みは、システムレベルの研究に接合可能な柔軟性を持っている。

### 日本のジャーナリズム調査

われわれ共同研究チームは、WJS の比較ジャーナリズム調査プロジェクトに参加することで、「世界の中の日本のジャーナリズム」を描く試みに着手することにした。われわれは、2007 年「日本のジャーナリスト 1000 人調査」(07 年日大調査)を試み、そして前回の調査の問題点を修正しながら、今回試みたジャーナリスト調査の最終的<sup>(1)</sup>目的のひとつは、ジャーナリズムの非西欧モデル、とりわけ東アジアのその構築である。

日本では、ジャーナリズム、ジャーナリストを対象にしたアグリゲートな調査それ自体が極めて乏しい状況にあるが、「07 年日大調査」は、数少ない先行調査(「新聞記者アンケート」日本新聞協会研究所、1994 年;「民放テレビ報道担当者調査」日本民間放送連盟、1996 年)をベンチマークとして使った。WJS プロジェクトに参加した本調査「13 年日大調査」は、日米比較の枠組みを大きくグローバルに拡大し、世界の多様なジャーナリズム文化の国際比較に貢献する試みである。そのため、われわれは調査デザインの検討、共通質問票の作成などに、ほぼ 2 年をかけてその作業に参加した。各国・地域で異なる組織構造や職階制、そこで働くジャーナリストの多様性を念頭にして調整をはかり、課題を一つ一つ解決して、われわれ日本チームは 2013 年 2 月～3 月に調査の実施にこぎつけたのである。WJS プロジェクトは、2012 年～14 年を目標にして各国・地域で進められており、最終的に収集されたデータは、世界の研究者共有のデータプールとされることが決まっており、世界のジャーナリズム研究に大いに資するはずである。

「2013 年日大調査」は、単純集計を終えた段階にあり、フェースをはじめとした各項目の相関分析、多変量解析といった作業は緒に就いたばかりであり、他国とのデータ比較も課題として残っている。全体の十分な考察には今しばらく時間を要し、今後順を追って公表する予定である。またこれまでの知見をまとめた書籍の刊行を計画している。

### シンポジウムについて<sup>(2)</sup>

シンポジウムの趣旨を簡潔に述べれば、「2013 年日大調査」を通して「日本のジャーナリズム文化」をいかに読むか、になる。シンポジウムは、本調査によって得られた知見を基礎とした展開し、様々な角度から日本のジャーナリズムの「いま」を問うことになった。パネリストには、「13 年日大調査」にご協力頂いたニュースメディア各社・組織から、それぞれジャーナリズム活動の要にあたるポジションにある方々に参加していただいた。調査の意義を御理解賜り、調査にご協力を頂いたことはもちろん、シンポジウムの趣旨・意義に賛同いただき、ご多忙の折にパネリストの派遣を御快諾いただいた各社に、深甚なる感謝の意を述べたい。

またパネリストについては、あえてニュースメディア各社・組織の編集・報道の首脳に、それぞれこのテーマに相応しいパネリストの派遣をお願いすることにした。日本の場合、こうした方々が一堂に会して、日本のジャーナリズムを論じる機会はそれほど多くはないと言っていいだろう。何故こうした機会がすくないのかは、それ自体は大きな問題なのだが、ここではそれを問うことはし

ない。われわれは、本調査の過程ですでにシンポジウムを企画していた。日本のジャーナリズムの問題を問う議論が行われる時、議論の中心をなすべきデータや論点が必ずしも参加者の間で共有されていないため、議論があまりかみ合わない例が多かった。われわれはこの弊を避け、議論を実りあるものにするため、「2013年日大調査」を基礎資料として共有し、それをいかに読むかを出発点として議論を展開させる、といった仕掛けを考えた。幸い、この仕掛けはある程度成功し、メディアの違いを超えて「日本のジャーナリズムの今」を問うシンポジウムを行うことができた。以下のようにシンポジウムを詳細に記録として残すことは、いささか異例と言えるかもしれない。しかし記録に値する議論が展開されたが故に、異例にも関わらず多くの紙幅を割いて掲載することにしたのである。重要な意義を了とされ、大幅な頁増を許して頂いたことに謝意を表したい。

#### 注

- (1) 本調査は「メディア秩序の変革期におけるジャーナリズムのパラダイム転換に関する研究」（平成23年～24年度 日本大学学術研究助成金〔総合研究〕）（研究代表：大井眞二、研究分担者：伊藤英一、小川浩一、山本賢二、福田充、小林義寛、佐幸信介、宮脇健＝法学部、仲川秀樹＝文理学部、兼高聖雄＝芸術学部）の助成を受けて実施された。
- (2) シンポジウムは、2013（平成25）年、10月25日午後4時～8時、日本大学法学部10号館1011講堂において実施された。





---

---

特集 2

## 2013 年版日本のジャーナリスト調査を読む —日本のジャーナリズムの現在—

司 会

小川 浩一 (日本大学)

基調報告

大井 眞二 (日本大学)

討 論 者 (登壇順)

鈴木 裕一 (産経新聞)、千葉 光宏 (朝日新聞)、坂東 賢治 (毎日新聞)、

小栗 泉 (日本テレビ)、中嶋 太一 (日本放送協会)

---

---

小川浩一 (司会) 日本大学新聞学研究所のシンポジウム 2013 年版「日本のジャーナリスト調査」を読む、「日本のジャーナリズムの現在」という副題のシンポジウムを始めます。私は司会進行を承りました新聞学研究所の所員で新聞学科教授の小川です。

進行の次第を申し上げます。配布資料に本調査の結果報告書<sup>(1)</sup>があります。これは「2007 年調査」と調査の仕方、質問紙も含め少し違うのですが、5 年後の同種の「2013 年の調査」の報告です。この結果をジャーナリストの方々がどのように読み取るか、を中心的なテーマとして今日進めさせていただきます。後ほどそれを基にした報告が大井の方からございます。時間的な配分を先に申し上げます。このあとすぐ基調報告を大体 40 分前後して頂きます。この調査報告は事前に今日登壇頂くパネリストの方々にお渡ししてありますので、それについて各パネリストの方々にご意見、ご感想などをお願い致します。お 1 人大体 20 分前後でご報告をお願い致します。パネリストのご報告は、17 時 30 分位に終わり、休憩後 5 人のパネリストの方々に討論していただく予定です。残りの約 20 分前後で質問紙によるフロアからのご質問をもとに、議論をさらにすすめることにいたします。ご質問は司会の私が整理したうえで、パネリストの方々に伺うようにしたいと思っております。それでは基調報告をお願いします。

大井眞二 (基調報告) 今回、日本全国の新聞、放送局及び通信社のジャーナリストを対象にした「2013 年版日本のジャーナリスト調査」を実施したプロジェクトのリーダーという立場で、この結果をもとにご報告いたします。まずお集まりの皆さんに感謝申し上げます。特に望みうる限りの最高のパネリストの皆さんにお集まりいただいたと思っています。時間が限られておりますので可能な限り簡潔に、ところどころ端折りながらお手元の目次の流れに沿って適宜論点を拾っていきながらお話を進めていきます。冒頭に研究者の立場から、ジャーナリズム研究調査を概観しています。これは報告書 2 頁から 3 頁に書いておきました。パネリストの皆様には事前にお渡ししてありますが、ご参集の皆様には後程でご覧いただければ幸いです。さて、4 頁の 2 章「ジャーナリスト調査」から始めます。われわれは日本全国のジャーナリストを対象とした調査をしたのですが、まずその意義について当然質問があろうかと思えます。質問票をご覧いただければお分かりのように、このジャーナリストの調査ですべてがわかるわけではなくて、調査には限界があります。当然分かることと分からないことがあります。あるいは調査の結果でここまでは言えるけれどここから

先は言うてはならないこともあります。その意味でわれわれ研究者は禁欲的でなければなりません。

本調査は二つの目的を持ってスタートしました。われわれは5年前の2007年に「日本のジャーナリスト1000人調査」を行いました。それから5年が経過しました。この5年はメディア技術の発展・進歩とそれがもたらす大きな変化があり、今もそうした状況にあります。本調査でも明らかになっていますが、この5年の間で日本のジャーナリズムに一体何が起きたのかをこの調査で明らかにしたい。これが第一の目的です。

これまでのジャーナリズムの理論は欧米の理論、方法論に偏しており、モデルも欧米中心であり、例えば広くアジア、東アジアのメディアやジャーナリズムの状況を考えるときに適用可能性の問題があった。その事情はあまり変化がなくわれわれは別の問題の立て方が求められています。そうした意味で国際比較の非常に大きな枠組みの中で、世界の中の「日本のジャーナリズムの文化」を明らかにするような調査がしたいとかねがね思っていました。そうした折2007年にジャーナリズムの国際比較調査「Worlds of Journalism Study = WJS」という非常に大きな興味深い国際比較調査のプロジェクトが進行しておりました。WJSは2007年にパイロット研究として、われわれの「日本のジャーナリスト1000人調査」と同じ時期にスタートしました。われわれの調査と同時期であり、残念ながら参加できませんでした。この5年前のWJSのパイロット研究は、その後調査の方法や質問票を修正し枠組みを再検討しながら、他方で参加する国や地域を募りつつ現在に至っております。われわれはWJSの趣旨に賛同し2012年に日本チームとしてこのプロジェクトに参加することにいたしました。WJSのパイロット研究を踏まえた本格的な国際比較調査は今のところ70か国の国と地域が参加を表明しており、2012年から2014年の2か年の間に調査が進行するプロジェクトです。この調査に関しては、日本はフロントランナーで、他の国や地域では調査の資金調達がボトルネックになりあまり進んでおらず、国際コミュニケーション学会（ICA）や国際マスコミ学会（IAMCR）の会合のうちに少しずつ問題の解決がはかられています。従って現段階では国際比較できるデータがそろっていませんが、先の2007年のWJSパイロット研究などを参照しながら本日はご報告を致します。こうして二つの目的をもって本調査を実施することにいたしました。

WJSの調査と関わりは以上のような次第ですが、われわれの調査はこれとは別に進行した経緯を持っています。研究者の皆さんはアメリカの著名な研究者D. H. Weaverはご存知と思いますが、彼は1980年代から10年おきにアメリカのジャーナリストのプロフィールを描く調査研究の試みを続けてきました。この研究はわれわれの調査にも大きな意味を持つのですが、それとは別に彼はジャーナリストの国際比較研究を手掛けており、その成果は1996年『The Global Journalist』として出版されました。その後の世界のジャーナリズムに大きな変化をとらえるため、2011年Weaverは同じ大学の同僚Lars Willnatを加えて21世紀の『The Global Journalist』の出版計画をたてわれわれに参加を求めてきました。われわれは「日本のジャーナリスト1000人調査」をもって二人の計画に参加することにしました。そして本報告者は本学の同僚と昨年（2012年）刊行の『The Global Journalist in the 21st Century』（Routledge）の1節として「The Japanese Journalist in Transition : Change and Continuity」を寄稿いたしました。同書には先ほど紹介したWJSのパイロット研究が収録されており、現段階では他の国や地域のWJS本調査の結果がでていませんので、データは多少古くなりますが、本報告ではこの研究結果を随時参照することにいたします。

さて最初に調査の概要についてですが、お手元の資料の7頁に記しております。調査の対象は日

本在住のジャーナリストとしております。各メディアに関してジャーナリストのサンプルのリストを得るのが非常に難しくなっております。これは個人情報保護法などもあり、かつて色々聴き取り調査に伺った新聞社でも名簿などは部内でも基本的にみることができない、名簿さえ作らないというのが現状です。こうした事情については報告書に詳しく書いておきましたのでお読みいただければ幸いです。次に調査方法についてはあらかじめニュースメディアの規模を関連する年鑑などを参照して、取材・報道のスタッフの規模に応じて質問票を割り当てて回答をお願いする託送方式を採用しました。調査会社はこの種の調査に豊富な実績・ノウハウをもつ(株)マーケティング・サービスに委託しました。質問票の発送が2200票、回収が747票、回収率は33.9%であります。回収率の低さは気になりますが、これが日本のジャーナリズムの現実ではなかろうかと思っています。これまでこの種の調査が日本でほとんど行われておらず、委託調査機関とは細部に至るまで時間をかけて協議をし試行錯誤を重ね結果的に33.9%まで漕ぎ着けましたのは、単なる委託ではなく一緒に知恵を絞ったマーケティング・サービスさんの協力のおかげと感謝致しております。

調査にあたってジャーナリストとは何か、あるいはジャーナリズムとは何かに関して、まったく定義をしておりません。これは世界的にみても多種多様な定義があり定まっていなくてもあります。新聞社やテレビの現場でニュースの報道編集に従事している人たちをジャーナリストとし、仕事の内容は問わないことにしました。むしろジャーナリズムをどのように理解しているか、ジャーナリストとしていかなる信念を持っているか、などを回答から浮き彫りにする意図もありました。B. Zelizer というアメリカの研究者は現場のジャーナリズム定義を5つ、研究者の定義を5つ、計10を並べて詳細な議論をしており頭の整理に役に立ちます<sup>(2)</sup>。このような事情もありあえて定義しなかった次第です。

さて調査概要についてかなりバイアスをかけて話をすると、日本の典型的なあるいは平均的なジャーナリストというのはおよそ男性（8割が男性、2割が女性）で、このフェースの結果は日本のジャーナリズムの全体の縮図になっています。そして年のころは40歳そしてキャリアは16.9年、大学の新卒で入ってちょうどこの年数が経つと40歳くらいになります。そして圧倒的に大卒です。ジャーナリズムのプロフェッショナル化は世界的な話題で、その指標として使われるのはジャーナリズムの専門的な大学教育やプロフェッショナルな専門（職業）団体に加入の有無であります。いずれも低いのが日本の特徴です。次は副職の有無で副職を持たず圧倒的に現職が本職であります。日本では当たり前かもしれませんが、国際的にみると特に途上国や民主化の過程にある国や社会のジャーナリストは必ずしも自律／自立的な職業ではない。本職を補う副職を持つ例は決して少なくありません。次いで高い収入も日本の特徴でしょう。去年あたりですか、週刊誌の中吊り広告に某テレビ局の若いスタッフが1000万を超える年収だとありました。こんなところが日本のジャーナリストの典型的なプロフィールといえるでしょう。

次に具体的な調査結果、調査によって何が明らかになったのかについてお話します。報告書の8～9頁に日本のジャーナリストはどのような役割を担っているか、果たしているかについての結果があります。図表1には日本のジャーナリストにとって果たすべき重要な役割を尋ねた結果が示されています。一番上の「観察者に徹する」から一番下の「人びとに見解を表明するように促す」に至るまで、およそ重要と考えられる役割概念を列挙しております。日本のジャーナリストはどのような役割を重要視しているのかを明らかにしようとしたものであります。例えば真ん中に50%

の線がありますが、ここを基準にして「とても重要」と「かなり重要」を足して50%を超えるものを見ていくと、例えば上から3番目の「時事問題の分析の提供」やその次の「政治指導者を監視・調査する」という伝統的なジャーナリズム概念と称されるものが非常に高い数値を示しています。それから1番最後になりますが、下から3つ目の「人びとが政治的決定をするために必要な情報を提供する」が重要と見なされている。ですから「監視の機能」つまり「権力の監視の機能」「時事的な問題の分析・解説」「情報提供」、そういったものが非常に重要な役割概念として考えられている。他には「社会的使命の追求」や「社会的価値の促進」にジャーナリストはかかわるべきかをどうかを尋ねた項目があります。これらはジャーナリストは社会的価値の追求や促進あるいは社会的使命へのコミットメントをどのように考えているかを問うています。冒頭に申しあげました通り本調査はWJSの枠組みに従っていますので、日本のジャーナリズムのある種の慣行・規範に馴染まないような質問も項目として取り上げ、これらに関しては後でご紹介しますが、日本の場合軒並みに低い数字が出てきます。そうした慣行がないので低くなる。しかしこれは国際比較の調査ですから低い評価もデータのうちで、国際比較として後々重大な意味を持ってきます。

それから2番目のジャーナリズムの機能・役割を考えるとときに重要なポイントが権力とのスタンスの問題です。これも2つ考えています。一般に欧米の国々では例えば第四階級や第四権力、watch dogといった概念が権力との関係で非常に重要と考えられています。それに対して例えば途上国や民主化の過程にある社会では、ジャーナリズムはむしろ非常にオポチュニスティックな、あ



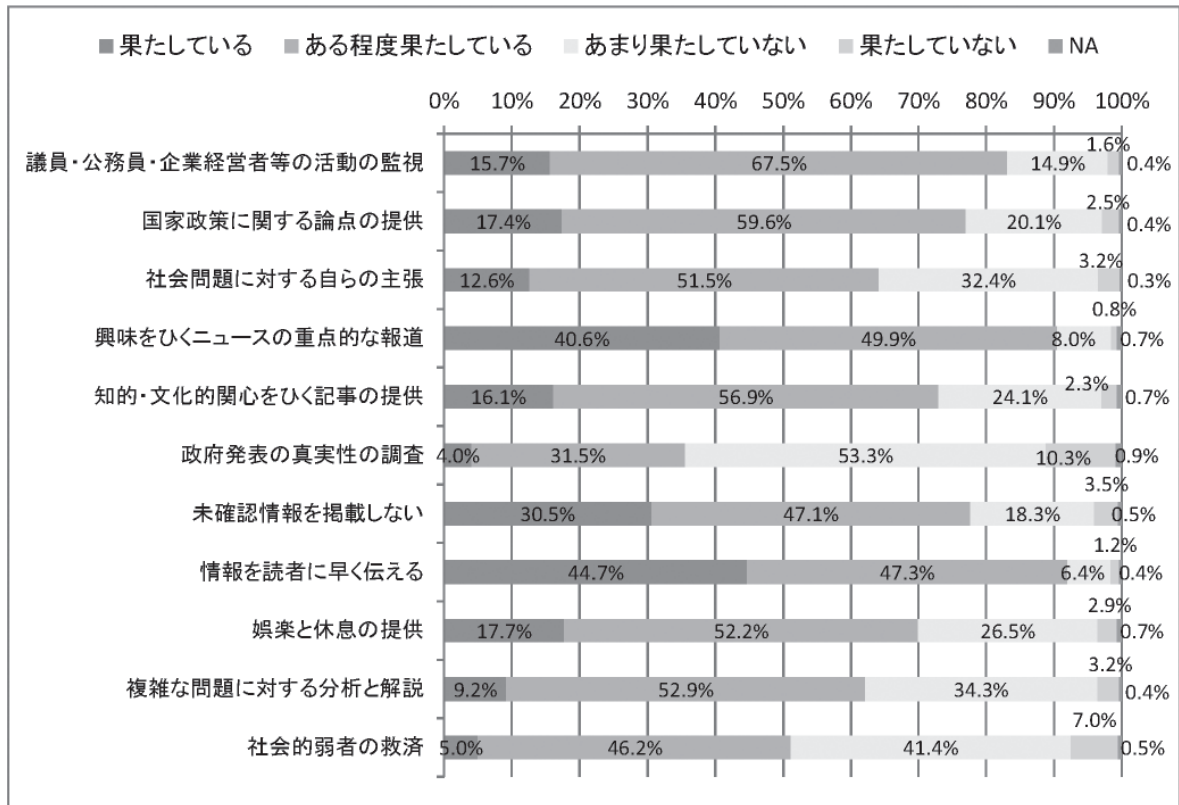
図表1 ジャーナリズムの役割 (問2)

るいは権力に対するロイヤリティーが非常にはっきりとでているような、権力に対して非常に協力的なスタンスをとる。こうして2番目は権力とのスタンスの問題であります。

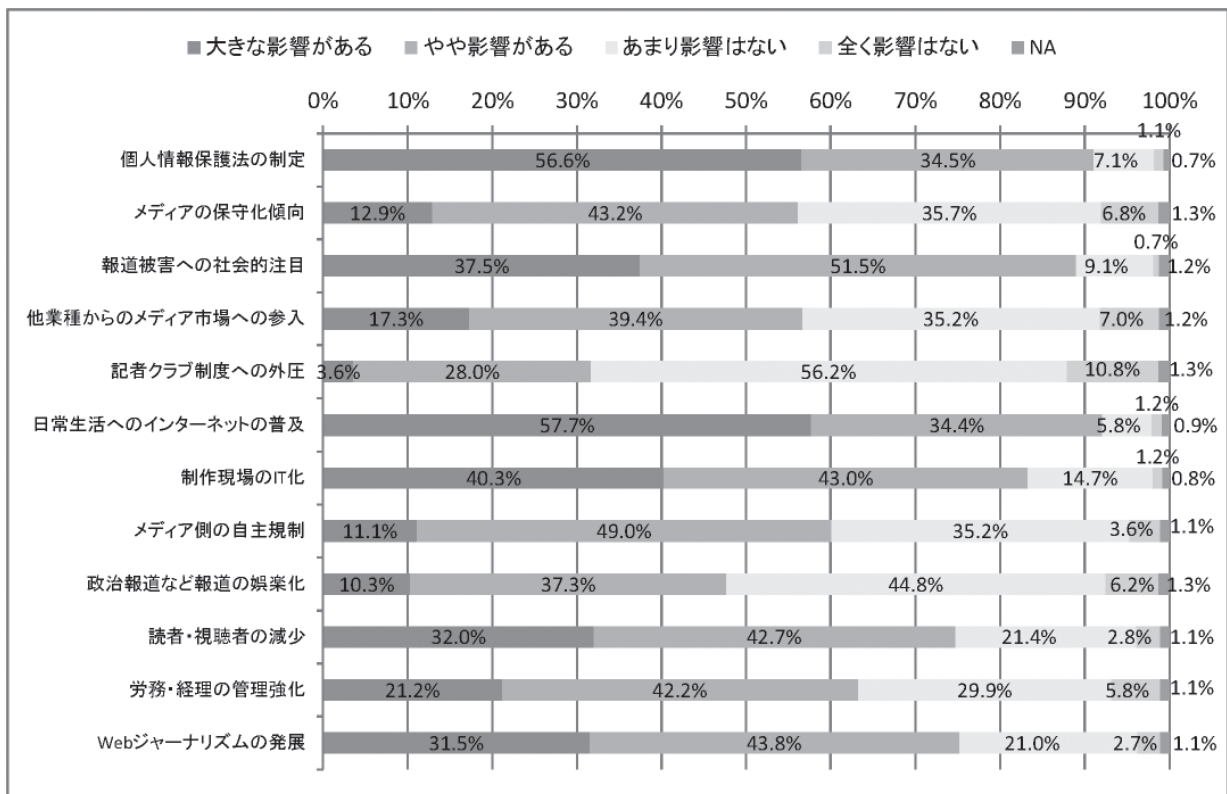
3番目は市場に対する志向性つまりオーディエンスをどう捉えるかという問題です。オーディエンスを消費者として考える、つまりメディア市場における単なる消費者と考えるか、オーディエンスは単なる消費者ではなくて民主的社会の市民として考えるかという問題です。後者では公共の利益や情報に通じた市民というオーディエンス志向があります。いずれをジャーナリストは志向するのか。4番目は認識論になります。例えばあるがままの事実が存在しそれをニュースとして報道するという考え方もあれば、むしろあらゆる事実はジャーナリストの主観的な構成でしかないという立場もあります。後でもお話をしますが5番目に倫理的なイデオロギーの問題があります。例えばジャーナリズムの倫理として絶対的あるいは普遍的な倫理が存在し、それを重要と考える立場があります。私どもは普遍的アプローチというのですが、それが厳として存在するあるいはそれを支持するジャーナリストがいる。その一方で状況次第だと、コンテクストによってジャーナリズムの倫理は変わってくるというような問題の立て方、状況的アプローチと呼びますが、そういう立場があります。この倫理的なイデオロギーを、日本のジャーナリストはどのように考えているか。少し先回りをすると欧米先進国の場合は普遍的アプローチつまり絶対的な原則があって、それに従うべきだというのが非常に支持が多い。それに対して途上国や民主化の過程にある社会では必ずしもそうではない。かなり状況依存的あるいはコンテクスト依存的な倫理の問題の立て方が支持されるケースが多くなっている。これについてもまた後でお話をする事ができるだろうと思います。

こうしてジャーナリズムの役割概念はそれぞれの国や社会によって違う。次に果たしてそういった重要な役割概念が実際に果たされているかどうか、遂行度の問題を考えてみたい。結論から申し上げるときわめて皮肉なことなのですが、重要な役割だと認識されているけれども、現実にとそのことが十分に果たされていないといった項目がかなり目立ちます。例えば10頁の図表2をご覧ください。「政府発表の真実性の調査」例えば政府の監視・調査が非常に重要だと役割概念では考えられているのですが、現実には「果たしている」という数字がかなり低い。「ある程度果たしている」を合わせても50%にいかない数字が並びます。現代の社会は単なる出来事の報道だけでは世の中の動きが理解できなくなってきました。その意味でジャーナリズムが複雑な問題に対してきちっと分析をする、あるいは解説するといったことは非常に重要な機能だと思います。事実機能として重要だと評価をされているのですが、10頁の図表2を見ていただければお分かりの通り残念ながらあまり果たしていない。十分果たしているとあまり言えない状況であります。これについては後に時間があればまとめの方で、2007年日大調査、WJSのパイロット研究との比較などもできればと思っています。

この5年間非常に大きくメディアの環境が変化しましたが、この環境の変化について質問をしています。11頁の図表3は現在のジャーナリズムに対して影響を与える社会的要因を尋ねています。例えば非常に大きな影響があるとして突出しているのは個人情報保護法の問題であります。先ほどジャーナリストの適切なサンプルが得られなくなってきた、リストがほとんど入手できない、ということをお申し上げました。これを理由に今回の調査では大手の新聞社からお断りを頂きました。個人情報保護法が非常に大きな問題と認識されていますが、これに特定秘密保護法が加わると研究者の禁欲としてあまり言いたくないのですが、確実に大きな影響が出てくるでしょう。それか



図表2 ジャーナリズムが果たすべき機能 (問1)

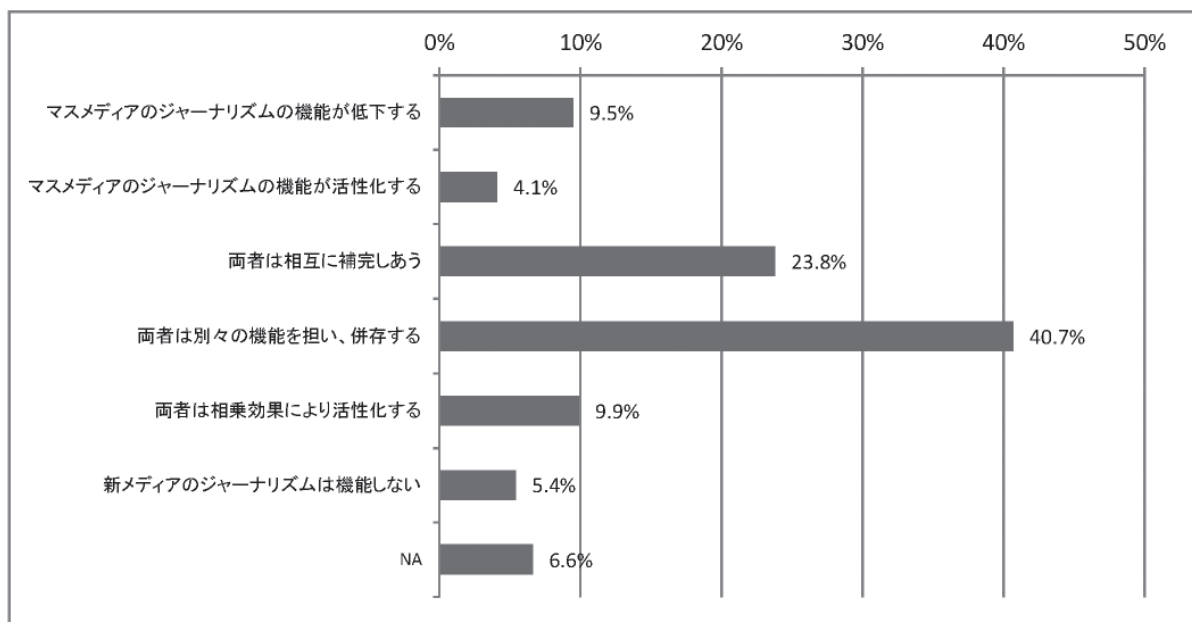


図表3 現代のジャーナリズムに対して影響を与える社会的要因 (問7)

らこの5年間日常生活でのインターネットの普及が非常に大きく影響をもつようになってきています。またwebジャーナリズムの進展も大きな影響があると評価されています。これが興味深い。webジャーナリズムは大きな影響があると認識されているのですが、あまり評価していない。影響の認識と評価はまた別の軸／次元と思われる。

さて次は皆さんご関心があるだろう既存のメディアとwebメディアの関係をどのように評価するかの問題であります。これは12頁の図表4にあります。われわれは新旧メディアの関係について三つのモデルを想定し、前回の「1000人調査」でも関係を問うています。第一は衰退モデルで既存のメディアのジャーナリズムは衰退してしまうことを想定します。第二は新旧メディアは、補完の関係、相互補完の関係になるという補完モデルです。第三は既存メディアとwebメディアはそれぞれ別々の機能を果たし、併存するという併存モデルであります。今回の調査と前回の調査を比較したとき衰退モデルにはあまり変化がない。それから相互の活性化もあまり変化がない。補完モデルと併存モデルにちょっと変化が見られた。2007年の「1000人調査」と比較しますと、補完モデルは18.8%から23.8%へと5パーセント増えています。それに対して併存モデルは丸々8%近く減少している。この補完と併存の関係が今後どうなっていくのか、徐々にwebの割合が大きくなってきて併存ではなくて相互に補完するような関係性になっていくのでしょうか。昨今のソーシャルメディアなどの発展を見たときに興味深いところでもあります。

さて次はwebメディアの評価の問題であります。報告書にありますようにマスメディアが作っているニュースサイト、ネット専門のニュースサイト、グーグルやヤフーのような検索エンジンのサイトやブログなどの評価を聞いています。Facebook、Twitter、ニコニコ動画といった項目を初めて入れたので2007年のデータはありません。前回の調査と比較して面白いのがマスメディアが作り運営しているニュースサイトです。2007年調査では72.7%、内訳は「評価している」15.2%と「やや評価している」57.5%を合わせた数字ですが、評価をしている。この2007年の72.7%の評価が2013年には87.8%に大きく増加している。マスメディアのサイトがかなり充実し



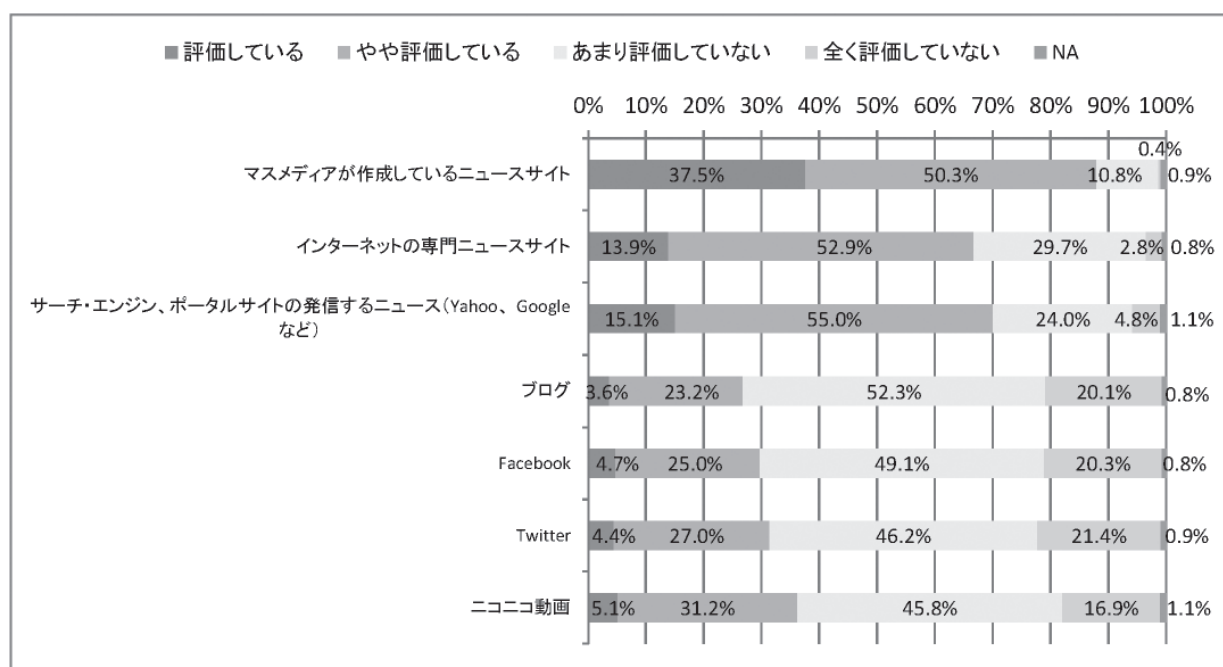
図表4 ジャーナリズムをめぐる既存メディアとWeb関連メディアとの関係 (問11)



てきて、それなりの評価をされるようになってきたと思われます。それから2番目をもっと興味深いのですが、5年間の間にインターネット専門のニュースサイトに大きな変化が起こったのでしょうか。例えば「2007年の日大調査」で「評価している」が2.1%「やや評価している」が24.8%、評価しているのはたかだか26.9%に過ぎなかった。これが一挙に76.8%に跳ね上がっています。5年でこのネット専門サイトにも変化があった。報告書にはなくプレゼンのパワポにアスタリスクで書いておきましたが、2007年には専門サイトとして「オーマイニュース」のような今や存在しないインターネット専門の新聞社があった。しかし今はない。この5年の間にこの専門サイトの果たす役割や評価が非常に高まってきたと解釈していいでしょう。実際大手の新聞社の記者を辞めてネットだけのニュースサイトをつくり実際に運営するという転職者が増えてきています。こうしたことが見てとれるだろうし、また後に面白い議論になっていくだろうと思います。

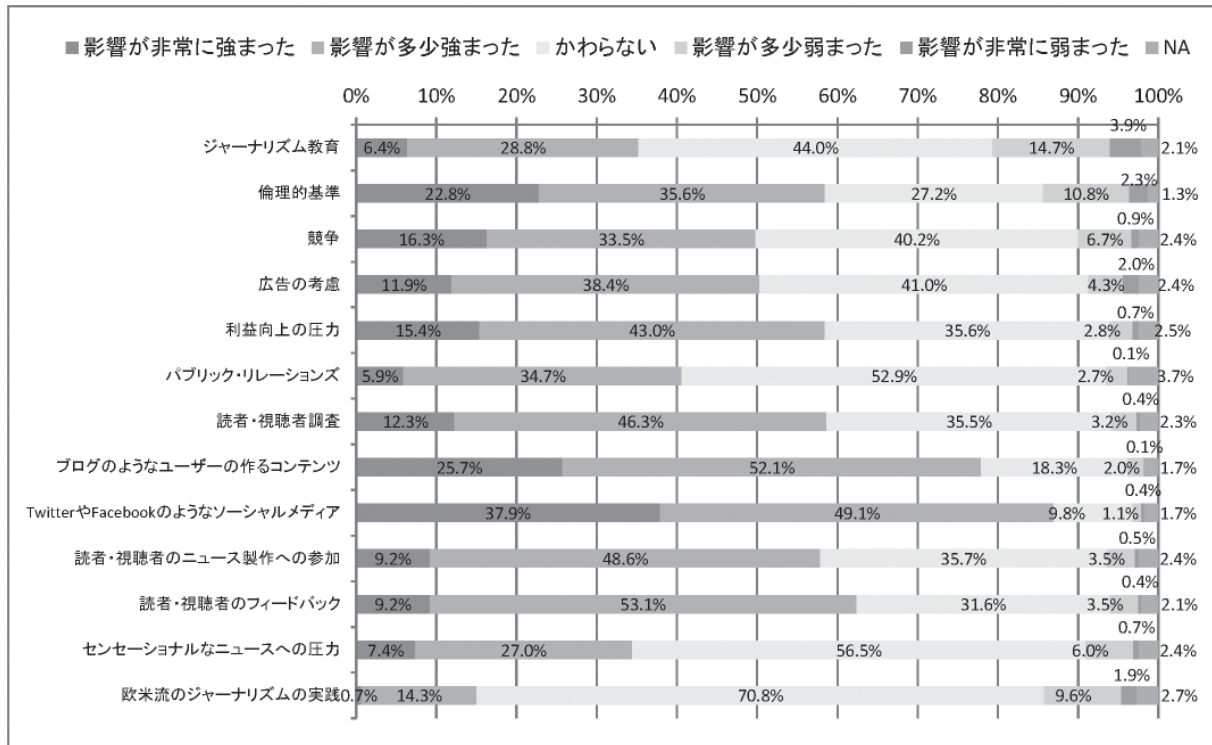
次に「ジャーナリズムの現状」についての評価、13頁の図表6に移ります。これはジャーナリズム活動に影響を与えてきた要因を尋ねた設問の結果であります。これも例えば50%を分岐点と考えますと、ブログのようなユーザーがつくるコンテンツやTwitter、Facebookのようなソーシャルメディア、それから興味深いのが読者参加あるいはオーディエンスのフィードバックといったことが、影響要因として軒並み高くなってきている。50パーセントを超えるようになってきている。これも時代の大きな変化を示している数字と思われる。

次は14頁の図表7になります。実際にジャーナリズムの仕事をするにあたって重要な要素は何かを問うています。冒頭に「編集上の決定をするジャーナリストの自由」の項目があります。増えた減ったという回答は少なく、「変わらない」という評価が半数以上56%になります。概ね「変わらない」評価項目が多いのですが、「多少減少した」「非常に減少した」の項目が目につきます。例えば「記事の調査に利用できる時間」は「非常に減少した」が14.9%、「多少減少した」が43.1%、6割近くのジャーナリストが時間の減少を訴えています。ジャーナリストの仕事はそもそ

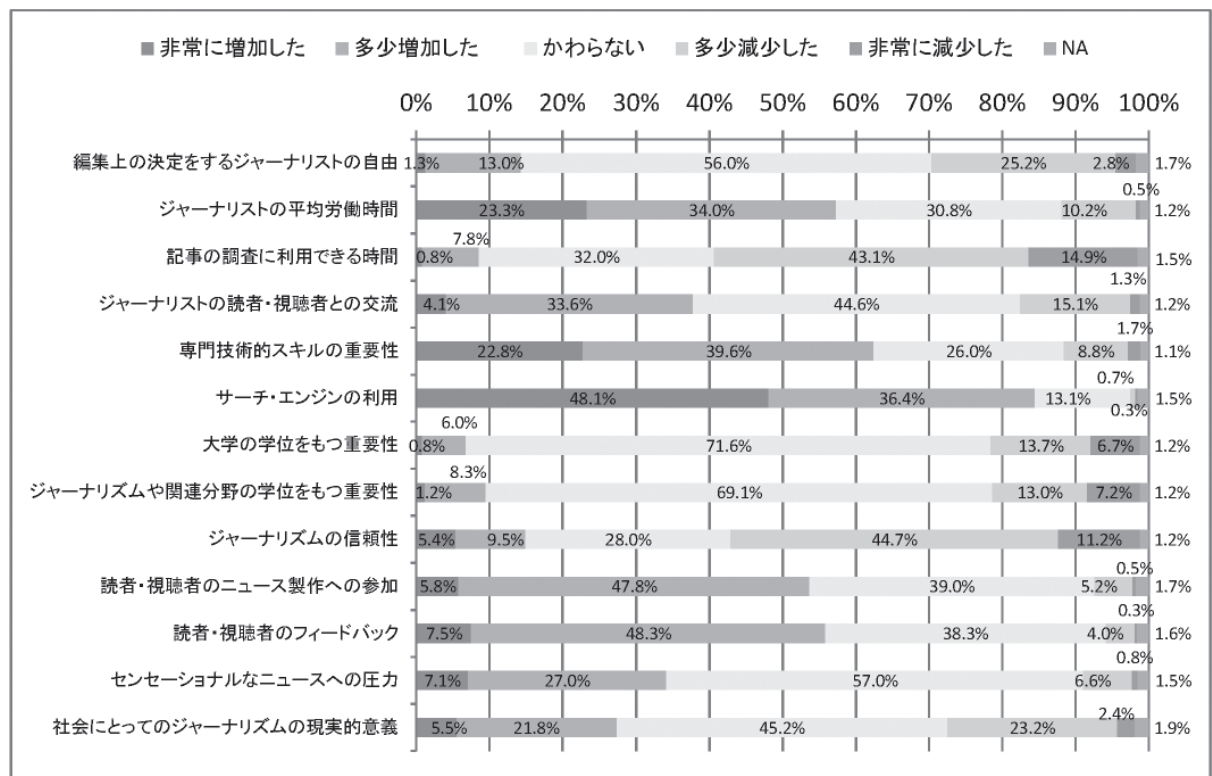


図表5 Web関連の新メディアのジャーナリズム機能に対する評価(問12)

も時間との闘いという側面があります。ジャーナリストの仕事の状況が大変厳しくなっていることがよく見てとれます。時間がなくて困るよという悲鳴が聞こえるようであります。次に悩まし



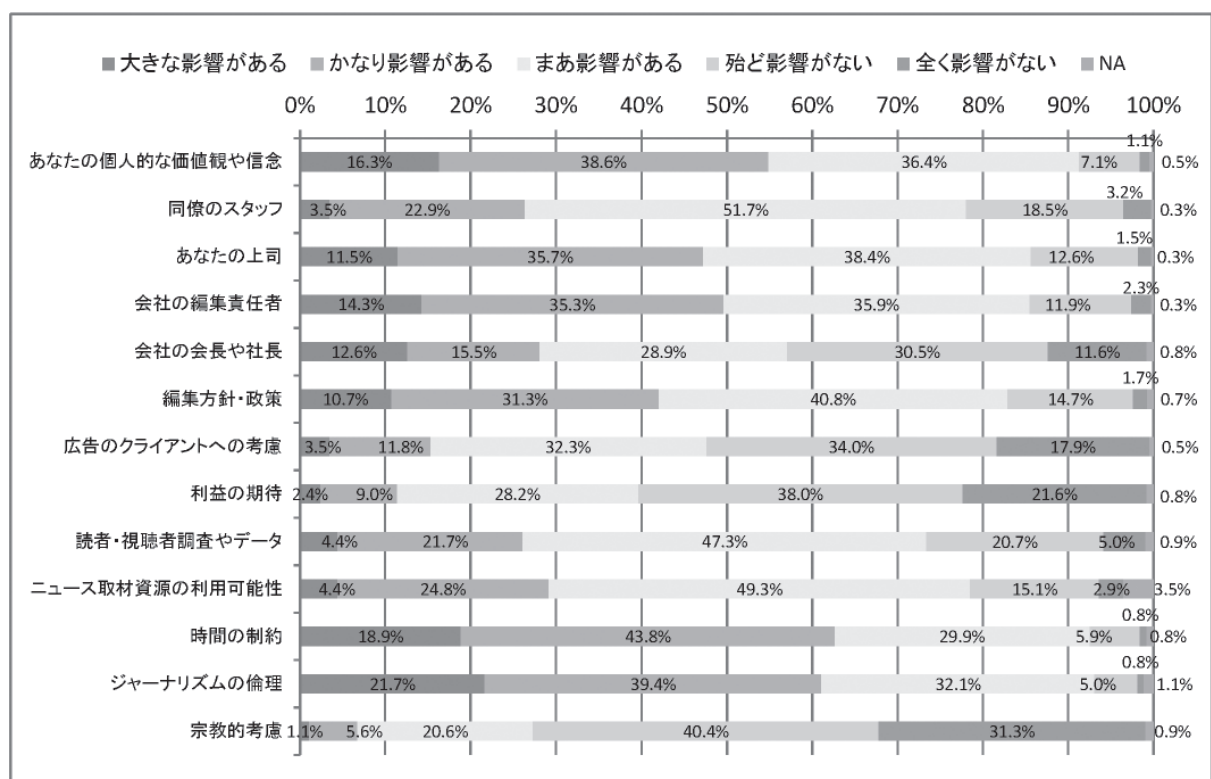
図表6 ジャーナリズム活動に対する影響について (問3)



図表7 ジャーナリズムの仕事に関する重要な要素に関する評価 (問4)

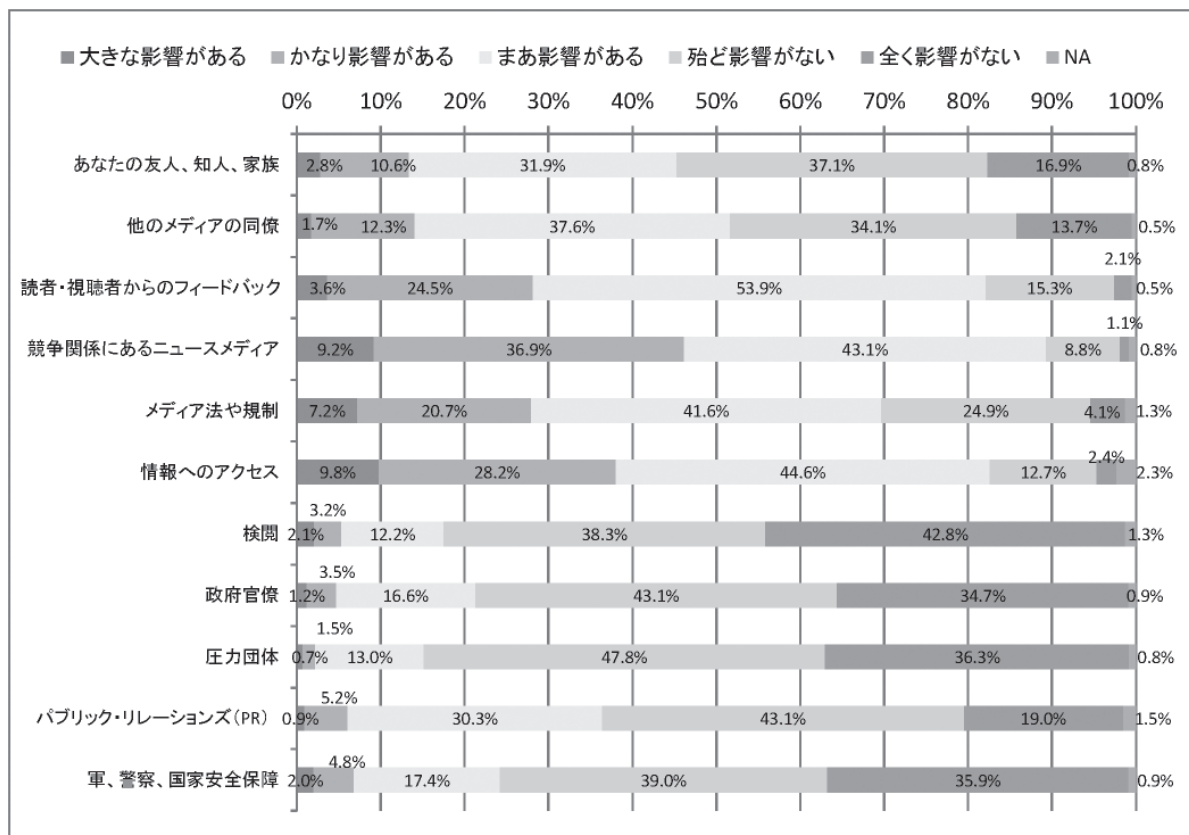
いのが「ジャーナリズムの信頼性」であります。「非常に減少した」が11.2%、「多少減少した」が44.7%、併せてここでも6割弱のジャーナリストが「信頼性の低下」に懸念をもっているといっていでしょう。どのように信頼性を回復するか日本のジャーナリズムにとって大きな問題です。

次に15頁では取材・報道活動に影響を与える内的な要因や外的な要因を尋ねています。これはWJS共通の質問です。ジャーナリストに影響を与える要素はいろいろなレベルで捉えることができる。ジャーナリスト個人のレベルからメディア内の様々な活動にとってのルーティンの影響など組織的な活動の影響、それからメディア自身のレベルといった内的レベルの影響要因がある。ジャーナリズムの差別的な特徴なのですが、その活動の多くを情報源という、いってみればメディア外の組織に依存することがあります。その関係性が非常に重要になります。メディア外との関係は社会との関係にも及び外的要因のレベルとして括ることができる。ここでは内と外と分けて尋ねています。これまた後で整理をする必要がありますが、ここでもまた50%を分岐と考えて内的要因をみると「大きな影響がある」「かなり影響がある」を合わせてそれを超えるのは「個人的価値観や信念」「時間の制約」あるいは「ジャーナリズムの倫理」の問題であります。「時間」を別にすれば「個人の信念」や「倫理」が影響要因として大きいことが伺えます。他方外的な要因をみると競争が厳しくなっているのでしょうか、「競争関係にあるニュースメディア」や「情報のアクセス」が比較的大きな影響要因として挙げられている。きわめて低いのが「検閲」から「軍、警察、安全保障」で先ほど申し上げたように日本と異なるようなコンテキスト、発展途上国やある種民主化の過程にある社会では、これらが影響要因として重要かもしれません。いずれにせよまだWJSの外国のデータは入ってきていませんが、比較ジャーナリズムの観点からは興味深い論点です。



図表8 取材・報道活動に影響を与える内的要因 (問5)

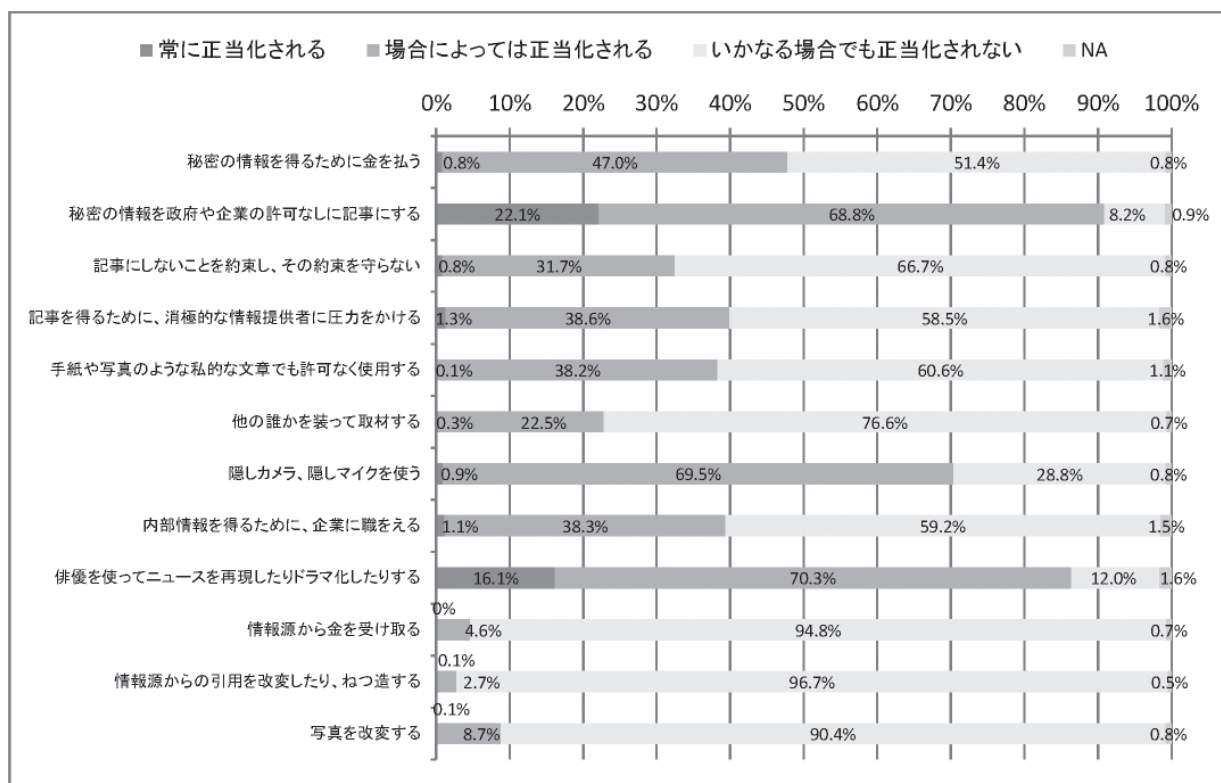
次の16頁の図表10をご覧ください。この倫理的ジレンマの質問項目は先に述べたアメリカの研究者 Weaver らが立てた問題で、世界のジャーナリズムに「普遍的な倫理原則」は果たしてあるのか、あるとすれば何かを問う設問です。もちろん倫理に対する普遍的なアプローチもあれば状況的なアプローチもあるのですが、これについては後でお話をします。さて図表を見ると「秘密の情報を得るために金を払う」から「写真を改変する」まで、異なる国や地域のジャーナリズムで判断が異なると考えられる項目が並んでいます。ここには非常に興味深い数字が並びます。これは後で時間があればご報告しますが諸外国の例と比べると実に日本の場合は抑制的といえましょうか、極めて倫理的といえましょうか、正当化されると答える例が極めて少ない。結論的に言うと世界的に見て普遍的なジャーナリズムの規範と呼びうるものがあるなら、それは「情報源の匿名性を守ること」これくらいだろうと私は思っています。後はかなりばらつきがある。後で数字をご披露いたしますが「記事にしないことを約束し、それを守らない」ことが正当化されると答えるのは、大抵の国や社会で軒並みに1ケタのジャーナリストしかいない。特に日本は低くコンマ以下になってしまう。決して皮肉ではなく極めて日本のジャーナリズムは倫理的、ジャーナリストは倫理的だといえるのではないかと。裏返すと少し大人しすぎるのではないだろうかと思ってしまうのですが、それはちょっと余計なお話になります。それから少しお話を申し上げたいのが「俳優を使ってニュースを再現したりドラマ化したりする」であります。この手法は民放だけでなく最近NHKさんも始めており、決して非難しているわけではないのですが少しびっくりしています。この項目は Weaver らが1992年の「米ジャーナリスト」調査で設けた項目で、われわれの2007年「1000人調査」では



図表9 取材・報道活動に影響を与える外的要因(問6)

こうした事例が日本ではあまり見当たらないので、この項目を落としてしまいました。さてWeaverらの1992年のデータでは「正当化される」が28%パーセントです。それから10年後の2002年の調査では1%あがり29%になっていました。こういった数字をどのように見るか。今のところアメリカとの比較しかできずちょっと年代もずれていますが、倫理的にみてどうなのか、なかなか面白いところです。他の項目はもう完全にジャーナリズムの文化の違いと言いましょうか、例えばアンダーカバーのようなやり方は日本ではほとんど認められません。しかし国によっては当然認められる。国際比較をしてみると非常に面白い項目が並んでいます。

この件について、報告書にはなくスクリーンの図表10-1をご覧ください。国際比較のデータを示しています。この「問9 問題のある取材報道の方法」の図表は、日本だけが本調査の最新データ、オーストリアから米国まではWJSの2007年パイロット調査から抜き出したデータです。「記事にしないことを約束し、その約束を守らない」情報源の匿名性ですが、約束をまもらないことが正当化されるのは、日本の場合は0.8%です。高くても香港の10.3%、アラブ首長国の12.5%で、他の国でも軒並み低くなってきている。この情報源の匿名性は1994年の日本新聞協会の「新聞記者アンケート調査」でも、正当化されると答える新聞記者は2.1%に過ぎない。他方で先ほどもお話ししたアンダーカバーのような「他の誰かを装う」は日本は0.3%ですが、これと比べると他の国例えば先進国では、オーストラリアは11%、ドイツ32%、アメリカ14%と日本よりかなり高い数字になっている。この図表を見ると他の項目についても総じて日本は正当化率が非常に低いけれども、全体としては他の項目について国によって正当化率のばらつきが非常に大きい。こうして先ほど私が申し上げたように世界的に俯瞰してみて、ジャーナリズムのユニバーサルな規範は「情報源



図表 10 取材における秘密情報の入手や報道に関する意識 (問9)

図表 10 - 1

問 9 問題のある取材報道の方法	日本	オーストラリア	チリ	香港	インドネシア	ドイツ	スロベニア	ロシア	アラブ諸国	米国
記事にしないことを約束し、その約束を守らない	0.8 (31.7)	3	3	10.3	8.1	3	1	8.7	12.5	8
秘密の情報を得るために金を払う	0.8 (47)	25	30.4	23.1	67.3	27	17	48.7	15.6	17
他の誰かを装って取材する	0.3 (22.5)	11	45.2	26.3	70.2	32	11	37.8	66	14
記事を得るために、消極的な情報提供者に圧力をかける	1.3 (38.6)	40	44.4	57.9	17.6	12	20	32.8	18.1	52
手紙や写真のような私的な文章でも許可なく使用する	0.1 (38.2)	44	27	24	24.6	8	9	15.6	7.5	41
秘密の情報を政府や企業の許可なしに記事にする	22.1 (68.8)	81	73.6		31.7	59	46	42.6	13.1	78
内部情報を得るために、企業に職をえる	1.1 (38.8)	41			62.1	49	21	49.5	13.1	54

注：①日本のカッコ内は「場合によっては正当化される」率

②オーストラリアから米国までは、2007年 WJS パイロット調査から

<参考> 94年新聞協会調査、'07年日大調査では「正当化できる」「どちらともいえない」「正当化できない」を尋ねており、以下は「正当化できる」率

「匿名性」：2.1%（協会）→1.5%（07日大） 「謝礼」：15.0%→6.0%

「なりすまし」：5.5%→1.7% 「圧力」：19.8%→14.6%

「個人文書」：3.6%→2.2% 「政府・企業文書」：58.4%→55.8%

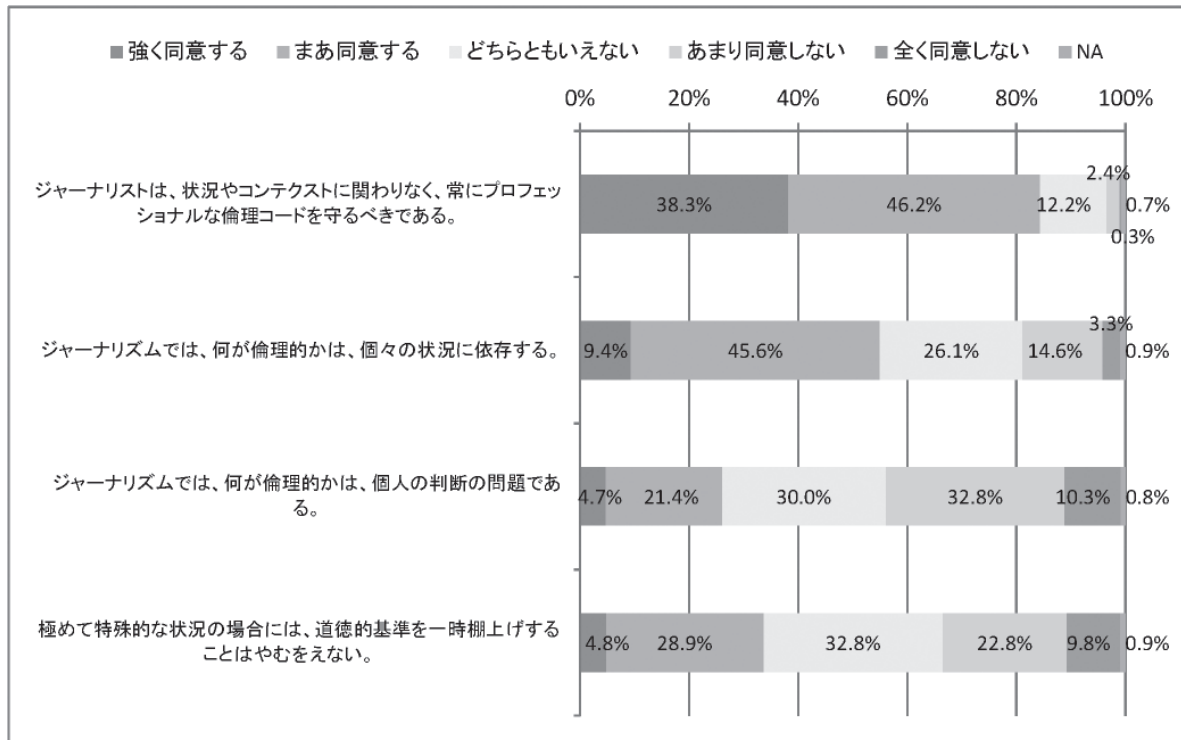
の匿名性」くらいという結論に至るわけです。

17頁の図表11は先ほどお話した倫理的原則に関する項目です。結論的に申し上げます。要するにジャーナリズムの倫理は原理原則が中心なのかあるいは状況次第なのか、ジャーナリズムの倫理的な原理の問題です。欧米先進国では普遍的なアプローチつまり原則が存在し、原則が第一だというのが一般的ですが、他方で発展途上国や民主化の過程にある社会では、非常に状況依存的なあるいはコンテキスト依存的な倫理のイデオロギーにならざるを得ないようです。数字にとどめておきますが先進国同様日本の場合もやはり普遍的原理の数値が例えば「強く同意する」が38.3%と非常に高くなっているのですが、それでも5割強が「まあ同意する」を含めると状況的なアプローチも支持している。本シンポジウムに先立つプレスセンターでの記者会見で、この問題について興味深い例としてロシアと中国を紹介しました。つまり両国とも普遍的な倫理原則の支持も高いが、状況論的アプローチも支持されている。背反的な原理の支持が高いのであります。どのように解釈していいかわからないというお話をしました。これはまた別の機会にお話しをします。

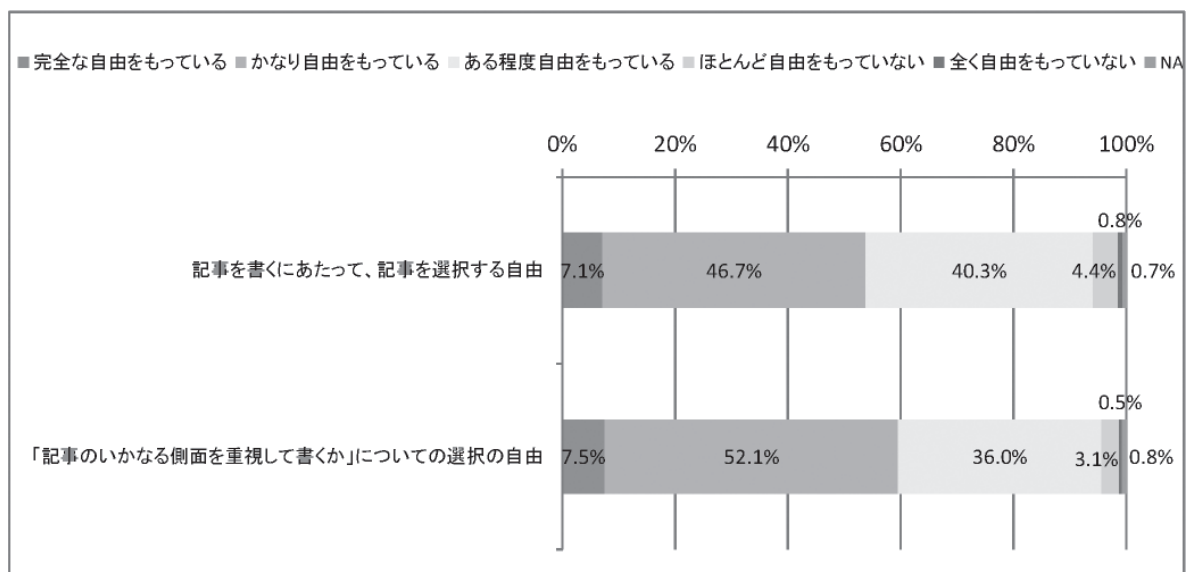
次の17頁の図表12は記事の選択や編集に関する自由度に関する質問で、ジャーナリストのプロフェッショナルリズム、日本のジャーナリストのプロフェッショナル化の進行度を測る指標として使っているものです。どのような記事を選ぶのかという選択の自由、その際にどのようなアングルを重視して記事を書くのかという選択の自由を尋ねています。他のプロフェッショナル化の指標には、「自主的に専門職業団体に加盟しているかどうか」や「専門雑誌を読んでいるかどうか」があります。記事選択の自由やアングル選択の自由については、いずれについても50%以上が「完全な自由」と「かなりの自由」をもっていると考えている。ついでに申し上げますと前回の「1000人調査」の例ですが、相関分析の結果、職位や年齢が上がるほどいずれの自由度も高まるという結果が得られました。キャリアを重ねあるいは年齢が上がってくるとかなり自由に自分の仕事ができる。実感を裏付ける結果といえるでしょう。

次の満足度の問題について3つ聞いています。1つは自分の会社の評価それから自分の活動の評

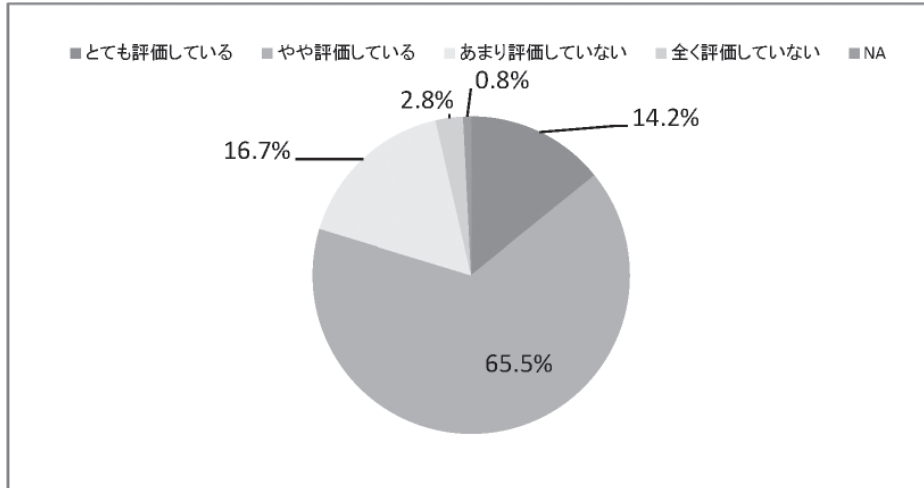
価、最後に収入の評価であります。18、19 頁の図表 13～15 をご覧ください。いずれも評価が高く「とても評価」「とても満足」は 5 割ラインに届いています。何故こんなに高いのかについてはいろいろな議論があるでしょう。前回 2007 年調査では自社評価と個人の活動の満足度について統計的分析を加え、有意な結論として自分の会社の評価が高い人は自分の活動の満足度も高い、という結果が得られました。それから収入に関しては「とても満足している」が 14.7% 「やや満足している」が 49.4%、満足しているジャーナリストが 6 割をこえます。



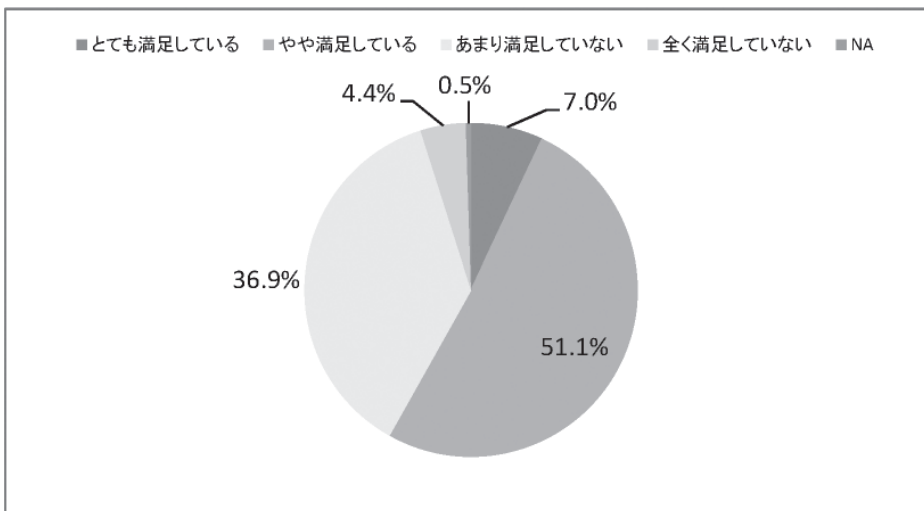
図表 11 ジャーナリズムにおける倫理的アプローチについて (問 10)



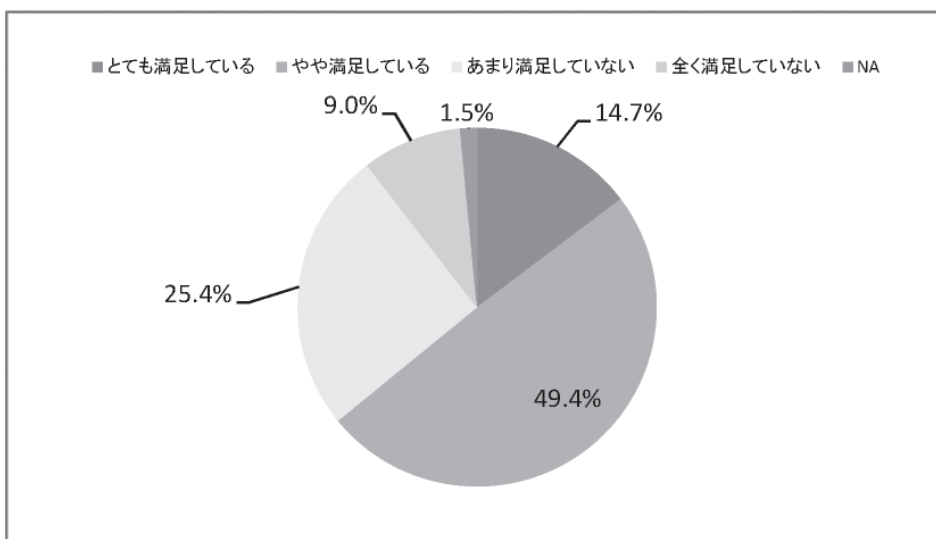
図表 12 記事の選択や編集に関する自由度 (問 13)



図表 13 自社のジャーナリズム活動の評価 (問 14)

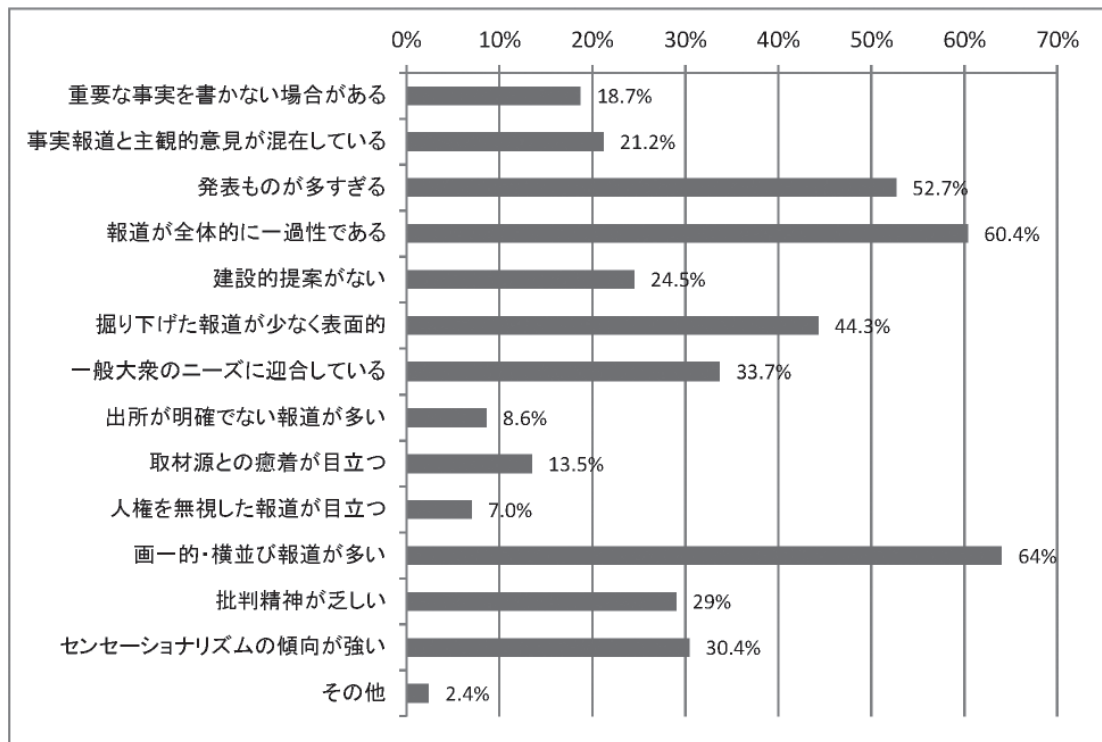


図表 14 記者自身の活動の満足度 (問 15)



図表 15 記者職から得る収入の満足度 (問 16)



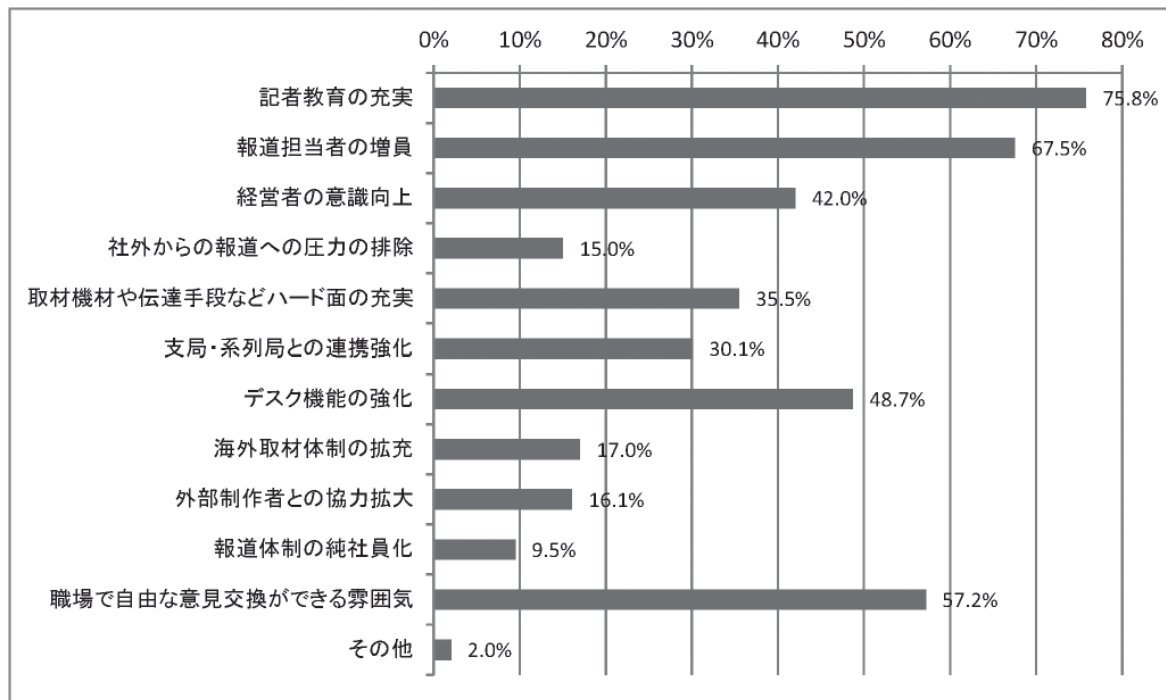


図表 16 現在のジャーナリズムの問題点 (問 8)

次に日本のジャーナリズムが抱える問題点が、20頁の図表16にあります。ここには日本のジャーナリズムについて指摘されてきた問題点がならんでいます。50%あたりを基準にして、高い順に見ていくと「画一的、横並びが多い」(64%)「報道が全体的に一過性である」(60.4%)「発表ものが多すぎる」(52.7%)、5割を若干下回りますが「掘り下げた報道が少なく表面的」(44.3%)と続く。詳しい数字を出しませんでしたが前回2007年「1000人調査」と比較しても、こうした評価はほとんど変わりません。

これらの問題についてどうしたら良いのかを問うた結果が21頁の図表17です。これについても2007年の前回調査と同じような結果が得られました。すなわち「記者教育の充実」が75.8%「報道担当者の増員」が67.5%「職場で自由な意見交換ができる雰囲気」57.2%「デスク機能の強化」48.7%といった項目が「今後の報道の充実のために必要なこと」としてあがってきました。以前の調査として比較可能なのは1996年の「民放連報道担当者調査」(96年調査と略称)と2007年「1000人調査」(07年調査と略)です。「記者教育」については、96年調査で86.4%、07年調査で82.9%、「報道担当者増員」は、96年調査で66.5%、07年調査では43.7%でした。こうして「記者教育」はメディアを問わないのですが、「増員」についてはテレビが高く、テレビに厳しい現状があるのでしょうか。「デスク機能の強化」は07年調査で入れた項目です。聞き取り調査などで感じられた問題なので試しに入れてみましたが、意外に高い数字52.2%が出ました。5割くらいのジャーナリストが自由に意見できる場が必要だと感じている、これをどのように評価したらいいのでしょうか。

最後に若干の考察と今後の課題を述べていきたいのですが、図表18をご覧ください。これは、報告の最初にお話しをしましたジャーナリズムの機能・役割概念を国際比較したものです。日本は



図表 17 今後の報道の充実のために必要なこと（問 17）

今回の本調査、オーストラリアから米国までは2007年WJSパイロット研究から引いたものです。目立つ点をいくつか取り上げると「観察者に徹する」は、日本は意外に少なく43.9%。ところが他の国ではオーストラリアもアメリカも高い。「政府の番犬機能」は日本の場合90.3%と非常に高く、他の国も総じて高い。この辺をどう解釈するかは今後の課題でしょう。さて興味深いのは「政治的議題を設定する」です。日本は高いのですが他国は総じて低い。報告書にも書いておきましたが、事実としてジャーナリズムに議題設定の機能があると観察されることと、それを積極的にメディアが果たそうとするのはまた別の事実です。ジャーナリストはあくまでも観察者、傍観者にとどまって、参加をしない、コミットしない、というジャーナリズムの倫理からすれば、この日本の数字をどのように解釈するのか。「世論に影響を与える」「社会変化を唱道する」の数字も考え合わせると興味深いところです。他に途上国や民主化の過程にある国々が高く、欧米先進国が低い、という質問項目がありますが、日本の場合は非常に低くなっています。

ついでジャーナリズムの役割遂行度について図表19で示しています。先ほど報告書の10頁で触れましたが、ここでは3つの調査、94年の新聞協会調査、それから2007年の日大調査、今回の調査を比較しています。興味深いのがそれほど高くないいわゆる「監視機能」と「政府発表の真実性の調査」であります。真実性調査は以前からあまり果たせていない。さらに「複雑な問題に対する分析と解説」はとても重要と評価されているのですが、以前からあまり出来ていないように読み取れます。それから1番最後になりますが「社会的弱者の救済」があります。これは2007年調査で入れた項目で、私は反対したのですが、若い研究者の皆さんが是非入れましょうということで入れてみたら結構高い。反対の理由はジャーナリズムの役割概念としてこれを尋ねる調査は他国になかったからです。ジャーナリズムの、ジャーナリストの仕事というのは報道することであって、具体的に手を差し伸べて人助けをすることではないというジャーナリズムの倫理観があるので、少な

図表 18 ジャーナリズムの重要な役割概念

(%)

	日本	オーストリア	ブラジル	中国	エジプト	ドイツ	インドネシア	ロシア	スペイン	米国
観察者に徹する	43.9	96	85.9	79.2	96	89	62.9	70.1	82	82.8
政治指導者を監視・調査する（政府の番犬として行動する）	90.3	81	89	83.2	96	88	80.8	56.7	58	86
ビジネスを監視・調査する（ビジネスエリートの方として行動する）	62.7	59.6	51	57.4	76	72	60.2	32.3	44	71.7
政治的課題を設定する	60.3	19	24.2	45.1	43.4	21	41.4	35.1	18	11
世論に影響を与える	43	12	24	73.7	91	17.2	48.5	61.6	29.6	17.7
社会変化を唱道する	31.5	34	52.5	60.7	89.8	23.2	60.6	28.9	43.9	25
国家の発展を支援する（繁栄と発展をもたらす政府の政策を支援する）	45.2	3	43.4	60	54.3	18.2	22.2	26.5	29.3	22.7
政治・ビジネス指導者の好意的イメージを伝える	1.1	6	1	23.4	10.9	5.1	13.1	30.6	6	6.1
最も多くの読者・視聴者を引き付ける種類の情報を提供する	38.9	88	67	50	17.3	84	71.7	64.3	74	49
市民に政治的決定に必要な情報を提供する	82.6	94	99	76.1	95	98	78.8	70.7	71	90
政治的活動に人びとが参加するよう動機付ける	48.4	70	60	50.5	83	72	63.6	45.9	60.6	54.4

出典：Weaver, D. H. et al. (2012) *The Global Journalist in the 21st Century*, pp. 479-480 をもとに作成

くとも欧米先進国に限って言えばそうした調査項目はないのが反対理由でした。しかし、当事者になるジャーナリズム、ジャーナリストは3.11の問題を考えると少し気になる問題であります。

最後にまとめになります。本調査ではジャーナリズムの重要な役割について自由回答で3つ挙げていただきました。あらかじめ予想される回答を準備する選択方式が簡便で効率的なのですが、WJSの全体協議の中でこの方式が採用されました。アフターコーディングの手間暇のかかる課題が残りますが、これはこれで良かったと思っています。また現在のジャーナリズムが抱えている問題について自由に書いていただくために最後に大きく自由回答欄を設けました。これはさすがに書くことを仕事にしている人たちばかりです。非常に回答率が高い。書くか書かないかを決めて、書くとなったら徹底的に書くという方が多かったです。そこで目立ったのは権力の監視、情報提供や問題の分析・解説といった伝統的な機能だけではなくて、3月11日が契機となったと思われる記述が非常に多かったです。自由回答の分析は、これから先の後回しにせざるを得ない作業です。精読できていませんが、その限りでも、3月11日が突き付けた重い課題に対して、ジャーナリズムとして、あるいはジャーナリストとしてどのように応えていくべきか、どこまでがジャーナリズムの仕事なのか、という悩ましい問題を抱えることになった、という印象をもちました。これは先ほどの「弱者の救済」と重なり、手を差し伸べるのがジャーナリズムの仕事なのかどうか。そういうような問題が含まれているだろうと思います。私のお話は一応これで終わります。飛ばした部分も随分とありますので、あとの評論でお話をする事ができればと思っています。

小川 以上で基調報告を終わらせていただきます。これから、各報告者の方にご報告頂きますが、先ほど大井からも報告がありましたお手元の報告書は、正確に言えば全体の調査の1部、調査の単純集計に過ぎず、パネリストの方からもご指摘いただきましたが、クロスがあればいいのに、と。もちろんそのつもりですが、報告の段階にないということです。それからなお3.11以降に関してはこれも報告がありましたが、非常にたくさんの自由記述がありジャーナリズムの役割やあり方を見直すという重要な問題提起もありましたが、残念ながら今時間の都合で記載されておりませ

図表 19 ジャーナリズムの役割の遂行度

(%)

	1994年 a	2007年 b	2013年 c
議員・公務員・企業経営者の活動の監視	2.3 (23.6)* <sup>1</sup> 1.2 ( 1.2)* <sup>2</sup>	8.4 (69.0)	15.7 (67.5)
国家政策に関する論点の提供	5.1 (38.6)	13.6 (59.6)	17.4 (59.6)
社会問題に対する自らの主張	4.3 (29.3)	13.9 (51.5)	12.6 (51.5)
興味を引くニュースの重点的な報道	13.4 (54.8)	33.8 (57.0)	40.6 (49.9)
知的・文化的関心を引く記事の提供	5.1 (43.0)	12.3 (56.9)	16.1 (56.9)
政府発表の真实性の調査	2.5 (15.9)	2.5 (27.3)	4.0 (31.5)
未確認情報を掲載しない	22.7 (33.3)	31.9 (45.0)	30.5 (47.1)
情報を読者に早く伝える	11.8 (53.1)	33.5 (57.3)	44.7 (47.3)
娯楽と休息の提供	4.6 (29.5)	9.6 (58.7)	17.7 (52.2)
複雑な問題に対する分析と解説	15.0 (54.6)	6.2 (52.2)	9.2 (52.9)
社会的弱者の救済* <sup>3</sup>		2.9 (41.4)	5.0 (46.2)

出典：aは「新聞協会調査」、bは「07年日大調査」、cは「13年日大調査」、以上から作成

注\* 1 1994年日本新聞協会調査では、「議員・公務員」と「企業経営者」を分けて質問しており、このうちの前者。

\* 2 上記の后者

\* 3 2007年から質問に含めた

ん。ではこれからお一方ずつ、事前にお送りしたジャーナリスト調査の結果、ジャーナリズムの現状について、皆さんどういう風にお読みになっていたのかということについて、お話を頂きたいと思います。最初に産経新聞の鈴木さんからお願いいたします。

鈴木裕一（産経新聞） 私は9月まで編集局総務という職にいました。編集局総務の仕事には、大きく分けて3つの重要な仕事があります。1つは、編集局員の人事、次は編集局の予算、そして編集局員の労務管理です。この人事の中には、新入社員の採用面接も入っています。採用面接にあたって、新聞社志望の学生の方々に、入社し記者になって何をやりたいのか。どういう記者になりたいのか。どういうことを取材したいのか。こういったことを聞きます。みなさん本当に真剣で、出来れば全員採用したいと、そういう風に思わせるような若い記者志望の方々にたくさん接してきました。一方で私が編集局総務にいた2年間、大体30歳前後、30歳から35歳にかけての記者が、少なからず、うちの新聞社を去っていきました。何故辞めるのかとその理由について、話せる範囲で話して欲しいということで聞きます。多かったのが、日々のルーティンの仕事に追われて、本来自分が新聞記者としてやりたかった取材が中々出来ない。要するに日々のルーティンで自分がどんどんどんどん疲弊していく、それがわかった。このままだと記者としての蓄積がなくなる。ただ単に、新聞記者と名刺にあるだけで、中身のある新聞記者になれないような気がする。非常にきついことを言って辞めていく、若い記者の方が何人もいました。これは、本当に編集局の幹部にとっては非常に衝撃的な思いです。今回「日本のジャーナリスト調査」を拝見しましたら、そういった本当に記者の現実というものが純粹に表れた結果ではないのかなと思いました。特に最初入社する時に、こういう記者でありたいと、いう理想を持って入った記者が実際に仕事を始めると、理想とし

ているジャーナリストと、現実に今やっている自分たちの仕事に、非常な乖離が見られると。そういう結果が今回のジャーナリスト調査に出ていると思います。

レジュメに沿ってお話すると、問2にジャーナリズムが果たすべき役割という調査項目があります。一番答えが多かったのが「政治指導者を監視・調査すること」で、「とても重要」と答えた記者が56.6%に上っております。次いで、「複雑な物事を分析する機能」、これが「とても重要」と答えている方が38.2%います。では、実際はどうか、が多分問1だと思いますが、この中で「政府発表の真実性の調査」を「果たしている」と答えたのは僅か4.0%です。「ある程度果たしている」を入れても40%に満たない。「複雑な問題に対する分析と解説」、これも同様です。「果たしている」という風に答えているのが9.2%。「ある程度果たしている」を入れてようやく6割を超える。これについては、先ほど3.11がジャーナリストにどのような影響を与えたのかについて若干話がありましたが、一つは震災ですね。東日本大震災に伴う、東電福島第一原発事故、この原発事故があった時マスコミの多くが、当初はいわゆる政府の発表もしくは東電の発表をそのまま報道するという姿勢でした。それと同時に、今何が起きているのか、どういう状態にあるのかという、東電の原発の状態をきちんと分析・説明できる記者というのは非常に数が限られていた。多くのマスコミが、やはり専門家の方々から話を聞く。専門家の方を呼んで、話していただく。そういう姿勢だった。本来であれば、それと同時にそれぞれの専門性の高い記者が、今現実に起きている原発事故がどうなっているのかを取材、分析すべきなのですが、当初はそういったことが十分に果たせなかった。そういった思いが、この数字にも表れてきているのではないかと私は思いました。この理想と現実の乖離の背景には様々な要因があると思います。

私が注目したのが、問4の「ジャーナリズムの仕事に対する重要な要素への評価」です。この中で「サーチエンジンの利用」が「増加した」と答えている記者が8割強に上っております。いまネットで調べると大概のことは瞬時にわかります。昔はネットがなかったので、物事を調べる、何が起きているのか、どういうことなのかを調べるためには、まずそのことに詳しい人を探し出して、そして実際にその方であって直接取材をする。もしくはその現場に行き、直接話を聞くという、いわゆる取材行為がなければ調べられなかった。今はネットを引けば大概のことはわかります。必ず裏を取る、これも記者の基本ですが、忙しい時等はネットに書いてある、ネットで調べたことをそのまま記事にして出してしまう。そういうことをしてしまう危険性が非常に大きい。では何故、現場に行き自分できちんと話を聞く作業、取材行為がちょっと落ちてきたのか。その原因は、ネットが便利だということもありますが、新聞記者の仕事量が非常に増えていることにもあります。問4にあるように「平均労働時間」、これが「増加した」と答えている記者が約6割に上っています。以前、これは各新聞社、テレビ局にも「遊軍記者」というのがいた。文字通り遊ぶ軍と書くのですが、ある意味遊びの部分もあるが、実際は遊んでいるわけではない。特段自分が今持っている取材対象、例えば警視庁で事件を担当したりだとか、司法担当として東京地検や裁判を担当したりと、そういうことがなくて、いわゆる遊軍として自分の興味があるものなどに時間をかけて調べていく。現在はそういった遊軍記者が、本来の意味での遊軍の仕事を出る時間が少なくなっている。他の社はどうかわかりませんが、弊社の方ではそれが現実のように思います。先ほども話したように、そういった現状に非常に失望した記者の何人かがおそらくそういった理由から辞めていったのだらうと思います。この記者が減っているというのは、採用人数が減っているからです。

が、一つは多分みなさんご存じの通り、新聞離れ、特に若い人たち中心に新聞離れが進んでいます。要するに購読率が下がって販売収入が落ちれば、当然新聞社の経営は非常に難しくなってきます。先日ある大学で「新聞の未来」というタイトルで講義をしたとき、150人くらいの学生さんがおりました。その学生さんに「自宅で、これは実家でも構わないが新聞とっている人手を挙げてください」と言ったら150人の内10人に満たない数だった。今の若い人たちは中々新聞読んでくれない。新聞は読んでいるが取ってくれない。お金を出して買ってくれない。そういう状態ですから、どうしても新聞社の経営というものが不安定になってくる。ではどうするかというと、当然コストを下げなければいけません。コストを下げるために採用人数を減らす。もしくは、言い方が悪いがリストラになってしまう。記者の人数が減れば、当然一人一人の記者が時間をかけて調べる報道、それはある意味で調査報道だと思いますが、そういった調査報道に割く時間がなくなってくる。そうすると今回の調査のように調査報道の重要性を多くの記者が認識しているわけですが、段々と本来の役割である調査報道が衰退していってしまう。そういうような危機感を私自身は持っております。

もう一つ、あらゆる業務が厳しくなり、時間が、人数が少ない中でルーティンの仕事をやらなくてはいけない。そこでどうなるかということ、先ほど言った調査報道が段々と衰退してしまうのではないかと同時に、そうしたことが誤報を生んでしまう要因の一つになっているのではないかとこの気も致します。最近、ある通信社で事件の顔写真の取り違えがあり、同じ通信社で二件あった。一つは大分県で子供が殺され、その容疑者が母親でしたが半年後逮捕され、その母親と全然関係ない第三者の顔写真を容疑者として配信した。これを、うちの産経新聞社も含めて多く加盟社がそのまま使ってしまった事件がありました。何故間違いが起こったのかを一応通信社の方から説明を受けました。要因が二つあり、一つはその顔写真を入手したのが事件発生直後だった。事件発生直後から、もしかするとお母さんが容疑者かもしれないということが分かったので、彼女が仮に逮捕された時にはすぐ掲載、配信できるように、その容疑者が逮捕される半年前にその顔写真を入手していた。入手した時に、顔写真が本当に殺された子供の母親のものかどうかの確認が不十分だった。本来であれば、母親を直接知っている人に「この人で間違いありませんよね」と裏取りをしなければいけなかったのですが、実はそうではなかった。詳細は差し障りがあるので言いませんが、そうではなくて彼女の写真は持っていたけれども彼女自身は知らない、彼女と見られる人の写真は持っていたけれども彼女自身は知らない、と言う人のところからその写真を取ってきた。そしてその写真を容疑者だろうとみられる母親の写真として、まず記者のデータベースに入れておいた。その時に本来であれば、これが彼女で絶対間違いなことを当然上司であるデスクがしっかりと確認しなければいけない。どうやって裏を取ったのか、どういう形で裏をとったのかをその写真を取ってきた現場の記者にきちんと確認をしなければいけなかったのに、実はそうではなかった。何が問題かということ、一つあるのは後ほども少しお話しますが、上司とのコミュニケーション不足です。聞いたところによると、その上司と現場の記者は、電話で話もしていない、顔を突き合わせて話をしていない、この顔写真に関して、メールでのやり取りだけに終始している。ですから、顔写真入手しました。大丈夫か。大丈夫です。こんなやり取りです。本当にこれで大丈夫なのかどうかを突き詰めた会話は行っていなかった。裏取りが不十分だった上に、そういったコミュニケーションも取れなかった。それが一つの要因だろうと思います。それと、皆さんまだご記憶にあるかと思いますが、

IPS細胞のねつ造がありました。IPS細胞の技術を利用して臨床手術を行い成功している、というアメリカからの報告があり、日本の大学の先生がそう言っていると、それに飛びついて報道してしまった。これをある新聞社が一面トップで真っ先に報じました。うちの社も読売が報じた、更に通信社が同じような記事を送ってきたということで、なんとかしてこの記事を出稿しなければいけないといろいろと関係者に当たって、関係者からその通りだという話を聞いて、うちの新聞社も記事化した。結果的にこれが誤報になってしまった。僕が聞いている限りだと今壇上の朝日新聞社さん、毎日新聞社さん、それとNHKさんはやはり同様の話を彼から聞いていた。聞いた上で、この話は危ない、ちょっと信用できないのではということで記事にはしなかった。ここで差が出たわけです。今後ネットの利用が増加することと関係しますが、本来であればきちんと裏を取るためにそのIPS細胞を使って手術を行っていたという先生にきちんと直接あたって、その先生が言っていることが事実なのかどうか、真実なのかどうかということをもっと多くの関係者、もしくは多くの文献等にあたって取材を進めて書かなければいけない事案でしたが、そのところができなかった。この反省点をすごく活かさなければいけないということで、弊社でもその後取材方法等をかなり検証しました。何が足りなかったについて、やはり新聞記者一人ひとりが、これは間違いはない、これが真実だと見極める取材力が低下してきているのではないかとこのように思いました。この真実を見極める取材力の低下、理想と現実の乖離で触れましたが、今記者が置かれている現状がこういったところにも影響してきているのではないかと思います。さらにもう一つ、これもある通信社ですが、運動カメラマンがホームランを打った写真を、本来はホームランを打った時の写真ではなかったけれども、それをホームランを打った時の写真として、確か計7枚をそういった形で配信した。ここで欠けていたのがやはり、上司と同僚とのコミュニケーションでした。そのカメラマンが、ある意味その組織の中で若干孤立しているような感じだった。それで、その写真が撮れなかったと言えなかった。言ったら怒られる。怒られるのではないにしても、撮れなかったことはおそらく許されないのだからと感じて、ホームランを打った時の写真でないものを、打った時の写真だとして配信してしまった。

こうしたことの結果がどうなっているか、やはりジャーナリズムの信頼性が低下してきているのは否めない事実だと思います。問4にあります、この中でジャーナリズムの信頼性について、「非常に増加した」と、もしくは「多少増加した」と答えているのは多分15%ほどでしょうか。「変わらない」という風に答えた人は28.0%。対して「多少減少した」「非常に減少した」と答えている方は5割を超えている。当然誤報をすれば信頼性が低下するわけですから、そういったことも、ジャーナリズムの信頼性に影響してきているのではと感じました。それから問8と問17の、現在のジャーナリズムの課題と問題点、これは非常に適確に出ていると思います。先ほど大井先生の報告にありましたが、画一的横並び的な報道が多い。報道が全体的に一過性だ。発表ものが多すぎる。掘り下げた報道が少なく表面的。こういったものについて、多くの記者が認識している。今こういった問題を抱えているという認識をしながら、なかなかそれを解決していく方法の道筋が見いだせていない。現実問題として、そうしたいけれども出来ない。そんなような記者の気持ちが表れているかと思えます。

一方で、ちょっとびっくりしたのですが、記者自身の活動の満足度、これは問15です。「とても満足している」と答えた記者が7%、「やや満足」と答えた記者が51.1%です。これだけ自分たち

が本来やるべきことがなかなか出来ない。そういったことでありながら、なんでこんなに満足しているのだろうと非常に疑問に思いました。そこで前回の2007年調査ではこの部分についてどう答えているのかと思い、データがあったので調べてみました。「とても満足」と答えている人が5%弱、「やや満足」という風に答えている人が44%です。そうすると前回調査よりも自分の記者自身の活動に満足しているという記者が増えていることになります。これだけ理想と現実が離れている状態で仕事をしつつ、満足している記者が増えているのはどうしてなのだろうと。現場にいてよくわからないのですけれども、ちょっと感想を言えば、もう諦めてしまっているのか。もうしょうがないと、色々やっているけれども、しょうがないと諦めてしまっているのか、もしくはあえて自分自身を納得させようとしているのか、そこのところはよくわかりません。ただここは、今まで答えてきた内容と若干矛盾がある、少し異質だと感じました。

それと最後は、記者自身もよく気づいているが、ではどうすべきなのかということです。本来のジャーナリズムの姿に戻す、もしくは今のジャーナリズムの質をより高めるためには、信頼されるジャーナリズムを確立するためには、何が必要なのかということです。これについて多くの記者が、記者教育の充実と答えています。75.8%です。まさにその通りだと思います。この点については、弊社だけではなく恐らく多くのマスコミ、新聞社、テレビ局それぞれが、社内に記者教育の充実を図るシステムを構築しております。この中にネットをどう活用すべきか、も含まれております。ネットは、信頼性がいろいろ言われますが、ネットと新聞は非常に親和性が高いと思っており、ネットを上手く取材活動に利用していく、上手く活用していけば良いのであって、使い方を間違えると大変なことになります。ネットを上手く活用していくことも記者教育に含んでいる会社も多いのではと思っています。それから67.5%が報道担当者の増員をあげていますが、編集局の管理部門総務にいた立場からは、この増員は今非常に厳しい情勢にあります。今いる限られた人材を有効活用していく、これは記者一人ひとりだけでなく、編集局の幹部の仕事であります。発表ものであったり、日々の細かい仕事であったり、そこに記者の力をさくのではなく、本来記者がやりたい仕事、やるべき仕事に、選択集中していく。もう捨てるべきものは捨てる、集中すべきところは集中する体制、システムを編集局全体、編集局の幹部が作っていかないと、5年後になるか、6年後になるか、同じような調査結果が出てしまうのではないかと考えております。今回の調査結果はまだ細かい分析が済んでいないということですが、おそらくその次の調査の結果では、記者が、記者自身が胸を張って満足していると答えられるように、私たち自身が、組織の改革や記者教育を含めて、果たしていかないと、ジャーナリズムは衰退していってしまう。それぐらいの危機感を持って、私は今回の調査結果を読ませていただきました。ありがとうございます。

千葉光宏（朝日新聞） 調査全体について感じたことは二つで、一つ目は先ほど大井先生の話にもありましたが、2200人に用紙、調査票を送って戻ってきたのが747票、有効回答数33.9%というデータが7頁に載っています。すごく少ない。新聞記者は他者を批判するのは仕事だし、得意だし、慣れている。もし、何かの調査に取材にいて、有効回答数33.9%という数字を示されたら、もう少しなんとかならなかったのですかとか、信頼できるデータですか、といった言い方をするのはないかと思いました。なぜもっと協力できなかつたのか、自分たちのことではありますけど、そうすればもっといいデータがとれたのにと残念に思いました。お恥ずかしい次第です。



それと現時点での回答をみると、いずれも747をすべて合計して並べ、分類して、その結果、回答者が5割を超えたとか8割だとかになっています。これはこれで大変興味深いのですが、これを新聞とテレビで分けたら、あるいは男女で分けたら、年代ごとに分けたら、果たしてどういう結果が出るのだろうかということです。とりわけこの国のメディアはジャーナリズムとして機能を果たしているか、自社の報道の問題点、評価はどうか、それらを分類したらどんな結果になっているのか、大変興味を持ちました。とりわけ朝日新聞は文句言いが多く、とかく斜に構える傾向があるので、きっとすごい結果になっているかもしれません。半ば怖いもの見たさで知りたいと思いました。調査にかかわったスタッフのみなさんはすでに知っているのでしょうか。

個別の論点についていくつか申し上げます。まず、全体としてはいま鈴木さんがお話しになったのと、同じような問題意識、感触をもっています。朝日でもこんなに取材現場が疲弊しているという話を繰り返してもしょうがないので、端折れるところは端折ります。

14頁の図表7はジャーナリズムの仕事に関する重要な要素に関する評価です。大井先生のお話にもありましたが、平均労働時間が「非常に増加した」「多少増加した」が多くて、記事の調査に利用できる時間は「多少減少した」「非常に減少した」が目立ちます。こうした現状について頂いた発表資料はこう書いてあります。記者が日々の業務に追われ、十分な取材活動を確保できる時間がないという実態がうかがえる、と。では報道を充実させるためには何が必要かを問うた問17が21頁にあります。今後の報道の充実のために必要なこととして「報道担当者の増員」が67%、「デスク機能の強化」が48%。いずれももっともな内容だと思います。デスクを増やし、記者を増やし、そうすればもっといい仕事ができるし、いい紙面ができるし、ジャーナリズムの使命を果たせるという内容です。

しかし、新聞について、いま社内ではこういう言い方をしています。古き良き時代は終わったのだ、と。あの楽しい時代はもう二度と来ない。現状を正しく認識して、工夫し、新しい姿に生まれ変わって、古い衣を脱ぎ捨てて、ジャーナリズムを担う新聞として生き残っていこうということです。これから記者を増やす、要員を増強するというのは難しい話で、むしろ生き残るためには態勢を見直し、要員を減らし、合理化して、より効率的な組織にならなければならない。そのために新聞社はいま、さまざまなことをやっています。

ひとりこの国の新聞だけではなくて、世界中の新聞社が直面している問題です。ニューズウィークが身売りされたのは2010年でした。あの時はニューズウィークがわずか1ドルで身売りされたというのでかなり話題になりました。ニューズウィークは世界で400万部出ている週刊誌でした。その、アメリカにとって、アメリカのジャーナリズムにとって、国の宝のような週刊誌が、儲かる儲からないというビジネスの面だけで評価され、その結果、わずか1ドルで身売りされるのかと思って私自身驚きました。ニューズウィークを売ったのはワシントンポストです。そのワシントンポストが今年になって、今度はアマゾンのひとに買われました。企業買収ではなく個人的に買われた。これまたびっくりでした。日本の新聞は一昔前まで日本語の壁と戸別配達という制度に守られて、古き良き時代をずっと謳歌してきたわけですが、しかし、ネットの時代になって部数が減り、広告が減った。リーマンショックの後は経営基盤が大きく揺らいでいます。いま大転換の時代を迎えて、記者像もどんどん変わっています。

いま現場の記者は取材してまず速報を出す。その速報は朝日新聞デジタルにも流れるし、ネット

ニュースにも流れます。速報をだして、新聞用の原稿を書いて、写真を撮って、場合によってはその動画も撮影して、事態が動けば続報を書き、おまけにツイッターで呟く。だいたいこれくらいのところをめざしています。編集部門全体で2000人強の記者がいますが、その全部が取材して速報を書き、原稿を書いて、動画撮影して、ツイッターで、ということはまだできていませんが、記者ツイッターつまり、個人の趣味ではなく仕事としてツイッターで呟いている記者が、今130~140人います。加えてグループアカウント、政治部や官邸だとか取材の拠点ごとに持っているグループアカウント、これを入れると会社で250くらいあり、ソーシャルメディアも日々多用してメディアとしての可能性を追求し、何とかして生き残っていく手立てはないかとさまざまなことを試みています。

ただし、誤解のないように言うと、私は新聞社が従来の姿で生き残らなければならないとは思っていません。要はジャーナリズムの問題で、この国や、この世界で、健全なジャーナリズムが機能すれば、それでいいわけです。今の新聞社が、こんなメディアはなくてもいいと認定されれば、やがて消えていくでしょう。そうでなくて、やはり社会にとってなくてはならない、不可欠なもの、言ってみれば公益上意義のある、一種の社会基盤なのだ、やはり新聞がないと民主主義が危うくなる、というような認識をもってもらうことができれば、きっと生き残ることができる。なんとかがんばって、もがいて、もがいて、埋もれた事実を取材して、いい紙面をつくって。

つまり、既存のメディアが消えてもジャーナリズムさえ残れば、時代に則した新しいメディアが出てきて、古い旧来型のメディアにとって代わることができるなら、それは当たり前で、社会にとってさほど問題はないと思います。ただし、これは多少言い古された言葉ですが、健全なジャーナリズムを実現するのはやはりなかなか難しい。いくら情報があふれても、それだけではジャーナリズムではない。ジャーナリズムとして機能するには時間もかかるし、人手もかかるし、費用もかかる。取材力、経験を積んだ記者、記者の意志、それから汗と努力とか、そういうような総体で初めてジャーナリズムが機能するのだと思います。実感としてそう思います。工場の中でスイッチを入れると自動的に次々と高性能の製品がでてくるのとはまるで違う世界です。

私どもの紙面で、あの池上彰さんに「新聞斜め読み」というコラムを月一回書いてもらっていて、きょうがちょうど掲載日でした。きょうのテーマは10月半ばの新聞週間に向けて朝日がつくった4ページ特集でした。新聞週刊の特集紙面で調査報道を担うために設置した特別報道部のデスクが、自分たちが何をやっているのか顔写真付きで書いています。「自分たちにはノルマも締め切りもありません。課せられているのは埋もれてしまう、埋もれている事実を掘り起こして世の中に示すこと。ただそれだけのために自分たちは存在している」と、カッコいい言葉で自ら書き、池上さんは肯定的に取り上げてくれています。特別報道部は記者がざっと30人、デスクが4人ほどです。ちゃんとひとりで取材ができて原稿も書ける、真っ当な取材力を身につけた記者を30人、手練れのデスクを4人揃えるには、別の部署の要員を減らして仕事のできる記者とデスクをもってこなくてはならない。国境も関係ないから世界中どこにいてもいいので、とことん掘って掘って、本当に社会に伝えるべきニュースを紙面に載せる、という部署ですから、取材の費用もかかるでしょう。しかし、もはや古き良き時代は終わっていますから、要員でも費用でも、あっちを削り、こっちを削り、そうやって四苦八苦しなながら態勢を整え、紙面を作っているのが実情です。

次に、この調査結果だと、記者たちは現在のジャーナリズムには問題があると感じていて深く憂

慮しています。ジャーナリズムの機能の現状の評価を尋ねた設問でも、「複雑な問題に対する分析と解説」「政府発表の真実性の調査」といった大事な項目ですごく厳しい評価です。ところが、18頁の問14の「自社のジャーナリズムの活動の評価」では「とても評価」「やや評価」を合わせると8割も自社を評価しています。続く問19であなた自身はどうですかと聞かれると、これも満足している人が半分ほどいる。さきほど鈴木さんは諦めとかおっしゃっていましたが、私にとってこの結果は全く謎です。そんな満足できる状況ではまったくないし、満足している人間など私の周りにはそんなにいない。どうしてこういう結果になったのか、つきとめたい思いです。

最後に、報道を充実させるため何が必要かと尋ねた質問に対して、記者教育の充実という答えが7割を超えました。これは、自分は仕事についてきちっと教えられたことがないという意識を、記者たちが持っていることの裏返しだと思います。私は3年前までジャーナリスト学校という部署で、記者教育を担当していました。若干説明すると、かつて新聞社内では、教育、研修で記者が育つのならそんな簡単なことはない、記者は現場でしか育たないという受け止め方が一般的でした。恐らくどの新聞社も似たようなものだと思います。世の中があまり変わらずに、記者をめぐる取材環境も大して変わらないときはそれでよかったです。いい先輩が可愛い後輩に厳しく優しく教えてくれば、その後輩が先輩の指導を受け止めて頑張れば、頑張って努力すれば、やがていい記者になった。厳しい先輩もいれば、優しい先輩もいる。立派な先輩もいれば、そうでない先輩もいる。誰かに怒られても、他の先輩が慰めてくれたりしてケアした。さまざまなタイプの先輩たちを見て、あるいは揉まれて、努力した若い記者は勝手に育った。そういった時代がありました。ところが、そうした古き良き時代は終わりました。社会が大きく様変わりし、取材環境が大きく変わる時代に、おれの若いころはこうだったと言われてもまったく参考にならない。加えて、新聞社は地方の総局の人減らしを進めています。ジャーナリスト学校という部署を作って、組織的、計画的、戦略的に記者教育を始めたのは、まさに地方の教育機能がどんどん損なわれていることをふまえた結果でした。若い記者に対して、どういう組織でどう教育していけばいいのか、ジャーナリスト学校ができてから8年経ちますが、いまだにいろいろ試行錯誤しています。

坂東賢治（毎日新聞） 現在ローテーションで何日かに一遍、夕刊と朝刊を担当し編集長的なことをしております。その仕事の中で、ニュースの価値判断を間違えたり、見出しどころを間違ってしまうのは、非常に怖い。ですから、翌朝他紙と比較して、似たような見出し扱いだと、ちょっとほっとする。このへんが、新聞は画一的だという批判になるわけですが、われわれの行動原理の一つになっている。先ほど鈴木さんがお話されたことは認識として私とも非常に一致すると思います。今日は思いっきり外しているかもしれませんが、少し違った視点で調査を見た、私なりの考えをお話します。

この調査で見られるジャーナリスト像は、われわれが期待するジャーナリスト、あるいはわれわれがやるべき使命役割をきちっと認識し、現在のメディアにおかれた問題点を非常に、真剣に考えている。それでいて、メディア、インターネットの時代に入って取材環境が非常に変化している、ということがこの調査でもよくわかります。一方で自分が属している既存メディアについてそれなり評価を与え、それなりの自信を持っているようにみえます。たとえばニュースサイトについて、既存メディアがつくるニュースサイトに対する評価が一番高かった。それから、既存メディアがな

くなっていくという方向でのメディアの将来像を考えている人が少ない。むしろ既存メディアと新しいメディア、インターネットなどのいろいろなメディア等が共存する、あるいは、お互いの補完作用で新しいものができてくるのではないかと非常に楽観的な将来像を持っている。先ほどのお二人の認識と私も一致することがあるので、ちょっと楽観的すぎるのではないかと、もう少し厳しく見ている人がいてもおかしくないのではないかと。その意味で、クロスで世代ごとの調査結果がもう少しわかってくれば、われわれと若い世代のどちらが、危機意識が高いのか、などが見えてくるでしょう、まずそういうことをひとつ感じました。もう一つ、最近言わなくなりましたが日本のメディアの伝統である社会の木鐸意識、新聞、メディアは、社会的な役割があり、その活動を通じて社会の変化をもたらしていく、というメディアの意識はまだ残っている、健在であると感じます。

この調査の中で、一番面白いと思ったのは各国比較のところでした。これからの日本のメディアを考える上重要なもので、こうした比較研究をしていただければと思います。日常的に仕事をしている時に、自分の行動を科学的に分析するなどありませんので、こうした調査を通じて、そうか俺たちはこんなことをやっているのだと、改めてわかるのだとわかります。司会の方からもご指摘ありましたが、観察者に徹する、要するに客観報道の意識は、日本では本当に低いけれど、この原因はなんだろうと、それから政治的議題の設定という新聞の役割、新聞にそういう役割はある程度あるけれども、それを自覚的にそういう役割を持っている、こんなところが非常に面白かった。中国、エジプト、ロシアのような、われわれのように報道の自由を享受している国とは違うところと、似た傾向をもっている。もちろん、政治家やビジネス指導者の好意的イメージを伝えることなど誰も考えていないが、ちょっと見ていると何故か、いわゆる欧米の先進国型と、報道の自由が縛られている途上国型の、中間にあるように思われる。これは、日本のジャーナリズムのひとつの、面白いところかなと思います。個人的には、もっと学問的にこうしたことを研究して頂きたいのですが、ただ木鐸意識のような社会に貢献する、弱者を救済したい、そうしたことにジャーナリズムその目的意識を見出していく、こういう意識もわれわれは持っている。

それからもう一つ関連しているのが組織ジャーナリズム。日本は組織ジャーナリズムが主流であって、今回の調査は、組織ジャーナリズム、組織内ジャーナリストを対象とした調査であることから出てくると思う。個人の方だけで社会正義を実現する、そのために何かニュースを書くというような欧米型の思考というよりは、会社の大きな組織を通じて、何かこの国にこの社会に役立つことがしたい、というような意識が働いているのではないかと。つまり途上国型というか、新聞の活動が国家であるとか社会に有益をもたらすと、ということを信じている人間が多いのかもしれない。それに対して欧米はまさに観察者に徹して、われわれはそういう情報をきちんと報じていけばいいのだ、その結果についてそれほど心配する必要はないのだ、といった違いが少しあるように感じる。

そこで先ほどから話題になっている満足度調査です。意外なのですが、個人の満足が小さく、会社を通じた仕事の満足度の方が大きい。日本の組織ジャーナリストには、個人個人は小さな力だけれど、会社の全体の力と一緒にやっていけば何か大きな仕事ができるかもしれない、そういう意識が、あるいは日本人的なちょっと謙遜の意識が、あるのかもしれない。自分の個人の満足はあっても、自分が多少不満なことがあったとしても、会社全体として何かを成し遂げられていけば、私も何か貢献しているという意識が日本のジャーナリストにはあるのかもしれない。満足度の謎に対する私の個人的な考えは、こうしたものです。ですから、ここで描き出された組織内ジャーナリスト

は、実はわれわれの時代とあまり変化してないジャーナリスト像ではないか。わたしが新聞社に入ったのは30年前ですが、30年前あたりから理想としている組織内のジャーナリストの、こうした行動原理で動いて、こういう形で何か社会の役に立てないか、という意識とそれほど変わっていない。例えば経年変化を見て、あまり変わってないと思いました。24頁にある1994年、2007年、2013年のデータです。これを見ると、全体として、ジャーナリズムの役割の遂行自体は増えており、役割遂行が進んでいる。政府発表の真実性の調査が低い、これは危機意識のあらわれとも言えるのですが、これには少し違う概念もあると思っています。何故かという、かつての伝統的な日本の社会において、警察の発表のように、日本の逮捕が有罪率は極めて高い状況のなかで、比較的役所もまともだった時代がかつてはあった。それなりのプロ意識があり、役所の発表がそう間違っているものをだしては来ない、ということもありましたが、これが現在、あらゆる権威が、検察ですらねつ造をするということが起こる、あるいは東電、福島原発をめぐる東電の記者会見、政府発表、会見についても同じです。やはり正しいかどうかを常に検証していかないといけない状況が生まれてきていて、高い優先度をもってやっている。まさに、何かやってこなかったというより、やらなければならない役割は増えてきている。それを十分にやっていない、ということではないかと思うのです。

われわれ古いジャーナリストからするとむしろ、非常にいい子がいて、彼らが満足をもって仕事をしている状況が生まれ、それはやっぱり冷静にみると、危機意識となって出てくる、と思います。この調査には、記者が思うジャーナリストとしての目標であるとか、活動の方向性が、この調査に良く出ていると思います。それと、今の大きく変わっていく世の中の読者、視聴者、あるいはユーザーが求める情報が、ジャーナリスト活動の成果と果たしてイコールになるか、という、われわれは危機にあることはやはり事実です。われわれは本当に必要な情報を出しているかどうか、今皆さんがぜひとも読みたい、あるいは是非とも知りたい情報をきちんと出しているかどうか。ニーズは大きく変わってきている中で、それに追いついているか、というのが常に仕事の中でもある。行動パターンはなかなか大きく変えられないけれども、社会の変化がある中でどこまで変えていくかと。そうすると、先ほど出ました観察者ではないというのは、少しウェットですが日本のいいところではないか。読者などに積極的にかかわっていくというような、そういうジャーナリズムの姿で、これはこれでいい部分もあると思います。

しかし、もっと観察者に徹して、あまり上から目線で、押し付けなくてくれという声が出ているのも事実です。ですから、こうでなければならない、こうである、というような主張の仕方、社説なども各社非常に変わってきました。何か議論のある問題についてむしろAやBという議論を明確に打ち出す。これはこれでいいと思いますが、読者の視点からはなるべく多くの情報を、考える判断材料をなるべく多くたくさん出してほしいとなる。それを出さずに、AやBと結論だけを言われるということについては非常に不満を持っている。われわれに編集権があるわけですから、記者会見から、われわれがニュースと思った部分を引っ張り出してニュースをつくってきた。ただその編集についてネット世代の人たちは、われわれは記者会見の全文が見たい、となり、この辺がニコニコ動画の発展に繋がってきている。そうすると、将来像を考える上でぜひもう少しクロスの、細かいデータも出して頂きたい。つまりわれわれの持っているジャーナリスト意識、しかもわれわれがよしとしてきたジャーナリスト意識を変えていかなくていいのかと、そういう問題提起につながる

調査データを見たい。もし変えていけるとしたらどこを変えていくべきなのか、しかもここは変えてはならないところも当然あると思います。そういう意味でそれを考える非常にいい材料をだして頂いたということで、さらに検討を進めて頂ければと思います。

小川（司会） ありがとうございます。これからお二方、テレビの方発表いただきます。はじめに、小栗さんお願いいたします。

小栗泉（日本テレビ） まず今回のこのジャーナリスト調査についてどう感じたか、というところからお話をしたいと思います。実際私はこういう場でお話するというのを、全く考えずにこのアンケートに答えた人間ですが、非常に正直を言って答えにくいアンケートでした。どうしてかというと、多分記者の仕事というのは、自分たちの振る舞いを客観的に見るのが習い性になっている。なので、例えばジャーナリストの役割とその遂行というような時に、自分たちは一例えば、私は今夕方のニュースで隔週一回解説をやっていますが、その時はできる限り、考えられる限りの準備をして—これでいいだろう、とやっているつもりではあります。ただそれですべてかと、それですべてよしかというと、いやまだまだ足りないと常に思っていて、記者の、自分だけの思いだけでこのアンケートに答えられない。人からはどのように今のジャーナリズムは見られているか、そもそも記者はどこかでナイーブだし真面目で、今回のアンケートはもしかしたら記者の実感よりも、ある種理想的、抑制的な数字が出てきているのかな、というように思いました。先ほどからお話に出ている満足度、自分の満足度よりも会社の満足度の方が高いのも、もしかしたら、そんなところに原因があるのかな、というように思いました。先ほどからお話に出ているように、私たちはマスメディアに対する危機感に日々さらされているし、われわれはどれだけ信頼されているのかと自問自答しながらやっている。インターネットの普及で、私たちはこれから何をやっていくべきかが問われてやっています。そういう時にジャーナリストの自信というのが正直非常に揺らいでいるし、危機感はあるものすごく持っている。でもそれにうちひしがれてはいけなくて、では自分たちがやっていく仕事をどう考えるかという時に、やはりジャーナリストとしての本分に立ち帰るしかない。

その時に今回の調査は、縦軸として継続的な2007年からの調査、そして横軸として国際比較のジャーナリストの立ち位置の調査、これを確認するというのはもちろん、えてして私たちは反省の材料としてこれを見てしまいます。しかし、それだけではなくて、むしろ自信を回復する、先ほどのお話にありましたが、われわれやっぱり本分は持っているのではないかと。政権に対して監視機能を持たないといけない、ジャーナリストとしての意識をきっちり持っている、というように立ち位置を確認して、自分たちと社会との程良い距離間を探るきっかけになる調査なのかな、というように思いました。この程良い距離間はなかなか難しく、ついつい私たちは、見てくださる方とか読んでくださる方の満足度が高いジャーナリズムを求めてしまいがちと思うのですが、必ずしもそうではないと私自身は思っています。むしろもしかすると、これは読んでくださる方見てくださる方の耳に痛いことかもしれない。けれどジャーナリズム、ジャーナリストとして伝えていかないといけない、といったことでもやっていかないといけない。いま叫ばれている危機感とか、マスメディアに対する不信にどうこたえていくかというときに、自分たちの立ち位置を確認する上で非常に役に立つ調査なのかなと思いました。

その調査の細かい項目をみた時に自分が感じたことを二つほど挙げさせていただきたいと思いま

す。まず質問に答えるときに一番迷ったというところが倫理観の部分でした。さきほど先生の方から常にプロフェッショナルな報道倫理を守るべきか、あるいは何が倫理的であるかは、個々の状況に依存すると普遍的なアプローチ、状況的アプローチの話がありましたけども、私自身、個人に立ち返ってみればどうしても譲れないもの、ジャーナリストして守るべき矜持、というものは絶対あります。ただ、個別の事案の、個別の取材現場において、常にその固定的な倫理感でやるか、というも必ずしもそうではないというのが、現場の正直な感覚です。大前提は、国民の知る権利にこたえることで、今回の調査でも明らかになっており、もっとも重要視されている権力監視機能は56.6%です。ただ、その権力を監視するときには政府が隠していたりもするかもしれない情報を明らかにするために何をしなくてはいけないかという、現実にはやはり政治家ですとか官邸に食い込んでいくということが必要です。その時に深い倫理観だけで機密性の高い情報をとれるかというも必ずしもそうではない。例えば一般の人はもしかしたら、政治家と食事をしたり、役人と食事をしたりというも癒着ではないのかと、とられるかもしれないけれど、ある種食い込むということもひとつ重要な手段であり、現実の取材活動になっています。これを行き過ぎてしまうと、よくありがちな勘違いですが、情報だけは持っているけれども、実際には何も書かないといった、できの悪い記者になることにつながりかねない。

このバランスをどれだけ上手くとれるかが、プロフェッショナルとして問われていることだと思います。こういう風に言うと日本の悪い点として、記者クラブ制度で役所と癒着しているのではないかと、ということが引き合いに出されます。ただ、実際私自身も2007～8年アメリカに行き、大統領選挙で大統領が選ばれていく過程を、メディアがどのように伝えたかを見てきましたけれども、ホワイトハウスにだって国務省にだって記者クラブはあります。やはりそこで勝負になってくるのは日本もアメリカも同じで、記者クラブで座っていて発表されるデータだけを書いている記者なんてそんな人は誰も通用しない。その記者クラブをある種足場にして、そこからどれだけ個人として公人である官僚なり政治家に食い込んでいくか取材していくか、これは全く日本でもアメリカでも同じことだと思います。

先ほど先生の方から欧米のジャーナリストと比べて日本のジャーナリストはお行儀が良いというようなお話がありました。この数字で見ると確かにそうだなと思うのですが、アメリカのジャーナリストと話をしてみると、アメリカの場合は例えば最初から毎日新聞であるとか産経新聞であるとか朝日新聞であるといったような全国紙に就職するという事は有り得ない。まずは地方、地元のローカル紙で成果を出して、そこでその成果を引っ提げて中央、全国紙などに自分を売り込んでいく、というようなプロセスで、ある種の上がっていかないといけない。そういう中で、若干ちょっと危ういかもしれないような手法も使わざるをえない環境があるのではないかと思います。それから日本の法的環境、色々な倫理規定などの環境がありますから、私はむしろ日本のジャーナリストの腰が引けているということではなくて、きちんとしたある種の倫理観の下で報道をしているのであって、お行儀が良いという言葉がもしも皮肉を含んでいるとするならちょっと反論しておきたいと思うところでした。

それから先ほど社説などで意見を明らかにしていく手法が出てきたというお話がありました。今回もジャーナリズムの問題点として「批判精神が乏しい」という回答が29%ありましたが、私はもちろんジャーナリズムとして批判する精神はとても大切だと思っています。その上に立って敢え

て言うと、今ジャーナリズムがある種マーケティングをしていないだろうか、といったところが非常に気になっているところです。回答の中でも読者や視聴者へのフィードバックの影響が強まったとありますけれども、例えばTPPですとか原発といったような国論を二分するテーマが多くなってきています。その時にマスメディアも批判や対立を煽るような紙面をつくったり、あるいは報道をしていくと、アメリカのような divisive（分裂的）な社会を作ることになってしまうのではないかと、というのが最近の傾向を見ていて私自身気になっているところです。「批判精神が乏しい」29%という数字が出てはいました。何事もバランスということになってしまっていますが、現状では私たち自身メディアが、例えば課題に対してメインプランを立案して提示したりすることは難しい。その立案提示を、根拠をもったかたちで批判するならば生産的ですが、様々な論点が複雑に絡むテーマについて、こういった方向で思っていますと打ち出していくのは、うちの読者はこういったものを望んでいるから、うちの視聴者にはこういったものが今望まれているのではないかと、いったことに陥っていないか。このことを危惧していて、論説機能と編集機能の線引きを改めて今確立するべきではないか、と個人の問題意識として持っているところです。

もう一つ、例えば3.11以降、政策をチェックする原稿の比重が非常に増えていて、政局原稿というのが減ってきています。それは新聞でもそうだし、テレビでも本当にそうだと思います。政策をチェックすることそのものはとても良いことだと思いますが、その結果として政局原稿が減っているのは、私はとても心配だなと思っています。結局政治を動かしているのは人間で、政局原稿が減っていくとどこに権力があるのかがすごく見えにくくなってしまっているのではないかと。若干これも国のマーケティングの悪影響なのかなと思っています、私たちのニュースの中でどこに権力があるのか、誰が決定権を持っているのか、この人が何を考えているのか、どう持っていこうとしているのか、というようなところをきちんとあらわすものを作って伝授していかなければいけない、ということは今政治部でデスクなどをしながら考えているところです。

今後のジャーナリズムの課題というところ、一つは、ある種学生さんでも現場に居合わせて Twitter であるとかブログなどに載せればジャーナリストと名乗ってしまうような現状の中で、ジャーナリストとして何がプロなのか、どれだけの分析、解説力を持ったかたちで正確なものを届けていくかというのが、まさに皆さんが今までにもおっしゃっていたようにあると思います。それから先ほど大井先生が触れられていましたけれども、今日まさに閣議決定した特定秘密保護法案、これはこの先ものすごくジャーナリズムにとって難しい問題になってくると思っています。現状の報道では、報道取材の自由について十分に配慮しなければいけないとか、罰則の対象になる取材について著しく不当な方法によるもの、とありますが、これだけ曖昧なかたちの表現ですからそれがどうなってくるのか。そうなるとうまく私たちがしなくてはいけないと思っている権力の監視を、それこそ命懸けでやらないといけない。国の秘密としたものを明らかにすることがますます難しくなっていく環境の中で、どうやっていくかというのは今後の課題だなと思っています。

中嶋太一（NHK）大きな話はもう皆さんから出ている話と同じで、同感する部分がたくさんあるので、私は自分に引きつけながら自分が仕事上どのようにもがいているのかということを中心に話をさせていただきます。若いころは主に社会部の記者、社会部のデスクとして事件取材、事件報道などを中心にやって参りました。それから後、デスクとして何年か前には「ワーキングプア」という調査報道を展開しました。それから震災、原発事故の取材を経て、今年の夏まで2年間、夜9



時のニュースウォッチ9という番組の編集責任者をやっております、現在新しく報道局にできたプロジェクトを任されています。そのプロジェクトについて一言だけお話していきたいのですが、このプロジェクトはこれまでNHKの報道局にあった縦割りが、これではいけないのではないかと、ということでもあります。政治部、経済部、社会部、国際部、それからディレクター、何人かが入って一つのグループを形成しております。主にやることは、先ほど鈴木さんから遊軍のお話がありましたけど、名前の通り本当の遊軍機能を取り戻せないかということが目標でありまして、NHKの独自のコンテンツとか情報、あるいは取材スタイルを生み出せないかということにチャレンジしております。今何とかやれないかともがいているという前提でお話をしたいと思います。

まず、調査全体を俯瞰してみて感じたことは、これがいわゆるフリーの人ではなく組織に属する組織ジャーナリストに対する調査であるという前提で考えると耳が痛い話とか、共感できる部分が多いと皆さんと同じように感じました。その一方で、自分たちがこれからメディアの在り方を考えていく上でのヒントもそこにあるのではないかと私自身同時に感じたわけでもあります。まず、何を感じたかという、やはりジャーナリスト達が持っている危機感であります。「情報を速く伝える」とか、「興味をひくニュースを出す」ということはやれている。けども「政府発表の真実性の調査」とか、「複雑な問題に対する分析とか解説」といった点の評価は低いと。先ほどから話がある通り、ジャーナリスト、ジャーナリズムとして本来やらなければならない、最もやらねばならないという点がやれていないのではないかと、という危機感がそこに感じられました。どうしてやれないのかという目でこのことを見てみると、先ほどから話もありましたけれども平均の労働時間は増えている、けども記事の調査に利用できる時間は非常に減少しているという意見が多いことに私も着目しました。これはうちの会社の中でおきていることと正に近しいことなのではないかと思えます。今NHKの記者もニュースの時間帯が増えていますし、先ほど話があった通り伝えなければならない複雑な政策課題が色々ある。あるいは東日本大震災以降、今も伊豆大島で今日も起きていますけれども、災害報道というのもすごく多いです、ネットという媒体も生まれて非常に忙しいという状況であります。例えば地方の記者で考えた場合、NHKの記者になるとまず地方に配属されてそこで主に事件報道、警察取材みたいなことを経験するのですが、そのとこで一番身近なとこで言うと交通事故の取材があるわけです。私が若いころにはやはり時間にも余裕があったし、交通事故があったらある程度の事故であれば、現場に行ってちゃんと見て取材するということがあったわけですけど、今の若い人たちは言い方が変ですけども大きい事故、一定以上の事故じゃなければ現場に行くことが難しい。事故現場でも意外と小さい事故でも行ってみると、ドライバーの目線で見るとあの木がひっかかっているから見えなかったのだとか、この段差があったから事故が起きたのだとかということに気付いたりすることができたりするわけです。すごく簡単な取材レベルでありますけども、そういうことができない環境というのがやはり広がっているのではないかと、それは結構切実な問題なので、今回の調査結果はそれをまさに言い当てている調査だなと思いました。

それと先ほどから話題になっている、では何で満足しているのかということなのですが、先ほどのお話を聞いて思ったのは、確かに諦めはあるかもしれませんが、総論的にはジャーナリズムに危機感を感じているのですが、それでは自分たちがそれぞれの目標をちゃんと設定できているのかを考えたときに、最初から目標が低いということがあるのではないかと、という危機感を少し感じまし

た。もしかすると、それは記者教育とかデスクの指導とかの問題もあるかもしれないけれど、総体的にはジャーナリズムはできてないけど、自分はここまででいいのだという思いでいるから満足している、ということがもしかしたらあるのではないか。そういうことを感じて、もしそうだとするとより深刻な問題ではないか、と調査結果から感じました。

あと二つ目に注目したいのは、web ジャーナリズムに対する楽観視であります。web ジャーナリズムによってマスメディアのジャーナリズム機能が低下する、衰退するという意見が非常に少なかったことに、ちょっと驚きました。ここにいる若い人たちは皆さん感じていると思うのですが、今ネット上ではマスメディアへの不信感が結構広がっております。一つは、ネットの中では取り上げられている問題なのに、なぜマスメディアには報道されないのかということがあると思います。もちろん個人で発信しているものも数多くあって、一つ一つの物事にあまり意味のないものもあると思うのですが、そういうものばかりではないと思います。

それから先ほどお話がありましたけれども、編集するということに対する問題、危機感、不信感というのもネットの世界に広がっているということを感じます。原発事故があった時にやはり本当のことを伝えていないではないかというようなことを言われ、われわれも非常に難しい舵取りをしたという時期がありました。こうした web 上での不信感に対して、やはりわれわれは向き合って超えていかなければならない部分があり、楽観視するのではなくて、その先を踏み出していくことが求められているのではないかと感じました。それは非常に難しいと思うのですが。

それから三つ目に注目したいのは、今回の調査は東日本大震災の後に行われた調査であるという点であります。報告書にある通り、3.11の後、記者たちの取材に取り組む姿勢は大きく変わった部分があります。変化があったのは間違いないと思います。あの地震があった時に、私は社会部の取材統括という立場にあり、被災地に全国から記者を送り込みました。ただ沿岸部で取材していると、津波が来るぞという話になり、メールとか電話で皆に急遽逃げろと伝えたり、あるいは原発事故が最初に起きた時に、本当にわれわれも何が起きたのか分からなくて、記者たちをどのように逃がしたら良いのかを問われて、取材するのか逃げるのかということについても非常に難しい舵取りをしたわけです。現場に最初に入った記者たちはやはり今もトラウマを抱えているような人たちもいます。非常に難しい取材でありました。ただ一方で、何か自分たちが果たせることがあるのではないか、あるいは貢献したいという気持ちが記者の中に芽生えたことも事実で、そういう意味では3.11は、今後のジャーナリズムを考えた時に、非常に大きな転機になっているのではないかと考えています。他にもそれについては思うこともあるので後で詳しく話したいと思います。

それでは先ほど申し上げた通り、私自身がどうもがいているのかということについて話したいと思います。まず調査報道であります。私のプロジェクトでは先ほどの話にあった通り、まだできたばかりなのでロクなことができていませんけれども、調査報道を大きなテーマにしております。私はニュースウォッチ9の編集責任者を2年間やりました。編集責任者がどういう仕事をするのかというと、ニュースウォッチ9には3人編集責任者がいて、1週間交代でその1週間を受け持ち担当致します。近くのホテルに泊まり込み、朝の6時に起きてそこから民放を見て、新聞も読んで、その後NHKの内部にある情報も全部把握して、その上でその日どんなニュースを取り上げるのか、どういう順番で放送するのか、それからどういう演出をするのかを決めるのが編集責任者の果たしている役割です。その中で日々、毎日各社の報道をずっと見続けNHKの情報もずっと見ていて、

わが社も含めてどこの新聞もどこの局も切り口も演出も違うのですが、大きな意味では同じニュースを流している、ということがやはり非常に多いということを感じました。必ずしもそう時ばかりではないですけれども、視聴者や読者から見ればどのチャンネルを回しても、どの新聞を読んでも同じようなことが書いてあるというコンテンツという意味では、そういった側面が否めないのではないかと考えています。

それは今回の調査結果にも書かれていて、「画一的・横並び報道への批判」という部分だと思えます。今回のジャーナリスト調査では「報道が全体的に一過性だ」あるいは「発表が多すぎる」という指摘がありました。それで、今僕らのプロジェクトでは調査報道に取り組もうとしています。調査報道は、ご存じの方も多いと思うのですが、役所、警察あるいは政府などが発表する情報をもとにして、それに頼ってだけ報じるのではなくて、自分たちで取材して自分たちで確認して自分たちのクレジットで自分たちの責任で自分たちの判断で放送するというものであります。高い取材力が求められますし、責任も求められます。昔でいえばアメリカ大統領の犯罪を告発したウォーターゲート事件や、朝日新聞さんのリクルート事件が日本の報道の中では有名でありますけれども、先ほど言いました通り、私も社会部のデスクとして「ワーキングプア」の調査報道をやりました。あの時は小泉政権下で、まだ格差というものがないと国会で言っていた時代に、市井の人びとも話を聞くことによって、その向こうに構造的な格差があるのではないか、働き方とか色々な変化があるのではないか、ということを取材しました。調査報道は他のメディアに無いコンテンツを生み出せるという意味では非常に意味がありますし、世の中に埋もれたものを伝えられるという意味でも意味があると思います。ただ、その調査報道でも今変化が起きています。先ほど非常に資金面とか人繰りの問題で難しいという話がありました。それは海外のジャーナリズムでも同じで、アメリカのメディアでは今、調査報道部門にいた多くの人たちがどんどん外に出て NGO とか NPO として活動しています。先週ブラジルのリオデジャネイロで、世界中の調査報道のジャーナリストを集めた集会があったのですが（2年か3年に1回あるらしいですが）そこにうちの記者を出して参加させました。そこで驚くようなことがあった。それは何かと言うと、調査報道でいろいろな国の間で連携あるいは協業というものが起きているということです。自分たちが取材してないものを自分たちが取材したのと同じように、真実性をどのようにして担保するのかというのは極めて難しい部分があると思うし、どうやってやれるのかという課題はあります。しかし、やはりこれだけ物事がグローバル化して、さっき TPP の話もありましたけれども、中東の話もそうでしょうし、中国という大きな取材対象もあります。そういったものをどうやっていくかという時に、僕自身は何か新しい可能性がそこにあるのではないかな、ということ強く感じました。

もう一つは web ジャーナリズムとの新たな関係であります。NHK ではいわゆる web にいる人たちと何か道筋をつけられないかということで、深夜の時間帯に「NEWS WEB」という番組を立ち上げました。入り口は開けたけれども、まだそれ以上の可能性を見出ししていないと思うのですが、僕自身が全くそうなのですが、ちょっと思ったのは web ジャーナリズムとの共存、補完という言葉はあるのですが、それが一体どういうことなのかをまだわれわれは見いだせていないのか、という気持ちがすごくしています。

それで例として僕がもがきとして挙げたのはその二つであります。直接の web ではないですけれどもデータジャーナリズムというのに取り組んでいまして、この前夏の参議院選挙の選挙期間中

の Twitter の解析をやり、特番で放送しました。NHK の選挙報道で正確さ公平さを保つ中でそういうネット上の世論を取り上げるのはどうなのかと社内でも色々議論した上でやりました。さらには「震災のビッグデータ2」という番組をこの前作りました。ビッグデータというのは個人情報の取り扱いなので、課題も沢山あるような非常に難しい問題ですが、それを出しました。日曜日で半沢直樹の裏だったこともあり非常に低い視聴率でしたが、驚いたことに web 上では評判になり、Twitter の反応はその日の「あまちゃん」の反応を上回った。だからやっぱり何かどこか接点がある、これは感覚でしかないのですが、何かあるかもしれないなっていうことをちょっと感じました。データジャーナリズムは今欧米でもすごく進んでおりまして、特に web 上で色々展開することがすごく進んでいます、ピューリッツァー賞なども初めてとったりして、新しい web との世界の中で何か感じるものがあるように思いました。

最後に 3.11 後の世界とレジュメに書いたところについて話したいと思います。3.11 の後 NHK では組織としても私としても、命を守る報道を物凄く目指しております。例えば地震が起きた時、津波が来るとき、アナウンサーの呼びかけの口調を皆で考えて変えました。先の大震災では逃げた後の停電でテレビが見られず小さい画面で地震や津波の情報を見た人が沢山いたので、その画面でも見やすいように「逃げろ」という字幕を大きくする、そんなことも取り組んでいます。伊豆大島の災害でも夜間の避難が非常に大きな問題になっていますけれども、私がやっていたニュースウォッチ9は夜間の番組でしたので、逃げる時にどのように逃げたら良いのかということ、定例な呼び掛け文じゃなくて「すぐ逃げろ」と言わないとか色々考えたりもしました。それは東日本大震災が起きた時に、最初に NHK のヘリコプターから見たあの映像を見て皆がびっくり驚いてしまい、もっと NHK としてはもっと命を救うことができなかつたのかなという思いがあるからであります。そこで、番組のキャスターとかアナウンサーなどが番組の終了後に残って、大越キャスターだと9時~10時まででニュースを伝えた後に残って、実際起きた時にどういう風に呼びかけるかというシミュレーションを20~30分やる、2週間に1回とか月に1回、こうした練習をずっと各部署で続けております。

今回の調査でもジャーナリストにとって重要な役割という記述の中で、必要な情報を迅速に提供するとか減災報道という中身が並んでいたということですが、そこは頷ける点だなと思えました。ただ、先ほど大井先生も話された通り、どこまでがジャーナリズムなのかと、このことを考えたときには、ちょっと私も考えるところがある、どう捉えたらよいのか、と思っています。海外のメディアのパイロット調査ではジャーナリストは当事者になるべきではなく、客観的であるべきだ、観察者に徹するべきだという規範が書かれているということですが、日本は半分くらいでしたか、やはりここにきて変化がでてきている、と思っております。僕がそれを強く感じたのは政権交代くらいからかなと思うのですが、政策報道というものが大きくなってきて、その頃からメディアとしては問題を告発するだけではなくて、どうしたら良いのだということを考えていかなければいけないのではないか、という考え方がすごく広がってきていると思いますし、私もその通りだという風に思います。

少子高齢化とかグローバル化とかの一端を問題提起しただけでは解決できない話が非常に多いです。先ほどの3.11の話がそれに当てはまるか分かりませんが、そういったことも含めて問題の解決にどう関わっていくということが、今ちょっと大きくなってきていると思います。私もそのこと

を非常に大事だと思うのですけれども、一方でちょっと危うさも感じています。記者たちの話を聞いていると、解決策が見いだせなければ告発しても意味がないのではないか、という思考に立つこともやはりあるだろう、ということでもあります。やはり一当事者の身にならないと発言できない問題も世の中には沢山ある。だから全体を眺めるだけではなく、埋もれた問題を告発するだけでも大きな価値があると思いますので、月並みですけれども両方大切なことだと思っています。

一筋縄ではいかない時代、テクノロジーが進んでいる時代ですけども、やはり最後はジャーナリストとしての矜持、あるいはちゃんと汗をかいたりするという古いことがすごく大事になってくるのかなという部分と、さっきの目標が低いことと逆の話になってしまうかもしれませんが、私自身は、NHKの中にいる全国にいる若い記者たちのことを本当に自分は分かっているのか、もしかすると今webが広がった時代、或いは社会が成熟した時代に生まれてきた記者たちの間には、自分たちと違う感覚があるのではないか。そのことはもしかすると、この国のこと、この国に生きる人たちのことを考えたときには、そっちのほうが正しかったりするということがあるのではないか。自分たちの規範に抑え込んでいかに、その可能性を見つけることをどうしてやったら良いのかということに日々模索しています。以上です。

小川 これからディスカッションに入りますが、その前に大井の方から先ほどのジャーナリストの満足度の問題について、若干の説明をしたい、ということですのでそちらを先にさせていただきます。

大井 満足度の調査は会社の評価にしても自分の評価にしても具体的な中身を聞いていません。質問項目が限られており、組み込みを断念せざるをえませんでした。この「job satisfaction (仕事の満足度)」はジャーナリスト調査のとても重要な調査の項目で、ジャーナリストは一体どんな職業なのか、どういうプロフェッションなのかということを知るうえで重要な項目です。WJS調査では仕事の側面や満足度について大きく分けて二つの聞き方をしています。一つはプロフェッショナルな側面の満足、他は必ずしもジャーナリストのプロフェッションに関わらない非プロフェッショナルな側面です。プロフェッショナルな側面は自分の考えるジャーナリストの仕事が十分できるかどうか、例えば調査報道に力を入れたいができるか、可能であればそれはプロフェッショナルな満足につながる。それから実際にどれだけ自由に仕事ができるか、仕事の自由度・充実性が関係します。そして最後のもう一つプロフェッショナルの側面は自分のスキルをどれだけ向上させることができるか、そういう機会やチャンスがあるかどうかということです。これらが仕事の満足度のプロフェッショナルな側面の非常に大きな項目であります。

それに対して非プロフェッショナルな側面は、これまた3つで一般の企業と全く変わらない質問になります。まず一つ目は「給料」の問題でそれが満足いくレベルかどうか、例えば今回のわれわれの調査でジャーナリストの収入に満足しているという人が随分多かった。二番目は「職の安定性」の問題で日本の場合は企業ジャーナリストとして失業の心配があまりない、かなり安定した職としてジャーナリストの職があります。確かにレイオフの危険性とか色々なことがあるでしょうけど、世界的にみるとかなり安定した職だといって良いと思います。つまり二番目は職の保証、つまりこの仕事をずっと続けていくことができるかどうかそういう保証があるだろうか、つまりいつクビ切られてしまうかどうかということです。職の安定性は満足度に繋がっています。三番目はまさに一般の会社的で「出世のチャンス」であります。プロモーションのチャンスがあるかどうか、で

あります。従って今回の我々の調査の満足度が今申し上げた二つの側面にどう絡んでいるのは、これだけではわからない。WJSのグローバルな調査ではジャーナリズムがプロフェッションとして必ずしも確立されていない国や地域の問題も扱っており、そこでは、非プロフェッショナルな側面が大きく満足度に関係する、という結果が出てくるかもしれません。これまで特にプロフェッショナルな満足度の側面はやはり欧米中心で、そして非プロフェッショナルな側面はどちらかという途上国や民主化の過程にある国々が、どちらかといえば多かったというデータが出てきております。以上です。

小川 これまでの報告から3つくらいの論点が浮かび上がってあったと思います。第1点は日本におけるジャーナリズムの機能をそれぞれ違う評価をしているように読めるのですが、とりわけ権力の監視、権力への批判というのが日本では多く出てきている。ところがこの調査でも多数の方が支持しているのは、政府発表の真実性の追求とか弱者救済に対して不十分である、という主張に対して同情なさっていた方が多かった。それは一方では社会の木鐸についての認識と相関するのではないかと感じていましたが、以前の研究などではアメリカではそうならない、つまりアメリカでは権力監視とかアジェンダセティングというものはあまり出てこない。その点についてとりわけ新聞の方がお答えになっていたのでその点についてお話し頂きたい。

2番目はwebの問題で、フロアの方々の質問が随分出ています。webの問題について例えば坂東さんも中嶋さんも意外に楽観的であるとおっしゃっていた。またデータでも補完モデルは上がっている、併存モデルは下がっている。とりわけインターネット全体に対する、インターネットニュースの重要度は極端に上がっているという問題が出てきた。それは実は影響は高いけれども評価は低い。さらには専門サイトに対しての重要性は強く、あるいは高く評価しているということがあります。今回の調査は、組織ジャーナリスト、組織に所属しているジャーナリストの方々のwebについての評価だった。今後出てくる、多分今でも既に一部で活用なさっている特にテレビの方が多いのですが、インターネットとかフリーランスの方々の問題についてお伺いしたい。

3番目はジャーナリスト教育です。新聞の御三方は必要とされましたが、テレビのお二人についてはそれについてコメントなさっていない。これは新聞とテレビの違いなのか、あるいはたまたま出なかったのかということ、この3つをお聞きしたい。

それから先ほど大井が説明した満足の問題、これはかなり重要な問題だと思っていて、例えば、お二方を挙げれば、同じ新聞の坂東さんは観察者に徹するとおっしゃっていたし、小栗さんは判断材料を提供するというようにおっしゃっていた。このあたりの意見というのをできればおうかがいしたいと思っています。また補足などがありましたらお願いいたします。最初に日本のジャーナリズム機能について、調査結果に見られる評価だけでなく、ご自身の評価についてお話頂ければと思っています。特に新聞のお三方に、千葉さん、如何でしょうか。

千葉 観察者に徹するべきかどうか。端的にいうとそういうことですかね。

小川 その点からお話して頂いても構いません。ジャーナリストが観察者に徹するかどうかお話していただいて構わないです。つまり権力を監視することよりも、むしろ結果として、それは権力を監視したことになるけれども、実際にはそれよりは政府を追及する、必要材料を提供することになると思います。

千葉 基本的にはジャーナリズムの議論の中で権力監視は外せない。権力監視を意識しない

ジャーナリズムは、いわば形容矛盾だと思います。権力を監視する、批判する場合には具体的な事実を掘り起こし、その事実を即して報じていかないと説得力はなく、大きな力にはなり得ません。では、現実の問題として、いま目の前にある切実で困難な問題にどう対処すべきか、単に対応がつかないと声高に批判するだけではなくて、現実にはどんな対案があるのか、過去にあったのか、それを具体的に示すことが3.11以降は報道により求められるようになったとは思っています。

小川 その点について、多分同じことについて先程、坂東さんと小栗さんがご発言されていますので、その補足でも構いません、少しご説明をお願い致します。

坂東 それは、新聞が政策の提言を出していくということですか。その点だと、要するにわれわれが結論を出して、こうすべきということは、中々言いづらいです。そこまでのものを出せるということもあります。政府のように多くの機能を持ちお金も人も集めているところと同じように、われわれが代案を出していくということには、あまり現実性はあまり無いわけで、むしろわれわれは問題を指摘していけばいい。ただし、やはり小栗さんが仰ってましたが、国論を二分するような議論が結構増えている。これについて、社説で一定の社論を出していくことは有り得るわけですが、編集の現場から言うと、社論について、編集現場がそれと一緒に、同じもので統一する必要は全くないと思っています。むしろ、読者が考える材料などを出して、そして読者に判断していただくと、それはまさに本来の新聞の持つ機能であって、民主主義の中で読者が、国民が政治的決定をするための、必要な情報というものをわれわれがどこまで出せるかが問われている、この機能は変わっていないと思っています。

小栗 私は、その権力を監視する仕方が、時を追って変わってきているのかな、と思っています。少し前までは、観察者に徹するのがメディアとしての監視の仕方と、みんなが思っていたのかなと思います。ただそれが、ちょうど自民党政権が終わる頃でしょうか、例えば麻生さんが言い間違えたとか、なにかそうしたことをものすごく批判するようになって、メディアが自分たちを安全な場所に置いておいて、そこから政治を覗いて、あれこれ批判する。自分たちは安全なところから、観察者として批判するというやり方が、自民党政権が終わる頃に非常に高まったと思います。そうしたやり方に対するメディアは無責任ではないかというような批判、あるいは、自分たちは安全なところにおいて、今の自民党政権はなんだと批判することへの嫌気みたいなものを、視聴者なり読者なりが感じていた。そこから、やはり政権交代が必要ではないかというような、ある種観察者というよりも提言型の権力の監視の仕方に変わってきた。それが今度、3.11、原発となった時に、よりその傾向が高まって、批判する場合も、自分たちが寄って立つところはこういうスタンスですということを、より明らかにして、監視をする。こうして観察者のスタンスから、提言型になってきている。私自身は、実は一旦会社を辞めた時に、『選挙報道、メディアが支持政党を明らかにする日』という新書を書いて、もっとメディアもその自分たちのスタンスを明らかにするべきではないかということ提言しました。ただ今のこの状況を見るとちょっとそれが行き過ぎて、今度それはそれで行き過ぎてしまっているのかなと思っています。今は、ある種過渡期で、今度は判断材料を提供するという役割にそろそろ移行していくべきではないか。皆さんが先ほどから仰っているように、一筋縄ではいかない問題というのがこれだけ出てきているだけに、自分たちが本当に提言できるだけの情報があって批判しているならいいですが、そうとは言えないならば、より冷静に中立的に判断材料を提供していくところに、そろそろまた行くべきではないかなというの

が、私自身の今の問題意識です。

小川 今のご発言は、基本的に判断材料提供型に少なくとも現時点では変わりつつあるという、変わった方がいいというお話ですが、それに対して違うご意見がある方、いかがでしょうか。

大井 ジャーナリズムのこの種の役割概念の支持は、その国の政治システムだとか政治文化と非常に密接な結びつきを持っています。今すぐデータを出せないのですが、欧米の先進諸国でも政府の監視機能をあまり重要視してないところもあります。Thomas Hanitzsch という研究者は比較的政府の信頼性が高い、つまり日常的に詮索をしたり、監視をしなければならないという政権・政府ではなく、ジャーナリストにとっても比較的信頼性の高い政府でしょうか。そういうところでは政府の監視機能は実は低く評価される、と述べています。なかなか難しいと思った記憶があります。例えば日本の場合にこれだけ高く出るのは、小栗さんの話ではないですが、政府の信頼性が落ちているが故に、あるいは対立的な問題、分裂的な問題がたくさん出てきているからそうなるのか僕時自身はよくわからない。そこで補足的なのですが、われわれの行っている調査で分かることはその国や社会のジャーナリズムの文化のある種の側面にすぎない。むしろその国や社会の、政治システムとか社会システムとの関係で、ジャーナリズムのいろいろな役割が決まってきたりすることがある。ですから、先ほど申し上げたように、例えば中欧・北欧では、それらの地域に特有の政治システム、社会システムから、監視機能についておやっと思ふような低い数字が出たりする。要するにジャーナリストがどんな価値観を持っているか、規範意識を持っているか、どんな信念を持っているかに関する調査は、ジャーナリズムのある側面しか説明できない。むしろ政治システムとか社会システムとの関わり合い、あるいはさっきもお話した制度としての政府がどれくらい信頼されているかということも変数として関わってくるのではないかと思います。

小川 お話は、ジャーナリズムの機能の根幹に関わる重要な問題ですが、時間が限られていますので、次の論点、Webの問題に移ります。これについて、坂東さんと中嶋さんからコメントを頂きましたが、坂東、次に中嶋さんから補足をいただけますか。

坂東 危機意識が足りないのではないかと、この調査から申し上げたのが、この楽観的な将来像です。私は経営を担当しているわけではないですが、今実際新聞社の中で新しい原理が出て来ていて、その中で新聞経営がどこまでやっていけるのかという危機感と比べると、ジャーナリストはかなり楽観的に、まあなんとか折り合いがつけられると見えているように見える。実際には、千葉さんが話されていましたが、基本的にはこのわれわれの将来像はまだ決まっているわけではない。つまり何らかの努力をして成功の道を見つければ、われわれはWebの世界においてもきちんとした地位を保てるのではないかと、という期待感の反映でもあるのかもしれない。そういう予測をしているというよりは、そうなって欲しいというのが、まあ実際には出ているかもしれない。実際そういう意味で悲観的な将来像を言う人は少ないし、われわれの立場としてはなんとかそれは克服して、悲観的な将来像が出てこないように、なにかやってきたいという風には考えています。

中嶋 Web ジャーナリズムとの関係で言えば、最初にそういうジャーナリズムが台頭した時に私たちがどういう立場をとったかという、やっぱ排他的な姿勢を示したと思います。やはり彼らは十分な情報がない中でやっている、あるいはわれわれと違うことをやっている、と一緒に何かをするという立場には立たなかったという事実があるわけです。その後やはりこれもまた震災も一つの大きな契機になったのですが、あの震災があった時に、うちで放送したものをそのままネット媒体



で流すようにしてもらったことなどがあつた。あのような有事だったからこそ、役割分担のようなことをしたり、お互いがそういうところを切り拓いて、一気に進んだりしたというようなこともありました。ただ僕自身もさっき言った通り、調査結果を見る限りでは、危機意識が少し無いことがあります。「共存」という言葉があるけれども、それはどういうことなのかは誰も見いだせていないのではという気持ちが大変ある。今年のNHKの入局式に爆笑問題が来ました。入社式に。爆笑問題がその場所で「皆さん、テレビジャーナリズムが衰退している、とか言ってがっかりしている場合じゃありませんよ」と語りかけた。要するその時彼らが言ったのは、「今ネットで話題になっていることはテレビとか新聞のことだと、要するに、元々テレビとか新聞が報道の走りになっているのだから」と。そういう側面はもちろんあることはある。しかし、先ほども申しあげた通り、ネットで流れているのに、マスメディアで流れてない情報は、流さなければいけないかもしれない情報の中にも僕はあるのではないかと考えていますし、編集すること自体が悪いとは思いません。けれども、そういう編集でいいの？というものが流れていることもあるかもしれない、と思っています。つまり彼らが出てきたことによって、僕たちがどのようにしなければいけない、ということがよりはっきりしてくるだろう。それと同時に、そうしたWebジャーナリズムとどのように向き合っていく、どうして生き上がっていくのかということ、これからやはりどんどん考えていかなければいけないと今思っています。

小川 もう一点ちょっと伺っておきたいことが、今お二方とも危機感が足りないと仰ってたんですけどその危機感の中身って何でしょう。

中嶋 それは、先ほどの権力監視の話とも通ずると思いますが、やはりジャーナリズムがジャーナリズムで在れるかどうかは、「真実」あるいは「真実に近いこと」を「真実に近づこうとしているか」どうかということではないかと思えます。本当のことを流しているの、という疑問が出て来ると、我々大手メディアの根幹が揺らぐと思えます。ごまかしたりしようとする、編集してないものが全部流れちゃうみたいな世界が一方であるわけです。そういう意味では、それに対する危機感、僕はもっと多く持つべきではないかなと思う。そういう意味での危機感と申しあげましたし、逆に言えば可能性もあるかもしれないなと思えます。

坂東 危機感というのは要するに、われわれ自身も変わっていかなければならないという、その認識です。だから、それがこの調査でどのように表れているのか、それがもちろんその何も見えてないのかもしれませんが、どのように変えていこうとして、あるいは対応していこうとしているのか、ちょっと見えてこない。何かは変わらなければいけないのではないかと、そういう認識は持っていて欲しい。

小川 少なくともお二方とも、今はどういう形であれ、インターネットジャーナリズムはそれなりの、今後、既存のマスメディアジャーナリズムに対してかなり大きな影響力を行使しようという風に認識をされているわけですね。

坂東 私の場合は、それは見えませんが、少なくともインターネットメディアの登場によって変わりつつあると中嶋さんがお話されたように、いろんな環境に適応していく必要はあるであろうと。

小川 その点に関して、小栗さんが批判精神の危うさという項目の中でネットジャーナリズムとの違いを仰っている、そこをもう少し説明というかご主張をお願いします。

小栗 今の危機感というところに繋がるかもしれませんが、インターネットの場合には、極論というか、極端な論に支持が集まりやすい傾向があると思います。例えば、政権に対する批判でもいいのですが、例えばその批判が正当なものであるかはともかく、ちょっと狙いに行った方がいいと言ったらいいのか、特定の思考を持った人たちの中で、極端なものに大きく増幅して伝わっていくメディアだというように思っています。それがブログなり Twitter なりですごく大きな流れになった時に、私たちマスメディアの人間がそういう大きなうねりになっている声を、どう取り上げていくか。必ずしも同じではない取り上げ方というのがあるはずだと思っています。そのネット上の声のうねりをどのように伝えていったらいいのか。その人たちに拍手喝采されることがマスメディアの役割でも多分ないだろうと思った時に、どのように中立公正な部分というのを担保して伝えていくかというところを考えないといけないという危機感というのは持っています。

小川 鈴木さんと千葉さんは、コメントにお書きにならなかっただけでそれぞれ今のご意見なりご主張があると思うのですが、どうでしょうかお三方に対して。

鈴木 今小栗さんがネットのうねりということを仰っていたのですが、私もその通りだと思います。いわゆるネットが既存のジャーナリズムを脅かす存在になるかどうか、はちょっとわかりません。けれどネットの危うさがあると思う。例えば、ネットでそういった声が集まる、当然そのことに関心がある一部の人たちの声が集中して集まる。そこがまたネットの特性でもあると思います。例えば、新聞は一覧性がある、その中に自分が関心のないこと、もしくは興味のないことでもたまたま目に留まるということがあります。記事でもそうです。見出しで、ちょっと面白いなと思って読んでみる。そうすると、新聞読んで「へ〜」と思ったり、「あ、そうだったんだ」と思ったりするわけです。新聞はそういう意味で、ネットとは違って、いってみれば予期せぬ出会いがある。ネットは、特定の記事をクリックして特定のサイトに入って、というように自分の目的意識がしっかりしている。逆に新聞には知らなかったことを偶然知った、といったところがある。ネットのジャーナリズムが発展してきたとしても、新聞の果たすべき役割というか新聞の良さは、僕は個人的にですが、なくならないような気がしています。答えになっているかどうかかわからないですけど、ネットとの関係についてはそう思っています。それともう一つはネットと機能を担える、補完し合う、どういう形になるのかはわかりません。ただうちの新聞社ですと MSN 産経というサイトを持っています。実はこれが若い記者を育てるのに非常に有効だと考えています。というのは、新聞というのはやっぱり限られたスペースで原稿を書くわけですから、要するにたくさんのことを、取材したことをうまく記者なりデスクなりがきちんとした形に整えて載せていく。ですから、この部分を取材しても多分ここまでは入られないよというような意識で取材する記者がいる。しかし、ネットの場合はやはり、一生懸命取材していろんなことを調べれば、調べたことが調べただけきちんと字として書ける。そういう意味で、ネットの記事は一つの若い人たちのトレーニングの場にもなっているという風に思っております。

千葉 伝統的な新聞の殻に閉じ籠るつもりは毛頭ありません。我々の最大の強みは訓練された2000人以上の記者がいることであり、その取材力です。その取材力で得た情報を四六時中ネットでどンドンシャワーのように流す。そして一日に一回か二回、二回というのは朝刊と夕刊、一回というのは朝刊だけですが、情報を四六時中ネットの世界に流して、新聞を作るのはそのうち一日に一回か二回、その情報を編集して紙に印刷する。新聞というメディアの最大のメリットを活かした

まま、ジャーナリズムとして生きていくにはそうした姿なのかなという話を社内でしています。

小川 最後に、ジャーナリズム教育、ジャーナリスト教育について新聞お三方が、それが必要であり、現在も模索なさっていると話されたのですが、テレビのお二方は明示をなさっていないのですが、テレビの場合はいかがでしょう。

小栗 たまたま触れなかっただけで、うちの会社でもジャーナリスト教育は今非常に力を入れてやっています。例えば、番組を作る番組担当者であっても、ある一定の期間、研修として取材現場に行き、実際どういう風な取材をしているのかというのを見た後に番組を作っていくというような、相互乗り入れ的な研修もやっています。例えばBPOにかかった問題などについて、どこがいけなかったのか、今後どのような点が課題になるかといったような教育というのは常にやっています。みんなが集まって会合を開くこともやりますし、インターネットを使って研修したり、テレビの場合は社員だけでなく社外のスタッフなど多いものですから、そういった社外のフタッフに対しても、一層力をいれてやっているとこです。そういった全体の底上げというのは多分新聞、テレビ関わらず、全体的に必要なものだと思っています。ただそれで、ミスなり誤った報道がなくなるかという、それをやっても最後ゼロになるということはありません。マスメディア、報道の仕事は最後バランス感覚であったり、センスであったり、それが絶対に必要な仕事だと思っています。それが一つのニュース番組にどれだけ社員なり社外スタッフなりが関わっているかということ考えた時に、やはりセンスの悪い人はいるものです。そこで、その人たちをどうフォローするかというところが、デスク機能の強化であったり、風通しのいい話合いが出来る職場かどうかに関わってくると思っています。やはりジャーナリスト教育というのはマストですけれど、それで完結するものではないと思っています。

中嶋 私もただ触れなかっただけで、最も大切なことだと思っています。NHKの内情を見ますと、新聞社も同じかもしれませんが、うちの記者は入局すると地方局に配属にされて、そこで事件取材とか県庁とか府庁などを取材して、何年かいるとどこかに移動して、東京に上がってくる。そういう仕組みになっています。かつては地方で採用されたようなベテラン記者とかがいた。いわゆるデスク職の人たちと若手の記者の間にそういう立場の人たちがたくさんいて、そういう人たちが自分の背中を見せながら、記者を教育するといった仕組みが自然とあった。だから記者が現場で初めていろいろな難しい課題に向き合った時に、その向き合った課題に沿いながら、それを何故伝えるのかとか、どうしてそういう行為をしなきゃいけないのかとか、その志であるとか練り方であるとか、そういう倫理面も含めて、そういうことを教育する仕組みというのが長年の中で出来上がっていた。だけど、他社も同じだと思いますけど、会社の構造が大きく変わってしまって、今は地方局に行くと1年目2年目3年目の記者がいて、その上デスクがいる、そういう仕組みになりつつあります。つまり、デスクがこういうネタを取ってこいと言って、記者が行って取って来ることは出来る。だけど、何故それをしなければいけないのかは、ある種一番ジャーナリストにとって大切な部分です。そこまでして良いか悪いかとか、などを微に入り細にわたり、具体的な案件に沿って伝える仕組みがうまくいってない。これがいうところが一番大きな問題であります。それによっていろいろなことが起きている。他の新聞社の例なども見習おうと思っています。うちではもちろん入った時に研修するのですが、それ以外に一年目経ったらあげたりとか、あるいはこちらのデスクとか記者が向こうへ行ったりする。椅子に座って話を聞いても中々分からないことがやはり

あって、具体的な仕事の中で、どうしたら簡単にできるかということではなくて、何故それをやるのか、その志とかそういう部分をきちんと伝えていくことが、記者を熟成させていくことになる。そういうやり方をしたり、あと5年目になったら各局から全員、各出稿部、政治部とか経済部とかに上げて、そこで同じようにトレーニングをしたりしています。記者教育は非常に重要な部分だと思っています。

大井 中嶋さん、BBCがcollege of journalismというインハウスの学校を作りましたよね。僕はNHKに呼ばれて話をしたことが、少しはやはりそんなものを作ろうといった動きはあるんですか？

中嶋 今のところ研修センターの機能を強化するだけで、そういうジャーナリスト学校みたいなものを作るって動きは今のところないですね。あったら僕もそこに再就職したいなと思っています。

小川 現実にその場で記者教育に携わっていらっしゃった千葉さん。いかがでしょうか。

千葉 朝日も入社すれば地方に行って記者修業を始めます。ところが、大学でジャーナリズムを学んだ人は別ですが、多くの場合は学生に毛が1本2本生えたぐらいの若者、記者の仕事について右も左もわからない若者に、朝日新聞記者の名刺を持たせて現場に放り込んできました。そうした伝統的な記者教育が機能しなくなったということはさきほど申し上げました。なぜ、それでは立ち行かないのか、いろいろな理由がありますが、一番大きいのはやはりかつてはメディア力、新聞・テレビがメディア力を独占していたということだと思います。その結果、若い記者に寄せられる社会の期待もあったし、記者を大事にしてくれる土壌がありました。これは別にちやほやしてくれるという意味ではなくて、学生に毛の生えただけの記者が行っても、駆け出しなら仕方ないと大切に扱ってくれた。失敗しても温かい目で見えてくれる、そういう温情にすがって若者の記者教育は成立していたという側面があると思います。ところが、メディア力を独占していた時代は終わった。個人でも企業でも、あらゆる人たちが世界に向けて発信できる。メディア力は相対化されました。であれば、社会が記者を温かい目で育てる必要はありません。むしろ、既存の体制側に身をおく存在だと敵視される傾向さえあります。そんな時に、学生に毛が生えただけの若者を昔と同じように現場に放り出しても育たない。記者の仕事は、これはどんな仕事でも一緒でしょうが、やはり精神的に体力的に、つらい、きついことが多い。取材力はすぐには身につかないし、原稿はさらさら書けない。器用な記者で5年経ったら少し原稿を書ける、10年でなんとか一人前になればいい方だと思います。

こうした状況を踏まえてジャーナリスト学校としては、地方の初任地に行ってオン・ザ・ジョブでトレーニングに入る際、せめてスムーズにトレーニングに入れるようなところをめざそうとしています。具体的には記者としての志、記者倫理・取材倫理、そしてスキルが研修の3本柱です。せっかく記者を志してくれた優秀な若者が、せめてスムーズにトレーニングに入れるようなところまで用意させたうえで現場に送り出そう、少しづついても大事に至ることなくやりすごすことができるところまでまず身につかせよう。新入社員の研修について言うと、こうした考え方でやってはいます。

小川 考えていたものとずいぶん違いますね。時間が押してきましたが、フロアからいくつもの質問があり、整理するとネットに関する問題とそれから調査報道に関する問題。ネットに関しては

パネリストの皆様にある程度お答えいただいている、と思います。調査報道に関し、私の同僚から中嶋さんをはじめ各位全員に質問があります。調査報道に関して日本ではメディア横断的な取材が可能であろうか、ということです。

中嶋 それは日本国内同士という趣旨でしょうか。

山本（質問＝日本大学） 今回の調査、図表の17ですが、報道体制の準社員化に対しては9.5%で極めて否定的です。要するに今後の行動のために必要なことという質問です。さらに、外部製作者との協力拡大16.1%、これも極めて低い。先ほどから記者教育の充実をみなさんお話をされていますが、一般人から言いますと何を今さら記者教育なのだ、プロとして社員教育がなされていなかったのかというような、感じを受ける。おそらくそういうことも含めて、同僚メディア間の記者の移動、読売新聞から朝日に行ったり、あるいは読売新聞から産経、産経から読売に行ったり、という動きがある。極めて優秀な記者だということで、ある種のヘッドハンティングなのでしょう。人事の交流も含めて、同僚のメディア間の調査報道の協力、それが可能だろうか。当然競争があり、不可能、当面不可能だと思います。しかし将来的に考えた時に、調査報道が生き残る場合、NHKのように極めて潤沢な公共放送としての予算があるところと、それぞれ違うと思いますが、最終的にはそういう方法が模索されて然るべきなのではないか。先ほどのように、海外でNGOなどに人材が流れていく。逆に今のネットで活躍している人たちも、おそらく調査報道をしたいという集団がそれぞれ出来、そこでなにか新しいものを発見していこう。そういうものに追いつく、あるいはそういうものとの関係性を考えた時に、横の協力、共同や協業は、必要ではないでしょうか。

中嶋 今すぐできるかと言われると極めて難しいと思います。リオデジャネイロで見てきた中に、韓国のMBCで調査報道をした記者たちが社会に出て、自分たちでグループを形成して、そこと大手メディアが協業して、韓国大統領の問題を告発した報道をしたという事例が報告され、その記者とうちの記者で話をしたりして帰ってきました。先ほどネットメディアの話もありましたけども、これからもしかするとこれからそういう集団が日本の中にも生まれるような可能性はあるのではないかと僕自身は感じている。しかし、そういう組織と組織の協業、大手メディア同士の日本国内における協業を今すぐやろうかという、そう簡単ではないような気がします。情報源の問題とか色々ありますから。でもそういう他のメディアとの協業は有り得るのではないかと思うし、もうやっていかないといけないようになっていくのではという気はしています。それとも一つ、今非常に重要な指摘、外部の製作者の話がありました。これは本当にすごく、NHKも今外部で出している率がだんだんと上がってきております。外部の製作者のところへ行って実際にディレクターやCPか話を聞くと、NHKの中で話しているような理屈は通らない。そうした穏やかな、ゆったりとした感じでは物事は決められない状況にある、ということはかなり厳しく言われました。しかし、制作力、本当に大丈夫かということも含めた問題もありますが、そうしたことを進めていかなければならないので、その意味ではお話の通り、社内の教育だけではなくて、もっといろいろなことと向き合わなければいけない現実が、結構もう目の前に来ていると痛切に感じています。韓国の話を聞いて非常に驚きましたが、そういうことがこれから日本の国内で広がる可能性はあるのではないかとは思っています。

小栗 メディア横断的な動きについては、例えば、世論調査や出口調査などで新聞とテレビなどで協力するというようなことは現状でも行われています。そこから今後調査報道的なものにも移行

するのは、今お話しされたように今すぐは中々難しいと思いますが、有り得るのかなと思っています。ただ例えば、テレビと新聞、テレビとネットという形の協業はあるのかなと思いますが、例えば、NHKと日本テレビと一緒に調査報道をしましょうというのは、やはり中々現実的ではない。日本テレビのように小さなところでも、歯を食いしばってやっていこうというのが現実かな、と思っています。

坂東 すでに大手紙同士の間で競合関係にあるわけですから、協力は難しいと思います。しかし、すでに毎日新聞でも地方紙と、ある種の編集協力はある程度は始めているところはあります。場合によっては、地方の問題について協力して何かやる、さらにもっと調査報道に近いようなものになっていく可能性はあると思います。先ほども言いましたけど、記者の流動性は、昔に比べれば高まっていることは事実です。確かに記者職は基本的には共通項が多く、経験者を採用した場合にすぐに使えるという利点もある。ただしアメリカのような形で記者の流動性を感じられる、そうした将来になるか、なかなか難しいと思います。だから、NPO方式やあるいは政府の補助金を使って、アメリカ方式にするのは、今の日本にはまだもう少し時間がかかると思います。

千葉 実は読売と朝日は鹿児島でニュースの相互提供をやっています。県内の一部の地域をめぐる記事を相互にやり取りしている。肝心の調査報道では、国際調査報道ジャーナリズム連合(ICIJ)というグループがあり、日本からは朝日が参加しています。ICIJは昨年7月、人体の組織が医療用の材料として国際的に取引されている実態を、今年4月にはタックスヘイブンの実態を暴く記事を報じています。いずれも朝日の紙面に詳細な記事を掲載しました。

鈴木 すでに4人の方が仰った通り、同意見です。やはり競合する全国紙が、調査報道という、ある意味で重要な報道の役目、根幹に関わるところで、取材協力していくのは、現段階では非常に難しいのかと思います。ただ、先ほど坂東さんが仰っていましたが、地元紙と手を組む、そういった形は既に始まっていますし、いくつかの地元紙を巻き込んでという形で発展していくことはあるのかなと思っています。

小川 ありがとうございます。最後に、まとめです。

大井 研究者の立場から一つ二つお話をします。私はアメリカのIRAという調査報道記者会に関係を持っており、ある程度国際的な調査報道に関する知識はあります。そこから感じられるのはやはり組織の中で活動するにはある種の限界、つまりジャーナリストとしてどれだけ自律出来るかという側面があるということです。ジャーナリストにその自律性がない場合、社を超えての活動は中々難しいだろうと思っています。でも必要性はあるのですから少しずつやってみる価値はある。例えば日本の慣行で言ってしまうえば、抜いた、抜かれた、のスクープがある時、抜かれた新聞社は、そのことを絶対クオート(引用)しない。後追いをする時「何々新聞によれば」という引用はほとんどない。不思議に思っていますが、そういう競争環境の中で調査報道の協力や協業は出来るのかな、と失礼ながら思ったりしています。重要なことではあるかもしれないけれどもそういう調査報道はできるか。あるいは大きな、例えばここにいらっしゃる方のマスメディアが、世論の集中砲火を浴びるような時、あるいは権力からの非常に大きな攻撃を受けるような時に、みんなが手を結んで抵抗、対抗できるか。そういうことをやったことがあるか。そういうことがない限り、必要だけれども私は難しいだろうと思っています。例えば一社の問題だけど広げて考えればジャーナリズム全体の問題である、そうした視点に立ってそういう共同戦線を張って、抵抗する。例えば私はア

アメリカが専門ですが、アメリカのジャーナリズム史ではそういうことはいくつかあったし、そういう下地がやはりないと中々こうこの手の繋がりは難しいのではないのでしょうか。

鈴木 それはあります。

大井 それは失礼しました。まだ他にもありますがこれくらいに致します。

小川 多分いろいろな方、質問含めて発言なさりたいと思うのですが、時間も来ましたので本日のシンポジウム、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

#### パネリスト紹介（登壇順）

鈴木 裕一（すずき ゆういち）

1984年産経新聞社入社。’87年社会部。主に警察、司法、皇室を担当。’07年社会部長、’09年編集局次長兼 SANKEI EXPRESS 担当編集長、’11年編集局総務、’13年10月から業務企画統括  
千葉 光宏（ちば みつひろ）

読売新聞社を経て1989年に朝日新聞社入社。東京社会部、同次長、紙面委員、ジャーナリスト学校記者教育担当部長、北海道報道センター長などを経てゼネラルエディター補佐

坂東 賢治（ばんどう けんじ）

1981年毎日新聞社入社。政治部、香港支局長、論説委員、中国総局長、ニューヨーク支局長、北米総局長を歴任。外信部長を経て、’11年4月より編集編成局次長

小栗 泉（おぐり いずみ）

1988年日本テレビ放送網株式会社入社。報道局社会部、政治部を経て、’96年解説室配属。’07年退社してフルブライト奨学生ジャーナリスト研究員として渡米、ジョーンズホプキンス大学高等国際問題研究所（SAIS）客員研究員、’08年ライシャワー東アジア研究所上級研究員、’09年復職、’12年報道局解説委員、政治部担当副部長。著書に『選挙報道～メディアが支持政党を明らかにする』（中公新書ラクレ、’09年6月）

中嶋 太一（なかじま たいち）

1987年NHK入局。主に事件取材を担当。社会部デスクとして、「ワーキングプア」の調査報道を取材指揮、新聞協会賞を受賞、「無縁社会」のキャンペーン報道も担当。その後、「ニュースウォッチ9」の編集責任者、’13年新たに発足した報道局“遊軍”プロジェクトのプロジェクト長に就任

#### 注

- (1) 調査報告書「2013年版日本のジャーナリスト調査」は本号の巻末に収録されている。なお本文中の図表等を示す頁数は、巻末の調査報告書（247～280頁）の頁数におおむね対応している。
- (2) B. Zelizer 2004. *Taking Journalism Seriously: News and the Academy*, Sage.

# 長谷川如是閑のジャーナリズム論と界の構造<sup>®</sup> —メディアとジャーナリズムが交叉する場所—

佐 幸 信 介\*

## 1. はじめに

本稿は、長谷川如是閑のジャーナリズム論をとおして、近代日本——とりわけ明治後期から昭和初期にかけて構造化されるジャーナリズム界 (the journalistic field) の様態を検討することを目的としている。ジャーナリズム界の構造は、その界に特有な論理によって機能するひとつの自律性を有している。ジャーナリズム界の構造を社会的に検討することの意義は、このジャーナリズムの相対的自律性を、社会的な知 (具体的には、広義には言論、狭義にはニュース) とメディアからなる社会的コミュニケーションの関係構造として明らかにすることにある。さらに、ジャーナリズム界によってもたらされるコミュニケーション構造が形成されるプロセスを問い直すことは、同時に、近代的な知や情報の文化生産の社会関係の一端を照射することを意味している。

文化生産と界の構造との関係の議論は、ピエール・ブルデューによって、ジャーナリズム界をはじめ芸術界や知識人界などに対してこれまで経験科学的に議論されてきた。ブルデューは、ある作品や言説を文化生産の産物としてとらえ、それらを生産した行為主体 (作家や芸術家、学者など) が置かれている社会的位置と権力関係を照応させて、文化生産が行われる界に特有なエコノミー (ここでいうエコノミーとは、経済主義的な市場の関係も含まれるが、主要には象徴的な正統性をめぐる差異化、卓越化の関係) を検証してきている。本稿でも、文化生産このような社会的な視点を援用し、ジャーナリズムを文化生産の角度からとらえる。こうした視点を採用する理由は、ニュースの生産と流通がジャーナリズム界に独占されているという、端的な事実困っている。なぜ、ニュースの生産が一定の文化生産者に限定され、なおかつ生産の仕組みが産業化され、社会的に定着したのかという問題は、すぐれて近代的な知の社会編制とジャーナリズム界の自律化を問うことでもあるからだ。

ブルデューが提示する「界 (field/champ)」は、前述したように、相対的自律性を有した文化生産行為およびその生産物である作品や、あるまとまりをもった言説との関係のなかでとらえられるものである。ジャーナリズム研究の文脈では、新制度派がその援用を試みてきたし、ブルデュー自身も『メディア批判』<sup>(2)</sup>において、メディアの商業主義的な伸長によってもたらされるジャーナリズム界の構造的な変容を議論している。そのなかでブルデューは、ジャーナリズム界の自律性の度合いを商業主義との関係から議論しているが、それはいわゆるジャーナリズムの規範論ではなく、ジャーナリズムの自律性が商業主義によって脅かされたり侵害されたりするという事態への批判とそれにとどまらない奥行のなかで検討されている。つまり、ジャーナリズム界は、19世紀以降商業主義との対立や相克によって歴史的に形成されてきており、ジャーナリズムの「界」にとって、

---

\*さこう しんすけ 日本大学法学部新聞学科 准教授



商業主義は要件のひとつとなっているという。

図式的に言えば、ジャーナリズムの自律性を語るときに、「商業主義」は、「国家」と同様に必須の言説の相関項であり、リベラリズムの言説の圏域のなかで「ジャーナリズム」は布置されてきた。そのときに、しばしば自律性とは自由と近似した意味内容としてとらえがちである。そうではなく、ジャーナリズム界のなかで、たとえば「自由」という概念がジャーナリズムについて思考するときに、重要な争点や賭金となるような言説の固有の関係が、ジャーナリズム界を構成しているのである。なぜ、「自由」が重要なのかという問題は、ジャーナリズム界に属する行為主体にとっては自明なこととして、つまり当為的なことがらとして共有されているのである。

ブルデューは、ジャーナリズム界は他の芸術界や知識人界と比べて自律性の度合いが弱い構造となっているという。それは、商業主義の論理を被ることが常態化していることであり、商業主義との象徴的な切断によって、知の独自性をメディアとして確保することが難しい構造となっているからである。具体的にはクォリティー・ペーパーなどの「堅い新聞」の存立が商業主義の論理に曝される環境に置かれている。

近代日本のジャーナリズム界を検討するにあたって、長谷川如是閑のジャーナリズム論を取り上げる理由もここにある。誤解を恐れずに言えば、長谷川は明治後期から昭和初期のジャーナリズム活動において、商業主義化が進行するジャーナリズム界のなかでその位置を象徴的に失っていったからである。長谷川のジャーナリズム論は、後述するように、彼が主宰する『我等』や『批判』のメディアの機能と一体となっていた。したがって、より正確に言えば、長谷川本人の位置というよりも、長谷川自身が主宰し、知の独自性を支えていたメディアととり結ぶ位置を失っていったといつてよい。

周知のように、長谷川如是閑（萬次郎）は、1875年（明治8年）に生まれ、明治、大正、昭和とジャーナリズム界のなかで、新聞の論説記者としてあるいは評論家として言論活動を行ってきた。長谷川如是閑という一人の知識人は、それぞれの同時代史とともに広義の意味でのジャーナリストとして歩んできた特筆すべき存在ということができただろう。『日本』で記者活動を始めた長谷川は、その後『大阪朝日新聞』へ移り、白虹事件を機に雑誌『我等』を創刊する。そして『我等』を改題した『批判』を終刊した後は、第二次世界大戦をまたぎながら、どのメディアにも所属することなく単独の評論家として文筆活動をおこなった。さらに文筆の範囲は、新聞の論説や社会批評・評論にとどまらず、小説、劇作の分野にもおよんでおり、その点においても独特な知識人像の輪郭を浮かび上がらせている。

これまで長谷川如是閑に関しては、主に政治思想や社会思想の文脈で論じられることが多く、白虹事件との関連で焦点があてられることがあっても彼のジャーナリズム論についてはほとんど検討されることはなかった。後述するように、長谷川のジャーナリズム論は1920年代から30年代の初めに集中して著されているが、この時期は、小野秀雄や藤原勘治、小山栄三といった論者をはじめ、民間の新聞研究所の設立などにみられるように、日本のジャーナリズムにとって「新聞学」が学問的な言説として胎動しはじめる黎明期にあたる。こうした言説に比して長谷川のジャーナリズム論は、「マルクス主義的イデオロギー論」としても魅力的な達成をみせている [飯田 1997: 97] と言われるように<sup>(3)</sup>、学問としての知の制度化を志向するものではなく、あるいは実学的なものでもなく、規範的な機能論としての性質を有している。

長谷川のジャーナリズム論は、当時の他の言説と比べても、社会状況や動態と呼応する魅力を備えているが、本稿では思想史の文脈のなかで長谷川の言説を検討するのではなく、その言説が成立しうる諸条件を、ジャーナリズム界の構造との関連からとらえることに主眼をおいている。ブルデューの議論を敷衍するならば、ジャーナリズムは再帰的なコミュニケーション行為、すなわちジャーナリズムとは何かについて定義=再定義しつつそのコミュニケーション行為そのものがなされるという特質を有している。その意味で長谷川如是閑は、ジャーナリストとして複数のメディアを渡り歩きながら、この定義=再定義を余儀ない状況のなかで行ってきたということが出来る。あらためて長谷川の遍歴をふりかえるならば、彼は独特で特異な一人の知識人としてのジャーナリストであった。「断じて行わず」は、長谷川自身が何度も用いる言葉であり、彼について語るときに引用される言葉であるが、彼は、決して現実的な政治運動や社会活動には直接的にコミットせず、常にジャーナリズム界に身を置いていた。しかし、その近代日本のジャーナリズム界においては、メインストリームのメディアに属して常に歩いていたわけではなかった。「公的なアウトサイダー」[Barshay 1988=1995] であり、「アイロニーの手法」の持ち主 [飯田 1997] でもあった。<sup>(4)</sup>

たしかに『大阪朝日新聞』におよそ10年間所属するが、そこでも独立系新聞『日本』の系譜からなる鳥居素川グループの一翼を担っていたのであり、後述するように、長谷川が言うところのブルジョワ新聞、あるいは新聞の商業主義に対しては一貫して距離をとっていた。より正確に言うならば、執筆者としては大手の雑誌や新聞に論考を寄せたとしても、長谷川自身が関与し編集として加わるメディアそのものはジャーナリズム界のアウトサイダーであったとあってよい。長谷川如是閑をとおして当時のジャーナリズム界を検討することの意味は、こうした彼の特異性が見出すことができるからである。ブルデューの文化資本概念を援用するならば、長谷川は、文化資本や他の知識人たちとのネットワークである社会関係資本を高めながら、それとは相対的に経済資本は低くなるような一種の象徴的な戦略の振る舞いをメディアを通してとっていた（あるいはせざるをえなかった）と考えられるからである。とりわけ『我等』や『批判』はそうした特徴を有しており、そうすることで批判的な言論の強度を担保していたということが出来る。

本稿では、以上のような見通しに立って、まず長谷川如是閑のジャーナリストとしての軌跡を、それをとりまくジャーナリズムの環境との関連で整理する（第2節）。つづいて、長谷川のジャーナリズム論そのものを検討する。長谷川の一連のジャーナリズム論は先にも述べたように1920年代から30年代初めに集中している（第3節）。最後に、長谷川が主宰した『我等』および『批判』に焦点をあて、これらの雑誌媒体の布置関係をジャーナリズム界との関連のなかで検討してみたい。

## 2. 長谷川如是閑の軌跡とジャーナリズム界

1875年（明治8年）に東京深川木場で、材木商の商家に生まれた長谷川如是閑は、28歳の1903年（明治36年）に新聞『日本』に入社する。ジャーナリストとしての活動がここから始まる。<sup>(5)</sup>その後、1908年（明治41年）に『大阪朝日新聞』へ入社。1918年（大正7年）、白虹事件で大阪朝日新聞社を退社後、1919年（大正8年）に雑誌『我等』を創刊。1930年（昭和5年）、『我等』を『批判』に改題。そして4年後の1934年（昭和9年）に『批判』を終刊する。『批判』終刊後は、どの媒体に所属することなく単独の評論家として執筆活動を続けた。

長谷川は、1969年（昭和44年）に94歳の生涯を閉じるが、その生涯のおよそ三分の一にあた

る、28歳から59歳までの31年間を何らかの媒体に所属、あるいは自らが媒体を主宰してジャーナリズム活動を行った。この31年間をあらためて整理すると、次のように3つの時期に分けることができる。

- ① 1903年（明治36年）から1907年（明治40年）までの新聞『日本』、雑誌『日本及日本人』時代
- ② 1908年（明治41年）から1918年（大正7年）までの『大阪朝日新聞』時代
- ③ 1919年（大正8年）から1934年（昭和9年）までの『我等』および『批判』時代

この一連の経歴のなかで、長谷川如是閑に関連する当時の人物をまとめたのが、資料1である。こうしたメンバーと比べると、長谷川如是閑の方が出身階層の面でもジャーナリストとしての一貫性という面でも特徴的であることがわかる。

### 投稿から論説記者へ

長谷川如是閑は、東京英語学校や東京法学院で学んでいる。すでにこの若い時期から新聞記者を志望していた。<sup>(6)</sup>「新聞記者を志したのは、そのころの第一流の新聞記者を遠くの方から眺めて、ああいふ人々のようになってみたいと思ったのだった。その人々というのは、福沢諭吉、陸羯南、三宅雪嶺、徳富蘇峰、志賀重昂のような人たちで、専門の学者でなく、ジャーナリストとしての見識の底に、深い思想、学問の造詣を根拠としてもっている人たちだと私は思っていた」[長谷川1984：331-332]。

ここで回顧されている人物たちは、みな政論新聞（大新聞）の代名詞といえるジャーナリストたちである。すなわち、これらの政論新聞はその言論の内容や政治的立場がメッセージ性も論争性も高いだけでなく、政論新聞というメディアそれ自体がそれを代表するジャーナリストとともに人稱性をもっていた。この明治10年代から20年代にかけての政論新聞が全盛の政治・社会状況のなかで長谷川は10代と20代の学齢期を過ごしている。

長谷川が社会的なデビューを果たすのは、病床で書かれた小説「ふたすぢ道」を投稿した『新著月刊』である。その後、『やまと新聞』や『東京朝日新聞』などの記者でもあった実兄の山本松之助の後押しもあり、論説的文章やクロボトキンの抄訳などを『東京朝日新聞』や『日本』への投稿を続ける。1897年（明治30年）から1903年（明治36年）にかけての時期である。この投稿が認められて『日本』へ1903年に入社する。

投書・投稿が新聞の紙面を構成するスタイルは、明治初期の新聞からすでに一般的であり、明治期の大新聞や小新聞においても重要な特徴であった。投書家から新聞記者へ登用・採用されるケースも多くあり、長谷川如是閑もその一人である。山本[1990]によれば、知識人読者層が投書の主役から降りはじめ、新聞の投書家との関係が日清戦争（明治27年）前後から変容しはじめるという。この頃までは、自由民権派の投書が主流であり、投書家による反政府運動、場合によっては投書家の筆禍事件なども生じたという。また、大新聞だけでなく、小新聞ではいっそう投書欄は活発であった。「『大新聞』の投書家がインテリ層だったのにたいし、『小新聞』のそれは大都市の老舗の商人、熟練技術の職人、幕末からの戯作者など有閑な人たちであった。『大新聞』の投書家の投書先が愛読紙一紙に限定していたのにたいし、『小新聞』の投書家は一紙に限らず各紙に投書していた」[山本1990：114]。

ところが、日清戦争前後から投書家と新聞とのそうした関係が変容しはじめ、明治30年代前半にはハガキ投書ブームが生じた。投書は、言論のためのコミュニケーション行為ではなく、人びとの不満のはけ口となっていったという。さらに日露戦争（明治35年／1906年）直前になるとハガキ投書欄は消滅していく。「明治末期には、ハガキ投書欄も、報道重視の新聞からほぼ消え去った。読書参加から読者排除の時代への転換が、明治末期には決定的となった。若き日の長谷川如是閑を投書家から記者に採用した新聞『日本』が明治三十九年に実質的に廃刊したように、読者と記者を新聞共同体の仲間と見なす新聞は傍流へおしやられる」[山本 1990：116]。

日本の明治期における新聞の歴史は、このように「明治維新後の官報の時期」、「大新聞・政論新聞と小新聞とが基本機軸となって百花繚乱し社会的なコミュニケーションを形成している時期」、「大新聞と小新聞との区分それ自体が曖昧になり、小新聞の系譜から発展した中新聞、いわば商業主義的な報道新聞が主流となっていく時期」と大きく3つの変容としてとらえることができるだろう。そして、なかでも日本の近代的なジャーナリズムの形成の問題として照準されるのは、商業主義的な報道新聞へと新聞の布置関係がジャーナリズム界のなかで構造的変容する過程であり、その際には日清戦争と日露戦争がひとつの指標として採用されてきた。

こうした指標は、新聞と読者を直接媒介し結びつける販売の側面からも裏づけられる。たとえば、明治27年から『大阪毎日新聞』の販売を一元で営んでいた岡島新聞舗の岡島真蔵の回顧によれば、新聞の販売するサイドで積極的に読者を増やそうと変わっていったのは日露戦争の号外、すなわちある種の報道の速報性が契機であったという。「だいたい日露戦争ごろだと思います。それまでは口先では、そういうことを言っていますが、なかなかそうならなかった。では日露戦争の時になって、なぜそれが必要になったかという号外からです。大阪は東京と違って号外を売らない、はじめから無料で配ったんです。それも新聞社の直配達が出て、これが独占で配っていたんですから販売店は号外を売ろうとって売れなかったんです。ところが号外を早くもって行って、それで読者を増やさなければならなくなってきた。当時「朝日新聞」からも号外、「毎日新聞」からも号外が出ますが、合売りですから「朝日」の号外を先にもって出せば「毎日」の号外をもって行けない。「毎日」の号外をもって出せば、「朝日」の号外はもって行けない。ところがお互い競争ですからそこでどちらかへつかなければならなくなった」（『聴きとりでつづる新聞紙』『別冊 新聞研究 NO.1』、新聞協会、1975）。

ここには、報道と読者との関係を構築していく際に、戦争がメディアの機能、あるいは社会的な布置関係を何らかのかたちで変化させる役割をはたしていることがみてとれる。おそらく、歴史的に再構成するためのメルクマールということ以上に、戦争報道、戦争速報は商業主義的なメディアへと転換していくための必要不可欠な報道そのものであったとってよい。

ふたたびここで長谷川如是閑の経歴を確認すれば、投書からスカウトされ『日本』の新聞記者へと変わったのは、もともと幕臣層が多かった知識人階層と大新聞との直接的なつながりが霧消していく時期であり、長谷川自身が明治期の投書家の最後の世代であるといえる。つまり、「明治末期には、ハガキ投書欄も一般の投書欄も、報道重視の新聞からほぼ消え去った。読者参加から読者排除への明治中期からの転換が、明治末期には決定的となった」[山本 1990：116] ののである。いわば、新聞は投書家という行為主体が存在することで、コミュニケーションの共同体を形成していたが、この行為主体が新聞メディアから退場することで、新聞と読者という境界線がひかれていく。すな

資料1

氏名	生年月日	出身地	最終学歴	
陸羯南	1857年11月30日（安政4年）	青森県	司法省法学校 フランス法律専修（東京大学） 大学南校（東京大学前身）	青森新聞・太政官御用掛・内閣官房局・
杉浦重剛	1855年4月19日（安政2年）	滋賀県	札幌農学校（北海道大学）	文部省・東京英語学校・乾坤社・東京帝 新聞・衆議院議員・東宮御学問御用掛・ 県立長野中学・丸善・東京英語学校・政 議院議員
志賀重昂	1863年12月25日（文久3年）	愛知県	札幌農学校 共立学校（開成中学校）・同人社	長野県尋常中学校・長野県尋常師範学校 雑誌「日本人」・日本新聞・東京電報・ 国民新聞・読売新聞・時事新報・東京日 本新聞・雑誌「日本人」
今外三郎	1865年9月（慶応元年）	青森県	札幌農学校	日本新聞・俳句雑誌「ホトトギス」
古島一雄	1865年9月20日（慶応元年）	兵庫県	早稲田大学高等師範部	東京帝国大学・文部省・政教社・雑誌
千葉亀雄	1878年9月24日（明治11年）	山形県	第二高等学校（東北大学）	
河東碧梧桐	1873年2月26日（明治6年）	愛媛県	東京帝国大学国文科（東京大学）	
正岡子規	1867年10月14日（慶応3年）	愛媛県	東京帝国大学文学部哲学科	
三宅雪嶺	1860年7月7日（万延元年）	石川県	司法省法学校	朝野新聞・高知新聞・日本新聞・雑誌
国分青崖	1857年5月27日（安政4年）	宮城県	大阪朝日新聞	創立時メンバー 志賀重昂、棚橋一郎、 下丈吉、島地黙雷、今外三郎、加賀秀
政教社	1888年（明治21年）			
安藤正純	1876年9月25日（明治9年）	東京都	東京専門学校哲学科 （早稲田大学）	桜新聞・政教新聞・日之出新聞・日本新 文部政務官・国務大臣・文部大臣
鳥居素川	1867年8月3日（慶応3年）	熊本県	独逸協会学校	日本新聞・大阪朝日新聞・編集局長・大 大阪朝日新聞・朝日新聞・衆議院議員・ 大阪朝日新聞・東京朝日新聞・朝日新聞 雑誌「経世評論」・日本新聞・大阪朝日
村山龍平	1850年8月3日（慶応3年）	三重県	寺子屋	
上野理一	1848年10月29日（嘉永元年）	兵庫県	藩校進徳堂	
池辺三山	1864年3月12日（文久4年）	熊本県	慶應義塾	
本多精一	1871年4月1日（明治4年）	福井県	東京帝国大学	同志社大学・大阪朝日新聞社・東京日日 大阪朝日新聞・編集局主幹、論説委員・ 京都帝国大学法科大学・立命館大学・宮 時事新報・大阪朝日新聞・大阪時事新報 東京帝国大学農科大学・雑誌「我等」・
岡野養之助	1878年8月31日（明治11年）	大阪府	東京専門学校	
佐々木惣一	1878年3月28日（明治11年）	鳥取県	京都帝国大学法科大学	
土屋元作	1866年6月3日（慶応2年）	大分県	東京専門学校	
河上肇	1879年10月20日（明治12年）	山口県	東京帝国大学法科大学政治学科	
末広鉄腸	1849年3月15日（嘉永2年）	愛媛県	藩校明倫館	藩校明倫館・東京曙新聞・朝野新聞・自 議員
小川郷太郎	1876年6月9日（明治9年）	岡山県	東京帝国大学法科大学政治学科	大蔵省・京都帝国大学・衆議院議員・大 大阪朝日新聞・大正日日新聞・読売新聞 経済専門学校・福岡商科大学・大分大 大阪朝日新聞・神戸新聞
花田大五郎	1882年3月11日（明治15年）	福岡県	京都帝国大学法科（京都大学）	大阪朝日新聞・朝日新聞
原田棟一郎	1880年3月（明治13年）	大阪府	日本中学校（日本学園）	さ、浪新聞・大阪公論・大阪朝日新聞
高原操	1875年12月16日（明治8年）	福岡県	京都帝国大学法学部	
西村天因	1865年9月12日（慶応元年）	鹿児島県	東京帝国大学古典講習科	
内藤湖南	1866年8月27日（慶応2年）	秋田県	秋田師範学校（秋田大学）	明教新誌・三河新聞・雑誌「日本人」・ 日本新聞・京城日報・大阪朝日新聞・雜 日新聞
丸山幹治	1880年5月2日（明治13年）	長野県	東京専門学校	早稲田大学・大阪朝日新聞・雑誌「我 大阪朝日新・同志社大学・東京帝国大 九州日日新聞・東京朝日新聞・雑誌「我
大山郁夫	1880年9月20日（明治13年）	兵庫県	早稲田大学政治経済学部	
櫛田民蔵	1885年11月16日（明治18年）	福島県	京都帝国大学	
伊豆富人	1888年9月20日（明治21年）	熊本県	早稲田大学	
大西利夫				
山口信雄				
大庭柯公	雑誌「我等」・雑誌「批判」 1872年8月30日（明治5年）	山口県	夜学	ウラジオストク商館通訳・陸軍参謀本部 等）・東京日日新聞・東京朝日新聞・読 東京帝国大学・東京朝日新聞・黎明会・ 東北帝国大学・雑誌「白樺」・雑誌「泉」
吉野作造	1878年1月29日（明治11年）	宮城県	東京帝国大学法科大学	
有島武郎	1878年3月4日（明治11年）	東京都	札幌農学校	
水島爾保布	1884年12月8日（明治17年）	東京都	東京美術学校（東京芸術大学） 日本画科	行樹社・大阪朝日新聞挿絵担当・東京日 雑誌「社会思想」・雑誌「批判」・東京帝 教大学・東京都教育委員会
蠟山政道	1895年11月21日（明治28年）	群馬県	東京帝国大学法学部政治学科	東京朝日新聞・雑誌「社会思想」・雑誌 雑誌「新思潮」・雑誌「白樺」
嘉治隆一	1896年8月3日（明治29年）	兵庫県	東京帝国大学法学部	東京帝国大学・大原社会問題研究所・衆 大阪朝日新聞・雑誌「我等」・外務省囑
小泉鉄	1886年12月10日（明治19年）	福島県	東京帝国大学哲学科	
森戸辰男	1888年12月23日（明治21年）	広島県	東京帝国大学法科大学経済学部	
井口孝親	1888年（明治21年）		東京帝国大学	

出典：長谷川如是閑著作目録編集委員会編（1985）、田中（1987）、朝日新聞社〔編〕（1990）（1994）、土屋（2009）を参照して作成

職業・所属変遷

東京電報・日本新聞・東亜同文会・国民同盟会

国大学・読売新聞・朝日新聞・政教社・雑誌「日本人」・日本御進講役  
 教社・雑誌「日本人」・東京専門学校・農商務省・外務省・衆  
 ・東京英語学校・日本新聞・雑誌「日本人」・東京朝日新聞  
 万朝報・九州日報・衆議院議員・貴族院議員  
 日新聞

「日本人」・個人雑誌「我観」

「日本人」・詩社「星」・大東文化大学

井上円了, 杉江輔人, 菊池熊太郎, 三宅雪嶺, 辰巳小次郎, 松一, 杉浦重剛, 宮崎道正

聞・大阪朝日新聞・東京朝日新聞・衆議院議員・立憲政友会・

正日日新聞  
 貴族院勅選議員

新聞・東京朝日新聞

新聞社長・主筆・財政時報社  
 取締役  
 内省御用掛・貴族院議員

読売新聞・日本経済新誌・京都帝国大学

由新聞・東京公論・関西日報・大同新聞・「国会」紙・衆議院

蔵政務次官・商工大臣・鉄道大臣  
 京都帝国大学・大阪市立商科大学・和歌山県高等商学校・九州学・別府大学

社・東京朝日新聞・文部省御用掛・御講書控

大阪朝日新聞・台湾日報・万朝報・京都帝国大学  
 誌「我等」・読売新聞・中外商業新報・大阪毎日新聞・東京日  
 等」・黎明会・労働農民党・新労農党・衆議院議員・参議院議員  
 学・雑誌「我等」・大原社会問題研究所  
 等」・衆議院議員・九州日日新聞・熊本日新聞・ラジオ熊本

通訳・大阪毎日新聞・雑誌「我等」・特派員（豪・比・米・亜  
 売新聞  
 明治文化研究会・女子経済専門学校

日新聞・同人誌「モザイク」

国大学・衆議院議員・中央公論・お茶の水女子大学・国際基督  
 「批判」・獨協大学・文部省

議院議員・文部大臣・広島大学  
 託・九州帝国大学

備考

正岡子規に紙面提供・国民主義・日本新聞創始

貢進生・イギリス留学・政教社・「人格高邁の  
 国土」  
 国粹主義・地理学者・日本風景論

政教社  
 日清戦争打電・正岡子規同僚  
 文芸評論「新感覚派」  
 高浜虚子 新傾向俳句 正岡子規門下  
 俳句・短歌  
 文部大臣への入閣拒否・文化勲章受章・政教  
 社・帝国芸術院会員  
 漢詩人・森羅南・本田種竹（三詩人）・帝国芸  
 術院会員  
 国粹主義

自由主義・白虹事件辞職  
 勲一等瑞宝章・朝日新聞創刊  
 朝日新聞社長  
 陸羯南・徳富蘇峰（明治三大記者）・二葉亭四  
 迷・夏目漱石・新聞小説

日露戦争開戦第一報打電  
 文化勲章・佐々木憲法草案・帝国学士院会員

内村鑑三・マルクス主義・資本論翻訳・治安維  
 持法検挙  
 朱子学・陽明学・讒謗律 / 新聞紙条例初違反  
 者・立憲自由党  
 新政会・政友本党・民政党  
 白虹事件辞職・勲二等

文学博士・勲四等瑞宝章・天声人語名付け親・  
 不偏不党明文化・朝日新聞編輯綱領  
 京都支那学・文学博士・帝国学士院会員

大正デモクラシー・政治学者・アメリカ亡命  
 マルクス経済学・唯物史観・労農派・森戸事件  
 立憲民政党・国民同盟・白虹事件

東部戦線縦軍・十月革命打電・日本社会主義同  
 盟・日本エスベラント協会・ロシア没  
 大正デモクラシー・民本主義・社会民衆党  
 小説家・キリスト教・内村鑑三・志賀直哉・武  
 者小路実篤・新渡戸稲造

大政翼賛会・吉野作造・民主社会主義研究会・  
 勲一等瑞宝章・日本学士院会員

森戸事件・勲一等瑞宝章

出身階層（親）

弘前藩 茶坊主

膳所藩儒者

岡崎藩藩校儒者

弘前藩士  
 豊岡藩士

松山藩士 藩校明教館教授  
 松山藩士  
 加賀藩家老本多家儒医

仙台藩士

真宗大谷派住職

国学者 村山守雄  
 丹波青山藩御用達両替商  
 熊本藩士

武生藩 家老

岩国藩士

真宗寺院住職

南部藩士

太政官

薩摩藩士 大蔵官僚

わち、新聞は読者へ売るものとして、市場のメカニズムに布置されるものとなり、新聞は、新聞と読者との境界を策定していくメディアへと変容していくことができるだろう。

### 新聞記者とジャーナリズム界

長谷川如是閑は、1903年（明治36年）に『日本』へ論説記者として入社した。それは、日清戦争と日露戦争の間の時期にあたる。この時期、新聞記者の社会的地位や階層も大きく変わる。先に見たように、投書家から政論を担う新聞記者へ登用される回路が形成されており、新聞が社会的コミュニケーションの共同性のメディアとして機能していた。自由民権運動や議会政治の一翼を担う行為主体として、政論記者が存在していたのである。

こうした政論記者とは別に、この時期、探訪員あるいは探訪記者と呼ばれる記者も存在していた。政論記者は、決して取材には行かず、政論の執筆を主な仕事としていた。取材を担うのは探訪員であり、政論記者に比べてその社会的地位は低く、民間の人びとからの信用されない、ある種の雑業的な職業としてみなされていたようである。<sup>(7)</sup>

新聞記者の制度化や階層性を精査している河崎によれば、1881年（明治14年）に『東京朝日新聞』が社告で、一般のニュースを官公庁から取材できる人材としての「高級探訪記者」を募集し、この高級探訪記者はその後の取材記者の過渡的状态を示していた。その後、「明治中期に大新聞と小新聞が接近して、報道中心の中新聞になったとき、記者も取材するようになって、探訪者の役割が引き継がれた」[河崎 2006: 21]。探訪員が実際にその姿を消すのは大正に入ってからであるが、明治中期から後期にかけての過渡期においては、取材記者の社会的身分や給与も依然として低いものであったという。こうした探訪員から取材記者へという職業上の地位の移動において、新聞各社で徐々に採用されていったのが、公募であり採用試験であった。1904年（明治37年）の『読売新聞』の公募、1909年（明治42年）の『朝日新聞』の筆記試験などが順次行われ、大学卒業者が新聞記者として採用しはじめる。「明治後期に入り、新聞社は、縁故採用から公募採用に、探訪者を廃止して大学卒業者を、さらに試験を導入するというように採用方法と基準を模索し始めた。しかし、依然として主流は縁故採用や他社からの引き抜きにあった。採用しても学卒者は一社に留まるものではなく、(…)新聞を正業としてみる者は少なかった。制度化が完成するのは大正期に入って以後のことである」[河崎 2006: 26]。

長谷川如是閑が、投書から政論記者として『日本』へ入社するのが1903年（明治36年）、『日本』から『大阪朝日』へ移るのが1908年（明治41年）、『大阪朝日』を辞め『我等』を創刊するのが1919年（大正8年）であるから、長谷川は、政論記者と探訪員との区分そのものがあいまいになる報道記者の制度化の過渡期に、『日本』と『大阪朝日』に所属していたことになる。いうなれば、政論記者としての最後の世代であると同時に、新聞記者の正業化の黎明を目の当たりにしていた。このことは、同時に日本の新聞のメディア史においてはすでに周知のことであるが、政論新聞から報道中心の中立新聞へと「新聞」の布置関係が変わることを意味している。中立新聞の成立と記者の制度化は、メディアとしての新聞の商業主義化の進行と軌を一にしていると思われる。

この新聞の商業主義化および新聞紙の商品化は、必然的に矛盾を内部に抱えることになる。長谷川は次のように包括的に問題の所在を指摘している。多少長くなるが引用してみよう。

新聞を刊行する新聞資本家と新聞の実質を制作する新聞記者との間に生ずる矛盾である。新聞紙はそれが商品たる場合でも、一般の機械的生産品のように機械的労働によって作られるものではなく、とにかく「新聞」という特殊の感覚表現を通じて得られる記事内容を実質とするものである。(…) しかも記者は決して階級的に資本家側に属するものではなく、むしろ一般の生産労働者と同じくそれと対立する地位にあるものである。／それゆえに「新聞」には常に資本家の個人的または階級的意志に拘束されない性質を多少とも包含している。新聞資本家は、それが新聞紙の商品価値を増すものであるといふのを条件として容認しているのである。／しかしいつかはその限界が来る。わが新聞界において、有力な個人的または党派的または階級的立場を有するものが、明治年代の末においてことごとく失業したのは、その矛盾が限度に達したための「整理」であった。／いわゆる大新聞の新聞記者としては犬養毅、尾崎行雄、陸実、三宅雪嶺、その他多くの一流の新聞記者が総退陣し、小新聞においては内村鑑三、幸徳秋水、堺枯川、その他の諸氏が退却したのであった。[長谷川 1970b : 195]

長谷川の指摘で重要なのは、新聞記者たちの政治や社会との直接交渉的な回路が新聞の商業主義化によって断たれるという点である。端的に言えば、政論は商品価値としての意味を持たなくなった。商業主義化の進行のもとで、大新聞と小新聞との対立／差異関係がジャーナリズム界それ自体の構造化の要因ではなくなり、別種の何かへと主要な要因が転移していくことを意味している。長谷川がここで上げている新聞記者は、同時に政治家であり、思想家であり、社会運動家である。あるいは、『我等』を長谷川とともに創刊した大山郁夫や櫛田民蔵にしても大学教員・学者であった。また、新聞小説の成立過程を考えるならば、小説家は新聞社の社員として新聞メディアに所属していたこともあらためて確認されてよい。つまり、新聞は政治や社会との直接的なコミュニケーションの回路を可能にする、政治的言論や社会批評、学問的知見、あるいは小説といった文化的生産の界の主要なメディアであった。だが、その界そのものが変容する必然的な帰結としてとして、これらのジャーナリストたちはその居場所を失うことになったのである。<sup>(8)</sup>

だが、「新聞紙の商品価値を増すものであるという条件として、新聞記者は容認される」という長谷川の指摘は、たとえ彼自身が意図しなくとも新聞記者の独自の表現行為が、新聞との従属関係のなかでこそ成立していたことを物語っている。このこと自体は逆説でも、矛盾でもない。文化的生産行為は、社会的な実際の場面においてはメディアそのものを必要とするから、自ずと経済的に条件づけられる。<sup>(9)</sup>長谷川の唯物論的なひそみにならっていえば、メディアとは文化的生産を可能にする経済的条件の別の言い様であるといえよう。

明治初期から中期にかけての投書家の時代は、先にも述べたように新聞記者と投書家や読者とが一体となった新聞の社会的コミュニケーションの空間を形成していたから、投書家も読者も、新聞記者と同様にジャーナリズム界の内部に布置されていたか、そこに近いところに布置されていたことができる。つまり、新聞を読むことはこの「多事争論」的状况 [有山 2008] のコミュニケーション空間に参加することであり、参加することは新聞を購入することでもある。こうしたコミュニケーションの共同性においては、新聞記者も読者も政論そのものへ向かえばよく、そうした政論が掲載されているメディアは、政治性とか権威性とかといった象徴的な価値そのものの増幅へと向かう。象徴的な価値への志向は、一般的にあって、それと相対的な経済的な価値を否認する傾



向にあるから、反対に経済的な価値——あからさまに言うところの儲けることがメディアにたいして強調されるならば、政論を發表すること、つまり文化的生産行為への侵犯として映ることになる。事実、長谷川如是閑が入社した『日本』が、1906年（明治39年）に経営が陸羯南から伊藤欽亮へと移り、三宅雪嶺が發刊した『日本及日本人』へ長谷川自身も加わった経緯も、経営の論理が前面に押し出され、政論を生み出していくことへの危機意識からとられた行動であった。

これまで、政論新聞から報道中心の新聞へと移行する新聞の変化を、主にジャーナリズム界の行為主体の新聞記者という角度から検討してきた。それは、第一に投書家という存在によって形成されていた新聞を媒介とする社会的なコミュニケーションの共同性の変容の問題であった。この共同性は、新聞記者の階層性——探訪員と政論記者——が、近代的な高等教育制度とともに、学歴をもった報道記者へと平準化されるプロセスでもあった。こうした変容は、いわゆる新聞の中立化と商業主義化を示しているが、同時にジャーナリズム界における文化生産行為の質的な変化をもたらす。政論記者そのものがこの界からの退場を余儀なくされるのである。ジャーナリズム界は、論説や記事といった言論を生産、再生産するだけでなく、政治家や思想家・批評家、社会運動家、文学者を社会的に産み出していく場所でもあったが、報道そのものを遂行する機関と職業へと限定される場所へと配置換えしていく構造的な変容を経験することになったといえることができる。

次節では、こうしたジャーナリズム界の変容を念頭におきながら、長谷川如是閑によるジャーナリズム論を検討することにしよう。

### 3. 長谷川如是閑のジャーナリズム論と界の構造

長谷川如是閑のジャーナリズム論は、主に1920年代から30年代の初めにかけて彼が主宰する『我等』や『中央公論』、『解放』などで發表された。一連の文献の系譜を概観すれば、1920年代の前半に著された「社会的感覺機関としての新聞紙」（1923＝大正12年、『解放』）や「社会的意識状態としての新聞」（1925＝大正14年、『月刊日本及日本人』）において、長谷川のジャーナリズム論の論理的な骨子は構築されている。そうした骨子に厚みをもたせ、ある一定のボリュームで議論が集中的に行われるのが、1920年代の後半から30年代の前半である。こうした、約10年余りにわたるジャーナリズム論が集約的にまとめられているのが、講座本の『総合ジャーナリズム講座』の1巻と2巻にわたって収められている「ブルジョワ・ジャーナリズム—資本主義と「新聞」の変質—」<sup>(10)</sup>（1930＝昭和5年）である。

「ブルジョワジャーナリズム」が著される1930年は、長谷川にとってあるひとつの転換点となる年でもあった。1919年（大正8年）に大山郁夫、井口孝親、大庭柯公らと創刊した雑誌『我等』を全128号をもって終刊させ、新たに雑誌『月刊批判』と改題・創刊したのが1930年である。「ブルジョワ・ジャーナリズム」をまとめた後、「現代新聞総評」（1931年、『中央公論』）や長谷川の独特のジャーナリズム概念およびジャーナリズムの範疇に関する議論を展開する「新聞文学」（1933年、『日本文学』所収、岩波書店）、「客観的事実と歴史・新聞・芸術」（1933年、『批判』）を發表していく。

そして、「新聞文学」や「客観的事実と歴史・新聞・芸術」を著した翌年の1934年（昭和9年）は、長谷川にとって等身大ともいえる『批判』が終刊する年である。その後、「ラジオ文化の根本問題」（1936年）や映画についての評論はあるものの、長谷川のジャーナリズム論や新聞論は第二

次世界大戦後の1946年（昭和21年）までほとんど執筆されることはなかった。つまり、彼のジャーナリズムを論じる一連の仕事は、『大阪朝日新聞』を退社し、『我等』を創刊してしてから『批判』の終刊に至るまでの評論活動の時期に行われているといつてよい。

### 不偏不党批判と社会的対立感覚

長谷川如是閑のジャーナリズム論は、不偏不党や厳正中立といった報道中心のジャーナリズムを商業主義化の文脈で批判しつつ、ジャーナリズムを社会的感覚の対立関係としてとらえるところに特徴がある。

まず、長谷川のジャーナリズムについての概念的な規定を確認しておこう。「ジャーナリズムは、一言にしていへば対立〔的〕社会感覚の表現であって、それはある社会形態に必要な対立的関係から当然要求される態度である」[長谷川 1990b: 83]。このようないわば理念型的にとらえられるジャーナリズムは、明治期の政論新聞の社会的機能を念頭においていると思われる。社会の代行者としてジャーナリズムを据えているが、それは限りなく「社会」の範疇と重なり合う。長谷川は、社会について「然かも、より大きい全体の社会は、異なった生活方向を持つた沢山の集団の集まりから成り立つてゐるのである。言ひ換へれば、異なつた多くの生活方向の生存競争が行はれる舞台、それを社会といふのである。も一つ言ひ換へると、いろゝの異なつた「道徳」の生存競争が行はれるところなのである」[長谷川 1989b: 4] ととらえる<sup>(11)</sup>。

しかし、実際にジャーナリズムという言葉が用いられる局面では、高い社会的地位を得るものではないと指摘する。「ジャーナリズムといふ言葉は、通常その場合に依じて「新聞」又は「新聞記者」の方法、態度、行動、精神、事業、等々の、とにかく新聞又は新聞記者に関する一切を、又は部分を意味するものとして用ゐられ、それよりして或いは「新聞的」の又は「新聞記者的」のすべてのものに冠される、半ば侮辱的の言葉として使ゐられてゐるのである」[長谷川 1990: 96]。この指摘は、1930年の「ブルジョア・ジャーナリズム」の冒頭部分であるが、さらにオスカー・ワイルドを引用しつつ、その時代のジャーナリズムへの指摘はより苛烈である。「新聞記者の無学であることや、記載の不正確なことや、趣味の文化的でないことや、認識の科学的でないことや、判断の公正でないことや、見地の低劣であることや、衆愚に媚びることや、徒らに雷同的又は反撥的であることや、事大主義であることや、流行主義であることや、等々を挙げる。さうして科学者でも芸術家でも宗教家でも哲学者でも、その本来の性質から隔離しつつ、しかもよく衆愚を瞞着する技倆をもつてゐるものを「ジャーナリスト」と呼ぶことさへ憚らない」[長谷川 1990: 97] とブルジョワジャーナリズムの特質を挙げている。

長谷川のジャーナリズム論は、このようなブルジョワジャーナリズムがもたらすジャーナリズムの価値低下の原因を探るところにあるが、その論理的な構成は、理念型的にジャーナリズムを社会的感覚の対立—競争関係を現前させるものとしたうえで、この社会的感覚の喪失過程を、新聞の資本主義化の社会変動のなかで批判的に検討しようとするものである。飯田 [1997] がいうように、唯物論的な枠組みが介在され、上部構造としてのジャーナリズムそれ自体の自律性をめぐるブルジョア・イデオロギー批判という性格をもっている。

「新聞」は社会的知覚によって表現された「社会的事実の知識」としたうえで、「新聞」の条件は次のように分節化されて定義される。(1) データとしての事実をもつものと、その事実の知識を与

えられるものとの間に何らかの意味で対立関係が存在する、(2) 新聞たる事実は、対立関係における相互の群の間の分離又は結合の動員として重要性をもつ、(3) その事実の知識が、対立群の各々の、対立関係における社会的動機によって公表される。

新聞（ニュース）が新聞たりうるのは、社会的集合や階層、集団等のどのような立場性を代弁して表すかということにとどまらず、「善意とか悪意とか、道徳的とか興味的とかに関係のあることではなく、客観的に「対立的」であることが必要」[長谷川 1990b : 101]なのでであると述べ、対立関係それ自体が客観的であることが新聞の条件とされる。ここでいわれる対立関係とは、社会の近代化の過程で生じる、「近代という世界を鑄造した大溶鉱炉は、交通の発達、科学の進歩、商工業の発展等を動機として、封建国家の民族国家への鑄直しとなり、ギルド的分立は国家的統一に鑄直され、寺院の世界的統一は国家的勢力によって分解せしめられ、社会は地域的に又は機能的に再生さえ、その群形態の性質と群関係を全く近代的生産組織の条件に依存せしめることとなつたのである」[長谷川 1990b : 105-106] というように、社会的分化とそこで生じる矛盾や軋轢、競争状態を指している。つまり、長谷川にとって新聞は、「社会の反映」でもなければ「文化の縮図」でもなく、社会の写真でもなく設計であり、注文書であるべきものである [長谷川 1990 : 106]。

同様の枠組みのなかで、新聞紙は次のように規定される。「新聞紙は社会的の感覚機関である。それは人間その他の動物が持つてゐる感覚機関と同じく、全く受動的なもので、社会現象を感覚機関である。通常新聞紙を、誰でも発表の機関といふやうに心得てゐるが、この発表は実は或る刺激を受けて感覚が働きだす場合と同じ作用なのであって、個人的にでなく集団的に、人間が知覚する一つの形式なのである [長谷川 1990b : 49]。新聞紙は人びとの知覚の形式であり、社会的な感覚機関であるとする長谷川の指摘は、新聞紙（傍点筆者）は中庸なメディアではなく、人びとの感覚や意識が表現として疎外されたものにとらえている。つまり、新聞＝ニュースを人びとへ伝えるたんなるメディアではなく、人びとの対立感覚とそれと異なる対立感覚とを媒介するメディアであり、新聞紙とはその媒介関係が物質的に疎外されたメディアであるということが出来る。このような、疎外論的な枠組みから提示される新聞＝メディア観は、長谷川の特徴のひとつであるといつてよい。<sup>(12)</sup>

長谷川によれば、明治 30 年代の末頃までに「大新聞」が担っていた本来の対立感覚としての新聞、すなわち非資本主義的新聞が資本主義的な市場経済の広がりとともに消滅し、商品化が加速する。ここで新聞にたいして行われたのは、対立的群意識の排除である。「厳正中立」や「不偏不党」という「標語」が掲げられ、記事そのものの政治的、社会的な色調は最小限に抑えられる。そして新聞は頒布性を、対立感覚に代わって「類型的な一般感覚」あるいは「超階級的感觉」に求めることになる。単純化していえば、売るためには最大公約数的な、類型化された感覚が想定されるのである。この一般的感覚は、新聞興味の目的のために新聞感情を過度に刺激する。本来の新聞は、社会的利害を中心とする態度をとるが、ブルジョワジャーナリズムは、興味中心であり人びとの感情にたいする刺激をあたえるものとなる [長谷川 1990b : 115-125]。

「中立」あるいは「不偏不党」ということばは、メディアの脱政治的というもうひとつの政治的な立場の表明ということが出来るが、商業主義と親和的な一種の標準であるともいえる。「今日のジャーナリズムが「厳正中立」とか「不偏不党」とか称する看板を掲げてゐるのは、ジャーナリズムが資本主義商品となつた為に、できるだけその特殊の群的感觉を避け、普遍的の一般感覚を捉へ

ることによって、商品の普及性を拡大しめんとするものに外ならない」[長谷川 1990 : 87]。さらに、「一つの偏つた地位にあるよりは、あらゆる地位に通ずることが、大衆を読者とするに適するところからの中立である。この意味の第三者的地位の新聞紙こそは近代的ジャーナリズムを代表するものであって、現代新聞紙の到達点である」[長谷川 1990 : 68-69]。

新聞の商品化とは、商品でなかったものが商品になることを意味していない。そもそも新聞は最初から商品であった。しかし、その原初的な状態においては、新聞の本来の機能を失わず、一定の群意識を構成するために頒布するために経済的方法として商品というかたちを必要とした。長谷川は、商品化の過程を次のように述べる。

「新聞紙は、一定の社会が共通の意識即ち社会的意識を構成するに必要な機能を持ち、(…)新聞紙はこの機能がその主たる効用だから、如何に商品化しても、この機能を失つては、効用を失つた物品、たとへば気の抜けた酒と同じく、商品とならない。だから商品としての新聞紙は此機能に制約される。蓋し新聞紙の機能は、商品の効用と違つて常に、生活の目的を充たす客観的の物質的効用ではなく、生活者自身の社会生活の意識構成のための機能だから、新聞紙は資本家にとっては、単にそれを商品として利潤を獲得するといふ外に、その機能を、自己の社会意識による支配の目的に利用することを得るものである」[長谷川 1990 : 76]。ところが、新聞が発行されはじめると、「新聞紙が、その「効用」によって商品となるべき可能性をもつことのために、それを利潤獲得の手段とし、本来の新聞的機能はたゞその商品としての価値を維持するための「効用」として維持せしむるに過ぎないといふのがこゝにいふ新聞の商品化である」[長谷川 1990b : 107]。

新聞（紙）の商品化とは、このように新聞の機能＝効用が逆立ちし、資本と読者（＝消費者）との関係が、利潤獲得と商品の効用との関係におかれることを指している。長谷川は明言していないが、「効用」それ自体の質的な変化がここでは前提にされていると考えられる。つまり、社会的諸関係における「対立感覚」から、「一般的感覚」あるいは「超階級の感覚」への移行がおこなわれる。「一般的感覚」や「超階級の感覚」とは、抽象的に措定されたものにすぎないが、センセーショナルリズムや興味本位的な読者の感覚を刺激するような、新聞＝商品と「効用」との関係が商品化の過程で再構成されると長谷川は考えている。

さらに新聞の商品化は、新聞社の市場における独占的傾向を強める。「新聞紙の機能は、資本主義的新闻紙の独占によって妨げられ、異種群の現実を認識する機能を主とする本来の新聞紙は経済的に立ち行かなくなり、また商品新聞紙を作る組織でも、小資本のそれは大資本のそれに圧倒され、新聞紙は必ず一般資本主義の原則に従って、大資本の少数の新聞社または同一の大資本による多数の同系新聞社の独占的勢力に帰する」[長谷川 1970b : 119]。

長谷川のこのような指摘は、明治後期以降の大新聞と小新聞との対立構造が後退し、報道を中心とする新聞が伸長する社会的文脈において論じられているが、あらためて新聞と資本主義との関係について別の角度から検討してみよう。というのも、この当時の新聞や雑誌の市場は、新聞紙条例や新聞紙法にみられるような政策的、制度的な規制の枠組みのなかで形成されてきたからである。

### 中立新聞と新聞市場

長谷川は、新聞（紙）は一般的な商品には馴染まないことを幾度も論じているが、明治期において新聞の市場は、一般的な商品が交換、流通するような経済市場として形成されていたわけではな

かった。制度的な規制のなかで市場が構造化された側面を有しているからである。その代表的なものが、中立新聞の育成という問題であり、発行保証金の問題である。これらを以下で概観してみよう。

通常わたしたちは、先述したように明治後期の新聞をふりかえるときには、日清戦争前後から日露戦争の前後にかけての時期がひとつの指標となると考えている。大新聞が衰退し報道が重視される中立型の商業主義的新聞が市場において台頭してくるからである。しかし、報道中心の中立新聞は、政策的な関与あるいは誘導のなかで明治20年代すなわち1880年代前半から90年代前半にかけて、その布石が打たれていた。有山によれば、政論新聞が跋扈する状況を整序化することは政治的な問題であったという。政治的な言論にたいする政治的な弾圧ではなく、むしろ脱政論的な報道中立型の新聞を政治的に育成することが行われた。「一八八〇年代前半、政府の言論対策上中立的新聞の育成が重要な問題となってきた。政府側からすれば、反政府的・親政府的言論の全面衝突状況、即ち「多事争論」的状況こそ憂慮すべき事態であった。論争の秩序化、言論の制度化をはかるためには「不偏不党」「中立」などと自称する新聞の興隆は、政府にとって極めて望ましいことであったのである」〔有山 2008 : 69〕。

このとき対象になったのが1879年創刊の朝日新聞社であった。小新聞として発行された『大阪朝日新聞』の経営的危機にたいして、政府の中立新聞育成策が関わっていく。朝日新聞社への三井銀行を介した秘密援助と朝日新聞社への出資、つまり株式保有を政府が行うというものであった。両者の間では内密規約が取り交わされていたという。<sup>(13)</sup>有山は、1895年（明治28年）にこの資金的援助と出資の関係は終わったものの、両者の間の密約関係が経営的効果はもたらしたと指摘する。すなわち、「一八八二年から一八九四年にいたる政府の朝日新聞社に対する秘密補助と秘密出資は、この時期における「不偏不党」新聞の政治的機能を如実に示している。党派の言論の全面衝突、「多事争論」的状況において「不偏不党」新聞は、過熱した政治関心を冷却し、「多事争論」を秩序化する機能を果たしていった。特に、自由民権派の反政府言論に対し「中立ヲ化粧」する立場から批判を浴びせ、民権派言論の沈静化を促進していったのである。また『朝日新聞』は、この間、「勸善懲悪」を主唱する小新聞から「中正」な報道を売り物にする大新聞に脱皮し、営業的にも大きな成功をおさめていった」〔有山 2008 : 102〕。

明治後期は、佐々木によれば〔1999 : 230-231〕、1890年代の日清戦争前後には大阪では中立新聞の寡占状態になっていた。一月あたり、『大阪朝日新聞』420万部、『大阪毎日新聞』400万部、『大阪新報』120万部、『大阪時事新報』120万部が発行されていた。東京では、1900年代の日露戦争前後は、政党系新聞——憲政本党系：『報知』15.3万部、『都』6万部、『読売』3.8万部など、政友会系：『中央』3万部、『人民新聞』3300部、——が一定程度勢力をもちつつも、中立新聞が伸長していた。一日あたり、『万朝報』8.9万部、『東京朝日』8.1万部、『電報新聞』7万、『時事』3.6万部、『国民』3.2万部、『東京日日』3.1万部、『中外商業』1.85万部、『東京毎日』0.95万部など、大阪と比べ紙数も種類も多い状態で市場を占めていた。

比較のために、1930年（昭和5年）に刊行された『総合ジャーナリズム講座Ⅰ』に所収の「ブルジョアジー支配の〈新聞産業〉」（鈴木茂三郎）で紹介されている発行部数は、『大阪朝日』110万部、『大阪毎日』92.8万部、『東京日日』70.1万部、『東京朝日』65.6万部、『報知』33.2万部、『時事（東京）』29.7万部、『国民』15.2万部、『読売』18.1万部等となっている。大まかに見積もっても、大正期に入ってから昭和の初期にかけて、つまり1920年代から30年代にかけて中立新聞の

市場は加速的に拡大していったことがわかる。

このように政論新聞でもなく御用新聞でもなく、中立新聞が市場のなかでシェアを広げていく過程で、その要因を政治的な関与に一元化して考えることはむろんできない。しかし、中立新聞がジャーナリズムの主流になっていくことは、政府にとってそれは望ましいことであった。その際に、禁止とか弾圧といったかたちでの関与ではなく、育成や誘導といったかたちであり、市場に馴染みやすい「中立」新聞の伸長が、決して市場の論理だけでのみ成立していたのではないということは、この時期のジャーナリズム界の構造的な変容を考える際には重要な事実のひとつである。

### 発行保証金

新聞や雑誌の発行保証金制度は、周知のように1883年（明治16年）の新聞紙条例からはじまり、1887年（明治20年）の改定、1909年（明治42年）の新聞紙法制定へと引き継がれていったものである。1883年の新聞紙条例では、東京が1000円、京都・大阪・横浜・兵庫・長崎では700円、その他の地域では350円、一月に3回以下の発行はそれぞれ半額というものであった。1909年の新聞紙法では、これらの金額が引き上げられ、東京と大阪が2000円、人口七万以上の都市は1000円、その他は500円となった。

こうした新聞紙法の制定は「新規参入紙を防ぎたいという業界の思惑と社会主義系のメディアの勃興を抑えたいという当局の思惑が一致したため」[佐々木 1999: 239]であり、1945年（昭和20年）にGHQによって新聞紙法が失効するまで続いたのである。<sup>(14)</sup>

新聞紙条例や新聞紙法は、「禁止や弾圧」と「保証」という二重構造を有している。一方では、禁止や介入の権限を政府・内閣に強化しながら、他方では保証金制度によって新聞や雑誌の発行を実定的に制度化するものである。中立新聞の育成は、禁止や弾圧ではなく国家によって実定的な制度を介して行われたのである。つまり、保証金制度は、禁止するサンクションとして作用するのではなく、新聞や雑誌を制度的に囲い込み、あるいは社会的表舞台から除外するサンクションとして作用する。すなわち、「保証金制度は表現そのものを事前に断念させてしまうところに特色があり、その影響は目に見えてこないのである。保証金を納付できずに自己の新聞雑誌を廃業した者、あるいは発行計画を諦めた者のほとんどは、発言の機会を奪われ、沈黙を余儀なくされた」[有山 2008: 224] のである。そして、「保証金制度は「軽便」なメディアを人々から取り上げ、情報の発信者となる芽をあらかじめつみ取ってしまう。少数の送り手と多数の受け手という関係を固定化する機制となっていた」[有山 2008: 238]。

このように、マス・メディア型の送り手—受け手という関係が構造化される要因のひとつが、保証金制度である。先述したように、新聞をめぐる社会的なコミュニケーションの空間の変容をこの場面においてもわたしたちは確認することができる。そして、さらに重要なのは、市場への参入資格ともいえる保証金制度に対応するためには、経済的資本が必要となるという点であろう。長谷川如是閑が批判するブルジョワジャーナリズムへと至る諸条件が、あらかじめレギュレーションとして課せられていたということが出来るからだ。

このことは、経済的階層において上層に位置する者が優位なかたちで、市場に参入することができるというだけでなく、その経済的資本力とトレード・オフする関係のなかで、ジャーナリズム界や言論界そのものへの参加資格が与えられていたことを意味している。つまり、一方では経済市場

への参入、他方ではジャーナリズム界への参加という二面性を保証金制度はもたらした。有山が指摘するように、保証金制度は多事争論的状况を抑制し、言論それ自体を秩序だったものにしていく政府の意向が働いているが、ジャーナリズム界での政論の乱立を抑制し整序化していくために、市場の仕組みを使うという方法がとられていたといえることができるだろう。いわば、新聞や雑誌などを介したジャーナリズムが、自由市場において自由に表現できていたことが、次第に縛られるようになったのではなく、そもそも最初から、ジャーナリズム界や言論界は、レギュレーションが課された市場によって担保され、構造化されていたのである。

このように、市場への参入とジャーナリズム界への参加が、ともに制度的な資格として課されていたところに明治中期以降のジャーナリズム界の構造的な特徴のひとつがある。政論新聞が多くを占めていた時期は、政治的権力の座標軸のなかで、政府側に近いのか、反藩閥側あるいは自由民権側なのかという振幅のなかでそれぞれの新聞が布置されていた。しかし、中立新聞が台頭しはじめると政治的権力の座標軸と重なる市場は徐々に縮小してゆき、新聞市場において新聞が政治的な媒体なのか、そうでないのかという座標軸へと変容していく<sup>(15)</sup>。ところで、あらためて確認すべきなのは、この政治的なのかそうでないのかという座標軸は、そもそも大新聞と小新聞との対立構造の座標軸そのものである。このように考えると、新聞の商業化を進める論理や方法は、市場の側から抽象的に要請されるのではなく、おそらく小新聞が培っていた蓄積のなかにあると推測される<sup>(16)</sup>。

長谷川如是閑は、『大阪朝日』を退社した後、雑誌『我等』を創刊するが、この雑誌は、ジャーナリズム界≒新聞・出版市場において、すでに縮小されている政治的権力の座標軸に置かれることになる。それは、そこで書かれる内容の政治性だけでなく、媒体それ自体の政治性を継続させようという企図にほかならない。次節では、この問題を検討することにしよう。

#### 4. 『我等』と自律性の戦略

『我等』の創刊から長谷川の本格的な評論活動は始まる。『批判』の終刊までの15年間は、その他にも小説家としての執筆も合わせ、雑誌の主宰・編集、評論、小説という3つの柱の中で文化的・社会的活動が、おそらくもっとも濃密に、あるいはラディカルに行われていた時期である。彼の戦前の名著である『現代国家批判』(1921=大正10年)、『現代社会批判』(1922=大正11年)、『長谷川如是閑創作集』(1923=大正12年)、『日本ファシズム批判』(1932=昭和7年)、『如是閑文芸全集』(1933=昭和8年)は、いずれもこの15年間に刊行されている。

ところで、1933年から34年の時期、つまり『批判』が終刊する前後の時期は、長谷川如是閑を論じるにあたってさまざまな角度から注目されてきた。それは、戦前の長谷川の軌跡を年代・時代ごとに区切って捉えていく際に、転換点とみなされてきたからである。本稿の冒頭でも述べたように、大まかに言って、①新聞『日本』および雑誌『日本及日本人』時代(1903=明治36年~1907=明治40年)、②『大阪朝日新聞』時代(1908=明治41年~1918=大正7年)、③『我等』および『批判』時代(1919=大正8年~1934=昭和9年)、④『批判』終刊以降というように、4つの時期に区切られて戦前の長谷川如是閑の軌跡がとらえるのが一般的である。

長谷川のジャーナリズム論も含めた戦前の社会評論活動は、③の雑誌の主宰・編集時代に集約され、④『批判』終刊以降、すなわち『我等』や『批判』という批評・思想雑誌を手放して以降は、評論活動の主題や対象が日本人論や日本文化論へと転回している。この転回は、長谷川如是閑風に

言えばジャーナリズム機能を担う、広義の「文学としての新聞」というメディアそのものを長谷川自身が保持し、運営していくことを放棄し、単独の評論家として活動していくことと重なっている。

また、この転回は、しばしば議論されるように転向の問題として取り上げられてきた。思想史的な主題として長谷川のこの変化を転向とみなすのか否かについては、本稿の議論の範疇を越えており言説の内部へと分け入ることはしないが、「日本人論」や「日本文化論」への転回を『批判』の終刊と結びつける論理的な架け橋の仕方については、若干の検討は加えておきたい。なぜなら、長谷川自身にとって等身大の媒体、自由に編集をハンドリングできる媒体を失うことが、一体何を意味しているのかという問題は、ジャーナリズムとメディアとの関係を考えるうえで重要な問題であると思われるからである。

むろん『批判』の終刊の理由や背景についてはさまざまな要因があり、一義的に原因を確定することはできないだろう。しかしながら、『批判』の終刊と長谷川の思想的な変化を、1933年（昭和8年）11月に、長谷川自身が中野警察署へ召喚され、警視庁特高課の取り調べを受けたという事件、つまり言論の直接的な圧力のターゲットとなったという事件を媒介させて論じられることが一般的になされる点は確認しておく必要があるだろう。<sup>(17)</sup>

長谷川は、取り調べが終わったのち『東京日日新聞』に談話を掲載する。その談話についての解釈如何によって長谷川を思想的な転向とみなすのか否かの議論が分岐するといつてよい。そして、この転向を指し示す具体的な証左が『批判』の翌年の2月の終刊であるとされる。ファシズム体制の入口の時期に、国家権力からの圧力と『批判』の終刊とを関連させ、いわばひとつの事件史として、長谷川の思想的な言説の変節の原因のひとつとみなす見方は、『我等』や『批判』と同調関係にあった社会主義的思潮や唯物論研究会からの離反を思想的後退としてとらえるものである。

しかしながら、古川が思想史の文脈で包括的に議論しているように、「当該期の対外状況および経済情勢を背景として、階級性からナショナリズムを取り入れる運動の方針への模索を始めつつあった無産政党関係者やそれに近い『社会思想』メンバー（平、蠟山、新明たち）にとって、無産者の階級意識の啓発の役割を任じた『批判』の存在価値はなくなり、その結果、『批判』は存亡の危機に立たされた」[古川 2004: 164] ととらえる方が、『批判』に即した解釈である。『社会思想』のメンバーとは、『我等』の当初から同人的メンバーとして投稿をしていた、蠟山政道、新明正道、平貞蔵、波多野鼎、細野三千雄、佐々弘雄、三輪寿荘、林要、田中九一、松方三郎といった帝大の卒業生を中心とする社会理論研究と啓蒙的労働運動を進める青年理論家、運動家たちのグループである。大山郁夫や榎田民蔵といった当初の『我等』の同人メンバーがそれぞれ遠ざかり、『我等』から『批判』へ移行する際に『社会思想』メンバーとの交流、相互関係が緊密になっていった。しかし、『批判』が創刊されて4年の年月が経つなかで、その言論の担い手であった『社会思想』グループ同人たちが離脱し、さらに『批判』を運営する経済的条件が厳しくなっていくことが主要因となりその媒体としての役割を次第に失っていくことになった[古川 2004: 173] のである。

古川のこのような指摘をふまえるならば、長谷川自身の思想的な問題と『批判』という媒体それ自体との関係は、いったん切り離れたうえで、長谷川のジャーナリズム論やジャーナリズム観と、雑誌およびメディア観との関係のなかで、『我等』や『批判』のジャーナリズム界のなかでの戦略を明らかにすることの方が重要である。実際に1930年前後の時期、『我等』や『批判』は「高級雑誌」として位置づけられていた。



『総合ジャーナリズム』第三巻に所収されている間宮庸蔵（『中央公論』編集長）の「雑誌記事モンタージュ論」によれば、高級雑誌は『中央公論』や『改造』の二誌を頂点とし、それに続く『新潮』『経済往来』『文藝春秋』が高級雑誌の主要なものとして分類されており、さらに『批判』は『思想』と並んで『中央公論』や『改造』よりも純化した高級誌とされていた。しかし、『我等』や『批判』は、雑誌としての一般性を欠く特異な存在であり、雑誌市場の論理には適合しえないものであったともいえる。いわば市場からすればきわめてマイナーな雑誌であるということもできるが、同人誌的性格も帯びており、むしろそれらのことが、ジャーナリズムそのものに純化してゆく雑誌の性格をその当初から有していた<sup>(18)</sup>。こうした雑誌の特徴は、書き手と読み手との重複した関係のなかで雑誌の知の空間が形成されていたことを意味している。そもそも『我等』当初から、投書欄、投書原稿の仕組みが用いられていたことがこの知の空間の特徴を物語っている。長谷川如是閑が、ジャーナリズム界および言論界にデビューしたのも『朝日新聞』や『日本』、『日本及日本人』への投書、投稿がきっかけであった。長谷川にとって、原初的ともいえる、投書や投稿というジャーナリズムのプリミティブな形式が、『我等』において積極的に採用されていたのである。

このように、雑誌としての特性において、徹底的に商業主義を排し、書き手においても読み手においてもその文化資本の度合いを極度に高めることで、思想雑誌としての存在理由を確保しようとしていた。長谷川は、『我等』の第百号において次のように述べている。「…『我等』はやゝ所謂「高踏」的であるといふ批判を免れなかつた。然し『我等』の「高踏」は、社会的静態から産れた文化型式に固着して社会的動態を回避する意味のそれではなく、社会的動態の科学的考察に於て比較的客観的態度を守るといふ意味のそれであつた。ある程度までの自然科学者の客観的態度は、社会科学の上にも要求される。科学者の客観性に基づく全くの無彩色といふやうなことは、自然科学に於てさへ可能の疑はれることであつて、社会科学に於ては、「科学者の客観性」といふこと自体が、既に一種の新たな色彩である。それは既にあるブルジョア科学に対する挑戦的態度の第一歩である。『我等』の地位は、此の意味で客観的であつた。而して今後もさうである筈である。『我等』が自分の誌上に於て同人間の理論闘争を發表することを憚らないのはそれである」[長谷川 1990b : 73-74]。

文字通り解せば、「科学者の客観性」は社会的「観察者」の態度を確保することであり、ブルジョア科学や社会的動向への批判の地位を雑誌メディアとして維持することでもある。すなわち、社会批評あるいは社会批判の学究的な性格を帯びた言説を産み出していく宣言がここでも再確認されているといつてよい。だが、容易に推察できるように、「客観性」や「観察者」という科学的な言明は、すぐれて政治性を有している。この政治性は、直接的には思想的な論争としてのそれを意味しているが、そのこと以上に批判的言説を社会的に生産していくための、象徴的な戦略の言明ととらえることもできるだろう。あるいは、批判的言説を担保するための、自律性の戦略と言いかえてもよい。

ジャーナリズムにとって、あるいはより広義に文化的な生産活動にとって、自律性の獲得は、その言説の自由度を確保することを指している。この自由度は、いうまでもなく国家権力からの検閲や弾圧などの圧力との相関のなかで測られるものであるが、これまでの議論からも明らかのように、商業主義とのあいだでどのような距離を取りうるのかという点が、ジャーナリズム界において自らの位置を確保していくためには重要なのである。長谷川は、『我等』をいわば本来のジャーナ

リズムの機能をもつ純粋なジャーナリズムの媒体としようとしたのであり、そこではなによりも編集の自律性を確保しようとしていた。そして、この雑誌の財産、つまり象徴資本とは知識人たちとの社会的ネットワーク、社会関係資本であった。<sup>(19)</sup>

ブルデューは、文化的生産の界の自律性について、象徴財の性格、つまり象徴的価値と商品価値がたがいに独立した状態にとどまるという相反する関係が作用していると述べ、「もっぱら市場を対象とした文化生産と、部分的にはこれにたいする反作用としての象徴的所有化を前提とした「純粋」作品の生産、これら二つの生産様式の出現へといたった特殊化のプロセスを経た末に、文化生産の界は、現状ではきわめておおざっぱに言ってひとつの差異化原理に従って形成されている。その原理とは、文化生産のさまざまな事業が市場および明示的・暗示的な需要にたいしてとっている、客観的・主観的距離にほかならない。というのも、生産者の戦略はすべて、需要への臆面もない全面的な服従と、市場とその要請にたいする絶対的独立という、実際にはけっして越えられることのない二つの限界のあいだに分布しているからである」[Bourdieu 1992=1995:227]と指摘する。

長谷川がジャーナリズムを論じる中で考えていたのも、ブルデューがここで指摘している「市場に対して全面的な服従と、市場とその要請にたいする絶対的独立」との関係が、ジャーナリズム界において構造化されていく近代化の過程であった。その際に、長谷川は市場の論理に対して、距離をとるために、市場の論理には還元できない、知的なネットワークや読者との共同性の知の空間といった象徴的な関係を構成することによって、『我等』や『批判』というひとつのメディアを支えようとしていた。そうしたメディアの象徴的戦略は、前述したように言説の批判的な性格や政治的な性格を確保することと相関する振る舞いにほかならない。

そして、この象徴的な戦略は、必然的にメディアの規模そのものを小さくする。実際に、『我等』創刊当時は7000部程度であり、その部数も次第に減じ、経営の資金難は幾度となくあった。長谷川自身も生活の糧は、『我等』や『批判』への執筆とは別のところで得ていた。先述した『社会思想』のメンバーとの関わりで見られるように、読者は大学や旧制高等学校の学究的な枠組みをはみ出るような、知的階層が高い青年層であった。つまり、「作者空間と消費者（批評家）空間の構造的・機能的相同性、および生産空間の社会構造と、作者、批評家、消費者が生産物（…）にたいして適用する心的構造との照応関係、それは提供されるさまざまなカテゴリーの作品と、さまざまなカテゴリーの観客とのあいだに成立する一致」[Bourdieu 1992=1995:255]が、この社会的ネットワークを構成していた。『我等』や『批判』という雑誌は、作者空間と消費者空間との構造的・機能的相同性を構成するメディアそのものであった。

すなわち、雑誌を維持する経済的諸条件を確保しつつ、そのことで商業主義を否認しながら、雑誌それ自体を社会的ネットワークに支えられるものにするすることで、言論の自律性を確保していたのである。ここで賭けられる価値は、経済的な価値には還元できないものである。「科学的客観性」ということばが示しているように、社会分析や批評をめぐる「正統性」こそが、問われる価値であった。この正統性は、長谷川の議論に即せば、対立感覚の客観性によって測られるものである。しかし現実的には、雑誌に掲載されている論説の内容を理解することができる知的リテラシーを有した、イデオロギー的には左側の読者共同体、あるいは知的共同体であるということができらう。

長谷川にとって、本来の機能を有している本来のジャーナリズム界であれば、この正統性は媒体

の存続とともにジャーナリズム界では承認されたのかもしれない。しかし、『我等』や『批判』が形成した知的共同体は、すでに1930年代においては現実的なジャーナリズム界では周縁に置かれていたのである。

### 5. 小括——ジャーナリズム概念の拡張

ジャーナリズムの自律性という言葉は、両義的である。一方では、長谷川如是閑が理念的に志向し、そして『我等』や『批判』で企図したように、経済的な論理を否認しより純化したかたちで社会批判や批評の言説の場を確保しようとするものである。しかし、ジャーナリズム界それ自体が、市場の論理によってその存立が条件づけられ、とりわけ近代日本の場合には、新聞紙法にみられるように国家の関与による正（市場化）と負（弾圧）の二重のサンクションが作用しながら構造化されてきたことを考えると、単純に商業主義化や商品化ととらえることはできない。むしろ逆説的に、経済的なものと中立的という意味でのニュースの公的なものとの同居する状態が維持されることそれ自体が、ジャーナリズム界を自律的なものにしてきたということができる。メディアとしての新聞を売ることと有用なニュースや情報を提供することは、経済的な論理と公的な論理との両義的な関係ではあるが、両者は決して矛盾しないのである。

いいかえれば、ジャーナリズムの行為は経済的な利害を否認することで成り立つが、経済的な利害はジャーナリズムの行為を否認しない。あるいは、正統的なジャーナリズムの行為は商業主義的なセンセーショナルリズムを否認するが、センセーショナルリズムは正統なジャーナリズムの行為を否認しないという関係が構造化されている。中立性と商業主義とが親和的であることによって、ジャーナリズム界が、あからさまな売り上げの数値によって差異化される関係と、ありうるべきジャーナリズム像をめぐるジャーナリズムの正統性をめぐる言説をめぐる差異化の関係との間で、前者が優位にはたらくなかで近代的ジャーナリズムそれ自体の自律化が推し進められたということができる。

こうしたジャーナリズム界の近代的な構造化の過程に対して、長谷川は、ジャーナリズムの概念的な拡張を試みている。文学や芸術もまた、ジャーナリズムの行為、文化的な生産であるとする。長谷川のジャーナリズム論のもうひとつの特徴は、この新聞ジャーナリズムに限定されない概念的な範疇の広がりとお行である。「われわれは、客観世界の論理を見いだすことによって歴史を得るのであって、その論理がそこから抽出されるところの客観的事実の排列が新聞である。芸術は、その論理を、さらに具体的客観世界の形に還元せしめたものにほかならない。だから高次の芸術を取り扱う人々は、論理をもたない歴史家である、現実の客観的事実を排列せずして、創作された客観的事実を排列する新聞記者である」[長谷川 1970 a : 220]。また、長谷川は新聞を文学のひとつの形態——言語による文化的表現としたうえで、「新聞を文学の一形態として見ることは、政治、経済、学術、文芸その他、あらゆる社会現象を対象とする、新聞意識による全的の、総合的の表現を「文学」の一形態とするのである」[長谷川 1970 a : 225-227]とも述べる。

このような長谷川の指摘から推考しうるのは、ジャーナリズムと新聞や雑誌などのメディアとの避けがたい商業主義的な結びつきに対する、もうひとつのジャーナリズムの位相である。ひとつは、メディアに制約されない、文化的表現としてのジャーナリズムであり、第二に、報道に一元化されてしまうようなジャーナリズムに制約されないメディアとしての新聞である。対比的にいえ

ば、ジャーナリズムは、報道という言説に限定される必要も、新聞というメディアに限定される必要もないということである。長谷川のジャーナリズム論は、このようなジャーナリズムの脱メディア化と脱報道化、そして再メディア化という幅と奥行きを提示している。

長谷川如是閑は、経済的なものと公的・社会的なものとの両義性がもたらす矛盾の方を社会的対立感覚の客観性ととらえ、そうした社会的感覚や意識の体現物を新聞というメディアと考えていた。商業主義と中立性との親和的な関係から構造化されるジャーナリズム界のなかで、知的なネットワークや読者との関係を形成しつつ、より純化したジャーナリズムの方策を『我等』や『批判』において試みていた。また、ここでいう純化したジャーナリズムとは、商業主義的な論理と相反する言説の批判性や政治性にとどまらない、文学としてのジャーナリズムであり、それらのジャーナリズムに対応する総合的なメディアとしての新聞であった。その意味では、『我等』や『批判』はジャーナリズムと商業主義との両義性を体現しようとしたのではなく、むしろ矛盾を体現するメディアたらしめたのである。近代的ジャーナリズム——新聞＝報道に集約されていく過程——が、読者との境界を策定していくことは先に述べたが、『我等』や『批判』はこの境界に対する戦略として考えられていたと言える。

だが、こうした文化生産の論理は、ジャーナリズム界の近代的な構造においては、きわめて限定的であり、需要する側においても高い知的階層と対応していた。文化生産者と文化消費者（読者）との相同的な関係が綻びをみせるとき、長谷川如是閑のジャーナリズムをめぐるメディア戦略も終息してゆく。そこに看取できる存在としての読者との文化生産を担保できなくなっていくとき、彼が単独者の道を選びとったのも必然だったのである。

## 注

- (1) 代表的なものに、Benson & Neveu (2005) がある。
- (2) Bourdieu [2000] および佐幸 [2011] を参照。
- (3) ただし、長谷川如是閑が必ずしもマルクス主義者であると同定することはできない。この点については、Barshay [1988=1995] や古川 [2004] などを参照のこと。
- (4) この長谷川如是閑の気質とも重なるスタイルについて、丸山真男は「江戸っ子のノンポリ」「アマノジャク」と回顧している [丸山 1985]。
- (5) 長谷川如是閑のメディアとの関わりの経歴を整理するならば、『日本』に入社後、1906年（明治39年）に陸から社長が変わった伊藤欽亮との対立から『日本』を三宅雪嶺らと連袂退社し、三宅雪嶺が主宰する『日本及日本人』の発行に参画する。1908年（明治41年）、鳥居素川の勧めで大阪朝日新聞社へ入社。1909年（明治42年）、小説「？」を『大阪朝日』に連載。翌年ロンドンへ特派員として派遣され、1912年（明治45年／大正元年）に「天声人語」を執筆しはじめる。1914年（大正3年）に社会課長、1916年（大正5年）に社会部部長。1918年（大正7年）、白虹事件で大阪朝日新聞社を鳥居素川や大山郁夫、楠田民蔵らと退社。1919年（大正8年）に大山郁夫、井口孝親、丸山幹治らと雑誌『我等』を創刊。この時長谷川は44歳。11年後の1930年（昭和5年）、『我等』を改題し『批判』を発行。そして4年後の1934年（昭和9年）、59歳のときに『批判』を終刊する。『批判』終刊後は、単独の評論家として戦後の1960年代の後半まで執筆活動を続けた。
- (6) 長谷川如是閑は、深川の商家の家に生まれた。坪内逍遙の塾へ通い、父親の影響もあり『朝野新聞』や

『郵便報知新聞』など政論新聞（大新聞）を日常的に読む環境のなかで育っている。長谷川は、父親のことを次のように評している。「そのころ自由主義者には、幕臣の流れが多いので、個人的に親しみをその人たちに感じていて、それらとの交際もあったので、私学思想につり込まれたものらしかった」[長谷川 1984 : 81]。

- (7) 春原によれば、明治 30 年 4 月 23 日、24 日の『東京朝日新聞』では、八王子の大火事の記事が報道されているが、この記事は伝書鳩を使った鳩通信第一号であった。この現場取材をしたのが、『東京朝日』の有名な探訪記者河野玄隆であったという [春原 2003 : 92]。
- (8) 例えば、新聞と文学者との関係について考えたとき、正岡子規は新聞という媒体があったからこそ、「俳句」の革新が可能になったことを思い起こせばよい。
- (9) 長谷川は『大阪朝日』時代を、社長の村山竜平と上野理一とが、お互いにそれぞれの編集と経営の領域に侵入するのではなく、経営と編集とのバランスが機能していたことを回顧している [新聞協会 1975]。
- (10) 長谷川のジャーナリズム論の論考を列挙すると以下ようになる。「『大阪朝日』から『我等』へ」(1919)『我等』／「我が新聞紙の現在と将来」(1920)『雄弁』／「社会的感覚機関としての新聞紙」(1923)『解放』／「社会的意識状態としての新聞」(1925)『月刊日本及日本人』／「新聞紙の現代の特徴」(1927)『新聞総覧 昭和二年』／「現代の新聞と新聞記者」(1929)『改造』／「社会意識の表現形態としての新聞」(1928-29)『我等』／「資本主義社会における新聞紙の変質—新聞紙の商品化とその奪回—」(1929)『我等』／「輿論」(1929)、「ブルジョワ・ジャーナリズム—資本主義と「新聞」の変質—」(1930)『総合ジャーナリズム講座』／「対立的社會感覚としてのジャーナリズム」(1930)『中央公論』／「現代新聞総評」(1931)『中央公論』／「新聞とジャーナリズム」(1931)『日本ファシズム批判』(大畑書店)／「新聞文学」(1933) (岩波書店)／「客観的事実と歴史・新聞・芸術」(1933)『批判』
- (11) 長谷川如是閑の社会観は、スペンサーの社会的進化論やコントの実証主義的な社会学に依拠している。
- (12) 長谷川如是閑のジャーナリズム論では、ブルジョワジャーナリズムにたいして、プロレタリア側からのジャーナリズムの必要性と可能性が示唆される。対立感覚としての新聞は、ある社会集団や階級が表象されかつ表象するものである。長谷川のジャーナリズム論では、いわゆる中間階層あるいはプチ・ブルジョワジーに関する議論が行われぬ。長谷川は、同じ時期に「日本ファシズム批判」(1932=昭和 7 年)を発表するが、ここでは新中間層としてのプチブルがどのように政治的に揺れ動くかが、ファシズム化の方向性を決めることを指摘している。長谷川が、新聞の商品化、資本主義化する社会のなかでのジャーナリズムにおいて、ファシズムをどのように考えていたのかという問題は、きわめて重要である。
- (13) 有山 [2008] は、朝日新聞と政府の関係を示す文書を詳細に検証している。
- (14) 白虹事件についても、単なる言論の弾圧ではなく、新聞紙法を枠組みとした新聞と新聞社の経営やメディアそれ自体の存続の問題としてとらえるべき側面を多分にもっている。
- (15) 中立新聞の台頭は、報道中心の新聞への移行を意味しているが、このとき重要なのは、文体、つまり言説的実践の問題である。この問題は、ジャーナリズムの習慣あるいはジャーナリストのハビトゥスがどのように形成されてくるのかという論点となる。
- (16) ブルデューは芸術や文学の界と市場を論じるなかで、次のように言う。「いわゆる『商業的』生産物の受容は受容者の教育水準とほとんど無関係であるのにたいして、「純粋な」芸術作品のほうは、それを鑑賞・評価するための必要条件である性向と能力に恵まれた消費者しか近づくことができない」[Bourdieu 1992=1995 : 234]。

- (17) 長谷川如是閑は1933年(昭和8年)12月15日に『東京日日新聞』において「疑い全く晴れて——如是閑氏静かに語る」という見出し記事において次のように談話を公表している。「元来僕は合理主義者で、『断じて法を犯さず、犯せば必ず刑を受ける』といふモットーによつて従来もまた将来も行動することを期してゐる、人間の事だから誤つて法を犯すこともないとは限らないが、この場合お目こぼしなどは願はないで公正な裁きを受ける覚悟である、社会批評家としては生活態度はむしろ峻烈すぎるほど自己規定をしないと批評の良心が保たれない、この頃は世間一般が極めてルーズで自分の行動を厳格に規定することはやらないやうだ、これで共産党の反対者が却つてシンパの役割を演じるといふことさえありそうだ。また、主義のためには友人が友人を陥れたり、後輩が先輩を欺いたりするなど盛んに不都合なことが行はれる、しかし友人同士が信用することができずに隣人お互に疑ひ会ふやうなことになつたら社会は一体どうなるのか、日本国民がまとまつてゐるなどといふが、これではどうしてまとまり得るか共産党よりも何よりもこれが根本的な大問題である、かうなつた責任はどこにあるだらうか、これは殊にいままでの道徳教育の欠陥によるもので識者は留意しなければならないと思ふ」。この長谷川の発言をめぐつては、思想的な観点からさまざまな議論がなされている。例えば山領 [1978]、Barshay [1988=1995]、飯田 [1997]、田中 [2000]、古川 [2004]。
- (18) 山領によれば、『我等』の読者層は、「当時の大学・高専の学生を中心に青年層が読者の中で最も積極的な支持を示していたのは事実であった」。また、発行部数は創刊号が、12000部で実売が7000部、1922年下半期が5000程度の発行部数であった [山領 1990: 370-375]。
- (19) この『我等』『批判』の編集と人的ネットワークの様子は、殿木 [1985] の回顧に伺うことができる。

## 参考文献

- 朝日新聞社編 (1990) 『現代日本朝日人物事典』朝日新聞社
- 朝日新聞社編 (1994) 『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社
- 両宮庸藏 (1930) 「雑誌記事モンタージュ論—記事配合の現状とその批判—」『総合ジャーナリズム講座』第三卷、内外社
- Barshay, A. E. (1988) *State and Intellectual in Imperial Japan, The Regents of University of California* = (宮本盛太郎監訳 (1995) 『南原繁と長谷川如是閑—国家と知識人・丸山眞男の二人の師—』ミネルヴァ書房)
- Benson, R. & Neveu, E. (ed.), (2005) *Bourdieu and Journalistic Field*, Polity.
- Bourdieu, P. (1992) *Les Regles de L'art Genèse structure du champ littéraire*, Editions du Seuil = (石井洋二郎訳 (1995) 『芸術の規則 I』藤原書店)
- (2000) 『メディア批判』、櫻本陽一訳、藤原書店
- Bourdieu, P. & Johnson, R. (ed.), (1993) *The Field of Cultural Production*, Polity.
- Bourdieu, P. & Neveu, E. (ed.), (2005) *Bourdieu and Journalistic Field*, Polity.
- 長谷川如是閑 (1970 a) 『長谷川如是閑選集』第四卷、栗田出版会
- (1970 b) 『長谷川如是閑選集』第六卷、栗田出版会
- (1989 a) 『長谷川如是閑集』第一卷、岩波書店
- (1989 b) 『長谷川如是閑集』第三卷、岩波書店
- (1990 a) 『長谷川如是閑集』第五卷、岩波書店
- (1990 b) 『長谷川如是閑集』第六卷、岩波書店

- (1990c) 『長谷川如是閑集』 第八巻、岩波書店
- (2010) 『長谷川如是閑 日本人の知性 7』 学術出版会
- 長谷川如是閑著作目録編集委員会編 (1985) 『[中央大学創立百周年記念] 長谷川如是閑一人・時代・思想と著作目録』 中央大学出版部
- 春原昭彦 (2003) 『四訂版 日本新聞通史』 新泉社
- 古川江里子 (2004) 『大衆社会化と知識人—長谷川如是閑とその時代—』 芙蓉書房出版
- 『別冊 新聞研究 第一号 聞き取りでつづる新聞史』 (1975) 日本新聞協会
- 飯田泰三 (1998) 『批判精神の航跡—近代日本精神史の一稜線』 筑摩書房
- 河崎吉紀 (2006) 『制度化される新聞記者—その学歴・採用・資格』 柏書房
- 佐々木隆 (1999) 『メディアと権力』 中央公論新社
- 佐幸信介 (2011) 「ジャーナリズムにとっての相対的自律性は可能か— P.Bourdieu の「界」(champ) 概念の射程」 『ジャーナリズム&メディア』 第4号、日本大学法学部新聞学研究所
- 『総合ジャーナリズム講座』 第一巻、(1930) 内外社
- 田中浩 (1991) 『長谷川如是閑研究序説—「社会派ジャーナリスト」の誕生』 未来社
- (1987) 『近代日本のジャーナリスト』 お茶の水書房
- 殿木圭一 (1985) 「楽しかった我等社の編集会議」 長谷川如是閑著作目録編集委員会編 『[中央大学創立百周年記念] 長谷川如是閑一人・時代・思想と著作目録』 中央大学出版部
- 土屋礼子編 (2009) 『近代日本メディア人物誌 創始者・経営者編』 ミネルヴァ書房
- 鶴見俊輔 (1970) 「ジャーナリズムの思想」、鶴見俊輔編 『現代日本思想大系 12 ジャーナリズムの思想』 筑摩書房
- 丸山眞男 (1985) 「如是閑さんと父と私—丸山眞男先生を囲む座談会—」 長谷川如是閑著作目録編集委員会編 『[中央大学創立百周年記念] 長谷川如是閑一人・時代・思想と著作目録』 中央大学出版部
- 山本武利 (1991) 『新聞記者の誕生』 新曜社
- (2005) 『新聞と民衆』 紀伊國屋書店
- (2006) 『近代日本の新聞読者層』 法政大学出版局
- 吉見俊哉 (2000) 「メディアを語る言説—両大戦間期における新聞学の誕生」、栗原彬・小森陽一・佐藤学・吉見俊哉 『内破する知 身体・言葉・言語を編みなおす』 東京大学出版会

## 福島原発事故と中国メディア®

山本 賢二\*

筆者は「福島原発事故をめぐる中国の社会危機対応と輿論誘導」(『大震災・原発とメディアの役割—報道・論調の検証と展望—』公益財団法人新聞通信調査会 2013.1 本文 p.p.172-180 注 p.p.184-191)と題した一文の中で、東日本大震災から生じた福島原発事故をめぐる中国の輿論誘導の総体的方向を検証した。そこから得られた知見をもとに、本稿では中共中央機関誌『求是』と「新疆日報」を分析対象として福島原発事故をめぐるより具体的な輿論誘導の実態を明らかにすることを目的とした。

前者については「中共中央機関誌『求是』に見る原発安全性輿論誘導」というテーマを設定し、ウェブサイトの『求是理論網』(求是理论网)(<http://www.qstheory.cn>)を分析対象にして、中国共産党のウェブサイトを利用した輿論誘導のパターンを検証、一定の新たな知見を得た。しかし、後者のテーマ「東日本大震災・福島原発事故に関する新疆日報の報道」については、基本的に新華社の報道のみで「東日本大震災・福島原発事故」関連情報が伝えられたことで、かつての原爆実験場のあった新疆ウイグル自治区の中共機関紙「新疆日報」に独自性があることを検出できず、国外の問題については新華社電によって報道するという地方党委員会の機関紙の従来慣行が踏襲されたことで、新たな知見を得るまでに至らなかった。それゆえ、後者については前者を補完する「調査報告」として後掲する。

### I. 中共中央機関誌『求是』に見る原発安全性輿論誘導

#### はじめに

中国の核開発は軍用から始まった。1964年10月16日に原子爆弾、1967年6月17日に水素爆弾の実験を行い、1996年7月29日の地下核実験を最後に、実験の停止を宣言、この間合計46回の核実験が行われた。

民用には1991年12月15日に一基目の秦山原子力発電所が実験稼働してから、現在までに13基の原発が稼働している。そして、いま30基が建設中であり、原子力発電は化石燃料枯渇を見据えた中国の将来のエネルギー戦略の中心に置かれている。そのため、2011年3月11日に発生した東日本大震災に関する中国の関心は地震、津波という天災から、東京電力福島第一原子力発電所が被災、水素爆発を起こすなどし、放射性物質を大量に放出するようになったことで、ほどなく原発事故という人災に移り、原子力発電に関心が向かった。そして、国民経済の持続的発展を目指す中国にとってエネルギーを確保する上で原子力発電は不可欠であり、中国共産党の輿論誘導も当然その

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授



方向に沿って行われた。

本稿の目的は、福島原発事故発生後、中国共産党が原子力発電の安全性に関し如何なる輿論誘導をしたのかを検証するところにある。その検証対象として、中国共産党中央委員会機関誌『求是』に掲載された論文を取り上げ、その内容を分析する。それは『求是』が中共中央の理論面における輿論誘導の道具であり、中国共産党の意志を明確に代弁しているからである。

『求是』を通じての輿論誘導を分析するに当たり、ウェブサイトの『求是理論網』（求是理论网）（<http://www.qstheory.cn>）を対象にした。なぜならば同ウェブサイトには紙メディアの『求是』掲載論文が全文掲載されると同時に、いくつかの「チャンネル」（「頻道」）に他紙誌に掲載された関係論文が転載されることで、『求是』掲載論文という中核および当該掲載論文に関係する「関連文章」（相关文章）という外縁から中国共産党の意志を検証できるからである。ウェブサイトの分析に当たって、筆者はそれを中核情報と外縁情報とに分けたり、「関連文章」からさらに「関連文章」がある場合には、第一次情報、第二次情報、第三次情報などと類別する。本稿においては若干の第三次情報もあったが、『求是』掲載論文そのものの第一次情報を中核情報とし、その論文に関する「関連文章」の第二次情報を外縁情報として分析する。

なお、分析期間は東日本大震災が発生した2011年3月11日から一年後の2012年3月11日までとし、その間に発行された『求是』2011年6期-24期、2012年1期-5期を対象にした。

## 1. 中核情報としての論文

2011年3月11日の東日本大震災発生以後、2012年3月11日までに『求是』に掲載された原発問題に直接言及した論文、すなわち筆者が定義する中核情報に該当するのは下記の三編である。

- (1) 2011年第06期 「王炳華」(王炳华)の「安全を確保する基礎の上に効率よく原子力発電を発展させよう」(「在确保安全的基础上高效发展核电」)
- (2) 2011年第08期 「李宗明」の「原子力発電発展概要」(「核电发展概述」)
- (3) 2011年第20期 「孫勤」(孙勤)の「わが国の核工業の大から強への根本的転換を実現しよう」(「实现我国核工业由大变强的根本性转变」)

この執筆者三人の職称は、「王炳華」が「国家原子力発電技術公司党組書記・理事長」(「国家核电技术公司党组书记、董事长」)<sup>(1)</sup>、「李宗明」は「環境保護部核および放射能安全中心党委書記・副主任」(「环境保护部核与辐射安全中心党委书记、副主任」)<sup>(2)</sup>、「孫勤」が「中国核工業集团公司党組書記・理事長」(「中国核工业集团公司党组书记、董事长」)であり、いずれも党組織のトップである。すなわち、この三編の論文は原発安全性輿論誘導の理論面における中国共産党の意志そのものといえるものである。

### 1.1 2011年第06期(2011年03月16日)掲載論文

#### 王炳華の「安全を確保する基礎の上に効率よく原子力発電を発展させよう」<sup>(3)</sup>について

本論文は「原子力発電は安全、安心、技術の成熟した清潔なエネルギーである。」(核电是安全可靠、技术成熟的清洁能源。)という冒頭の一句に論文全体の意志が示されている。すなわち、「安

全」、「安心」、「成熟」および「清潔」という語彙に中国共産党の意志が如実に示されている。

そして、同文は2010年10月18日に出された「中共中央の国民経済と社会発展の第十二次五カ年計画制定に関する提案」において言及された「安全を確保した基礎に立って効率よく原子力発電を発展させなければならない」（要在确保安全的基础上高效发展核电）が中国の「原子力発電の発展する方向を指し示している」とした上で、その「戦略的意義」について四点をあげて次のように指摘している。

原子力発電は清潔で低炭素のエネルギーであり、経済性に優れ、持続供給力が強く、エネルギーの優質化の方向を代表しており、各国から重視されている。…世界の原子力発電市場は巨大な投資需要を孕んでいる。そのため、原子力発電を発展させるとともに独自の知的財産権、独自のブランドを持つ先進的な原子力発電技術掌握に努めることは、未来の世界の原子力発電市場の競争の中で極めて重要な役割を発揮するばかりでなく、経済構造の調整と転型増進の重要なエンジンにもなる。

原子力発電を発展させることは経済発展方式の転換を加速させるのに有利となる。…原子力発電を発展させれば効果的に研究開発、設計、製造、建設および管理能力の向上をもたらすことができ、戦略的新興産業の速やかな発展に有利であり、さらに進んで国民経済各業種の発展方式を科学技術の進歩、労働者の素質の向上および管理の創新という方向に向けて転換することを推進できる。

原子力発電を発展させることは生態文明建設を推進する上での重要な力となる。原子力発電を発展させれば大幅に化石エネルギーに対する採掘、輸送および燃焼総量を減少させ、資源環境に対する経済の速やかな成長の圧力を低下させることができ、電力工業のエネルギー節約排ガス減少の有効な方途である。…わが国が直面しているエネルギー構造改善と気候変化対応の任務はより厳しさを増すが、原子力発電はエネルギー節約排ガス減少促進と生態文明建設推進の重要な力となる。

原子力発電を発展させることは国際的政治経済構造の調整と密接不可分である。…わが国にとって核エネルギーを平和利用する国際的協力を積極的に参与することは、原子力発電技術の進歩を速めることができるばかりでなく、わが国と関係国との二国間信頼関係を向上させることもできる。未来において、わが国が独自のブランドの原子力発電所を輸出できれば、相当な経済収益をもたらすことができるばかりでなく、国際関係におけるわが国の発言権を増強できる。

さらに同文は中国内外の原子力発電の発展状況を概観したなかで、中国の原子力発電のロードマップについて次のように明らかにしている。

2003年、全国原子力発電建設工作会議が開かれ、「原子力発電は指導を組織統一し、技術路線を統一し、国外の先進技術を導入し、自主化建設を速める」という発展思考を打ち出した。十分な論証を経て、中央は2006年末に、米国のウエスティングハウス社 AP1000 という三代先進原子力発電技術を導入する戦略的決定を行ったが、これは改革開放以来わが国のエネルギー領域において

投入資金最大、技術移転の最も整った技術導入プロジェクトとなった。2007年10月には、国務院は「原子力発電中長期発展計画（2006-2020）」を公表、原子力発電事業の発展を速めるわが国の総体的目標と技術路線図をはっきりと提起した。

そして、最後に「中国の原子力発電は安全で効率のよい道を歩まなければならない」として「うまく処理」すべき「五つの重要な関係」について、「安全と発展」、「効率よい発展とハイスピードの発展」、「独自の創新と国際協力」、「集中的統一と市場競争」、「原子力発電産業と関係領域」を挙げている。

本論文は福島原発事故については触れていないが、原発の安全性については、その「安全と発展の関係をうまく処理する」の中で、「原子力発電の安全に対する要求はその他の業種よりはるかに高いものがあり、ひとたび重大な核事故が起きると当面の発展の勢いが二度と存在することがなくなるばかりか、人民大衆の生命の安全と社会の安定に危害を及ぼすことになる。十余年の努力を経て、わが国はすでに国際基準に合致し、比較的整った原子力安全監督管理体系を打ち立てており、原子力発電建設と稼働は総体的に安全安定を維持している。目下、安全と発展の関係をうまく処理する上で、鍵となるのが中央がすでに明確にした技術路線を着実に実行に移し、新たに建設するプロジェクトは可能な限り安全性の最高のユニットを選択し、力を集中してAP1000 第三世代原子力発電技術に対し消化吸収そして創新することであり、比較的短い期間で独自の知的財産権と国際競争力をもつ原子力発電所を建設する能力を形成することである。」と指摘している。

また、「効率よい発展とハイスピードの発展の関係をうまく処理する」の中では「原子力発電を発展させるには規模と速度を重視すると同時に、質と効率の向上をより重視しなければならない。…わが国で建設中と建設が計画されている原子力発電プロジェクトは規模が絶えず拡大されており、人材、燃料、装備製造、安全監督管理の制約要素が際立ち始めている。もし現実の条件を顧みず、原子力発電プロジェクトを過度に多く、過度に速く立ち上げるとすれば、疑いなく技術の先進性と長期的安全性を犠牲にすることになるであろう。そのため、効率よい発展とハイスピードの発展の関係をうまく処理する上で、鍵となるのが現実から出発し、力に応じて行い、徐々に推進し、需要と可能性に基づいて、効率よく発展させることを確保することを前提に、異なる時期の原子力発電建設の規模と構造を合理的に確定することである。」と指摘している。

福島原発事故の詳細がつまびらかになっていない段階でのこうした意志表示は中国の原子力発電の既定の方針には変更はないということを表明したといえよう。すなわち、中核情報の第一編は、原子力発電は「安全」、「安心」、「成熟」、「清潔」なエネルギー源であり、中国はその開発を既定の方針通りに行って行くという原発安全性輿論誘導がなされているのである。

なお、この中核情報としての論文に関係する「関連文章」はなく、外縁情報は提供されていない。

## 1.2 2011年第08期（2011年4月16日）掲載論文

### 李宗明の「原子力発電発展概要」<sup>(4)</sup>について

二編目の中核情報は2011年第08期に掲載された本文であり、それは原子力発電の発展経緯と現

状について説明する中で、その安全性と必要性を説いている。

同文はその導入部分で「核エネルギーを利用し発電することは国家あるいは地域のエネルギー構造を優良化し、エネルギーの安全性と経済性を向上させるのに有利であり、経済社会発展の中でますます重要な役割を果たしつつある。」とした上で、「わが国で現在稼働している原子力発電ユニットは13基あり、世界で11位にあり、発電容量は1116.9万キロワットアワー、わが国の電力総量の1.16%を占めており、年間発電量は3172万トンの石炭による発電量に相当する」とし、「原子力発電所の活動原理」を説明、その中で福島原発の事故原因について「2011年3月11日、日本の福島原子力発電所の安全システムは原子炉自動停止、緊急ディーゼル発電機起動など関係機能を働かせていたが、マグニチュード9の地震と津波が発生したことで、関係システムは水没したため使えなくなり、発電所全体が停電、最終的電源を喪失した。」と指摘している。とはいえ、チェルノブイリとスリーマイル島の原発事故の経験に触れた際、「(福島原子力事故については具体的データが不足しているので、現在正確な評価をすることができない)」としている。

そして、同文は中国の安全措置について「縦に深い防御」の原則に従い、「設備、措置などの方面から多層的な多重の保護を提供し、放射性物質を効果的に包み込み漏洩しないように確保している。」として、「縦に深い防御」が含む五つの「防衛ライン」を次のように紹介している。

細心に設計、細心に施工し、原子力発電所の設備の精密と安全訓練を確保する。

稼働管理と監督を強化し、適時に故障を排除する。

多層的安全システムと保護システムを設計提供し、設備の故障と人為的誤りから作り出される事故を防止する。

原子力発電所の安全システムを起動し、事故中の発電所管理を強化し、事故の拡大化を防止する。

発電所内外の応急対応計画を発動し、事故の周辺住民に対する影響の軽減に努める。

また、チェルノブイリ、スリーマイル島などの「核事故に対する総括と再考を通じて、多くの新しい安全措置と安全理念が発展した。」とし、「日本の福島の原子力発電所の事故は再び原子力発電所の安全リスクに対する人々の関心を引いているが、これは新しい技術に対する人類の不断の探索を推進するであろうし、目的は核エネルギーをますます安全、清潔、効率のよいものにさせるところにある。」として締めくくっている。

以上から分かるように、この一文からは原子力発電に対する否定的見解はいささかも見出すことはできず、福島原発事故についても教訓を汲み取り、「安全、清潔、効率のよい」原子力発電所づくりに役立てようとする輿論誘導が行われている。

### 1.2.0 外縁情報

この中核情報の外縁情報に当たる「関連文章」は次の6編である。

- (1) 「日本の核漏洩は地球全体のエネルギー戦略の見直しを引き起こす」(「日本核泄漏引发全球重

新考慮能源戦略)」

- (2) 「積極的に原子力発電を発展させることは中国の戦略的選択である」(「积极发展核电是中国战略选择」)
- (3) 「地球全体の核エネルギー発展の道はどこに」(「全球核能发展路在何方」)
- (4) 「杜祥琬:安全な原子力発電は文明進歩の結果である」(「杜祥琬:安全的核电是文明进步之果」)
- (5) 「専門家が第三世代の原子力発電技術を詳しく解説する」(「专家详解第三代核电技术」)
- (6) 「わが国原子力発電発展の三つの疑問」(「我国核电发展的三个疑问」)

### 1.2.1 外縁情報(1) 「日本の核漏洩は地球全体のエネルギー戦略の見直しを引き起こす」<sup>(5)</sup>

「国際瞭望」(国際瞭望)チャンネルに掲載された王雪梅の「日本の核漏洩は地球全体のエネルギー戦略の見直しを引き起こす」(「日本核泄漏引发全球重新考虑能源战略」)と題する論文(『学習時報』(学習時報)掲載)は「今回の日本の原発事故は疑いなく全世界で回復しつつあった核エネルギー産業に冷や水をかけるものであり、地球全体に対する心理的衝撃は最終的には原子力発電計画の『大地震』をもたらすであろう。」とした上で、日本の原発事故後における米国、フランス、イギリス、ドイツなど各国の核エネルギー戦略の見直しを概観した後、「否定できないのは、日本の地震は核エネルギー科学技術の歴史的転換点になるであろう。地球全体のエネルギー産業にとって、福島を経済的『余震』は普遍的に長く存在し続けるであろう」と述べている。

本論文は福島原発事故に対する西側先進国の反応が原子力発電の「見直し」の趨勢にあることを明らかにしているが、自国の中国についてはまったく触れていない。

### 1.2.2 外縁情報(2) 「積極的に原子力発電を発展させることは中国の戦略的選択である」<sup>(6)</sup>

「科学技術の窓」(「科技之窗」)チャンネルに掲載された「積極的に原子力発電を発展させることは中国の戦略的選択である」(积极发展核电是中国战略选择)と題する肖潔(肖洁)記者の一文(『科学時報』(科学時報)掲載)は中国エネルギー研究会副理事長の周大地の講演での言葉を引用し、「私個人が考えるのは、中国がもし西側の後にくっついて原子力発電を短絡的に放棄するとすれば、それは少しばかげたことである。実際には、西側の圧倒的多数の国は原子力発電を放棄しているわけでもない」とするとともに、チェルノブイリの例を挙げ、350万人が放射線の影響を受けたものの、直接の死者は50人前後、最終的には4000人ぐらいがそのために死ぬという国連やWHOの報告を引用し「これは我々の炭鉱生産で目下一年におよそ5000人が死亡、最も多いときで一年で1万人余りが死亡している」と述べ、言外に原発の安全性を証明しようとしている。そして、周は「私個人は原子力発電に対する見方は楽観的である」とし、「積極的に原子力発電を発展させることは中国のエネルギーの長期的重大な戦略的選択であると強調した。」と伝えている。

### 1.2.3 外縁情報(3) 「地球全体の核エネルギー発展の道はどこに」<sup>(7)</sup>

「科学技術の窓」チャンネルに掲載された新華社記者の「地球全体の核エネルギー発展の道はどこに」(「全球核能发展路在何方」)と題する一文は、チェルノブイリ原発事故25周年にちなみ、キエフで4月19日に開催された「安全と核エネルギーを創造的に利用する」国際サミットについて書いているが、「チェルノブイリ原発と福島原発の事故がもたらした重大な結果は核エネルギー発

展に対する憂慮を引き起こし、核エネルギーを徹底的に放棄すべきであるとする者さえ出ている。これに対し、今回のサミットに出席した国家と国際組織の代表は、エネルギー需要、環境保護、科学技術の発展などの諸要因から出発すれば、核エネルギーを完全に放棄することは現実的考え方ではないと考えている。」と指摘、「サミットに出席した国家と国際組織の代表」のことはばを利用し、核エネルギーの放棄が非現実的であることを伝えている。

#### 1.2.4 外縁情報(4) 「杜祥琬：安全な原子力発電は文明進歩の結果である」<sup>(8)</sup>

「科学技術の窓」チャンネルに掲載された中国工程院院士であり同院元副院長の杜祥琬の「安全な原子力発電は文明進歩の結果である」(人民日報掲載)と題する一文は「日本の近隣として、また積極的に原子力発電を発展させている中国は詳細に研究し、必要な経験教訓を汲み取らなければならない」、「我々は今回の事故で『核に言及すると顔色が変わる』ようになる必要は無く、福島核事故がもたらした損失は原子力発電の技術と管理の進歩で償われるであろう」と述べると同時に、「核エネルギーの平和利用は、理知的人類の正しい選択である。原子力発電所、核動力の相次ぐ登場は原子力発電が人類のもつ新型の清潔なエネルギーとなり、原子力発電は基礎研究の成果から先進生産力となった傑出した典型であり、戦略性をもった新興産業なのである。」としながら、「原子力発電の発展にも発育成熟する過程があり、順風満帆ではありえない」、「事故がいったん起きればその結果は拡散性と後遺性をもつ」ので「安全を原子力発電発展の前提と最高原則にすべきである」と述べ、そのために「原子力法」(原子能法)の制定を呼びかけている。そして、最後に「本質的に、原子力発電の発展は科学技術発展の産物であり、人類文明の進歩の標識であり、人類が共に享受する財となるものである」と肯定している。

#### 1.2.5 外縁情報(5) 「専門家が第三世代の原子力発電技術を詳しく解説する」<sup>(9)</sup>

「科学技術の窓」チャンネルに掲載された「専門家が第三世代の原子力発電技術を詳しく解説する」(「科技日報」(科技日报)掲載)は国家原子力技術会社の専門家湯紫徳のインタビューに対する答えを引用し、冒頭に中国で建設中の「第三世代 AP1000 原子力発電所」は福島原発事故のような「核漏洩事故」を起こさないと述べ、その「事故を起こすリスク」は「第二世代に比べ 100 倍低い」とその安全性を説明している。

#### 1.2.6 外縁情報(6) 「わが国原子力発電発展の三つの疑問」<sup>(10)</sup>

「資源環境」(「资源环境」)チャンネルに掲載された「わが国原子力発電発展の三つの疑問」(「中国エネルギー報」(「中国能源报」掲載)

本文は「原子力発電は引き続き発展できるのか」、「二世代技術の安全性は安心できるのか」、「津波のような偶発事件を安全基準の範疇に入れるべきか」という「三つの疑問」について「中国エネルギー報」の記者が関係者や専門家に取材した内容である。

一つ目の疑問の「原子力発電は引き続き発展できるのか」については、福島原発事故発生の日目に環境保護部副部長張力軍が「中国は原子力発電発展戦略と規画面で適度に日本の教訓を汲み取るが、原子力発電発展の決意と原子力発電発展の配置は変えない。」と述べたことや、「3月17日、

国家発展改革委が今後5年間にわが国は秩序立てて原子力発電を発展させるが、その前提は安全確保にあると表明した」ことや、さらに原子力発電の専門家温鴻鈞が「事故が発生したことで、人々の心理面で影響が出、原子力発電発展の速度はこれまでの構想よりもいくらか遅くなるであろう。しかし、わが国は引き続き、しかもゆるぎなく安全で、効率よく原子力発電を発展させる方針を継続すべきである」と述べたことなどで、中国の「原子力発電は引き続き発展できる」としている。

次に、「二世世代技術の安全性は安心できるのか」という疑問については、温鴻鈞が「当面採用している技術やユニットは、それが第二世代であろうが、第三世代であろうが、十分な検証を経さえすれば、安全は保証できる」と述べたことや周修傑中投顧問エネルギー業種研究員の答え「今回日本の原発事故は二世世代の原子力発電技術のある種の欠陥を露呈したが、我々は二世世代の原子力発電の割と成熟した技術、良好な安全性能も評価しなければならない。同時に二世世代の技術も絶えず改善され、より整ったものになっているので、一定の生存と発展空間を依然として持っている」などで「二世世代技術の安全性は安心できる」としている。

最後に、「津波のような偶発事件を安全基準の範疇に入れるべきか」という疑問に対して、湯紫徳国家原子力発電技術公司専門委員会委員は「今後の原子力発電は強い津波を考えるべきであり、もし今回の日本の地震が津波を引き起こさなかったなら、福島事故はここまでにはならなかったであろう」などと語ったことや「多くの関係者」が「津波は地震、台風などの災害と同じように、原子力発電所建設の中で考えなくてはならない要素になっている」と表明していることから、「津波のような偶発事件を安全基準の範疇に入れる」としている。

さらに、中国の原子力発電政策に疑問を投げかけている中国科学院院士で核物理学者の何祚庥も取材に答えている。何は安全性の向上は原子力発電の建設管理さらには国家と業界レベルの管理原価も上昇することを意味していて、「安全を高めるために支払う原価は価値がある。わが国の地震防災経験は日本よりずっと少ない、国内の原子力発電の地震防災基準は日本に追いつくことができるであろうか。今のところ、マグニチュード8の地震防災基準ではまだ足りない」と語っていることが伝えられている。

### 1.3 2011年第20期(2011年10月16日)掲載論文

「孫勤」(孫勤)の「わが国の原子力工業の大から強への根本的転換を実現しよう」(实现我国核工业由大变强的根本性转变)<sup>(11)</sup>について

本論文は「3.11」から半年以上経過した中で発表された三編目の中核情報である。

本文は、56年にわたり中国の核工業は「国家の安全と経済社会の発展」に「重要な貢献」をしてきたとして、「独立し整った核科学技術工業体系」、「比較的整った核科学技術創新体系」、「質の高い人材隊伍体系」の三つの「体系」を「形成」してきたとした後、「党の17期5中全会が安全を確保する基礎に立って効率よく原子力発電を発展させるという指導方針を確定した」と述べ、福島原発事故について「福島の核事故は全地球の核工業の発展に大きな影響を与えた。しかし、総体的にみれば、わが国の核工業は依然として発展の重要な戦略的チャンスの時期にある。現段階において、エネルギーの需要を保障し、エネルギー構造を調整し、気候の変化に対応し、環境を保護する現実的需要と圧力の下で、新しいエネルギーを発展させることを加速するのに、原子力発電は依然として理性的、現実的選択である」とその必要性を強調している。

さらに「12次五カ年期、我々は変化の形勢の中で時期を探り、把握することに巧みになり、厳しい挑戦の中でチャンスをつえ、うまく利用することに巧みになり、世界の原子力発電の調整の時期を十分に利用し、核工業の科学的発展を制約している深層レベルの矛盾や際立った問題解決に力を注ぎ、産業構造の調整と発展方式の転換促進を加速させ、着実にわが国の核工業の核心競争力を向上させなければならない」とその意義を指摘するとともに、安全性について「長期にわたる実践の中で、我々は核の安全のよい記録を保持しており、全社会の核の安全に対する十分な信頼を勝ち取ってきている。新たな途上において、我々は国家と人民に対する高度に責任を負うという態度をもって、核の安全に万が一のないよう確保し、真に党と国家を安心させ、人民を満足させることを実現しなければならない」としている。

これは本文の筆者孫勤が「中国核工業集团公司党組書記」であることから、中国の核工業の第一線に立つ「公司」の「党組書記」として、原子力発電を含む核工業は中国にとって不可欠の産業であり、福島を教訓を生かすとともに、世界的な「原子力発電の調整の時期」をチャンスとして捉え、「核心競争力」を向上させるべきだとする意志表明でもある。

本論文には「関連文章」として「危機の後に、核の安全を再度審査する」（「危机之后，重审核安全」）一編だけが付けられている。

### 1.3.1 外縁情報「危機の後に、核の安全を再度審査する」<sup>(12)</sup>

「国際」（国際）チャンネルの「深度分析」（深度分析）欄に掲載された「危機の後に、核の安全を再度審査する」（「紫光閣」掲載）は牛麗珍（牛丽珍）記者によって執筆されたもので、福島原発事故発生後の中国の対応を概述した後、取材した王毅切国防科工局副局長の声を引用し本文を組み立てている。

牛は「世界の工業化が速やかに発展する過程の中で、全地球のエネルギーに対する需要は急激に上昇している。化石エネルギーの日ごとの減少と環境に対する汚染、さらに加えて気候の変化の衝撃を軽減することが差し迫って求められていることから、一部の国家をしてきれいなエネルギー使用を探らせているが、核エネルギーはもっとも可能な、最も現実的な選択になっている」として国際環境に触れた後、福島原発事故発生後の中国の対応に言及、さらに60年代の原子爆弾の実験成功から中国の「核工業はすでにわが国の核大国の地位を保持し、国家安全の戦略的基石になるとともに、わが国のエネルギーの持続的発展を可能にする重要な支柱になっている」と指摘するとともに、核の安全を確保してきたことについて、2008年に起きた四川大地震の例を挙げた王毅切副局長のことばを引用し、次のように述べている。「2008年5月12日、四川省汶川県でたいへん強い地震災害が発生、全国の民衆が救援状況を集中して注目していたとき、現地の核施設単位は緊急に起動、全力で震災に対応、危険の排除に当たり、中央の関係部門、軍隊および地方政府は力を合わせて協力し、支援を提供、共同の努力を経て、核事故が発生しないように確保した。事実が証明しているように、我々の核施設はこうした重大な災害の試練にも耐えうるのである」と。

さらに、牛は王副局長の安全確保に関する中国のシステムの紹介と今後における中国の核エネルギーの安全問題についてのことばを引用し「まず先に、核エネルギーの発展は安全を第一とする原則を堅持しなければならない。」「その次に、極端な自然災害が引き起こす核の安全問題により注



意を払わなければならない。」「三に、現役さらには建設中の核施設の重要安全システムを評価、より一層強化しなければならない。」「四に、核応急マニュアルをより整ったものにし、核事故の応急呼応能力を向上させなければならない。」という四点を挙げると同時に、「我々は日本の核漏洩事件から教訓を汲み取り、一つのことから多くを学び、核工業がよく早く安全に発展することを確保するよう望む」ということばで同文を結んでいる。

## 2. 何祚庥からの警鐘

「1.2.6 外縁情報(6)『わが国原子力発電発展の三つの疑問』」の中で紹介された中国科学院院士・中国科学院理論物理研究所研究員の何祚庥は従来から中国の原発政策に異議を唱えている。彼はオピニオンリーダー的存在であり、齒に衣着せぬ発言で知られている。特に、原子力発電問題については自身の専門知識を活かし、当局に反論している。これまで述べてきた中核情報、外縁情報には彼の文章は無く、あるのは上述の少しばかりの「声」であった。

試みに「求是理論網」の中において、「何祚庥」で検索すると21項目があり、その中で直接「何祚庥」の名前が出ているのは次の2件であった。

「中国の原子力発電の発展は決して大躍進を行ってはならない」(「中国核电发展绝不能搞大跃进」<sup>(13)</sup>)と「わが国は高速増殖炉技術が8位か? ウラン貯蔵量が3000年使えるのか?」(「我国是否已成快堆技术世界第八? 铀储量是否可用三千年?」<sup>(14)</sup>)であり、前者は2011-05-26、後者は2011-02-18の日付となっており、前者が福島原発事故後の論文であり、後者はそれ以前のものである。

福島原発事故後、「科学技術の窓」チャンネルに掲載された「中国の原子力発電の発展は決して大躍進を行ってはならない」(『科学時報』(『科学时报』掲載)において、何は、既述した周大地の「中国がもし西側の後にくっついて原子力発電を短絡的に放棄するとすれば、それは少しばかげたことである。」という発言に対し、「私が言いたいのは、もしエネルギーの専門家が核事故の破壊力を深く理解できないとすれば、それこそが『少しばかげている』のだということだ」と批判するとともに、周が中国の炭鉱事故の死者数とチェルノブイリのそれと比較したことに対しても「核事故は一旦発生すると、何人死んだという問題ではなく、何世代にも影響を及ぼす問題なのである。往時のチェルノブイリ事故は広大な無人地域を作り出したし、今年の福島事故もそれを避けることができない。核物質の活動期は千年にもなる長さであり、人類の大きなお荷物になるのである」と指摘した後、周がいうところの「2050年には全国で15%以上を原子力発電でまかなう」とする原子力発電発展計画のスピードの速さについて「彼らは高い発展スピードを提起しているが、我々はしっかり準備を整えているであろうか。私は準備がはなはだしく不足しているし、安全面の準備は特に不足しているとみている」と指摘、その理由として、周は中国には200万トン以上のウランがあるとするが、実際には中国は将来100万トン規模程度しか動かせない、高速増殖炉技術の不備に投資が必要で安全に稼働させるには原価が高くなる、などを挙げ、「大躍進」型の計画に疑問を投げかけている。

そして、「福島事件が発生してから、我々の核エネルギー専門家は続々と中国の原子力発電が福島より安全であると表明している。しかし、私はこうして簡単に結論を出すことは、五十歩と百歩の関係であると思っている。日本人が原子力発電所の安全問題を重視していないといえようか。あるいは、我々の原子力発電所がすべて安全の類型に属するものであるといえるのか」、「いま多くの

人が第三世代の原子力発電所を研究し、第三世代の原子力発電は第二世代の原子力発電より安全であるといっている。しかし、私の知るところでは、第二世代の原子力発電所研究の専門家は決してこの結論を認めたわけでもない」と真っ向から、原発安全性輿論誘導に異議を唱えている。

さらに、何は「我々中国の原子力発電所の耐震基準が一体マグニチュードいくつに設定されているのか。事故になる確率は一体何%か、1%なのか、3%なのか。中国の原子力発電の専門家はこれらの『数字』について従来から『ひた隠し』にしている。こうした数字を公表し、社会の公衆が共同で監督できるようになることを望む。特に彼らに答えてほしいのは、我が国に福島型の地震に耐えられる原子力発電所がどこにあるのか。我が国の未来にマグニチュード9の地震が絶対起きないとは言い難い。」と述べるとともに、「福島事故の発生は我々に深く考えさせるものがあり、我が国の核エネルギー発展計画も相応の調整をすべきであり、大幅な調整をすることも排除するべきではない。」として、現行の原子力発電推進政策の大幅見直しを呼び掛けている。

何のこの一文を中核情報だとすれば、それに付けられた「関連文章」は外縁情報に相当し、それは以下の6編である。

- (1) 「積極的に原子力発電を発展させることは中国の戦略的選択」(积极发展核电是中国战略选择)
- (2) 「原子力発電は疎通の不具合に遭遇している」(核电遭遇沟通尴尬)
- (3) 「わが国原子力発電発展の三つの疑問」(我国核电发展的三个疑问)
- (4) 「世界の原子力発電利用の回顧と展望」(世界核电利用的回顾与展望)
- (5) 「原子力発電:安全第一」(核电:安全第一)
- (6) 「合理的に原子力発電発展の規模とテンポを把握しよう」(合理把握核电发展的规模和节奏)

上記の6編中、(1)は前述の「1.2.2」、(3)は「1.2.6」でその内容について説明している。

(2)の「原子力発電は疎通の不具合に遭遇している」は「科学の窓」チャンネルにある「呉昊」の一文(「科学時報」掲載)であり、「各国政府、原子力発電業界関係者と民衆、メディア、環境保護組織の対立がある。原子力発電の輿論の危機の背後には生存と発展の矛盾、商業的利益と民意の向背の紛糾、専門系統と社会系統の疎通の梗塞という一種の信頼の危機も存在している」として、中国において如何に原子力発電についての理解を深めるかという問題について、日本の原子力発電所が行ってきた例を挙げつつ、「天災人災による日本の核漏洩は原子力発電の総括と再考に値するが、彼らと民衆の疎通の経験はわれわれが学び、鏡とすべきである」と指摘している。本文には何祚庥の発言も引用されてはいるが、それは異なる意見があるということを示すだけのことに過ぎず、主旨はあくまでも原子力発電についての意思の「疎通」を円滑に進める必要性を強調するところにある。

(4)の「世界の原子力発電利用の回顧と展望」(世界核电利用的回顾与展望)は光明日報が3月26日に掲載した一文であり、原子力発電の発展を歴史的に回顧し、その必要性をエネルギー需給の矛盾、地球温暖化、安全性の進展、第三世代の技術的進歩などを挙げ強調し、最後に「つまるところ、人類は当面まだ原子力発電を放棄することはできない。」という一句で終えている。この最後の一句にこの本文の意図が集約されている。

(5)の「原子力発電:安全第一」(核电:安全第一)は「人民網」に3月17日に掲載された一文であり、その冒頭「原子力発電は効率のよい、経済的、安心な清潔なエネルギーであり、大規模に核エネルギーを利用することはすでに必然的選択になっている」とし、最後には天野 IAEA 事務局

長の「安定したエネルギー供給が必要であり、気候の温暖化に対応しなければならない」ということばを引用した後「こうした面において、原子力発電が提供するチャンスはそれがもたらすリスクをはるかに上回っている」と指摘し、原子力発電の必要性を強調している。

また、(6)の「合理的に原子力発電発展の規模とテンポを把握しよう」（合理把握核电发展的规模和节奏）は福島原発事故前の2011年1月10日「瞭望」に掲載された一文であり、「原子力発電はその他のエネルギー方式と異なり、安全性に対する要求が非常に高い。そのため、原子力発電の情勢がよいときであればあるほど、明晰な頭脳を保持すべきである。有利な要素を見なければならぬばかりか、さまざまな拘束条件も高度に重視し、力に応じて行い、安定的に推進すべきである。特に、原子力発電の中長期計画を調整する際、積極的穏当に建設規模を制定し、合理的に建設着手のテンポを把握し、一部の地方や企業が客観的条件を顧みず、過度に多く、過度に速く原子力発電プロジェクトに着手するのを防止しなければならない。同時に、断固として中央の戦略的決定を貫き、AP1000の技術路線を堅持し、着実に有効な措置を講じて、人材、装備製造、核燃料などの制約要素を緩和すべきである。核の安全監視管理を強化し、現代企業制度建設を速め、原子力発電を健全で安定的に発展させるために条件を作り出すべきである」として、具体的な提案をしている。

この外縁情報については何の意見を補強するものは「関連文章」の最後に置かれた(6)だけであるといえる。ただ、その(6)にしても、中国において原子力発電を発展させる上での一般的問題を指摘したものであり、読み方によってはいかようにでも解釈できる。つまり、何の中核情報としての「中国の原子力発電の発展は決して大躍進を行ってはならない」という一文に付けられた外縁情報としての「関連文章」には何とは「異なる声」が並べられており、何の意見を明確に相対化しているのである。

なお、福島原発事故発生前の「わが国は高速増殖炉技術が8位か？ウラン貯蔵量が3000年使えるのか？」と題する一文は中国の「科学技術界に急速に『浮ついた不実』の学風が蔓延している。彼らは誇大な成績を『上に報告する』ことに熱心であり、社会の公衆に誇大な成績を『宣揚』することにも熱心である。これによって『指導者』と『社会の公衆』の『支持』を得ようとしている」として、原子力発電を推進する側に喧伝されてきた「使用済み核燃料再利用」や「高速中性子炉」などについての「成績」が現実とはかけ離れたものであることを詳述している。

さらに、『求是』から離れるが、何は「内陸に原子力発電所を建設することに断固反対する」（坚决反对在内陆建设核电站<sup>(15)</sup>）と題する一文を人民日報系の『環球時報』（環球時報）2012年2月10日の紙面に発表した。

何はその中で原子力発電推進派に対し「彼らが設計している新型原子力発電所の安全係数はきわめて高く、重大な核事故が発生するリスクの『確率』は極めて小さいので、『安全』であるので、内陸地域に『安全』に原子力発電所を建設することができる」としているが「私は中国の内陸地域にどんな原子力発電所を建設することも即時中止しなければならないと考える」と全面的に内陸部での原子力発電建設に反対している。

その理由として、何は「彼らの計算する『安全係数』は、いずれも理論上計算できるものである

が、実践あるいは実験の試練を経た『理論値』ではない。」とし、福島原発事故について「日本人は日本で『千年に一度』といわれるマグニチュード9の地震が発生、さらには『見たことも無い』大津波も引き起こすことを根っから想定しなかった」からであり、その教訓は「原子力発電所の設計と稼働の安全基準を大幅に向上させなければならず、あの『千年に一度』の偶発事故も考慮の中に入れなければならず、そうしないと福島事故が二度と発生しないよう『確保』することはできないということである。そして、この『確保』は『相対的』確保ではなく、『絶対的』確保をしなければならない」と「絶対的」安全を求めている。

二つ目の理由として、「内陸地域に原子力発電所を建設するには、特殊なリスクもある。いったん早魃の年に遭遇すれば、冷却水は断絶し、すぐに特大の原子力発電事故が起きる」と指摘、さらに三つ目の理由には「すべてのリスク対策は『リスク確率×リスク結果』という二つの要素を計算しなければならない」、世界で三つの大きな事故がありその確率は1%であるが、「ひとたび内陸地域で重大な核事故が起きると、数千年、一万年にもわたって救済し難い事故となるのである」としている。そして、「すべての内陸地域にこうした重大な結果をもたらし、子孫に万年も禍根を残す原子力発電所を建設することに断固反対する」と強調している。

何がこれほどまで強く内陸部の原子力発電建設に反対するのは彼自身が原子力発電所建設予定地の江西省九江市彭沢県の長江をはさんでの対岸にある安徽省望江県出身者であり、現在、望江県は県を挙げてこの建設に反対を表明していることであろうが、福島原発事故からの教訓をもっと汲み取るべきであるという科学者の強い思いがそうさせたのであろう。

この何の一文が人民日報系の「環球時報」(環球时报)に掲載されたことはそれなりの意味をもつ。それは『求是』および『求是理論網』が中核情報はいうに及ばず、外縁情報としても何のような原子力発電に懐疑的意見をアジェンダとして設定せず、原発安全性輿論誘導で一貫していたのに対し、「環球時報」は「異なる声」を掲載したことにある。とはいえ、「環球時報」が中国の原子力発電についての論議を導く輿論誘導を行ったのかどうかについては、同紙の内容分析を待たなければならない。

### 3. 原発安全性に対する中国の民意

中国の民意、あるいは輿論を語る際、中国の「特色」を考慮しなければならない。一言でいえば、伝統的な階層社会と権力の集中の影響がそこに反映するということである。階層社会とは支配者層と被支配者層、その間に知識階層があるという基本構図に都市部と農村部という地域格差およびそこにおける経済格差による階層化を指し、権力の集中とは過去においては王朝の皇帝を中心とした中央集権型の独裁政治システムであり、現在では中国共産党一党独裁による党国体制を指すものであり、その中で人々がその属性に従って生活しているということである。こうした環境の中では、「表現の自由」は我々とは異なるものとなる。意見の表出が「表現の自由」という法的根拠を背景としているのであれば、民意、輿論調査でも自由に意見を述べるができるが、それが無いとすれば民意、輿論調査に本当の民意、輿論は反映されなくなる。とりわけ、権力と抵触する「敏感」な問題については人々は自己防衛本能を働かせることになり、往々にして権力の望む答えを選択する傾向になるのである。

では、原子力発電の安全性についての問題は「敏感」な問題に属するのであろうか。これまで述

べてきたように、中国共産党にとっては原子力発電を否定するような意見が多数を占めることを歓迎しない。そのために、『求是』に見られるような原発安全性輿論誘導が行われてきたのであり、これは「敏感」な問題といえるのである。すなわち、中国共産党にとっては原子力発電は「安全」なのであり、「安全」でなければならないのである。

それが典型的に現れたのが、中国核エネルギー業種協会（中国核能行业协会）の調査である。2011年10月から2011年2月までの五ヶ月間、インターネットアンケート調査を行い、228の有効サンプルに基づいて作成された「原子力発電と発展」（核能安全与发展）という調査報告は「わが国の原子力発電所の安全性に対し、安全と基本的に安全と考えている比率が87.72%に達し、安全ではないと考える比率は7.02%を占めた」としている。

さらに同報告は「65.79%の被験者が原子力発電所近辺で生活している住民には安全の保障があると考えており、30%の人は保障が無いと考えている。」「『厳格な科学的論証を経て、あなたの故郷付近に原子力発電所を建設する条件が整っていることが分かれば、あなたの態度はどうか』という質問には、60.96%の参加者が支持の態度であり、10.96%の参加者は抗議するとしている」、「70%前後の参加者は放射線と放射線防護の知識について一定の理解と認識をもったとし、25%前後の人はその量の多少にかかわらず、放射能であれば有害であると考えている」、「わが国の原子力発電発展の戦略に対して、67.98%の人は『安全で効率よく、積極的に発展させる方針を堅持すべきである』を選択し、27.63%の人は『調整すべきであり適度に発展させる方針』を選択した」としている。<sup>(16)</sup>

これ以前、山東大学エネルギー・動力工程学院学生がウェブサイト『アンケート星』（問巻星）を利用して行った「公衆の原子力発電の安全に対する認識状況に関する調査アンケート」（关于公众对核电安全认识情况的调查问卷）では2011年8月24日までに有効サンプル101を得、その結果の「あなたは中国の原子力発電の安全性にどのような見方をしていますか」という質問に、「比較的安全である。不可抗力で事故が発生しても、原子力発電所建設を推進する必要がある」を選択したのが69.31%（70人）、「比較的安全ではない。できるだけ原子力発電所を建設しない」が14.85%（15人）、「非常に安全ではない。絶対原子力発電所は建設しない」が2.97%（3人）、「分からない」が12.87%（13人）であり、「非常に安全である。絶対重大な事故は発生しないので、原子力発電所建設を推進すべきである」は0%（0人）となった。

また「あなたの居住地周辺で原子力発電所を新たに建設するようになったら、あなたの態度は」との質問には「非常に支持する」2.97%（3人）、「比較的支持する」16.83%（17人）、「普通」（中国語「一般」）32.67%（33人）、「比較的反対する」26.73%（27人）、「非常に反対する」20.79%（21人）となっている。

さらに、「国内で原子力発電事業を大いに発展させることに対するあなたの態度は」との質問には「非常に支持する」19.8%（20人）、「比較的支持する」51.49%（52人）、「普通」20.79%（21人）、「比較的反対する」5.94%（6人）、「非常に反対する」1.98%（2人）となっている。

「あなたは周辺住民の健康状況に対する原子力発電所の放射能の影響具合をどのように見ますか」という質問には、「影響が大きい」49.5%（50人）、「影響は大きくない」39.6%（40人）、「影響は無い」0.99%（1人）、「分からない」9.9%（10人）という答えになっている。

この調査で得られたサンプル 101 の中で 94 のサンプルが学生であり、93.07% を占めている。また年齢においても 17-24 歳が 93 人の 92.07% を占めているところから、こうした問題に学生が反応したということでもあり、上掲のように答えが非常に不安定となった結果が学生の「民意」ということもできよう。<sup>(17)</sup>

一方、中国のウェブサイト「解放牛網」(解放牛网)は香港を拠点に華人圏の CNN を目指す「フェニックステレビ」(「凤凰卫视」)の記者の報道を転載し、その下に 2011 年 4 月 14 日に締め切った「今回の事故を通じて、原子力発電を発展させることに対してあなたは自信がありますか」という質問に対する答えを掲載している。それが、「フェニックステレビ」の質問なのか、それとも「解放牛網」のものなのかは判別できないが、その答えは「自信がある。のどに詰まったからといって食事を取らないわけにはいかないように、キーポイントは予防と計画である」とするもの 19.46% (43 人) に対し、「自信がない。核放射線の人類に対する危害の対価ははなはだ大きい」とするもの 78.28% (173 人) という結果となっている。ここでは、質問自体は前の二者とは異なるが、明らかに前の二者とは相反する原子力発電に否定的意見が 8 割近くを占めている。<sup>(18)</sup>

これらはいずれも、インターネットを通じての調査であるので、そこで得られたサンプルはインターネットが使えて、この問題に関心がある人たちの「声」ということになる。この三つの調査結果を挙げただけでも、どこに中国の民意、輿論があるのか確言できない。これこそ、中国の「特色」というものといえる。

### おわりに

核利用について、日本と中国の共通点は前後の違いはあっても民用の原子力発電によってエネルギーを確保しようとする道を歩んできたことであり、相違点は軍用の核施設を中国が国内に持ち、日本は米軍に頼っている点である。核の軍用と民用は表裏一体の関係にあり、日本においては民用の原発問題は議論されても、その軍用については忘れ去られている感がある。それは、日本には独自の軍用核工業施設が無いからであろう。一方、中国では軍用については中華人民共和国の歴史的経験から核の保有に懐疑的議論が行われることはあり得ず、中国共産党の軍隊である中国人民解放軍に触れることなども不可能であり、まして軍用核工業施設は軍事機密であり、如何なる工業施設がどこにあるかなど一切公表されていない。前述したように、中国の核開発は軍用から始まったことで、原発以上の数が全国に散在していることは想像に難くない。2008 年の四川大地震の際に軍用核施設に触れられたことは極めて異例であって、原発問題の議論から軍用核開発問題へ議論が及ぶことなど当面あり得ないのである。

とはいえ、福島原発事故は中国のメディアにとって原発のみならず核問題のアジェンダをセッティングする意味での報道対象となり得た。しかし、初期の報道がもたらしたものはヨード入り食塩の買いあさりパニックであり、それを当局は「原発に対する知識不足」とし、原発推進のために核に関する「科学知識普及」を図らなければならないという教訓を得た。そして、それは、本稿の『求是』の中核情報およびその外縁情報分析から分かるように中国共産党は国民経済の持続的発展を維持するための「安全」、「安心」、「成熟」、「効率のよい」、「清潔」という原発安全性輿論誘導に

直結したのである。

2010年10月に出された「中共中央の国民経済および社会発展12次5ヵ年規画制定に関する提案」における表現「安全を確保した基礎に立って効率よく原子力発電を發展させる」(在确保安全的基础上高效发展核电)はそのまま2011年3月16日に採択された「中華人民共和国国民経済および社会発展12次5ヵ年規画要綱」に採用された。また、福島原発事故直前の2011年3月5日の政府活動報告においては原子力発電「核电」という語彙は無かったが、事故後およそ一年後の2012年3月5日の政府活動報告において、初めて「安全で効率よく原子力発電を發展させる」(安全高效发展核电)という表現で「原子力発電」が明記された。今後は、福島原発事故の教訓を汲み取り、中国は「安全で効率よく原子力発電を發展させる」方向に沿って原子力発電を推進し、輿論誘導を行っていくことになる。

しかし、中国にとって隣国日本で発生した福島原発事故の影響は量り知れない。それは原発事故による影響が半永久的なものである以上、中国にとっては常に福島の情報に隣国日本から伝えられることになり、その安全性に対する公衆の目を常に気にしなけりばならなくなったことである。安全性と隣り合わせの危険性を十分開示することによって、公衆の意志を確認しながら政治を行うのが選挙によって政権の交代があり得る民主主義国であるとすれば、中国共産党一党独裁下の当面の中国においては中国共産党がすべてを決定するため、すべては党の意志如何にかかっている。「輿論一律」の時代は過ぎ去ったとはいえ、ブログの实名制導入をはじめ中国共産党の情報管理は技術の進歩にともなってより厳密になっている。無責任な発言は論外だが、建設的な「異なる意見」は容認されるべきものであろう。特に原子力発電のような国民の生命と生存にかかわる問題については、党の寛容度が試されることになる。

福島原発事故の最大の教訓が、原発が安全でなく、日本の原発行政が安全性を証明することに力点が置かれ、東京電力をはじめ電力会社と一体になり原子力発電を推進し、学术界もそれに奉仕する仕組みにあり、マスメディアもその権力監視機能を十全に果たし得なかった、ことにあるとすれば、日中の体制の違いに拘わらず、権力は情報をすべて開示するものではないことをわれわれは学んだといえる。そして、ことばを換えて言えば、我々の自己防衛のためには、我々の生存、生活を脅かす情報に対して、我々にはそれを知る権利があるという主張をすべきことを教訓として学んだのである。

本稿は中国における原子力発電の是非を議論するものではなく、あくまでも「求是理論網」を通じての中国共産党の原発安全性輿論誘導を分析するところにあつた。それは、高価な代償を払った福島原発事故の教訓が隣国中国に十分汲み取られているかどうかを検証する意味もあつた。少なくとも『求是』の原発の安全性を強調する輿論誘導には多くの日本人は違和感を感じるであろう。それは非当事者と当事者の違いから来るものかもしれないが、我々日本人には広島、長崎という原体験もあつて、核アレルギーが中国人にも増して強いことにも関係があるかもしれない。それがため、日本では福島原発事故以来、原子力発電を否定的に見る日本人が多数を占めている。<sup>(19)</sup>

中国共産党は今後も原発の安全性に関する科学知識の普及を通じて輿論誘導を行っていくであろうが、原子力に関する知識の宣伝を行えば行うほど自国が開発し実験を繰り返してきた原爆、水爆などの軍用核開発問題にも公衆の関心が向かうであろう。すなわち、当面は軍用核開発の過程での被爆者問題、核実験場があつた新疆ウイグル自治区の汚染などに関心が向かい議論されることは無

いであろうが、将来必ずこうした問題が俎上に上ってくるであろうことは疑いの無いところである。

また、もとより何祚麻からの警鐘は傾聴に値するものでもあろう。『求是理論網』は何の「中国の原子力発電の発展は決して大躍進を行ってはならない」を三編の中核情報のうちの一つに外縁情報として添えてもよかつたはずであるが、それがなされなかったことに中共中央機関誌『求是』の原発安全性輿論誘導の意志が現れている。さらに、彭沢原子力発電所の建設をめぐる反対運動も現実起きており、現在、将来にかけて原子力発電所を含む核エネルギーをめぐる問題は中国の国家発展戦略の根幹に抵触することもあって、今後も「安全で効率よく原子力発電を発展させる」方向をめぐる議論が続くであろう。

ただ「安全」という前提は日本においてはこの福島原発事故で崩壊してしまったことは否定できない事実である。その意味で、福島原発事故によって、中国共産党は一過性の原発安全性輿論誘導だけではなく、安全性を裏付ける科学的証明＝情報公開<sup>(20)</sup>のある長期にわたる輿論誘導戦略を策定する必要に迫られている。その中で、理論雑誌としての『求是』とそのウェブサイトの『求是理論網』は禍根を残さぬよう、単方向の輿論誘導ではない双方向型のアジェンダを設定するべきであり、それが中国共産党の中国に対する責任であり、また、核事故が国境を越えることを考えると隣国日本を含む世界に対する責任でもあろうと思う。

## 注

- (1) 「国家原子力発電技術公司」(国家核电技术公司)とは国務院の承認を得た中央が管理する国有重要基幹企業であり、中国核工業集团公司、中国電力投資集团公司、中国広東原子力発電集团有限公司、中国技術輸出入総公司などの大型国有企業が共同で出資し組織した有限責任会社であり、国務院から権限を受け、国家を代表し対外的に契約を結び、第三世代原子力発電技術の導入、工程建設および自主化発展を実現するための主要なプラットフォームである。(百度)
- (2) 「中国核工業集团公司」(中国核工业集团公司)とは国務院の承認を受けて組織建設された特大型国有独自投資企業であり、正部級に相当し、その全身は第二機械工業部、核工業部、中国核工業総公司であり、100余りの企業単位と科学研究所によって組織され、現在中国科学院院士9人、中国工程院院士10人を擁し、主に核軍事工業、原子力発電、核燃料、各応用技術などの領域の科学研究開発、建設と生産経営、および対外経済協力と輸出入業務を担当する。(百度)
- (3) [http://www.qstheory.cn/zxdk/2011/201106/201103/t20110314\\_73146.htm](http://www.qstheory.cn/zxdk/2011/201106/201103/t20110314_73146.htm)
- (4) [http://www.qstheory.cn/zxdk/2011/201108/201104/t20110413\\_76804.htm](http://www.qstheory.cn/zxdk/2011/201108/201104/t20110413_76804.htm)
- (5) 日本核泄漏引发全球重新考虑能源战略 2011年04月18日 来源:学习时报 作者:王雪梅
- (6) 2011年04月19日09时49分 来源:科学时报 作者:记者 肖洁
- (7) 全球核能发展路在何方 2011年04月21日10时00分 来源:新华社 作者:记者 穆黎明 耿锐斌
- (8) 安全的核电是文明进步之果 2011年04月11日10时22分 来源:人民日报 作者:杜祥琬
- (9) 专家详解第三代核电技术 我实施科技重大专项让核电站更安全 2011年03月17日09时06分 来源:科技日报 作者:记者 陈磊 李艳
- (10) 2011年03月29日09时32分 来源:中国能源报 作者:记者 朱学蕊 王晓岚
- (11) 实现我国核工业由大变强的根本性转变 2011年10月16日09时00分 来源:《求是》 作者:孙勤  
[http://www.qstheory.cn/zxdk/2011/201120/201110/t20111014\\_116673.htm](http://www.qstheory.cn/zxdk/2011/201120/201110/t20111014_116673.htm)



- (12) 危機之后, 重审核安全 2011年07月21日 来源:《紫光阁》 作者:牛丽珍
- (13) 中国核电发展绝不能搞大跃进 2011年05月26日10时07分 来源:科学时报 作者:何祚庥
- (14) 我国是否已成快堆技术世界第八? 铀储量是否可用三千年? 2011年02月18日09时00分 来源:科学时报 作者:何祚庥
- (15) 坚决反对在内陆建设核电站 <http://www.huanqiu.com> 2012-02-10 19:00 环球时报
- (16) 核安全科普亟需创新 建立全媒体沟通渠道 2012.3.28  
<http://www.022net.com/2012/3-28/516269382472235.html>
- (17) 问卷星 <http://www.sojump.com/viewstat/944305.aspx>
- (18) 你对发展核电是否有信心 <http://www.jfdaily.com/topic/156389>
- (19) 政木みきは2011年6月、8月、10月の3回にわたる電話調査のデータを基にまとめた「大事故と“節電の夏”を経た原発への態度～『原発とエネルギーに関する意識調査』から」と題する報告の中で次のように指摘している。

「国内の原発をどうすべきか」について、10月の結果は、「減らすべき」が42%で最も多く、次いで「すべて廃止」が24%、「現状維持」が23%となっている。「減らすべき」と「すべて廃止」を合わせた原発の利用に否定的な人は67%に及ぶ。

10月の結果では「原発事故に対する不安」を「大いに感じる」人が49%で最も多い。3回の調査をみると、不安を「感じる(大いに+ある程度)」人が約9割と大多数である結果に変化はない。「原発に関する国の安全管理に対する信頼」については3回の調査とも約7割が「信頼していない(あまり+まったく)」と答えていて人々の信頼感は低い。原発に対する態度は「不安」や「信頼」があるかどうかで大きく異なっている。

.....

原発が次々と止まるなか“電力不足”が強調され、節電が求められた夏だったが、原発を利用すべきという人は増えず、むしろ「すべて廃止すべき」という人が増加していた。原発に頼らない社会を支持する人が増えている。こうした原発に対する態度と原発事故への「不安」や「国の安全管理に対する信頼」とのあいだには関連が確認できた。福島事故後、大多数が「不安」を感じ、「国への信頼」が低いことに変化はみられない。

一方、発電について原子力発電の長所とされてきた「安定供給」や「経費が安いこと」を重視する人の原発に対する態度をみると、多くの人が原発に否定的で、それは原発の停止によって節電を求められた夏を経ても変わっていない。

『放送研究と調査 JANUARY2012』 pp.18-33

- (20) 環境保護部によると「環境保護部(国家核安全局)核と放射線安全監視管理情報公開方案(試行)」「环境保护部(国家核安全局)核与辐射安全监管信息公开方案(试行)」と「原子力発電所核と放射線安全情報公開に関する通知」(关于加强核电厂核与辐射安全信息公开的通知)が2011年4月に内部に配られているということであるが、外部には「その中の一部の問題についてはまだ完全にははっきりと考えられていないため、一定期間試行した後に公開されることになる」とされている。情報公開の「組織体系、職責分業、公開内容、公開方式および原子力発電稼働事件あるいは応急時の情報公開規定など」が明記されているというこの「公開方案」と「通知」内容の公開が待たれる。

環保部: 推进和规范核电厂核与辐射安全信息公开

来源: 环保部 发布日期: 2011-07-28

(本論文は国際行動学会第9回年次大会(2012.9.23)において「東日本大震災・福島原発事故をめぐる中国の原発安全性輿論誘導—中共中央機関誌『求是』の分析を中心に—」と題して口頭発表した原稿に加筆したものである。)

## II. 調査報告・東日本大震災・福島原発事故に関する新疆日報の報道

### はじめに

周知のように新疆ウイグル自治区は中国の核実験場があったところである。中国の核実験は原爆、水爆いずれも新疆域内で実施された。新疆における核実験と福島第一原発事故とは性質が異なる。新疆の核実験が過去、福島原発事故が現在という時間の差異もある。しかし、いずれも放射能汚染を引き起こした(であろう)ことには変わりがない。特に、中国においては核実験による放射能汚染についてはこれまでまったく報道されなかったことで、その実態は不明である。潘自強中国核学会常務理事・中国核工業集団科技委主任・中国工程院院士・国連放射線影響科学委員会中国代表は、中国は「現在まで、もともと軍用も含めて、放射線致死、および放射線によってもたらされた放射線病の事例は一件も発生していない。」<sup>(1)</sup>と述べている。一方、日本の札幌医科大学の高田教授は新疆ウイグル自治区の放射能汚染問題を取り上げ、中国の「3回のメガトン級の大型地表核爆発」で「19万人」が「死亡したと推定される」<sup>(2)</sup>と指摘している。筆者は両者の主張について可否を判断する知識を持ち合わせていないが、1964年当時、中国の原爆実験の成功を伝えたニュースであったと思うが、少なくとも筆者はかつてその中で爆風を受けながら喜ぶ姿の兵士を見てなんともいえない印象をもったことが記憶にある。それは日本では東京五輪開催という華やいだ雰囲気の中の出来事であったことも思い出される。

2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれから派生した福島原発事故の放射能汚染の問題について、筆者はかつての核実験場であった中国の「西部地区」=新疆ウイグル自治区に在住する人々は中国のほかの地域に在住する人々よりも敏感ではないかと考えた。そして、同自治区のメディアも他の地域のメディアとは異なる反応をするのではないかと考えた。

もとより、中国における国際情報は通常、新華社、CCTV、中央人民放送局および国外に特派員をおいている人民日報などの主流メディアによって伝えられる。このほかインターネットを通じての国際情報の流通もある。新疆ウイグル自治区を代表するメディアである新疆日報は中国共産党新疆ウイグル自治区委員会の機関紙<sup>(3)</sup>であり、日本には特派員を駐在させていないことで、必然的にこうした主流メディアをニュースソースとした発表報道によって国際情報が伝えられることにならざるを得ない。しかしながら、環境監視機能が一つのメディアの役割としたとき、新疆ウイグル自治区に住む人々、とりわけ核事故に対し関心を持つ人々に、新疆日報は「党と人民の喉舌(代弁者)」として関連情報を伝えるという責務を果たすことが使命のひとつであると考えられる。

筆者は前述の論文「福島原発事故をめぐる中国の社会危機対応と輿論誘導」の中で「国家核事故応急協調委員会」の活動を中心に中国の輿論誘導を分析した。その結果、同委が「3月14日に出

した『核事故応急工作をより一層うまく行うことに関する通知』はもとより、輿論誘導の基本となる3月16日に国务院应急管理办公室が国防科工局に作成させたとする『日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝法案について』、さらには3月20日に開かれたという『中央メディア責任者会議』の内容も「公表されていない」ことで、同委の直接の輿論誘導の指示を明らかにすることはできなかったが、地方の末端組織である「遼寧省盤錦市興隆台区興隆街道」が2011年3月22日に「各社区党組織」に出した「日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知」（「关于进一步做好日本地震、海啸灾难新闻报道和舆论引导工作的通知」）から当初中央で作られた『日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝方案について』に近づけるものと考え、同「通知」を中心に、核エネルギーの安全性を喧伝する「科学技術知識普及」活動を含めた中国共産党の福島原発事故をめぐる輿論誘導の枠組みを分析した。

この成果を基礎にして、筆者は新疆日報の東日本大震災・福島原発事故関連報道を時系列的に概観するに当たり、(1)東日本大震災発生からの初期報道(3.12-3.16)、(2)「日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝方案について」作成後(3.17-3.22)、(3)遼寧省盤錦市興隆台区興隆街道「日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知」下達後(3.23-4.20)に区分した。それは、中央において国务院应急管理办公室が3月16日に国防科工局に作成させたとする「日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝方案について」（未公開）と遼寧省盤錦市興隆台区興隆街道が下達した「日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知」に例示されるような末端への「通知」が中国のメディアの輿論誘導の起点になり、新疆日報もおおむねこれに従ったのであろうとの仮説が立つからである。

また、筆者は前掲の論文「中共中央機関誌『求是』に見る原発安全性輿論誘導」において、中国共産党中央委員会機関誌『求是』の論文をすべて含むそのウェブサイト『求是理論網』を分析対象として、『求是』に掲載された論文を中核情報とし、ウェブサイトの中でその論文に付加された「関連論文」を外縁情報と定義して、関係論文を分析した。それによって得られた結論は、原発の安全性を強調する中核情報にはそれに懐疑的な意見の論文は外縁情報として付加されていないことを明らかにし、中国共産党の原発安全性輿論誘導の実態を検出した。そして、中共中央の理論雑誌のこうした原発安全性輿論誘導は地方の自治区党委員会の新聞である新疆日報においてもその地域の特殊性を含めて行われるのではないかと考えた。

本稿は、上述した筆者の関心の所在と2編の拙稿の知見を踏まえ、新疆日報（漢文版）の紙面を分析対象として、同紙が新疆在住の人々に提供した東日本大震災と福島原発事故についての情報を時系列的に検証し、その傾向を明らかにすることを目的としている。調査分析期間は東日本大震災が発生した翌日3月12日から、複数日連続して関係報道が途切れた4月20日までの紙面とした。

なお、本稿における新疆日報紙面の説明に当たっては、紙面を横に左中右、縦に上中下と分け、記事・写真の面積は縦cm×横cmで表記した。なお、新疆日報紙面一面の面積は（縦）55cm×（横）39cmである。

## 1. 東日本大震災発生からの初期報道（3.12-3.16）

※ 2011.3.11 東日本大震災発生

3月12日 4面(要聞) 日本宮城県附近海域发生8.8级强震  
 中の下(7×18) 尚无我公民伤亡消息 中国旅游局提醒游客谨慎赴日

東日本大震災発生の一報は4面の「要聞」に「日本の宮城県付近の海域でM8.8の強い地震発生」(日本宮城県附近海域发生8.8级强震)という「大見出し」に、「わが国公民死傷のニュースはまだ無い 中国旅行局訪日に慎重にと注意喚起」という「中見出し」をつけて3本の新華社電(1.東京11日電・米国情報で日本に地震発生 2.東京11日電・駐日大使館ネットに安否確認の掲示 3.北京11日電・旅行部門、旅行社に死傷者なし確認、中国旅行局訪日注意<sup>(4)</sup>)で伝えた。

この第一報は3月10日に雲南省で発生したM5.8の盈江地震に関する「盈江被災地社会治安は平穩道路交通は順調」(盈江灾区社会治安平穩道路交通暢通)という「見出し」の「新華社北京3月11日電」の記事(15×18)の下に置かれ一つのセットの囲み記事として報道された。

3月13日 4面(要聞) 强震海啸损失巨大 日本政府全力救灾  
 右の中(27×9)

「強い地震津波による損失莫大 日本政府全力で救灾」(强震海啸损失巨大 日本政府全力救灾)という「見出し」の下、「新華社東京3月12日電」1本で記事の中にゴチックで「被災損失莫大一万が行方不明」(灾难损失巨大 万人下落不明)、「中国救援隊日本へ 仙台の中国人留学生移動」(中国救援队赴日 仙台中国留学生转移)、「原子力発電所放射性物質漏洩 3人被爆確認」(核电站放射物泄漏 3人确认遭辐射)、「日本政府全力で救灾 被災地食品供給不足」(日本政府全力救灾 灾区食品供給不足)という小見出しをつけて総合記事として報道された。

囲み記事ではないものの、この続報も「雲南地震被災地すでに電力正常供給回復」(云南震区已恢复正常供电)という「新華社広州3月12日電」記事(12×9)の下に置かれて報道された。

3月14日 5面(国内・国際) 我救援队抵日 14日晨展开行动  
 中の下(21×17) 日本地震中的涉华人员情况  
 日修订地震级数为里氏九级  
 死亡人数为1217人

「わが救援隊日本着 14日朝行動展開」(我救援队抵日 14日晨展开行动)、「日本の地震における中国人関連状況」(日本地震中的涉华人员情况)という2本の「新華社東京3月13日電」と「日本地震のマグニチュードを9に訂正」(日修订地震级数为里氏九级)、「死亡者数1217人」(死亡人数为1217人)という1本の「新華社東京3月13日電」で報道されている。

この記事もその上に「新華社昆明3月13日電」の写真入りの囲み記事(24×16)で「雲南全力で盈江地震被災地の大衆の生活が秩序があり安全になるよう保障」(云南全力保障盈江地震灾区群众生活有序安全)があり、中国の雲南地震救灾活動とセットになっている。

※ 3.14 国家核事故応急協調委員会「核事故応急工作をより一層うまく行うことに関する通知」  
 下達

3月15日 5面(国内・国際) 胡锦涛致电日本天皇表示慰问

## 左中の上 (20×27) 中国首批援助物資運抵日本

「胡錦濤日本の天皇に打電お見舞い表明」(胡锦涛致电日本天皇表示慰问) という「大見出し」の下、「日本の大地震に注目」(关注日本大地震) という「小見出し」が付けられた「新華社北京3月14日電」の総合記事と「中国の初めての援助物資日本に到着」(中国首批援助物資運抵日本) の「中見出し」に対応する「新華社北京3月14日電」の2本の記事と13×20の大きな中国国際救援隊の活動の写真(新華社記者撮影)で報道されている。

この記事の下に、「盈江地震被災地正常な生産生活秩序回復し始める」(盈江地震灾区开始恢复正常生产生活秩序) という「見出し」の「新華社昆明3月14日電」(7×20)で雲南地震救災活動が伝えられた。

記事の配置が上下逆転したが、胡錦濤国家主席の天皇への見舞い電があったための扱いであろう。ただ、胡主席の見舞い電も総合記事の中の冒頭とはいえ「国家主席胡錦濤は14日日本の明仁天皇に電報を送り、中国政府と人民を代表して日本の東北地区で巨大な地震災害が発生したことに心からのお見舞いを表明、犠牲者に対し心からの哀悼の意を表するとともに、日本人民が早期に困難を克服し、ふるさとを再建するよう願った。胡錦濤は、中国政府と人民は引き続き必要な支援を提供したいと表明した。」という紹介だけに過ぎなかった。

また、2面の「要聞」には、全面を使って「11期全人大4回会議記者会見において、温家宝総理内外記者の質問に答える」「新華社北京3月14日電」を全文掲載した。温首相はその最後に「日本人記者は同席しているのでしょうか。少し話したいと思います。三日前、日本は歴史的に稀な巨大地震の災害に遭遇、日本人民の生命財産に莫大な損失がもたらされました。私はこの機会を借りて、中国政府と人民を代表してこのたびの災難の中で亡くなられた日本人民に心から哀悼の意を表し、日本人民全員に心からのお見舞いを申し上げます。中国も地震の多い国であり、我々は同じ境遇にあります。汶川で巨大地震が発生したとき、日本政府は救援隊を派遣されるとともに、中国に物質面での支援が行われました。我々の救援隊は昨日すでに日本に到着し、我々の輸送した救援物資も日本に届けられました。我々は日本の必要に基づき、引き続き必要な援助を提供したいと思っています。どうか私に代わってお伝えください」(5×7)と語ったことが伝えられている。

この15日の紙面において、中国首脳の東日本大震災に対するお見舞いの電報、ことばが初めて伝えられた。

また、12面の「自動車広場」(汽车广场)には「中国新聞網」から「地震の影響を受けて日本の自動車3大メーカー全面生産停止」(受地震影响日本汽车三巨头全面停产)と「トヨタ自動車日本の地震は会社の中国戦略に影響を与えない」(丰田汽车日本地震不影响公司的中国战略)という見出しで2本の記事(23×9)が掲載されている。

## 3月16日 5面(国内・国際) 多国呼吁重灾区人员撤离

## 中の上(22×19) 日本福島第一核电站机组出现险情

16日の紙面は、「多くの国が重大被災地からの撤収を呼びかけ」という「大見出し」の上に「日本の福島第一原子力発電所ユニット危険となる」という「中見出し」が付けられ、「菅直人首相が住民に避難区域を20キロから30キロに拡大することを求めた」ことや中国大使館、カザフスタン、タイ、ルーマニアなどの国が避難を呼びかけたことが「新華社東京3月15日電」で伝えられ

ている。

この記事の下には中国救援隊の日本での活動の13×19の写真（新華社記者撮影）があり、その写真を間に挟み、その下に「盈江地震救災の重点」（盈江抗震救灾重点转向安置和重建准备）という見出しの「新華社昆明3月15日電」が掲載されている。

前日に続き、日本の関係記事は上になっているが、中国の盈江地震とは依然として一対の扱いになっている。

※ 3.16 温家宝首相、国務院常務会議で原子力発電の安全について4点指示

国務院応急管理弁公室、国防科工局に「日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝方案について」作成させる

2. 「日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝方案について」作成後（3.17-3.22）

3月17日 2面（要聞） 核电发展要把安全放在第一位  
 左中の上（8×25） 温家宝主持召开国务院常务会议强调  
 3面（国内・国際） 首批中国公民16日晚登机回国  
 中の中（4×18） 日本地震死亡人数增至4164人

2面において「温家宝、国務院常務会議を召集主宰し強調」（中見出し）、「原子力発電の発展は安全を第一に置かなければならない」（大見出し）を付け、「新華社北京3月16日電」で、福島原発事故を受けて、中国の原子力発電の安全問題に関し、温家宝首相が4点の指示を出したことを伝えた。

3面では「中国公民の第一陣16日夜空路帰国」という見出しで、「新華社東京3月16日電」で「中国公民」の帰国を、また、「日本の地震による死者数4164人に増える」という「見出し」を付け、被災状況について「新華社東京3月16日電」で報道した。これには日本から青島に帰着した「帰国公民」の7×12の写真（新華社記者撮影）が付けられている。

この3面の記事はその上に「盈江火災危険箇所587箇所を排除」（盈江排除火灾隐患587处）、「落ち着き先事故ゼロ実現」（实现安置点零事故）という「見出し」で雲南地震の復興状況を紹介する「新華社雲南盈江3月16日」記事があり、囲み記事となっている。前日と日中地震の記事は上下するものの中国の盈江地震とは依然として一対の扱いになっている。

※ 3.17 国家発展改革委員会「食塩等の一部商品市場と価格を安定させることに関する緊急通知」、「デマを飛ばし大衆を惑わせ食塩の価格を吊り上げるなどの違法行為に対し監視管理を強化し、断固打撃を与えることに関する緊急通知」下達

中国塩業総公司「全国の食塩市場供給確保に関する緊急通知」下達

3月18日 4面（国内・国際） 6000名中国公民撤离日本地震重灾区  
 中の中（9×18） 日本地震死亡人数增至5457人  
 已确认一名中国公民遇难

18日の紙面は、「6000名の中国公民日本の地震重大被災地から撤収」（6000名中国公民撤离日本地震重灾区）という見出しで、「新華社東京3月17日電」、「日本の地震による死者数5457人に増える」、「すでに一名の中国公民死亡確認」という見出しでそれぞれ「新華社東京3月17日電」で伝えられた。

この記事の上には写真とともに「盈江被災地落ち着き先再建順調に推進」（盈江灾区安置重建顺利推进）という見出しの「新華社雲南盈江3月17日」の記事が置かれており、東日本大震災と雲南盈江地震の組報道は一貫して変っていない。

また、2面の「要聞」の右の中に福島原発事故から食塩の買いあさりパニックが起きたことに対応する記事が2本掲載されている。その中の1本は「国家發展改革委員会緊急通知を出し、各地にデマを飛ばし大衆を惑わせ食用塩の価格を吊り上げなどの行為に打撃を与えるよう要求」（国家发改委发出紧急通知要求各地打击造谣惑众哄抬食用盐价格等行为）という見出しの「新華社北京3月17日電」の記事（8×9）は「新華社北京3月17日電」であり、もう1本が「本紙ウルムチ3月17日」（本报乌鲁木齐3月17日讯）の「デマがわが区の多くのところで食塩の買いあさりを引き起こす。塩務局：わが区の食塩の備蓄は充分」（谣言引发我区多地食盐抢购 盐物局：我区食盐储备充足）という見出しの記事（13×9）であり、新疆日報独自のものである。

3月19日	1面	胡锦涛前往日本驻华使馆吊唁“3.11”地震遇难者
	右の上	(8×10)
	4面（国内・国内）	菅直人保证公开核事故信息
	右の中	(41×9)
		国际社会继续向日本提供援助
		福島核事故等级提高为5级
		日本地震死亡人数增至6911人

19日の紙面には、「胡锦涛日本の中国駐在大使館に赴き『3.11』地震犠牲者を弔問」（胡锦涛前往日本驻华使馆吊唁“3.11”地震遇难者）という見出しの記事を「新華社北京3月18日電」によって1面右上に掲載した。この記事は胡の弔問以外にも、国家核事故協調委員会が日本の核事故の影響が中国に無いことと中国の原発が安全に稼働していることを含めた「全国放射線環境観測結果」を「権威ある発表」として18日に公表したことなども伝えた。

新疆日報が東日本大震災関連の記事を1面に掲載したのはこの19日が初めてである。

そして、その1面と4面には同時に、前日初めて報じられた食塩の買いあさりパニック関連ニュースが前日よりもずっと大きな扱いで次の4本の記事として掲載された。

1面	自治区发改委严处价格违法行为
中の下	(16×19)
	通报食用盐价格违法案件
	我区食用盐产量远大于消费量
4面（国内・国際）	“盐未慌人心慌”折射出什么
中の中下	(43×19)
	卫生部表示 我国公众目前不必
	采取预防性服碘和其他防辐射措施

1面では「自治区改革發展委、價格違法行為厳しく処罰」（自治区发改委严处价格违法行为）という「大見出し」に「食塩価格違法案件通報」（通报食用盐价格违法案件）という「中見出し」を

つけ「本紙ウルムチ3月18日電」(本报乌鲁木齐3月18日讯)と(又訊)として2本のニュースを1本にして伝えた。さらに、その下に「わが区の食塩生産量は消費量を大幅に上回る」(我区食用盐产量远大于消费量)という見出しの「本紙ウルムチ3月18日電」(本报乌鲁木齐3月18日讯)を掲載し、囲み記事とした。

4面にも「新華視点」(新华视点)としてパニックを分析した「『塩はパニックにならずも、人心がパニックになる』はなにを映し出しているのか」(“盐未慌人心慌”折射出什么)と衛生部の「衛生部表明、わが国公衆は当面予防的ヨード服用およびその他の放射線防護措置を講ずる必要は無い」(卫生部表示 我国公众目前不必采取预防性服碘和其他防辐射措施)の2本を掲載し、パニックの鎮静化を図っている。この2本はいずれも「新華社北京3月18日電」であり、4面の中央、およそ紙面全体の3分の2近くを占める囲み記事として上海において食塩が充分であることを示す写真とともに報道された。

日本に関しては、その右に「菅直人核事故の情報公開を保証」(菅直人保证公开核事故信息)という見出しが付けられ「新華社北京3月18日電」で「国際社会が引き続き日本に援助を提供」(国际社会继续向日本提供援助)と「日本の地震死亡者数6911人に増える」(日本地震死亡人数增至6911人)を含む記事として報道された。また、その下に「新華社東京3月18日電」で「福島核事故レベル5に引き上げ」(福島核事故等级提高为5级)の記事が掲載され、8×8の関西空港で出国を待つ乗客と9×8のニュージーランドで追悼会に参加した市民の2枚の写真が添えられた。

これらの日本関連記事の上には「中央さらに370万元を支出し盈江被災地の衛生防疫などの活動を支持」(中央再拨370万元支持盈江灾区卫生防疫等工作)という見出しの「新華社北京3月18日電」の記事が掲載されており、雲南盈江地震と一組をなしている。

3月19日の新疆日報は食塩買いあさりパニックに関係する記事を1面と4面に掲載し、その沈静化を図る紙面づくりがされたといえる。そして、日本関連記事はこれまでと同様に雲南盈江地震と合わせて掲載された。

3月20日 3面(国内・国際) 全国各地高效透明疏解群众“核担忧”  
 左中の上中下(55×26) 国家核事故应急协调委员会发布 日本核泄漏近日不会  
 影响我国环境和公众健康  
 特大地震对日本造成多重冲击

3面左のトップの位置に「社会管理を強化創新」(加强和创新社会管理)という小見出しの下「全国各地効率よく透明で大衆の『核の心配』を緩和」(全国各地高效透明疏解群众“核担忧”)という見出しをつけて「新華社北京3月19日電」によって、中国各地で起きたパニック解消と核事故の情報公開に取り組んだ政府や組織の活動を紹介した記事を掲載した。

また、中央には3面のおよそ3分の2を使い「国家核事故協調委員会発表」(国家核事故应急协调委员会发布)(中見出し)「日本の核漏洩ここ数日わが国の環境と公衆の健康に影響を与えない」(日本核泄漏近日不会影响 我国环境和公众健康)(大見出し)とする「新華社北京3月19日電」と「巨大地震日本に多重の衝撃をもたらす」(特大地震对日本造成多重冲击)と題する新華社記者の「国際観察」(新華社東京3月19日電)の2本に福島での放射線検査(13×19)と新潟空港で搭乗手続きをする華人(9×12)の写真(新華社記者撮影)2枚を添えて囲み記事で報道した。



さらに、その右には「盈江地震に注目」（关注盈江地震）の見出しの下に、ボランティアの訓練を受ける小学生の写真（新華社記者撮影）とともに、「盈江被災地愛国衛生運動展開 大災の後大きな疫病無しを確保」（盈江灾区开展爱国卫生运动确保大灾之后无大疫）という見出しの「新華社雲南盈江3月19日電」の記事、その下に「楊潔篪第五回中日韓外相會議に出席」（杨洁篪出席第五次中日韩外长会议）という見出しの席上日本の地震の犠牲者に哀悼の意が示されたことを含む「新華社日本京都3月18日」の記事（10×9）と「日本の外相中国政府と人民が日本の被災地に援助を提供したことに感謝」（日外相感谢中国政府和人民给日本地震灾区提供援助）という見出しをつけた「新華社東京3月19日電」の記事（6×9）が掲載されている。

20日の紙面は日本国内における関係ニュースが依然として雲南盈江地震と一組になっていることが分かるとともに、「国家核事故協調委員会発表」などの記事を大きく扱い、「核漏洩」問題に関心が移ったことが明確に示されている。

### ※ 3.20 中央メディア責任者会議開催

3月21日 5面（国内・国際） 日本大地震已确认 8277 人遇难  
中の下（16×15）

21日の紙面には「中国国際救援隊日本での救援活動完了」（中国国际救援队完成在日救援工作）という説明がついた12×15の写真（新華社記者撮影）の下に「日本の大地震で8277人の犠牲を確認」という見出しの「新華社東京3月20日電」1本が掲載されていただけである。

### ※ 3.21 国家核事故応急協調委員会、全国16省市核応急弁公室責任者会議招集

3月22日 5面（国内・国際） 数地輻射剂量反弹 日政府要求限制超标农畜产品上市  
中の中（21×19） 日本地震致死 8805 人

22日の紙面は前日に続き中国救援隊の13×19の写真（新華社記者撮影）が「中国救援隊北京に帰着」（中国救援队返回北京）という説明つきで掲載され、その下に「日本政府基準を超えた農畜産品出荷制限を求める」（日政府要求限制超标农畜产品上市）と「日本の地震8805人致死」（日本地震致死8805人）の2本がいずれも「新華社北京3月21日電」で報じられている。

また、2面の「要聞」には「自治区發展改革委員会食塩価格違法案件第二弾を通報」（自治区发改委通报第二批食盐价格违法案件）という見出しで「本紙ウルムチ3月21日」（18×10）で8件の「違法案件」が公表されている。

さらに、9面の「不動産特集」（房产专刊）には「専門家は不動産市場は日本の地震の影響を受けないであろうと語る」（专家称楼市不会受日本地震影响）という記事が「毎日経済新聞」から転載されている。

### ※ 3.22 遼寧省盤錦市興隆台区興隆街道、「各社区党組織」に「日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知」下達

### 3. 遼寧省盤錦市興隆台区興隆街道「日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知」下達後（3.23—4.20）

3月23日 5面（国内・国際） 日本核电站放射性污染扩散至海洋  
中の下（4×19）

23日の紙面は5面に「日本の原子力発電所放射性汚染海洋に拡散」（日本核电站放射性汚染扩散至海洋）という見出しで「新華社北京3月22日電」が1本掲載されているだけである。

3月24日 5面（環球時訊） 日本大地震劫難警示录  
左中の上中下（55×28）  
右の上（17×8） 福島第一核电站意外频出

24日の紙面は、5面の四分の三の紙面を使って新華社記者が共同で作成した「日本の大地震災難警鐘録」（日本大地震劫難警示录）と題する長大な記事が掲載された。この記事は小見出しで「日本の大災難は人々に警鐘を鳴らしている：」（日本大劫難警示人们：）として次の5項目について学ぶべき教訓を書いている。

「自然災害はますます重大性、複合性、国際性の特徴を現し始めている。如何に重大な自然災害の侵害に対応するかが世界各国の共同で対面しなければならない厳しく、かつ差し迫った課題になっている。」（自然灾害愈加呈现严重性、复合性、国际性的特征。如何应对重大自然灾害的侵扰，是世界各国必须共同面对的严肃而紧迫课题。）

「災害を予防するには、災害の連鎖反応を重視し、より科学的な、より戦略的視点をもった配置を行わなければならない。救援救災は、災害が国境を越えるという特徴を考慮し、より整った、より活動可能な国際協調メカニズムを打ち立てなければならない。」（预防灾害，必须重视灾害的连锁反应，作出更加科学、更具战略眼光的安排；救援抗灾，必须考虑灾害超出国界的特点，建立更加完善、更具可操作性的国际协调机制。）

「核エネルギーを利用し、人類に幸せをもたらそうとするならば、核の安全も高度に重視、確保しなければならない。科学的、かつ安全に核エネルギーを利用してこそ、始めて持続可能な発展の道を歩めるようになる。」（既要利用核能造福人类，也要高度重视和确保核安全。科学而安全地利用核能，才能走出一条可持续发展之路。）

「巨大な災難は経済に影響を与え、全地球を動かす。自然災害に対応すると同時に、リスクを分散させ、政策を協調させ、グローバルな経済の『防波堤』をうちたてるべきである。」（巨大的灾难影响经济，牵动全球。在应对自然灾害的同时，应分散风险、协调政策，建立全球性的经济“防波大堤”。）

「大自然に対し、畏敬の心を長くもつ。自然災害に対し、侮る気持ちを強く戒める。人類は自然とうまく共存し、災難とともに前進してきたことを絶えず学び、より聡明に、自信をもつように変

わってきた。」(面对大自然，长存敬畏之心；面对自然灾害，力戒轻慢之念。人类不断学习与自然和谐相处，与灾难相伴前行，变得更加聪慧、自信。)

以上の5項目が新華社記者の東日本大震災と福島原発事故の報道を通じて得た教訓であり、論評(意見)だといえる。これはまたこれを転載した新疆日報の意見でもある。そしてこの記事には津波が民家を襲う12×19の写真(新華社/共同)、倒壊した家屋の前にたたずむ親子の10×14の写真(新華社/共同)および津波で破壊された漁船の近くを歩く歩行者の10×14の写真(新華社/ロイター)が添えられている。

また、この5面の右上には「福島第一原子力発電所意外頻出」という見出しの「新華社東京3月23日電」(17×8)の記事が掲載されている。

3月25日 4面(国内・国際) 仙台灾区社会生活逐步趋向正常  
中の上(13×19)

25日の紙面は、「日本の大地震に注目」(关注日本大地震)という小見出しが付けられた「仙台被災地社会生活徐々に正常に向かう」と題する「新華社日本宮城県仙台3月24日電」の記事に仙台の町の歩行者を写した8×12の写真が付けられ報道されている。

3月26日 4面(国内・国際) 水和蔬菜放射性活度有升有降  
中の下(8×19) 日本食品安全危机持续

26日は4面に「水と野菜の放射性物質上昇するものもあれば下降するものもある」(水和蔬菜放射性活度有升有降)という「中見出し」と「日本の食品の安全危機持続」(日本食品安全危机持续)という「大見出し」をつけた「新華社北京3月25日電」の記事1本が掲載されている。

3月27日 4面(国内・国際) 国家核事故应急协调委员会:日核事故未对我国环境  
左の下(9×6) 境内公众健康产生影响

27日の紙面では、「国家核事故应急协调委员会:日本の核事故はわが国の環境、域内の公衆の健康に影響を生んでいない」(国家核事故应急协调委员会:日核事故未对我国环境境内公众健康产生影响)という「新華社北京3月26日電」で報じられた。

3月28日 5面(神州瞭望) 日本核泄漏对我国公众健康有无影响  
左の上中下(55×8)

6面(環球時訊) 东京电力公司将放射性超标倍数从千万降为十万倍  
右の上中(33×9) 日本大地震10804人遇难  
日本震灾波及国际制造业供应链

28日の5面の「日本の核漏洩はわが国公衆の健康に影響があるかないか」(日本核泄漏对我国公众健康有无影响)という見出しの記事は中国科学技術界の「科学知識普及活動」の一環であり、「新華視点・焦点対面」(新华视点・焦点面对面)という小見出しの下、記者の質問に科学技術者ら

が答えるという形式をとっている「新華社北京3月27日電」である。

また、6面の「東京電力放射性物質の基準超過倍数を一千万から十万倍に引き下げ」（東京電力公司将放射性超标倍数从千万降为十万倍）、「日本の大地震で10804人犠牲」（日本大地震10804人遇难）、「日本の震災国際製造業供給チェーンに波及」（日本震災波及国际制造业供应链）という見出しの記事3本はいずれも「新華社東京3月27日電」である。

3月29日 4面（国内・国際） 日东电首次提及反应堆压力容器受损可能性  
右の下（15×12）

28日の紙面は、4面の中央に「中国の救援物資第二弾日本到着」（中国第二批救援物资运抵日本）という説明のある13×18の写真（新華社記者撮影）を載せるとともに、右下に「日本東電初めて原子炉の压力容器損傷の可能性に言及」（日东电首次提及反应堆压力容器受损可能性）という見出しの記事「新華社東京3月28日電」を掲載した。

また、12面の「自動車広場」（汽车广场）に「日本の地震中国の車市場の危機と契機を誘発」（日本地震引发中国车市危机与契机）という見出しの「人民網」からの記事を掲載している。

3月30日 5面（国内・国際） 日本大地震確認11168人遇难  
中の上中（21×18） 我駐日使館確認又有一名中国公民遇难

30日の紙面は5面に「中国の小さな商品が日本の被災地を遙か支援」（中国小商品驰援日本灾区）という説明のある13×18の写真（新華社記者撮影）を載せるとともに、その下にいずれも「新華社東京3月29日電」で「日本の大地震で犠牲者11168人確認」（日本大地震確認11168人遇难）という「大見出し」と「わが駐日大使館中国公民の犠牲者1名をまた確認」（我駐日使館確認又有一名中国公民遇难）の「中見出し」をつけた記事を掲載している。

3月31日 5面（国内・国際） 日本福島第一核电站将报废  
左の下（8×6）

31日の紙面は5面左下隅に「日本の福島第一原子力発電所廃炉へ」（日本福島第一核电站将报废）という見出しで「新華社東京3月30日電」1本が掲載されている。

4月1日 5面（国内・国際） 中国第三批援日救灾物资启运  
右の上（3×11）  
左の下（6×6） 中国军用核设施处于安全状态

1日の紙面は5面の右上に日本の教科書検定についての中国外交部の「厳正な申し入れ」（严正交涉）の下に「中国第三弾の日本支援救災物資出発」（中国第三批援日救灾物资启运）という見出しの「新華社北京3月31日電」と左下隅に「中国軍用核施設安全状態にある」という見出しで「軍用核施設に全面的検査を実施したが、中国軍用核施設安全状態にある」とするとともに「核安全急救援隊が組織され」ていることを国防部のスポークスマンが明らかにしたことを伝える「新華社北京3月31日電」が掲載されている。

4月2日 4面(国内・国際) 大灾面前见真情 危难之际写忠诚—日本大地震劫难中  
 中の上中(21×29) 中国驻日外交人员群像  
 中の下(25×20) 核电站抢修工作蹒跚前行  
 地下水海水牛肉受波及

2日の紙面は、4面中央上に新華社記者の「大災害を前に本当の気持ち見られる、危難のときに忠誠を書く—日本の大地震災害の仲における日本駐在中国外交官群像」(大灾面前见真情 危难之际写忠诚—日本大地震劫难中中国驻日外交人员群像)と題する「新華社北京4月1日電」の記事と日本の自衛隊のヘリコプターが給油している13×19の写真(新華社/共同)をはさみ、「新華社北京3月31日電」の「原子力発電の応急修理遅々として進まず 地下水海水牛肉へ波及」(核电站抢修工作蹒跚前行 地下水海水牛肉受波及)という見出しが付けられた記事を掲載し、報道している。

4月3日 4面(国内・国際) 日本核电站一污水泄漏源找到  
 右の上(8×11) 地震海啸已确认 11938 人遇难

3日の紙面では、「日本の原子力発電所の汚水漏洩源みつかると」(日本核电站一污水泄漏源找到)と「地震津波で11938人犠牲を確認」(地震海啸已确认 11938人遇难)いずれも「新華社東京4月2日電」で伝えられている。

4月4日 6面(環球時訊) 放射性污水未堵住  
 中の上中(26×19) 核泄漏可能持续数月  
 中の下(7×19) 我国内地 31 个省区市  
 监测到极微量放射性物资  
 不会对我国环境及公众健康造成危害

4日の紙面は、6面中央に「日本の核漏洩に注目」(关注日本核泄漏)という小見出しをつけて「放射性污水止めることができず 核漏洩は恐らく数ヶ月持続」(放射性污水未堵住 核泄漏可能持续数月)という見出しの「新華社東京4月3日電」の記事に、自衛隊員が犠牲者に合掌している8×5の写真と二人の老人が避難住民の車両に手を振る22×13の写真、いずれも(新華社/共同)をつけ、その下に「新華社北京4月3日電」で「わが国内地31个省区市極めて微量の放射性物質を監測」(我国内地31个省区市监测到极微量放射性物资)という大見出しと「わが国の環境および公衆の健康に危害を与えない」(不会对我国环境及公众健康造成危害)という小見出しをつけた記事を掲載している。

4月5日 6面(環球時訊) 日本处理放射性污水有排有栏  
 中の中(25×20) 大难当前, 日本会否产生联合政权

6面に「日本放射性污水处理に排出と塞き止」(日本处理放射性污水有排有栏)と「大きな困難を前に、日本に連合政権が誕生するか」(大难当前, 日本会否产生联合政权)という見出しをつけた「新華社東京4月4日電」の2本の記事とその記事の左下に米国ゼネラルエレクトリック社の首席執行官と海江田経産相が握手をしている12×6の写真(新華社/AFP)を載せている。

4月6日 5面（国内・国際） 东电确认污水泄漏途径  
左の下中（13×26） 污水去路问题依然挠头

5面の下段に「日本の核漏洩に注目」という小見出しの下で「東電污水漏洩のルートを確認」（東電確認污水泄漏途径）、「汚水の行く先問題依然として悩ます」（污水去路问题依然挠头）という見出しの「新華社東京4月5日電」の記事に賠償問題について語る東電副社長の9×13の写真（新華社発関賢一郎撮影）をつけて報じている。

4月7日 6面（国内・国際） 法国要求日本 处理放射性污水加大透明度  
左の中（8×6）

6面左中に「新華社パリ4月6日電」で「フランス日本に放射性污水处理に透明度をより大きくするよう求める」という見出しをつけた記事1本だけを掲載している。

4月8日 6面（環球時訊） 核电站注氮顺利 地震或致新隐患  
中の中（18×18）

6面に「原子力発電所窒素注入順調 地震は新しい問題をもたらすか」という見出しの「新華社北京4月7日電」1本と韓国市民が「放射線の雨」を恐れている様子を写した15×8の写真（新華社発・朴真熙撮影）で報じている。

4月9日 4面（国内・国際） 外交部发言人表示 希望日方采取切实措施保护海洋环境  
左の下（20×7） 两座核电站余震中现险情 日政府企业采购福岛蔬菜

4面に「外交部スポークスマン、日本側は着実な措置を講じて海洋環境を保護するよう望む」（外交部发言人表示 希望日方采取切实措施保护海洋环境）、「二つの原子力発電所余震の中で危険な状態に 日本政府企業福島野菜を購入」（两座核电站余震中现险情 日政府企业采购福岛蔬菜）という見出しの「新華社北京4月8日電」と「新華社東京4月8日電」が掲載されている。

4月10日 4面（国内・国際） 我国加强对日食品农产品进口限制  
左中の上（5×26）

4面に掲載された「わが国対日食品農産品の輸入制限強化」（我国加强对日食品农产品进口限制）という見出しの「新華社北京4月9日電」1本だけである。

4月11日 東日本大震災・福島原発事故関連記事なし

4月12日 7面（環球時訊） 日本经济遭多重打击 复苏前途多舛  
左中の中（10×24）  
12面（自動車広場） 产销喜忧参半 日本地震影响不可低估  
中の中（14×18）

東日本大震災発生1ヶ月に当たる前日11日は関連記事が無かったが、12日の紙面は、1ヶ月を振り返る「新華社東京4月11日電」の「日本経済多重の打撃にさらされ、回復の前途多難」という

見出しをつけた新華社記者の「総述」(综述)を掲載した。

また、12面の「自動車広場」(汽车广场)には「騰訊汽車」(腾讯汽车)からの「生産販売悲喜こもごも 日本の地震の影響低く見積もってはならない」と題した記事が転載されている。

4月13日 7面(環球時訊) 温家宝同日本首相菅直人通电话  
右の上中(37×11) 福島核电站事故提高至7级  
日本福島县发生6.3级地震  
日本大地震后已发生408次5级以上余震  
日本核电站事故严重性“跳级”  
福島首次检测出放射物质“铯”

13日の紙面は、7面右上に「日本の核漏洩に注目」(关注日本核泄漏)という見出しの下、4月12日に東電が公表した4号機の火災の11×11の写真(新華社/AFP)を間に挟み、「温家宝菅直人日本首相と電話」(温家宝同日本首相菅直人通电话)が「新華社北京4月12日電」、その他の「福島原子力発電所事故レベル7に引き上げ」(福島核电站事故提高至7级)、「日本の福島県でM6.3の地震発生」(日本福島县发生6.3级地震)「日本の大地震後すでに408回のM5以上の余震発生」(日本大地震后已发生408次5级以上余震)、「日本の原子力発電所事故重大性『アップ』」(日本核电站事故严重性“跳级”)「福島で初めて放射性物質『ストロンチウム』検出」(福島首次检测出放射物质“铯”)という見出しがつけられ、「新華社東京4月12日電」の3本の記事で伝えられた。

4月14日 東日本大震災・福島原発事故関連記事なし

4月15日 6面(環球時訊) 日本決定成立放射物影响评估工作组  
右の中(5×12)

15日の紙面は6面の「日本放射性物質影響評価活動グループ設立決定」(日本決定成立放射物影响评估工作组)という見出しの「新華社東京4月14日電」記事1本だけであった。

4月16日 4面(国内・国際) 大地震致福島等地大范围地面沉降  
右の上(16×8) 东京电力公司将先行发放临时赔偿6亿美元

16日の紙面は、4面にいずれも「新華社東京4月15日電」で「大地震が福島などの地方で広範囲の地盤沈下をもたらす」(大地震致福島等地大范围地面沉降)という見出しの記事と「東京電力先行して臨時賠償6億米ドルを払う」(东京电力公司将先行发放临时赔偿6亿美元)という見出しの記事が掲載されている。

4月17日 東日本大震災・福島原発事故関連記事なし

4月18日 6面(環球時訊) 日本的“原子能村”  
右の上中(23×9)

6面右上に「記者手記」として「日本の『原子力村』」と題する「新華社東京4月17日電」の記

事を掲載し、日本の「商官学」一体の原子力発電事業について紹介している。

4月19日 6面（環球時訊） 日推定福島核电站反应堆燃料熔毀  
中の中（4×20）

19日の紙面は、6面に「新華社東京4月18日電」で「日本福島原子力発電所の原子炉燃料が溶解したと推定」（日推定福島核电站反应堆燃料熔毀）という見出しの記事1本が掲載されている。

4月20日 6面（環球時訊） 机器人检测2号机组辐射量失败  
中の上中（26×18） 东电公司转移高放射性污水

6面中央に「日本の核漏洩に注目」（关注日本核泄漏）という見出しの下、ロボットが2号機で作業中の14×18の写真（新華社／AFP）を間に挟み、上に「ロボット2号機で放射線量を観測失敗」（机器人检测2号机组辐射量失败）という見出しの「新華社東京4月19日電」の記事と下には「東電高濃度放射性污水移動」（东电公司转移高放射性污水）という見出しの同じく「新華社東京4月19日電」の記事を掲載した。

この4月20日以降、新疆日報は複数日連続して、東日本大震災と福島原発事故関連の記事を載せなかったため、この日をもって紙面の時系列的分析を終える。

### おわりに

筆者の関心の所在は新疆日報が新華社を中心とする主流メディアの伝える情報以外に、中国の核実験場があった新疆の特殊性を反映させた独自の情報をニュース（報道）または論評（意見）として伝えたかにあったが、結論は本文で述べてきたように、調査対象期間とした2011年3月12日から4月20日までに、食塩買いあさりパニックに関連したニュース以外、新疆日報独自の関係報道は皆無であり、掲載された写真を含めてすべて新華社の配信した記事であった。すなわち、新華社という「中央」によって流される情報を忠実に報道し、輿論誘導をしてきたのが新疆日報であった。

本稿は(1)東日本大震災発生からの初期報道（3.12-3.16）、(2)「日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝方案について」作成後（3.17-3.22）、(3)遼寧省盤錦市興隆台区興隆街道「日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知」下達後（3.23-4.20）の3期に分けて新疆日報を時系列的に分析してきたが、その区分の起点とした「日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝方案について」（未公開）と遼寧省盤錦市興隆台区興隆街道が下達した「日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知」による顕著な影響は検出できなかった。

それは省一級の党の機関紙として最初から中央の指示に従った結果だろうと考えられる。そして、それを証明するのが東日本大震災と福島原発事故について、新疆日報はその第一報から一貫して新華社の記事を使い、東日本大震災前日の3月10日に発生した雲南盈江地震と常にセットで3月20日まで報道してきたことである。もちろん、「日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知」には「雲南盈江の地震救災に対する宣伝報道を強



化」せよとの指示があったが、それが下達された<sup>(5)</sup>3月22日以前から、新疆日報はそうしていることから、3月16日に作成された「日本の原子力発電所事故対応ニュース宣伝方案について」に同様の内容と新華社の記事に準拠する指示があったであろうことが想像される。

具体的な時系列の紙面づくりについては、3月15日の紙面において胡錦濤国家主席の天皇へのお見舞い電報、および温家宝首相の全人代閉幕に当たっての記者会見での言及など中国首脳の東日本大震災に対することばが初めて伝えられた。

17日の紙面では16日に開催された国務院常務会議で温首相が中国の原子力発電の安全問題について4点の指示を出したことが伝えられた。

また、新疆日報は食塩買いあさりパニックが発生してからの3月18日、19日、20日の3日間に関連報道を集中させた。その3日間のうち、1面に関係記事を掲載した19日の紙面は食塩の価格引き上げを行った違法者に充分「警告」の役割を果たしたといえ、パニックの沈静化にその機能を果たしたといえよう。そして、20日の紙面では「国家核事故協調委員会発表」などを大きく扱い、「核漏洩」問題について集中して報道した。

さらに、3月24日の紙面に掲載された新華社記者が共同で作成した「日本の大地震災難警鐘録」(日本大地震劫難警示录)と題する長大な記事はその小見出しにあるように「日本の大災難は人々に警鐘を鳴らしている:」(日本大劫難警示人们:)として5項目の教訓を示した。そこには新華社記者が日本の東日本大震災とそこから生じた福島原発事故を報道することを通じて得た教訓が示されており、彼らの論評(意見)の総括だといえる。そして、それは新疆日報も共有する認識だといえ、この新華社記者の記事の掲載は新疆日報にとっての一つの節目であった。

当初から雲南盈江地震とセットで報道されてきた中で、こうした中国首脳の電報と発言が掲載された3月15日、17日の紙面の国務院常務会議における温首相の4点の指示、食塩買いあさりパニックが発生してからの18、19、20日の3日間および「日本の大地震災難警鐘録」が掲載された24日が新疆日報の東日本大震災と福島原発事故関連報道の四つのピークであったといえよう。

また、前掲の拙稿で明らかにした『求是』にみられた原発安全性輿論誘導については、新疆日報においては3月28日に掲載された中国科学技術界の「科学知識普及活動」の一環としての「新華視点・焦点対面」(新華视点・焦点面对面)「日本の核漏洩はわが国公衆の健康に影響があるかないか」(日本核泄漏对我国公众健康有无影响)という見出しの記事がそれに相当するものであり、これ以外には原子力発電の安全性についての輿論誘導は特に見られなかった。

さらに、福島原発事故を受けて、「国家核事故応急協調委員会」が「権威ある発表」(权威发布)として3月17日から新華社を通じて毎日関係情報を提供してきたが、新疆日報はその新華社電を3月19日、20日、27日と4月4日の紙面に掲載しただけであり、強い関心を示さなかった。

そして、特筆できるのが文字による記事と写真とのアンバランスである。時系列的に概観してきた掲載写真を一覧表(下記)にすると明らかなように、写真は圧倒的に「中国救援隊」の動向と「中国公民」の行動に関心が示されてきた。文字では連日地震と津波による被災状況の情報も提供されてきたにもかかわらず、その写真は3月24日になって始めて掲載された。さらに、福島原発の惨状については4月13日の火災と20日のロボットの作業を映し出した写真の掲載はあったものの、水蒸気爆発後の写真など原発の被災をはっきりと示す写真は一切掲載されなかった。これは原子力発電に「懐疑的」になるような視覚に訴える情報を提供しなかったことを示めており、中央

の指示に従った結果によるものであろう。

日付	写真内容	面積 (cm×cm= 平方 cm)
3.15	中国救援隊活動開始	13×12=260
3.16	中国救援隊の日本での活動	13×19=249
3.17	青島に帰着した中国公民	7×12=204
3.19	関西空港で出国を待つ人々	8×8=64
	ニュージーランドでの追悼会	9×8=72
3.20	福島放射線検査	13×19=249
	新潟空港で搭乗手続きをする華人	9×19=171
3.21	中国救援隊活動終了	12×15=180
3.22	中国救援隊北京帰着	13×19=247
3.24	民家を襲う津波	12×19=228
	倒壊した家屋の前にたたずむ親子	10×14=140
	破壊された漁船のそばの歩行者	10×14=140
3.25	仙台の町	8×12=96
3.29	第2次支援物資日本着	13×18=234
3.30	中国の小物商品被災地を支援	13×18=234
4.2	給油する自衛隊ヘリコプター	13×19=247
4.4	自衛隊員犠牲者に合掌	8×5=40
	避難車両に手を振る二人の老人	22×13=286
4.5	米GE社幹部と握手する海江田経産相	12×6=72
4.6	賠償について語る東電副社長	9×3=27
4.8	「放射能の雨」を恐れる韓国市民	15×8=120
4.13	福島原発4号機火災	11×11=121
4.20	ロボット2号機で作業	14×18=252

上述した分析結果は新疆ウイグル自治区の現実を如実に反映しているといえるだろう。すなわち、首都北京から遠く離れているにもかかわらず、また、そうであるからこそ「中央」と完全に軌を一にすることが求められるのであり、その党機関紙新疆日報は新疆ウイグル自治区という特殊性や地域性を反映するのではなく、中央の忠実な代弁者として存在するのである。

最後に、上述してきた新疆日報の報道を相対化するためには人民日報はもとより、他の省、直轄市、自治区などの同級の党機関紙との比較も必要であったが、本稿の目的がかつての核実験場であった中国の「西部地区」=新疆ウイグル自治区の党機関紙の新疆日報がその地域的特殊性から独自の情報を提供するのではないかという問題意識の下での検証にあったため、これらの作業はここでは除外した。

## 注

- (1) 前掲論文「中共中央機関誌『求是』に見る原発安全性輿論誘導」
- (2) 高田純『中国の核実験—シルクロードで発生した地表核爆発災害』医療科学社 2008年7月14日 なお、高田氏はNHKに対し「核ハザードの危険を隠してきたNHKシルクロード番組に関する公開質問状」(平成21年6月6日付け)を出し、「NHKシルクロード取材班は1980年の最初の現地取材から、そうした楼蘭遺跡周辺での中国共産党の核実験の存在を知っていた」にもかかわらず、「NHKは危険な核爆発が継続する1996年まで、その事実を報じなかったため、それを知らない日本人およそ27万人が現地の核の砂漠と周辺を観光してしまった」ため被災の可能性があるとし、「1)シルクロードでの中国の核爆発の事実をNHKとして公開し、2)日本国民全体に謝罪すべきと思います。また、3)現地への観光を誘導している危険なシルクロードロマンビデオの販売を早急に中止すべきです。さらに、4)こうした危険番組を制作した責任者を処分すべきです。」と指摘し、3週間以内での回答を求めた。これに対し、NHKは「NHK大型企画開発センター長 佐藤幹夫」名で平成21年6月24日付けで回答を寄せ、「NHK特集 シルクロード」の意義を述べるとともに「この番組の撮影を行った場所が、核実験によって放射能によって汚染された危険地域だったという認識は、放送当時から現在も持っておりません。」と答えている。(日本シルクロード科学倶楽部 <http://junta21.blog.ocn.ne.jp>)
- (3) 新疆日報は中共新疆ウイグル自治区委員会機関紙で漢文版が1949年12月6日、ウイグル文版とカザフ文版が1950年1月1日、モンゴル文版が1950年8月1日に創刊され、4言語で発行されている。現在の4言語あわせての総発行部数は123900部であり、発行部数の最高時は1967年の34万部余りであった。(百度)2011年の新疆ウイグル自治区の人口が2181.3万人(天山网 <http://www.tianshannet.com> 2011年08月09日)であることから計算すると、新疆日報はおよそ182人に1部ということになる。
- (4) 新疆日報が掲載した東日本大震災についての新華社電の第一報は次の通り。  
 据新华社东京3月11日电 据美国地质勘探局报告,当地时间14时46分(北京时间13时46分),日本发生里氏8.8级地震,震中在宫城县仙台市以东约130公里处的海中,震源深度24公里。该地区随后又发生较强余震。地震及其引发的海啸迄今已造成至少500人死亡,大量人员受伤或失踪。  
 (日訳) 新華社東京3月11日電によると、アメリカ地質調査所の報告によれば、現地時間14時46分(北京時間13時46分)、日本でマグニチュード8.8の地震が発生、震央は宮城県仙台市以東約130キロの海中、震源の深さは24キロである。当該地域ではその後割りと強い余震も発生している。地震およびそれによって引き起こされた津波で現在まで少なくとも500人が死亡し、多くの人が負傷あるいは行方不明になっている。
- (5) 拙稿「福島原発事故をめぐる中国の社会危機対応と輿論誘導」公益財団法人新聞通信調査会『大震災・原発とメディアの役割—報道・論調の検証と展望』2013.1.10 pp.172-180

关于进一步做好日本地震、海啸灾难新闻报道和舆论引导工作的通知

各社区党组织:

日本地震、海啸灾难是当前全世界关注的焦点,特别是福岛第一核电站发生核事故,对世界的震动很大,其影响不容低估。对此,省、市、区等相关部门采取有力措施,积极加强舆论引导,组织协调各新闻媒体正确把握报道口径,及时满足了群众的信息需求,体现了媒体的公信力。根据市有关部门和区委、区政府意

見，现对下一步新闻报道和舆论引导工作提出如下要求：

一、有关福島第一核电站事故的报道要发布权威信息，介绍有关知识。我国群众十分关注核事故对我国的影响，各社区负责宣传报道的一定要及时发布国家核事故应急协调委员会的权威信息，特别是对核辐射、核污染的监测信息。及时介绍核危害、核辐射的有关知识，准确传达权威专家的解释，避免片面炒作核辐射风险造成不必要的恐慌。

二、积极报道省、市、区关于稳定食盐等市场和价格的举措及效果。针对我区一些地区不同程度发生抢购食盐的热潮，积极报道区有关部门规范市场价格秩序、保障食盐市场供应、满足群众生活必需品消费需求的措施和成效，加强正面引导，促进社会和谐稳定。

三、全面反映我国对核电站、核设施安全的高度重视。要及时报道中央对我国核电站、核设施安全的高度重视和采取的各项措施，为我国核电事业发展提供舆论支持。不要炒作，更不要质疑我国核电站安全问题。

四、注意统筹各项宣传报道任务。要加强对学习贯彻全国“两会”精神的报道，集中宣传解读“十二五”规划纲要的指导思想、主要目标、战略重点和重大举措，形成规模、形成声势。不可把目前宣传报道工作定位为日本救灾工作，更不要把日本救灾工作与我国抗震救灾工作进行不恰当对比、挂钩，要加强对云南盈江地震救灾的宣传报道，启动策划汶川地震三周年的报道工作。

五、加强管理，严肃纪律。要加强对错误言论和有害信息的管理。报道要以正面宣传为主，重要信息以新华社、中央电视台刊播的报道为准。科学引导个别地方发生的抢购部分商品及少数人的不当言论。对突发问题及社会现象要慎重报道，拿不准的问题要及时请示。

兴隆街道

2011年3月22日

<http://shequ.nen.com.cn/10036/100708/2011322/1300756994798.shtml>

(日訊)

日本の地震、津波災害ニュース報道と輿論先導工作をより一層うまく行うことに関する通知

各社区党組織

日本の地震、津波の災難は当面全世界が注目している焦点であり、特に福島第一原子力発電所で核事故が発生したことは、世界に対する衝撃が大きく、その影響を低く見積もってはならない。これに対し、省、市、区などの関係部門は有力な措置を講じて積極的に輿論先導を強化し、各報道メディアを組織調整し報道の切り口を正しく把握させ、適時に大衆の情報要求を満足させ、メディアの信頼力を体現している。市関係部門と区委、区政府の意見に基づき、いま次の段階のニュース報道と輿論先導について下記の要求を提起する。

一 福島第一原子力発電所事故に関する報道は権威ある情報を公表し、関係知識を紹介しなければならない。わが国の大衆は核事故のわが国に対する影響にたいへん注目しているので、各社区の宣伝報道の責務を担っているものは必ず国家核事故应急協調委員会の権威ある情報、特に放射線、核汚染に対する観測情報を適時に公表しなければならない。適時に核の害、放射線に関する知識を紹介し、正確に権威ある専門家の解釈を伝え、放射線のリスクを一面的にかきたてることでもたらされる不必要なパニックを回避しなければならない。

二 積極的に省、市、区の食塩などの市場と価格を安定させることに関する措置と効果を報道する。わが区の一部地域で程度の差はあるが食塩を買いあさる動きが発生していることに対し、積極的に区関係部門の市場価格秩序を規範化し、食塩市場の供給を保障し、大衆の生活必需品消費の需要を満足させる措置と効果を報道し、正面の先導を強化し、社会の和諧と安定を促進する。

三 全面的にわが国の原子力発電所、各施設の安全に対する高度な重視を反映する。適時に中央のわが国の原子力発電、核施設の安全に対する高度な重視と講じている諸措置を反映し、わが国の原子力事業の発展のために輿論の支持を提供しなければならない。かきたててはならないし、なおのことわが国の原子力発電の安全問題に懐疑的になってはならない。

四 注意して諸宣伝報道任務を統括する。全国「二つの会議」の精神を学習貫徹していることに対する報道を強化し、集中して「12次五ヵ年」規画綱要の指導思想、主要目的、戦略的重点および重大措置を宣伝解説し、規模を形成し、勢いを形成しなければならない。当面の宣伝報道活動を日本の救災活動に位置づけてはならないし、なおのこと日本の救災活動をわが国の地震に対する救災活動と不適當な対比、結びつけを行ってはならず、雲南盈江の地震救災に対する宣伝報道を強化し、汶川地震三周年の報道活動を起動計画しなければならない。

五 管理を強化し、規律を厳格にする。誤った言論と有害な情報に対する管理を強化しなければならない。報道は正面の宣伝を主としなければならない。重要情報は新華社、CCTVの発する報道を基準にしなければならない。個別の地方で発生した一部の商品買いあさりや少数の者の不適當な言論を科学的に先導する。突発問題および社会現象に対しては慎重に報道し、はっきりできない問題については適時指示を仰ぐこと。

興隆街道

2011年3月22日

## インターネット調査の国際標準化と品質の向上<sup>®</sup>

島崎 哲彦\*

### 1. はじめに

社会調査、特に定量的手法や実験は、1930年代以降のアメリカで研究・発展し、第二次世界大戦後、日本にも導入され、大いに活用されてきた。今日では、社会科学分野の研究の実証手段として用いられるほか、多くの発展途上国も含めて、官公庁による基礎データ収集や政策研究の手段として、マス・メディアによる世論動向の把握の手段として、企業によるマーケティング戦略立案のための情報入手手段としてなど、広範な領域で活用されている。これらの調査手法は、各国の社会状況や法制度の差異、さらには調査の普及状況の違いもあり、標準化された手法が確立されていなかった。また、インターネット調査の世界的普及の中で、パネルの<sup>(1)</sup>構築に関する問題点が露呈したり、調査に替えてビッグデータを<sup>(2)</sup>利用しようとする動きが活発になるなど、近年、調査手法の妥当性と得られたデータの信頼性が問われるようになってきた。

他方、産業社会ではヨーロッパ主導の下、産業界のさまざまな局面における品質水準の国際的維持を目指して、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）によって国際標準が確立されてきた。これらの国際標準は産業界のみならず、各国の官公庁サービス等にも採用されるに至っている。

この国際標準化機構が、「マーケティング・リサーチ、世論調査、社会調査」についても調査一般の国際標準である ISO20252 と、パネル調査の国際標準 ISO26362 を<sup>(3)</sup>制定している。この ISO に適合した調査を実施したい調査機関は、第三者機関によって ISO の認証を受けるのが通常であり、日本では（公財）日本適合性認定協会によって認定された（一社）日本能率協会が調査機関に対する認証を行っている。ISO20252 について世界の第三者認証の状況をみると、2011年9月現在、ヨーロッパでイギリス 72 社、スペイン 15 社、フィンランド 11 社、スウェーデン・ノルウェー・デンマーク・フランス・ドイツ・オーストリアの 6 カ国で計 25 社のほか、オーストラリア約 100 社、ニュージーランド 40 社等となっている。なお、ヨーロッパ主導の ISO の制定、普及に何かと抵抗を示してきたアメリカでも 8 社が<sup>(4)</sup>取得しているが、2010年に ISO20252 を導入した日本では、取得調査機関は未だ 4 社に過ぎない。

これらの調査の ISO の制定・普及の背景には、国際標準化機構の ISO 拡大戦略もあるが、グローバル化の進展の中、国や地域を越えてやりとりされる情報の重要性が増し世界各国間で調査の受発注が<sup>(5)</sup>活発化する一方、世界の調査における各国の品質の格差や、急速に普及するインターネットを用いたパネル調査のパネル構築・運用に関する問題点が明らかになってきたためであると<sup>(6)</sup>考えられる。なお、ISO によってパネル調査の国際標準として ISO26362 が制定されイギリスなどで普及しているが、日本では未だ導入されていない。

---

\*しまざき あきひこ 東洋大学大学院社会学研究科客員教授 日本大学法学部 講師／新聞学研究所客員研究員

そこで、本稿では社会調査の品質上の問題点についてインターネット調査を中心に検討し、品質向上のために必要とされる諸問題について論じる。

## 2. 社会調査の目的と種類

社会調査の定義は、確立されたものではないが、実際の社会的場面における人間行動に関するデータを収集し、それを解析して人間行動を記述し、因果関係を説明しようとするものであるといわれている<sup>(7)</sup>。

この社会調査は、調査目的、調査対象とその選定方法、データの収集方法、分析手法などによってさまざまに分類できる。まず、調査目的が量的把握を目指すのか、質的把握を目指すのかによって、表1に示すように定量調査と定性調査に大別される<sup>(8)</sup>。

表1 調査の目的別種類

<p>1. 定量的手法 対象の傾向の量的把握を目指す手法。</p> <p>(1) 悉皆調査（全数調査） 属性などによって限定された調査対象集団を構成するすべての調査単位を調査する。</p> <p>(2) 標本調査 調査対象集団（母集団）から一部の調査単位（標本）を抽出して調査し、その調査結果から母集団の傾向を推計する。</p> <p>2. 定性的手法 対象の行動・態度やその結果としての現象の背景にある構造の質的把握を目指す手法。</p> <p>* [島崎、大竹（2013）：9-10] を加筆・修正</p>
---

定量的手法は調査対象集団（母集団）の量的傾向の把握を目指すものであり、その手法を保証する裏付けは統計学である。調査対象集団を構成する調査単位のすべてを調査対象とする悉皆調査は、調査の結果から母集団の姿を記述する記述統計を用いるのに対して、調査単位の一部（標本）を抽出して、その調査結果から母集団の傾向を把握しようとする標本調査は、推測統計を用いることとなる<sup>(9)</sup>。標本調査の場合、抽出された標本の姿は母集団の姿に近似していなければ、調査の結果から母集団の姿を推計することはできない。そこで、母集団から標本を抽出するにあたっては、調査者の意思が入らない抽出法を用いて無作為標本を抽出しなければならない（図1参照）<sup>(10)</sup>。

他方、定性的手法は調査対象者の行動や態度などの背景にある質的構造の把握を目指すものであり、個々の対象者はそれぞれ1つずつの事例である。調査対象者の選定にあたっては、母集団を規定せず、調査者が調査目的の解明に最適と考えるものを有意に抽出することとなる。したがって、調査対象数、即ち事例数を数多く積み重ねても、推計する母集団が存在せず、有意抽出故に母集団推計もできない<sup>(11)</sup>。

定性的手法は、統計学を裏付けとする定量的手法とは異なり、手法を裏付けるものは経験である。得られた情報の分析手法としてはKJ法<sup>(12)</sup>などがあるが、個別面接法、デプス・インタビュー、グループ・インタビュー、参与観察法などいずれも実施段階の優劣を左右するのは経験である<sup>(13)</sup>。

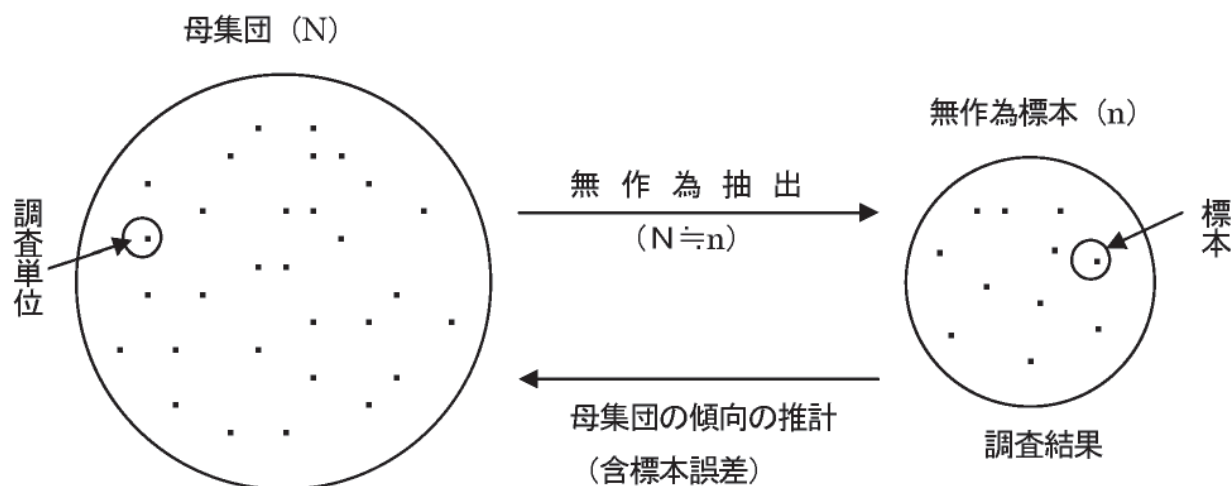


図1 標本調査における標本抽出と母集団推計の構造

### 3. インターネット調査の問題点

予め調査の対象者となることを許諾した者を集めた集団をパネル (panel) と呼び、このパネルに対して、時間をおいて複数回調査を行う手法をパネル調査 (panel Study) という。日本では、モニター調査と呼ぶことも多い。<sup>(14)</sup>

このパネル調査は、インターネットの商用化開始に伴って、世界的にインターネットを利用するようになり、日本でも1992年のインターネット商用化以降、1990年代後半からインターネットによるパネル調査が急速に増加してきた。一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の会員社調査によれば、2012年度に同協会会員社が受注した調査売上額のうち30%強がインターネット調査である。<sup>(15)</sup> インターネット／オンライン調査の割合は、近年漸増傾向を示している。<sup>(16)</sup><sup>(17)</sup>

この現行のインターネットを利用したパネル調査には、いくつかの重大な問題がある。ここで、その問題点を検討しておく。

#### (1) インターネット・パネルの母集団規定と標本の代表性に関する問題点

まず、インターネット・パネルの定量調査としての利用について検討する。インターネットを利用したパネル調査は、母集団を構成する調査単位のすべてを調査対象とする悉皆調査ではなく、一部の調査単位を対象とする標本調査の形態をとっている。多くのインターネット・パネルは、パネル構築にあたってインターネット上でパネル参加者を募集している。パネル構築は、募集のホーム・ページの閲覧の有無と、閲覧者のパネル応募の意思による。このようにして構築されたパネルは、母集団が規定されておらず、パネル構成員は無作為標本ではなく、有意標本であるといえる。

このパネルを対象とした調査の結果から推計する母集団は存在せず、存在したとしても、有意抽出故に、母集団の傾向を推計することはできない。

次に、インターネット・パネルの定性調査としての利用について検討する。現行の多くのインターネット・パネルの構成員は、前掲のように有意抽出されたものであり定量調査の標本としては扱えないが、個々調査対象者を事例として扱うことは可能である。したがって、定性調査の対象とすることはできるが、ただし、下記(3)にあげるパネル運用の問題をク



リアする必要がある。

## (2) 回答率の視点からみたインターネット・パネルの問題点

現行の多くのインターネット・パネルの構築方法では、前掲のとおり、母集団が規定されておらず有意抽出であるのだから、母集団推計はできない。したがって、パネル構成員の調査回答率は問題にするにあたらないと考える向きもあろう。しかし、どれだけ多くの回答者を集めても、現行のインターネット・パネルを利用した調査のように調査回答率が低く、なおかつ、調査の度に回答者の多くが異なった対象者となると、同一質問の回答傾向が調査ごとに異なる傾向を示し、時系列の傾向変化を捉えることも困難になる。

## (3) パネル構成員に対する調査回数の問題点

パネルを構成する対象者に繰り返し調査を実施し続けると、度重なる調査経験によって、本人が意識する、しないにかかわらず行動や意識に変化が生じ、そのことが調査の回答に影響を与えることがある。このような対象者の学習効果を排除しなければ、調査結果の品質を保つことはできない。<sup>(18)</sup>

現行の多くのインターネット・パネルの運用では、個々の対象者に対する調査実施回数に制約を設けておらず、さらに調査実施間隔にも制約を設けていないものが多い。なかには、1週間に何回も調査に回答している対象者がいる。

定量調査、定性調査にかかわらず、調査結果の品質の維持を考えると、調査実施回数と調査実施間隔に対する制限は是非とも必要である。

## (4) パネル維持のための方策からみたインターネット・パネルの問題点

パネル調査の品質維持のためには、学習効果に配慮して、調査経験が一定回数に達したパネル構成員を入れ替える必要がある。同時に、調査協力が極端に少ない構成員も入れ替えないと、パネル全体の調査回答率が低下してしまう。

また、度重なる調査経験で嫌気がさし調査に回答しなくなったり、調査地域が限定されたパネルでは地域外に転居したりで、パネルの構成員は減少する。

パネルを維持していくためには、構成員の入替え、補充が必須である。もちろん、パネルの補充者も無作為抽出されたものでなければならない。<sup>(19)</sup>

現行のインターネット・パネルでは、このような必要とされる対策をとっておらず、単にインターネット上で大量のパネル構成員を集め、多くの調査回答者を得ているに過ぎない。

## 4. ISO20252 と ISO26362 の認証方法

前掲のように国際間での調査の実施が活発化する一方、各国間の調査環境と調査手法の差異、その結果としての調査品質の格差の問題を背景に登場したのが、ISO による調査の国際標準である。

国際標準の中でもっとも有名なものは、製品を製造する組織を認証する ISO9001 である。ISO9001 の認証を受けた組織の工程で製造された製品は、すべて ISO9001 の規格に合致したものと評価される。

他方、調査一般の国際標準である ISO20252 とパネル調査の国際標準である ISO26362 は、ともに組織認証ではなく、製品認証である。製品認証であるから、調査の ISO の認証を受けた調査機関であっても、調査の製品ごとに ISO の規格に則した調査であるか、ISO 規格外の調査であるか

を選択できる。<sup>(20)</sup>もちろん、ISOの標準に則した製品はその要求に合致したものでなければならない。

調査のISOは、定量調査、定性調査ともに対象としている。日本におけるISO20252の認証区分は、表2に示すとおり、「A. 調査員訪問型定量調査」、「B. 調査員介在型定量調査」、「C. 調査員非介在型定量調査」と「D. 定性調査」に分かれ、さらに「P. 定量調査（のデータ収集のみ）」、「Q. 定性調査（のデータ収集のみ）」を含めて、計6区分となっている。ISO20252はSNS（Social Networking Service）などのビッグデータからのデータ収集・分析も対象としており、<sup>(21)</sup>「C. 調査員非介在型定量調査」に分類している。

ISO20252の有効期間は3年間であり、認証3年後に再認証が要求される。また、有効期間中も、<sup>(22)</sup>少なくとも年に1回のサーベイランスが要求されている。

ここにあげた認証区分は日本独自のものであり、各国によって異なる。

なお、パネル調査を対象としたISO26362は未だ日本に導入されておらず、日本ではスキーム、ガイドラインともに確立されていない。

表2 ISO20252の認証区分（付表1）

コード	調査の種類	認証区分の名称	認証区分の内容と調査手法
A	定量調査	調査員訪問型 定量調査	・調査員が一般家庭、小売店、事業所、医療機関等を訪問し、行う調査。 ・例えば、以下のような調査手法がある。1) 訪問面接調査、2) 訪問留置調査、3) 小売店監査調査（ストア・オーデイト調査）、4) ミステリーショッパー。1)、2)には調査員訪問型の継続パネル調査も含まれる。
B		調査員介在型 定量調査	・限定されたエリア内で管理者の監督下で調査員（電話オペレータ含む）が介在する調査。 ・例えば、以下のような調査手法がある。1) CLT、2) 来場者調査、3) 電話調査、4) 観察調査。 1)にはCAPIによるものが含まれる。2)には同様の手法で調査が行われる来街者（街頭）調査、来店者（店頭）調査、出口調査などが含まれ、これらを代表する。3)にはCATIが含まれる。4)には、来店客動線調査などが含まれる。
C		調査員非介在型 定量調査	・データ収集時に調査員が介在せず、調査対象者が所有する情報通信機器、調査対象者（宅）・調査対象店に設置した装置、調査会社の保有するシステム（仕組み）を活用し、データを収集する調査。 ・例えば、以下のような調査手法がある。1) インターネット調査（インターネット上の観察によるデータ収集を含む）、2) 郵送調査、3) 装置設置型調査。1)にはモバイル（携帯電話）調査も含まれる。3)には装置設置型の継続パネル調査も含まれ、視聴率調査、スキャンニング方式の小売店・消費者調査などが該当する。他にオートコール電話調査、FAX調査、アイカメラ購買行動調査などが含まれる。
D	定性調査	定性調査	・例えば、以下のような調査手法がある。1) グループインタビュー、2) デプスインタビュー、3) オンライン定性調査、4) エスノグラフィー調査

備考：

CLTは、Central Location Testの略。

CAPIは、Computer-Assisted Personal Interviewingの略。

CATIは、Computer-Assisted Telephone Interviewingの略。

データ収集サービスの認証区分（付表2）

コード	調査の種類	認証区分の名称	認証区分の内容と調査手法
P	定量調査	定量調査 データ収集	付表1にある定量調査に伴うデータ収集
Q	定性調査	定性調査 データ収集	付表1にある定性調査に伴うデータ収集

※ 「一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 ISO 認証協議会（2013 改定 a）：10-11」を修正

## 5. ISO20252 の品質要求の解釈

ISO20252 は、現在日本では 2006 年版が適用されているが 2012 年に改訂<sup>(23)</sup>されており、日本でも 2014 年から 2012 年版が適用されるものと考えられる。ただし、2006 年版と 2012 年版の間に、要求内容にかかわる重要な差異はない。そこで、本論では 2012 年版を用いた。

調査一般の国際標準である ISO20252 は、調査プロセスごとに、品質マネジメントと調査の専門的技術の両側面から一定の要求を行っている。調査のプロセスは、「調査の営業・企画管理」、「データの収集」、「データの管理と処理」、「調査プロジェクトの報告」に分類されている<sup>(25)</sup>。

調査プロセスごとの要求事項は詳細にわたり、膨大な量となるので、ここでは概略のみに触れておく。

まず、調査の品質マネジメントシステムの方法について、追跡可能な記録及び文書を定められた期間残すこと、調査従事者が一定の能力を有すること及び訓練を行うこと、二次契約によって外注される調査の一部の過程についても ISO20252 が適用され、かつ一次契約先の調査機関がその調査内容に対する責任を負うこと、といった一般的<sup>(26)</sup>要求が記されている。

次に、調査内容にかかわる主要な要求を「調査の営業・企画管理」の章から拾ってみる。<sup>(27)</sup>

- ① 調査発注者と調査受注者（調査機関）の調査内容に関する理解と合意。
- ② 調査機関から発注者に向けた調査プロセスの細目別を含む見積もり。
- ③ 調査機関から発注者に向けた調査プロセスの細目別の実施仕様書。
- ④ 実施仕様書には、定量調査では調査対象者に関する母集団定義、標本数、標本抽出方法など。定性調査では、対象者の人数・グループ数、募集方法、対象者の調査参加履歴による統制方法など。
- ⑤ さらに、すべての定量調査については、母集団に対する的確な代表性を有する標本を、抽出理論に則って抽出すること。
- ⑥ データ収集と処理について、データ収集（実査）の概要、調査票の長さやインタビュー時間といった実査の所要時間。定性調査の場所のタイプ、観察・監視のための施設。調査終了後のコーディング、エディティング、データ入力、ファイル作成などのデータ処理の方法。
- ⑦ 結果報告と提示では、アウトプットのタイプ、発注者への引き渡し方法。定性調査では、発言録の有無など。
- ⑧ このほか、二次データ分析についてはその出典・出所の明確化と利用目的、発注者の調査実施の立ち会いについては事前の受注者の了解と対象者の個人情報保護、プリテストの必要性の判断、受注者が一部の業務をさらに外注する場合は二次契約の説明、調査プロセスご

とのスケジュールなどの明確化と、調査員や定性調査のモデレータに対する調査内容の説明と教育や調査過程のモニタリング、発注者から得た情報と調査対象者から得た情報の秘密保持<sup>(28)</sup>、調査対象者からの苦情対応の管理<sup>(29)</sup>、実査のインスペクションなども求めている<sup>(30)</sup>。

⑨ ①～⑧の多くのことを盛り込んだ発注者と受注者の文面などによる契約の締結。

ISO20252では、これらの要求に則して実施した調査の内容と対策などについて文書で記録を残すことを求めており、この記録がISO20252の認証とサーベイランスの審査対象となる<sup>(31)</sup>。

## 6. ISO26362の品質要求の解釈

ISO26362は2009年版が<sup>(32)</sup>2012年に改訂されているが、要求内容にかかわる重要な変更はないので、本論では2009年版を用いた。

ISO26362は、パネル調査に特化した国際標準である。そのパネル調査の大半が、日本も含めて世界的にインターネットを用いた調査手法によって実施されていることは、先に述べたとおりである。

ISO26362は、パネル調査固有の要求事項を除いては、調査一般の国際標準であるISO20252に依拠している。パネルを提供する調査機関の品質マネジメントシステムにおける記録文書の作成・保存の規格、調査従事者の能力・訓練の規格、調査票における規格、二次契約による外注先の工程に対する国際標準の適用と一時契約の調査機関の外注に対する責任などである<sup>(33)</sup>。

そこで、パネルを定量調査の対象として利用するならば、前掲のISO20252における定量調査の標本抽出理論に則った抽出方法と抽出された標本の母集団に対する代表性に対する要求は、パネルの構築にあたっては適用されるものと解釈される。

このパネルの構築にあたっては、パネル供給者はパネル構成員の募集に利用した対象者リスト、複数のリストを利用した場合はそのリスト別割合などのパネル構成と、募集の方法を発注者の要求に応じて公表しなければならない<sup>(34)</sup>。また、パネル構成員については、身元確認のため氏名、住所、電話番号などの個人属性を記録しなければならないとしている<sup>(35)</sup>。パネル構成員数に家族人数を含めなければならない<sup>(36)</sup>、かつ、少なくとも直近12ヵ月間に1回以上は調査に回答していなければならない<sup>(37)</sup>。そこで、パネル構成員の調査回答率を明らかにしなければならないし、個々のパネル構成員の調査回答状況の分布も調査発注者の要求に応じて明らかにしなければならない<sup>(38)</sup>。さらに、パネルの構造は、年齢や社会経済階層を反映させる場合、その論拠を示さねばならないし、パネル構成員から一部の調査対象標本を抽出可能な構造にしなければならない<sup>(40)</sup>。パネルから一部の調査対象標本を抽出する場合、その詳細な方法と抽出された標本の調査回答履歴を発注者に報告しなければならない<sup>(41)</sup>、としている。これは、パネル構成員の調査回答回数がある種の調査では回答内容に影響を及ぼす可能性があるためである。そこで、個々のパネル構成員がどのような種類の調査に何回回答したかを記録し、適切な調査実施管理を行うことを求めている<sup>(42)</sup>。

一般的に、パネルを構築する場合、標本のパネル参加が決定した時点で、標本（パネル構成員）の属性等を調査し、データベース化する。このデータベースの項目には、パネル調査の結果の分析に必要な項目が多数含まれている。この項目についても、パネル構成員の状況変化を考慮して、少なくとも12ヵ月に1回以上の確認と更新を要求している<sup>(43)</sup>。

以上のような規格をあげた上で、パネルの品質はパネル構成員の数よりも、むしろパネル構成員

の募集方法と手続き、パネルの構造とパネル維持のためのメンテナンス、パネルの使用方法によって決まることを指摘している。<sup>(44)</sup>

さらに、回答者のプロフィール・データと調査結果のデータの整合性、例えば年齢など1項目以上を確認して、回答者が正当なパネル構成員であることを確認することを要求している。<sup>(45)</sup>

また、パネル供給者は調査発注者に対して、標本抽出方法、割当抽出法を用いた場合は割当計画の達成状況、分析から除外した回答についてはその理由と数、調査票の内容、調査結果の回収率とその計算方法、下請け等の利用の有無といった諸点を報告することを求めている。<sup>(46)</sup>

## 7. まとめ

前掲の如く、パネル調査の大半はインターネットを利用している。インターネット調査が日本の調査全体の30%を上回り、さらに増加することが予想される現在、インターネット調査の品質の評価と向上は、今後の調査のあり方を左右する重要な課題である。

インターネット・パネルは定量調査、定性調査の両方に利用されている。定量調査の場合、ISO26362では、ISO20252の標本抽出理論に則った抽出方法、即ち無作為抽出が要求され、結果として母集団に対するパネル構成員の代表性の要求が適用されるとしている。さらに、ISO26362はパネルの構成に性・年齢や社会経済的階層の分布を反映させる場合は、その的確な反映を求めている。全国パネルなど広範囲をカバーする場合は、人口の地域分布の的確な反映も重要であろう。

しかし、多くのパネルの構築方法はインターネット上でのパネル参加者の募集に依存しており、このような規格を十分に満たしているとは言いがたい。仮に、パネル供給者がこのような規格条件に沿ってパネル構成を統制したとしても、パネルはそもそも募集に応じるという応募者の意思による有意抽出によって成されており、そのために生じる偏向は解決できない。ISO26362は、パネル構成員の募集に利用したリストと募集方法の詳細について、調査発注者の要求に応じて公表することを要求しているが、日本では詳細を明らかにしているパネル供給者は極僅かである。このように、現行のインターネット・パネルの構築段階における品質は、ISO26362、ISO20252が定量調査に求める規格を十分に満たしているとは言いがたいのである。さらに、ISO26362では、パネル構成員の地域外転居などによる脱落に対して補充を要求しているが、現行の多くのパネルでは、これもインターネット上の募集で対応している。定量調査の場合、補充のパネル構成員もまた無作為抽出によらねばならないのは当然である。このようなパネルを利用した定量調査の結果から、母集団が明確でないまま全体像を推計することが罷り通っているが、その結果には相当の歪みを含んでいるといえよう。

定性調査の場合、調査対象者は個々の事例であり、諸々の条件によって事例として最適な対象者を調査者の判断で選び出す。即ち、調査者の意思による有意抽出である。したがって、母集団推計は行えず、調査結果は各々事例として扱うこととなる。そこで、定量調査の場合に指摘したような現行のパネルの問題点は該当しないように見える。しかし、対象集団がパネル応募の意思によって構成されていることに起因する偏りからは、逃れることができないと言える。

このような問題を解決するには、母集団規定を明確にし、その母集団を構成する調査単位から無作為に標本を抽出してパネル構成員となることを依頼する方法を採用すればよい。例えパネル構成員となることを依頼した時点での応諾率が低くとも、当初の標本の無作為性は一定程度維持される

のである。

日本では、このような抽出に用いるのに最適ナリストとして、住民基本台帳が存在する。この住民基本台帳は、2005年の個人情報保護法施行以降、官公庁の調査、マスコミの世論調査、研究機関の学術調査などを除くマーケティング・リサーチ等では閲覧不可となってしまった<sup>(47)</sup>。このことが、パネルの品質改善の障害となっているのは事実である。

パネル運用にあたっては、ISO26362は12ヵ月に1回以上のプロフィール更新、調査回答を要求している。プロフィールは、パネル構成員となった時点、即ち個々の調査の実施以前に、個人属性や重要な行動・態度について調査した結果をデータベース化し、後に実施する個々の調査の結果の分析に用いる。各パネルのデータベースの項目の差異はともかく、どのパネルも実施しているものと考えられる。個々の調査では、このデータベースの情報を利用して、ターゲットに合わせて調査対象者を抽出することとなる。ISO26362では、この抽出方法と除外したパネル構成員の詳細を、調査発注者の求めに応じて公表することを要求している。このような抽出を行った場合も、前掲のパネル構成員の偏向は解消できるものではない。

パネルの運用で問題となるのは、構成員の脱落・補充の激しさであろう。ISO26362は、パネル構成員の詳細な調査回答履歴の分布を、調査発注者の求めに応じて公表することを要求している。調査依頼回数、回答回数、回収率といった内容である。個々の調査の回収率についても、当初の計画標本数に対する回収率と計算方法を発注者に開示するよう要求している。このような状況を明らかにすれば、パネル構成員の脱落・補充といったパネルの品質と個々の調査の品質も明瞭になる。インターネット・パネルによる時系列調査の回答傾向が不安定であると言われるが、その一因は、調査ごとの回答者の入れ替わりの激しさなどのパネルの品質問題にあると考えられる。しかし、例えばインターネット・プロバイダー系のパネル供給者はこのような詳細な状況を明らかにしないで調査会社にパネルを提供するなど、多くのパネルではパネル構成員の履歴を明らかにしていない。

このように、ISO26362（準拠するISO20252を含む）は、パネル調査の品質の根幹にかかわる項目を規格として要求しており、その適用は現行のパネル調査の品質の改善に大いに資するであろう。

前掲のとおり、ISO20252はすでに日本に導入されているが、多くの調査機関に普及していないし、ISO26362は未だ導入されていない。その背景には、不況の中での調査機関の認証費用の負担問題と、パネルを保有するインターネット・プロバイダー系調査機関の調査技法に対する知識の欠乏、既存パネルのISOの要求不充足といった問題がある。また、既に導入されたISO20252ですら、調査発注者側が発注時に受注者の認証を必須とする例は極僅かであったり、官公庁の総合評価方式による調査業務入札で、ISO20252を加点項目とするケースもようやく広まりつつあることも、ISO26362の導入問題に影響していると考えられる。

しかし、経済活動を中心とするグローバル化が進展し、調査データの国際的重要性が増す中で、調査の国際標準化に対する要求も強まることは容易に予測されることである。消極的であったアメリカですら、大手の調査機関を含めてISO20252の認証が普及し始めている。日本でも、内閣府統計委員会の要請で、日本品質管理学会が2011年度から3年間わたって「統計・データの質マネジメント研究会」を設置し、ISO20252の公的統計への適用の可能性を検討し、現在報告書のとりまとめを行っている<sup>(49)</sup>。

このような状況を考えると、日本では官公庁の調査業務の受注を目指す調査機関を中心に、早晩

ISO20252 の認証を取得する調査機関は増加するであろうし、パネル調査の品質改善のために ISO26362 も導入せざるを得ないであろう。

しかし、ISO26362 にも問題はある。それは、前掲の調査回答回数によるパネル構成員に対する学習効果への対策である。ISO26362 の規格では、パネル構成員に年 1 回以上の調査回答を要求することで、名義のみのパネル構成員を排除しようとしているが、他方で調査回答回数によるパネル構成員入れ替えの規格はないし、個々のパネル構成員に対する一定期間における許容調査回数の規格もない。また、ISO26362 には ISO20252 の援用も多い。最近、ISO20252 と ISO26362 の両規格の合併も検討されているようだが、それも含めて早期の改善、改訂が望まれる。

## 注

- (1) パネル調査 (panel Study) とは、同一標本に対して時間をおいて複数回調査を実施するもので、この調査対象者の集団をパネル (panels) と呼ぶ。日本では、モニター (monitor) と呼ぶこともある。〔島崎哲彦、大竹延幸 (2013) : 49〕。
- (2) ビッグデータは、オンラインショッピングサイトやブログサイトにおいて蓄積される購入履歴やエンタープライズ履歴、ウェブ上の配信サイトで提供される音楽や動画等のマルチメディアデータ、ソーシャルメディアにおいて参加者が書き込むプロフィールやコメント等のソーシャルメディアデータ等のデータを指す〔総務省 (2012) : 153-154〕。
- (3) 本稿では、マーケティング・リサーチと世論調査も社会を対象としていることから社会調査に含めたが〔島崎、大竹 (2013) : 1〕、ISO20252 ではマーケティング・リサーチ、世論調査、社会調査と 3 つに分類している〔一般財団法人日本規格協会出版部 (2012) : 1〕。
- (4) 一般社団法人日本能率協会審査登録センター (2013)。なお、数社が ISO20252 の認証取得を目指している〔ISO20252 認証協議会 (2013)、内部資料より〕。
- (5) 例えば、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の調査によれば、2012 年度の日本の調査会社の海外への発注は 21 億 3,800 万円、同海外からの受注は 30 億 3,400 万円である〔一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 (2013)〕。
- (6) ISO (2009)。
- (7) 森岡清美、塩原勉、本間康平編集代表 (1993) : 631-632。
- (8) 島崎、大竹 (2013) : 10-15。
- (9) 同上 : 10-12、233。芝裕順、渡辺洋、石塚智一 (1984) : 122。
- (10) 島崎、大竹 (2013) : 68-69。
- (11) 同上 : 13-15、110-111。
- (12) 文化人類学者川喜田二郎が開発した質的情報をとりまとめ、新しい仮説を導き出す手法。〔川喜田二郎 (1986)〕に詳しい。
- (13) 島崎、大竹 (2013) : 13-15。
- (14) 同上 : 49。
- (15) 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 (2013)。
- (16) 同調査によれば、2012 年度の会員社の総売上額は 1,819 億円。そのうち、アドホックのインターネット／オンライン量的調査が 24.4%、アドホックのインターネット／オンライン質的調査が 0.8%、継続調査

のインターネット／オンライン調査が5.3%、実査のみ受注のインターネット／オンライン調査が1.2%であり、そのほかに郵送とインターネット／オンラインの併用調査の売上もある〔一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（2013）〕。なお、調査発注者側がアドホックで発注しても、受注する調査会社側は自社あるいは自社が契約するインターネット・パネルを使用していると考えられる。

- (17) 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（2013）。
- (18) 島崎、大竹（2013）：50。
- (19) 同上：50-51。
- (20) 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 ISO20252 認証協議会（2013 改定 a）：7。同（2013 改定 b）：7-8。
- (21) 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 ISO20252 認定協議会（2013 改定 a）：10-11。
- (22) 同上：6。
- (23) 一般財団法人日本規格協会出版部（2006）。
- (24) 一般財団法人日本規格協会出版部（2012）。
- (25) 一般財団法人日本規格協会出版部（2012）：17-38、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 ISO20252 認定協議会（2013 改定 b）：39-146。
- (26) 一般社団法人日本マーケティング協会 ISO20252 認定協議会（2013 改定 b）：39-81。
- (27) 同上：28。
- (28) 同上：36-37。
- (29) 同上：98-99。
- (30) 同上：29-31。
- (31) 同上：8。
- (32) ISO（2009）。
- (33) ISO（2009）：3-4。一般財団法人日本規格協会出版部（2012）：7-9。
- (34) ISO（2009）：6。
- (35) 同上：6。
- (36) 同上：7。
- (37) 同上：4。
- (38) 同上：7。
- (39) 同上：8。
- (40) 同上：6。
- (41) 同上：9。
- (42) 同上：9。
- (43) 同上：9。
- (44) 同上：7。
- (45) 同上：10。
- (46) 同上：10。
- (47) 島崎、大竹（2013）：90。
- (48) 官公庁の入札制度には、最低価格方式と総合評価方式がある。最低価格方式は、もっとも低価格で入札



した業者が落札する制度である。総合価格方式は、価格点と技術点で構成される。価格点では、応札業者の見積額が官公庁の業務ごとに定めた予定価格を超えた時点で失格となる。技術点は必須項目と加点項目に分かれ、必須項目をひとつでも満たしていないと失格である。加点項目は、応札業者の業務能力等によって評価される。価格点と技術点の合計が高得点の業者が落札することとなる。官公庁が発注する調査の多くは、総合評価方式が適用されている。

(49) 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会公的統計基盤整備委員会 (2013) : 10-11。

## 引用文献

International Organization for Standardization, (2009) *ISO26362 Access panels in market, opinion and social research—Vocabulary and service requirements*, ISO.

川喜田二郎 (1986) 『KJ 法—渾沌をして語らしめる』 中央公論新社。

芝裕順、渡辺洋、石塚智一 (1984) 『統計用語辞典』 新曜社。

島崎哲彦、大竹延幸 (2013) 『社会調査の実際—統計調査の方法とデータの分析—』 学文社。

総務省 (2013) 『平成 24 年版情報通信白書』

一般財団法人日本規格協会出版部 (2006) 『国際規格 市場・世論・社会調査—用語及びサービス要求事項 *ISO20252 Market, opinion and social research—Vocabulary and service requirements*』

一般財団法人日本規格協会出版部 (2012) 『国際規格 市場・世論・社会調査—用語及びサービス要求事項 *ISO20252 Market, opinion and social research—Vocabulary and service requirements*』

一般社団法人日本能率協会審査登録センター・ホームページ (2013)、<http://www.jma.or.jp/>

一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 (2013) 『マーケティング・リサーチャー』 No.121 (Topics—第 38 回経営実務実態調査)

一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 ISO20252 認証協議会 (2013 改定 a) 『ISO20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム 2013』 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会。

一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 ISO20252 認証協議会 (2013 改定 b) 『ISO20252 市場・世論・社会調査—用語及びサービス要求事項 規格解釈のガイドライン』 Ver.3.0、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会。

一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会公的統計基盤整備委員会 (2013) 『公的統計市場に関する年次レポート 2012—環境整備の進展と実効性の拡大を目指して—』

## 2010年サッカーW杯南アフリカ大会の現地報告® —マンデラの野望とスポーツの可能性—

黒井 克行\*

### 1. はじめに

2004年5月15日。

南アフリカ共和国（以下、南アフリカ）にとって歴史的な一日となった。スイス・チューリッヒで行われたFIFA（国際サッカー連盟）の国際会議において、南アフリカは2010年に開催される第19回サッカーワールドカップ（以下、W杯）の（<sup>1</sup>）アフリカ大陸初となる（<sup>1</sup>）ホスト国に決定したのだ。

「I feel like a youngman of 15」

ネルソン・マンデラ前大統領は開催国を決定する会議の行方を待ちきれず、発表の報に（<sup>2</sup>）直に接しようとしてチューリッヒまで駆けつけ、そしてブラッター FIFA 会長から開催決定の発表を受けるや、その喜びをこの言葉で表した。歓喜に湧く南アフリカ関係者と笑顔のマンデラ氏を取めた写真にこの言葉が添えられたパネルがケープタウンのグリーンポイント・スタジアムに（<sup>3</sup>）飾られている。

私は大会開催前年のスタジアム建設現場を視察中、まるで建設作業員の労働の励みでもあるかのようにすでにこの写真が現場に掲げられているのを目撃したが、それはマンデラ氏の活動記録の中の一葉という位置づけでは片づけられぬ、多くの国民の、とりわけ黒人の喜びを代弁する南アフリカにとって永久保存版となることを信じて疑わなかった。

というのは、それが当時の同国が世界に向けて「アパルトヘイト」という忌むべき過去と訣別して（<sup>4</sup>）久しくも、あらためて国際社会の仲間入りが認められるか否かを世界に問う決意が込められているものとして捉えることができたからだ。

つまり、ホスト国としてW杯を無事に成功に導くことができるかどうかは今後、南アフリカが国家として世界の国々と名実共に共存共栄できるかの試金石であり、それは言い換えれば同国が半世紀近くにわたって国際社会からの孤立を余儀なくされた不名誉から完全に脱却できるチャンスでもあり、大きな賭けであった。いわば、W杯に同国の命運が託されたといっても過言でない。

マンデラ氏のW杯の自国開催に寄せる喜びに隠されていたものは一体何だったのか？

アフリカ大陸初のW杯開催の意義、またW杯は南アフリカに一体何をもたらしたのか？

オリンピックと並び称される世界最大のスポーツイベントであり、ビッグビジネスであるW杯に世界三百億もの人が熱狂するといわれるが、私はスポーツに秘められた力、及びその可能性を見極めるためにW杯南アフリカ大会開催を挟んで5回に及ぶ同国への取材渡航（2009年FIFAコンフェデレーションズカップ、2010年W杯南アフリカ大会を含む）を敢行し、実際に自分の足と目でその証言者たらんと買って出た。

## 2. W杯の魔力と効果

2002年、アジア初という触れ込みで日韓共同開催でW杯が行われたが、サッカー後進国の日本<sup>(5)</sup>で迎えたそれは日本人の想像をはるかに超えるビッグイベントであり、大会に伴うさまざまな貴重な経験をさせてもらったことを今でも生々しく記憶している。

たとえば、象徴的なことは観戦チケット争奪戦とその相場である。人気アイドルグループやミュージシャンのコンサート、スポーツのビッグマッチ、たとえばトヨタカップ（現FIFAクラブワールドカップ）や若貴ブームで活況を呈したバブル期の大相撲の観戦チケット<sup>(6)</sup>などは法外な値段でインターネットやエージェントを通して売買されてきたが、W杯日韓共同開催におけるそれも常軌を逸していた。もちろん、正規のチケットは適正価格で予約売買されてはいたものの、そもそもが入手困難を極めるチケットであり、危うくも水面下での取引が常態化し、日本代表やヨーロッパの強豪国の人気のカードの価格は言い値の青天井にまで跳ね上がり、俗にいうところのプラチナどころか“ダイヤモンド”のそれとして扱われていたのである。すでに予選リーグ敗退が決まっている国同士の対戦ですらも正規価格の10倍にまで高騰し、買い手の中にはそれでも需給のバランスと「W杯の試合を生で観戦できる」喜びに目隠しされたまま、たとえアンダーグラウンドでの散財も厭わぬ者も少なくなかった。さらに「どこかにチケットはないか」と、インターネットでの呼び掛けやオークションの活用、また大会関係者とおぼしき各方面に声をかけまくり、予算に糸目もつけずに高額チケットを求めるといなりふり構わぬ“チケット狂騒曲”ともいうべき状況が横行し、異常な相場ができあがっていたのである。すでに日本のバブル経済は崩壊し、“失われた20年”の真っ只中であつたというのにだ。

日本は1998年の第16回フランス大会に悲願の初出場を果すまでサッカーファン以外はW杯への関心はお世辞にも高いとはいえず、むしろその存在すらも認識しない人が少なくなかった。つまり、対岸の火事ぐらいにしか思っていなかったW杯が、いざわが国の出場が現実となるや態度は豹変するのだ。ただ、その前段階として1993年のJリーグ発足と「ドーハの悲劇」<sup>(7)</sup>があるのだが、日本人がフランス大会で世界のサッカーの現実をメディアを通して積極的に知らされるにいたり、サッカーへの関心は驚くほどの高まりを見せ、2002年は日本の歴史上、“第2の黒船来襲～スポーツ編”ともいうべき怖いもの見たさと大きな期待を持って受け入れた結果、その魅力を思い知らされ、国境を超えてまで世界を熱狂させるスポーツの可能性を教えられたのである。W杯の魔力であり、それがチケットの異常な高騰を引き起したことで半ば説明がつくはずだ。

これはW杯は4年に一度開催されるという稀少性、32の出場枠を巡って予選参加国が196にも及ぶ地球的規模（南アフリカ大会の場合、6カ国協議には参加しない北朝鮮も勇んで参加する）、勝った負けたで殺人事件も起こる熱狂ぶり<sup>(8)</sup>等がその背景にあり、世界の競技人口の観点から見ても推定で野球の3千5百万人（国際野球連盟発表）に対してサッカーは2億7千万人（FIFA発表）と圧倒しており、それに比例してサポーターやファンがついてまわり、相応のビジネスマーケットも一部地域に限った野球に対してサッカーは世界隈なく200カ国余にも及ぶわけで、サッカー先進国に限らず開催能力を有する経済大国が開催招致に過熱するもっともな理由である。

いざ開催決定となれば、大会に向けてのインフラ整備及びそれにまつわる国内雇用の創出や観光産業の促進による経済的効果も生み出し、国内におけるサッカーのさらなる普及と発展成長だけではなく教育文化事業への波及効果も見込まれ、また開催実績が国力の国際的評価となり、国威発揚

へともつながっていく。特に南アフリカのような新興国にとってこのような効果が期待できることはまさに望むところであり、特にアパルトヘイトによる経済制裁や国際的孤立を強いられたこと、さらにオリンピックを始めとするスポーツ競技の国際大会への参加も拒否され続けてきたことでこれまで計り知れない経済的文化的損失を被ってきた同国にとってW杯は打ち出の小槌ともいえるべき魔力を持ち、恩恵が期待されることになるのであった。

ただ、南アフリカがこれまでの開催国並びに今後、開催を目論む他国と同様のことをW杯に求めているかという点、必ずしもそうとは限らない。南アフリカの特殊事情を鑑みて調査する必要がある。まず南アフリカが期待するW杯効果は経済的文化的恩恵を被ることは当然のことながら、治安の改善と国際社会からの信頼回復を勝ち取ることに大きな意義があった。そして、アパルトヘイトによって生じてしまった人口の大多数を占める黒人の厭世観と喪失感の払拭と新たな自信の創出をW杯を境に実現できることが、2004年5月15日に見せたマンデラ氏の笑顔の奥に秘められた希望である。

FIFAのスローガンは「Fair play」であるが、他、2006年ドイツ大会以来、訴え続けられている公式メッセージがある。

「Say to no racism」

政治性を多分に含むメッセージであり、スポーツと政治との関係をとやかく言われるところではあるが、ブラッター会長は事あるごとに反人種差別を訴え、また世界の一流プレーヤーたちも異なる人種民族が集い戦うピッチ上でこのメッセージをもう一つのルールとして受け入れようとしてきた。<sup>(9)</sup>南アフリカは過去の施策とはいえ、人種差別政策を現実に行ってきた国であり、その国でW杯が開催されることの意味は深い。FIFAが過去を不問にしたとしても、「Say to no racism」のメッセージを発信する地として南アフリカを選択したことは大きな冒険であり挑戦であった。

確かに1995年に開催国としてラグビーW杯を成功させた実績はあったが、サッカーのそれとはあらゆる面で規模が違い過ぎ、そのまま「サッカーも」と言うにはあまりに短絡的過ぎる。実際、無事に開催することができるのかと大会前も大会中も常に治安への不安はつきまとい続け、そもそも開催前に代替国の準備も<sup>(11)</sup>されていたのだから、FIFAにとってはまさに大きなリスクを背負っての挑戦であった。だからこそ、「アフリカ大陸初」という話題だけではなく、これまでにFIFAが経験したことの無い不測の事態の発生と危険への取り組み、そして実際の管理運営に大きな意義を見出すことができるのである。

南アフリカ、FIFAの双方にとって失敗の許されない大会が2010年だった。

2010年、南アフリカは予選を戦い勝ち抜くことなく無条件で大会に出場できる開催国のアドバンテージを持つが、世界が注目する中、同国の期待を一身に背負ってピッチに立つ代表チームは「Bafana Bafana (バファナ バファナ)」という愛称で親しまれていた。公用語のズールー語で「少年たち」を意味する。

「I feel like a youngman of 15」

マンデラ氏のメッセージがあらためて思い起こされる。

### 3. 南アフリカのおもてなし

2013年9月8日、アルゼンチンのブエノスアイレスで行われたIOC（国際オリンピック委員会）

の会議で、日本が2020年の夏季オリンピック開催地に決定した。この時、日本のプレゼンターの一人、滝川クリステルの「お・も・て・な・し」のパフォーマンスが話題を呼び、投票権を持つIOC委員の心を少なからず動かしたであろうといわれる。その真偽はともあれ、この「おもてなし」、英語でいうところの「Hospitality」（以下、ホスピタリティ）はサッカーW杯の開催国にとっても大会の管理運営にあたって最も重要なアビリティであり、そもそも観光立国でもある南アフリカの得意とするところであり、開催準備にあたって同国が最も意識して取り組んでいたのが「ホスピタリティ」であり、同国のどこにいてもそれを実感させられた。

2009年5月、初めて南アフリカの地に降り立ち、ヨハネスブルグの空港で真っ先に私の目に飛び込んできたのが「2010 FIFA WORLD CUP SOUTH AFRICA」とプリントされたポスターに横断幕、看板、幟の類だった。これらは私を含む外国人へのごく軽いジャブ程度の最初のおもてなしの挨拶に過ぎなかった。1年後に控えるW杯開催の告知であるが、空港を出てからも、ケープタウン、ダーバン……どこの町へ行ってもそれは容赦なく街中に溢れ、すでに開催されているのではないかと錯覚さえ感じるほどであった。なかでも驚かされたのがパトカーだった。南アフリカ仕様の白と黄色のそれとわかるパトカーのボディに「FIFA 2010」とペインティングされている。治安の象徴であるはずのパトカーが“走る広告塔”と化してW杯開催キャンペーンに一役買っているのだ。後ろめたいところがなくとも、パトカーが走っているのを見ると緊張し、何かとつつい目を奪われてしまいがちになるものだが、そこに広告されたものがあればこれはかなりの広告効果が望める。治安に問題を抱える南アフリカの犯罪予備軍らへの一種の警告的意味合いも込められた防犯広告でもあるのではないかと訝ったほどである。

“邪な考えを持っている者たちよ、全世界が注目するW杯期間中はおとなしくしていなさい。そしてこれを機に真面目に改心を”というメッセージをパトカーのボディから受け取る者がいたら、これは一石二鳥の広告効果であるが的外れか。いずれにせよ、官民一体となったデモンストレーションが国内中で派手に展開されていたのである。日本ならばこれはほとんど大手広告代理店だけに任せられ仕掛けられる広告ビジネスの一つなのだろうが、南アフリカではあくまでもホスピタリティの小手調べ程度でしかなく、開催1年前からすでに国民一人一人が同国の営業マンとしてさまざまな局面に自然な形で、ビジネスを度外視したホスピタリティを展開していたのである。

たとえば、国民の一人としてカウントはできないが、大会のマスコットキャラクターである。南アフリカの代表的動物であるレパードをイメージし、名前は「ザクミ」というマスコットキャラクターだが、「ザクミ」は南アフリカの土着言語であるコサ語で「いらっしゃい」を意味する。キャラクターの名前からしてホスピタリティを意識させ、開催ポスターと併せてこの愛くるしい「ザクミ」がいたるところで見受けられる。大会が終わる頃には「ザクミ」の人気は最高潮に達し、ぬいぐるみや関連グッズを入手することは“あるもの”と合せて非常に困難を極めた。

“あるもの”とはブブゼラである。これこそ、大会を通して南アフリカを世界中に重低音を持ってアピールした同国の魂であり、国際文化交流の最高のツールとして、おもてなしの号砲を鳴らしたのである。

#### 4. ブブゼラは平和の進軍ラッパ

「ブウォーッ」

歓声なのか。それとも遠い国からの中継ゆえの混線による雑音なのか。南アフリカから日本へのW杯のテレビ中継に観戦者の誰もがこの音に耳を疑った。しかし、この耳慣れない重低音は結局、試合終了まで延々と続くことになる。大会が進むにつれてこの音はさらにヒートアップし、特に南アフリカ代表の試合ではスタジアムを支配してしまうほどだった。これが南アフリカのサッカーシーンにおいては必携の応援グッズであるブブゼラが放つ音源だ。実際、私は現場で否が応にも耳にさせられたが、“象の声”とも称されるそれは確かに動物の鳴き声に聞こえるが、決して心地いいものとは感じられない。後ろの席から伸びたブブゼラの音口が耳元でも鳴らされようものならば耳がつんざかれる思いで、これはもはや騒音公害以外の何物でもなかった。ところが慣れとは恐ろしいもので、散々聞かされ続けていると「ブウォーッ」が観戦のリズムとなり、もはやそこになくしてはならないものとまで錯覚し、また自分がもう一人のフィールドプレーヤーになった気持ちで客席にいながらにして試合に参加している高揚感さえ覚えさせられていったのである。

何故なのか？

ブブゼラは南アフリカでは市中のスーパーマーケットでも山積み<sup>(12)</sup>となって売られている日用品みたいなものであるが、その由来を探ればこれは同国の歴史を語る上で欠かすことのできない文化そのものであることがわかった。同国最大の部族ズールー族は村人を集めるためにクドゥ（ウシ科）の角を鳴り物として利用した。また、これが出す大きな重低音が害獣のヒヒを遠避けるだけでなく“殺してしまう”との言い伝えもあり、彼らにとっては生活に欠かせぬ道具だったのだ。ちなみに、ブブゼラの「ブブ」はズールー語で「音を出す」という意味である。それがクドゥの角から1メートルに満たないプラスチック製のラップ型に姿を変え、また活躍の場をサッカー場に変えるのである。とはいえ、ヒヒを遠ざけ“殺してしまう”という本質は変わらず、サッカー場でブブゼラを鳴らすサポーターの狙いは相手チームの選手を音で圧倒し、応援するチームのために援護射撃をするというものである。テレビ観戦でもあの重低音を感じられたであろうが、“殺される”とまではいかないまでも生で聞かされた身としては五感を揺さぶられる迫力だったことを今でも耳が覚えて忘れることができない。

サポーターは第3のプレーヤーと言われるが、こうなるとブブゼラも立派なサポーターであり、まさに戦いの舞台に相応しい応援グッズで、歴史的背景からいっても南アフリカのサッカーシーンには欠かせぬ存在であることをあらためて教えられた。感覚的に「うるさい」と思うことには変わりはないが、そこには意図された“戦いの雄叫び”があり、南アフリカの魂という理由がそこにあるからだ。そのことは観戦に訪れた外国人サポーターにも伝播し、郷に入れば郷に従えとばかりに、気がつけばブブゼラは国境を越えて世界中のサポーターの試合観戦の通行手形になっていた。そして、W杯をスタジアムで楽しんだ外国人はかなりの割合でブブゼラをお土産というよりも観戦した記念の証拠品としてあらためて購入することになる。大方の各国サポーターは南アフリカのサポーター同様に赤、青、黄のお好みのブブゼラを実際にスタジアムでお国の代表への援護射撃とばかりに吹いて応援し、その姿は日に日に増えていった。結果、大会が終わりに近づく頃にはスーパーで山積みになっていたブブゼラは底を尽きかけ、またヨハネスブルグの空港のW杯の特設ショップコーナーで帰国しなかに「お土産にでも」と立ち寄ったところ、思わぬ売り切れ状態に手ぶらを余儀なくされた人も少なくなかったはずだ。すでに前回の南アフリカ渡航の際に何本かを入手していた私も、「さらにもう1本」と空港で買物を予定していたがその当てが外れたうちの一人だったからだ。

ここでことさらブゼラが巻き起こしたW杯における南アフリカの特異な現象を語るのが本来の狙いではない。ブゼラが南アフリカの魂であるとまで言い切る理由は何かだ。

W杯開催前年の、前哨戦となる6大陸王者に開催国と招待国を加えた8カ国で争うコンフェデレーションズカップの取材に渡航した時のことである。この時すでに私はスタジアムでブゼラの存在並びに重低音を経験し、早速、好奇心に任せて一本購入し試しに吹いている。が、これがなかなか南アフリカ人のように上手く音を出すことができず、恥ずかしながら出してもせいぜいオナラの不発音といったところだった。結局、大して上達を見ぬまま長さ80センチほどの嵩張るそれを手荷物として帰国の途についたのだが、空港で手荷物検査場を通過しようとした際、係員が私の手元のブゼラを認めるや、黒い顔にニタッと白い歯を剥き出し、手荷物台のスーツケースそっこの

「(ブゼラを) 吹いてみる」

検査に引っかかったわけではないだろうが、言われるがままに吹くもあの象の鳴き声たる重低音を望むべくもなく相変わらず不発音を出すのが精一杯ながらも従って吹いた。まさか気の抜けた音に誘われたわけでもあるまいに、気がつくや検査場の周りは“黒い”人ばかりとなっていた。アジアからの外国人が自分たち自慢のものを手にしているのが珍しくも苦闘している姿が面白くも映ったようで皆笑っている。

「ちょっと貸してみろ」

と係員が私からブゼラを取り上げるや、「どうだ」といわんばかりにあのスタジアムで聞いた重低音を甦えらせ、それが空港中に響き渡った。居合わせた一同、拍手喝采の大騒ぎである。ブゼラを返され、また

「吹いてみる」

再チャレンジを促されたが、また不発音。今度は別の一人が取り上げ、またもや見事に“雄叫び”を奏でる。上手く吹けまいが余計なお世話で、あたかも自慢しこちらを笑い者にしようというのか。“被害者”の立場から言わせてもらえば、その場の雰囲気は決してそのような陰湿なものではなく、その音を通しての国際交流は明るいまでに盛り上がり、ブゼラ一本で現地の多くの人たちと笑顔と笑い声と重低音、そして不発音だけで円滑なコミュニケーションをはかれたことは照れくさくも愉快的な思い出となった。

結局、手荷物の検査をしたんだかしなかったんだかほとんどフリーパスで、彼らの笑顔に見送られながら手荷物検査場を後にし搭乗待合室へと向った。治安上、緊張の欠かせぬ空港の手荷物検査場で行われることとは到底考えられぬ、ご法度に近い係員の所業ではあったが、これも彼らなりの愛嬌あふれるおもてなしだったと受け取った。

その後、私は南アフリカ内を散策する際、必ずブゼラを携行することにした。すれ違うほとんどの人が笑顔で迎え入れてくれるのだ。外国人がそれを認めてくれているということへの彼らなりの敬意であるのではないか。こうなると、凶悪犯罪が横行するヨハネスブルグだが、一つの実験を思いついた。

「ブゼラに優る防犯グッズはないのではないか」との仮説を立てての試みだ。

実際に、「危険地域」と外国人旅行者が近寄ることを警告されている黒人居住区を訪ねた際にもブゼラを携行したのだが、私の仮説は的を得ていた(詳細は後述)。

ブブゼラが人種民族を超越した、彼らにとって宗教的意味合いまでも持つ魂だと認識させられた。

W杯を楽しんで南アフリカを後にしたアメリカ人が、米大リーグのスタジアムにブブゼラを持ち込み鳴らしたというニュースを聞いた。その内容は、そこでは（ブブゼラは）まったく受け入れられず、他の観客から重低音以上の大ブーイングを浴びせられ、以降、大リーグでは「ブブゼラ禁止令」が出されたという。

実は、W杯期間中、スタジアムで観戦する外国人の中にブブゼラの大きな音への苦情が絶えず起こっていた。選手たちにもピッチ上で選手間同士で掛け合う声がかき消されて意思の疎通を図れないとの不満も噴出し、ブブゼラ使用禁止の声が上がっていた。

しかし、ブラッター会長は「アフリカで開催されるW杯をヨーロッパ化すべきでない」と一蹴した。もし、ブブゼラを取り上げるような判断が下されていたらどうなっていたのだろうか。南アフリカの黒人からすれば自分たちの文化を否定された忤怩たる思いに苛まれたのは間違いないだろうが、かといって不満から行動に出るような事態を想像するのは杞憂に過ぎなかった。彼らにとってサッカー観戦の魂ともいべきブブゼラよりも、ホスピタリティの精神から海外のお客さんを優先させること、つまりは大会を成功させることの意義を知っているからだ。それが敬愛して止まないマンデラの意向であることを黒人たちの誰もが以心伝心で理解している。この報告の後半の部分でも重ねて触れるが、少なくとも、国際社会から同国が試されていることに対する彼らなりのプライドであると、自分は理解したい。

南アフリカのプロサッカーリーグで、日本のプロ野球の「巨人対阪神」戦にあたる「カイザーチーフス対オーランドパイレーツ」というライバル対決があるが、カイザーチーフスの黄色のブブゼラに対してオーランドパイレーツは白と黒のブブゼラでサポーターはそれぞれ統一され、この一戦ではスタジアムが二分される。まさに、ブブゼラは地元に根づいたスポーツ文化であり、大リーグでのスタジアムでの使用はともかく、南アフリカにおいては最大限に尊重されるべきものであることがわかる。それを国際舞台にまで持ち出して強要するものではない。空港で手取り足取りブブゼラの扱いを紐解いてくれたように、彼らにとっては平和の象徴でもあるからだ。

ただ、騒音といわれても確かにそれには違いなく、W杯期間中、対策としてブブゼラの売りに比例して外国人には耳栓が飛ぶように売れた。これも予め用意されていたホスピタリティである。おそらく、世界史上、最も耳栓が注目された期間だったことはいうまでもないだろう。

## 5. 白人はラグビー、黒人はサッカー

南アフリカは世界に名だたるスポーツ愛好国である。恵まれた自然や地形を活かした、たとえば大西洋とインド洋の2つの大洋に面していることからマリンスポーツは盛んであり、また地の利を活かした競技コースの設定が容易なことから自転車ロードレースやトライアスロンの国際大会も開かれる。ケープタウン辺りではふだんでもアスリートの走る姿やバイクを漕いで汗を流している光景に出会うことは珍しくない。特に、ラグビーやクリケットは世界屈指の実力を誇ることもあり国技として親しまれ人気は高いが、ただ競技者のほとんどは白人である。たとえば、ケープタウン辺りで昼休みの過ごし方の一つとして、上半身裸でタッチフットボールを楽しんでいるのを見かけた<sup>(13)</sup>が、そこに黒人の姿はなかった。そもそも、南アフリカでは「ラグビーは白人のスポーツ」と見なされ、国際試合で黒人は南アフリカではなく相手国を応援してきた。アパルトヘイトが完全撤廃さ



れて初めて出場が許され、しかも自国開催となった翌1995年のラグビーW杯における南アフリカ代表チーム30人の中に黒人は1人しか登録されていなかったのも一つの証である。

一方、「黒人はサッカー」という図式も成り立つ。1880年代にヨハネスブルグで金鉱が発見され、そこに集まってきた労働者の間でサッカーが盛んとなり、サッカーを中心とした一つのコミュニティが形成され、後に南アフリカを代表するプロサッカーチーム「オーランド・パイレーツ」の前身のクラブが作られた。オーランドは政府が強制的に黒人を移住させて出来上がった街の一つであり、1976年の反アパルトヘイト暴動で最大の黒人居住地区となったソウェトの一部として発展した。そうしてサッカーの聖地ともいべき町が発展した経緯からもサッカーは黒人にとって純粋なスポーツとして楽しむだけでなく、彼らの存在に欠かせぬ拠り所とまで言い切ってもいいかもしれない。サッカーは南アフリカの黒人のアイデンティティである。

この二つのスポーツを通じた白人と黒人の対立構造はマンデラ氏をモデルとして描かれた映画『インビクタス／負けざる者たち』(2009)<sup>(14)</sup>でも端的に表現され、当時の様子の一部を垣間見ることができる。たとえば、アパルトヘイト撤廃前の象徴的なシーンとして、道を挟んで整備されたグラウンドで富裕層がラグビーに興じる一方、デコボコの土のグラウンドでは裸足の黒人がサッカーをしている。双方のグラウンドにはお互いの行き来を認めぬ柵が設けられているというものだ。

つまり、南アフリカにおけるラグビーとサッカーの国内における位置づけは、政治によってスポーツ本来があるべき人種民族の壁を超えて万人が楽しめるという本質から逸脱して存在せざるをえぬ不幸の歴史が生み出した結果だった。このことは白人黒人を問わず、スポーツマンシップの精神を持ち合わせている者たちからしたら不本意なことであり、この歴史は一刻も早く塗り替える必要があった。

マンデラ氏の思いはまさにここに端を発している。

1990年に27年間にも及ぶロベン島での監禁から解放され、1994年に大統領に就任したマンデラ氏は積年の理不尽や人種差別政策に一切の怨念を挟むことなく、翌年のラグビーW杯を人種問題解決への第一歩とすることを目論んだ。

アパルトヘイトによってそれまで参加が許されなかったラグビーW杯へ初めて出場できることは白人にとって喜び以外の何物でもないが、黒人にとっては対岸の火事かそれ以下でしかなかった。しかし、黒人からの圧倒的人気と支持を誇る英雄マンデラ氏は黒人らのそんな思いを知りながらも堂々と白人の誇りである同国代表チームのグリーンのジャージに身を包んでW杯の応援に回った。黒人からすればマンデラのやることとはいえ、面白いはずはない。実際、当時の黒人向けの新聞では大きく扱われてもおかしくないW杯ラグビーの記事はほとんど見当たらず、いつものサッカーで紙面は埋められていた。スタジアムへ同国を応援する黒人の姿もほとんど見られず、その一方で白人はアパルトヘイト時代の旧国旗を持ち出し、スタジアムで振って応援している。

大会のスローガンは「One Team, One Nation」だった。

マンデラ氏は国民が一丸となることを望んでいたことはグリーンジャージを着たことからもうまでもない。彼は「一つのチームは一つの国」であることを身をもって示しながら行動し、白人と黒人の団結の象徴としてラグビーを捉えようと挑んだのである。このマンデラ氏の熱い思いとスポーツに本来秘められている理屈のいらぬ面白さ、国境も人種民族も問わず楽しめる特質は、同国が勝ち進んでいくにつれて様相が変わっていく。もちろん、マンデラ氏の意図が理解されていっ

たことが大きな理由の一つであるには違いないだろうが、明らかにスタジアムの様子が変わっていった。白人プレーヤーたちは、試合前の国歌斉唱でマンデラ政権誕生により新しく定められた黒人言語であるコーサ語とズールー語の国歌『ンコシ・シケレリ・アフリカ』（神よ、アフリカに祝福を）を歌う。スタジアムに黒人が応援する姿も増えていった。出来すぎた話だが、南アフリカは国際大会から遠ざかり試合勘も技術強化もままならなかったというのに優勝を果たした。これで国中が盛り上がるわけではない。あくまでも一時的なものに過ぎず、それで人種問題が解決するなどはもちろん、マンデラ氏自身も思っていたはずだが、たとえそうであったにせよ、スポーツを通して肌の色に関わらずに国民が同じ方向を見て、国際的に優勝という評価を得た。国全体がそれまでになかった空気に包まれていたことに疑いはなかった。

そして、2010年のサッカーW杯がある。

しかし、すでにマンデラ氏は1999年に政界を引退していた。

引き続きANC政権が<sup>(15)</sup>国政を握り、豊かな鉱物資源や水産資源を背景にアフリカ大陸一の経済大国を誇ってはいたが、人種問題に端を発する貧富の格差を是正するには遠く及ばず、また国内の治安だけではなく、それを助長する隣接国からの不法移民の急増にも悩まされていた。

「果して南アフリカでサッカーW杯を開催できるのか？」

と疑問を投げかけられていた大きな理由の一つである。

ただ、すでに国家の要職から離れてはいたが、マンデラ氏にはサッカーW杯開催が1995年のラグビーに続いて南アフリカの新しい国づくりのさらなる第一歩に追い風となるだろうと考えていたのは想像に難くない。

## 6. 黒人の誇りとW杯の置き土産

南アフリカでは黒人が人口の8割を占める。

その彼らのアイデンティティであるサッカーの世界最高峰の大会=W杯が2010年に祖国にやってくる。ラグビーではない今回は黒人たちの出番である。2002年の“第二の黒船来襲”で湧いた日本をはるかに凌ぐ感動でその時を迎えることは、その前年に散々ブズセラのおもてなしを経験したことだけで容易に想像がつく。国としても当然のことながら国際社会の目を意識して大会の成功を目論むのは絶対であり、さもなければ未来がないくらいの覚悟であるはずだ。それが政界を引退したマンデラ氏からの意向を持って後進を託された政府の責任といていい。しかし、それ以上に人口の大多数を占める黒人は自分たちのアイデンティティであるサッカーで世界で恥をかくわけにはいかないのである。つまり、国が世界で試されるというよりも、彼らからしたらW杯自国開催はアパルトヘイトが撤廃されて本来あるべき人間としての権利を得たことに対して恥じないだけの姿勢を見せる大舞台であり、ホスピタリティの見せ所でもあるのだ。

すべての黒人がそうであるとはいわないが、少なくともスタジアム建設や道路工事等インフラ整備による国内雇用の創出、大会期間中は観戦観光目的で訪れる外国人が落していくことの恩恵に<sup>(16)</sup>預ることも含めて、たとえ一時的にせよW杯効果を実感させられるはずであり、それで良しとすべきでもそれを最終目的とすべきでもない。そもそも黒人の矜持に触れてみたいというのが、この取材の過程の中で最も辿り着きたい先でもあった。

W杯開催中、黒人の真意、本音に接しようとブズセラ片手にソウエトの居酒屋へ出かけた。

やはり、ブブゼラ携行が彼らソウェトの黒人を呼び寄せるきっかけとなり、と同時に先の実検で実証済みの防犯効果があったのかもしれないが、緊張の中にも最終的には実に友好的なコミュニケーションを図ることができた。

「アナタたち外国人は我々タウンシップ（＝黒人居住区）で暮らす黒人を一体どう見ているんだ？泥棒か犯罪者ばかりだと思っているのか？」

いきなりだった。思うところを正直に答えた。

「はなから色眼鏡で見るともろいじゃないが、評判はよくないし、危険だから近づかない方がいいと言われてる。ただサッカーは好きな連中ということらしいから分かり合えると思ひ、ブブゼラもこうして持ってきたんだ」

やはり、ブブゼラ効果は甚大だった。警戒心を解いたようで、またもや「吹いてみな」だった。不発音を聞くや、それが大いにウケて最初の乾杯をした。その後入れ代わり立ち代わり店に居合わせた客が人懐っこく寄って来ては乾杯にブブゼラだ。この夜、一体何回乾杯し、何度不発を繰り返し、ハグを交わしたろうか？そして誰からもサッカーとマンデラ氏についての自慢話を聞かされた。今でも忘れない言葉がある。

「泥棒はここでは生きていくための仕事の一つなんだ。だって気がつけば親は泥棒で、教育を受けていない者は親を真似することに何の疑問の持ちようもないじゃないか。それがマンデラとサッカーでちょっと考えが変わった。黒人でもマンデラは大統領になったし、サッカーは泥棒より面白いよ。上手くなりゃあお金になるんだろう」

アパルトヘイトが撤廃されたといっても、この政策の下で育った世代が被った後遺症の根は如何ともしがたいものがある。しかし、サッカーでもラグビーでもスポーツが人の心を動かす可能性を持ち、それはどんな言葉や政治よりも説得力があるのではないかと感じさせられた。

翌日、この地区にある比較的広い空き地に行く約束をさせられた。そこには十数人の子どもと三人のドイツ人がいた。三人はボランティアとしてここで子どもたちにサッカーを教えているという。タウンシップでのこのような光景はW杯後、増えているという。経済格差の是正に向けて等しく教育を施すことは南アフリカにとって大きな政治課題だが、スポーツの活用がそのための方策として、他のどんな教育にも勝るとも劣らないものに思えてならない。前日盃を交わした自称“泥棒”も子どもたちに混じってサッカーに興じていた。

「もう少し早くサッカーに出会ってたら少しはましな人生になっていたんだろうけどな」

スタジアムで実際に観戦したかどうかはわからぬが、自国開催のこの間、直にW杯の空気の中にいたこの子どもたちの中から将来、国を黒人社会を背負う選手が出ることを思わずにいらなかった。

2010年、南アフリカ大会は無事に終えた。

黒人の矜持が導いた結果であり、マンデラ氏のスポーツに賭けた思惑はほぼ外れることはなかったのではないかと。

ただ、この成功が治安の回復等、同国を劇的に変化させたわけではない。少なくとも国際社会に対して大会開催への不安を杞憂とさせたことは大きいし、同国からしてみれば、してやったりの思いだろう。そして、何よりも国民、とりわけ黒人のアイデンティティであるサッカーというアイテムで少なからずも大会をやり終えた開催国の一員としての自信と誇りを勝ち得たことが彼らにとっての最大の収穫だったはずだ。

2013年12月5日、ネルソン・マンデラはヨハネスブルグの自宅で95歳の生涯を終えた。念願であったW杯の閉会式がマンデラ氏最後の公の場となった。

2013年12月10日、その最後となったヨハネスブルグのサッカーシティスタジアムで追悼式典が行われた。日本の皇太子徳仁親王、オバマ米大統領をはじめとする歴代米大統領二人に世界の要人が弔問に参列するというこれまでに記憶にない超VIPが勢揃いする盛大な式典となった。生前の故人の徳による以外のなにものでもない。

9万人余りも収容する同スタジアムには他、しめやかな黒装束ではなく、派手な民族衣裳やW杯を思い起こさせる出立ちの南アフリカ国民がここかしこで本来の弔いとは思えぬ鳴り物入りやダンスなどで賑やかな盛り上がりを見せていた。これが我が英雄・マンデラが望む葬り方といわんばかりに。

マンデラ氏は同じ人間ながら肌の色だけで長い間垣根をつくってきた人種問題をスポーツに内包する力及びその可能性を信じ、しかもW杯という世界の大舞台のお膳立てをして南アフリカを世界に発信し、政治生命を全うした。彼のこの野望は難しい問題をさらに前進させる大きなヒントになったに違いない。

最後のお別れの舞台がW杯の開会式閉会式のスタジアムであることを遺言にしていたわけではないだろうが。

## 注

- (1) 1930年第1回ウルグアイ大会から1998年第16回フランス大会まで、開催国は立候補国に対するFIFA理事による投票で決定し、それまでほとんどヨーロッパと北南米大陸の間で交互に開催される結果となっていたが、FIFAのブラッター会長が「2010年以降のW杯は各大陸持ち回りで開く」と大陸持ち回り制を提唱し、南アフリカ開催の道筋が作られた。しかし、2007年のFIFA理事会で開催国にも競争原理が必要と持ち回り制は廃止され、すでに決まっている2014年のブラジル大会以降、この制度にとらわれることはなくなった。
- (2) 2004年5月15日、FIFA理事会で理事24人による投票により、南アフリカ14票に対し、モロッコ10票、エジプト0票により南アフリカの開催が決定した。
- (3) 南アフリカはW杯開催に際し、新設5、改築5の9都市10カ所にスタジアムの建設を準備した。ケープタウンのグリーンポイント・スタジアムは大西洋に面した新設で、準決勝の1試合が行われた。
- (4) 1948年に法制化されたアパルトヘイトは、1994年4月の全人種参加の総選挙でANC（アフリカ民族会議）のネルソン・マンデラ氏が大統領に就任し、完全撤廃される。
- (5) 1929年に日本はFIFAに加盟しているが、1993年のJリーグが発足してプロ化されるまで、日本サッカーリーグというアマチュアでの活動が続き、1968年のメキシコ五輪で銅メダルを獲得したものの、野球の人気には遠く及ばず、その間、アジアのライバル・韓国はすでにW杯出場を果し、北朝鮮にいたっては1966年イングランド大会でW杯史上最大の番狂わせでイタリアを破りベスト8入りする。Jリーグ開幕以降、サッカーを取り巻く日本の環境は劇的に変化する。1930年の第1回ウルグアイ大会から遅れること68年を経た1998年のフランス大会に初出場し、FIFAランキングは現在50位（2014年2月現在）。
- (6) バブル期の大相撲人気は若貴兄弟に加えて小錦、曙、武蔵丸といったハワイ力士の活躍もあり、会場は連日大入り満員御礼に湧き、升席（4人分）は30万円余りで売買されることもあった。ちなみに、平成

25年度九月場所は税込みで4万5千2百円。また、サザンオールスターズの地元茅ヶ崎でのコンサートはインターネットで28万円の値が付いた。

- (7) 1993年10月28日、カタールのドーハで行われた98年のW杯アメリカ大会アジア地区最終予選の日本対イラク戦。この試合で勝てば日本のW杯初出場が決まるが、2対1の1点リードで迎えたロスタイムにイラクのコーナーキックから同点に追いつかれ、W杯出場は4年後まで持ち越された。「ドーハの悲劇」に対し、初出場を決めた時の試合を「ジョホールバルの歓喜」と言われる。
- (8) 1994年W杯アメリカ大会に出場した南米コロンビアは圧倒的な強さで地区予選を突破して本大会では優勝候補にまで上げられた。しかし、予選1次リーグを敗退。その原因の1つがオウンゴールによる負けで、ゴールを献上してしまったアンドレス・エスコバル選手は帰国後、10数発の銃弾を受け射殺された。「エスコバルの悲劇」として記憶されている。
- (9) 2006年ドイツ大会決勝戦「フランス vs イタリア」でフランスのエース、ジネディーヌ・ジダンがマルコ・マテラッツィに頭突きをくらわせ一発退場処分を受けた。ジダンがアルジェリア移民2世であることの人種差別発言をマテラッツィがしたと言われるが、真相は明らかになっていない。ヨーロッパリーグではサポーターと選手の間での人種差別問題が少なくない。
- (10) 南アフリカはアパルトヘイトによりIRB（国際ラグビーボード）から除名され、第1回、第2回とも参加が許されなかったが、同政策の廃止を受けてIRBに復帰し、第3回大会で開催国に選ばれた。国際大会から遠ざかっていたこともあり、開催を不安視されたが、成功をおさめただけでなく、大方の予想を覆して当時最強を誇っていたニュージーランドを延長戦の末に下し、優勝を飾った。
- (11) 治安や会場までのアクセスへの不安を理由にした開催能力の問題から、前回開催国のドイツや前々回の日本が代替開催国の候補に上がっていた。
- (12) スーパーマーケットで日本円で200円ほどで売られている。空港でも南アフリカの土産物として同国の国旗をデザインしたものや、世界各国のそれをあしらったものもあるが、場所柄、1500円の割高である。
- (13) ラグビーでは激しいタックルが競技の醍醐味の一つであるが、タッチフットの場合ボールを持っている相手にタックルして倒す代わりに両手で体にタッチすることでタックルとみなし、その時点でボールを離さなければならないルールの下行われる。より安全と、経験を問わずに楽しめることを目的とされている。
- (14) 2009年アメリカ映画。南アフリカのネルソン・マンデラ大統領（モーガン・フリーマン）と同国代表ラグビーチームの白人のキャプテン（マット・デーモン）がW杯制覇へ向け奮闘する姿をクリント・イーストウッド監督が描いた人間ドラマ。1994年、南アフリカ初の黒人大統領マンデラはアパルトヘイトによる人種差別や経済格差をなくし国をまとめるには95年に自国開催されるラグビーW杯での優勝が必要と感じキャプテンと連携する。
- (15) African National Congress。南アフリカ共和国の政党、アフリカ民族会議。マンデラは第11代議長で、現大統領のジェイコブ・ズマは第13代議長。
- (16) 2010年、W杯を目的に南アフリカを訪れた外国人の数は309,554人に上り、その内89%の観光客が同国への再渡航を望み、96%が同国観光を奨める（南アフリカ観光局発表）。

## 参考文献

木崎伸也（2009）『2010 南アフリカW杯が危ない』角川S S新書

佐藤誠（1998）『南アフリカの政治経済学—ポスト・マンデラとグローバリゼーション』明石書店

峯陽一（1996）「南アフリカ『虹の国』への歩み」岩波新書

ティム・マッキー（2002）『未来を信じて 南アフリカからの声』小峰書店

平野克己（2009）『南アフリカの衝撃』日本経済新聞出版社

後藤建生（2010）『ワールドカップは誰のものか FIFAの戦略と政略』文春新書

Number編集部（2010）『南アフリカW杯総集編完全保存版』文藝春秋

#### 取材協力

南アフリカ観光局



## 2013年版「日本のジャーナリスト調査」\*を読む® —日本のジャーナリズムの現在—

大井 眞二\*<sup>1</sup>      小川 浩一\*<sup>2</sup>      小林 義寛\*<sup>3</sup>  
佐幸 信介\*<sup>4</sup>      福田 充\*<sup>5</sup>      山本 賢二\*<sup>6</sup>  
宮脇 健\*<sup>7</sup>

### 1. ジャーナリズム研究・調査

#### 1-1 ジャーナリズム研究の現状

ジャーナリズムは、自身だけでなく他者を含めた環境世界についての情報を共有する社会的必要性に位置づけられ、社会において常にジャーナリズムの中核的位置を占めてきたのはニュースであった。ニュースは、世界を、われわれ自身を、互いを認識する方法を形成し、われわれの共有された現実を構築し、維持してきた (Carey, 1989)。こうして、ニュースは社会の紐帯の役割を果たし、さまざまな出来事に関するストーリーの消費は、共通する読者の「想像の共同体」にわれわれを結びつけてきた。言い換えればニュースを消費し議論する儀式を通じて、われわれはさまざまなコンテクストの中で、主体としての自分自身を理解し、構築する。また、他方でジャーナリズムはデモクラシーと必然的な関係をもつと見なされ、ジャーナリズムは、われわれのアイデンティティを形成し、市民間の、市民とその代表の間での、会話と熟慮を可能にする重要な役割を果たすと解されてきた。この理解では、ジャーナリズムによって、市民の民主的な政治的行動は可能となる。

しかし、こうしたジャーナリズムの持続と展望に関する楽観的な見解は、必ずしも共有されているわけではない。端的に言えば、デジタル技術を原動力とする相互作用的なコミュニケーション技術の到来とともに、われわれの知るジャーナリズムは「死んだ」と宣言され、「ゾンビの制度」と称されるような状況が生まれてきているのである (Deuze, 2006, p.2)。こうした規範的懸念を惹起するのは、伝統的な政治ジャーナリズムの衰退の可能性である。

にもかかわらず、ジャーナリズムは依然として現代の重要な意味を生産し、われわれはジャーナリズムを通じてその時代を理解する。もしジャーナリズムが依然として社会においてこうした中心的な役割を果たすのであれば、その研究は、どのような立場に立つかにかかわらず、現代社会の理解にとって極めて重要な意義をもつ。世界的なコンテクストから見ると、人口に膾炙される衰退論にもかかわらず、ジャーナリズム研究はますますポピュラーな試みになり、コミュニケーション学の中で急速に発展するフィールドになっている。事実、過去数十年、欧米諸国を中心にジャーナリズム研究への関心が大きく高まっている。明確な目に見える徴候は、過去10年にジャーナリ

---

\*おおい しんじ 日本大学法学部新聞学科 教授      \*おがわ こういち 日本大学法学部新聞学科 教授

\*こばやし よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授      \*さこう しんすけ 日本大学法学部新聞学科 准教授

\*ふくだ みつる 日本大学法学部新聞学科 教授      \*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

\*みやわき たけし 日本大学法学部新聞学科 助手



ムに焦点を絞った多くの書籍・論文だけでなく、21世紀初頭の二つの新しい学術雑誌の創刊—2000年2月の *Journalism Studies* 及び2000年4月の *Journalism: Theory, Practice and Criticism* に示され、特にC. H. SterlingをGeneral Editorとする、2009年の *Encyclopedia of Journalism* 全6巻の刊行は、ジャーナリズムスタディーズの現況及び到達点を記すものであった。

### 1-2 ジャーナリズム研究のグローバル化

さらに、ジャーナリズムを狭いナショナルなパラダイムを超えて、比較の視座から研究する機会を提供するため、International Communication Association (ICA) だけでなく European Communication Research and Education Association (ECREA) では、特別な部門が創設された。こうした国際化する、グローバル化するジャーナリズム研究の動きは、研究それ自体の高まる重要性を示すだけでなく、それらの研究は、もはやナショナルな、あるいは文化的境界の中で行ない得ないことを示している。メディア産業、メディア企業及びパブリック・コミュニケーションの分野における公共的組織は「Going global」となり、インターネットを中心としたコミュニケーションは、世界中に広く普及し、文化的な境界線は、文化のハイブリッド化によって不鮮明になった (McPhail, 2006)。このますますグローバル化するメディア環境において、広告、娯楽、PRそしてジャーナリズムなどのパブリック・コミュニケーションは、多くの国においてメディア内容やニュース生産の過程そしてジャーナリストのプロフェッショナリズムや現実の仕事に大きな影響を与える、グローバル化した現象となっている。

こうした観察は、われわれの「日本」のジャーナリズム、ジャーナリストに関する研究に大いなる刺激を与えるだけでなく、さまざまな課題を改めて問い掛けることになった。すなわち、われわれはまず、日本での先行研究を踏まえながら、世界で進行するさまざまなジャーナリズム研究の異なるアプローチ、方法及びパラダイムについて包括的なレビューを試みなければならない。その際に重要になるのは、ジャーナリズム研究の主たる理論の動向だけでなく、グローバル化のコンテストが伝統的な研究方法に与える影響をクリティカルにレビューすることである。特に、後者は、比較ジャーナリズム研究がますます重要になっている現実を踏まえ、真にグローバルなパースペクティブにたつためには、極めて重要な作業となる。

### 1-3 ジャーナリスト、ジャーナリズム組織の研究

マス・コミュニケーション研究における三人のパイオニア、Paul F. Lazarsfeld、Harold D. Lasswell 及び Carl I. Hovland は、現実の内容の分析を重視したLasswellを除くと、主としてメディア効果に関する研究で知られ、メディア組織やジャーナリストの研究には十分な関心を持たなかった。彼らはメディアのメッセージを所与として受け入れ、これらのメッセージがいかにして、そして何故現実のようになるかの研究に関心をもっていなかった。しかし、1930年代から1950年代、米国だけでなく他の国々でも、社会とジャーナリズム制度の関係を検証する動きが生まれ、組織的なジャーナリズム、ジャーナリスト研究が始まった (Rosten, 1937)。これら初期の研究プロジェクトには、「ゲートキーパー」の研究 (White, 1950)、編集報道局における社会統制の研究 (Breed, 1955) があり、その後、1970年代になって初めて、さまざまなメディアで働くジャーナリストに関する真に大規模な全国調査がイリノイ大学のJ. W. C. Johnstone (1976) らによって実施

された。その数年後の1979年、D. H. Weaverらは、1979年の米ジャーナリズム教育学会（AEJ = AEJMCの前身）の大会で、重要な問題提起をした。かれらは研究動向を精査した上で、メディアの効果研究の現実的意義に理解を示しながら、これまで十分に研究されてこなかったジャーナリズムそしてメッセージの現実の生産に関する研究の重要性を訴えた。

12年後、P. ShoemakerとS. Reese（1996, 3）が効果研究だけでなく、内容を形成する影響を理解することも同様に重要だと主張した時、彼らは、Weaverと本質的に同じ論点を述べていた。加えて二人は、メディア制度自体をほとんど問題にしないマス・コミュニケーション研究の無批判な性格、メディア産業への大規模調査の資金調達の依存、マス・メディアのオーディエンスへの関心だけでなく、世界中の政府の、メディア効果、特に戦時のプロパガンダ効果、さらにはTVや映画における有害な効果の可能性、などへの関心を含め、米国のマス・コミュニケーション研究のバイアスを指摘した。

Weaverらは、自らの批判の論点を実証化させるべく、1980年代にイリノイ大学のJohnstoneらのジャーナリスト全国調査を継承、発展させる新たなプロジェクトをスタートさせた。この「The American Journalist」のプロジェクトは、90年代及び2000年代にも実施され、ジャーナリストやニュース組織に関する研究に大きな影響を与えた。

## 2. ジャーナリスト調査

### 2-1 ジャーナリスト調査の問題

ジャーナリストやニュース組織に関する研究はその後、着実に、グローバルに増加していくが、ジャーナリストの特徴や態度、ニュース組織の属性、社会的影響と、ジャーナリストが生産するメッセージの種類を関連付ける研究は、方法論的な問題もあり十分な進展を示していない。ジャーナリストの代表サンプルを組織的に研究し、ジャーナリストの特徴、背景、態度、信念及び認識を立証することは十分な価値があるが、その情報の多くは常に記述的となる。この種の記述的な基準となる情報は、特に時間やナショナルな文化的な境界を超えて、誰がジャーナリストか、彼らは自分の仕事や組織について何を信じているか、を立証するのに有益である。しかし、そうした情報はそれ自体で、何故現実のようなニュースの取材報道になるのか、何故ジャーナリストは現実のような仕事をするのか、を十分に説明することは出来ないのである。

こうした研究は、ジャーナリストの態度が、彼らの報道に重要な意味をもつと仮定し、とりわけ個人よりも組織レベルで重要と仮定する。例えば、もし特定のニュース組織で大半のジャーナリストが特定の役割を高く評価するとすれば、その組織によって生産される多くのニュース記事が、その役割志向となる可能性が高い、と仮定するのである。ニュースメディアの報道は、通常孤立した個人の産物ではないから、個人よりも組織レベルにおいて、ジャーナリストの態度とニュース内容の間のさまざまな関係を研究することが重要と考えられるのである。

もちろん、これらの影響を反対の見方で捉えることも可能である。しかし長期的には、ニュース組織の特性は、社会化や規範の内面化を通じて個人に影響を及ぼすことになる。また、編集者、発行者、編集・報道の責任者のような、影響や権力をもつ個人の大きな影響を受ける。このことは、個人レベルだけでなく組織レベル、さらにはメディア外や社会的レベルで、ニュース内容に与える影響を研究することの重要性を示唆する。しかし、経済的・政治的環境や社会のイデオロギーのよ

うなメディア外の要因の研究は、一国や一つの文化における個々のジャーナリストの研究とはレベルが異なり、境や文化的境界を超えた比較研究が、これらの影響を評価するために必要である。

## 2-2 比較ジャーナリズム調査

グローバル化の時代にあつて、比較ジャーナリズム研究の方法論は中心的論点の一つである。しかし、これまでの比較ジャーナリズム研究は、欧米世界に焦点を絞り、アジア、アフリカ、南米を初めとする非西欧世界のジャーナリズムを等閑視してきた。また当然のように、欧米中心の多くの研究を支える概念や理論は主として欧米世界に端を発するものであり、非西欧のジャーナリズムの異なるコンテクストに馴染まず、適用は困難であった。この問題は、比較メディア分析の古典 F. Siebert らの *Four Theories of the Press* (1956) だけでなく、この古典の問題を克服しようとする D. Hallin と P. Mancini の研究 *Comparing Media Systems* (2004)、*Comparing Media Systems Beyond the Western World* (2012) でも容易に解消されなかった。

こうしたメディアシステムレベルの比較分析の試みに対して、Weaver の *The Global Journalists* (1998)、われわれが参加したその改訂版 *The Global Journalist in the 21<sup>st</sup> Century* (L. Willnat が編者に加わった = 2012)、そして今回共同研究チームが参加することにした T. Hanitzsch を chair とする Worlds of Journalism Study (WJS) プロジェクトは、メディア、ジャーナリズムレベルの比較分析である。特に、WJS プロジェクトは、遅れをとる方法論の洗練や上記の欧米的バイアスの問題を克服するための試みであるだけでなく、世界の約 80 の国・地域のジャーナリズム研究者の間で進行中の共同研究である。ジャーナリストの集合的なデータを用いた「ジャーナリズム調査」であるが、システムレベルの研究に接合可能な研究の枠組みをもっている。それ故、われわれはこの比較ジャーナリズム調査プロジェクトに参加することで、「世界の中の日本のジャーナリズム」を描く試みに着手することにした。われわれは 2007 年「日本のジャーナリスト 1000 人調査」(07 年日大調査) を試み、この調査の問題点を修正し、さらに国際比較の視座を取り入れ、本年再度「ジャーナリスト調査」に取り組んだ。こうした試みが、やがてジャーナリズムの非西欧モデル、とりわけ東アジアのその構築につながっていくことを切に願っている。

## 2-3 日本のジャーナリズム調査

われわれは、Weaver と L. Willnat の *The Global Journalists in the 21<sup>st</sup> Century* (2012) は「07 年日大調査」のデータを用いて、5 章 The Japanese Journalist in Transition を寄稿した。この「07 年日大調査」は、1970 年代にイリノイ大学 J. W. C. Johnstone らの *The News People* (1976) に始まり、これを継承・発展させた Weaver らインディアナ大学の *The American Journalist* (1986)、*The American Journalist in the 1990s* (1996) 及び *The American Journalist in the 21<sup>st</sup> Century* (2006) の調査デザインに多くを負っており、米国調査との比較を通して、「日本のジャーナリズム、ジャーナリスト」のプロフィールを描きだそうと試みたのである。日本では、ジャーナリズム、ジャーナリストを対象にした代表サンプル的な調査それ自体が極めて乏しい状況にあるが、「07 年日大調査」は、数少ない先行調査(「新聞記者アンケート」日本新聞協会研究所、1994 年;「民放テレビ報道担当者調査」日本民間放送連盟、1996 年)をベンチマークに使った。

WJS プロジェクトに参加した本調査「13 年日大調査」は、日米比較の枠組みを大きくグローバ

ルに拡大し、世界の多様なジャーナリズム文化の国際比較に貢献する目的をもって組織された。そのため、われわれは調査デザインの検討、共通質問票の作成などに、ほぼ2年をかけてその作業に参加した。各国・地域で異なる組織構造や職階制、そこで働くジャーナリストの多様性を念頭にして調整をはかり、課題を一つ一つ解決して、われわれ日本チームは2013年2月～3月に調査の実施にこぎつけたのである。WJSプロジェクトは、2012年～14年を目標にして各国・地域で進められており、収集されたデータは最終的に、世界の研究者共有のデータプールとされることが決まっております、世界のジャーナリズム研究に大いに資するはずである。

世界の多様なジャーナリズム文化を把握するため「共通質問票」を使って調査を実施したが、調査に協力を頂いた日本のジャーナリストの中には質問に違和感を持たれた方も少なくないと思われる。明らかに日本の状況と異なる質問も入っており、その大半は途上国や民主化への過渡期にある社会を念頭に置いた質問項目であり、各国・地域すべてが問う「必須の質問 (Core Questions)」である。他に「optional questions」もあり、われわれは「07年日大調査」との比較のため、ローカルな質問を加えた。

「13年日大調査」の主たる質問は以下である。

- (1) 役割の遂行度
- (2) 役割の重要度
- (3) 仕事（労働）の影響要因の変化
- (4) 仕事（労働）の条件の変化
- (5) 組織内外の影響要因
- (6) 環境変化の影響
- (7) 現在の問題点
- (8) 倫理的原則と規範意識
- (9) 新旧メディアの関係
- (10) 新メディアのジャーナリズム機能
- (11) 所属組織の活動
- (12) 仕事（労働）・収入の満足度
- (13) 充実のための方策
- (14) 3つの重要な役割（自由記述）
- (15) 問題点（自由記述）

本報告書では、上記の質問の結果を全て紹介しているわけではなく、紙幅の関係から一部を紹介するにとどめている。各項目の相関分析、多変量解析といった作業は緒に就いたばかりであり、他国とのデータ比較も課題として残っており、試行錯誤を繰り返しているのが、正直なところと、現状と言わざるを得ない。全体の十分な考察には今しばらく時間を要し、今後順を追って公表する予定であることを御了解願いたい。またこれまでの知見をまとめた書籍の刊行を計画している。

## 2-4 シンポジウムについて

「13年日大調査」を通して「日本のジャーナリズム文化」をいかに読むか、これが記者発表・会見に続く、われわれの研究チームの次の仕掛けである。シンポジウムは、本調査によって得られた知見を基礎としたものになり、日本のジャーナリズムの「いま」を問う。パネリストには、「13年日大調査」にご協力頂いたニュースメディア各社・組織から、それぞれジャーナリズム活動の要にあたる地位・職責にある方々をお招きすることができた。調査の意義を御理解賜り、調査にご協力を頂いたことはもちろん、シンポジウムの趣旨・意義に賛同いただき、ご多忙の折にパネリストの派遣を御快諾いただいた各社に、深甚なる感謝の意を述べたい。

今回のシンポジウムのパネリストについては、いささか異例だが、ニュースメディア各社・組織の編集・報道の首脳に、それぞれこのテーマに相応しいパネリストの派遣をお願いした。こうした方々が会して、日本のジャーナリズムを論じる機会は、そうはないと自負している。

## 3. 調査概要

今回の「日本のジャーナリスト調査」の調査概要は以下の通りである。

・調査対象者：	日本在住のジャーナリスト
・標本抽出法：	有意抽出法（作為抽出法）
・調査実施法：	自記式質問紙による託送調査法
・調査期間：	2013年2月～3月末
・発送数：	2200票
・回収数：	747票（回収率 33.9%）
・有効回答数：	747票（有効回答率 33.9%）

今回の「日本のジャーナリスト調査」の調査対象は、新聞社、通信社、テレビ局に所属する日本在住の記者、報道関係者を対象とすることとした。ここで報道関係者とはメディアの取材報道に携わっている編集報道部門（論説委員を含む）に所属する人を指す。ただし、取材編集において担当している部門、分野は問わないこととした。日本全国に存在するジャーナリスト全員の連絡先や所在を明らかにすることは方法として困難であるため、今回の調査対象のジャーナリストは、日本新聞協会加盟の新聞社、通信社に所属する記者、そして日本放送協会（NHK）と日本民間放送連盟に加盟するテレビ局に在籍する記者とした。そのため標本抽出法は有意抽出法（作為抽出法）である。しかしながら、この標本抽出によって日本の主要な全国紙や主要キー局だけでなく、日本全国に存在する地域紙、地方紙やローカル局に所属する記者でさらに幅広い年代層の記者も調査対象とすることができる。そして日本新聞協会に加盟する新聞社、通信社全社を対象として、またNHKと日本民間放送連盟に加盟するテレビ局全社を対象として、各社ごとに調査対象とする記者数を概算で割り付けした。その結果、対象となった会社は217社、割り付けられた記者数全体は6100人となった。その後、調査対象となる全社に調査依頼を行い、調査への協力が得られた社に対して、割り付けられた数の調査票を郵送で送付する託送調査法を採用した。託送された調査票は各社で記

者に配布され、記者が自記式で質問紙に回答し、個人の調査対象者単位で返信用封筒で返送する方法をとった。これは、記者個人の回答の秘密を守るためである。これが今回の日本のジャーナリスト調査の具体的な調査方法である。全体で2200票を託送し、回収数は747票、回収率は33.9%であった。有効回答数も747票、有効回答率も33.9%であった。よって、この調査の調査回答者数はN = 747である。

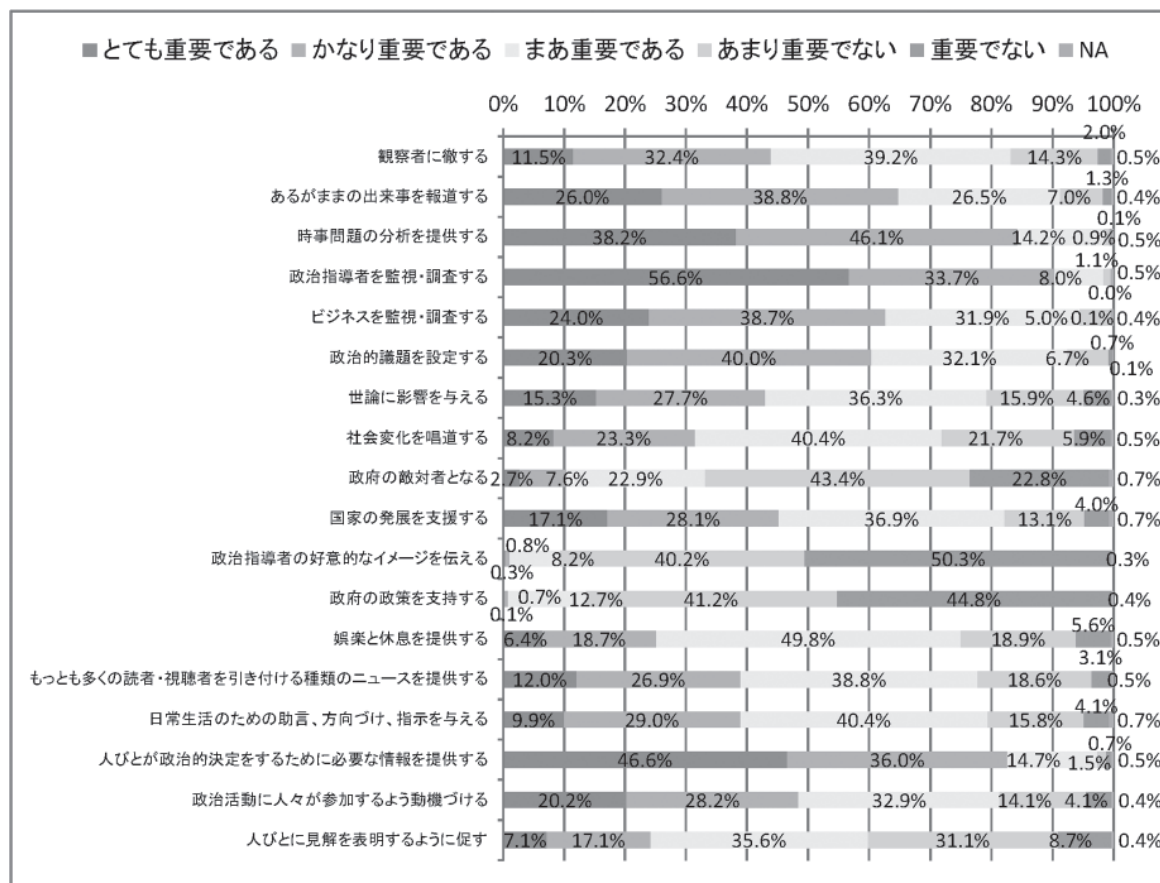
調査回答者の属性についてまとめると、男女比は、男性の回答者が79.6% (594人)、女性が17.4% (130人)であった(無回答NA = 2.9%)。この性別の偏りは新聞社や通信社、テレビ局の報道部門での性別の偏りを表していると考えられる。回答者の平均年齢は41.3歳で、20代が10.1%、30代が31.1%、40代が33.5%、50代が18.5%、60代以上が1.1%であった(無回答NA = 5.8%)。各年代層がバランスよく回答されている。学歴については、中学卒業が0%、高校卒業が0.9%、短大専門学校卒業が0.9%、大学卒業が87.9%、大学院修了が6%であった(無回答NA = 3.9%)。また、「ジャーナリズムに関する専門教育を受けたことがある」回答者が14.7%、「ジャーナリズムに関する専門教育を受けたことはない」回答者が81.6%であった(無回答NA = 3.6%)。また勤務している企業・団体の形態をみると、新聞社が49.5%、テレビ局が44.4%、ラジオ局が0%、通信社が2.1%、その他が0.5%であった(無回答NA = 3.5%)。仕事の兼務率をみると、「兼務している仕事がある」回答者は13.9%、「兼務している仕事はない」回答者は78.4%であった(無回答NA = 7.6%)。続いて年収をみると、400万円未満が7.4%、400万円以上~600万円未満が17%、600万円以上~800万円未満が18.5%、800万円以上~1000万円未満が16.6%、1000万円以上~1500万円未満が16.9%、1500万円以上が6.4%であった(無回答NA = 17.2%)。この単純集計結果だけを見ても、日本人の平均的年収よりかなり高いことがわかる。また本職以外の有給活動に「関わっている」回答者は1.9%、「関わっていない」回答者は93.8%である。その企業への所属年数の平均値は16.9年で、5年未満が11.3%、「6~10年」が15.8%、「11~15年」が16.1%、「16~20年」が15.3%、「21~25年」が18%、「26~30年」が9.9%、「31年以上」が6.2%であった(無回答NA = 7.5%)。記者として職場以外でジャーナリズムに関する団体、活動に参加しているかどうかをたずねたところ、「ジャーナリズムに関する団体・活動に参加している」回答者は3.6%、「ジャーナリズムに関する団体・活動に参加していない」回答者は91%であった(無回答NA = 5.4%)。

こうした属性をもった回答者からなるアンケート調査結果について、次の章から結果の考察を行う。

#### 4. ジャーナリズムの機能と役割

社会環境や技術の進化にともないジャーナリズムの役割や機能の変化が指摘される。ジャーナリストは現在のジャーナリズムの役割についてどのように考えているのだろうか。ジャーナリズムの役割の重要性について5段階の順序尺度でたずねた結果が図表1である。

結果をみると、ジャーナリズムの「権力監視」機能にあたる「政治指導者を監視・調査する」(「とても重要である」: 56.6%)への回答がもっとも高く、重視していることがわかる。次いで、「人びとが政治的決定をするために必要な情報を提供する」(「とても重要である」: 46.6%)という「情報提供」機能が高いことがわかる。また、「時事問題の分析を提供する」(「とても重要である」: 38.2%)という「分析」機能、「あるがままの出来事を報道する」(「とても重要である」: 26.0%)



図表1 ジャーナリズムの役割 (問2)

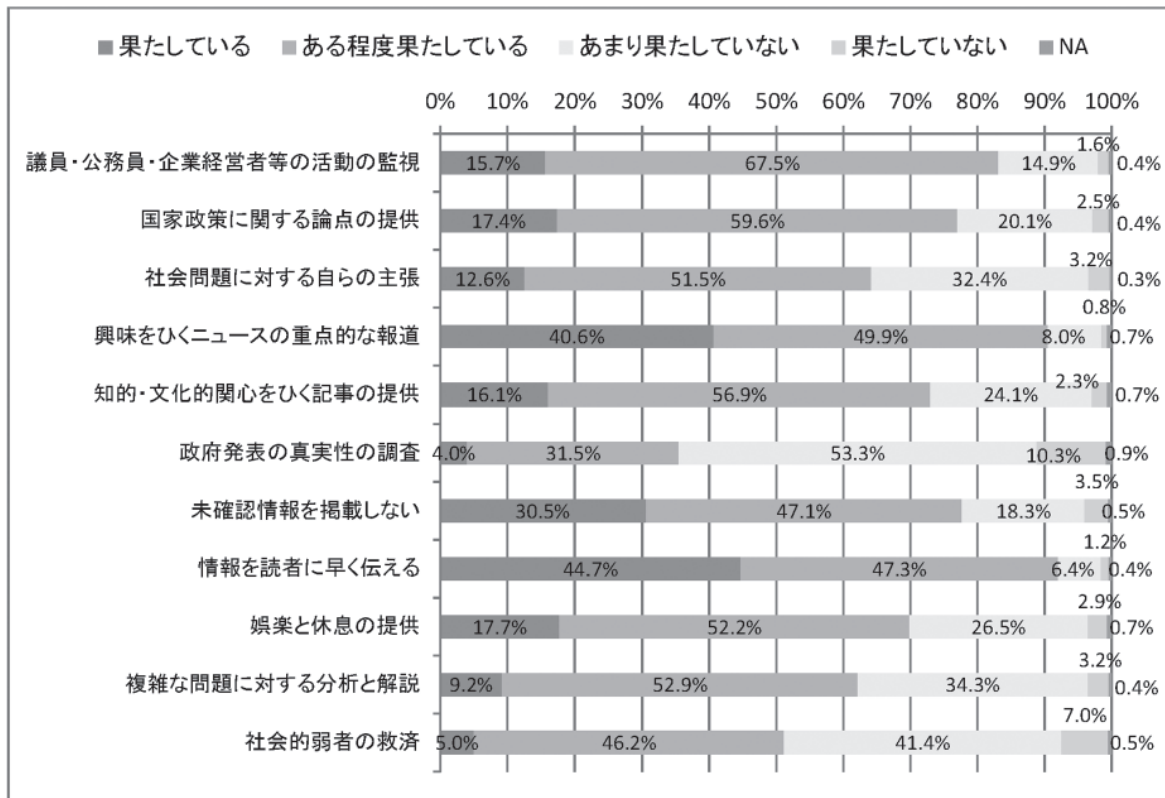
という「客観報道」機能などがこれに続く。

次に、ジャーナリズムが社会で果たしている機能に関する現状評価を示したのが図表2である。これらの機能をどれくらい果たしているかを4段階の順序尺度で問うた結果である。これを見ると、「情報を読者に早く伝える」（「果たしている」：44.7%）や「興味をひくニュースの重点的な報道」（「果たしている」：40.6%）、「未確認情報を掲載しない」（「果たしている」：30.5%）など、報道の速報性、ニーズへの対応、正確さといった機能やルールについては果たしていると評価していることがわかる。

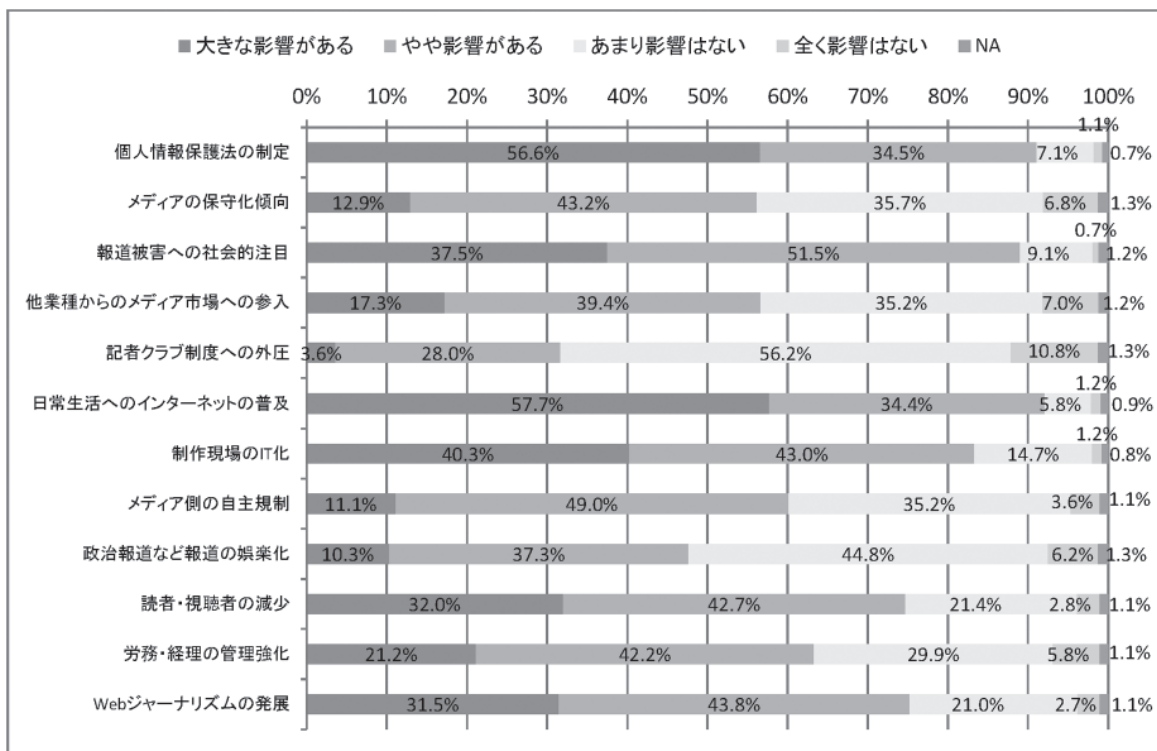
しかしながら、「政府発表の真実性の調査」（「果たしている」：4.0%）や「社会的弱者の救済」（「果たしている」：5.0%）、「複雑な問題に対する分析と解説」（「果たしている」：9.2%）など、評価の低いものもあった。調査報道や発表ジャーナリズムの問題、マイノリティへの視点、分析・解説機能に対して評価が低いことがわかる。

## 5. メディア環境の変化

現在のジャーナリズムを取り囲む社会変容が、ジャーナリズムにどのような影響を与えていると認識しているのだろうか。それを問うた質問の結果が図表3である。グラフをみると、「大きな影響がある」と認識される社会的要因には「日常生活へのインターネットの普及」（57.7%）や「制



図表2 ジャーナリズムが果たすべき機能 (問1)



図表3 現代のジャーナリズムに対して影響を与える社会的要因 (問7)

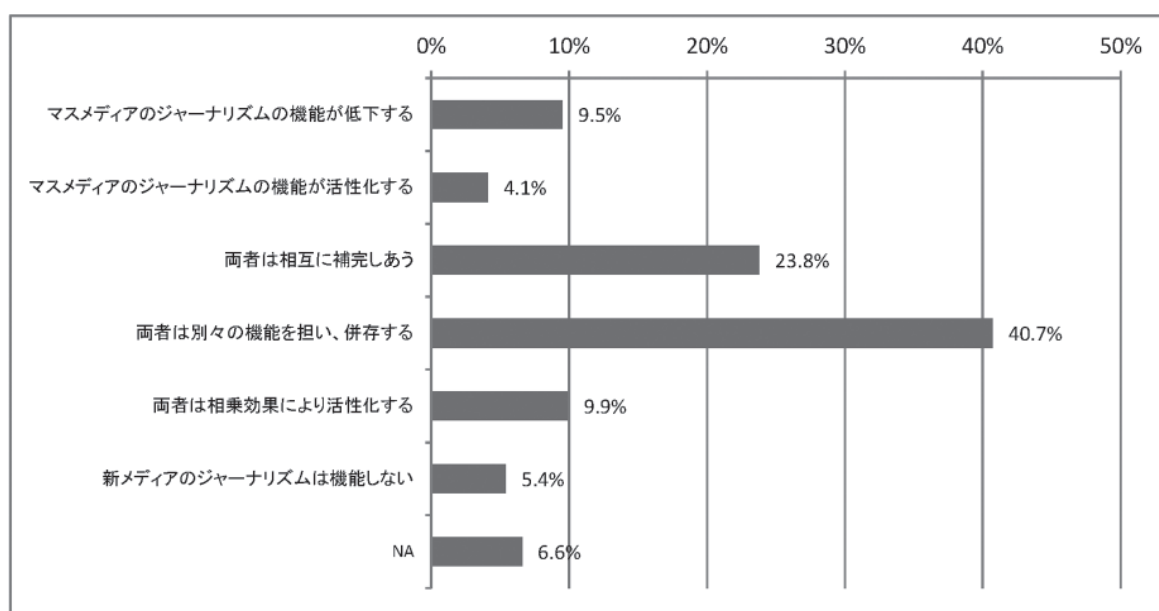


作現場のIT化」(40.3%)、「Webジャーナリズムの発展」(31.5%)など、IT化、ネット化、デジタル化の要因が指摘されていることがわかる。また「個人情報保護法の制定」(56.6%)、「報道被害への社会的注目」(37.5%)など、報道する側とされる側をとりまく取材環境の変化への指摘も高く、企業としての存立に関わる「読者・視聴者の減少」(32%)の問題も強く意識されていることがわかる。反対に現在のジャーナリズムの問題として指摘されることが多い「記者クラブ制度への外圧」(3.6%)、「メディア側の自主規制」(11.1%)、「政治報道など報道の娯楽化」(10.3%)などの要因については、影響は小さいと評価されていることが明らかとなった。

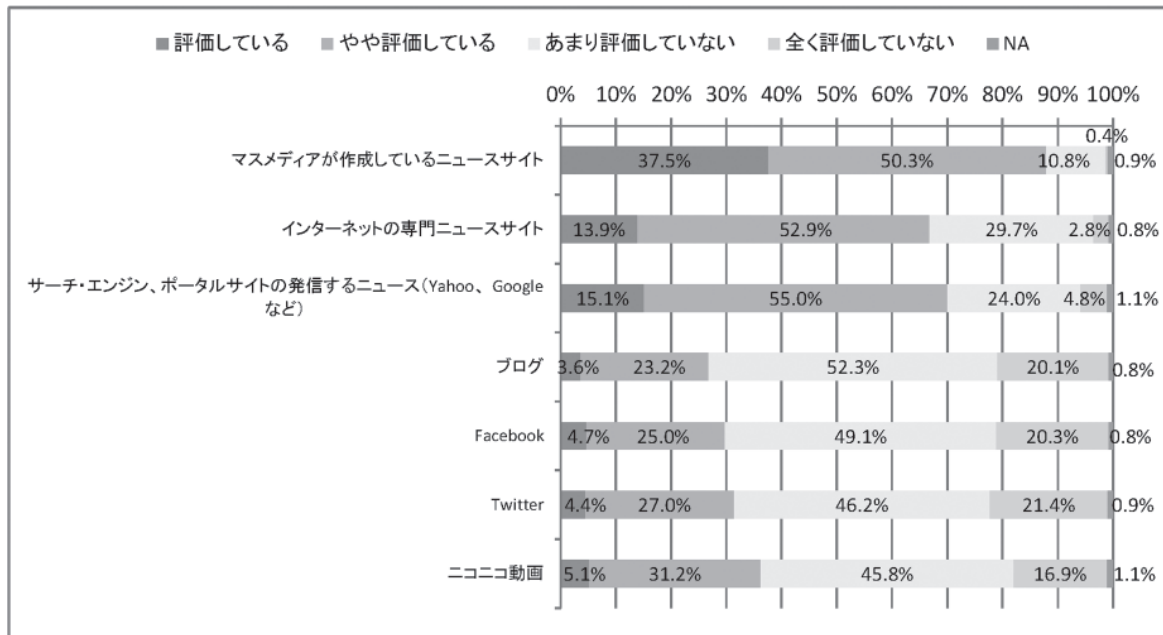
このように、現在のジャーナリズムに影響を与えている社会的要因にはさまざまなものがあるが、図表3の結果を見ると、インターネットの普及と、それに伴うWebジャーナリズムの台頭は従来型のジャーナリズムのあり方に対して大きな影響を与える問題であると考えられる。

では、Webジャーナリズムの問題に特化して、ジャーナリストがWebジャーナリズムの問題をどのようにとらえているのかを考察したい。まず、従来型のジャーナリズムを支える既存のマスメディアとWeb関連の新しいメディアとの関係はどのようなものになっていくか、ジャーナリストの意識を問うたものが図表4である。「両者は別々の機能を担い、並存する」という「並存モデル」に対する回答が40.7%ともっとも多いことがわかる。続いて「両者は相互に補完しあう」という「補完モデル」が23.8%、「マスメディアのジャーナリズムの機能が低下する」という「マスメディア衰退モデル」への回答は9.5%であった。この結果から、ジャーナリストが新しいメディアとの「並存モデル」や「補完モデル」を支持する楽観的な見通しをもっていることが解釈することができる。

続いて、具体的にWeb上で展開されるさまざまなジャーナリズム活動に対して、ジャーナリストがどのように評価しているかを示したのが図表5である。「評価している」、「やや評価している」をあわせた数字で見ると、8割を超えるジャーナリストが新聞社等の「マスメディアが作成してい



図表4 ジャーナリズムをめぐる既存メディアとWeb関連メディアとの関係 (問11)



図表5 Web関連の新メディアのジャーナリズム機能に対する評価 (問12)

るニュースサイト」を評価していることがわかった。YahooやGoogleなどの「サーチ・エンジン、ポータルサイトの発信するニュース」に対しても約7割のジャーナリストが評価している。また、「インターネットの専門ニュースサイト」に関する評価も6割を超えていることがわかる。一方で、「ブログ」や「Twitter」などネット上で行われる個人の言論活動に対して、評価が低い傾向が見られる。

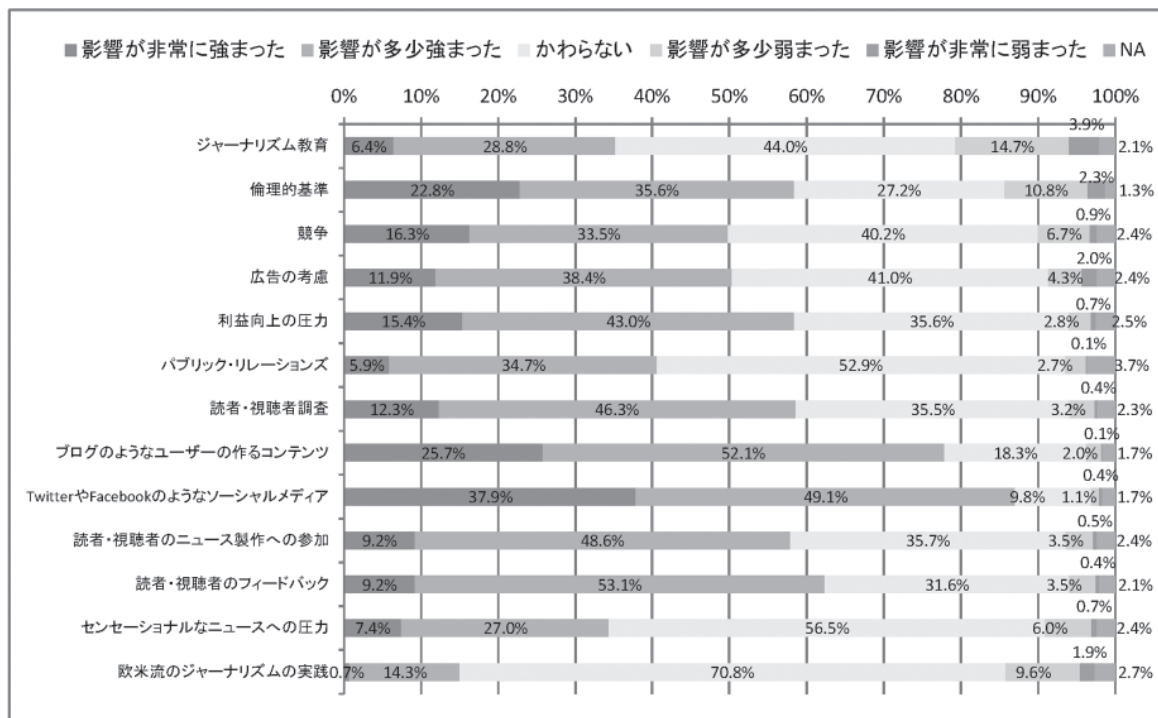
## 6. ジャーナリズムの現状

時代の変化とともにジャーナリズムに影響を与える要因は変化してきたといえる。ジャーナリストは変容する社会の中で、ジャーナリズム活動に影響を与えてきた要因についてどのように考えているのだろうか。その結果を示したのが図表6である。この問いではこれらの項目が以前と比べて、どれくらい影響力が変化したのかを5段階の順序尺度でたずねている。

結果をみると、「影響が非常に強まった」と認識している要因は「TwitterやFacebookのようなソーシャルメディア」(37.9%)、「ブログのようなユーザーの作るコンテンツ」(25.7%)であることがわかった。ちなみに、先の4章においてもこれらネット、Web関連の新メディアの影響について、ジャーナリストの認識が高かったことから、こうしたネットやソーシャルメディアの存在が現在のジャーナリズムへの影響要因として強く認識されていることが明らかとなった。またコンプライアンスの強化などもあり、「倫理的基準」(22.8%)も以前に比べて影響が強くなったと認識しているようだ。

一方で、「欧米流のジャーナリズムの実践」(0.7%)や「ジャーナリズム教育」(6.4%)などの要因は現在の日本のジャーナリズムにおいてあまり影響を与えていないようである。

次に、ジャーナリズムの仕事に関する環境の変化に対して、彼らはどのような意識をもっている

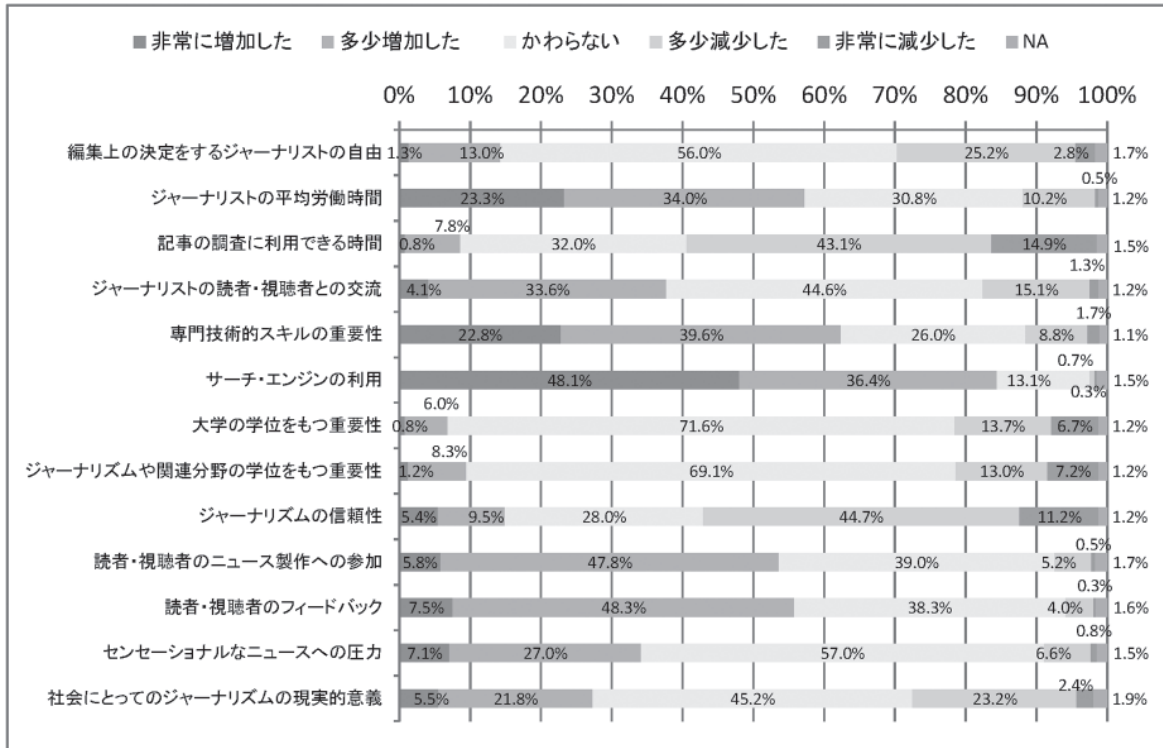


図表6 ジャーナリズム活動に対する影響について (問3)

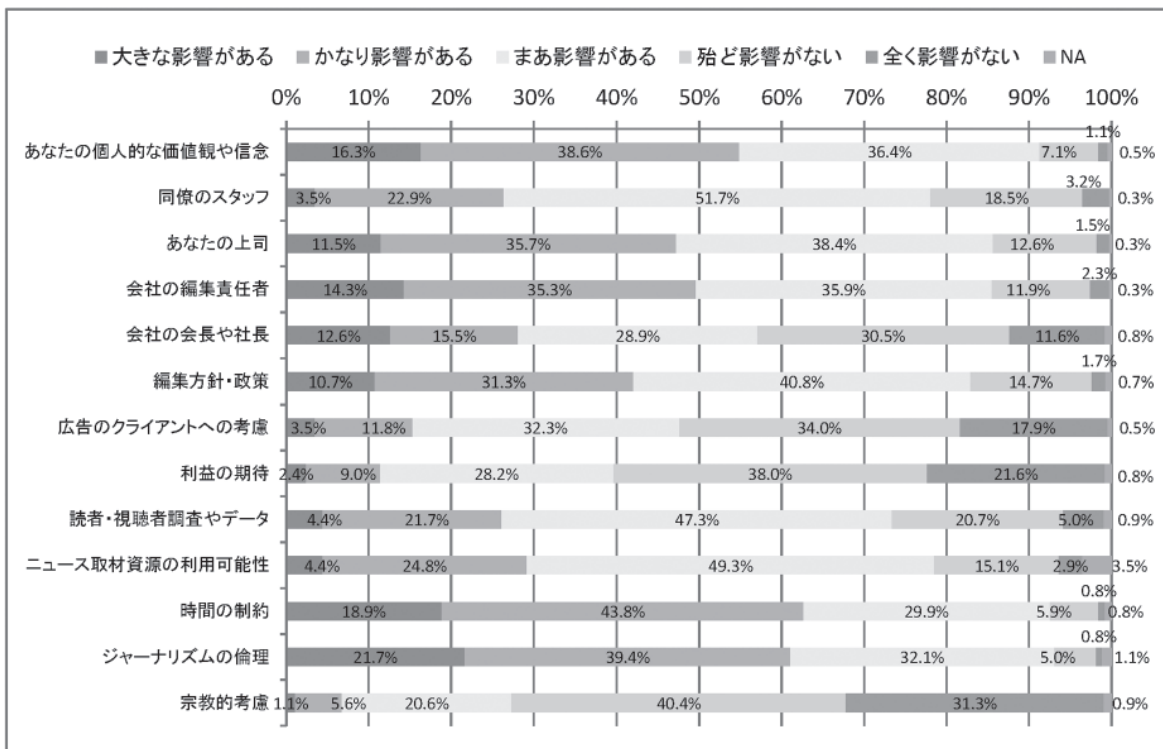
のであろうか。図表7がその結果である。それぞれの要因に対して「非常に増加した」、「多少増加した」を合わせた数字で見ると、「サーチ・エンジンの利用」が8割近くにのぼり、取材や報道の現場においてもサーチ・エンジンによる検索、ネットで調べることが増加している実態が明らかになった。また、「ジャーナリストの平均労働時間」が増加したと約6割のジャーナリストが感じている。その一方で、「記事の調査に利用できる時間」については「多少減少した」と「非常に減少した」を合わせると約6割のジャーナリストが認識しており、記者が日々の業務に追われ、十分な取材活動を確保できる時間がない実態がうかがえる。そして、「ジャーナリズムの信頼性」に関して、減少していると約6割のジャーナリストが感じていることから、ジャーナリズムの仕事に対する読者・視聴者の不信感が高まっていることへの危機感が表れていると見受けられる。

では、ジャーナリストは取材や報道などの具体的な活動の現場において、その活動に影響を与える要因としてどのようなものがあると考えているのだろうか。ジャーナリストの取材活動に制約を加える内的要因、すなわち個人的レベル、組織レベルでの要因をたずねたものが図表8である。「大きな影響がある」、「かなり影響がある」を合わせると「時間の制約」や「ジャーナリズムの倫理」が6割を超えていることがわかる。そして、「あなたの個人的な価値観や信念」と回答したジャーナリストが5割以上にのぼり、個人的価値観や信念の重要性が認識され、その結果、報道においてそれらが葛藤の要因となっている実態が明らかとなった。また、組織レベルでは「あなたの上司」への回答が5割弱を占めている。それに次いで、「会社の編集責任者」、「編集方針・政策」への回答者が4割強にのぼった。取材や報道の現場でも上司や編集責任者からの影響は非常に大きいことがわかる。反対に「利益の期待」や「広告クライアントへの配慮」などの営業的側面の要因からはそれほど影響を受けていないと認識しているようである。

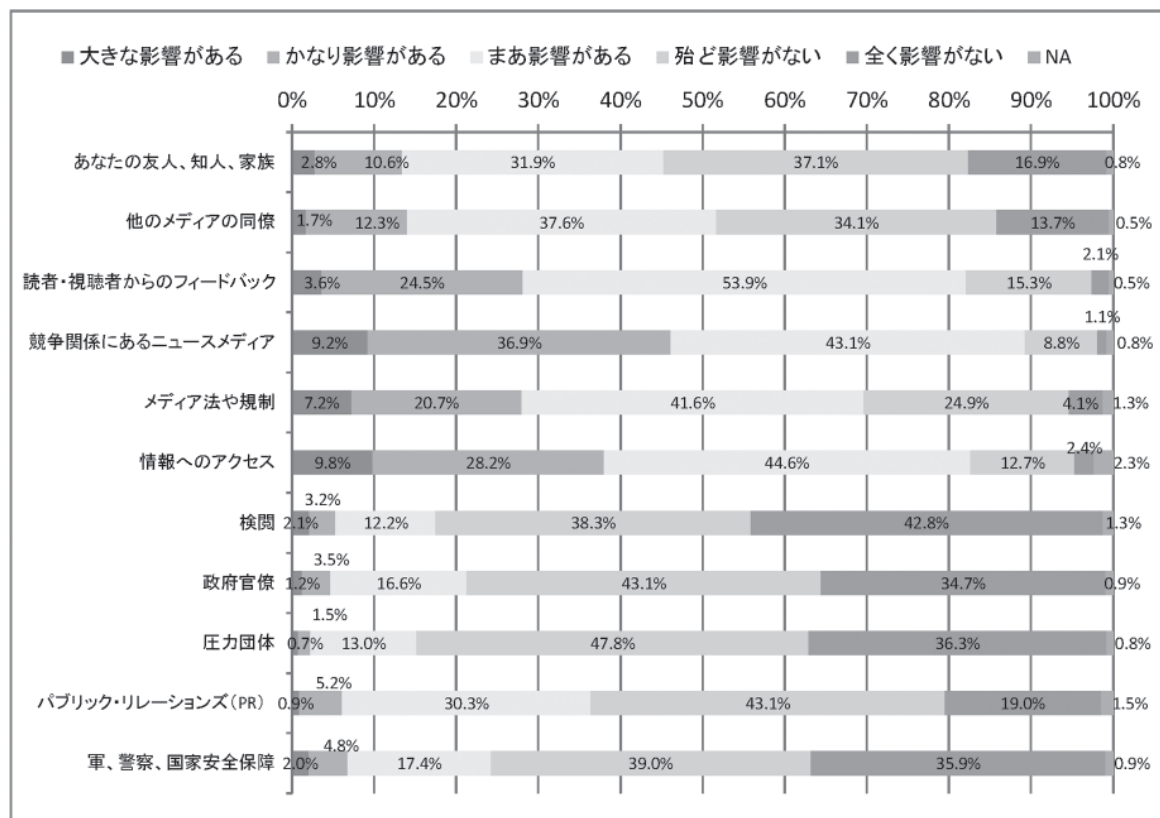
次に、ジャーナリストが取材や報道などの具体的な活動の現場において、活動に影響を受ける外的要因についてまとめたのが図表9である。外的要因として影響を受けていると考えている項目は「競争関係にあるニュースメディア」と回答（「大きな影響がある」と「かなり影響がある」を足し



図表7 ジャーナリズムの仕事に関する重要な要素に関する評価（問4）



図表8 取材・報道活動に影響を与える内的要因（問5）



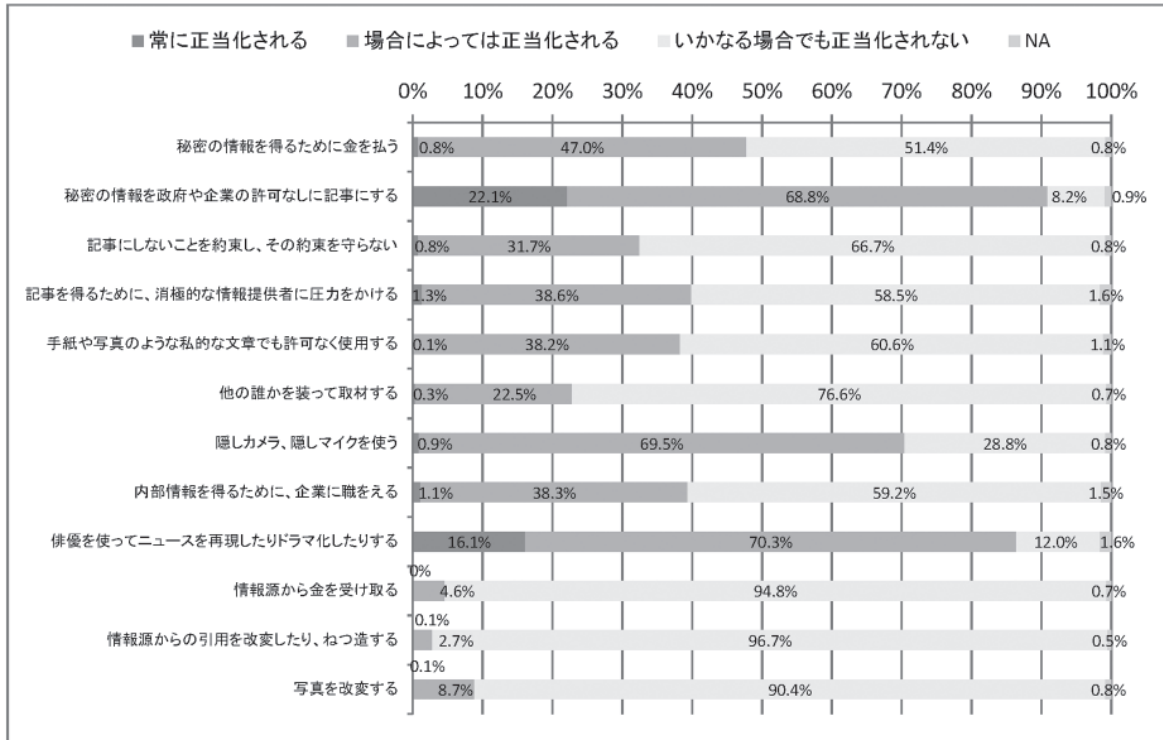
図表9 取材・報道活動に影響を与える外的要因（問6）

合わせた数値)したジャーナリストが約5割いたが、反対に「検閲」や「圧力団体」、「政府官僚」などの社会的権力からは「影響がない」とする回答は8割前後もあることがわかった。

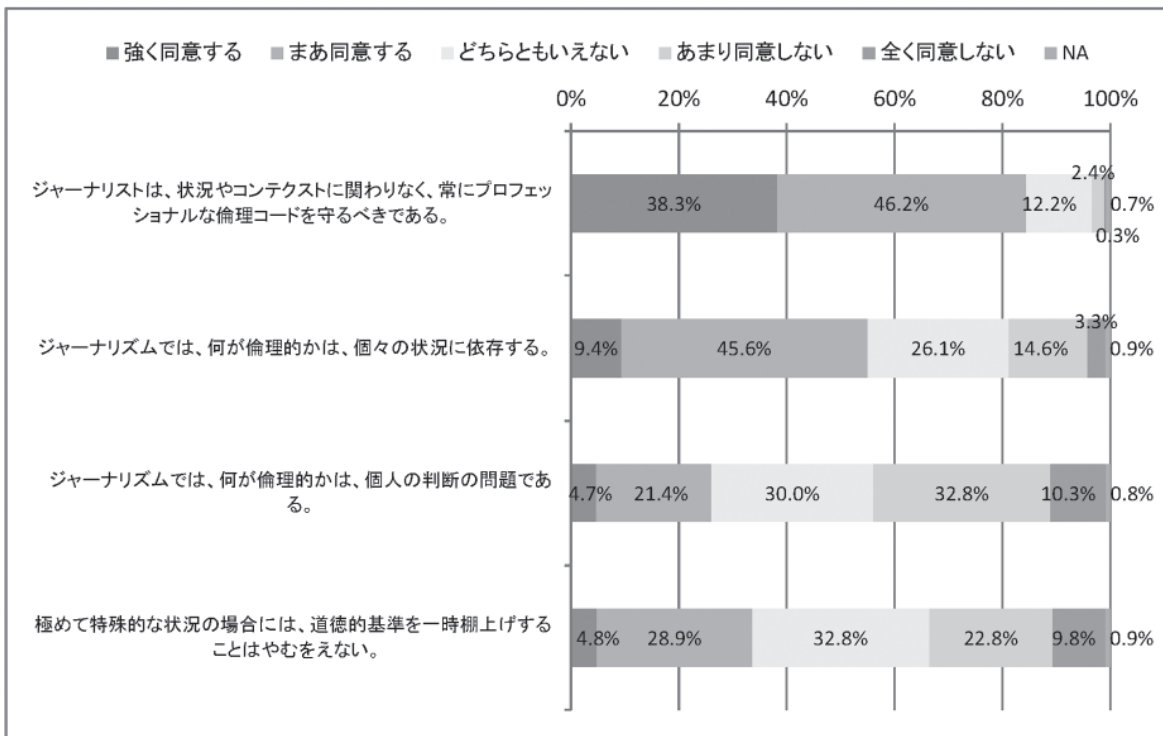
取材においてジャーナリストが入手した秘密情報の扱いに関する意識を問うたのが図表10である。「秘密の情報を政府や企業の許可なしに記事にする」ことが「常に正当化される」と回答したジャーナリストは22.1%、「場合によっては正当化される」との回答は68.8%であった。しかし、その他の項目については「常に正当化される」と考えている回答は非常に少なく、多くの項目で「場合によっては正当化される」と回答したケースが目立った。例えば、「場合によっては正当化される」と多く認識された項目は「俳優を使ってニュースを再現したりドラマ化したりする」(70.3%)、「隠しカメラ、隠しマイクを使う」(69.5%)、「秘密の情報を得るためにお金を使う」(47.0%)である。これらの項目については状況に応じて判断が異なるグレーゾーンと認識されている実態が明らかとなった。

では、取材や報道に関するジャーナリズムの倫理について、日本のジャーナリストはどのような認識をもっているのだろうか。図表11がそれに対する回答である。「ジャーナリストは、状況やコンテキストに関わりなく、常にプロフェッショナルな倫理コードを守るべきである」に「強く同意する」と回答したジャーナリストは38.3%おり、「まあ同意する」(46.2%)と合わせると7割を超えている。ジャーナリズムにはプロフェッショナルな倫理コードが存在すべきとする態度がみとれる。

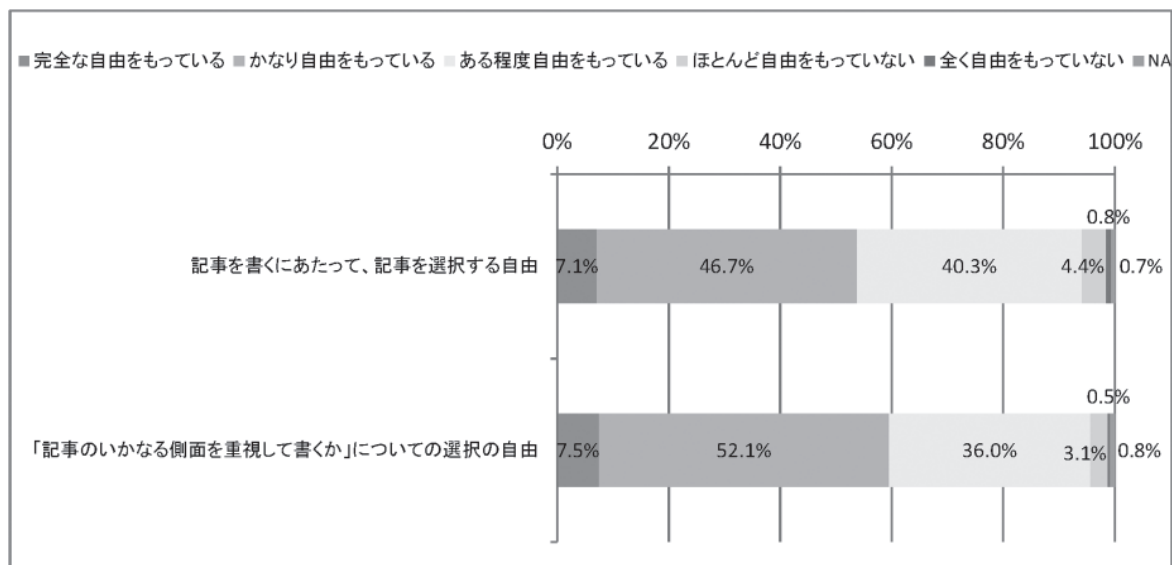
取材活動の現場で、記者個人として記事の選択に関してどの程度自由があるのかをたずねた質問の回答が図表12である。「記事を書くにあたって、記事を選択する自由」に対して「完全な自由をもっている」が7.1%、「かなり自由をもっている」が46.7%、「ある程度自由をもっている」が



図表10 取材における秘密情報の入手や報道に関する意識 (問9)



図表11 ジャーナリズムにおける倫理的アプローチについて (問10)



図表 12 記事の選択や編集に関する自由度 (問 13)

40.3%と、合計すると9割以上の回答者が記事の選択に関して自由があると認識していることがわかる。また、その記事の内容に関わる『「記事のいかなる側面を重視して書くか」についての選択の自由』も「完全な自由をもっている」が7.5%、「かなり自由をもっている」52.1%、「ある程度自由をもっている」が36.0%と合計すると9割以上になる。記事の選択に関してジャーナリスト個人の判断がある程度自由に反映される環境にあると自身が認識している状況が明らかになった。

## 7. ジャーナリストの満足度

ジャーナリストは自分の職業や仕事に対してどのように評価し、またどれくらい満足しているのだろうか。また、ジャーナリストは自分たちの仕事に対してどのようなイメージをもっているのだろうか。

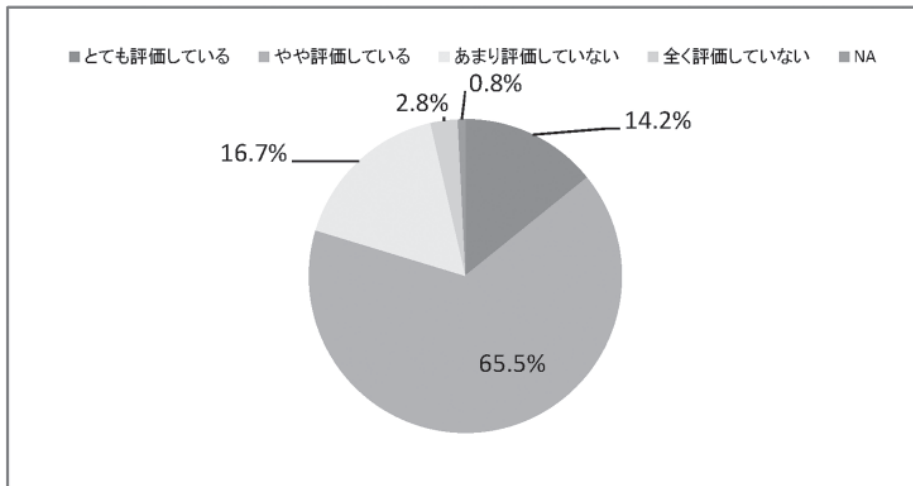
ジャーナリストが所属する自社のジャーナリズム活動をどのように評価しているかを示したのが図表 13 である。これを見ると、「とても評価している」と回答したジャーナリストは14.2%おり、さらに65.5%の回答者が自社のジャーナリズム活動を「やや評価している」という結果となった。つまり、8割弱の回答者が自社のジャーナリズム活動を評価していることがわかる。

さらに、記者自身のジャーナリズム活動に対する満足度を示したのが図表 14 である。これを見ると、記者自身の活動に「とても満足している」回答者は7%、「やや満足している」回答者は51.1%いることがわかる。それに対し、満足していない回答者も約4割と高く、満足度に関しては判断が割れる結果となった。

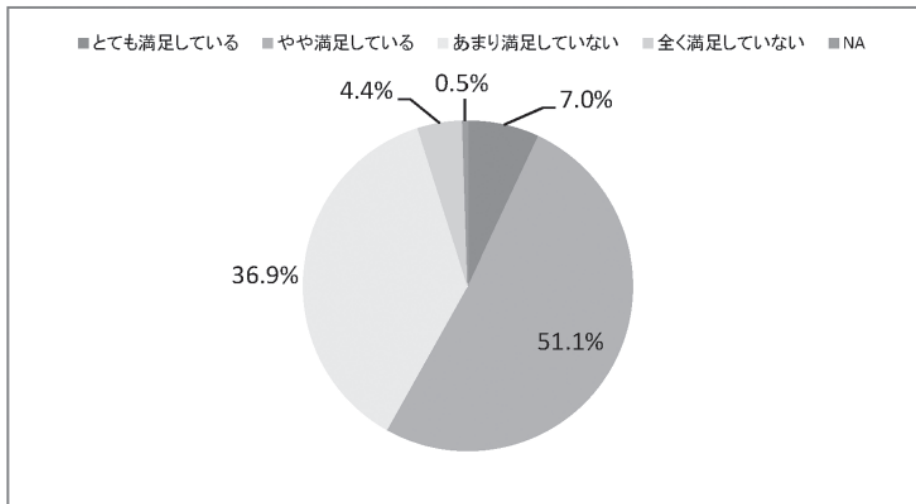
そして、記者職から得る収入に対する満足度をたずねたところ、「とても満足している」回答者は14.7%、「やや満足している」回答者は49.4%と、収入に対する満足度は非常に高いことが明らかになった。

## 8. ジャーナリズムの問題点

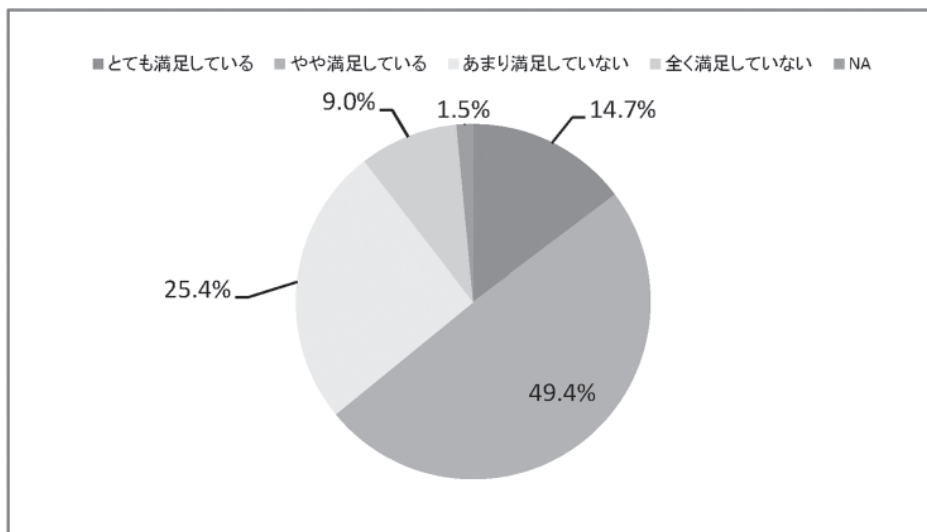
最後に、現在のジャーナリズムの問題点についてジャーナリストはどのように考えているのか



図表 13 自社のジャーナリズム活動の評価 (問 14)



図表 14 記者自身の活動の満足度 (問 15)



図表 15 記者職から得る収入の満足度 (問 16)



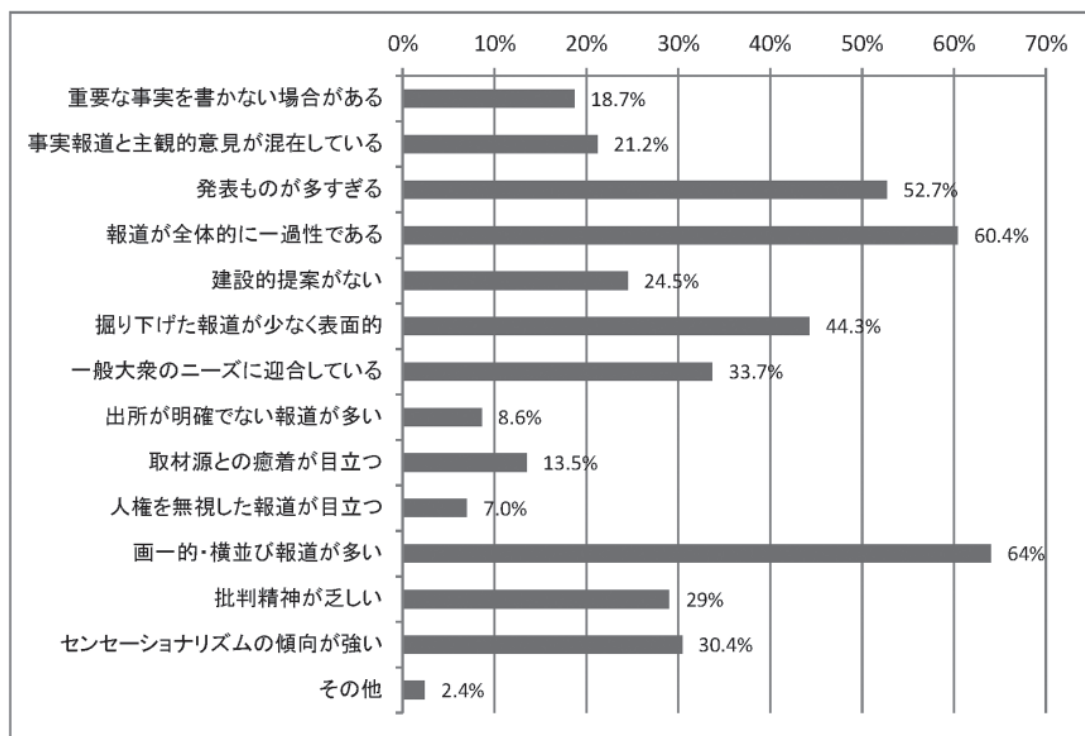
ていく。図表 16 の結果のように、「画一的・横並び報道が多い」という回答が64%ともっとも多く、「報道が全体的に一過性である」という回答が60.4%、「発表ものが多すぎる」という回答が52.7%「掘り下げた報道が少なく表面的」という回答が44.3%と続いている。これをみると、報道が画一的、表面的で一過性の発表ジャーナリズムとなっていることへの批判が多いことがわかる。さらに「一般大衆のニーズに迎合している」(33.7%) 状態で、「センセーショナルリズムの傾向が強い」(30.4%)、「批判精神が乏しい」(29%) という批判が続いている。

このような問題を抱える状況で、ジャーナリズムはどうあるべきなのだろうか。よりよい報道のあり方を目指して、今後の報道の充実に向けて、必要なものは何かを問うたところ、図表 17 のような回答が得られた。もっとも多かった回答は「記者教育の充実」(75.8%)であった。企業内でOJTによる記者教育のあり方が検討されている現在、ジャーナリズムやメディアの研究を行っている大学などの教育機関が、現場と協力しながら今後の記者教育、ジャーナリスト教育、ジャーナリズム教育のあり方を模索することが必要となっている。

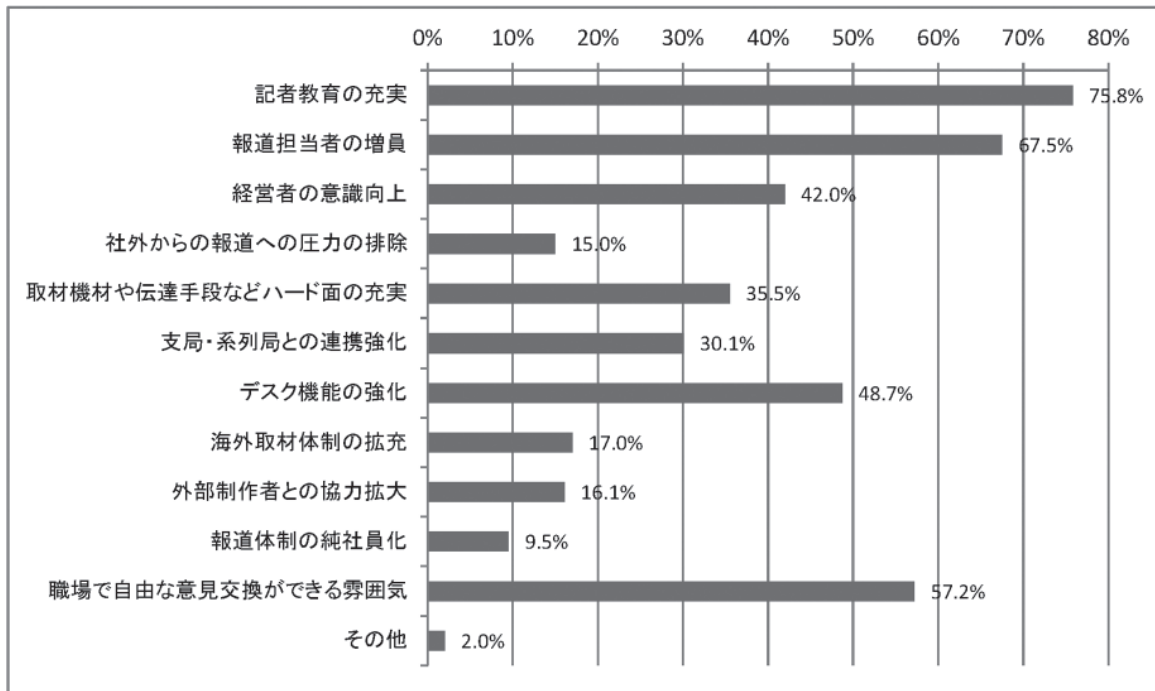
続いて、「報道担当者の増員」という回答が67.5%、「職場で自由な意見交換ができる雰囲気」という回答が57.2%、「デスク機能の強化」という回答が48.7%、得られた。報道担当員の数を増やしながら、デスク機能も強化を行い、職場において自由な意見交換が行える場が必要であるという、具体的な課題も明らかとなった。

## 9. 若干の考察と今後の課題

「07年日大調査」及び「13年日大調査」の調査のデザインや使用されたさまざまな尺度は、文献



図表 16 現在のジャーナリズムの問題点 (問 8)



図表 17 今後の報道の充実のために必要なこと（問 17）

の広範なレビューや同様の狙いをもつ調査の質問票のスクリーニングに基づくものだが、とりわけジャーナリズムの役割概念の構築に当たっては、われわれは継続的、蓄積的に研究がなされてきただけでなく、比較分析のための概念枠組みが整理され、題材も豊富な米国のジャーナリスト調査に範を求めた。そして米国のジャーナリスト調査・研究のレビューは、ジャーナリズムの役割概念が社会との関わり合いの中で形成され、そして変化することを示唆するのである。

### 9-1 ジャーナリズムの役割概念

米国においては、ジャーナリストの大規模なナショナルサンプルを用いた調査研究は、1970年代、イリノイ大学のJohnstoneグループの*The News People*で着手された。その時代の背景には、ベトナム戦争に関する論争と市民的不穏が色濃く影を落としており、彼らは、ジャーナリストの間の、二つの「純粋な」イデオロギー的タイプの証拠を発見した。彼らは、競い合う信念システムを、ただ真実のみを追求する「中立者」と全体としての真実を追求する「参加者」と命名した。

この調査研究を継承し発展させたWeaverらのインディアナ大学のグループが、最初の調査を試みたのは1980年代で、ウォーターゲート・スキャンダルはニクソン政権をすでに倒し、映画「大統領の陰謀 (All President's Man)」によって理想化された調査報道は、ジャーナリズムの真価を高めたように思われる時代であった。彼らは、Johnstoneチームによって開発された一連の役割関連の質問に、政府やビジネスに対する敵対的スタンスに関する質問を付加した。拡大された質問項目のリストは、役割のパターンまたはクラスターが出現したかどうか、それらはJohnstoneによって発見された①中立的、②参加的スタンスと似ているかどうか、を決定するため、複雑な統計的手続きである因子分析にかけられた。その結果、彼らは、ジャーナリズムの目的に関する3つの態度、敵対的 (adversarial)、解釈的 (interpretive)、情報提供的 (disseminator) のクラスターを導き

でした。

1990年代のWeaverらの調査は、景気後退がジャーナリズムの広告収入ベースを挫き、Watergateのジャーナリズムの栄光は遠い過去の記憶となり、ジャーナリズムにシニシズムが忍び込む時代を背景として行われた。そうした中で、ジャーナリズムの改革を目指す一つの運動が芽生えた。それは、これまで無視されてきた普通の市民のパースペクティブを追求し、さらに市民を動員して「公共的生活」に参加させるような仕方で報道するパブリック・ジャーナリズムの運動であった。1990年代のWeaverらの調査は、結果的に第4の機能、すなわち「大衆動員的 (populist mobilizer)」を発見した。

Weaverらの2000年代の調査は、9.11テロ攻撃を背景にニュースメディアの愛国主義的な活動の中で、ニューメディアの信頼性は10年間で初めて回復したように思われる時代に行われた。インターネットが、軍事コミュニケーションの手段から、個人間コミュニケーションの、そしてさらに、ニュース、情報及び意見のメディア・コミュニケーションの、支配的なメディアへと成長した時代でもあった。インターネットが伝統的なニューメディアの機能を再定義するだろうことを予測する観察も生まれた。Weaverらの2000年代の調査は、因子分析を使って、さまざまな役割に関する回答をより大きな態度の4つのクラスター、「情報提供的 (disseminator)」「解釈的 (interpretive)」「敵対的 (adversarial)」及び「大衆動員的 (populist mobilizer)」に統合した。

## 9-2 WJS調査の役割概念

WJSの研究プロジェクトは、こうした米国のジャーナリストの役割概念構築の成果を十分に継承するだけでなく、米国に留まらず対象をグローバルに拡大し、方法論的な洗練を目指し、かつ欧米的世界のジャーナリズム研究のバイアスを克服しようとする試みである。そのため、WJSの研究プロジェクトは、「共通の質問票」の使用を初めとして、標準化されたフィールド調査の手続きなどに従って、世界の多様なジャーナリズム文化を明らかにし、理解しようとしている。そして米国のそれを下敷きにしたジャーナリズムの役割概念を問う項目の作成については、WJSのパイロット研究の過程を通じて行われた。パイロット研究は、われわれの「07年日大調査」とほぼ同じ時期に実施されたため、われわれは参加することが出来なかったが、元々ブラジル、中国、ドイツ、インドネシア、ロシア、ウガンダ及び米国の7国において始められ、他に11国を加えて実施された。

WJSパイロット調査は、ジャーナリズムの役割概念について、3つの制度的役割の次元を設定している。それらは、第一に、ジャーナリストが特定の使命や価値を追求したり促進したりする程度を反映するもので、社会的使命や価値に対する関与と非関与（超然）と称される。第二は、社会における権力に対するジャーナリストの位置、対権力との関係であり、権力に対する「第4階級的」「番犬的」モードに対して、権力に対する日和見的、忠誠的または協力的モードである。第三は、ジャーナリストは、市民としてオーディエンスを志向するか、消費者としてのオーディエンスを志向するか、である。後者のジャーナリズム文化は強力に市場のロジックに従い、前者は公共の利益や情報に通じた市民の創出を重視する (Hanitzsch et al. 2012)。われわれが参加しているWJSのいわば本調査 (2012~2014年) は、基本的にパイロット研究の枠組みを踏まえているが、質問項目についてはいくつかの異同が存在する。

次の図表は、WJSパイロット調査から得られたオーストラリア、ブラジル、中国、エジプト、ドイツ、インドネシア、ロシア、スペイン及び米国の結果と、参考のため「13年日大調査」の結果を載せている。数字は、「とても重要である」と「かなり重要である」の評価を合計している。調査時期が異なり、パイロット調査と本調査では、ワーディングも若干異なっているので、参考に過ぎないが、興味深い数字がならぶ。

図表 18 ジャーナリズムの重要な役割概念

(%)

	日本	オーストラリア	ブラジル	中国	エジプト	ドイツ	インドネシア	ロシア	スペイン	米国
観察者に徹する	43.9	96	85.9	79.2	96	89	62.9	70.1	82	82.8
政治指導者を監視・調査する（政府の番犬として行動する）	90.3	81	89	83.2	96	88	80.8	56.7	58	86
ビジネスを監視・調査する（ビジネスエリートの番犬として行動する）	62.7	59.6	51	57.4	76	72	60.2	32.3	44	71.7
政治的議題を設定する	60.3	19	24.2	45.1	43.4	21	41.4	35.1	18	11
世論に影響を与える	43	12	24	73.7	91	17.2	48.5	61.6	29.6	17.7
社会変化を唱道する	31.5	34	52.5	60.7	89.8	23.2	60.6	28.9	43.9	25
国家の発展を支援する（繁栄と発展をもたらす政府の政策を支援する）	45.2	3	43.4	60	54.3	18.2	22.2	26.5	29.3	22.7
政治・ビジネス指導者の好意的イメージを伝える	1.1	6	1	23.4	10.9	5.1	13.1	30.6	6	6.1
最も多くの読者・視聴者を引き付ける種類の情報を提供する	38.9	88	67	50	17.3	84	71.7	64.3	74	49
市民に政治的決定に必要な情報を提供する	82.6	94	99	76.1	95	98	78.8	70.7	71	90
政治的活動に人びとが参加するよう動機付ける	48.4	70	60	50.5	83	72	63.6	45.9	60.6	54.4

出典：Weaver, D. H. et al. (2012) *The Global Journalist in the 21<sup>st</sup> Century*, pp. 479-480 をもとに作成

「観察者に徹する」は関与対非関与（超然）の次元の役割概念で、ジャーナリストは当事者に、参加者になるべきではないという規範に関わるのだが、他の10国と比べると日本の数字はかなり低い。他方で、「政治指導者を監視・調査する（番犬として行動する）」は90.3%と非常に高く、96%のエジプトに次ぐ。また「政治的議題を設定する」も60.3%と、他国と比べて高く、これに次ぐのは45.1%の中国である。さらにエジプト43.4%、インドネシア41.4%と続く。やや皮肉な物言いをする、ニュースメディアの観察された機能として「議題設定機能」があるのは一つの事実、日本のジャーナリストの6割が「議題設定」をジャーナリズムの果たすべき役割として支持するのは、別の事実である。

### 9-3 ジャーナリズムの役割遂行度

「13年日大調査」は、1994年の日本新聞協会の調査「新聞記者アンケート」や1996年の日本民間放送連盟の「民放テレビ報道担当者調査」及び「07年日大調査」の調査項目の中で、いくつかの重要な設問をベンチマークとして、それらの回答がどのように変化したのかをとらえる調査の枠組みをデザインした。ここではそれらのベンチマークの中で、われわれは重要と考えている「ジャーナリズムの役割遂行度」に関する回答の経年変化を検討することにしたい。

これらの調査では、ジャーナリズムの役割概念として重要と考えられる役割について、「果たしている」「まあ果たしている」「あまり果たしていない」「果たしていない」の尺度で遂行度に関し

て、その評価を問うている。役割概念は「議員・公務員・企業経営者の活動の監視」を初めとして、日本ジャーナリズムについて観察される顕出的な役割としての「社会的弱者の救済」まで11からなる項目からなっている。数字は「果たしている」の評価で、カッコ内は「まあ果たしている」の評価である。これらの役割概念の抽出は、主として米国の先行研究をモデルとしていることはすでに触れた。

図表 19 ジャーナリズムの役割の遂行度

(%)

	1994年 a	2007年 b	2013年 c
議員・公務員・企業経営者の活動の監視	2.3 (23.6)* <sup>1</sup>	8.4 (69.0)	15.7 (67.5)
	1.2 ( 1.2)* <sup>2</sup>		
国家政策に関する論点の提供	5.1 (38.6)	13.6 (59.6)	17.4 (59.6)
社会問題に対する自らの主張	4.3 (29.3)	13.9 (51.5)	12.6 (51.5)
興味を引くニュースの重点的な報道	13.4 (54.8)	33.8 (57.0)	40.6 (49.9)
知的・文化的関心を引く記事の提供	5.1 (43.0)	12.3 (56.9)	16.1 (56.9)
政府発表の真実性の調査	2.5 (15.9)	2.5 (27.3)	4.0 (31.5)
未確認情報を掲載しない	22.7 (33.3)	31.9 (45.0)	30.5 (47.1)
情報を読者に早く伝える	11.8 (53.1)	33.5 (57.3)	44.7 (47.3)
娯楽と休息の提供	4.6 (29.5)	9.6 (58.7)	17.7 (52.2)
複雑な問題に関する分析と解説	15.0 (54.6)	6.2 (52.2)	9.2 (52.9)
社会的弱者の救済* <sup>3</sup>		2.9 (41.4)	5.0 (46.2)

出典：aは「新聞協会調査」、bは「07年日大調査」、cは「13年日大調査」、以上から作成

注\*1 1994年日本新聞協会調査では、「議員・公務員」と「企業経営者」を分けて質問しており、このうちの前者。

\*2 上記の後者

\*3 2007年から質問に含めた

ほぼ20年の時の経過から結果を検証、つまり1994年と2013年のデータを比較すると、総じて役割遂行の評価が増していることに気づく。そうした全体の傾向から見て、遂行度評価が低下している「複雑な問題に対する分析と解説」(15.0%から9.2%へ)、数字的には増加だが、評価それ自体が低い「政府発表の真実性の調査」(25%から4%)は、気になる結果である。世界的に見ても、「ニュースや情報の迅速な提供」と並び重要と評価される「分析と解説」が低下していること、近年の「調査報道」の重要性の指摘にもかかわらず、実際は「政府発表の真実性の調査」の役割はそれほど果たされていない、と評価されているように思われる。

#### 9-4 ジャーナリズムの重要な役割

日本のジャーナリズム文化を問う、ナショナルサンプルを対象とする大規模調査のため、問うべき項目も限られ、また質問は一部を除いて、すべて回答を選んで記入する方式を取らざるを得なかった。しかし、本調査ではジャーナリストにとって重要な役割・機能については、敢えて重要なものを3つ自由に記述してもらう方式をとった。アフター・コーディングの負担の大きな作業が生じるが、重要な問題について細かなニュアンスを含めた生の意見を述べてもらうことを優先した。

詳細な分析は残る大きな課題の1つだが、いくつかの注目すべき特徴がみられた。ある種のジャーナリズムの機能や役割の評価は、社会の変化の中で変わることは既存の研究ですでに明らかにされてきた知見だが、本調査でもそうした変化をうかがわせる回答があった。

それは、2011年3月11日の東日本大震災の取材・報道の実践が、こうした役割・機能の評価に大きな影響を及ぼしたと考えられる回答であった。「権力の監視」、「迅速な情報の提供」、「複雑な問題の分析・解説」などは時代の変化の影響をあまり受けない項目であるが、3.11が、取材・報道の実践に関わるある種の反省を促す、あるいはジャーナリズムのありようを考え直す契機となったのでは、と推測される回答である。順位付けを求めている質問ではないので、記述の順位は参考にしかならないが、それらは2番目、3番目に記述される場合が多かった。以下拾ってみると、「震災の被災地にいるため、常に被災者に寄り添い、復旧・復興（物だけでなく心も含む）につなげていく」といった具体的な回答から、単に「災害報道」とするもの、「災害時などには必要な情報を迅速に提供すること」「減災報道（など命を守ること）」「防災情報の伝達」「災害時の命を救う情報」「震災被災者ら社会的弱者の現状を報ずる」「人命救助に役立つ情報の提供」「緊急、災害情報の提供、問題点の改善」といった回答である。

恐らく大震災を契機として回答だろうが、もっと一般化された、「国民、県民の命を守る」「生命、安全を守るための情報提供」「生命、文化、財産を守る一助となる」「希望を示す（開く）」から、「これから一番大事なことは人と人をつなぐ役割を担っていくことだと思います」といった、明らかに震災を契機としたと思われる回答もあった。掘り下げた分析は後の課題だが、こうした「災害」に絡む回答は、印象でしかないが、地方の新聞、テレビ局に目立ったことを付言しておく。また必ずしも「被災地」からの発言ではないことも言い添えておく。

次に、被災者だけが「弱者」ではないことは言うまでもないが、「弱者」をキーワードとする回答も目立った。「弱者の援護（支援、後押し）」「社会的弱者の救済に寄与すること」「社会的弱者の立場を代弁」「弱者の立場にたつ姿勢」「弱者の立場に立った提言（報道）」「苦しい思いをしている人、弱い立場の人など、小さい声を伝える」「弱者に寄り添う」などがその代表的な例であるが、表現は多少異なれ「弱者」にかかわる役割・機能評価も多かったと言えるだろう。「弱者」に関わる評価は、2007年調査でも数は多くなかったが、今回の調査では増加した印象を受ける。これも後の課題としたい。

## 参考文献

- 赤尾光史（1994）「現代新聞記者像—『新聞記者アンケートから』」『1994年日本新聞協会研究所年報』、日本新聞協会研究所。
- Blumler, J. G., and Gurevitch, M. (1975). Towards a Comparative Framework for Political Communication Research. In Steven H. Chaffee (ed.), *Political Communication*. Sage Publications.
- Breed, W. (1955). Social Control in the Newsroom: A Functional Approach, *Social Forces*, 33: 326-35.
- Carey, J. W. (1989). *Communication as Culture*. Unwin Hyman.
- Deuze, M. (2006). National news cultures: A comparison of Dutch, German, British, Australian and U.S. journalists, *Journalism & Mass Communication Quarterly* 79 (1): 134-149.
- Hallin, D. and P. Mancini (2004). *Comparing Media Systems*. Cambridge University Press.

- Hallin, D. and P. Mancini (2012). *Comparing Media Systems Beyond the Western World*. Cambridge University Press.
- Hanitzsch, T., Seethaler, J., Skewes, E. A., Anikina, M., Berganza, R., Cangöz, I., Coman, M., Hamada, B., Hanusch, F., Karadjov, C. D., Mellado, C., Moreira, S. V., Mwesige, P. G., Plaisance, P. L., Reich, Z., Noor, D. V., and Kee Wang Yuen, K. W. (2012). Worlds of Journalism. In D. H. Weaver and L. Willnat (eds.) *The Global Journalist in the 21<sup>st</sup> Century*. Routledge.
- Johnstone, J. W. C., Slawski, E. J., and Bowman, W. W. (1976). *The News People*. University of Illinois Press.
- McPhail, T. L. (2006). *Global Communication: Theories, Stakeholders, and Trends*, 2<sup>nd</sup> ed. Blackwell Publishing.
- 日本民間放送連盟研究所 (1996) 「民放テレビ報道担当者調査」『取材の自由と公的規制を考える』—テレビ報道事例研究報告書』日本民間放送連盟研究所。
- Oi, S., Fukuda, M., and Sako, S. (2012). The Japanese Journalist in Transition: Continuity and Change. In D. H. Weaver and L. Willnat (eds.) *The Global Journalist in the 21<sup>st</sup> Century*. Routledge.
- 大井眞二 (2008) 「日本のジャーナリスト像—「1000人調査」からみる持続と変化」、『朝日総研レポート』2008年1月号、朝日新聞社。
- 大井眞二ら (2008) 「日本のジャーナリスト1000人調査報告書」『ジャーナリズム&メディア』1号、日本大学法学部新聞学研究所。
- 大井眞二 (2009) 「比較ジャーナリズム学の視座：序論」、『ジャーナリズム&メディア』2号、日本大学法学部新聞学研究所
- 大井眞二 (2010) 「グローバル化の中のジャーナリズム教育」、『ジャーナリズム&メディア』3号、日本大学法学部新聞学研究所
- 大井眞二 (2011) 「信頼に足るジャーナリズム：多くの声、ひとつの思い—日本のジャーナリスト「1000人調査」の「自由回答」から」、『ジャーナリズム&メディア』4号、日本大学法学部新聞学研究所。
- Rosten, R. (1937). *The Washington Correspondents*. Harcourt, Brace.
- White, D. M. (1950). The Gatekeeper, *Journalism Quarterly*, 27: 383-90.
- Shoemaker, P., and Reese, S. (1996). *Mediating the Message*, 2<sup>nd</sup> ed. Longman.
- Siebert, F., Schramm, W., and Peterson, T. (1956). *Four Theories of the Press*. University of Illinois Press (『マスコミの自由に関する4理論』内川芳美訳、東京創元新社、1959年)。
- Weaver, D. H. (ed.) (1998). *The Global Journalist*. Hampton.
- Weaver, D. H., and Willnat, L. (eds.) (2012). *The Global Journalist in the 21<sup>st</sup> Century*. Routledge.
- Weaver, D. H., and Daniels, L. (1992). Public Opinion on Investigative Reporting in the 1980s, *Journalism Quarterly*, 69: 146-155.
- Weaver, D. H., and Wilhoit, G. C. (1986). *The American Journalist*. Indiana University Press.
- Weaver, D. H., and Wilhoit, G. C. (1996). *The American Journalist in the 1990s*. Lawrence Erlbaum Associates.
- Weaver, D. H., Beam, R., Voakes, P., and Wilhoit, G. C. (2007). *The American Journalist in the 21<sup>st</sup> Century*. Lawrence Erlbaum Associates.

本研究および調査は「メディア秩序の変革期におけるジャーナリズムのパラダイム転換に関する研究」（平成23年～24年度日本大学学術研究助成金〔総合研究〕）の助成を受けて実施された（研究代表：大井眞二、研究分担者：伊藤英一、小川浩一、山本賢二、福田充、小林義寛、佐幸信介、宮脇健＝法学部、仲川秀樹＝文理学部、兼高聖雄＝芸術学部）



## 日本のニュースメディアの現状に関する調査

平成 25 年 2 月

本調査は、私ども日本大学法学部新聞学科の共同研究グループが、現在日本のジャーナリズムの現状を定点観測するために、日本のジャーナリストを対象として行う全国調査です。

この調査は、2007年に私どもが実施した「日本のジャーナリスト1000人調査(2007年)」の継続調査であり、この激動の5年間に日本のジャーナリズムの何が変わったか、変わらなかったのか、いわば「変化と持続」を明らかにすることを目的としています。

本調査はまた、2012-14年に実施される「Worlds of Journalism Study」プロジェクト(<http://worldsofjournalism.org>)の一部でもあり、私どもはこのプロジェクトに「日本チーム」として参加することになっております。この研究プロジェクトは、世界の多様なジャーナリズム文化の現状を明らかにしようとする、国際的な比較調査研究であり、現在80の国・地域が参加を表明し、既に一部の国では調査が実施されています。共通の質問票を使って各国・地域で行われる調査結果はデータプールとして共有され、データの共同利用は、比較ジャーナリズム研究に大いなる資源を提供します。

日本ではジャーナリズムの全体像を明らかにする調査・研究はこれまで十分になされてきたとはいえません。1990年代半ばの「新聞記者調査」(日本新聞協会研究所)、「報道担当者調査」(日本民間放送連盟)などや、私どもの2007年版「日本のジャーナリスト1000人調査」(日本大学法学部新聞学研究所)などを数えるのみです。その意味で、本調査は、日本のジャーナリズムの全体像を描くための貴重な資料になります。

ご多忙の折誠に恐縮ですが、本調査の趣旨・意義をご理解賜り、調査にご協力を頂けるようお願い申し上げます。

調査代表：大井眞二（日本大学法学部新聞学科、大学院新聞学研究科）

〒101-8375 東京都千代田区三崎町2-3-1

e-mail: tyosa @law.nihon-u. ac. jp

\*本アンケート用紙に記入後、返信用封筒（切手は不要です）に再度封入いただき、

**2月28日(木) 中**にポストにご投函いただきますよう、よろしくお願いいたします。


**<ご記入にあたってのお願い>**

- ◎お答えは、該当する番号を○で囲んでください。
- ◎お答えは、ひとつだけの場合と、いくつでもよい場合があります。質問文の最後に（○はひとつ）（○はいくつでも）といった記載がありますので、お読みになってご回答ください。
- ◎記入欄が（ ）となっている質問については、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
- ◎その他、ご不審の点やご不明の点がございましたら、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先：「日本のニュースメディアの現状に関する調査」受託実施機関

株式会社マーケティング・サービス

東京都中野区本町4-44-1

 0120 (032) 361

担当：中川・菅野

問1 ジャーナリズムの現状評価についてうかがいます。あなたは、現在のジャーナリズムが以下のような機能を果たしていると思いますか。a)～k)のそれぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	1	2	3	4
	果たしている	ある程度 果たしている	あまり 果たしていない	果たしていない
a) 議員・公務員・企業経営者等の活動の監視	1	2	3	4
b) 国家政策に関する論点の提供	1	2	3	4
c) 社会問題に対する自らの主張	1	2	3	4
d) 興味をひくニュースの重点的な報道	1	2	3	4
e) 知的・文化的関心をひく記事の提供	1	2	3	4
f) 政府発表の真実性の調査	1	2	3	4
g) 未確認情報を掲載しない	1	2	3	4
h) 情報を読者に早く伝える	1	2	3	4
i) 娯楽と休息の提供	1	2	3	4
j) 複雑な問題に対する分析と解説	1	2	3	4
k) 社会的弱者の救済	1	2	3	4

問2 ジャーナリズムの役割に関するそれぞれの項目の重要性についてお聞きします。以下の a)～r)について、あなたの評価として、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	1	2	3	4	5
	とても 重要である	かなり 重要である	まあ 重要である	あまり 重要でない	重要でない
a) 観察者に徹する	1	2	3	4	5
b) あるがままの出来事を報道する	1	2	3	4	5
c) 時事問題の分析を提供する	1	2	3	4	5
d) 政治指導者を監視・調査する	1	2	3	4	5
e) ビジネスを監視・調査する	1	2	3	4	5
f) 政治的議題を設定する	1	2	3	4	5
g) 世論に影響を与える	1	2	3	4	5
h) 社会変化を唱道する	1	2	3	4	5
i) 政府の敵対者となる	1	2	3	4	5
j) 国家の発展を支援する	1	2	3	4	5
k) 政治指導者の好意的なイメージを伝える	1	2	3	4	5
l) 政府の政策を支持する	1	2	3	4	5
m) 娯楽と休息を提供する	1	2	3	4	5
n) もっとも多くの読者・視聴者を引き付ける種類のニュースを提供する	1	2	3	4	5
o) 日常生活のための助言、方向づけ、指示を与える	1	2	3	4	5
p) 人びとが政治的決定をするために必要な情報を提供する	1	2	3	4	5
q) 政治活動に人びとが参加するよう動機づける	1	2	3	4	5
r) 人びとに見解を表明するように促す	1	2	3	4	5

問3 ジャーナリズムへの影響の度合いは時代の経過とともに変化してきました。以下の a)～m) について、影響の度合いの評価として、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	1 影響が 非常に強まった	2 影響が 多少強まった	3 かわらない	4 影響が 多少弱まった	5 影響が 非常に弱まった
a) ジャーナリズム教育	1	2	3	4	5
b) 倫理的基準	1	2	3	4	5
c) 競争	1	2	3	4	5
d) 広告の考慮	1	2	3	4	5
e) 利益向上の圧力	1	2	3	4	5
f) パブリック・リレーションズ	1	2	3	4	5
g) 読者・視聴者調査	1	2	3	4	5
h) ブログのようなユーザーの作るコンテンツ	1	2	3	4	5
i) Twitter や Facebook のようなソーシャルメディア	1	2	3	4	5
j) 読者・視聴者のニュース製作への参加	1	2	3	4	5
k) 読者・視聴者のフィードバック	1	2	3	4	5
l) センセーショナルなニュースへの圧力	1	2	3	4	5
m) 欧米流のジャーナリズムの実践	1	2	3	4	5

問4 ジャーナリズムは今大きく変化しています。以下の a)～m) はジャーナリズムの仕事に関わる重要な要素です。

あなたの評価として、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	1 非常に増加した	2 多少増加した	3 かわらない	4 多少減少した	5 非常に減少した
a) 編集上の決定をするジャーナリストの自由	1	2	3	4	5
b) ジャーナリストの平均労働時間	1	2	3	4	5
c) 記事の調査に利用できる時間	1	2	3	4	5
d) ジャーナリストの読者・視聴者との交流	1	2	3	4	5
e) 専門技術的スキルの重要性	1	2	3	4	5
f) サーチ・エンジンの利用	1	2	3	4	5
g) 大学の学位をもつ重要性	1	2	3	4	5
h) ジャーナリズムや関連分野の学位をもつ重要性	1	2	3	4	5
i) ジャーナリズムの信頼性	1	2	3	4	5
j) 読者・視聴者のニュース製作への参加	1	2	3	4	5
k) 読者・視聴者のフィードバック	1	2	3	4	5
l) センセーショナルなニュースへの圧力	1	2	3	4	5
m) 社会にとってのジャーナリズムの現実的意義	1	2	3	4	5

問5 以下の a)～m)は主として内部的な影響要因のリストです。あなたの取材・報道などの仕事の際、どの程度影響がありますか。

あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	1	2	3	4	5
	大きな影響がある	かなり影響がある	まあ影響がある	殆んど影響がない	全く影響がない
a) あなたの個人的な価値観や信念	1	2	3	4	5
b) 同僚のスタッフ	1	2	3	4	5
c) あなたの上司	1	2	3	4	5
d) 会社の編集責任者	1	2	3	4	5
e) 会社の会長や社長	1	2	3	4	5
f) 編集方針・政策	1	2	3	4	5
g) 広告のクライアントへの考慮	1	2	3	4	5
h) 利益の期待	1	2	3	4	5
i) 読者・視聴者調査やデータ	1	2	3	4	5
j) ニュース取材資源の利用可能性	1	2	3	4	5
k) 時間の制約	1	2	3	4	5
l) ジャーナリズムの倫理	1	2	3	4	5
m) 宗教的考慮	1	2	3	4	5

問6 以下の a)～k)は主として外部的な影響要因のリストです。あなたの取材・報道などの仕事の際、どの程度の影響がありますか。

あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	1	2	3	4	5
	大きな影響がある	かなり影響がある	まあ影響がある	殆んど影響がない	全く影響がない
a) あなたの友人、知人、家族	1	2	3	4	5
b) 他のメディアの同僚	1	2	3	4	5
c) 読者・視聴者からのフィードバック	1	2	3	4	5
d) 競争関係にあるニュースメディア	1	2	3	4	5
e) メディア法や規制	1	2	3	4	5
f) 情報へのアクセス	1	2	3	4	5
g) 検閲	1	2	3	4	5
h) 政府官僚	1	2	3	4	5
i) 圧力団体	1	2	3	4	5
j) パブリック・リレーションズ (PR)	1	2	3	4	5
k) 軍、警察、国家安全保障	1	2	3	4	5

問7 現在のジャーナリズム活動に対して、以下のa)~l)のような環境の変化はどれくらい影響を与えていると思いますか。それぞれの項目について、あてはまるものに1つつ〇をつけてください。

	1	2	3	4
	大きな影響がある	やや影響がある	あまり影響はない	全く影響はない
a) 個人情報保護法の制定	1	2	3	4
b) メディアの保守化傾向	1	2	3	4
c) 報道被害への社会的注目	1	2	3	4
d) 他業種からのメディア市場への参入	1	2	3	4
e) 記者クラブ制度への外圧	1	2	3	4
f) 日常生活へのインターネットの普及	1	2	3	4
g) 制作現場のIT化	1	2	3	4
h) メディア側の自主規制	1	2	3	4
i) 政治報道など報道の娯楽化	1	2	3	4
j) 読者・視聴者の減少	1	2	3	4
k) 労務・経理の管理強化	1	2	3	4
l) Web ジャーナリズムの発展	1	2	3	4

問8 現在のジャーナリズムには、どのような問題があると思いますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1. 重要な事実を書かない場合がある   | 8. 出所が明確でない報道が多い   |
| 2. 事実報道と主観的意見が混在している | 9. 取材源との癒着が目立つ     |
| 3. 発表ものが多すぎる         | 10. 人権を無視した報道が目立つ  |
| 4. 報道が全体的に一過性である     | 11. 画一的・横並び報道が多い   |
| 5. 建設的提案がない          | 12. 批判精神が乏しい       |
| 6. 掘り下げた報道が少なく表面的    | 13. センセーショナルな傾向が強い |
| 7. 一般大衆のニーズに迎合している   | 14. その他 ( )        |

問9 「非常に重要な情報の入手や報道」に関する、次のような行為をあなたはどのように思いますか。以下のa)~l)のそれぞれの項目について、あてはまるものに1つつ〇をつけてください。

	1	2	3
	常に正当化される	場合によっては正当化される	いかなる場合でも正当化されない
a) 秘密の情報を得るために金を支払う	1	2	3
b) 秘密の情報を政府や企業の許可なしに記事にする	1	2	3
c) 記事にしないことを約束し、その約束を守らない	1	2	3
d) 記事を得るために、消極的な情報提供者に圧力をかける	1	2	3
e) 手紙や写真のような私的な文書でも許可なく使用する	1	2	3
f) 他の誰かを装って取材する	1	2	3
g) 隠しカメラ、隠しマイクを使う	1	2	3
h) 内部情報を得るために、企業に職をえる	1	2	3
i) 俳優を使ってニュースを再現したりドラマ化したりする	1	2	3
j) 情報源から金を受け取る	1	2	3
k) 情報源からの引用を改変したり、ねつ造する	1	2	3
l) 写真を改変する	1	2	3

問10 以下のa)~d)のジャーナリズムにおける異なる倫理的アプローチについて、あなたの評価を教えてください。

それぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	1 強く同意する	2 まあ同意する	3 どちらともいえない	4 あまり同意しない	5 全く同意しない
a) ジャーナリストは、状況やコンテキストに関わりなく、常にプロフェッショナルな倫理コードを守るべきである。	1	2	3	4	5
b) ジャーナリズムでは、何が倫理的かは、個々の状況に依存する。	1	2	3	4	5
c) ジャーナリズムでは、何が倫理的かは、個人の判断の問題である。	1	2	3	4	5
d) 極めて特殊な状況の場合には、道徳的基準を一時棚上げすることはやむをえない。	1	2	3	4	5

問11 ジャーナリズムの機能について、[Web 関連の新メディア]と[既存のマスメディア]の関係はどのようになると思いますか。

(○は1つだけ)

1. マスメディアのジャーナリズムの機能が低下する
2. マスメディアのジャーナリズムの機能が活性化する
3. 両者は相互に補完しあう
4. 両者は別々の機能を担い、並存する
5. 両者は相乗効果により活性化する
6. 新メディアのジャーナリズムは機能しない

問12 以下のようなWeb関連の新メディアのジャーナリズム機能を、あなたはどのように評価していますか。

a)~g)のそれぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	1 評価している	2 やや評価している	3 あまり評価していない	4 全く評価していない
a) マスメディアが作成しているニュースサイト	1	2	3	4
b) インターネットの専門ニュースサイト	1	2	3	4
c) サーチ・エンジン、ポータルサイトの発信するニュース (Yahoo, Google など)	1	2	3	4
d) ブログ	1	2	3	4
e) Facebook	1	2	3	4
f) Twitter	1	2	3	4
g) ニコニコ動画	1	2	3	4

問13 あなたは、以下のことがらについて、個人としてどの程度の自由をもっていると思いますか。それぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

1. 記事を書くにあたって、記事を選択する自由 (○は1つだけ)
  1. 完全な自由をもっている
  2. かなり自由をもっている
  3. ある程度自由をもっている
  4. ほとんど自由をもっていない
  5. 全く自由をもっていない
2. 「記事のいかなる側面を重視して書くか」についての選択の自由 (○は1つだけ)
  1. 完全な自由をもっている
  2. かなり自由をもっている
  3. ある程度自由をもっている
  4. ほとんど自由をもっていない
  5. 全く自由をもっていない



【フェイスシート】 ここからはあなたご自身のことについておうかがいします。

- F 1 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ) 1. 男 2. 女
- F 2 あなたの年齢はおいくつですか。現在の満年齢を記入してください。(数値を記入) ( ) 歳
- F 3 あなたの最終学歴(学部学科または専攻)をお答えください。(○は1つだけ)
- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| 1. 中学卒業      | 4. 大学卒業 ( ) 学部 ( ) 学科  |
| 2. 高校卒業      | 5. 大学院修了 ( ) 課程 ( ) 専攻 |
| 3. 短大・専門学校卒業 | 6. その他 ( )             |
- F 4 あなたは大学や大学院でジャーナリズムに関する専門教育を受けたことがありますか。受けたことがある場合は、具体的な内容をご記入ください。(○は1つだけ)
1. ある (具体的な内容 ( )) 2. ない
- F 5 あなたが現在所属されている企業・団体は、以下のうちどれにあてはまりますか。(○は1つだけ)
1. 新聞社 2. テレビ局 3. ラジオ局 4. 通信社 5. その他 ( )
- F 6 あなたが現在所属されている具体的な部署・職位名、及び担当分野(政治、経済、文化、スポーツなど)、所属記者クラブについて、それぞれの欄にご記入ください。(それぞれの欄に具体的な内容を記入)
- |          |             |
|----------|-------------|
| 部署 ( )   | 職位 ( )      |
| 担当分野 ( ) | 所属記者クラブ ( ) |
- F 7 上記(F6)の他に、兼務されている仕事(同じ部署で制作される他メディア用の仕事などを含む)はありますか。兼務されている場合は、具体的な内容をご記入ください。(○は1つだけ)
1. ある (具体的な内容 ( )) 2. ない
- F 8 あなたは、本職以外の有給活動に関わっていますか。関わっている場合は、具体的な内容をご記入ください。(○は1つだけ)
1. 関わっている(具体的な内容 ( )) 2. 関わっていない
- F 9 あなた自身の税込年収(一時金・賞与含む)をお答えください。(○は1つだけ)
- |                    |                     |                      |
|--------------------|---------------------|----------------------|
| 1. 400万円未満         | 3. 600万円以上～800万円未満  | 5. 1000万円以上～1500万円未満 |
| 2. 400万円以上～600万円未満 | 4. 800万円以上～1000万円未満 | 6. 1500万円以上          |
- F 10 あなたは、F 5でお答えの企業・団体に所属されてから何年目ですか。(数値を記入) ( ) 年目
- F 11 あなたは、取材活動やジャーナリズムに関係する団体、活動に自主的に参加されていますか。参加されている場合は、具体的な団体名をご記入ください。(○は1つだけ)
1. 参加している (団体名 ( )) 2. 参加していない

※質問は以上です。最後までご回答いただきまして、ご協力ありがとうございました。





## 解題・中国「新聞法」草案について

山本 賢二\*

### はじめに

中華人民共和国において「新聞法」は1989年の民主化運動以前につくられた三つの「草案」があった。一つは1988年4月につくられた中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室編の「中華人民共和国新聞法（草案）」、もう一つは上海で1988年7月につくられた「中華人民共和国新聞法（上海起草小グループ、意見聴取稿）」（《中華人民共和国新聞法（上海起草小組、征求意见稿）》）であり、三つ目が国家新聞出版署によって1989年につくられた「中華人民共和国新聞法（審議用稿）」（《中華人民共和国新聞法（草案）送审稿》）である。

これらが「官」の営みだとすれば、筆者の知る限りにおいて、「民」すなわち民間ではこれより前、1984年に当時20余歳であった于建嶸が「中華人民共和国新聞法（草案）——一人の新聞と法律工作者の提案」（《中華人民共和国新聞法（草案）——一个新聞和法律工作者的建議》）を書いている。その後、記者経験をもつ在野の一公民である眭愛宗も2005年に「『新聞出版法』公民提案稿草案」（《『新聞出版法』公民建議稿草案》）を公表している。

筆者はかつて1988年12月に「中国の『新聞法』論議考」と題する論文を『国際関係研究』（第9巻第2号1988.12 pp.99-119）に発表し、当時の「新聞法」をめぐる中国における議論と動向を詳述した。それは、当時の中国の政治環境を考えた時、ほどなく「新聞法」が制定され、全文が公表されるものという観測をもったからであり、制定、公表、施行される「新聞法」を分析するための予備探索の意味をもつものであった。

しかし、周知のように1989年の民主化運動を境にして政治環境が激変、もとより政治とジャーナリズムが一体である中国共産党一党独裁体制にある中華人民共和国において、党内における開明派の退潮によって、「新聞の自由」を保障するための「新聞法」の制定に支持基盤が失われ、その法制化の動きは止まった。その後は、陸続として行政上の法令、法規、条例などがつくられ、メディアに関する法整備が進展するに伴って、中国共産党と政府の公的機関の取り上げるところとはならず、「新聞法」をめぐるその営みは研究者、言論人、公民の「民」の領域に留まっており、公式に「法」として国家による制定のための議事日程に上ることなく、制定、公布を未だみていない。

とはいえ、近年、憲政の主張が中国において顕在化し始める中で、もともと中国82年憲法の言論出版の自由を定めた第35条などに基づき「新聞の自由」を中心に議論されてきた「新聞法」についてもその制定を求める声が出始めている。また、「輿論の監督」の効果を上げるため、取材権を中心に記者、ルポルタージュ作家などの権利を保障しようとする「メディア監督法」（「新聞監督法」）に関する議案が2007年に王維忠吉林医科大学教授によって全人代に提起され、その継続とし

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

て2012年には「全人代表の『メディア監督法』議案に関する意見聴取稿」（「人大代表关于《新闻监督法》议案征求意见稿」）がネットにアップされるという別の流れも出来つつある。

この間、筆者は訪中のたびに、中国のジャーナリズムについて、人民日報で総編集、社長などの職を歴任し、1989年当時中国新聞学会連合会会長でもあり、「新聞法」の草案作成にも深く関わった胡績偉を訪ねさまざまな教示を受けてきた。「新聞法」草案に関しても例外ではなく、いろいろなお話を伺った。そして、これまで同氏からさまざまな資料をいただいたが、「新聞法」草案についての資料もその中に少なからぬあった。不幸にして、同氏は2012年9月16日96歳で永眠した。（『J&M 第6号』拙稿「胡績偉の遺産」参照）

本稿は「新聞の自由」を保障するための「新聞法」の成立に奔走し、志半ばにこの世を去った胡績偉に対する追悼の意味を含め、中国における「新聞法」草案についてのこれまでの経緯と現状を概観すると同時に、「官」と「民」を代表する新聞出版署の「中華人民共和国新聞法（審議用稿）」と咎愛宗の『「新聞出版法」公民提案稿草案』の原文全文とその日本語訳を資料として後掲し、中国の「新聞法」に対し学問的関心をもつ諸氏の参考に資するものである。

なお、ここで称する「新聞法」の「新聞」とは、日本と中国で共有するところの「新聞学」の「新聞」であって、ジャーナリズム活動に関係するすべての領域を含む概念であり、単に新聞紙を指すものではないし、ニュースまたは狭義の報道だけを指すものでもない。新井直之先生は生前、筆者に対し「ジャーナリズム法」がよいのではないかと話されていたが、そのように読み替えられても一向に差支えないし、「メディア法」や「プレス法」でも大きな問題は無いのではないかと思う。そのため、本稿では、「新聞」という中国語の語彙の多義性に鑑み、それぞれの前後の文脈の中で上述の意味で「新聞」を使ったり、「ジャーナリズム」、「ニュース」、「報道」、「メディア」、「プレス」など異なる訳語も使っている。ご了解いただきたい。

## 1. 中国「新聞法」草案の歴史的経緯

胡績偉は生前「我が国で初めての新聞法制定の艱難と不運」（《制定我國第一部新聞法的艱辛與厄運》争鳴2001年9、10、11号）のなかでこの「新聞法」の草案作りについて詳しく語っている。下記がその概要である。

胡によると、胡耀邦と趙紫陽の改革開放期に人民代表大会代表や政治協商会議委員の新聞法制定を求める声に対し、朱厚沢党中央宣伝部長と鐘沛璋新聞局局長が1983年末、全人代法制委員会と教育科学文化衛生委員会の指導者を招集、協議し、新聞法制定に着手することに同意を得た。鐘沛璋は「請示報告」（指示を仰ぐ報告）を書き、中央宣伝部の同意を得たのち、正式に中央書記処に報告された。報告に教育科学文化衛生委員会副主任委員胡績偉に新聞法制定を主宰させるとあったことで、中央書記処の承認を受けたのち、新聞工作进行を主管している胡喬木書記によって、彭真全人代委員長に上げられ、その「同意」を得た。これによって、1984年4月から、胡績偉が新聞法制定の任に就いた。

しかし、1987年1月に胡喬木は国務院新聞出版総署の設置を利用して、新聞法の起草権を「新聞法研究室」から新聞出版総署に移そうと画策し、彼の権威によって教育科学文化衛生委員会の主要指導者も屈服させられ、「新聞法研究室」は1987年末から起草権はなく、研究権のみだけを持つ

こととなった。その後、1989年の春、政治改革を進めようとした趙紫陽に呼ばれて、趙と話し合いを持った席上、胡は新聞法の研究起草状況を詳しく説明し、趙も新聞法起草のための指導思想と主要な条文、さらには胡喬木との意見の食い違いについて理解し、趙から「新聞法研究室」を残す方法を考えるので、すでに起草された第三稿を引き続き修正していくようにと励まされた。

胡はさらに「新聞法」制定に反対する「老権威」(陳雲)が「国民党統治時代、一つの新聞法が制定された。我々共産党人はその字句を子細に研究し、そのしっぽをつかみ、その隙に入り込んだ。いま我々が政権を取っている。私は人様が我々の隙に入り込むのを免れるため、やはり新聞法は無いほうがよいと思う。法がなければ、我々は主動になれ、いかようにもコントロールできる。」と語ったことや「高級権威」(胡喬木)が「社会主義の新聞法を制定しようとしているがたいへん難しい。彼(胡績偉を指す)が最も熱心に騒いでいるが、彼にやらせておけばよい。」と言ったことなども明らかにしている。

また、孫旭培も「新聞立法：最も困難で、最も必要な立法」(「新聞立法：最困难和最需要的立法」)のなかでこの「草案」について語っている。

孫は「1980年の第五回全国人民代表大会、第五回政治協商会議期間中、新聞界から来た一部代表や委員が新聞出版法制定や公民の言論、出版の自由保障などの問題について発言し、当時の新聞刊行物に発表された。その後、1984年に全人代教育科学文化衛生委員会が先頭になって、新聞立法工作が始まった。1986年から1987年の間に、中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室、上海の関係部門がそれぞれ新聞法草案を作り、最終的に新聞出版署に集められ参考とされ、新たに新聞法草案が作られた。この草案は内部で意見が求められ、前後十数回にわたって修正された。」と語ると同時に、「1989年2月、当時『新聞法』の起草を主宰していた国家新聞出版署署長は正式に新聞界に、衆目されている新聞法の『正式草案』を年末前に全人代常務委員会の審議に委ねることを目指していると、宣言した。彼は新聞界に向けて、新聞法草案の中にはっきりと『国家は公民が法律の許す範囲において新聞の自由の権利を行使する上で追究や侵害を受けないことを保障し、同時に法律に従い新聞の自由を乱用する行為を抑える。』ことが書かれるとともに、『新聞の自由とは公民がメディアを通じて国内外の大きな出来事を理解し、様々な情報を得、意見を発表し、社会生活と国家の政治生活に参加する上での一つの民主的権利である。』と明記もされていると伝えた。」と指摘している。

さらに、孫は1987年の13全大会で新聞出版法の速やかな制定に力を入れることが打ち出され、全人代党組が中央に提出した8期全人代期間(1992-1997)中の立法計画の中に新聞法、出版法があり、この計画は中共中央の承認(1994)も得ていたし、1998年3月の9期全人代第一回会議の席上、広東代表による32名の提案は「『新聞法』の速やかな制定」を呼び掛けたし、1998年12月初め、ドイツ紙のインタビューに答えた李鵬委員長が「我々は法定手続きに従って中国の国情に合致した新聞法を制定する。新聞の自由の原則は遵守すべきであるが、個人の自由は他人の自由を阻害してはならないという原則も遵守すべきである。新聞の自由は国家の発展に有益で、社会の安定に有益でなければならない。」と語ったことも引き合いに出し、1989年以降も動向も含めて往時を振り返っている。

また、胡績偉の逝去を悼み孫旭培が2012年9月19日にしたためた一文は「新聞法」をめぐるこの二人の関係について概要次のように触れている。

「新聞法」については、人民日報を離れ全人代教育科学文化衛生委員会副主任となった胡績偉は1984年から「新聞法」の法制化に取り組み、孫旭培に彼のところに来るように求めたが、孫は新聞研究所に残り、同委員会と新聞研究所合同で新聞法研究室を立ち上げ、孫が同室の責任者になった。そして全国各地で座談会を行い「新聞法」についての意見を聴取した。胡は深圳で香港の左、中、右の新聞人を招き意見も聴いた。さらに、胡は孫に「新聞法は社会主義の新聞の自由の保護法である」（新聞法是社会主义新闻自由保护法）というテーマで論文を書かせた。6年前、孫は胡も同じ表題の論文を書いていたことを知って「彼が新聞立法に携わった目的が他でもなく新聞の自由を保障することにあつたことが分かる」としている。そして、1985年に孫は二人の院生を率いて新聞法草案を起草し、胡は何度となく全室の人員を組織して討論を行った。胡喬木が新聞出版署に起草権を移したが「新聞法」についての議論を続けた。（孫旭培「安らかに、胡績偉先生」（「安息吧，胡績偉先生」[http://blog.sina.com.cn/s/blog\\_487d902d0102ekvz.html](http://blog.sina.com.cn/s/blog_487d902d0102ekvz.html)）（『J&M 第6号』拙稿「胡績偉の遺産」参照）

この胡績偉が呼びかけ孫旭培が中心となって進められた中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室の「新聞法」草案づくりは、新聞出版署の設置で、起草権を失ったものの、1988年に第三稿が完成し、「中華人民共和国新聞法（草案）」として、「新聞法研究室編『新聞法通讯』総第20期1988.4.10 pp.2-12」に掲載された。これはその任に当たった孫旭培のジャーナリズム思想を反映した研究成果だともいえる。

一方、上海では、次のような経緯で「新聞法」の草案づくりが行われた。この上海版「草案」の作成経緯については魏永征が詳しい。

「私の最初のメディア法研究活動を回想する」（『回忆我最初的媒介法研究工作』）の中で、当時上海社会科学院新聞研究所助理研究員であった魏は1986年の彼の日記に「9月30日、家において新聞法規の原稿を書き終えた。二十三条だ。」という記載があり、「これが『上海新聞工作の若干の規定（意見聴取稿）』の初稿が完成した日である。」とし、新聞研究所所長宋軍に送られた後、二十六条になったものが、関係者に印刷して回されたが、1986年の学生運動によって胡耀邦が下野したことで沙汰やみとなり、その後、上海市法制弁公室からの別の法律で規定しなければならないものもあるため、暫時議論を先送りにする旨が書かれてある手紙を宋軍から見せられたとし、この一件が落ち着いたことを語っている。

そして、当時を振り返った中で、その文面が「わりと皮相的であった」とした上で魏は「その文面には『新聞の自由』は出さず、『言論出版の自由』を出したが、これは宋軍と私の共通した意見であり、我々は新聞の自由を認めているものの、一つの地方の法規とすれば、憲法を遵守すべきであり、憲法の取り上げ方を採用し、『言論出版の自由』には『新聞の自由』が含まれるものとした。これはなんとか成立し得るものであった。文面にはほかに『新聞工作者は国家工作人員に属する』という一条があった。これは私が書いたもので、決して宋軍の意を受けたものではなかった。私の先生夏鼎銘先生はこれを見るとたいへん不満げに、ニュースメディアの一つの重要な職能はほかでもなく政府を監督することであり、君がこのように書くと新聞記者はみんな公務員になってしまい、どうして政府を監督できる？と語った。私は夏先生と言い争いさえし、ある社会主義国家の新聞法に『国家の新聞工作者』という表現があり、我々の新聞工作者も事実上はいずれも国家幹部で

あり、この一条を書き込めば、新聞記者は、例えば取材が阻害されれば、公務を妨害したと訴えることができる、などより多くの保障を得ることができる」と話した。これは『政府サイドメディア』の観念が我々の世代の人間の脳裏に深く根を下ろしていることを物語っている。」(<http://yzwei.blogbus.com/logs/4285830.html>)と語っている。

このように上海では、上海という地方に限定されたものとはいえ、上海社会科学院における新聞法研究の蓄積があった。

その後、1987年初めに、国務院に新聞出版署が設置されると、新聞法起草の仕事も同署に移され、王強華副署長が中心になり起草グループが作られた。魏によるとこの王と孫旭培は何度となく衝突したが「その中の一つの問題は誰が新聞を経営する主体となるかであり、孫旭培は断固として公民であるべきだと主張し、王強華は断固として単位（法人）に限定すべきだとし、両者ともに譲ることなく、互いの批判も激しくなり、最後には孫が起草グループを去った。」というエピソードも紹介している。

また、1989年版『上海文化年鑑』は「上海『新聞法』起草工作の進展に参与」（上海参加《新聞法》起草工作进程）と題した項目の中で、新聞出版署が上海に起草小グループを組織するよう委託し、これに上海が応じた経緯を明らかにしている。同『年鑑』によれば「1988年1月、新聞出版署が先頭になり、北京で新聞法起草小グループが設立された。幅広く意見を求め、長短相補うために、新聞出版署は上海に一つの起草小グループを組織するよう委託し、これに中共上海市委宣伝部、市新聞出版局、市新聞工作者協会、市新聞学会、市ラジオテレビ局、『解放日報』、『文匯報』、市社会科学院新聞研究所、市社会科学院法学研究所、市全人代常務委法律工作委员会弁公室、市人民政府法制弁公室、市人民政府新聞処、復旦大学新聞学院などの単位の関係責任者、専門家および教学研究人員などが加わった。龔心瀚がグループ長に就き、袁是徳、賈樹枚、柴之豪が副グループ長に就いた。」とし、この上海の起草小グループが三度の修正を経て1988年7月に「中華人民共和國新聞法（意見聴取稿）」を作り、新聞出版署に報告し、新聞出版署の起草小グループは起草過程の中で上海の起草した『意見聴取稿』の多くの意見を参考、吸収したと紹介している。（上海参加《新聞法》起草工作进程 作者：賈樹枚 上海文化年鑑1989）

そして、その間の事情について、魏は次のように回想している。「王強華は就任後間もなく、彼の助手曹三明を帯同し、調査研究のため上海に来た。その時、上海は全国で『メディア裁判』が最も集中していたところで、新聞法起草者はもちろん大きな関心を寄せていた。彼らは上海社会科学院にも来て、私を訪ね話をし、『上海新聞工作の若干の規定（意見聴取稿）』に大きな興味を示した。こうして私たちは知り合ったのである。1987年秋、当時上海市新聞出版局副局長であった賈樹枚が私に電話をくれ、王強華が彼に上海で別の新聞法起草小グループを作り、北京の起草小グループの『シャドーキャビネット』のように、ひとつの新聞法の文面を起草するよう提案してきたが、その目的は北京の起草グループに一つの参考となるものを提供することにあるというものであった。」。こうして、10月に当時市委宣伝部副部長であった龔心瀚がグループ長となり上海新聞法起草グループがつくられた。資料の収集、編集、議論を経て、「1988年上半期から起草が始まった。我々の起草工作は若干特殊なもので、集団による起草でもあった。我々はまず『新聞法』の総体的提綱を議論してから、総則、報道機関、新聞工作者、ニュースの取材と発表などの部分に大体分けて二三人が自由に組となり、それぞれ部分を分けて書いた。書き上がると、グループ全体の討

議に委ね、これらの文面をまとめて一編に書き上げる。まとめ役は私であった。まとめた文面をまた集団の討議にかけてから、最後に賈樹枚と私が定稿を行った。そして、1988年7月に「中華人民共和国新聞法（上海起草グループ 意見聴取稿）」として印刷し北京に報告した。

さらに、魏は「この時、『新聞法研究』には孫旭培が主宰する新聞法研究室の『試作』した『中華人民共和国新聞法（草案）』が発表された。聞けば、彼らは1985年に初稿を書き、いま発表したのがその初稿を基礎にして修正した第三稿だとのこと。秋になって、我々は王強華の主宰する政府筋の『中華人民共和国新聞法（意見聴取稿）』の印刷原稿も目にした。これこそが人々が常に語る、中国現代新聞史上不滅の三つの『新聞法原稿』なのである。」として、「この三つの原稿はいずれも独自に完成したものである。」と語っている。

そして、孫旭培の下で「新聞の自由権の具体化を論ずる—『中華人民共和国新聞法草案（審議用稿）』に対する研究と提案」（「論新聞自由権の具体化—対《中華人民共和国新聞法草案（送审稿）》的研究与建议」）と題する博士論文を書いた牛静によると「1988年6月、国家新聞出版署の新聞法起草小グループは新聞法の初稿を完成し、1989年に別の二つの文面とその他の意見を吸収したのち修正を加え、最終的に『中華人民共和国新聞法（審議用稿）』を形成した。」（同論文 pp.17-18）としている。

以上のことからわかるように、中国の「新聞法」草案作りは胡績偉と孫旭培率いる中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室が党と政府の支持を受けて先行したのではあるが、新聞出版署の設立によって、流れが変わり、起草権をゆだねられた新聞出版署新聞法起草グループが1988年6月に初稿を完成し、秋に「意見聴取稿」を作ったあと、1988年4月につくられた北京の中国社会科学院新聞研究所新聞法研究室編「中華人民共和国新聞法（草案）」（以下孫旭培版）と上海で1988年7月につくられた「中華人民共和国新聞法（上海起草グループ 意見聴取稿）」（以下上海版）を参考にし、1989年に「中華人民共和国新聞法（審議用稿）」（以下北京版）を完成させたのである。

## 2. 三つの草案と「新聞の自由」

魏永征によると孫旭培版が「第一条で新聞の自由を保障することが本法制定の目的の一つに列している」のに対し、上海版は憲法と一致させることに努めたため「第一条に『公民の言論出版の自由を保障する。』とだけ提起した。」、北京版は第二条に「新聞の自由とは公民がメディアを通じて国内外の大きな出来事を理解し、情報を獲得し、それを伝え、意見を発表し、社会生活及び国家の政治生活に参加するうえで一つの民主的権利である。」とし、上海版の第二条に「新聞の自由とは言論出版の自由の新聞活動の中における現れである。公民はメディアを通じて国内外の情報を理解し、意見を表現し、いかなる国家機関や国家公務員に対しても批判および提案を行う権利を有する。報道機関はニュースを収集、編集制作、発表、伝達する権利を有する。」としている。さらに、孫旭培版は第一条第二項に「本法の規定するところの新聞の自由とは、公民がメディアを通じて、ニュースを発表、獲得し、言論、出版の自由の権利を享受、行使する権利を指す。こうした権利は憲法と憲法に基づいて制定された専門的法律の規定に違反しなければ、いずれも保護を受け、侵犯

を受けない。」とある。

「このほか、三つの文面はいずれも新聞の自由行使にあたっては必ず法律の規定する範囲内と規定しており、いずれも平時に政府はニュース検閲を実行してはならないと規定し、いずれも報道機関創設に審査許可制を実行すると規定、いずれも新聞活動の法律の最低ライン（すなわち掲載禁止内容）を規定、いずれも報道機関の訂正と弁明制度などを規定している。」としてその相似性を語る一方、その違いについては前述した王と孫の論争からも推測できるように、魏は王が1988年にChina Dailyに語った言葉を引用し、「新聞法研究室の文面は各人に個人的な新聞を作る自由があると規定されており、ほかの二つの文面にはこの問題に関するところがない。」ことであるとしている。

こうした魏永征が言及した三つの草案の内容について、より理解を深めるため、下記に孫旭培版と後掲した北京版の関係部分の原文と日訳を挙げておく。なお、日訳については閻瑾、叶柳、朱瑞璽、蔡昕悦が担当し、神尾優が整理に当たった。

### (1) 「新聞の自由」の規定

孫旭培版

(原文)

第一条 根据中华人民共和国宪法第二十二条、第三十五条和其他有关条款，为保障新闻自由，为发展社会主义新闻事业，制定本法。

本法所规定的新闻自由，是指公民通过新闻媒介发表和获得新闻，享受和行使言论、出版自由的权利。此种权利只要不违反宪法和根据宪法制定的专门法律的规定，都得到保护，不受侵犯。

第二条 新闻媒介必须为人民服务，对社会负责。国家鼓励和支持新闻工作者实行道德自律。

第三条 (一) 为保障新闻媒介发挥其社会功能，一切国家机关、社会团体和企业事业组织都应为层次不同、对象不同的新闻机关从事新闻活动提供便利条件。

(二) 国家机关和各种社会团体有向新闻机关依法提供情况和新闻材料的义务。

(三) 向新闻机关提供的情况必须真实。

(四) 公民依法向新闻机关提供情况，不应因此受到任何方面的损害。

(日訳)

第1条 中華人民共和国憲法第二十二條、第三十五條及びその他の関係条項に基づき、新聞の自由を保障するため、社会主義新聞事業を發展させるため、本法を制定する。

本法の規定するところの新聞の自由とは、公民がメディアを通じて、ニュースを發表、獲得し、言論、出版の自由の権利を享受、行使する権利を指す。こうした権利は憲法と憲法に基づいて制定された専門的法律の規定に違反しなければ、いずれも保護を受け、侵犯を受けない。

第2条 メディアは人民のために奉仕し、社会に責任を負わなければならない。国家は新聞工作者が道德自律を実行するよう励まし、支持する。

第3条 (1) メディアがその社会機能を發揮することを保障するため、すべての国家機関、社会团体及び企業事業組織はいずれも、レベルの違い、対象の異なる報道機関に新聞活動に従事する上



での便利な条件を提供すべきである。

(2) 国家機関と各種社会団体は法律に基づいて報道機関に情報とニュース素材を提供する義務がある。

(3) 報道機関に提供する情報は真実でなければならない。

(4) 公民が法律に基づいて報道機関に情報を提供する時、これによっていかなる分野での損害も受けるべきではない。

北京版

(原文)

第一条 根据《中华人民共和国宪法》和我国实际情况，为保障新闻自由，维护新闻秩序，发展社会主义的新闻事业，制定本法。

第二条 新闻自由是公民通过新闻媒介了解国内外大事，获得和传播信息，发表意见，参与社会生活和国家政治生活的一项民主权利。

公民行使新闻自由的权利时，不得危害社会的安全，不得侵害国家的、集体的利益和公民的合法权益。

国家保障公民在法律允许范围内行使新闻自由权利不受追究和侵害，同时依法制止滥用新闻自由的行为。

(日訳)

第一条 「中華人民共和国憲法」及び我が国の実際状況に基づき、新聞の自由を保障し、新聞秩序を守り、社会主義の新聞事業を發展させるために、本法を制定する。

第二条 新聞の自由とは、公民がメディアを通じて国内外の大きな出来事を理解し、情報を獲得し、それを伝え、意見を発表し、社会生活及び国家の政治生活に参加するうえでの一つの民主的権利である。

公民は新聞の自由の権利を行使する際、社会の安全に危害を与えてはならず、国家、集団の利益及び公民の合法的權益を害してはならない。

国家は公民が法律に許される範囲で新聞の自由の権利を行使することについて追究や侵害を受けないことを保障すると同時に、法律によって新聞の自由を濫用する行為を抑える。

## (2) ニュースの検閲

孫旭培版

(原文)

第八条 除国家处于总动员时期以外，不得对新闻机关传播新闻、发表言论施行任何形式的新闻检查。在实行局部动员时，新闻检查只施行于该局部地区。

机关报受本机关的管理和指导，不能视为新闻检查。但其各种管理条例、制度不得与本法相抵触。

(日訳)

第8条 国家が総動員状態にある時以外、報道機関がニュースを伝え、言論を発表することに対していかなるニュース検閲も実行することができない。部分的な動員を実行する際には、該当局部地域のみにニュース検閲を行う。

機関紙は当該機関の管理と指導を受けるが、ニュース検閲と見てはならない。しかし、各種の管理条例、制度は本法と抵触してはならない。

北京版

(原文)

第二十七条 新闻机构发表新闻应得到国家支持，受法律保护。

国家机关有义务向新闻机构提供有价值的新闻资料。但涉及机密者除外。

国家机关应建立新闻发言人制度，举行记者招待会和新闻发布会。

除在宣布紧急状态外，不进行新闻检查，主办单位对所办的新闻机构的管理，不视为新闻检查。

(日訳)

第二十七条 報道機関がニュースを発表することは国家からの支持を得、法律の保護が受けられるべきである。

国家機関は報道機関に対し価値あるニュース素材を提供する義務を有する。しかし、機密に関わるものは除外する。

国家機関はニューススポークスマン制度を設け、記者会見とニュース発表会を行うべきである。

緊急状態が宣言された時以外、ニュース検閲を行わない。設立単位が行っているところの報道機関に対する管理は、ニュース検閲とは見なさない。

### (3) 報道機関の開設

孫旭培版

(原文)

第十二条 新闻机关的创办，由国家机关、政党机关、事业企业组织，以及公民团体进行。

报纸、期刊的创办也可由自然人进行。

(日訳)

第十二条 報道機関の創設は国家機関、政党機関、事業企業組織および公民団体によって行われる。

新聞紙、定期刊行物の創刊は自然人によっても行うことができる。

北京版

(原文)

第九条 新闻报社、新闻期刊社、新闻图片社的创办，审批和出版行政管理，适用《中华人民共和国

国新闻法》。

第十条 通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂只能由国家举办。

通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂的创办和审批另行规定，其新闻活动适用本法。

(日訳)

第九条 ニュース新聞社、ニュース定期刊行物社、ニュース写真社の創設、審査認可および出版行政管理には「中華人民共和国新聞法」が適用される。

第十条 通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所は国家だけが作ることができる。

通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所の創設および審査認可は別の規定によるが、その新聞活動には本法が適用される。

#### (4) 権利、禁止・義務事項

孫旭培版

(原文)

第九条 禁止任何公民、组织或新闻机关本身利用新闻媒介从事下列活动：

- (一) 发表仇视、反对或旨在颠覆中华人民共和国的报道或言论。
- (二) 泄露有关军事机密或对国家具有特殊重要意义的科技和经济机密。
- (三) 煽动民族、种族、宗教和性别之间的歧视。
- (四) 煽动分裂国土。
- (五) 发表色情、淫秽的文字、图片或画面。
- (六) 扰乱社会治安，破坏社会秩序。
- (七) 诽谤公民或法人。
- (八) 发表足以损害中华人民共和国与其他国家友好关系的虚假的、歪曲的新闻或言论。
- (九) 违反宪法和法律的活动。

(日訳)

第9条 いかなる公民、組織あるいは報道機関も自身がメディアを利用して、下記の活動を行うことを禁ずる。

- (1) 中華人民共和国を敵視し、反対し、あるいは顛覆を意図する報道あるいは言論を發表すること。
- (2) 関係軍事機密あるいは国家にとって特殊な重要意味をもつ科学技術と經濟機密を漏洩すること。
- (3) 民族、人種、宗教及び性別間の差別を煽動すること。
- (4) 国土の分離を煽動すること。
- (5) 色情、わいせつの文章、写真あるいは画像を發表すること。
- (6) 社会治安を混乱させ、社会秩序を破壊すること。
- (7) 公民あるいは法人を誹謗すること。

(8) 中華人民共和国とその他の国家の友好關係に損害を与える虚偽の、歪曲されたニュースあるいは言論を發表すること。

(9) 憲法と法律に違反する活動。

.....

(原文)

第二十二條 新聞工作者在依法執行職業任務時，有下列權利：

(一) 從國家機關、社會團體、事業企業組織獲得新聞材料。

上述組織如拒絕提供材料，新聞機關的總編有權要求其在三天內，提出拒絕提供材料的理由，並用書面形式通知新聞機關。新聞機關有權視情況提請當地新聞評議會評議，或向人民法院起訴。

(二) 採訪國家機關、各黨派、社會團體、企事業單位公開會議並獲得會議資料；採訪各種集會、比賽、娛樂活動。

如會議對記者採訪有所限制，此類決定應由會議主持單位的負責人作出，以示負責。

(三) 一切新聞機關享有獲得情況或材料、傳播新聞的平等權利。當接受記者採訪有名額限制時，會議或活動主辦單位可委託新聞工作者協會協調處理，後者應接受這種委託。

(四) 報道和評論社會生活中的各種事件。新聞媒介獨立負責地批評危害社會生活和人民利益的錯誤行為和不良現象，而不需經過新聞機關以外的單位和個人的批准。

(五) 所採寫的新聞首先須傳送到其所屬的新聞機關，而不受阻攔。

禁止任何組織或個人在新聞工作者執行職業任務時，對其進行阻撓、威脅、迫害，或危害其人身安全。

(六) 為便利採訪和迅速傳遞新聞，在交通和通訊方面獲得優待。

(七) 本法所賦予的其它權利。

第二十三條 新聞工作者執行職業任務時，必須履行下列義務：

(一) 客觀、公正地進行報道和評論。

(二) 在報道中通常要交代新聞來源，但當材料提供者事先說明不准透露時，或當交待新聞來源有可能給新聞材料提供者帶來損害時，不得透露有可能辨認出新聞材料提供者身份的资料，以及其他個人材料。但在法庭調查時除外。

(三) 不得發表不真實的材料，損害他人名譽，構成對他人的誹謗。不得對任何公民使用蔑視或謾罵的語言，對其進行侮辱。

(四) 未經本人允許，不得發表有關個人隱私的材料，這些材料包括姓名、肖像、財產、住所、經歷、身體健康狀況、個人生活和家庭生活狀況。

但是當這些材料與社會利益和與該人的公共活動有密切聯繫時，不受此限。

(五) 不得損害司法尊嚴。

新聞工作者可以客觀報道案件發生情況、法院審理過程及判決結果。不得在報道中故意偏向於原告或被告任何一方面。不得報道非公開審理的案件。

在法院審理尚未結案以前，未經司法機關同意，不得報道偵破情況，不得報道合議庭的評議情況，不得對審理作任何評價，不得超越司法程序搶先報道判決結果。

對案件審理和判決的評論，只能在結案後進行。

(六) 不得報道法律中所规定的关系到国家安全和利益的机密。

(七) 记者和编辑不得从事招揽广告的活动。新闻媒介上的广告应有明确的标志，使受众得以与新闻区分开来。任何新闻媒介都不得刊登或播放向被报道者收费或变相收费的新闻。

(八) 本法所规定的其他义务。

(日訳)

第二十二條 新聞工作者が法律に従い職務を執行する時、下記の権利を有する：

(1) 国家機関、社会团体、事業企業組織からニュース素材を獲得する。

上記組織が素材を提供することを拒否した場合、報道機関の総編は三日以内にそれに拒否の理由を提出するとともに、書面形式で報道機関に通知するよう要求する権利を有する。報道機関は状況を見て当該地の新聞評議会に評議を請求したり、あるいは人民法院に提訴する権利を有する。

(2) 国家機関、各党派、社会团体、企業事業単位の公開会議を取材するとともに、会議資料を獲得する。各種の集会、試合、娯楽活動を取材する。

会議が記者の取材にいくらか制限を加えるとき、この種の決定は会議の主催単位の責任者によって行われ、その責任を明示しなければならない。

(3) すべての報道機関は情報あるいは素材を獲得し、ニュースを伝える平等の権利を享有する。記者の取材を受けるのに人数制限がある場合に、会議あるいは活動主催単位は新聞工作者協会に調整処理を委託することができ、後者はこうした委託を受け入れるべきである。

(4) 社会生活におけるさまざまな事件について報道、評論する。メディアは独立して、責任をもって社会生活と人民の利益に危害を及ぼす誤った行為やよくない現象を批判するが、これには報道機関以外の単位や個人の承認を必要としない。

(5) 取材して書いたところのニュースはまずその所属する報道機関に送らなければならない、それは妨げを受けない。いかなる組織あるいは個人も新聞工作者が職務を実行する時、それに妨害、脅迫、迫害あるいは人身の安全に危害を及ぼすことを禁じる。

(6) ニュースを取材し、速やかに伝えるうえで、便宜を与えるため、交通や通信面で優遇を受ける。

(7) 本法が賦与するところのその他の権利。

第二十三條 新聞工作者が職務を執行する時、下記の義務を履行しなければならない：

(1) 客観、公正に報道と評論を行う。

(2) 報道の中では通常ニュースソースを明らかにすべきであるが、素材の提供者が事前に明らかにしてはならないと説明した時、あるいはニュースソースを明らかにすることが素材の提供者に損害をもたらす可能性がある場合には、ニュース素材の提供者の身分が分かる可能性のある素材、あるいはその他の個人の資料を明らかにしてはならない。しかし、法廷調査時は除外する。

(3) 真実でない素材を公表し、他人の名誉に損害を与え、他人に対する誹謗が成り立つことをしてはならない。いかなる公民に対しても軽蔑や罵倒するような言葉を使用し、それに対し侮辱してはならない。

(4) 本人の許可を経ずに、個人のプライバシーに関する素材を公表してはならず、こうした素材

には名前、肖像、財産、住所、経歴、身体健康状況、個人生活及び家庭生活状況が含まれる。

しかし、こうした素材が社会的利益及び当該者の公共活動と密接な関連がある時、この限りではない。

(5) 司法の尊厳に損害を与えてはならない。

新聞工作者は事件の発生状況、法院の裁判過程及び判決結果を客観的に報道することができる。報道の中で原告あるいは被告のどちらかの一方に故意に偏向してはならない。非公開審理の案件を報道してはならない。

法院の審理が結審する前、司法機関の同意を経ずに、事件解決状況を報道してはならず、合議庭の評議状況を報道してはならず、審理に対しいかなる評価も行ってはならず、司法手続きを超えて判決結果を争って先に報道してはならない。

案件の審理及び判決についての評論は、結審後のみ行える。

(6) 法律に規定されているところの国家の安全及び利益に関わる機密を報道してはならない。

(7) 記者及び編集は広告を募集する活動に従事してはならない。メディアの広告は受け手がニュースと区別できるような明確の標記があるべきである。いかなるメディアも報道対象者から費用を徴収したり、あるいは形を変えた費用を徴収するようなニュースを掲載または放送してはならない。

(8) 本法の規定するところのその他の義務。

北京版

(原文)

第十九条 新闻工作者在进行新闻活动时，享有下列权利：

(一) 通过合法渠道接近新闻来源，采集新闻材料；

(二) 采访国家机关、政党、社会团体、企业事业单位并获得新闻材料。

上述被采访者提供的新闻材料必须真实。有义务提供新闻材料的国家机关如认为新闻材料不得公开或拒绝提供，应说明理由并及时通知采访者或其所属的新闻机构。新闻机构如认为理由不正当，可以向其上级机关或有关部门反映，或向新闻仲裁委员会申诉。

(三) 采访国家机关、政党、社会团体、企业事业单位举办的公开会议和与公共利益有关的公众集会。

有义务提供新闻材料的国家机关举办的公开会议和公众集会如果拒绝采访或限制采访人数，按(二)款原则处理。

(四) 报道和评论社会生活中的各种事件。

(五) 揭露和批评国家机关、政党、社会团体、企业事业单位的官僚主义、违法乱纪和一切不良现象。

(六) 转达批评、核对事实时，提出要求答复的合理期限。如果有关单位或个人没有正当理由而逾期不作答复，即视为对所询事实无不同意见。

(七) 拒绝披露新闻来源，但对本新闻机构的负责人或依法在法庭上作证时除外。

(八) 正常工作受到干扰、阻挠时，要求有关的国家机关予以排除。

(九) 因履行职务而受打击陷害、人身安全受到威胁、合法权益受到侵害时，要求有关的国家机关

予以保护，制止侵害。

(十) 因履行职务的需要，在交通、通讯和住宿方面优先安排。

(十一) 本法赋予的其他权利。

第二十条 新闻工作者在进行新闻活动时，应履行下列义务：

(一) 遵守所属新闻机构的创办宗旨和章程，受所属新闻机构的领导。

(二) 认真履行职责，真实、客观公正地报道新闻。

(三) 依照法律规定保守国家秘密，保守被采访者的业务秘密和保护他人隐私。

(四) 维护司法尊严。非经司法机关同意，不得报道非公开审理的案件和披露合议庭的评议内容。

对案件侦察、检察、审判的报道，应与司法程序相一致，对案件判决的评议，在结案后方得进行。

(五) 不得利用履行职务之便直接从事广告或其他营利活动。

(六) 严禁以新闻做交易，索取钱财，谋取私利。

(七) 本法规定的其他义务。

(日訳)

第十九条 新聞工作者は新聞活動を行う時、下記の権利を享受する：

(1) 合法的なルートを通じて、ニュースソースに接近し、ニュース素材を取材収集する。

(2) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位を取材し、併せてニュース素材を獲得する。

上述の被取材者が提供するニュース素材は真実でなければならない。ニュース素材を提供するという義務を有する国家機関が、ニュース素材を公開できないと考えた時、あるいは提供することを拒絶する時は、理由を説明し、併せて適時に取材者あるいは彼の所属する報道機関に通知すべきである。報道機関はその理由が正当ではないと考える時、その上級機関あるいは関連部門に伝達、あるいは新聞仲裁委員会に申し立てを行うことができる。

(3) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位が開催する公開会議と公共利益に関する公衆集会を取材する。ニュース素材を提供する義務を有する国家機関が開催する公開会議および公共利益に関する公衆集会が、取材を拒絶、あるいは取材する人数を制限するとすれば(2)項の原則に基づいて処理する。

(4) 社会生活の中における各種の事件を報道、評論する。

(5) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位の官僚主義、法律に違反し、規律を乱すことおよびすべての良くない現象を暴露、批判する。

(6) 批判を伝達、事実を確認する時、回答を求める合理的な期限を提示する。もし関係単位あるいは個人が正当な理由なく期限までに回答しなければ、すなわち尋ねられた事実と異なる意見が無いものと見なす。

(7) 当該報道機関の責任者あるいは法律に基づいて法廷で証言する時を除き、ニュースソースを明らかにすることを拒絶する。

(8) 正常な業務が妨害、阻害された時は、関係国家機関にそれを排除することを要求する。

(9) 職務を履行することで、打撃を受け、陥れられ、人身の安全が脅威にさらされ、合法的權益が侵害を受けた時、関係国家機関に保護、侵害制止を要求する。

- (10) 職務を履行する必要があるれば、交通、通信および宿泊面で優先的に手配される。
- (11) 本法の賦与するその他の権利。

第二十条 新聞工作者が新聞活動を行う時、下記の義務を履行すべきである：

- (1) 所属する報道機関の創設の宗旨と規約を遵守し、所属する報道機関の指導を受ける。
- (2) 職責を真剣に履行し、真実、客観公正にニュースを報道する。
- (3) 法律の規定に基づいて国家秘密を守り、被取材者の業務秘密を守り、他人のプライバシーを保護する。
- (4) 司法の尊厳を擁護する。司法機関の同意を得なければ、非公開審理の案件を報道、合議法廷の評議内容を披歴してはならない。案件の捜査、検察、審判に対する報道は司法手続きと一致させるべきで、案件の判決に対する評議は、結審後に始めて行える。
- (5) 職務を履行する便宜を利用して、広告あるいはその他の営利活動に直接従事してはならない。
- (6) ニュースを取引にし、金品を求め、私利を図ることを厳禁する。
- (7) 本法の規定するその他の義務。

.....

(原文)

第二十九条 新闻机构不得发表《中华人民共和国出版法》规定的禁载内容。

(日訳)

第二十九条 報道機関は『中華人民共和国出版法』に規定する掲載禁止の内容を發表してはならない。

### (5) 訂正と弁明

孫旭培版

(原文)

第二十四条 对于新闻机关的失实报道，公民、法人或其他团体、组织有权要求新闻机关予以更正。

新闻机关的不公正报道或评论对公民、法人或其他团体组织的名誉和利益造成并非轻微的损失，被损害者有权要求进行答辩。

当有关的组织已不复存在，要求更正或答辩的权利属于与原单位有直接利害关系的单位和个人。

当有关的个人不能而并非不愿运用这一权利时，要求更正或答辩的权利属于被损害者的配偶、父母、兄弟姐妹或其所在的单位或曾经所在的单位。

第二十五条 (一) 更正或答辩的要求应当用书面形式向新闻机关提出。

(二) 要求更正或答辩的通知书应说明：

1、发表原报道或者评论的报刊的名称、期号、版次或者页数，广播电台，电视台的名称和节目时间，新闻电影片的厂名、片名；

2、更正或答辩所涉及的原报道或评论的内容；



3、更正或答辩的理由和内容；

4、要求更正或答辩的单位的名称、地址，或公民个人的姓名，地址。

第二十六条 更正或答辩有下列情况之一者，新闻机关可以拒绝发表：

1、有违反宪法、法律、法令的内容。

2、有属于国家机密的内容。

3、有明显不真实的或者旨在诽谤、侮辱、威胁他人的内容。

4、与所涉及报道或者评论没有直接关系。

5、由于所涉及报道或评论无关的单位或个人提出要求的。

6、在报道或者评论播发六十天之后才提出的，通过邮寄的通知书以邮戳为准。

有关单位或个人不可能在较早的时间内得知新闻机关播发的内容，更正或答辩要求的提出期限可延长至九十天。

第二十七条 新闻机关在接到更正或答辩通知书后，如果不存在拒绝发表的理由，应尽快予以发表。

(一) 每周至少出版、或广播、或发稿一次的新闻机关应当在七天之内发表，其它新闻机关应当在即将出版的报刊、或拍制的新闻影片、或播放的广播节目、或在发送的新闻稿中发表。

(二) 在下列情况下，新闻机关应于三天之内，在所属的或非所属的全国性的新闻媒介上发表更正或答辩：

1、在选举期间与竞选人有关的更正或答辩。

2、不立即发表就必然产生严重危害。

(三) 任何新闻机关都应刊登所转用的其它新闻机关的报道或者评论的更正或答辩。

(四) 被要求更正或答辩的新闻机关已不复存在，原新闻机关的负责人有责任将更正或答辩在全国性报刊上发表。

第二十八条 (一) 报纸、杂志的更正或答辩应在所涉及的原报道或者评论的相同版面或栏目中发表，并采用同号字体和醒目标题。

(二) 电台、电视台的更正或答辩，应当在与所涉及的原报道或者评论的相同广播节目或播出时间里，用口语播出。

(三) 新闻纪录影片的更正或答辩还应当在全国性报纸上发表。

第二十九条 (一) 新闻机关应当无增删地发表所接收到的更正或答辩。

更正或答辩不必要地超过了有关的新闻报道或评论，或者新闻机关对所发表报道或评论不全部承担直接责任，新闻机关可以摘录发表更正或答辩，但不得有损于更正或答辩的原意。

(二) 新闻机关在本法有关发表更正或答辩的规定范围内，与要求者达成协议，可以改变方式予以发表。

(三) 录音、录像、影片中被更正或答辩的部分应当停止播放。

第三十条 (一) 本章涉及的更正或答辩不能以读者来信的形式发表。

(二) 当更正或答辩署上真实姓名发表可以构成对要求者的损害时，更正或答辩可以用笔名发表，真实姓名只通报给新闻机关的编辑部。

(三) 新闻机关对更正的内容不得在同一期报刊或同一次广播中加以评论；对答辩发表评论，须限于有事实根据的意见。

第三十一条 新聞机关发表更正和答辩不应向要求者收取费用，除非更正或答辩超过原报道或评论的篇幅，超过部分按广告标准收费。

第三十二条 新聞机关拒绝刊登更正或答辩，或刊登更正或答辩未按第二十九、三十、第三十一条的规定去做，要求更正或答辩者可向人民法院申诉，要求重新刊登更正或答辩。

(日訳)

第二十四条 報道機関の事実と異なる報道に対して、公民、法人あるいはその他の団体、組織は報道機関に訂正を求める権利を有する。

報道機関の不公正な報道あるいは評論によって、公民、法人あるいはほかの団体組織の名誉および利益にけっして軽微ではない損失がもたらされた時、その被害者は弁明を求める権利を有する。

関係組織がすでに存在しなくなった時、訂正あるいは弁明を求める権利は原単位と直接的な利害関係をもつ単位あるいは個人に属する。

関係個人がこの権利をけっして運用したくないのではなく、できない時、訂正あるいは弁明を求める権利は被害者の配偶者、父母、兄弟姉妹あるいはその所在単位あるいは所在していた単位に属する。

第二十五条 (1) 訂正あるいは弁明の要求は書面によって、報道機関に提出すべきである。

(2) 訂正あるいは弁明を求める通知書には次の点を明らかにすべきである：

- 1、原報道あるいは評論を発表した新聞刊行物の名称、号数、版数あるいはページ数、ラジオ局、テレビ局の名称と番組時間、ニュース映画の製作所名、映画名。
- 2、訂正あるいは弁明に関係するところの原報道あるいは評論の内容。
- 3、訂正あるいは弁明の理由と内容。
- 4、訂正あるいは弁明を求める単位の名称、住所、あるいは公民個人の姓名、住所。

第二十六条 訂正あるいは弁明は下記の情況の一つがあるものについては、報道機関は発表を拒絶することができる。

- 1、憲法、法律、法令に違反する内容のあるもの。
- 2、国家の機密に属する内容のあるもの。
- 3、明らかに真実でないものあるいは他人を誹謗、侮辱、脅迫を意図する内容のあるもの。
- 4、関連する報道あるいは評論と直接関係のないもの。
- 5、関連する報道あるいは評論と関係がない単位あるいは個人によって要求が提出されたもの。
- 6、報道あるいは評論が伝えられて60日後に始めて提出されたもの、郵送を通じた通知書は消印を基準とする。

関係単位あるいは個人が比較的早い時期に報道機関が伝えた内容を知ることが不可能な場合には、訂正あるいは弁明の要求の提出期限を90日まで延長できる。

第二十七条 報道機関は訂正あるいは弁明の通知書を受け取った後、もし発表を拒絶する理由がないとすれば、速やかに発表すべきである。

- (1) 毎週少なくとも一回出版、あるいは放送、あるいは送信する報道機関は7日以内に発表すべきであり、その他の報道機関は近く出版される新聞刊行物、あるいは制作されるニュース映画、あるいは放送されるラジオ番組、あるいは送信されるニュース原稿の中で発表すべきである。

(2) 下記の状況のもとでは、報道機関は3日以内に、所属しているところあるいは所属してはいない全国的なメディアに訂正あるいは弁明を公表すべきである。

- 1、選挙期間における立候補者に関する訂正あるいは弁明。
- 2、すぐ発表しないと必然的に重大な危害が生じるもの。

(3) いかなる報道機関も転用したところのその他の報道機関の報道あるいは評論の訂正あるいは弁明を掲載すべきである。

(4) 訂正あるいは弁明を要求される報道機関がすでになくなっている時、原報道機関の責任者には訂正あるいは弁明を全国的な新聞刊行物に発表する責任を有する。

第二十八条 (1) 新聞紙、雑誌の訂正あるいは弁明は関連するところの原報道あるいは評論と同じ紙面あるいは記事欄の中で発表、併せて同じ字体と目立つ見出しを採用すべきである。

(2) ラジオ局、テレビ局の訂正あるいは弁明は関連するところの原報道あるいは評論と同じラジオ番組あるいは放送時間に口頭で放送すべきである。

- (3) ニュース記録映画の訂正あるいは弁明については全国的な新聞紙上に発表すべきである。

第二十九条 (1) 報道機関は修正せずに受け取ったところの訂正あるいは弁明を公表すべきである。

訂正あるいは弁明は不必要的に関連する報道あるいは評論を超えたり、あるいは報道機関が発表したところの報道あるいは評論に対して直接的責任のすべてを負わない場合は、報道機関は訂正あるいは弁明を要約して発表できるが、訂正あるいは弁明の原意を損ってはならない。

(2) 報道機関は本法の訂正あるいは弁明の発表に関する規定範囲内で、要求者と取り決め合意した場合は、方式を変えて発表できる。

- (3) 録音、録画、フィルムの中で訂正あるいは弁明された部分は放送中止すべきである。

第三十条 (1) 本章が関連する訂正あるいは弁明は、読者から投書という形式で発表してはならない。

(2) 訂正あるいは弁明に本名署名のまま発表され、それが要求者に対する損害を構成する場合は、訂正あるいは弁明をペンネームを使い発表でき、本名はただ報道機関の編集部に伝達する。

(3) 報道機関は訂正の内容に対して同じ号の新聞刊行物あるいは同じ回のラジオ番組で評論を加えてはならない。弁明に対する評論発表は、事実根拠がある意見に限られなければならない。

第三十一条 報道機関は訂正および弁明が原報道あるいは評論の紙幅を超えない限り、要求者から費用を受け取ってはならず、超える部分は広告基準にあわせて費用を取る。

第三十二条 報道機関が訂正あるいは弁明を掲載することを拒絶、または訂正あるいは弁明を掲載するにあたり、第二十九、三十、三十一条の規定に合わせて行わない時は、訂正あるいは弁明を求める人は人民法院に訴え、訂正あるいは弁明を改めて掲載することを求めることができる。

北京版

(原文)

第三十条 新闻机构不得发表失实的新闻。

发现新闻失实，新闻机构应当及时更正。

受权发表的新闻失实，由授权者更正。

国家机关提供不真实的情况而造成的新闻失实，由提供情况的国家机关更正。

采用或转载（播）其他新闻机构的新闻失实，在播发或原载的新闻机构更正后，采用或转载（播）的新闻机构也应更正。

第三十一条 公民、法人和其他社会组织，发现新闻失实，有权要求新闻机构发表更正或答辩。

新闻机构收到更正或答辩的要求，只要认定这种更正或答辩是有根据的，没有违反法律和社会公德，并没有其他不予发表的正当理由，就应当及时发表更正或答辩。如果这种更正或答辩失实，由更正者或答辩者承担法律责任。

第三十二条 新闻机构对于非故意原因造成的一般失实新闻，只要应当事人的要求，及时地发表了更正或答辩，并明确承认其是真实的，即视为已经履行了新闻失实的法律责任。

第三十三条 新闻机构认定新闻的基本事实属实，或认为更正、答辩不宜发表，应在收到更正或答辩要求以后，及时通知当事人。逾期不通知的，或没有正当理由而拒绝发表更正或答辩的，当事人可以向新闻机构的主办单位反映，或向新闻仲裁委员会申请，或向人民法院起诉。

（日訳）

第三十条 報道機構は事実と異なるニュースを公表してはならない。ニュースが事実と異なることを発見した場合、報道機関は適時に訂正しなければならない。

権限を授けられたニュースが事実と異なる場合、授権者により訂正される。

国家機関が真実ではない情報を提供することによって、ニュースが事実と異なることを引き起こした場合、情報を提供した国家機関により訂正される。他の報道機関から採用あるいは転載（放送）したニュースが事実と異なる場合、放送あるいはもともと掲載した報道機関が訂正した後、それを採用あるいは転載（放送）した報道機関も訂正すべきである。

第三十一条 公民、法人およびその他の社会組織は、ニュースが事実と異なることを発見した場合、報道機関に訂正あるいは弁明を公表することを求める権利を有する。

報道機関は、訂正あるいは弁明の要求を受けて、その訂正あるいは弁明に根拠があると認定され、法律と社会公德に違反せず、併せてその他の発表しない正当な理由がなければ、適時に訂正あるいは弁明を公表すべきである。もしその訂正あるいは弁明が事実と異なる場合、訂正者あるいは弁明者が、法律責任を負う。

第三十二条 報道機関は、故意ではない原因によりもたらされた一般的な事実と異なるニュースに対し、当事者の要求に応え、適時に訂正あるいは弁明を公表し、併せてそれが事実であると明らかに認めさえすれば、事実と異なるニュースについての法律責任を履行したものと見なす。

第三十三条 報道機関は、ニュースの基本的事実が事実だと認定し、併せて訂正、弁明の発表が適当ではないと考えた場合、訂正あるいは弁明の要求を受けた後、当事者に適時に通知すべきである。期限を超えて通知しない、あるいは正当な理由もなく訂正あるいは弁明を公表することを拒絶した場合、当事者は報道機関の主宰単位に伝えるか、あるいは新聞仲裁委员会に申請、あるいは人民法院に提訴することができる。

このほか、孫旭培版は第三者機関として次のような「新聞評議会」の設置を打ち出している。一方、北京版は上記のように「新聞仲裁委員会」を挙げているが、その組織や職能については明記し

ていない。

(原文)

第三十五条 设立全国新闻评议会，受全国人民代表大会教科文卫委员会管理和指导。

第三十六条 全国新闻评议会在下列方面对全国的新闻事业起评议、咨询和监督作用：

- (一) 监督新闻法的实施；
- (二) 提出制定和修改有关新闻法规的建议；为国家制定关于新闻事业的政策提出咨询和意见；
- (三) 对国家制定新闻事业的发展规划提出建议；
- (四) 评议新闻工作中带有倾向性的问题，提出改进的建议；
- (五) 评议新闻机关和新闻工作者对新闻法和新闻事业职业道德规范的遵守情况，提出有关建议；
- (六) 应省级以上人民法院要求，对法院仲裁关于新闻事业的重大纠纷提供咨询。

第三十七条 (一) 全国新闻评议会由会员三十人组成；

(二) 全国新闻评议会会员成分是：全国人大代表、全国政协委员占三分之一，新闻界人士占三分之一，其余三分之一由社会各界代表人士组成。会员中应有三到五名法律界人士。

第三十八条 全国新闻评议会的主席一人和副主席三到四人、秘书长一人，由全体会员选举产生。

第三十九条 全国新闻评议会每年至少召开两次全体委员会议，并向全国人民代表大会教科文卫委员会提交年度书面报告，或者其它专题报告。

第四十条 省、自治区、直辖市相应建立地方新闻评议会，其组成和工作方针由各省、自治区、直辖市人民代表大会常务委员会参照全国新闻评议会的方法制定。

(日訳)

第三十五条 全国新聞評議会を設立し、全国人民代表大会教育科学文化衛生委員会の管理と指導を受ける。

第三十六条 全国新聞評議会は下記の分野で全国的な新聞事業に対して評議、諮問およびと監督の作用を果たす。

- (1) 新聞法の実施を監督する。
- (2) 関係新聞法規の制定と修正に関する意見を提出する。国家の新聞事業に関する政策の制定に諮問や意見を提出する。
- (3) 国家の新聞事業の発展計画制定に対して提案を行う。
- (4) 新聞工作中で傾向性がある問題を評議し、改善の提案を行う。
- (5) 報道機関と新聞工作者の新聞法と新聞事業職業道徳規範に対する遵守状況を評議し、関係提案を行う。
- (6) 省級以上の人民法院の要求に応え、法院が新聞事業に関する重大な紛糾を仲裁することに対して諮問を行う。

第三十七条 (1) 全国新聞評議会は会員 30 名により組織する。

(2) 全国新聞評議会会員の構成は、全国人大代表、全国政協委員が三分の一を占め、新聞業界人士が三分の一を占め、残りの三分の一は社会各界の代表人士によって組織される。

会員の中に法律界の人士 3～5 名がいるべきである。

第三十八条 全国新聞評議会の主席 1 人と副主席 3～4 人、秘書長 1 人は、全会員の選挙で選出される。

第三十九条 全国新聞評議会は少なくとも毎年二回全体委員会議を行い、併せて全国人民代表大会教育科学文化衛生委員会に年度書面報告を提出、あるいは他の特定テーマの報告を行う。

第四十条 省、自治区、直轄市は相応の地方新聞評議会を創設し、その組織と活動方針は各省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会により全国新聞評議会の方法を参照して制定される。

ちなみに、上海版については魏永征が「我が国の新聞伝播法の体系」(《我国新闻传播法的体系》)の中で明らかにしたところによると全 9 章 75 条からなる。下記はその一部の条項の原文である。参考にされたい。

[http://www.66wen.com/05wx/xinwen/xinwen/20060831/20472\\_6.html](http://www.66wen.com/05wx/xinwen/xinwen/20060831/20472_6.html)

总则、新闻机构、新闻工作者、新闻的发表、更正与答辩、新闻纠纷仲裁、法律责任、涉外新闻活动、附则。

第一条 保障公民的言论出版自由。

第二条 新闻自由是言论出版自由在新闻活动中的体现。公民有通过新闻媒介了解国内外信息和表达意见，对于任何国家机关和国家工作人员提出批评和建议的权利。新闻机构有搜集、编制、发表、传播新闻的权利。

国家机关、政党、社会团体、科学文化教育机构及其他取得法人资格的组织均可申请或联合申请出版报刊。

第五十九条 下列行为是对新闻自由的侵犯。

对公民向新闻机构提供情况、发表意见进行阻挠或打击报复。

对新闻工作者的正常工作进行阻挠、压制、恐吓、或者进行打击报复。

非法阻止新闻出版物的发行和新闻的传播。

第六十条 新闻自由受到侵犯的新闻机构、新闻工作者和其他公民，可向侵害人的上级机关或者监察机关提起申诉，也可以向法院起诉。

### 3. 于建嵘の「中華人民共和国新聞法（草案）——一人の新聞と法律工作者の提案」(《中华人民共和国新聞法（草案）——一个新闻和法律工作者的建议》)

1984 年に当時 20 余歳であった于建嵘は「中華人民共和国新聞法（草案）——一人の新聞と法律工作者の提案」(《中华人民共和国新聞法（草案）——一个新闻和法律工作者的建议》)を書いている。

于の「草案」は全 5 章 38 条からなる。于によれば「第一章は『総則』であり、計 8 条、主に立法に関する原則と任務。第二章は『新聞の活動機関』であり、計 9 条、『社会管理機関』と『業務機関』の二つの部分に分けている。第三章は『新聞工作者』であり、計 12 条、『新聞工作者資格』

と『新聞工作者の権利と義務』に分けている。第四章は『新聞管理』であり、計7条、それぞれ各方面の違法責任を規定している。最後は『その他』であり、主に新聞に関する国際協力と法律の解釈権問題である。書き終えた後、私は何部かタイプし、中共中央、全人代および国務院などの機関に直接送った。」「一か月足らずのうちに、北京からの手紙を受け取った」、その返事は、中国社会科学院新聞研究所で新聞法の研究に従事していたが、法制報の評論部主任に移動した張宗厚からのものであった。

それに対し、予は長文の手紙を出し、感謝の気持ちを伝えるとともに、「新聞法」に対してのかれ自身の考えを伝えた。その中で予は「私は、新聞立法の全体的原則と主要任務は『公民の言論出版の自由の政治的権利を新聞事業の上に体现するものである。すなわち新聞の自由の具体化であり、法律規範の形式によって、人民のメディアを通じて国内の事態を理解し、各種意見を表現する権利を保証するものである。人民には報道機関の創設と新聞事業管理の権利があることを確保し、新聞工作者には取材の自由と批評の自由の権利があることを確保するとともに、併せてそのためにこれに相応した義務を規定する。ものであると考えていた。まさにこの原則に基づいて、私は自分が起草した『新聞法』の第一章第一条に『中華人民共和国新聞法は憲法を根拠とし、新聞の自由の原則に基づき、我が国各民族人民の新聞実践の具体的経験および実際状況に結びつけて制定されるものである。』と規定した。私は次のように考えた。新聞の自由の基本的内容は、新聞の道具を人民大衆が効果的に自己の民主的権利を行使する上での武器とする、新聞の道具を通じて人民大衆の願望、気持ち、要求、声を十分に反映させ、国家機関と国家公務員に対して輿論の監督を行う、新聞工作者の取材を行い、真実の状況を報道、調査、研究する権利を尊重、保護する、真理を堅持し、実践の中から真理を求める作風を提唱する、記者の想像力と主道性を励ます、ところにある。そのために、私は第四条に『法律に合わせ、中華人民共和国公民は民族、種族、言語、宗教信仰に関係なく、メディアを通じて意見を表現、発表し、ニュースを出版、伝える機関や団体を作り、新聞紙やその他の形式のニュースを発行出版し、政府のメディア管理に参加する権利を享受する。』と規定した。」（于建嵘：寻找为新闻立法的张宗厚先生：<http://www.blogchina.com/20090903799411.html>）と書いたことが語られている。ここに于建嵘の「中華人民共和国新聞法（草案）——一人の新聞と法律工作者の提案」の趣旨を見て取ることができるであろう。

もっとも、予がこの一文を書いた理由は「新聞立法に尽くした張宗厚先生を探す」という表題にあるように、連絡が取れなくなった張を探すためであった。

その一文を読んだ呉飛浙江大学教授は「新聞立法に関する往時のことども」（关于新闻立法的那些往事）と題する一文（[http://linkwf.blog.hexun.com/37719844\\_d.html](http://linkwf.blog.hexun.com/37719844_d.html)）の中で、呉が大学院生時代に、張のジャーナリズム理論などの著書や新聞立法に関する論文を読んだことを紹介し、「張宗厚先生はわが国の新聞法研究に対し一定の貢献があったというべきであろう」と述べている。呉はさらに陳力丹との会話から、張宗厚、孫旭培、陳力丹が同窓であり、張と孫が中国社会科学院で新聞法の領域を特に研究する院生であったことも紹介している。

その張宗厚の研究成果については拙稿「中国の『新聞法』論議考」でも引用しているが、張の生い立ちなどについては胡楠の一文（向维辛斯基挑战的张宗厚：<http://www.ibiblio.org/pub/packages/ccic/org/bjs/cs/104/78>）に詳しい。

胡の一文は「張宗厚は中国の新聞法の最も早い研究者の一人であり、81年から『百科知識』、『中国新聞年鑑』、『民主と法制』などの刊行物に文章を発表し、『新聞法』の速やかな制定を呼び掛けてきた。彼は『新聞法』を制定するのは新聞活動領域の中で人治から法治への転換を実現することであり、新聞活動の管理を法治の軌道に組み込み、公民と新聞従業員の新聞の自由の権利をして法律の保障を受けさせるものであると考えた。彼は請われて全国人民代表のために新聞立法を建議する提案を起草し、当時の中共の指導者から『同意する』という指示を受けた。その後、全人代が新聞出版法を正式に起草討論する段になると、張宗厚は外に除外されてしまった。その主な理由は『奔放すぎる』（原文：「太放肆」）というものであった。」とするとともに、ある座談会での張の発言を紹介している。張は「中国は現行の管理制度を改め、追徴制を主とし、予防制を副とする方法を実行すべきである。新聞法の着眼点は新聞の自由を保護、わけても批評の自由を保護すべきである。新聞の自由制度を打ち立てると同時に、新聞刊行物登記制度を開放し、公民に自由に新聞を創刊する権利を持たせるべきである。」と語ったとされる。そして、同文は次のような中国が現代法治に向かう10の原則を張が打ち出したとしている。「1.自由の原則 2.平等の原則 3.公正の原則 4.民主の原則 5.効率の原則 6.制約の原則 7.監督の原則 8.公民主体の原則 9.司法独立の原則 10.法律至上の原則」。確かに、「奔放すぎる」内容だといえるが、いまの憲政運動にもつながる原則だともいえよう。

話を于建嶸に戻すと于の「中国の改革ロードマップとタイムテーブル」（中国改革路线图与时间表）の「第三、新聞言論の自由は開放社会の必要条件である」の「(三)」は「新聞立法を推進し、言論の自由、出版の自由および輿論監督の権利を保証する。新聞検閲制度使用を制限し、公共言論に対する政府の権力行使を規範化し、言論による罪状認定を禁止し、民衆により多くの表現の権利を与え、新聞工作者の権利を保護する。」と指摘するとともに「2015年に新聞法を誕生させる。」（于建嶸：中国改革路线图与时间表・徐昕）としている。

#### 4. 咎愛宗の『『新聞出版法』公民提案稿草案』（『《新闻出版法》公民建议稿草案》）

1969年生まれのだうあいそうは多年にわたり記者、編集に従事し、現在、独自に執筆活動を続けている。この彼が30歳の時、1999年に『第四の権力—輿論監督から新聞法治へ』（《第四种权力—从舆论监督到新闻法治》）（民族出版社1999.11）を企画出版した。その裏表紙に1998年10月に当時就任間もない朱鎔基首相が中央テレビ局を視察した際「焦点訪談」番組のためにしたための題辞「輿論の監督 大衆の喉舌 政府の鏡 改革の先兵」（輿論監督 群众喉舌 政府镜鉴 改革尖兵）という中国語で16文字を転用、その斜め下にピューリッターのことば「もし一つの国家を大海を航行する船に例えれば、新聞記者は船の先頭に立つ水先案内人である。彼は無限の海上のすべてを観察し、海上の不測の事態と浅瀬暗礁を見守り、適時に警報を発しなければならない。」を引用しているが、ここに同書を出版した意味が込められているといえよう。また同書の中で「天理民心を擁する—新聞記者が21世紀の中国新聞業の『第四の権力』に本当に入ろうとするならば、ジャーナリズムと正義が不可分であり、現実的意義から言えばニュースを探すのは正義を探すことであり、ジャーナリズムを信ずることは正義を信ずることであることを知らなければならない。ニュースの力は正義の力でもあり…」（p.385）と指摘するように、記者を「正義」を具現化する職業ともとら



えている。

そして、「七星百科」第23号 (<http://ibeidou.net/?p=21639>) は「新聞法」についての「5. 学者の意見」を紹介した中で魯愛宗を次のように紹介している。

「魯愛宗：西側資本主義制度の国家において、民衆はメディアを立法、政府（行政、執法）、司法三権分立以外の第四の権力と呼び、憲法が公民に付与した新聞の自由、言論の自由および出版の自由の権利を保障するものであり、この三大自由権はいずれも公民の享受するところの天賦の人権であり、民主と文明社会の神聖にして侵すべからざる公民の権利である。一つの民主国家にとっては、新聞の自由とは圧力鍋の弁のようなものであり、圧力が一定の程度に達すると、それは自動的に開き、圧力鍋の安全を保障するため、一部の圧力を逃がす。もしも、弁が開かないとすれば、圧力が一定程度に達すると、どんなに厚い圧力鍋であっても耐えられることができず、爆発する。」。このような紹介は魯の思想傾向を指摘したもので、魯が西側のジャーナリズムの影響を受け、「第四の権力」という位置づけから「新聞の自由」を保障する「新聞法」制定の必要性を認める立場にあることを示している。

「新聞法」はもとより、同時に起草が始まった「出版法」も制定されていない状況の下で、2005年に一人の公民として魯愛宗はその二法が制定されるまでの過渡的性格をもった提案である（『新聞出版法』公民提案稿草案）（『《新闻出版法》公民建议稿草案』）（《新闻出版传播管理条例》（新闻出版管理办法）公民建议稿草案とも称する。）を公表したのである。

## 5. 憲政運動と「新聞法」（『J&M 第6号』拙稿「胡績偉の遺産」・『J&M』本号拙稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照）

胡績偉は1989年の学生たちを中心とした民主化運動に関連し、「新聞の自由がなければ真の安定はない」（「没有新闻自由就没有真正的安定」）と題する論文を1989年5月8日付世界経済導報に載せた。その中で胡は「我々が提唱する新聞の自由は憲法と法律の範囲内の新聞の自由であって、憲法と法律に違反したものは、新聞の自由とは呼ばない」、「新聞立法の目的に対しての意見の違いも基本的に統一され、新聞の自由に対して、保護かそれとも制限かの問題も基本的に解決した。比較的一致した認識は、新聞立法の目的は新聞の自由を保護するというものである」、「我々が擁護するところの新聞の自由とは、公民全体の新聞の自由であり、ただ単に新聞工作要員の新聞の自由ばかりではない」、「我々が新聞法を制定することで保護しようとする対象は公民全体であり、ただ単に新聞人員に限るものではない」とし、安定促進に果たす「新聞の自由」の機能について以下の五項目（要旨）を挙げて説明した。

① 憲法の範囲内の新聞の自由を尊重すれば、人民も憲法を尊重、順守し、憲法のもとで団結する。こうすれば根本から社会の安定を保障することになる。…

② 人民が新聞の自由を十分享受すれば、情報公開、政治の透明度、世論の監督が向上し、党と政府の政策決定に誤りを少なくさせる。…

③ 新聞の自由は人民と政府間の相互理解を促すことができるとともに、不満の「はけ口」としても機能し、社会の安定維持にも役立つ。…

④ 新聞の自由は社会正義を育て悪を抑える機能を果たし、矛盾を緩和でき、激化させない。…

⑤ 新聞の自由は党中央、国務院の民主的権威を擁護するのに役立つ。…

そして、胡は「これから分かるように、新聞立法を強め、新聞の自由を保護することはひとつの民主国家が長期に治められ安定するうえでの重要施策である」と指摘した。

全人代代表を解任された胡績偉は2010年10月1日、李鋭らとともに全国人民代表大会常務委員会宛の「憲法35条を執行し、予審制を廃棄し、公民の言論出版の自由を実現しよう」と題する公開書簡（「執行憲法35条、废除预审制、兑现公民的言论出版自由一致全国人民代表大会常務委員会的公开信」<http://tech.groups.yahoo.com/group/netdigest/message/5076?var=1>）を発表した。

同書簡は冒頭「中華人民共和国1982年憲法第35条に『中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する』と明記されている。この条文は28年にわたって実現されず、党政機関の制定する『執行』細則によって否定されている。こうした原則では承認具体的には否定というエセ民主は世界の民主史上の醜聞になっている」とした上で、中国の言論出版の自由の現状は政治体制改革についての温家宝首相の米国での発言などがCCTVの報道では削除されていることなどを指摘し、それは党中央や国務院を凌ぐ「目に見えない黒い手」の「中央宣伝部」のやっていることであると批判し、「審査承認制」から「追徴制」にするよう求め、全国人民代表大会にすぐに新聞出版法制定に着手し、メディアを「党の喉舌」から「社会の公器」へ転換させるよう求め、以下の八項目を「具体的提案」として提示した。

① メディアの主管単位を解消し、主宰単位が独立して責任を負う、出版単位の社長総編集責任制を真に実行に移す。

② 記者を尊重し、「無冠の帝王」としての社会的地位を打ち立てる。…

③ メディアが省を超えて輿論監察を行うことの制限を解消し、中国の記者が中国全土で取材報道を行う権利を保障する。

④ インターネットは社会情報や公民の意見の重要な交流のプラットフォームであるので、確かに国家機密に抵触する情報や公民のプライバシーを侵す言論を除き、インターネット管理部門は勝手にネットの貼り付け、書き込みを削除してはならず、インターネット特務を解消し、「五毛党」（筆者注：5毛（角）の報酬をもらいネットをチェックなどする集団）を解消し、「突破方法」に対する技術的制限を解消する。

⑤ 党史にはタブーはなく、中国公民は執政党の罪過を知る権利を有する。

⑥ 『南方周末』と『炎黄春秋』を民営の新聞雑誌に変えることを許し、道を探る試行点とする。…

⑦ すでに中国に戻った香港、マカオの書籍新聞雑誌を大陸で公に発行することを許す。…

⑧ 各級宣伝部門の職能を変え、いくつもの「認めず」を制定することから情報の正確さ、適時、滞りない流通を保障することに変える。…

その後、2012年12月4日、習近平総書記が現行憲法公布施行30周年首都各界記念大会で「党の18全大会は法律により国を治めることが党の人民を指導して国家を治めるうえでの基本方略であり、法治は国を治め政治を処理する上での基本方式であり、国家の治政と社会管理の中での法治の重要な役割をより重点的に発揮させ、全面的に法律により国を治めることを推進し、社会主義法

治国家建設を速めなければならない。この目標の要求実現には、憲法を全面的に貫徹しなければならない。」「憲法の命は実施にあり、憲法の權威も実施にある。」と述べた（習近平：在首都各界紀念現行憲法公布施行30周年大會上的講話 新華網北京12月4日電）ことで、憲政運動に弾みがつくことになるが、その一か月前の同年11月に開かれた北京大学憲法・行政法研究センターと『炎黄春秋』誌共同主催の「改革コンセンサスフォーラム」（「改革共識論壇」）が採択したアピールの「三、表現の自由を尊重する」の中の「(2) 新聞出版が不必要な制限を受けている」ことに対して、「新聞出版領域の管理は事前の政治的関与から、事後の法的監督に轉換し、違法に出版された情報については事後に法的責任を追究すべきである。」とするとともに、「現行の憲法がいまだ効果的に実施されておらず、憲法35条の規定する基本的権利がいまだ効果的に保護されていないことにかんがみ、言論と出版の自由の法的保障を着実に強化するとともに、言論出版の自由の法的境界を明確に確定するため、『新聞法』制定の必要がある。」としている。

## 6. 「メディア監督法」（「新聞監督法」）について

2007年の全人代で「メディア監督法」（「新聞監督法」）に関する議案が王維忠吉林医科大学教授によって提起され、その継続として2012年には「輿論の監督」の効果を上げるため、取材権を中心に記者、ルポルタージュ作家などの権利の保障の法制化を目指す同「法」の「全人代表の『メディア監督法』議案に関する意見聴取稿」（「人大代表关于《新聞監督法》议案征求意见稿」）がネットにアップされている。

「全人代表の『メディア監督法』議案に関する意見聴取稿」をアップした石野（中国独立調査新聞人）のブログ（[http://blog.sins.com.cn/s/blog\\_3f75535201010var.html](http://blog.sins.com.cn/s/blog_3f75535201010var.html)）は、冒頭「中国新聞界はずっと関係する法律をもつてなく、中国の新聞記者と作家はずっと自己の合法的權益を保護することのできる法律法規をもつことを願ってきた。」と述べ、「反家庭暴力法議案」を全人代に提案し、その立法化に実績を上げている王月娥湖北代表が「中国に毎年新聞記者ルポルタージュ作家の正常な取材が悪意をもって妨害されることが多く発生するとともに、不法分子が記者作家に打撃報復を行い、地方の官僚が手中の公権を利用しいわれのない罪名によって記者作家を殺害する悪辣な事件が何件か発生していることを様々な方法で知ったことによって、この代表に全人代に『メディア監督法議案』を提起することを決意させた。」として、もともと貧しい山村の代用教員であったこの湖北代表を通じて「議案」を提出すべく、一年にわたり、多数の記者や作家の支援を受けて完成させた「全人代表の『メディア監督法』議案に関する意見聴取稿」をアップしたとある。

その「意見聴取稿」は「メディアは党と人民の代弁者であり、人民政府と人民大衆をしっかりと結び付ける紐帯である。新聞記者、ルポルタージュ作家およびネット活動家など関係ある業種に従事する者にとっては、党の正しい方針政策を宣伝、社会正義の氣風を広く宣揚する責任を背負うとともに、反腐败清廉提唱、法律規律に背く分子の醜惡な事實真相を暴露する義務も担っている。メディアと多くの文学工作者が法律に依り実行する輿論の監督は適時に先進を謳歌し、光明を賞賛し、正氣を広く宣揚するばかりでなく、我々の社会の中の各種腐敗分子、特に様々な類の官僚の違法犯罪行為に対し、強力な打撃と衝撃を与える。」として、「輿論の監督」にはメディアの記者や作家の取材活動に対し、法律による保護が必要であると主張、「メディア監督法」に含まれるべき内

容を次のように列挙している。

#### 一、总则：

- 1、出台本法的重要意义和必要性；
- 2、规定新闻媒介独立负责的地位和作用。

二、新闻媒介指广播、电视、报纸和刊物、网络及手机等。

三、记者资格认定，证件获取。

四、新闻媒介和记者的义务。

五、规定中国作协、省市作协及报告文学作家和纪实文学作家的采访权利和言论权利。

六、有序地规范和引导网络、博客及微博等新兴媒介入公共事件和社会事件，对依事实举报、公开和揭露的案情若经有关司法部门查实的，应依法加以对发帖者的合法权益和人身安全保护。

#### 1、新闻媒介

- ①及时宣传中国共产党的政策方针，弘扬正义。
- ②揭露腐败和违法犯罪分子的违法犯罪事实。
- ③其它。

#### 2、新闻记者及作家

- ①采访报道，必须实事求是。
- ②维护新闻媒体的权益。揭露腐败，倡导廉洁。
- ③其它。

#### 五、新闻媒介和记者的权利

##### 1、新闻媒介。

- ①新闻发布权。
- ②对腐败和违法犯罪事实的报道权。
- ③其它。

2、新闻记者、作家（特别是报告文学作家和纪实文学作家）以及新闻有关的从业人员，比如民间维权网站、民间打假人士及对有关新闻线人或爱好者：

- ①享有知情权。

- ②无过错合理怀疑权。
- ③批评建议权，对事实报道不受法律追究权。
- ④人身安全保障权。

## 六、法律责任。

- 1、对记者权利的保护。
- 2、对记者人身安全造成伤害者，根据情节轻重依照《行政诉讼法》、《行政处罚法》、《刑事诉讼法》、《刑法》等相关法律处罚。
- 3、对拒绝采访、暴力抗拒采访的人或单位，作出处罚规定；对负有领导责任的相关责任人大力依照党纪法规进行严罚。
- 4、对记者和作家不能实事求是报道，甚至对当事人及其单位进行诽谤和诬陷，给当事人及其单位（或企业）造成政治、经济损失者，依据情节轻重，追究记者和作家个人的法律责任，并附带民事责任，刊发报道的新闻媒体及相关网站应负有连带责任。
- 5、以上处罚由公安、法院或地方司法部门依情节轻重和社会影响的程度进行裁决。

七、附则：若《新闻监督法》不能尽早出台，全国人大常委会可以委托国务院出台相关法规或由最高人民法院、全国人大常委会尽快出台司法解释以保证新闻记者传媒的采访报道权。依法保护记者的人身安全，依法保护舆论监督，这不但是反腐倡廉的需要，更是全社会和全国人民的期望。

こうした「メディア監督法」制定の動きは「新聞法」をめぐる新しい流れといえ、その帰趨が注目される場所である。

## 7. 「新聞法」をめぐる現状

当面、中国では「新聞法」制定について、党と政府が消極的なのに加えて、学者、研究者、実務者間でコンセンサスを得るに至っていない。2009年11月17日、北京外国語大学国際コミュニケーション研究センターが開催した「中国の新聞立法の回顧と展望」シンポジウム (<http://www.chinaelections.org/printnews.asp?newsid=174226>) では様々な意見が出された。

王占陽中央社会主義学院政治学教研室主任・教授は「まず、中国の新聞立法の必要性和緊急性である。中国の改革はいま十字路に差し掛かっていて、歩み続けていけるか否か極めて大きな問題である。私の基本的判断は、改革の失敗には必要性を伴い、成功には偶然性を伴ない、情勢は非常によくないというものである。腐敗の蔓延はすでに恐ろしい程度まで発展し、すでに政権の生死存亡にまで重大な危害を与えている。…政治体制改革をすることのみによって始めて中国を救うことができ、その政治体制改革の突破口は新聞の自由にある。新聞の自由の発展が無ければ、政治体制改革全体は完全に死に将棋となる。新聞の自由には法律の保障が必要であり、新聞の自由を保障する法律は国家全体の命運がかかる大きな将棋の中におけるキーポイントとなる一手である。」としながらも「権力が高度に集中した体制の下では、ひとまとまりの新聞の自由を保障する法律を生み出

すことは不可能である。…我々は様々な方法を考えて、現在ある法律に関係ある新聞の自由を保障する条例を加えるべきであり、この種の漸進的立法が比較的現実に実行可能なものである。」と漸進的立法推進を主張している。

陳力丹中国人民大学教授は「『新聞法』は一種の法治理念であり、非法治理念の下で『新聞法』を制定し、法治を実現しようとするのは困難である。」としてその原因を次のように説明した。「ジャーナリズムは芸術、文学、出版なども含めていずれもイデオロギーに属しており、イデオロギーは弾力的である。しかも、我々の思想は絶えず変化しており、新聞の自由などの概念に対しては当面境界を定めることが難しい。第二に、現実の中のジャーナリズム体制は等級制であり、こうした条件の下では、法律が新聞工作者の権利と義務を語ろうとしても完全にはすべてをカバーできるものでもない。その次に、輿論誘導は随時のものであり、法律は安定したものであるから、輿論誘導と法律の要請をバランスとるのはたいへん面倒になる。最後に、法律は社会に向けてのものであるが、我々のメディアはいずれも党政機関の下にあるものであるからである。我々の党は必ず法律の範囲内で活動しなければならないが、実際状況は法より党が上である。」。

孫旭培華中科技大学新聞・情報学院特任教授は「『新聞法』立法を阻む力はまず政府筋からの障害である。私は清末から民国に至るも中国人は新聞の自由がいかなるものかを本当に理解してこなかったと考えている。真の新聞の自由、自由とは法律に対して責任を負うことである。理想の『新聞法』が制定できないことを理由に、新聞立法に賛同しない人がいる。こうした考えはジャーナリズムの進歩に有益ではなく、初めはとも理想的ではなくても、つまるところ依拠できる法律をもつことになる。これより前、私も漸進的な立法を主張したが、中国では漸にして進まずであった。世界では漸進的に新聞立法を実現したのは英国だけであり、その他はいずれも革命、政変あるいは政権の交代に頼ってきた。新聞立法を先延ばしにすればするほど支払う対価は大きくなるので、中国の新聞立法の進展を速めなければならない。」と主張した。

魏永征香港樹仁大学新聞学教授は「『新聞法』の問題は立法の問題ではなく、実際の制度に関わるものである。実際の制度、『憲法』の有効性とメディア制度はいずれも『新聞法』の制定に影響を与える。『新聞法』の制定はさらに『憲法』とつながる問題にも関わってくる。新聞の自由を推進するには、実際の生活の中で努力するべきであり、法律の条文で解決できる問題ではない。…中国のメディアは党の構成部分であり、共産党の組織を国家政権の神経に例えれば、メディアはその経絡に例えられる。国家に共産党という指導システムが無ければ、政権はマヒしてしまう。共産党の指導の役割は中国においては揺るがすことができないものであるため、メディアは党規に合わせて運営されるべきであり、法律ではないのである。中国においては法律的意義での新聞の自由は存在するものではなく、中国の新聞の自由は規律の下での自由なのである。」と語っている。

展江北京外国語大学国際コミュニケーション研究センター教授は「私が見るところ、今日のシンポジウムでの各位の観点はコンセンサスを形成しているようだ。このコンセンサスとは新聞界の権益を擁護、新聞の自由を擁護するというものである。しかし、各位の観点には違いもある。いま立法を主張、あるいは立法の準備を語る声はやはり少数である。多数の参会者は現実の角度から出発し、新聞立法は技術、環境などの各分野に未成熟の要素が存在しており、しかも多くが乗り越えることの難しい障害である。」と総括したが、「私個人は新聞立法を支持するものであるが、もちろん今すぐに『新聞法』が制定されることを期待しているわけではない。胡錦濤の最近の講話の中から

見て取れるのは、国際的潮流に背く新聞界メディアの権利を奪う法律を制定することは不可能であり、ただいくらかの特殊な項目を留保するであろうことを述べているにすぎない。具体的な立法と全体の社会発展から言うと、国内外の圧力を含み、我々が政府筋に一定の圧力を加えたり、一定のコミュニケーションを図ったりし、彼らにこうした立法の準備あるいは立法の考え方をもちこたせることができれば、いつの日か我々は新聞立法を真に実現できるかもしれない。」と発言している。従来から新聞立法の積極的推進者の展江ですらこうした発言に留まったことは、このシンポジウムにおいて新聞立法を推進しようとする積極派がいかに少なかったかを示している。

いま、80年代に北京と上海でそれぞれ「新聞法」草案作りに中心的役割を果たしてきた孫旭培と魏永征の二人は上述のシンポジウムでの発言からわかるように、「新聞法」制定に対し異なる立場に立っている。孫が依然として積極的にその制定を主張しているのに対し、魏は中国の共産党一党独裁の政治体制下ではその制定は非現実的だと消極的になっていることである。

魏永征は2012年3月、「法治新聞伝播」誌記者劉夢霞のインタビューを受けて次のように答えている。(http://21ccom.net/articles/zgyi/fzyi/article\_2012031455480.html)

「80年代に新聞法が提起されたことにはその特殊な歴史背景があった。主には『文革』の中で人民の権利が踏みにじられた教訓および80年代の新聞運営が相対的に緩くなった趨勢があり、新聞の自由に対する人々の憧れが誘発され、一つのコンセンサスがつくられた。これこそは起草に参加した人々がその傾向は一致したものではなかったものの、書き上げた原稿は大同小異であった奥義のあるところなのである。例えば、三つの原稿ともいずれも総綱の部分に『新聞の自由』を本法の基本原則とすることを規定した。いま、実際状況は変化し、振り返ってみて再びこうした新聞法を制定しようとするのは不可能になった。」

「メディアコミュニケーション制度は孤立したものではなく、それは社会のその他の制度、わけでも政治制度と密接に一つに結びついている。西側の新聞の自由制度は西側の議会、三権分立制、多党制などを主とする西側民主制度のいま一つの有機的構成部分である。新聞の自由の核心的特徴はメディアが政府から独立し、ニュース報道と評論が政府の関与を受けないというものであるから、メディアは立法、司法、行政のほかの第四の機構（the forth estateあるいは誤って『第四の権力』と訳されている）と考えられているのである。中国にはこうした制度は存在しない、…。我が国において西側の新聞の自由制度をそのまま持ち込むのは、不可能なことであり、非現実的であり、その他の制度と鋭い衝突を生む。」

「新聞の自由の制度の下では、メディアは独立したものであるから、法律によって保護と規制を行う必要がある。メディアの運営はただ法律に従うだけで、公共権力部門の関与を受けない。しかし、我々の国家の基本政治制度は中国共産党指導の下における人民代表大会制度であり、メディアは党の宣伝機関と思想文化の障壁であり、その運営を決定するのは党の指導であり、法律ではない。」

「各種メディアを規制する法律は、90年代に多くの行政法規と相応の行政規則が登場し、すべてのコミュニケーションメディアを包むようになっており、我が国の法律制度に合わせると、それらはいずれも法律の範疇に属するのである。これらの法規、規則の核心的機能は、メディア活動を党指導下の体制内に組み込み、中国のメディアが党の統一的指導の下で、党によって効果的な支配が行われることを確保するところにある。であるから、どうして我々にはメディア法がないといえる

のであろうか。とっくにあるのであり、我々のメディア法とはメディアを党の指導下に置くことを確保するものであり、『党がメディアを管理する』ともいえる。』。

以上のように魏永征の「新聞法」に対する観点は極めて明確であり、中国共産党の指導を前提としたもので、「メディアは党の宣伝機関と思想文化の障地」である、往時「新聞の自由」について議論したことは当時の「特殊な歴史背景」があったからだとして過去のものだとしている。

これに対し、孫旭培は「30年の新聞立法の歴史過程と思考」（『三十年新聞立法历程与思考』炎黄春秋 2012.2（总第 239 期））の中で、「もし新聞の自由度（この言葉は私が発明した）を数量化できるとすれば、単純に法制の角度から言えば、米国は 95 度とも言え、欧州は 85 度であろうと考える。我が国は将来 70-75 度に達すればそれでよい」とし、法治を実行することで「最低の合格ラインに到達できる」と述べ、「法治がなく、人治だけでは最も良い状況下でも、不合格になるだけである。…依るべきところの法律があり、依らなければならない法律があることを解決しなければ、我々は永遠に 2, 30 度を徘徊するだけである」、「我が国は新聞の自由を必要としているが、適度、節度をもったものでなければならない。」、そのためには「まず新聞の自由に普遍的価値があり、形式実現にいくらか違いがあるだけであることを認めなければならない。」とし、ソ連の解体をメディアのコントロールを緩めたからであるという見方に対し、「ソ連が 70 年にわたり権力が高度に集中した新聞制度を改革する努力を怠り、この制度が人民から唾棄されたことにより、遅かれ早かれ発生する出来事であった。」として、そこからの教訓が「一、新聞独裁はプロレタリア階級の政権の特徴とすべきではない。二、公開性を堅持し、人民の知る権利を堅持し、新聞の自由を適度に、漸進的に発展させることが必要である。三、立法を通じて新聞の自由を保障しなければならない。」という三点にあると指摘した。そして、遅々として進まなかった新聞立法の原因を「一、立法の意義を深く認識せず、民主、自由を拡大することが人民の強い願望であり、時代の要求であり、執政党がいつまでも活力を保つ上での必要であったことを見てこなかった。」、「二、一時的に機能を果たすが副作用が極めて大きな方法を長期にわたる治世の計としてきた。」として「正面の宣伝を主とする。」と「安定がすべてを圧倒する」という二つのスローガンを挙げ、その結果、輿論の監督が委縮し、腐敗が蔓延した。「三、条例だけをつくり、法を作らなかった。条例はただ行政管理にすぎず、立法は反対に行政の関与を少なくさせることである。法律とは新聞の自由保護と新聞の自由乱用防止という両側面を持った条文の結合であり、総体的には新聞の自由を保障するものである。」ことにあるとして、それがなく(1)腐敗の絶え間ない増加。(2)貧富の格差拡大。(3)全体にかかわる問題の頻発。(4)『文革』への回帰、を生み出してきたとし、「世界の歴史と現実の中で多くの例があり、繰り返し証明されているのが、新聞の自由がなければ、いかなる政党も自身の誤りあるいは腐敗によって打倒される可能性があるということである。新聞法制を行わなくても社会の安定を保つことができるという見方をしている人は、夢から覚めるべきである。」と呼びかけている。

そして、孫は「中国の現行の新聞法規は、新聞事業は党性原則を堅持し、『正面の報道を主とする』（1984）、『社会効益を最高の準則とする』（1990）、『内外の影響を考え、社会効果に注意しなければならない』（1983）としている。これがその基本的特徴であるため、かなりの部分新聞事業は宣伝機構の中に組み込まれ、新聞の自由が多くの制限を受けている。」として、「中国の改革の進展の深化、経済と文化のたゆまぬ発展にともなって、政治改革と民主、法制建設の進展も必ず深化す



る、社会主義の新聞の自由を保護する趣旨の開明的な新聞法が現れることは、有識者の共通の願いであるばかりでなく、歴史の必然ともなるであろう。」とすると同時に、80年代の草案に修正すべき構想をいくつか提示している。

その構想は次のような内容になっている。

① 新聞法の中に規定されている新聞の自由権については、取材権、報道権、批評提案権、新聞刊行物創刊権に具体化するとともに、操作可能性のある措置を提起する。

② 取材報道権については、政党、行政機関、法律法規が権限を与えた公共実務を管理する職能を備えた組織、社会団体、公共企業単位はすべてメディアの取材を受け、情報を提供する義務を有する。上述の組織が関係情報を公開できない、あるいは提供の拒絶を考える場合、取材の求めを提起したメディアの主編の要求に合わせて、三日以内に書面によって当該メディアに解説説明すべきである。上述の組織が解説を拒絶したり、あるいは理由が正当ではないとメディアが考えれば法律に従って新聞評議会に申し立て、あるいは法院に提訴することができる。

③ 批評提案権についていえば、公民、新聞工作者はメディアを通じて法律法規、公共政策の制定、修正および執行に対し建設的意見を発表できる。しかし、発表したところの意見は憲法の規定する基本原則に反対あるいは離反してはならない。公民、新聞工作者はメディアを通じて政府機関、政党、政府公務員、社会団体、企業事業単位などに意見を発表し、提案を提出し、批評を行う権利を有する。

④ しかし、各級党政指導者に対する批評は、国家新聞管理部門が漸進的に発展する原則に基づき、実施細則を制定する。国家の指導者の名誉は損害を受けない。メディアが発表するところの意見、批評等は報道機関以外の組織あるいは個人の承認を経る必要がない。

⑤ 新聞紙創刊に対する規定。原草案は新聞紙の創刊に触れず、出版法による規定にする方法を採用したが、これは新聞法の規範性と整合性に影響を与える。原則からみれば、法律は公民が新聞を創刊する自由の権利を保障しなければならないので、少なくとも百万以上のすべての都市が1から3紙の民間新聞をもつことを実現しなければならない。しかし、現実の国情を考慮し、漸進発展のステップを取らなければならない。既存の新聞紙の中で、執政党の中央と省市党委機関紙以外、あらゆる新聞紙は国有に改め、民間経営形式を備えた公共新聞紙にすべきであると規定すべきである。その特徴は、法人資格を備え、主管単位が無く、非営利性の、自主経営運営ということである。創刊時、国家によって場所、不動産および必要な設備が提供されると同時に、社会団体、企業、個人、基金会の資金援助を受ける。公共新聞紙は国务院新聞管理部門の管理と新聞評議会の監督を受け、その編集部責任者は新聞評議会によって申請者の中から評価選出する。公共新聞紙は主宰単位と出版単位が独立して責任を負う。確実に社長、総編集責任制を実行する。

⑥ 中国の特色を備えた新聞評議会を創設する。インド新聞理事会が新聞の自由と新聞倫理を擁護する面で独特の役割を発揮しており、その運営は世界でも割と成功したものであり、インド新聞理事会のやり方と経験を鏡とするよう提案する。我が国はそれを基礎とした上に一層中国化させ、新聞評議会委員を党政管理機関、社会各界、新聞界それぞれ三分之一を占めることで組織する。その日常最も多い業務は、メディア紛争と報道内容を評議することであり、その次がメディアおよび新聞工作者の新聞法および新聞職業道德規範に対する遵守状況を評議するものである。

⑦ 権利侵害の責任についてはより具体的な規定を作らなければならない、新聞の自由の権利を抑

えるのと新聞の自由の権利を乱用する二つの違法行為に法律の拘束を受けさせなければならず、真に法律による救済を実現させなければならない。「ロシア連邦マスコミュニケーション法」のこの面に対する規定は参考の価値があり、正当な新聞の自由を抑えると、行政処分、経済的処罰を受けなければならず、刑事責任さえ負わなければならない。

中国の現在の政治環境を考えると、こうした孫旭培の新たな提案が日の目を見ることは当面あり得ないであろう。しかし、逆に言えば中国のジャーナリズムが政治である以上、政治環境が変わりさえすれば、すぐにでも議事日程に上げられるということでもある。

その意味で、80年代につくられたいくつかの「新聞法」草案および公民による提案は決して無意味なことではなく、中国のジャーナリズム史研究に不可欠の学術資料ということができよう。

## 資料—「新聞法」(草案)(原文・日訳)

1. 中华人民共和国新闻法草案(送审稿) 原文・日訳
2. 新闻法(新闻出版法) 公民(晷爱宗) 建议稿草案 原文・日訳

### 1. 中华人民共和国新闻法草案(送审稿)

(原文)

中华人民共和国新闻法草案(送审稿)

#### 第一章 总则

第一条 根据《中华人民共和国宪法》和我国实际情况, 为保障新闻自由, 维护新闻秩序, 发展社会主义的新闻事业, 制定本法。

第二条 新闻自由是公民通过新闻媒介了解国内外大事, 获得和传播信息, 发表意见, 参与社会生活和国家政治生活的一项民主权利。

公民行使新闻自由的权利时, 不得危害社会的安全, 不得侵害国家的、集体的利益和公民的合法权益。

国家保障公民在法律允许范围内行使新闻自由权利不受追究和侵害, 同时依法制止滥用新闻自由的行为。

第三条 新闻业的任务是:

(一) 宣传中华人民共和国的宪法和法律, 宣传中国共产党和人民政府的基本路线、方针、政策, 进行舆论引导;

(二) 传播信息, 及时地对国内外政治、经济、科学、文化和其他领域的活动进行真实的、客观公正的报道;

(三) 反映公众舆论, 为公民参加社会协商对话活动, 参与国家和其他公共事务的讨论, 提供条件;

(四) 开展舆论监督, 揭露和批评官僚主义, 违法乱纪和一切不良现象;

(五) 传播知识, 提供健康的文化娱乐, 倡导爱祖国、爱人民、爱劳动、爱科学、爱社会主义的公德, 促进社会主义精神文明建设。

第四条 国家保护新闻机构的工作秩序和正常的新闻活动。

第五条 国家保护和扶植新闻事业, 提供必要的物质条件, 实行优惠的经济政策。

第六条 国家表彰和奖励在完成新闻业任务中做出重要贡献的新闻工作者。

第七条 凡在中华人民共和国领域内进行新闻活动的自然人和法人, 都必须遵守本法。涉及出版活动

的，并须遵守《中华人民共和国出版法》。

第八条 本法所称的新闻，是指通过报纸、刊物、电讯、广播、电视、电影和其他以印刷、复制、录制手段传播的消息、通讯、言论、公告、资料、照片、图像等。

本法所称的新闻活动，是指一切采集、编辑和传播新闻的行为。

本法所称的新闻机构，是指新闻报社、通讯社、新闻期刊社、新闻图片社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂和其他以采集、编辑、传播新闻为主要活动的单位。

本法所称的新闻工作者，是指受聘于新闻机构、采集、编辑、传播新闻并获得新闻专业技术职务的人员。

第九条 新闻报社、新闻期刊社、新闻图片社的创办、审批和出版行政管理，适用《中华人民共和国新闻法》。

第十条 通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂只能由国家举办。

通讯社、广播电台、电视台、新闻电影制片厂的创办和审批另行规定，其新闻活动适用本法。

## 第二章 新闻事业的管理

第十一条 国家设立新闻行政管理部门，依法管理全国新闻事业，国家新闻行政管理部门行使下列职权：

- (一) 起草新闻法律、法规，经审定颁布后组织实施；
- (二) 制定有关新闻业的方针、政策和规章制度，对全国新闻业实行宏观管理；
- (三) 制定并组织实施新闻业的发展规划；
- (四) 指导地方各级人民政府新闻行政管理部门的工作；
- (五) 国务院授予的其他职权。

第十二条 县级以上各级地方人民政府设立新闻行政管理机构，依法管理本地区的新闻事业。

第十三条 省、自治区、直辖市以上新闻行政管理部门可设立新闻仲裁委员会，处理新闻活动中的纠纷。[另一方案：省、自治区、直辖市以上可设立新闻仲裁委员会，处理新闻活动中的纠纷。]

新闻仲裁委员会由新闻工作者协会代表、新闻工作者、法学工作者、律师工作者和社会各界人士组成。

新闻仲裁委员会接受下列新闻纠纷的申诉：

- (一) 因新闻失实而引起的被报道者与新闻机构（新闻工作者）之间的纠纷；
- (二) 新闻机构（新闻工作者）与新闻提供者之间在处理新闻材料时发生的纠纷；
- (三) 新闻机构（新闻工作者）之间因报道新闻发生的纠纷；
- (四) 新闻行政管理部门移送的新闻纠纷；

新闻仲裁委员会不受理已向人民法院起诉的新闻纠纷。

新闻仲裁委员会仲裁程序，另行规定。

### 第三章 新闻工作者

第十四条 凡遵守中华人民共和国宪法和法律，热爱中华人民共和国，拥护社会主义制度，接受中国共产党的领导的中国公民，符合下列条件之一者，可以申请取得新闻工作者的资格：

- (一) 获得硕士学位、获得第二学士学位、获得研究生毕业证书的人员；
- (二) 高等学校本科毕业生并且见习新闻业务一年以上（含一年）的人员；
- (三) 具有大专文化程度并且见习新闻业务二年以上（含二年）的人员。

第十五条 新闻工作者资格的取得，须由聘用的新闻机构考核合格，并报经相应的新闻专业技术职务评审委员会评定。

第十六条 新闻工作者的专业技术职务有助理记者（助理编辑）、记者（编辑）、主任记者（主任编辑）、高级记者（高级编辑）。

获得助理记者以上的新闻专业技术职务（含助理记者），即为取得新闻工作者的资格。

第十七条 新闻机构因工作需要，可以聘请特约新闻工作者。特约新闻工作者应具有记者以上（含记者）的新闻专业技术职务。特约新闻工作者在进行新闻活动时，可以享受新闻工作者的权利并须履行新闻工作者的义务。

第十八条 在新闻机构中见习新闻业务的人员，称见习新闻工作者。见习新闻工作者不具有新闻工作者的资格，但在进行新闻活动时，可以享受新闻工作者的权利并须履行新闻工作者的义务。

第十九条 新闻工作者在进行新闻活动时，享有下列权利：

- (一) 通过合法渠道接近新闻来源，采集新闻材料；
- (二) 采访国家机关、政党、社会团体、企业事业单位并获得新闻材料。

上述被采访者提供的新闻材料必须真实。有义务提供新闻材料的国家机关如认为新闻材料不得公开或拒绝提供，应说明理由并及时通知采访者或其所属的新闻机构。新闻机构如认为理由不正当，可以向其上级机关或有关部门反映，或向新闻仲裁委员会申诉。

- (三) 采访国家机关、政党、社会团体、企业事业单位举办的公开会议和与公共利益有关的公众集会。

有义务提供新闻材料的国家机关举办的公开会议和公众集会如果拒绝采访或限制采访人数，按（二）款原则处理。

- (四) 报道和评论社会生活中的各种事件。

- (五) 揭露和批评国家机关、政党、社会团体、企业事业单位的官僚主义、违法乱纪和一切不良现象。

(六) 转达批评、核对事实时，提出要求答复的合理期限。如果有关单位或个人没有正当理由而逾期不作答复，即视为对所询事实无不同意见。

- (七) 拒绝披露新闻来源，但对本新闻机构的负责人或依法在法庭上作证时除外。

- (八) 正常工作受到干扰、阻挠时，要求有关的国家机关予以排除。

- (九) 因履行职务而受打击陷害、人身安全受到威胁、合法权益受到侵害时，要求有关的国家机关予以

保护，制止侵害。

(十) 因履行职务的需要，在交通、通讯和住宿方面优先安排。

(十一) 本法赋予的其他权利。

第二十条 新闻工作者在进行新闻活动时，应履行下列义务：

(一) 遵守所属新闻机构的创办宗旨和章程，受所属新闻机构的领导。

(二) 认真履行职责，真实、客观公正地报道新闻。

(三) 依照法律规定保守国家秘密，保守被采访者的业务秘密和保护他人隐私。

(四) 维护司法尊严。非经司法机关同意，不得报道非公开审理的案件和披露合议庭的评议内容。对案件侦察、检察、审判的报道，应与司法程序相一致，对案件判决的评议，在结案后方得进行。

(五) 不得利用履行职务之便直接从事广告或其他营利活动。

(六) 严禁以新闻做交易，索取钱财，谋取私利。

(七) 本法规定的其他义务。

第二十一条 新闻工作者因触犯刑法而被判处剥夺政治权利或有期徒刑以上（含有期徒刑）的，新闻机构应停止或取消其新闻工作者的资格。

#### 第四章 新闻机构

第二十二条 社长（总编辑、主编、台长）是新闻机构的法定代表人，领导本新闻机构的工作。

社长（总编辑、主编、台长）有权根据创办新闻机构的宗旨和编辑方针，组织新闻活动；

决定新闻的发表与不发表；决定本新闻机构的部门设置；依照法律和有关规章聘用、辞退、任免、奖惩本新闻机构的工作人员。

第二十三条 新闻机构因工作需要，可以设置采编部门和经营部门。

采编部门负责新闻活动，不得从事广告和其他经营活动。

经营活动负责广告和其他经营活动，不得从事新闻活动。经营部门从事广告和其他经营活动必须遵守国家的有关法律。

任何广告均应以明显的方式注明，不得以新闻的形式刊发广告，收取钱物。

第二十四条 新闻机构因工作需要，可以建立记者站。记者站是新闻机构派出的采集新闻的专门机构。记者站的建立须经所在地新闻行政管理部门的批准并接受其管理。

第二十五条 新闻机构依法独立进行新闻活动，对新闻的发表负责。发表国家重大事务的新闻或确属难以判断的重要新闻，应事先征询国家主管部门的意见；发表公民未曾公开发表过的重要谈话，不得拒绝谈话人审查核对的要求。

第二十六条 新闻机构发表的新闻，除了国家或主办单位授权的以外，不代表国家或主办单位。

第二十七条 新闻机构发表新闻应得到国家支持，受法律保护。

国家机关有义务向新闻机构提供有价值的新闻资料。但涉及机密者除外。

国家机关应建立新闻发言人制度，举行记者招待会和新闻发布会。

除在宣布紧急状态外，不进行新闻检查，主办单位对所办的新闻机构的管理，不视为新闻检查。

第二十八条 新闻机构舆论监督应得到国家支持，受法律保护。

国家机关对新闻媒介发表的事关公共利益的重大批评报道，除涉及机密者外，应根据新闻机构的要求，及时予以答复。

国家机关和国家工作人员不得对新闻机构的舆论监督，进行阻挠、压制和恐吓。

第二十九条 新闻机构不得发表《中华人民共和国出版法》规定的禁载内容。

第三十条 新闻机构不得发表失实的新闻。

发现新闻失实，新闻机构应当及时更正。

授权发表的新闻失实，由授权者更正。

国家机关提供不真实的情况而造成的新闻失实，由提供情况的国家机关更正。

采用或转载（播）其他新闻机构的新闻失实，在播发或原载的新闻机构更正后，采用或转载（播）的新闻机构也应更正。

第三十一条 公民、法人和其他社会组织，发现新闻失实，有权要求新闻机构发表更正或答辩。

新闻机构收到更正或答辩的要求，只要认定这种更正或答辩是有根据的，没有违反法律和社会公德，并没有其他不予发表的正当理由，就应当及时发表更正或答辩。如果这种更正或答辩失实，由更正者或答辩者承担法律责任。

第三十二条 新闻机构对于非故意原因造成的一般失实新闻，只要应当事人的要求，及时地发表了更正或答辩，并明确承认其是真实的，即视为已经履行了新闻失实的法律责任。

第三十三条 新闻机构认定新闻的基本事实属实，或认为更正、答辩不宜发表，应在收到更正或答辩要求以后，及时通知当事人。逾期不通知的，或没有正当理由而拒绝发表更正或答辩的，当事人可以向新闻机构的主办单位反映，或向新闻仲裁委员会申请，或向人民法院起诉。

## 第五章 外国驻华新闻机构与驻华记者

第三十四条 外国新闻机构派遣驻中国以从事新闻活动为职业的记者有两名以上，或一名以上及雇员两名以上的，称为外国驻华新闻机构。

以从事新闻活动为职业、在华停留两个月以上的外国新闻机构派驻中国的记者，称为外国驻华记者。

第三十五条 外国要求在中国设立新闻机构或派遣驻华记者，须由派遣机构总部负责人提前三十天向中

国政府主管部门申请并办理登记手续。

第三十六条 中国政府主管部门在办理登记时，发给外国驻华记者为期一年的记者证。

外国驻华记者所持记者证期满，需要继续其采访、报道活动，应当在期满前十五天向中国政府主管部门申请办理记者延期手续。每次延长期一年。无正当理由而逾期不办延期手续超过三十天的，即视为离任，自动失去驻华记者的资格。

第三十七条 外国驻华新闻机构要求更换记者，应当提前三十天向政府主管部门提出申请，从新任记者办理完成登记手续之日起，原任记者停止在我国的新闻活动。

外国驻华新闻机构和驻华记者如停止在我国的新闻活动，应提前二十天书面通知中国政府主管部门，并在税务和其他有关事宜清理完毕后，办理注销登记手续。

第三十八条 外国驻华记者采访中国主要领导人应向中国政府主管部门提出书面申请。采访国务院部委及记者驻在城市的开放单位，可同有关外事单位联系。

第三十九条 赴中国政府规定的开放地区采访，应同有关省、自治区、直辖市外事部门联系。赴非开放地区采访或旅游，应向中国政府主管部门提出书面申请，经批准并到公安机关办理旅行证后方可前往。

第四十条 未经批准为驻华记者的外国人，不享受驻华记者待遇，不得在华进行新闻活动。

第四十一条 外国驻华记者的新闻活动不得超出正常的采访报道范围，不得以不正当或非法手段进行新闻活动。外国驻华记者作为旅游者去外地，不得进行新闻活动。

第四十二条 中国政府依法保护外国驻华新闻机构和驻华记者的正当权益，为驻华记者进行正常的新闻活动提供方便。

第四十三条 外国驻华记者不得在中国境内架设电台。对于业务需要的新闻电讯线路、通讯设备等，应当向当地电讯、电视等单位申请租用。

第四十四条 外国驻华新闻机构和外国的新闻设施不得设置在外交或外事代表机构内，其工作人员不得是外交或领事机构的成员。

## 第六章 法律责任

第四十五条 对于违反本法规定的单位和个人，有关的国家机关有权根据其违法情节，依法分别追究其行政责任、民事责任、刑事责任。

第四十六条 违反本法第九条规定的新闻机构，根据《中华人民共和国出版法》的有关规定处理。



第四十七条 违反本法第二十条规定的新闻工作者，情节较重的，由政府新闻行政管理部门提其所属该新闻机构或新闻机构的主办单位给以行政处分；构所（成）侵权的，由该新闻工作者和其所属的新闻机构承担连带责任；情节严重的、构成犯罪的，由司法机关依法追究其刑事责任。

第四十八条 违反本法第二十三条规定的新闻机构，由该新闻机构的主办单位或政府新闻行政管理部门给予行政处罚；情节严重、构成犯罪的，由司法机关依法追究有关责任人员的刑事责任。

第四十九条 违反本法第二十九条规定的新闻机构，根据《中华人民共和国出版法》的有关规定处理。新闻机构违反本法第二十九条规定，情节严重的，其主办单位应负行政责任。

第五十条 违反本法第三十条规定的新闻机构、新闻工作者和其他有关人员，分别不同情况追究其法律责任。

（一）有下列情况之一的，由社长（总编辑、主编、台长）承担法律责任：

- 1 直接组织和授意发表的新闻失实；
- 2 明知不真实的新闻或违反法律、政策的新闻；
- 3 应该预见该新闻不真实而未作进一步核实的新闻。
- 4 明知已发表的新闻失料应该发表更正而拒不更正的。

（二）记者采写的新闻失料，由该记者承担法律责任。

（三）编辑修改新闻引起的失实，由该编辑承担法律责任。

（四）授权发表的新闻失料，由授权者承担法律责任。

（五）根据国家机关提供的新闻材料编写发表的新闻失实，由提供新闻材料的国家机关承担法律责任。

（六）投稿者投来并经新闻机构调查核对过的新闻失实，由投稿者和新闻机构共同承担法律责任。

（七）采用或转载其他新闻机构的新闻失实，由播发或原载的新闻机构和采用或转载的新闻机构共同承担法律责任。

第五十一条 公民、法人和其他社会组织对新闻机构违反本法第三十条规定造成民事侵权或刑事诽谤，可以直接向人民法院起诉，但该起诉须在该新闻发表之日起六个月内提出。

第五十二条 对违反本法第二十八条规定的单位或个人，政府新闻行政管理部门和有关新闻机构可视其情节轻重，提请其上级主管部门或其单位的负责人追究其行政责任；构成侵权的，应追究有关单位和个人连带责任；情节严重、构成犯罪的，由司法机关追究其刑事责任。

第五十三条 违反本法第五章规定的外国驻华新闻机构和驻华记者，由中国政府主管部门视其情节，按照国际惯例处理。

## 第七章 附则

第五十四条 国家新闻行政管理部门根据本法制定实施细则。

第五十五条 本法由国家新闻行政管理部门负责解释。

第五十六条 本法自公布之日起施行。在此之前颁布的有关新闻工作的规定，凡与本法抵触的，均以本法为准。

(日訳)

中華人民共和国新聞法草案(審議用稿)

## 第一章 総則

第一条 「中華人民共和国憲法」及び我が国の実際状況に基づき、新聞の自由を保障し、新聞秩序を守り、社会主義の新聞事業を發展させるために、本法を制定する。

第二条 新聞の自由とは、公民がメディアを通じて国内外の大きな出来事を理解し、情報を獲得し、それを伝え、意見を發表し、社会生活及び国家の政治生活に参加するうえで一つの民主的権利である。

公民は新聞の自由の権利を行使する際、社会の安全に危害を与えてはならず、国家、集団の利益及び公民の合法的權益を害してはならない。

国家は公民が法律に許される範囲で新聞の自由の権利を行使することについて追究や侵害を受けないことを保障すると同時に、法律によって新聞の自由を濫用する行為を抑える。

第三条 新聞業の任務とは：

(1) 中華人民共和国の憲法及び法律を宣伝し、中国共産党及び人民政府の基本路線、方針、政策を宣伝し、輿論の先導を行う。

(2) 情報を伝え、適時に国内外の政治、経済、科学、文化およびその他の領域の活動に対し、真実の、客観公正な報道を行う。

(3) 公衆輿論を反映し、公民が社会協商対話活動に参加、国家及びその他の公共実務の討議に参加するために、条件を提供する。

(4) 輿論の監督を展開し、官僚主義、法に違反し、規律を乱すこと及びすべてのよくない現象を暴露、批判する。

(5) 知識を伝え、健全な文化娯楽を提供し、祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義の公德を愛することを唱導し、社会主義の精神文明建設を促進する。

第四条 国家は報道機関の業務秩序及び正常な新聞活動を保護する。

第五条 国家は新聞事業を保護及び育成し、必要な物質条件を提供し、優遇した経済政策を実行する。

第六条 国家は新聞業の任務を達成する中で重要な貢献をした新聞工作者を表彰及び奨励する。

第七条 中華人民共和国領域において新聞活動を行う自然人及び法人はすべて本法を遵守しなければならない。出版活動に関わるものは、併せて「中華人民共和国出版法」を遵守しなければならない。

第八条 本法の称するところの新聞とは、新聞紙、刊行物、電信、ラジオ、テレビ、映画及びその他の印刷、コピー、録画の手段で伝えられる情報、通信、言論、公告、資料、写真、画像等を指す。

本法の称するところの新聞活動とは、ニュースを取材、編集及び伝えるすべての行為を指す。

本法の称するところの報道機関（新聞機構）とは、ニュース新聞社、通信社、ニュース定期刊行物社、ニュース写真社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所及びその他のニュースを取材、編集、伝えるなどを主要な活動とする単位を指す。

本法の称するところの新聞工作者とは、報道機関（新聞機構）に雇われて、ニュースを取材、編集、伝えるとともにジャーナリズム専門技術職務を得た人を指す。

第九条 ニュース新聞社、ニュース定期刊行物社、ニュース写真社の創設、審査認可及び出版行政管理には「中華人民共和国新聞法」が適用される。

第十条 通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所は国家だけが作ることができる。

通信社、ラジオ局、テレビ局、ニュース映画製作所の創設及び審査認可は別の規定によるが、その新聞活動には本法が適用される。

## 第二章 新聞事業の管理

第十一条 国家は新聞行政管理部門を設立、法律によって全国の新聞事業を管理し、国家の新聞行政管理部門は下記の職権を行使する：

- (1) 新聞法律、法規を起草し、審査を経て公布された後、実施を組織する。
- (2) 新聞業に関する方針、政策および規則制度を制定し、全国の新聞業にマクロ管理を実行する。
- (3) 新聞業の発展計画を制定し、併せて実施を組織する。
- (4) 地方各級人民政府の新聞行政管理部門の業務を指導する。
- (5) 国務院が与えるその他の職権。

第十二条 県以上の各級地方人民政府は新聞行政管理機構を設立し、法律によって当該地方の新聞事業を管理する。

第十三条 省、自治区、直轄市以上の新聞行政管理部門は新聞仲裁委員会を設立でき、新聞活動の中の揉め事を処理する。[別の案：省、自治区、直轄市以上の新聞行政管理部門は新聞仲裁委員会を設立でき、新聞活動の中の揉め事を処理する。]

新聞仲裁委員会は新聞工作者協会代表、新聞工作者、法学工作者、弁護士および社会各界の人物により構成される。

新聞仲裁委員会は下記の新聞の揉め事の申し立てを受け入れる：

(1) ニュースが事実と異なることによって引き起こされる被報道者と報道機関(新聞工作者)の間の揉め事。

(2) 報道機関(新聞工作者)とニュース提供者の間でニュース素材を処理する際発生する揉め事。

(3) 報道機関(新聞工作者)との間でニュースを報道することで発生する揉め事。

(4) 新聞行政部門から持ち込まれる新聞の揉め事。

新聞仲裁委員会はすでに人民法院に起訴された新聞の揉め事を受理しない。

新聞仲裁委員会の仲裁手続きは別に規定する。

### 第三章 新聞工作者

第十四条 中華人民共和国の憲法および法律を遵守し、中華人民共和国を熱愛し、社会主義制度を擁護し、中国共産党の指導を受け入れるすべての中国公民で、下記の条件の一つに合うものは新聞工作者の資格取得の申請できる：

(1) 修士学位を獲得、第二学士学位を獲得、大学院卒業証書を獲得している者。

(2) 四年制大学を卒業、併せて新聞業務実習一年以上(一年を含めて)の者。

(3) 三年制大学の教養程度を備え、併せて新聞業務実習二年以上(二年を含めて)の者。

第十五条 新聞工作者の資格の取得は、雇用する報道機関による考査を受けて合格、併せてそれに相応した新聞専門技術職務評議審査委員会の評定を経なければならない。

第十六条 新聞工作者の新聞専門技術職務には、補佐記者(補佐編集者)、記者(編集者)、主任記者(主任編集者)、高級記者(高級編集者)がある。

補佐記者以上の新聞専門技術職務(補佐記者を含めて)を獲得したものは、すなわち新聞工作者の資格を取得したことになる。

第十七条 報道機構は業務の必要から、特約新聞工作者を招聘することができる。特約新聞工作者は、記者以上(記者を含めて)の新聞専門技術職務を備えるべきである。特約新聞工作者は新聞活動を行う時、新聞工作者の権利を享受するとともに、併せて新聞工作者の義務を履行しなければならない。

第十八条 報道機構で新聞業務を実習する人員は実習新聞工作者と称する。実習新聞工作者は新聞工作者の資格を備えるものではないが、新聞活動を行う時、新聞工作者の権利を享受するとともに、併せて新聞工作者の義務を履行しなければならない。

第十九条 新聞工作者は新聞活動を行う時、下記の権利を享受する：

(1) 合法的なルートを通じて、ニュースソースに接近し、ニュース素材を取材収集する。

(2) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位を取材し、併せてニュース素材を獲得する。

上述の被取材者が提供するニュース素材は真実でなければならない。ニュース素材を提供するという義務を有する国家機関が、ニュース素材を公開できないと考えた時、あるいは提供することを拒絶する

時は、理由を説明し、併せて適時に取材者あるいは彼の所属する報道機関に通知するべきである。報道機関はその理由が正当ではないと考える時、その上級機関あるいは関連部門に伝達、あるいは新聞仲裁委員会に申し立てを行うことができる。

(3) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位が開催する公開会議と公共利益に関する公衆集会を取材する。ニュース素材を提供する義務を有する国家機関が開催する公開会議および公共利益に関する公衆集会が、取材を拒絶、あるいは取材する人数を制限するとすれば(2)項の原則に基づいて処理する。

(4) 社会生活の中における各種の事件を報道、評論する。

(5) 国家機関、政党、社会团体、企業事業単位の官僚主義、法律に違反し、規律を乱すことおよびすべての良くない現象を暴露、批判する。

(6) 批判を伝達、事実を確認する時、回答を求める合理的な期限を提示する。もし関係単位あるいは個人が正当な理由なく期限までに回答しなければ、すなわち尋ねられた事実と異なる意見が無いものと見なす。

(7) 当該報道機関の責任者あるいは法律に基づいて法廷で証言する時を除き、ニュースソースを明らかにすることを拒絶する。

(8) 正常な業務が妨害、阻害された時は、関係国家機関にそれを排除することを要求する。

(9) 職務を履行することで、打撃を受け、陥れられ、人身の安全が脅威にさらされ、合法的権益が侵害を受けた時、関係国家機関に保護、侵害制止を要求する。

(10) 職務を履行する必要があるれば、交通、通信および宿泊面で優先的に手配される。

(11) 本法の賦与するその他の権利。

第二十条 新聞工作者が新聞活動を行う時、下記の義務を履行すべきである：

(1) 所属する報道機関の創設の宗旨と規約を遵守し、所属する報道機関の指導を受ける。

(2) 職責を真剣に履行し、真実、客観公正にニュースを報道する。

(3) 法律の規定に基づいて国家秘密を守り、被取材者の業務秘密を守り、他人のプライバシーを保護する。

(4) 司法の尊厳を擁護する。司法機関の同意を得なければ、非公開審理の案件を報道、合議法廷の評議内容を披歴してはならない。案件の捜査、検察、審判に対する報道は司法手続きと一致させるべきで、案件の判決に対する評議は、結審後に始めて行える。

(5) 職務を履行する便宜を利用して、広告あるいはその他の営利活動に直接従事してはならない。

(6) ニュースを取引にし、金品を求め、私利を図ることを厳禁する。

(7) 本法の規定するその他の義務。

第二十一条 新聞工作者が刑法に触れたことによって、政治権利剥奪、あるいは有期懲役刑以上（有期懲役刑を含む）に処された場合、報道機関はその新聞工作者の資格を停止あるいは取り消すべきである。

#### 第四章 報道機関

第二十二條 社長（総編集、主編、局の長）は報道機構の法定代表人であり、当該報道機関の業務を指導する。社長（総編集、主編、局の長）は報道機関の設立の宗旨と編集方針に基づいて、新聞活動を組織し、ニュースを発表するか発表しないかを決定し、当該報道機関の部門設置を決定し、法律と関係規約に基づいて、当該報道機関の工作人員を招聘、辞退、任免、賞罰を与える権限を有する。

第二十三條 報道機関は業務の必要に応じ、取材編集部門と経営部門を設置することができる。

取材編集部門は新聞活動の責任を負い、広告およびその他の経営活動に従事することができない。経営部門は広告およびその他の経営活動の責任を負い、新聞活動に従事することができない。経営部門は、広告およびその他の経営活動に従事するとき、国家の関係法律を遵守しなければならない。

いかなる広告も明確な方式で注記すべきであり、ニュースの形式で広告を掲載、発信し、金品を受け取ることができない。

第二十四條 報道機関は業務の必要に応じ、記者センターを設置することができる。記者センターは報道機関から派遣されたニュースを取材する専門機関である。記者センターの設置は所在地の新聞行政管理部門の認可を受け、併せてその管理を受け入れなければならない。

第二十五條 報道機関は法律に基づいて新聞活動を独立して行い、ニュースの発表に対する責任を負う。国家の重大な実務のニュースあるいは確かに判断の難しい重要ニュースに属するものは、事前に国家の主管部門の意見を求めなければならない。公民が未だかつて公やけに発表していない重要な談話を発表するには、談話の主の審査、照合の要求を拒絶してはならない。

第二十六條 報道機関が発表するニュースは、国家あるいは設立単位から権限を授けられたもの以外、国家あるいは設立単位を代表しない。

第二十七條 報道機関がニュースを発表することは国家からの支持を得、法律の保護が受けられるべきである。

国家機関は報道機関に対し価値あるニュース素材を提供する義務を有する。しかし、機密に関わるものは除外する。

国家機関はニューススポークスマン制度を設け、記者会見とニュース発表会を行うべきである。

緊急状態が宣言された時以外、ニュース検閲を行わない。設立単位が行っているところの報道機関に対する管理は、ニュース検閲とは見なさない。

第二十八條 報道機関の輿論監督は国家に支持され、法律の保護が受けられるべきである。

国家機関は、報道機関が発表した公共利益に関する重大な批判報道に対して、機密に関わるものを除外して、報道機関の要求に基づいて、適時に回答を与えるべきである。

国家機関と国家工作人員は、報道機関の輿論監督に対し、妨害、抑圧および恐喝を行ってはならない。

第二十九条 報道機関は『中華人民共和国出版法』に規定する掲載禁止の内容を公表してはならない。

第三十条 報道機関は事実と異なるニュースを公表してはならない。ニュースが事実と異なることを発見した場合、報道機関は適時に訂正しなければならない。

権限を授けられたニュースが事実と異なる場合、授権者により訂正される。

国家機関が真実ではない情報を提供することによって、ニュースが事実と異なることを引き起こした場合、情報を提供した国家機関により訂正される。他の報道機関から採用あるいは転載（放送）したニュースが事実と異なる場合、放送あるいはもともと掲載した報道機関が訂正した後、それを採用あるいは転載（放送）した報道機関も訂正すべきである。

第三十一条 公民、法人およびその他の社会組織は、ニュースが事実と異なることを発見した場合、報道機関に訂正あるいは弁明を公表することを求める権利を有する。

報道機関は、訂正あるいは弁明の要求を受けて、その訂正あるいは弁明に根拠があると認定され、法律と社会公德に違反せず、併せてその他の発表しない正当な理由がなければ、適時に訂正あるいは弁明を公表すべきである。もしその訂正あるいは弁明が事実と異なる場合、訂正者あるいは弁明者が、法律責任を負う。

第三十二条 報道機関は、故意ではない原因によりもたらされた一般的な事実と異なるニュースに対し、当事者の要求に応え、適時に訂正あるいは弁明を公表し、併せてそれが事実であると明らかに認めさえすれば、事実と異なるニュースについての法律責任を履行したものと見なす。

第三十三条 報道機関は、ニュースの基本的事実が事実だと認定し、併せて訂正、弁明の発表が適当ではないと考えた場合、訂正あるいは弁明の要求を受けた後、当事者に適時に通知すべきである。期限を超えて通知しない、あるいは正当な理由もなく訂正あるいは弁明を公表することを拒絶した場合、当事者は報道機関の主宰単位に伝えるか、あるいは新聞仲裁委員会に申請、あるいは人民法院に提訴することができる。

## 第五章 駐華外国報道機関と駐華記者

第三十四条 外国の報道機関が中国に派遣駐在させ新聞活動に従事することを職業とする記者が2名以上、あるいは1名以上及び職員2名以上いるものを、駐華外国報道機関と称する。

新聞活動に従事することを職業として、中国に二ヶ月以上滞在する外国報道機関から中国に派遣駐在する記者を駐華外国人記者と称する。

第三十五条 外国が中国に報道機関を設立、あるいは駐華記者を派遣することを求める場合、派遣機関本社の責任者は30日前までに中国政府主管部門に申請し、併せて登記手続きとらなければならない。

第三十六条 中国政府主管部門は登記を処理する時、駐華外国人記者に期限1年の記者証を発給する。

駐華外国人記者の所持する記者証が期限を迎え、引き続きその取材報道活動を行う必要がある場合は、期限満了15日前に中国政府主管部門に記者延長手続きの申請をすべきである。毎度期限の延長は1年である。正当な理由がなく、期限切れから30日を越えて延長の手続きをとらない場合、すなわち離任と見なし、駐華記者の資格を自動的に失う。

第三十七条 駐華外国報道機関が新聞記者の交替を求める場合、30日前までに政府主管部門に申請すべきであり、新記者が登記の手続きを完了した日より、原記者は中国における新聞活動を停止しなければならない。

駐華外国新聞機関および駐華記者が中国での新聞活動を停止する場合は、20日前までに、中国政府の主管部門へ書面で通知し、併せて税務およびその他の関連事項を清算完了後、登記抹消手続きを行う。

第三十八条 駐華外国人記者が中国の主要な指導者を取材したい場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出すべきである。国務院の部委および記者の駐在している都市の開放単位を取材する場合、関係外事単位と連絡を取ることができる。

第三十九条 中国政府の規定する開放地区に赴き取材する場合、関係省、自治区、直轄市の外事部門と連絡をとるべきである。非開放地区に赴き取材あるいは観光をする場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出し、許可を得てから、併せて公安機関に行き旅行証の手続きをして始めてその地域へ行くことができる。

第四十条 駐華記者の承認を受けていない外国人は駐華記者の待遇を享受できず、中国において新聞活動は行えない。

第四十一条 駐華外国人記者の新聞活動は正常の取材報道範囲を超えてはならず、不正あるいは不法な手段によって新聞活動を行ってはならない。駐華外国人記者は旅行者として外地に行く場合、新聞活動を行ってはならない。

第四十二条 中国政府は法律に基づいて、駐華外国新聞機関および駐華記者の正当な権益を保護し、駐華外国人記者が正常な新聞活動を行うのに便宜を提供する。

第四十三条 駐華外国人記者は中国域内で通信局を設立してはならない。業務上必要なニュース電信回線、通信設備などについては、当該地の電信、テレビなどの単位に借用申請をすべきである。

第四十四条 駐華外国報道機関と外国の報道施設は、外交あるいは外事代表機関内に設置してはならず、その従業員は、外交または領事機関の成員であってはならない。



## 第六章 法律責任

第四十五条 本法の規定に違反する単位と個人に対しては、関係政府機関がその違法事実の情状に基づき、法律によってそれぞれ行政責任、民事責任、刑事責任を追究する権限を有する。

第四十六条 本法の第九条の規定に違反した報道機関は『中華人民共和国出版法』の関係規定に基づき処理する。

第四十七条 本法の第二十条の規定に違反した新聞工作者は、情状の比較的重い場合、政府新聞行政管理部門から、それが属するところの当該報道機関あるいは報道機関の主宰単位に行政処分を行う。権利侵害が構成される場合は、当該新聞工作者とそれが属するところの報道機関が連帯責任を負う。情状が重大で、犯罪を構成する場合は、司法機関によって法律に従いその刑事責任が追究される。

第四十八条 本法の第二十三条の規定に違反した報道機関は、当該報道機関の主宰単位あるいは政府新聞行政管理部門によって行政処罰が行われる。情状が重大で、犯罪を構成する場合は、司法機関によって法律に従い関連する責任者に刑事責任が追究される。

第四十九条 本法の第二十九条の規定に違反した報道機関は『中華人民共和国出版法』の関係規定によって処理される。

報道機関が本法の第二十九条の規定に違反し、情状が重大な場合、この報道機関の主宰単位が行政責任を負うべきである。

第五十条 本法の第三十条の規定に違反した報道機関、新聞工作者およびその他の関連人員は、それぞれ異なる状況の下でその法律責任が追究される。

(1) 以下の情状の一つがある場合は、社長（総編、主編、局の長）が法律責任を負う。

- 1、直接組織し、意を授けて発表したニュースが事実と異なる。
- 2、真実ではないニュースあるいは法律、政策に違反したニュースであることを明らかに知っていた。
- 3、当該ニュースが真実ではないことを予見できたのに、一歩進んでの確認を行わなかったニュース。
- 4、発表されたニュースに根拠がないことを明らかに知っており、訂正を發表すべきなのに拒絶し訂正しない。

(2) 記者の取材執筆したニュースに根拠がない場合、当該記者が法律責任を負う。

(3) ニュースを編集、修正することで引き起こされた事実と異なることになった場合、当該編集者が法律責任を負う。

(4) 権限を受けて発表したニュースに根拠がない場合、権限を授けた者が法律責任を負う。

(5) 国家機関が提供したニュース素材に基づいて編集したニュースが事実と異なる場合、ニュース素材を提供した国家機関が法律責任を負う。

(6) 投稿者が投稿し、報道機関が調査確認したニュースが事実と異なる場合、投稿者と報道機関がともに法律責任を負う。

(7) その他の報道機関のニュースが事実と異なるものを採用、あるいは転載した場合、送信あるいは最初に掲載した報道機関と採用あるいは転載した報道機関がともに法律責任を負う。

第五十一条 公民、法人およびその他の社会組織は、報道機関が本法の第三十条に違反したことでもたらされる民事権益侵害あるいは刑事誹謗に対しては、直接人民法院に提訴できるが、ただし当該提訴はニュースが発表された日から六ヶ月間以内に起こすべきである。

第五十二条 本法の第二十八条の規定に違反した単位と個人については、政府新聞行政管理部門および関係報道機関はその情状の軽重を見て、その上級主管部門あるいはその単位の責任者に行政責任を追究するよう提起できる。権益侵害を構成するものは、関係単位と個人の連帯責任を追究すべきである。情状が重大で、犯罪を構成するものは、司法機関によって刑事責任を追究される。

第五十三条 本法第五章の規定に違反した駐華外国報道機関および駐華記者は中国政府の主管部門がその情状を見て、国際慣例に合わせて処理する。

## 第七章 付則

第五十四条 国家新聞行政管理部門は本法に基づいて実施の細則を制定する。

第五十五条 本法は国家新聞行政管理部門が解釈の責任を負う。

第五十六条 本法は公布した日から施行する。これより以前に配布されている新聞工作に関する規定で、本法と抵触するものはすべて本法を基準とする。

(翻訳：閻瑾 蔡昕悦 朱瑞璽 整理：神尾優)

## 2. 『新聞出版法』公民提案稿草案』(『《新闻出版法》公民建议稿草案』)(答愛宗 2005年3月)

(原文)

《新闻法》(新闻出版法) 公民建议稿草案

### 第一章 总则

第一条 为了维护宪法赋予公民言论、出版、集会、结社、游行、示威等自由的政治权利，保障和发展民主与法制，推进依法治国，依法规范管理新闻出版业，保护新闻出版机构和新闻从业者的合法权益，促进新闻出版的正常发展，制定本法。

第二条 本法所称新闻出版，是指全国范围内以电视、报刊、广播、电影、网络、图书等公开发表形

式，进行新闻出版、发行。新闻出版坚持为全体公民服务原则，维护公民的社会、政治知情权，同时保护公民的隐私权不受侵犯。舆论监督是公民监督、参与政治生活和社会监督的重要组成部分。新闻出版机构依法享有独立的不受干涉的注册登记权、采访权、报道权、批评权、评论权。任何单位和个人对公开的新闻舆论内容有异议时，可依法通过正当途径反映，不得以任何非法手段干扰新闻出版工作。国家机构及有关政党组织、国家行政机关、审判机关、检察机关受公民及新闻出版机构的舆论监督。法律保护公民对任何国家机关和国家工作人员有通过新闻出版机构提出批评和建议的权利，公开任何国家机关和国家工作人员的违法失职行为。新闻出版不得捏造或者歪曲事实进行诬告陷害。对于公民的申诉、控告或者检举，新闻出版机构有监督各级国家机关和政府部门查清事实，负责处理的权利。任何人不得压制和打击报复向新闻出版机构提供消息来源的公民。新闻出版机构应保护消息来源，保障大众的知情权不受侵犯。在全国范围内登记的各类资本申请登记设立的新闻出版机构，适用本法。

第三条 新闻出版机构依法登记，行政部门不得设置任何准入性的行政许可。新闻出版机构允许由国家、政党、集体和个人等多种所有制性质设立，注册登记后新闻出版机构实行企业法人制，法人拥有产权并对产权负责。全国最高立法机构代表国家行使新闻出版立法权。任何单位或者个人不得限制新闻出版机构的新闻出版、传播，不得强制、暗箱操作、收买或者以其他欺骗形式非法破坏新闻出版工作的正常开展。新闻出版机构不得违反宪法和法律，不得损害公共利益，不得滥用新闻出版自由权利侵犯公民权利，任何单位和公众人物面向全社会公开发布新闻，必须依法真实、客观、公正地发布信息，不得故意隐匿真实信息。

第四条 国家机构和行政部门公开披露新闻信息，应设立专门新闻发言人，对国家形象、公民利益负责，保障公民知情权。国家有义务推动政党组织、政府公务等事关国计民生的一切政务通过新闻出版机构向公众公开，提高政府工作透明度，加强政党组织、国家机关和政府部门与民众的联系、增强与媒体的沟通，不得拒绝新闻出版机构的信息披露要求。任何有损新闻出版的行为，应受到法律追究，新闻舆论应公布和抨击。

第五条 国家有义务建立新闻信息公开查询系统，任何单位和个人都可以无偿、无条件使用、传播下列新闻信息：法律、法规，国家机关的决议、决定、命令和其他具有立法、行政、司法性质的文件，及其官方正式译文；时事新闻；历法、通用数表、通用表格和公式。

第六条 国家建立新闻出版机构登记管理制度，依法登记的新闻出版机构受法律保护。政府部门负责新闻出版机构的行业监督和规范管理。

第七条 任何单位和个人都有遵守新闻出版法律、法规的义务，并有权对违反新闻出版法律的行为提出监督和投诉。

第八条 法律保护公民自愿在电视台、电台等新闻节目及报刊、图书等出版物上自由表达自己对国家事务、经济和文化事业、社会事务的见解和意愿，自由发表自己从事科学研究、文学艺术创作和其他文化活动的成果。国家和民间机构对于在发展和促进新闻出版事业以及进行有关的社会、科学、文化研究等方面

成绩显著的单位和个人给予评比和奖励，支持新闻出版业的快速发展。

第九条 新闻出版机构有义务保障国家利益安全、国防安全、公民权利和公民个人生活不受侵犯；国家加大投入支持和保障以妇女、未成年人、残疾人等群体为服务对象的新闻出版业，少数民族地区的新闻出版业，保证经济欠发达地区和老、少、边、穷地区新闻出版业的普及与发展。

第十条 盲人出版物由国家免费出版，为盲人提供新闻服务的新闻出版机构，国家财政应当给予扶持，并可以接受社会力量的资助。国家扶持并鼓励民间机构投资少数民族地区和以妇女、未成年人、残疾人为对象的图书、报刊、音像制品等各类出版物的出版发行。

## 第二章 新闻出版机构的注册登记

第 11 条 新闻出版机构实行属地管理和属地注册登记制度。

第 12 条 新闻出版机构的设立与撤消，由主办单位依法提出申请，报政府登记机关注册登记后设立与撤消；未经注册登记，不得擅自设立和撤消新闻出版机构。

第 13 条 设立新闻出版机构应向行政登记机关申请，申请人应当具备下列条件，并提交书面材料：

- (一) 有新闻出版机构的名称、章程；
- (二) 有确定的业务、经营范围；
- (三) 有 10-50 万元以上的注册资本和固定的工作场所；
- (四) 有适应业务范围需要的符合国家规定的资格条件的新闻出版、编辑、出版专业人员；
- (五) 法律规定的其他条件。

注册登记新闻出版机构，由登记机关发放新闻出版行业营业执照。

第 14 条 设立新闻出版机构的申请登记内容及营业执照应当载明下列事项：

- (一) 机构的名称、地址；
- (二) 机构的出版形式，出版形式的标识、出版物的商标和名称；
- (三) 机构的主办单位的名称、地址；
- (四) 机构的法定代表人或者主要负责人的姓名、住址、受教育情况、资格证明文件；
- (五) 机构的资金来源及数额。

第 15 条 行政部门应当自收到设立新闻传播机构的申请之日起 60 日内，作出批准或者不批准的决定，并书面通知主办单位；不批准的，应当书面说明理由。

第 16 条 设立新闻出版机构的主办单位应当自收到批准决定之日起 30 日内, 领取新闻出版行业营业执照, 具备法人条件, 并独立承担民事责任。

第 17 条 所有合法出版物受法律保护, 任何组织和个人不得非法干扰、阻止、破坏出版物的出版、发行和其他方式的传播。

第 18 条 新闻出版机构实行法人和总编辑负责制度。

第 19 条 以未成年人为对象的新闻出版内容及相关出版物不得含有诱发未成年人模仿违反社会公德的行为和违法犯罪的行为的内容, 不得含有恐怖、残酷等妨害未成年人身心健康的内容。成人出版物实行严格的分级制度。

第 20 条 新闻出版内容及相关出版物不真实或者不公正, 致使公民、法人或者其他组织的合法权益受到侵害的, 其法人应当公开更正, 消除影响, 并依法承担其他民事责任。

第 21 条 新闻出版不得擅自改变经批准的机构及法定出版物的名称; 确需改变的, 应申请变更或重新登记。

### 第三章 法律责任

第 22 条 未经登记或者骗取并盗用他人名称进行登记的, 非法出版、经营新闻出版物的, 责令停止违法行为, 没收违法所得。

第 23 条 妨害新闻出版机构正常开展工作的, 新闻出版机构应依法向法院提起诉讼, 追究妨害责任; 造成损失的, 可依法请求损害赔偿。

第 24 条 违反本法各条款规定, 并在事实上造成严重后果的, 应通过司法程序依法追究法律责任, 新闻出版机构应予公开真相, 消除影响。

第 25 条 国家机关和政府部门违反本法规定损害新闻出版自由和公民知情权, 依法通过司法途径追究法律责任。

第 26 条 本法自 20 年 月 日起施行。

(日訳)

「新聞出版法」公民提案稿草案 咎愛宗 2005年3月

## 第一章 総則

第一条 憲法が公民に与える言論、出版、集会、結社、デモ、示威等の自由の政治的権利を守り、民主と法制を保障、発展させ、法律に基づいて、国を治めることを推進し、法律に基づいて新聞出版業を規範化し、管理し、新聞出版機関および新聞従業者の合法権益を保護し、新聞出版の正常な発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 本法の称するところの新聞出版とは、全国的規模においてテレビ、新聞刊行物、ラジオ、映画、インターネット、図書などの公表された発表形式によって新聞出版、発行を行うことを指す。

新聞出版は公民全体に奉仕するという原則を堅持し、公民の社会、政治的知る権利を守ると同時に、公民のプライバシー権が侵害されないように保護する。

輿論の監督とは公民が政治生活を監督し、これに参加することによる社会監督の重要な構成部分である。

新聞出版機関は法律により、独立し、干渉を受けない登録登記権、取材権、報道権、批評権、評論権を享受する。いかなる単位および個人も公開された報道輿論内容に対し異議があるときは、法律に基づいて正当なルートを通じてこれを反映することができるが、いかなる不法な手段によっても新聞出版工作を妨害してはならない。

国家機関および関係政党組織、国家行政機関、裁判期間、検察機関は公民および新聞出版機関の輿論監督を受ける。

法律は、公民がいかなる国家機関や国家公務員に対しても新聞出版機関を通じて批判および提案を行う権利を有し、国家機関および国家公務員の違法行為、職責を全うしない行為を公開することを保護する。

新聞出版は事実を捏造、あるいは歪曲し誣告、人を陥れることを行ってはならない。公民の訴え、告訴、あるいは摘発に対して、新聞出版機関は各級の国家機関や政府部門が、事実を明らかにし、責任を持って処理をするように監督する権利を有する。いかなる人も新聞出版機関に情報源を提供した公民に対し抑圧したり、打撃、報復を行ったりしてはならない。新聞出版機関は情報源を保護し、大衆の知る権利が侵害されないよう保障すべきである。

全国的規模で登記された域外の資本の設立した新聞出版機関には本法が適用される。

第三条 新聞出版機関は法律によって登記され、行政部門は認可するようないかなる行政許可も設けてはならない。新聞出版機関は国家、政党、集団および個人など様々な性質の所有制によって設立されることが許され、登録登記した後、新聞出版機関は企業法人制を実行し、法人は財産権を持つとともに、財産権に対し責任を負う。

全国最高立法機関は国家を代表して新聞出版立法権を行使する。いかなる単位あるいは個人も新聞出版機関の新聞出版、伝播を制限することはできず、強制や裏からの操作、買収あるいはその他の人を欺く形式によって不法に新聞出版工作の正常な展開を破壊してはならない。新聞出版機関は憲法や法律に

違反してはならず、公共の利益に損害を与えてはならず、新聞出版の自由権を濫用し公民の権利を侵犯してはならない。

いかなる単位や個人も全社会にニュースを公開して発表するときは、必ず法律に基づいて、真実、客観、公正に情報を公表しなければならず、故意に真実の情報を隠匿してはならない。

第四条 国家機関および行政部門はニュース情報を公に披歴をするとき、専門的なスポークスマンを設定し、国家のイメージや公民の利益に対し責任を負い、公民の知る権利を保障すべきである。

国家は政党組織、政府の公務など国家計画や民衆生活に関係するあらゆる政務を新聞出版機関を通じて公衆に公開し、政府の活動透明度を高め、政党組織、国家機関および政府部門の民衆との連携を強化し、メディアとのコミュニケーションを増強し、新聞出版機関の情報披歴要求を拒絶してはならないよう推進する義務を有する。新聞出版に損害を与えるいかなる行為も法的な追究を受けるべきであり、新聞輿論はそれを公表、攻撃すべきである。

第五条 国家はニュース情報の公開検索システムを作る義務を有し、いかなる単位および個人も無償で、無条件で下記のニュース情報を使用伝播することができる：法律、法規、国家機関の決議、決定、命令及びその他の立法、行政、司法の性質を備えた文書、およびその政府筋の公式訳文；時事ニュース；暦法、通用数表、通用書式および公式。

第六条 国家は新聞出版機関登記管理制度をつくり、法律に基づいて登記された新聞出版機関が法律によって保護されるようにする。政府部門は新聞出版機関の業種の監督および規範の管理に責任を負う。

第七条 いかなる単位および個人も、新聞出版の法律、法規を遵守する義務があり、あわせて、新聞出版法律に違反した行為に対し監督と訴えを行う権利を有する。

第八条 法律は、公民が自ら望んでテレビ局、ラジオ局などのニュース番組および新聞刊行物、図書などの出版物で、自由に国家の実務、経済および文化事業、社会の実務に対する自らの見解と願望を表現し、自由に科学研究、文学芸術の創作およびその他の文化活動に従事したことによる自らの成果を発表することを保護する。

国家と民間機関は、新聞出版事業を発展、促進させることおよび関係ある社会、科学、文化研究などを進める面において、顕著な成績を収めた単位および個人に対して評定と奨励を与え、新聞出版事業の速やかな発展を支持する。

第九条 新聞出版機関は、国家利益の安全、国防の安全、公民の権利および公民個人の生活が侵犯を受けないよう保障する義務を有する。国家は資金投入を増大させ、婦女、未成年者、身体障害者などの集団を奉仕の対象とする新聞出版業、少数民族地区の新聞出版業を支持、保障し、経済発展不十分な地区および古くから解放された地区、少数民族地区、辺境地区、貧困地区の新聞出版業の普及と発展を保証する。

第十条 視覚障害者向けの出版物は、国家によって無償で出版され、視覚障害者にニュースサービスを提供する新聞出版機関については国家財政による支援が与えられるべきであるとともに、社会から資金援助を受け入れることができる。国家は民間機関が少数民族地区および、婦女、未成年者、身体障害者を対象とする図書、刊行物、AV 製品など各種出版物の出版、発行に投資することを支援し、これを励ます。

## 第二章 新聞出版機関の登録登記

第十一条 新聞出版機関は属地管理と属地登録登記制度を実行する。

第十二条 新聞出版機関の設立および解散は、主宰単位によって法律に基づいて申請を提出し、政府登記機関に登録登記を報告した後、設立および解散する；また、登録登記していない時、勝手に新聞出版機関を設立および解散してはならない。

第十三条 新聞出版機関を設立するには、行政登記機関に申請しなければならない、申請者は下記の条件を備え、かつ書面資料を提出しなければならない。

- (一) 新聞出版機関の名称、規程がある。
- (二) 明確な業務、経営の範囲がある。
- (三) 10-15 万元以上の登録資本および固定された活動場所がある。
- (四) 業務範囲の需要に適応し、国家规定の資格条件に合致した新聞出版、編集、出版専門の人員がいる。
- (五) 法律が規定するその他の条件

新聞出版機関の登録登記は、登記機関によって新聞出版業種営業免許書が発給される。

第十四条 新聞出版機関設立の申請登記内容および営業免許書には、下記の内容を明記しなければならない。

- (一) 機関の名称、住所
- (二) 機関の出版形式、出版形式の標識、出版物の商標および名称
- (三) 機関の主宰単位の名称、住所
- (四) 機関の法定の代表者あるいは主な責任者の名前、住所、教育履歴、資格証明資料。
- (五) 機関の資金源および金額

第十五条 行政部門は新聞宣伝機関の設立申請を受けた日から 60 日以内に、許可不許可の決定をすべきであるとともに、書面で主宰単位に通知すべきである。許可されない場合は、書面で理由を伝えるべきである。

第十六条 新聞出版機関を設立する主宰単位は、許可決定を受けた日から 30 日以内に、新聞出版業種営業免許書を受け取り、法人の条件を備えることになるとともに、独立して民事責任を負うべきである。



第十七条 あらゆる合法的出版物は法律の保護を受ける。いかなる組織および個人も、出版物の出版、発行およびその他の方式によって伝播を妨害、阻止してはならない。

第十八条 新聞出版機関は、法人および編集長責任制度を実施する。

第十九条 未成年者を対象とした新聞出版の内容およびそれと関係する出版物は、未成年者に、社会道徳に違反する行為および不法犯罪を模倣することを誘発する内容を含んではならず、恐怖、残酷など、未成年者の心身の健康を妨げる内容を含んではならない。成人向けの出版物は、適格な等級を分ける制度を実行する。

第二十条 新聞出版内容およびそれと関係する出版物の真実ではないあるいは不公正によって、公民、法人あるいはその他の組織の合法的権益が侵害された場合は、その法人が、公に訂正し、影響を排除するとともに、法律に基づいてその他の民事責任を負うべきである。

第二十一条 新聞出版は、許可された機構および法定出版物の名称を勝手に変更してはならない。もし、変更が必要な場合は、変更を申請するかあるいは、再び登記すべきである。

### 第三章 法律責任

第二十二条 登記せずに、あるいは他人の名義をだまし取り、盗用し、登記、不法に新聞出版物を出版、経営したものを停止しなければ違法行為を停止するよう命令を受け、違法所得が没収される。

第二十三条 新聞出版機関の正常な活動展開が妨げられた場合、新聞出版機関は、法律に基づいて法院に提訴し、妨害責任を追究すべきである。損失を被った場合は、法律に基づいて損害賠償を請求することができる。

第二十四条 本法の各条項の規定に違反するとともに、事実上重大な悪い結果がもたらされた場合は、司法手続きを通じて法律責任を追究しなければならず、新聞出版機関は、真相を公開し、影響を排除すべきである。

第二十五条 国家機関と政府部門は、本法の規定に違反し、新聞出版の自由と公民の知る権利を侵害した時、法律に基づいて司法手続きを通じて法律責任を追究する。

第二十六条 本法は 20XX 年 X 月 X 日から施行する。

(翻訳：閻瑾 蔡昕悦 叶柳 朱瑞鋆 整理：神尾優)

## 出版界 この一年

森重 良太\*

2013年の出版界の概況について記す。特に出典元を明記していないデータ類は、一般紙（朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞など）のほか、「新文化」「出版ニュース」など、複数のメディアに広く掲載されたものである。

### 【1】出版界（2012年）の全体動向

本稿は2013年11～12月時点での執筆につき、2013年全体の具体的なデータは、まだまとまっていない。よって本項では、2012年の動向を中心に掲げる。<sup>(1)</sup>

書籍と雑誌をあわせた推定販売金額は1兆7398億円で、前年比3.6%減。相変わらず下落傾向は止まらない。日本の出版社の数は2833社だそうである。これだけの数が寄ってたかって本を出しても、ヤマダ電機1社の売り上げ（約1兆8000億円）と並ぶ数字が精一杯なのだ。いかに小さな業界であるか知れよう。

推定販売部数は書籍が6億8790万冊、雑誌が18億7339万冊で、書籍は5年連続、雑誌は17年連続の前年比減である（特に雑誌は過去2番目の落ち込みを示した）。

返品率は、書籍が37.8%（前年比0.2%増）、雑誌が37.61%（前年比1.5%増）。かつての書籍40%台からは脱しているが、前年より微増となっており、10冊中3～4冊が売れずに返品されている状況は、あまり変わらない。

ところが、書籍新刊点数は7万8349点で、前年比3.3%増。相変わらず新刊点数は増え続けている。どの版元も、大量の新刊を刊行して、なんとか売上げを確保しようとしているようだ。この数字は、配本のない日曜日を除いた月～土曜日に、毎日約260点の新刊が店頭で並んでいることになる（仮に1点あたり5冊が配本される書店があったとすると、毎日1300冊の本が送り込まれてくる計算になる）。

書店の数は1万4696店。前年比365店減である（ただしこの数字は営業所や本部、外商拠点なども合算されているので、いわゆる「店舗」は、おそらく1万店強とみられる）。

書店関連では、カルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）が展開する「TSUTAYA BOOKS」（「TSUTAYA」「蔦屋書店」など全696店）の売り上げ（1097億円）が、それまでのトップ紀伊國屋書店（1081億円）を抜いてリアル書店第1位に躍り出たことが話題となった。

また、業界2位の取次トーハンが、大手書店チェーン「ブックファースト」（関西・東京で42店）の全株式を買収し、100%子会社化したとのニュースにも驚かされた。これによってブックファーストの帳合（主要取次）はトーハンになったはずで、ますます取次業界の独占競争に拍車がかかりそうである。

---

\*もりしげ りょうた 日本大学法学部新聞学科 講師

## 【2】2013年の売れ行き良好書籍

今回も、取次のデータではなく、店頭調査を中心にしたデータサービス事業「オリコン株式会社」の総合ランキングを掲げる。<sup>(2)</sup>数字は「発行（印刷）部数」ではなく、「推定実売部数」なので、注意されたい。

- ① 『色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年』村上春樹（文藝春秋／2013年4月初版）  
98万4783部
- ② 『医者に殺されない47の心得』近藤誠（アスコム／2012年12月初版）84万6985部
- ③ 『聞く力 心をひらく35のヒント』阿川佐和子（文春新書／2012年1月初版）  
81万4393部
- ④ 『海賊とよばれた男 上』百田尚樹（講談社／2012年7月初版）74万1015部
- ⑤ 『30日できれいな字が書ける ペン字練習帳』監修・手本：中塚翠涛  
（宝島社／2009年12月初版）71万8552部
- ⑥ 『とびだせ どうぶつの森 かんぺきガイドブック』週刊ファミ通編集部  
（エンターブレイン／2012年12月初版）69万4580部
- ⑦ 『ロスジェネの逆襲』池井戸潤（ダイヤモンド社／2012年6月初版）63万9912部
- ⑧ 『海賊とよばれた男 下』百田尚樹（講談社／2012年7月初版）63万6917部
- ⑨ 『できる大人のモノの言い方大全』話題の達人倶楽部・編（青春出版社／2012年10月初版）  
61万9955部
- ⑩ 『スタンフォードの自分を変える教室』ケリー・マクゴニガル／神崎朗子・訳  
（大和書房／2012年10月初版）54万7141部

近年には珍しく、10位以内に小説が3作4点（①④⑦⑧）も入った。だが話題になった①をもってしても、実売はミリオンに届いていない。

②は最近大流行の「ガンと闘うな」説の急先鋒医師による集大成である。

⑤は2009年の刊行だが、著者のテレビ出演により人気に火がついた。⑦も人気テレビドラマ「半沢直樹」の原作シリーズである。

2013年は、本屋大賞も受賞した④⑧の百田尚樹ブームといっても過言ではなく、オリコンによる作家別実売ランキングでは、2位の近藤誠、3位の村上春樹を抑えて、堂々の1位である。特に『永遠の0（ゼロ）』（講談社文庫／2009年7月、文庫初版）が累計発行部数180万部を突破し、2013年最大の人気文庫となった。

## 【3】電子出版をめぐるあれこれ

### ① 電子出版の概況

2012年夏に楽天koboがスタートし、同年暮れにはAmazonによる電子書籍リーダー「Kindle」日本語版が出荷開始となった。そして2013年に入ってからApple iBookstoreがスタートしたことで、新プラットフォームの3大メジャーが勢揃いした。よって2013年は、電子出版の本格稼働開始の年といえた。

2012年度の電子出版全体の市場規模は768億円（前年比15.9%増<sup>(3)</sup>）。うち電子雑誌が39億円、電子書籍が729億円となっている。この電子書籍市場のうち、PC向けは10億円。これに対し、ケータイ向けが351億円、新プラットフォーム向けが368億円だが、今後は後者の圧倒的な伸びが予測されている。

これらの数字が大きいのか小さいのかは、なんともいえない。確かに期待ほど伸びていないのだが、少なくとも「前年比減」のデータばかりが並ぶ出版界にあって、2桁台の伸びを示しているのだから、景気の悪い話でないことだけは確かである。現に、電子出版の市場規模は2017年度には2400億円に達するとの予測が出ている。つまり、あと数年で電子書籍は、現在の紙の書籍・雑誌売り上げの1～2割を占める可能性があるというわけで、それが本当たとすれば、看過できない一大産業といえよう。

ちなみに、前記3大メジャーのうち、AmazonのKindleストア利用者が49.4%との調査結果があるので、日本の電子書籍市場はAmazonによって牽引されているといっても過言ではない。ただし、koboを展開する楽天の三木谷浩史社長は、2013年4月に開催された事業戦略説明会で「2016年までに年間500億円の売上高を目指す。2020年には市場規模は1兆円に達するので、同年には、その半分5000億円規模のシェアを狙う」と豪語している。

だが相変わらず問題はコンテンツ不足で、業界では「村上春樹、宮部みゆき、東野圭吾の3大人気作家が電子書籍を許諾しないかぎり、日本に電子出版の夜明けは来ない」と、半ば自虐的に語られている。

なお2013年も押し詰まった12月になって、紀伊国屋書店や日販、トーハン、さらに楽天やソニーの電子書店など計13社による「電子書籍販売コンソーシアム」が設立されたと報じられた<sup>(4)</sup>。これはリアル書店で電子書籍を販売する大掛かりなシステムで、2014年春に実験を開始するという。明らかにAmazonのKindleに対抗する措置と思われる。

## ② “電子発” の話題書

その一方で、“電子発” の話題書がいくつか誕生した。

『フィフティ・シェイズ・オブ・グレイ』上下（ELエルロイ／池田真紀子訳、早川書房、2012年11月初版）は、当初、ネット上で連載されていたが（著者はロンドン在住の主婦）、人気を呼んで、アメリカの出版社が新刊書籍として発売。全世界で6000万部以上が売れた。内容は、いわゆる官能ロマンス小説で、日本版も堅実な売れ行きだったようである。同じく『ウール』上下（ヒュー・ハウイー／雨宮弘美・訳、角川文庫、2013年9月初版）も、ネット上で発表されて話題となり、紙に移植された作品で、こちらはSF小説である。

SFといえば、『Gene Mapper -full build-』（藤井太洋、ハヤカワ文庫、2013年4月初版）は、もともとAmazonの自己電子出版「キンドル・ダイレクト・パブリッシング」により、Kindle上で販売されていた電子書籍であった。それが2012年10月31日、Amazon内の「文学作品」ランキング（紙の書籍も含む）で1位を獲得したことで話題となり、早川書房から声がかかり、紙で文庫化された。これがおそらく、日本における“オリジナル電子出版ベストセラー”第1号であろう。著者はもともと、グラフィックデザイナー、ソフトウェア開発者である。

6月、文藝春秋が、いままで一作も電子化されていなかった司馬遼太郎の人気作品『竜馬が

ゆく』の電子版の発売を開始。軒並み、各電子ストアで売り上げ1位にランクインした。これは紙の人気作品は電子でも売れることの証左ともいえ、今後、電子出版の起爆剤の一端となると見られている。

### ③ 「出版者への権利付与」問題

2011年11月に、浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史、武論尊の7名の作家・漫画家が、書籍の電子出版用スキャン事業者（いわゆる“自炊代行業者”）の大手7社に対し、著作権侵害行為による差し止め請求を東京地方裁判所に提訴していたが、2013年9月から10月にかけて、すべての対象業者についての違法行為が認められた（一部、謝罪・和解もあり）。

これらは、外見上は「作家」が自ら提訴し、勝訴したように見えるが、実態は、大手出版社数社が共同で、作家を立てて提訴したものであった。ではなぜ、出版社が自ら提訴しなかったのか。現在の法体系では、出版者（社）は“自炊代行業者”を訴えることはできないのである。なぜなら、出版契約は出版者と著作権者との間で交わされ、これによって出版者に「出版権」が付与される。ところが現在の「出版権」とは、「紙」の出版物にまつわる権利であるため、紙の海賊版であれば出版者が自ら差止請求等を提訴することが可能だが、ここに電子書籍は含まれていない。よって、電子出版の海賊行為については、出版者が「出版権を侵された」と主張することは不可能で、著作権者が「著作権を侵された」と訴えるしかないのである。

この状態をどうするべきか、文化庁の文化審議会・著作権分科会・出版関連小委員会が検討を続けてきた。

そうしたところ、2013年2月に経団連が「電子書籍の流通と利用の促進に資する“電子出版権”の新設を求める」とのアピールを発表した。要点は「出版者ではなく、ネット業者も含む、電子書籍を発行する者すべてに、新たな“電子出版権”を与えよ」というもの。

つづいて4月には、東京大学名誉教授で、明治大学研究・知財戦略機構の特任教授・中山信弘氏ら6人が「出版者の権利のあり方に関する提言」を発表。「出版社に隣接権を付与するのではなく、従来の出版権を拡張し、電子出版にも対応した著作権法の改正を検討するべき」と提言した。

そして5月から9月にかけて、上記・文化審議会が「4つの選択肢」を提示する。つまり——①著作隣接権の創設、②電子書籍に対応した出版権の整備、③訴権の付与（独占的ライセンスへの差止請求権の付与の制度化）、④契約による対応、である。さらにいままでの論点を整理し、広くパブリック・コメントの募集を開始。出版界周辺の各団体もさまざまな意見を表明し、とてもこの紙幅で述べることは不可能な、百家争鳴の状態が現出している。おそらく2014年から2015年にかけて、何らかの形で、著作権法の一部改正が行われるのではないかと見られている。

### ④ 図書館をめぐる電子出版ビジネスの激化

10月15日、KADOKAWA、紀伊國屋書店、講談社の3社は、学校・公立図書館向けの電子書籍貸し出しサービス会社「日本電子図書館サービス」を設立した。

続く同月29日には、大日本印刷（DNP）、日本ユニシス、図書館流通センター、丸善の4社が、2014年4月から共同で、クラウド型の電子書籍サービスを図書館向けに提供すると発表した。すでに札幌市が採用を決定しているという。

かくして今後は図書館が電子出版ビジネスの主戦場になる可能性が出てきた。

ちなみに電子出版ではないが、クラシックCD会社のナクソス・ジャパンは、近年、配信事業に力を入れており、すでに図書館や学校に事業主力を移しつつある。現在、同社のストリーミング配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」（NML）では、会員（個人会費は月額1890円）だと世界662社の、8万枚近いCD（約120万曲＝2013年末現在）が聴き放題である（CD購入リンク付き）。同社は、このシステムを図書館に売り込んで成功している。つまり図書館はCD現物ではなく、一定期間だけ使えるパスワードを貸し出すのである。当然ながら8万枚のCD在庫を館内に抱えるよりはるかに安価である。また、音楽大学と契約し、学生専用のパスワードによって、PCやスマートフォンでも聴けるようにしている。これもまた、学内に8万枚のCDを確保したも同然で、学生は自宅でもどこでも、あらゆる楽曲を自由に聴くことができる。

出版界も、このシステムを参考にすべきではないだろうか。

#### 【4】 そのほかの話題

- ・ 1月19日、第148回芥川賞の受賞者が決定し、その一人、黒田夏子が過去最高齢の75歳での受賞ということで話題となった。
- ・ 3月16日、日本最大の売場面積（3000坪）を有する書店「蔦屋仙台泉店」がオープンした（ただし、文具やゲーム、食品までを含む複合店）。
- ・ 4月12日に発売された、村上春樹の3年ぶりの長編小説『色彩を持たない多崎つくると、彼の巡礼の年』（文藝春秋）が、発売前に4刷・累計50万部に達し（最終的に発行部数100万部超）、発売日の深夜午前0時に売り出す書店が出る騒ぎとなった。
- ・ 7月11日、カルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）は、2015年夏にオープンする宮城県多賀城市図書館の設計・建設を受注したと発表。11月21日には、神奈川県海老名市が、市立図書館指定管理者として、同社を指名。今後、佐賀県・武雄図書館につづく、CCCによる“TSUTAYA図書館”が続々誕生するものと思われる。
- ・ 10月1日、KADOKAWAは連結子会社9社を吸収合併した。これによって、角川書店、エンターブレイン、アスキー・メディアワークス、中経出版などを含む、連結売上高1616億円の、国内最大の出版総合企業グループが誕生した。

#### 【5】 2013年の、出版関係の主な物故者（カッコ内は没月日）

鳥居民（1月4日／作家・評論家）、大島渚（1月15日／映画監督）、柴田トヨ<sup>(5)</sup>（1月20日／詩人）、常盤新平（1月22日／作家・翻訳家・「ミステリマガジン」元編集長）、安岡章太郎（1月26日／作家）、高野悦子（2月9日／岩波ホール元支配人）、ドナルド・リチャー（2月19日／映画評論家）、いわしげ孝（3月9日／漫画家）、石坂まさを（3月9日／作詞家）、山口昌男（3月10日／文化人類学者）、北原亜以子（3月12日／作家）、大橋鎮子（3月23日／「暮しの手帖」元編

集長・社主)、E. L. カニグズバーグ<sup>(6)</sup>(4月19日/児童文学作家)、島森路子(4月23日/エッセイスト・「広告批評」2代目編集長)、佐野洋(4月27日/推理作家)、河竹登志夫(5月6日/演劇学者)、なだいなだ(6月6日/作家・精神科医)、高橋たか子(7月9日/作家)、野上龍雄(7月20日/脚本家)、戸井十月(7月28日/作家・ルポライター)、富田倫生(8月16日/編集者・「青空文庫」創設者)、谷川健一(8月24日/民俗学者・歌人)、山崎豊子(9月29日/作家)、トム・克蘭シー(10月1日/作家)、天野祐吉(10月20日/コラムニスト・「広告批評」創刊編集長)、やなせたかし(10月13日/漫画家)、岩谷時子(10月25日/詩人・作詞家)、シド・フィールド<sup>(7)</sup>(11月17日/脚本家・シナリオ講師)、甘糟章(11月19日/「平凡パンチ」「週刊平凡」「anan」元編集長・マガジンハウス元副社長)、辻井喬(11月25日/詩人・作家・セゾングループ元代表=堤清二)

なお最後に、昨年も記したが、メディア業界を志望する学生のための、「新聞・本の読み方」「書店ガイド」「図書館の使い方」「正しい字の書き方」「原稿用紙の使い方」といった、「読む」「書く」「調べる」にまつわる初期学習の必要性を、ますます強く感じている。それらを大学入学と同時に始めないと、一度も寿司を食べたことのない寿司職人を育成するような、なんとも空洞化した教育システムが定着してしまうような気がしてならない。

(敬称略)

#### 注

- (1) 「出版指標 2013 年版」(公益社団法人全国出版協会 出版科学研究所)より。
- (2) 集計期間は2012年11月19日～2013年11月17日、調査店1940店。
- (3) 「電子書籍ビジネス調査報告書 2013」(インプレスビジネスメディア)より。ほかのデータも同レポート、もしくは「インプレスビジネスメディア」より。
- (4) 朝日新聞 2013年12月22日付、1面より。
- (5) 詩集『くじけないで』が160万部を突破した、“100歳の詩人”。
- (6) 児童文学のロングセラー『クローディアの秘密』(岩波少年文庫)の著者。
- (7) 『映画を書くためにあなたがしなくてはならないこと シド・フィールドの脚本術』(フィルムアート社)などの著者。

## 特定秘密保護法と新聞メディアの記憶 —刑法改正およびスパイ防止法論議との比較を中心に—

赤尾 光史\*

### <はじめに>

本稿は、国家秘密と民主主義をテーマにかつて展開された二つの問題の論議と新聞界の対応の一端を記述の中心とする。1950年代から70年代にわたる刑法改正問題と、80年代のスパイ防止法制定問題がそれである。これを取り上げる理由を以下に記す。

周知のように、特定秘密保護法案が2013年12月6日未明の参議院本会議で、自民・公明両党の賛成多数をもって可決、成立した。法案文言の不明確さ、情報公開の潮流への逆行、知る権利侵害への懸念、審議時間の極端な短さなどを指摘する各界の強い批判を浴びながらの成立であった。

新聞各紙も、社によって多少の濃淡があるにせよとりわけ法案の提出以降、集中的な報道を展開した。その量および扱いの大きさは、1本の法案に関する新聞報道現象としては近年まれといつてよい。

報道記事と同様に目立ったのは、法案をめぐる動きの折々に掲載された各紙の社説である。東京で発行される新聞協会加盟の主要一般紙は6紙（朝日・毎日・読売・日本経済・産経・東京）であるが、特定秘密保護法案に対する賛否は、読売・産経両紙が賛成、朝日・毎日・日本経済・東京4紙が反対と二方向に分かれたことが、それぞれの社説内容から理解される。いかなるテーマでも賛成に比べて反対の議論の方が目立つのは道理であり、特定秘密保護法案をめぐる議論もむろん例外ではない。内閣情報調査室が法案の概要に関するパブリックコメントの募集を開始した2013年9月3日以降、法案が成立した12月6日までの約3か月間に、「特定秘密保護法案」あるいは「秘密保護法案」の文字をタイトルに入れて論じた社説は、いわゆる3大紙に限定すれば、条件付き賛成を表した読売の6本に対し、反対の朝日は10本、毎日に至っては28本と際立つ。毎日は9月4日から散発的に法案批判の社説を掲載してきたが、国会審議が始まる2日前の11月5日からは「秘密保護法案を問う」という通しワッペンを付したほぼ連日の掲載であった。キャンペーンといつて差し支えない展開である。

朝日や毎日の意に反し、法案は成立する結果となった。後述のように毎日は、この結果を明確に「負け」と位置づけているが、その心情は反対論を展開した他紙にも共通するものと思われる。今回の一連の経緯の検証と「敗因」分析作業が各紙で始められることだろうが、その作業過程で重要なことの一つは過去の経験の喚起である。

国家秘密と民主主義をテーマとする議論はむろん今回が初めてではなく、新聞界がコミットした経験は過去に少なくとも二度あった。冒頭に記した刑法改正論議とスパイ防止法制定論議の際の経験がそれで、新聞界はいずれでもその危険性を指摘し、推進の動きを封じることの一役買ってい

---

\*あかお みつし 明治大学政治経済学部 講師



る。今回の特定秘密保護法問題は新聞界の多くの意向とは異なる結果となったが、今後もこの問題にさらなる働きかけをするのであれば、この過去の経験への理解は欠かせまい。本稿で、二つの事例のごく一部を記録的に記す理由はそこにある。

なお、冒頭で「新聞界の対応の一端」と書いたのは、用いた資料を朝日、毎日、読売3紙の社説にほぼ限定したことによる。限定はもっぱら時間と作業量の関係によるものであり、ほかに意味はない。

最初に、今回の特定秘密保護法の成立過程と新聞メディアの動きにも触れておく。本稿の中心テーマである上記二つの事例との対比が必要と考えるからである。法成立後の3紙の総括的なコメントも略記するが、論議の過程で展開された多量の社説への言及は省略した。

## 1. 特定秘密保護法

### <関連事象の経緯（いずれも2013年）>

- 8月27日 自民党が休眠状態にあった「インテリジェンス・秘密保全等検討プロジェクトチーム」（町村信孝座長）に対し、安倍首相が秘密保護法案の概要を提示
- 9月3日 内閣情報調査室が、「特定秘密の保護に関する法律案の概要」についてのパブリックコメントの募集を開始（同月17日まで。結果は、賛成11632件、反対69579件、その他9269件）
- 10月2日 日本新聞協会が『「特定秘密の保護に関する法律案」に対する意見書』を発表
- 25日 「国家安全保障会議」（日本版NSC）創設のための法案が衆議院で審議入り
- 同日 安倍内閣が「特定秘密保護法案」を閣議決定。防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野に関する事項のうち、「特に秘匿することが必要であるもの」について「その漏洩の防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」というもの
- 11月7日 「特定秘密保護法案」が衆議院国家安全保障に関する特別委員会で審議開始
- 11月18日 自民・公明の与党がみんなの党との法案修正協議で大筋合意
- 11月19日 民主党が、保護対象を外交と国際テロの防止に関する情報に限定する趣旨の対案、および公文書管理法改正案・特別安全保障秘密適正管理法案・情報適正管理委員会設置法案・国会法改正案を衆議院に提出
- 11月25日 衆議院国家安全保障に関する特別委員会が、福島市で公聴会を開催。発言者7人全員が法案に反対の意見を陳述
- 11月26日 午前の衆議院国家安全保障特別委員会で与党が採決を強行。自民・公明の与党とみんなの党の賛成で特定秘密保護法案を可決。夜の本会議で与党が採決を強行し、自民・公明両党にみんなの党が加わって賛成多数で可決。法案を参議院に送付
- 11月27日 特定秘密保護法案が参議院で審議入り
- 11月29日 自民党の石破幹事長が自身のブログで、特定秘密保護法案に反対するデモについて「単なる絶叫戦術はテロ行為と本質的に変わらない」とする趣旨の一文をエントリー
- 12月5日 参議院国家安全保障に関する特別委員会で、自民・公明両与党の賛成多数により可決

12月6日 未明の参議院本会議で特定秘密保護法案が自民・公明両与党の賛成多数で可決、成立。法案修正に加わった維新の会とみんなの党は棄権

おおむね以上である。

法案成立の翌12月7日（土）付で、朝日は杉浦信之ゼネラルエディター兼東京本社編成局長が「言論の基となる情報の多くを特定秘密という箱の中に入れてしまう法律は、70年に及ぶ戦後民主主義と本質的に相いれない」と書き、毎日新聞も伊藤芳明主筆が1980年代から90年代にかけて中・東欧諸国における民主化の波に言及しながら「中・東欧諸国の市民は報道によって状況を客観的に把握し、進むべき選択肢を得た。（略）情報統制ではなく、情報公開と言論の自由こそが民主主義を支える基盤であることを実感した」と述べる。東京新聞も同様である。同じ日付で山田哲夫論説主幹が「特定秘密保護法は重大機密の漏えいを防ぐという法の目的を大きく逸脱して、表現の自由や国民の知る権利を脅かすどころか国の在り方を変えかねない。国民主権、民主主義と平和主義—国際的な信任を得た戦後のこの国のかたちを変えてはいけないと思う」と書いた。

これらの民主主義の枠組みに対する一種の崩壊感覚の表明は、キャンペーン的な社説展開の区切りのまとめとして記憶しておかなければならないだろうが、さらに注目すべきは反対論展開各紙の総括と今後に向けた決意表明である。毎日12月14日朝刊の「にゅーす 360度 紙面審査委員会から」欄に「まだ終わりではない」の見出しで「毎日新聞の『負け』であり、メディア全体の『負け』でもある」と書き、その理由を3点挙げる。①メディア全体の本格的な取り上げが遅れた、②読者に「報道機関にしか関係ない」と受け取られた面がある、③メディアの足並みがそろわなかった、の3点である。朝日は12月30日朝刊の「紙面モニター←→報道・編成局」欄に、渡辺勉編成局長補佐名の「9月上旬に法案概要が発表されるとすぐに法案作成の経緯を取材し、中旬から朝刊4面で法案を読み解く連載を始めました。今になって振り返れば、この時点から1面で連載を始めべきだったと思います」とする率直な反省を掲載した。東京新聞もまた、12月8日付一面にあらためて「12・6を忘れない」という見出しで金井辰樹政治部長が「法律は成立した。しかし、終わりではない。国会でできた法律は、国会で改正も廃止もできる。反対論の全国的な広がり、今回は法成立を阻止できなかったが、政権側は相当追い詰められていたのも事実だ。揺るぎなく声を上げ続けることで、政治を動かすことはできる。（略）次の選挙まで十二月六日のことを、しっかりと記憶にとどめたい」という一文を記している。

留意すべきは、朝日と毎日がともに取り組みの時間的な遅れを吐露していることである。特定秘密保護法関連事象の推移は表のとおりであるが、安倍首相が法案の概要を「インテリジェンス・秘密保全等検討プロジェクトチーム」に提示した2013年8月27日以降、朝日が反法案の社説を集中的に掲載し始めるのは10月30日、毎日は10月21日であった。法成立の12月6日までに反対の輿論を形成してそれを力とするには、両紙が吐露するように時間が決定的に不足していたといわなければなるまい。

成立した特定秘密保護法の付則第1条には「この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とあり、施行までに最長1年ほどの猶予がある。毎日や東京が書くように「まだ終わりではない」とするならば、多くの新聞メディアが今後当面展開すべき報道のスタンスおよび社論形成の方向を模索することになるだろう。繰り返しになるが、そ

の際の参考となるのは冒頭に記した刑法改正論議およびスパイ防止法制定の動きと新聞界の対応である。特定秘密保護法と同様、国家秘密の取り扱いが議論されたこの二つのケースでは、むしろそれがすべての要因ではないにせよ輿論形成に努めた新聞界の対応が奏功し、推進側の法改正、新法制定の動きは結局封じられた。新聞界にとっての成功体験として、この二つの事例は継承されてしかるべきだろう。次項以下であらましを記述する。

## 2. 刑法改正論議

戦後、刑法改正のための準備過程で浮上したのが、機密探知罪新設問題である<sup>(1)</sup>。

1960年4月27日、法務省の刑事局内に設置されていた刑法改正準備会（小野清一郎議長。63年から法制審議会刑事法特別部会に移行）が「改正刑法準備草案（未定稿）」を試案として公表した。同準備会は56年10月、「今や現行刑法制定後五十年を経過し、その間における社会情勢および国民感情の推移、法律制度の変遷、刑法学説、刑事判例および刑事政策思想の発展などからみて、これを現代の要請に適合したものとするため全面的に再検討する必要に迫られている<sup>(2)</sup>」という観点から、刑法改正のための法務省原案作成を目的として設置されたものである。

公表された未定稿はむしろ広く刑法全般の改正の方向性を示したものであったが、ジャーナリズムの活動に微妙にかかわる条項の新設が含まれていることを新聞協会が問題視し、60年6月の段階で同協会編集委員会に「改正刑法に関する小委員会」を設置して対応策の検討を始めた。特に問題としたのは、未定稿の第二編各則第二章「外患に関する罪」中の136条「機密探知等」の文言である。同条は第1項で「外国に通報する目的をもって、日本国の防衛上又は外交上の重大な機密を不法に探知し、又は収集した者は、二年以上の有期懲役に処する」とし、第2項で「外国の利益をはかり、又は日本国の利益を害する目的をもって、防衛上又は外交上の重大な機密を外国に通報した者も前項と同じである」とする。また137条では、未遂、予備、陰謀、教唆、ほう助については1年以上の懲役としている。

この機密探知罪に関して新聞協会は、①第1項の「防衛上又は外交上の重大な機密」は抽象的で範囲を拡大させる恐れがあり、また「重大な機密を不法に探知し、又は収集した者」について、小野準備会議長などの見解では「言論報道の正当な取材活動を除く」という意味に解すべきものとしているが、これは法文またはそれに準ずる方法で明確にされるべきである、②第2項については「外国の利益をはかり、又は日本国の利益を害する目的」を持たない善意の新聞報道であっても、場合によってはそのような目的を持った報道と認定される恐れもあることから同項は削除されることが望ましい、などとした要望書を植木庚子郎法務大臣と竹内寿平刑法改正準備会会長（法務省刑事局長）あてに提出した。

刑法改正準備会は1961年12月20日、「改正刑法準備草案 附 同理由書」を確定稿として発表した。未定稿からの修正は、第1項の「防衛上又は外交上の重大な機密」の前に「日本国の安全を害する恐れのある」という文言を付け加えたきわめて部分的なものにとどまった。このため新聞協会は62年6月25日、植木法務大臣および竹内刑法改正準備会会長に再度要望書を提出し、①依然として何が機密とされるのかが不明確のままであり、報道の範囲が実質的に制限される恐れがある、②「不法に探知し、収集した者」の「不法」の限界が明確ではない、③通信社などの報道機関は外国への情報提供も業務としているが、そのような活動も規定にいう「外国に通報した者」とさ

れかねない、などの主張をした。

63年、刑法改正問題は審議の場が法制審議会刑事法特別部会に移される。同部会は71年に「改正刑法草案」を公表した。この草案からは機密探知罪の条項が削られ、さらに約3年後の74年5月29日に同審議会の法務大臣あて答申内容からも同様に削除される結果となった。答申は、機密、探知、収集などの概念にあいまいさが残り、法が仮に新聞記者などの取材行為にまで適用されるとなれば、結局それは表現の自由を侵すことになる」と削除の理由を述べ、加えて審議会内部に特別法の立法に言及した次のような指摘があったことを記している。

「この種の秘密を保護する必要があるとしても、機密の範囲を具体的に限定して乱用の危険をなくすためには、特別法で詳細な規定を設ける方が適当であること、外国から武力の行使があった場合に防衛上の機密を探知したり又は通報したりする行為は、外患援助（一二三条）として処罰の対象になることなどが指摘され、刑法には機密の探知等に関する特別の規定は設けないこととされた」<sup>(3)</sup>

刑法改正の動きと新聞界の対応に関する一連の経緯を、表にして示す。

1956年10月	法務省刑事局内に非公式の会合「刑法改正準備会」が発足（会長・同省刑事局長、議長・特別顧問・小野清一郎、学者および実務家10数名が参加）
1960年4月27日	準備会が「改正刑法準備草案（未定稿）」を試案として公表
6月	新聞協会編集委員会が「改正刑法に関する小委員会」を設置して対応策を検討
1961年4月10日	新聞協会が法務大臣と刑法改正準備会会長あてに、「言論の自由が不当に制約されないよう慎重な検討を加えられたい」とする要望書を提出
12月20日	準備会が「改正刑法準備草案 附 理由書」を確定稿として公表
1962年1月	新聞協会が「改正刑法に関する小委員会」の再開を決定
6月25日	新聞協会が法務大臣と刑法改正準備会会長あてに再度要望書を提出
1963年5月	法務大臣が正式の手続きとして法制審議会に対し、刑法全面改正の可否などを諮問
5月20日	法制審議会が諮問に関する予備的審議のために「刑事法特別部会」を設置、同部会は同年7月から1971年11月まで審議
1972年3月	「刑事法特別部会」が改正草案と説明書を法制審議会に報告
1974年5月29日	法制審議会が刑事法特別部会報告に手を加えた「改正刑法草案」を法務大臣に答申
12月	法務省が「改正刑法草案」を公表

法制審議会の「改正刑法草案」は、強い批判にさらされた。種々の犯罪が新設されている、全体に重罪化の傾向が見られる、犯罪構成要件が細分化されすぎている、などが主たる批判の内容である。精神障害者に対する保安処分が医療的というより社会的保安の観点から規定されている、という反対が見られたことも記しておかなければなるまい。同草案は閣議決定もされていない。1976年、法務省が改正に向けた政府案を作成するための「中間案」を発表したが世論の賛意は得られず、宙に浮いたままである。ただ、留意しなければならないことはある。新聞界の対応も奏功してジャーナリズム活動に深くかかわる「機密探知罪」は結局草案に盛り込まれなかったが、前述のと

おり法制審議会の法務大臣あて答申が機密の取り扱いに関する特別法の新設に言及していることである。これが次項で記述するスパイ防止法案、さらに今回の特定秘密保護法に無関係でないことは指摘するまでもあるまい。

### 3. スパイ防止法案

戦後体制における国家秘密保全法制設定の動きは、昨日や今日のものではない。1954年に発生したラストボロフ事件では緒方竹虎副総理が「機密保護法が必要」と語り、60年安保2年前の58年2月には岸信介首相が防諜法の国会提出意欲を口にしている。そして60年には、法務省が「機密探知罪」すなわちスパイ罪を新設する刑法改正準備草案を公表したことは既に記した。

スパイ防止法制定の具体的な動きは、いわゆる宮永陸将補事件が直接の契機とされる。

1980年、宮永幸久元自衛隊陸将補による防衛庁秘密文書漏洩事件が発生した。<sup>(4)</sup> 国家秘密保全法制に関しては、前述の刑法改正問題が頓挫して以降さしたる動きがなかったが、鈴木善幸内閣で自民党はこの事件を直接のきっかけとしていわゆるスパイ防止法制定（後に作成された法案の正式名称は「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法案」であるが、報道機関の表記あるいは法案に対する諸機関の見解などには、スパイ防止法案、国家秘密法案、国家機密法案などの略称表記がある。この項では、固有名詞以外は紛らわしさを避けるため「スパイ防止法案」に統一する）の準備に入り、80年5月にその第一次案を発表した。第1条の目的条項は、「この法律は、外国に通報することを目的とする防衛秘密の探知、収集等のスパイ行為を防止し、併せて防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の防衛秘密の漏せつを防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする」と定めている。

鈴木内閣後の第一次中曽根康弘内閣の発足は1982年11月27日で、同第一次案発表の約2年半後であるが、「日米運命共同体」論、「日本列島不沈空母化」発言、「防衛費GNP1%枠突破」論、あるいは8月15日における戦後初の内閣総理大臣資格での靖国神社参拝など、首相就任後の同首相の国家主義的な言動と政治運営に象徴的な思想傾向が、スパイ防止法制定への動きに拍車をかけたことは疑いないだろう。第一次案は、82年7月の第二次案発表を経て85年6月に法案として完成した。

法案の第1条は「外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする」と書き、第2条で国家秘密の範囲を「防衛及び外交に関する事項」と規定した。つまり、国家秘密の範囲が第一次案の「防衛秘密」から「防衛及び外交」に拡大されたのである。

法案は、第102通常国会閉会間近の同月6日に議員立法の形で上程され、閉会日の同月25日に継続審議が決定して次の臨時国会に回されたが、実質的審議のないまま同年12月20日に審議未了廃案となった。一連の経緯は次表のとおりである。

1980年4月	自民党安全保障調査会特別小委員会がスパイ防止法案（通称）要綱を作成
5月	自民党安全保障調査特別委員会がスパイ防止法第一次案を発表（国家秘密の範囲を「防衛秘密」に限定）
1982年7月	同委員会が第二次案発表（第一次案と同様、国家秘密は「防衛秘密」に限定）

- したが、「防衛秘密」の定義によって範囲は実質的に拡大した)
- 11月27日 第一次中曽根康弘内閣発足
  - 1984年4月18日 自民党・民社党の議員と財界人・保守系文化人が「スパイ防止のための法律制定促進議員・有識者懇談会」(会長・岸信介元首相)が設立総会を開催
  - 8月6日 自民党安全保障調査特別委員会がスパイ防止法第三次案を発表(国家秘密を「防衛及び外交に関する事項」に拡大)
  - 1985年3月20日 自民党国防三部会(国防部会・安全保障調査会・基地対策特別部会)が第三次案を若干修正し、4月11日に同党政務調査会で確定
  - 4月18日 新聞協会編集委員会が15社の編集・報道局次長による「スパイ防止法に関する小委員会」(以下、スパイ防止法小委員会)を設置し、取材・報道の自由の制限にかかわる問題点の検討を開始
  - 5月28日 自民党総務会が議員立法による「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」の国会提出を決定
  - 6月4日 新聞協会のスパイ防止法小委員会が自民党安全保障調査会の森清副会長を招き、法案の意図などを聞く
  - 6月6日 自民党が議員立法の形で法案を国会に提出
  - 6月11日 第二東京弁護士会が法案について、「報道の自由を抑圧し、『知る権利』の確立に逆行する」とした反対声明を発表
  - 6月15日 中曽根康弘首相が参院決算委員会で、社会・共産両党議員の質問に対し「日本はスパイ天国であり、スパイ防止の必要性を痛感するに至った。問題は国民の知る権利や報道の自由とどう調和させるかにある」と答弁
  - 6月25日 法案が、自民党、新自由クラブなどの賛成多数で継続審議となる(継続審議案件としては、異例の記名投票による。全野党は廃案を主張)
  - 同日 第102通常国会閉会
  - 7月4日 新聞協会のスパイ防止法小委員会が上智大学の町野朔教授を招き、継続審議になったスパイ防止法案について意見を聞く
  - 9月11日 新聞協会のスパイ防止法小委員会が、法案に対する考え方をまとめる
  - 10月14日 新聞協会編集委員会が法案に対する見解(案)をまとめる
  - 同日 第103臨時国会召集
  - 10月16日 日弁連(石井成一会長)がスパイ防止法案の撤回を求める意見書を発表
  - 11月13日 新聞協会理事会が編集委員会見解を承認
  - 11月14日 新聞協会が「『国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案』に関する日本新聞協会の見解」を表明し、衆参両院議長および各政党に同見解を手渡す
  - 同日 「国家秘密保護法案に反対する法学研究者」(青木宗也法政大総長、奥平康弘東京大教授など521人)が反対声明を中曽根康弘首相に提出
  - 11月21日 日本民間放送連盟が法案に反対する見解を発表
  - 11月27日 「国家秘密保護法案に反対する出版人の会」が法案の廃案を求める決議

- 12月19日 日本書籍出版協会が法案に対する反対見解を衆参両院議長、各党代表に送付  
 12月20日 衆議院内閣委員会理事会が「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を審議未了のまま廃案とすることを決定  
 12月28日 第二次中曽根第二次改造内閣発足  
 12月29日 中曽根首相が記者会見で「外交、防衛など国の重要秘密を守る法律は必要であり、改革案を作って再提出する」と語る

経緯はおよそ以上のとおりである。結果的にスパイ防止法案は審議未了廃案となったものの、法案決定までの歳月の長さによ、あるいは記名投票による継続審議確定という異例の手法によ、それらが自民党の秘密法制整備への強い意思の表れであることは疑いない。掲出した表の最後の「改革案を作って再提出する」という中曽根首相の発言が、まさにそのことを示している。第三次案段階における国家秘密の対象範囲の拡大も、その首相の政治姿勢と無関係ではないだろう。秘密範囲拡大の事実についてはそればかりではなく、秘密を管理する側の意向は管理すべき秘密の縮小よりも常に拡大の方向で働くことを如実に表わすものと見なければなるまい。

これに対するジャーナリズムの側の対応を二つの段階から概観してみよう。一つは業界団体としての新聞協会の対応、もう一つは個別の新聞社の論調である。冒頭に記したように、個別の新聞社については朝日、毎日、読売3紙に限定し、さらに論調は社説に限った。また、各紙とも東京版である。

### (1) 新聞協会の対応

新聞協会は前掲表のとおり、85年4月の自民党第三次案発表の段階で編集委員会内にスパイ防止法案に対応するための「スパイ防止法に関する小委員会」を設置し、検討を開始した。同協会は前述のとおり、1960年代に法務省の刑法改正準備会が「機密探知罪」の新設を提言した際、それに異を唱える意見書を二度にわたり法務大臣などに提出した経緯がある。スパイ防止法問題検討のための比較的早期の組織設置は、その経験も無関係ではないだろう。同小委員会の検討内容は法案の継続審議以後の9月に編集委員会に報告され、さらに編集委員会での検討を経て85年11月14日、新聞協会として「『国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案』に関する見解」を表明した。小委員会報告の段階では、法案が「国家秘密を手厚く保護し、刑罰の範囲を広げ、重罰化をはかっている」など、取材・報道活動関連以外の事柄に対する批判もあったが<sup>(5)</sup>、最終的な見解は法案の立法化が取材・報道活動に及ぼす懸念を表明して反対する趣旨の限定的なものとなった。骨子は次のとおりである。

- ① 国政にかかわる情報の国民への公開は民主主義社会にとって不可欠の重要事である
- ② 国の安全を危うくするスパイ活動を許すことはできない
- ③ 法案は表現の自由を制約する恐れがある
- ④ 法案は「外国に通報する目的」「不当な方法で探知・収集する」などの抽象的な規定が多く、精密な構成要件を欠いており、表現の自由を侵す恐れがある

いうまでもないが、新聞協会はそれぞれ固有の文化、カラーを持つ個別言論・報道機関の集合体である。したがって、取材・報道の対象事項への各社のスタンス、意見が常に同じであるわけでは

ない。スパイ防止法案についても同様である。新聞協会としての見解の要点は上記4点であるが、これは法案に対する会員各社の意見のいわば最大公約数にとらえるべきであって、それ以上でも以下でもない。ただ、スパイ防止法案問題では国政情報の公開の重要性に言及されていること、それに対して今回の特定秘密保護法問題のプロセスで発表された新聞協会意見書にはその記述がないことは記録しておかなければなるまい。

## (2) 3紙の国家秘密法関連社説

### <朝日>

朝日は、自民党のスパイ防止法案作成作業のほぼ最初期から同法案に明確に反対する社説を掲載している。前掲表に見るとおり、法案内容のアウトラインが要綱として明らかになったのは80年4月2日であるが、朝日は2日後の4月4日付で「スパイ防止法案の持つ危険性」とする社説を掲げた。法案が「十余年前、刑法改正作業の過程で世論の猛反撃にあってつぶれた『機密探知罪』と同じもの」とであると指摘し、「国益、政府の利益を国民の『知る権利』より常に優先させる見地に立てば、防衛の次には外交、さらには行政の秘密ということになる」と、きわめて明快な予測を記述したものである。

自民党は第二次案を、82年7月に発表した。朝日は7月4日付で社説「芽でつもう、スパイ防止法案」を掲載し、あらためて法案が「知る権利」を侵害する重大な危険をはらんでいることを説き、秘密保護対象が第一次案より拡大していること、単純秘密漏洩罪の新設によって職業的スパイ行為に限らず一般人も適用対象になり得ること、などを指摘している。

法案確定(85年3月20日)以後、動きがとりわけ激しくなるのは自民党総務会が法案の国会提出を決めた5月28日以降である。第一次案、第二次案では外国への通報目的の探知・収集などが2年以上の有期懲役とされていたのに対し、法案では死刑または無期懲役に変更され、秘密の範囲も拡大されている。朝日は、同法案が継続審議扱いとなって最終的に審議未了廃案となった12月20日まで、さらにそれ以降もスパイ防止法案を主テーマとする社説を折に触れて掲載した。およそ次のとおりである。

85年5月29日付「時代錯誤のスパイ防止法案」= 処罰対象の拡大・重罰化に対する批判、情報公開の流れへの逆行、報道の自由や国民の知る権利を侵す危険性などを指摘

11月12日付「国家秘密法は撤回を」= 国民主権の原理や表現の自由などとの抵触を指摘、日本「スパイ天国」論に対する批判<sup>(6)</sup>を展開

12月18日付「見届けたい秘密法案の廃案」= 一部議員の声高な主張が十分な論議のないまま法案となる自民党の現状と同時に、法案撤回を迫らなかった連立与党の新自由クラブの姿勢を批判

12月27日付「秘密法案は廃案となったが」= 「戦前の暗いイメージにつながる法案を封じ込めた世論の力」を評価、スパイ野放し論を否定、「国家秘密法を急いで作る必要はない」という朝日の立場を確認

### <毎日>

朝日に比較すれば社説本数は少ない。自民党総務会が法案の国会提出を決めた3日後の85年5



月 31 日付で「いまなぜスパイ防止法か」と題した社説を掲載した。論旨は、スパイ行為は当然処罰されるべきではあるが、①国益が損なわれるような秘密漏洩を防ぐ法的手段がまったく存在していないかのごとき自民党などの主張は事実と反する、②何を国家秘密とするかは行政裁量にゆだねられているから、国民の知る権利は一方的に制限される、③犯罪の構成要件があいまいで、罪刑法定主義にもとる、④情報公開という世界的な流れに逆行し、報道の自由が大きく脅かされる、というものである。次いで、新聞協会が法案に対する見解を表明した翌日の 11 月 15 日付で「表現の自由と国家秘密法案」を掲載した。新聞協会見解を全面的に支持するとしてうえて展開した論旨は 5 月 31 日付社説と大きな違いはないものの、①継続審議に賛成した新自由クラブも法案撤回に転じている、②法案が保護対象とするのは防衛、外交関連の秘密であるが、防衛庁長官と外務大臣がともに慎重な審議が必要と表している、などの状況変化に言及して法案撤回をあらためて求めた。

前掲の表に見るとおり、スパイ防止法案は 85 年 12 月 20 日に廃案となったのだが、同月 28 日に第二次中曽根第二次改造内閣が発足し、翌 29 日に中曽根首相は記者会見で早くも国家秘密法制定の必要性をあらためて強調するとともに、法案に修正を加えて再提出する考えを示した。同首相の強い意向が具体的な動きとなって表れ出すのは翌年の春である。日を追った動きは次のとおり。

- 86 年 3 月 27 日 森清・自民党安全保障調査会副会長が同党「スパイ防止法制定に関する特別委員会」に、スパイ防止法案を若干修正した「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」を私案として提示
- 4 月 3 日 自民党の上記特別委員会が、森私案を特別委員会素案とすることを承認
- 4 月 15 日 同特別委員会が全国紙、ブロック紙、通信社、NHK、在京民放の 20 人を自民党本部に招き、素案の趣旨を説明して意見交換（同特別委員会は、24 日に日本雑誌協会関係者らと、また 25 日には地方紙東京支社関係者らと同趣旨の会合をした）
- 5 月 20 日 自民党が防衛秘密法案の国会提出見送りを決定

自民党が再上程を企図した「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」は、最高刑を無期懲役として重罰化を抑制した。また、法案名も以前の漠とした「国家秘密」から「防衛秘密」に替えて全体に立法趣旨の限定化を装ってはいるのだが、その実は重要な部分がほぼ以前の国家秘密法案の焼き直しであったり、さらには取材・報道活動に対する制約を意識させるような条文を新設する、といった体のものであった。例えば、法案第 2 条の定義には「この法律において『防衛秘密』とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ公になっていないものをいう」とある。この条文は、以前のスパイ防止法案と同文である。また、第 2 条第 2 項は「この法律において『不当な方法』とは、法令に違反し、対価を供与し、偽計を用い、又は、秘匿状態にある文書、図画等のみだりに開披する等社会通念上是認することのできない方法をいう」と定義し、第 4 条で「外国（外国のために行動するものを含む。以下この条及び次条において同じ）に通報する目的をもって、又は収拾した者で、その探知し、又は収集した防衛秘密を外国に通報したもの」は無期または 3 年以上の懲役に処すると規定する。<sup>(7)</sup>

毎日、自民党の特別委員会が森清私案を承認して特別委員会素案とすることを決めた段階で、4月7日付社説「なぜ『秘密法』に固執するのか」を掲載した。論旨は、法案名を「国家秘密」から「防衛秘密」に改めても、秘密が防衛構想や外交方針まで含むという実態に何らの変化もないことを批判し、「偽計」「みだりに開披する」「社会通念」という用語が精密さに欠けること、憲法の保障する公開裁判をも脅かしかねないことなどを指摘したうえで、「あえて憲法の精神からみても問題の多い法律をつくる必要があるのか。自由の尊さを改めてかみしめてほしい」と結んでいる。

### <読売>

読売は前記宮永陸将補ら逮捕（1980年1月18日）後、1月20日付で社説「防衛庁スパイ事件と機密保持」を掲載した。スパイ行為そのものに対しては「我が国独自の、あるいは日米両国にまたがる防衛秘密を第三国に漏らすことは、国と国民に対する反逆であることは異論がないだろう」としながらも、法の新設による秘密保護の強化の動きには異を唱える論旨展開で、次のように結んだ。「政府の握る情報は、国民に向けては開かれていなければならない。そうでなければ、議会制民主主義は成り立たない。情報公開制度の実現が、この事件でさらに遅れることのないよう念を押したい。スパイ事件は、現行法で摘発できるし、公務員の綱紀粛正で防げる。問題をすり変えてはならない<sup>(8)</sup>」

次いで、自民党安全保障調査会特別小委員会のスパイ防止法案要綱の発表に合わせ、80年4月4日付で社説「『スパイ防止法』がはらむ危険性」を掲載した。上記1月20日付の社説と論旨に大きな変化はない。「『スパイ防止法』をテコに安保論争を高めようとする自民党の発想」を世界平和の確保の観点から本末転倒と断じ、「機密の概念や認定方法が不明確であり、乱用の恐れがある」ことを批判して、情報公開の流れに明らかに逆行すると主張するものであった。

冒頭に記したように、読売は昨2013年の特定秘密保護法問題で制定に原則賛成を表する立場を表している。同種の問題に関する1980年と2013年の対応の違いは、国際情勢あるいは国内政治状況の変化を考慮に入れながらもなお、日本最大の発行部数を持ち影響力のきわめて大きな新聞メディアの“思想的変化”を示す事実として認識する必要があるだろう。

前掲表のとおり85年5月28日、自民党総務会は議員立法の形で「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」の国会提出を決めた。読売はその翌々日の5月30日付で、従来とはややトーンの異なった社説「問題の多いスパイ防止法案」を掲載した。この社説は、上記“思想的変化”の始まりをうかがわせるといって注目に値するものである。論旨は、まず「自民党案は、憲法で保障されている『言論の自由』の視点から見ると、見過ごすことのできない多くの問題点を抱えており、このままでは、われわれとしては賛成できない」とし、その理由を「この法律の運用次第で、報道関係者の取材、報道が著しく制約される恐れのある規定が、あちこちにみられる」と述べる。注目すべきは、この記述に続く法の新設の是非に触れた部分である。「米国から供与される装備品等についての秘密保護法と、日米安保条約に基づいてわが国に駐留する米軍の秘密についての刑事特別法があるが、自衛隊の秘密など、わが国が独自に持つ防衛上の秘密を保護する単独の法律はない<sup>(9)</sup>」と現状を記し、自衛隊法に規定される秘密漏洩罪の刑の上限が懲役1年と軽いことにも言及して「こうした現状を考えれば、国の安全を外国に売るようなスパイを追放するための法規制の強化を不要だと断ずるわけにはいかない」と主張する。新法制定自体について、読売が賛成の

立場でなかったことは、前記80年1月20日付の社説に見るとおりである。85年5月28日付の社説掲載直後の6月、渡邊恒雄氏が専務取締役論説委員長のまま同紙の主筆に就任する。読売が発行する総合雑誌『This is』に匿名で巻頭言を寄せていた渡邊氏は、同誌85年6月号に「スパイ防止法を考える」と題して「外国の利益をはかり、日本の安全をおびやかすようなスパイ行為は相当の刑罰をもって防止すべきだということは、国民大多数の意見であろう。国家秘密もスパイもその存在をすら認めないというのは、特定のイデオロギーに基づき、日米安保体制及び日本の自衛力を無力化しようとの意図から出る発想<sup>(10)</sup>だとしか思えない」と書いた。むろんこれらの事実のみをもって国家秘密と民主主義というテーマにおける読売の“思想的”変化を論ずるわけにはいかないにせよ、少なくとも考察の材料にはなるだろう。

#### 4. 結論

特定秘密保護法は各界の間の大きな不安・不満を横目に、国会上程からきわめて短期間に成立した。過去に存在した問題は人の心に蓄積され、時の経過によって醸成されて将来の同種問題あるいは周辺問題の解決に有効な手立てを提供する。歴史から学ぶとは、すなわちそのようなことである。新聞ジャーナリズムが、かつての刑法改正問題やスパイ防止法案をめぐる一連の展開と論説設定から得た経験と教訓は決して小さなものではなかったはずである。その経験と教訓は、ジャーナリズム組織としての新聞各社に少なからず受け継がれているのだろう。それらの蓄積は、どれほど今回の特定秘密保護法問題における報道・論説の展開で考慮されたのだろうか。

多くの新聞メディアの努力が奏功せず特定秘密保護法の成立に至った要因は決して単純ではないが、本稿冒頭に記した朝日や毎日も総括しているように、対応の遅れすなわち輿論形成過程における時間計測の見積もり不足はやはり指摘しておかなければなるまい。問題内容も論議開始のきっかけもきわめてよく似たスパイ防止法案の成り行きと比較してみよう。前掲表に見るとおり、スパイ防止法案は85年6月6日に国会に提出されて同年12月20日に廃案となったのだが、朝日は自民党の法案要綱発表の80年4月4日付社説で、早くも刑法改正論議の際の経験にも言及して法案の危険性を指摘している。論議の途中で社説内容を当初の新法制定反対から原則賛成に変えた読売にしても、要綱発表前の80年1月20日付社説で秘密保護強化の動きに反対の主張をしている。つまり、危険の兆しを察知した瞬間からすばやく問題に対応し、折々に社説を掲載して輿論形成に努めているのである。今回の特定秘密保護法問題で朝日、毎日を含む多くの新聞メディアが展開した社説は、スパイ防止法案の際の論説とその危険性の指摘という議題設定において大きな径庭はない。それどころか、その掲載社説の量はスパイ防止法案のそれを疑いなく桁違いで凌駕し、集中度も著しく高いものであった。にもかかわらず、毎日が書くように今回のケースは「毎日新聞の『負け』であり、メディア全体の『負け』でもある」とすれば、時間という要素はその敗因のひとつといえるべきだろう。過去の事象からの学習を等閑視してはならない、と考えるのである。

#### 注

- (1) 現行刑法は1907(明治40)年に制定、翌年に施行されたものだが、戦前から戦時中にかけて改正の大きな動きがあった。その動きは1921(大正10)年に始まる。同年10月、政府から刑法改正の要否に関して諮問された臨時法制審議会が1926(大正15)年に40項目の改正綱領を答申し、それを受けた政府は翌

1927（昭和2）年1月、司法省内に「刑法並監獄法改正調査委員会」を設置し、同時にその調査委員会の肝煎りで「刑法改正起草委員会」が発足した。そのおよそ半年後の6月、起草委員会によって「刑法改正予備草案」が完成し、調査委員会は草案に沿って1940（昭和15）年4月、若干の留保条項を残しながら改正刑法の未定稿を公表した。「改正刑法仮案」といわれるものがそれであるが、同年10月に戦争中ということもあり「刑法並監獄法改正調査委員会」が突然廃止され、改正作業は空中分解して敗戦を迎えた。戦後における刑法改正の具体的な動きは、1956（昭和31）年の「刑法改正準備会」の設置がその最初である。

- (2) 刑法改正準備会（1960）『改正刑法準備草案（未定稿）』法曹時報12巻4号別冊附録
- (3) 法制審議会（1974）『改正刑法草案』178
- (4) 1980年、宮永幸久元自衛隊陸将補ら3人がソ連大使館員に軍事関連情報を提供したとして自衛隊法59条（守秘義務）違反の罪で逮捕された事件。元陸将補は懲役1年。
- (5) 宝子山幸充（1985）「新聞協会 国家秘密法案に反対見解」『新聞研究』No.413、26-29
- (6) 法案の略称はまちまちであったが、再開国会以後は「国家秘密法」が徐々に定着した。
- (7) 今回成立・公布された特定秘密保護法に「不当な方法」の文言はないものの、国会審議の過程で森雅子特定秘密保護法担当大臣が「西山事件」における取材方法は認められないとする趣旨の発言をしていることは留意しておかなければなるまい。
- (8) 日本の情報公開制度は、1980年代から制度化する地方自治体が漸増したが、国政レベルの情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）の施行は2001年4月1日である。
- (9) 「米国から供与される装備品等についての秘密保護法」とは、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」（1954年制定）を、「日米安保条約に基づいてわが国に駐留する米軍の秘密についての刑事特別法」とは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」（1952年制定）をそれぞれ指す。
- (10) 渡邊恒雄（1999）『ポピュリズム批判』博文館新社、39-40



## 2013年の放送界概観

片野 利彦\*

本稿では、1953年の放送開始より「還暦」という節目を迎えた、2013年の放送界を概観する。

### ◆ドラマの隆盛

新語・流行語大賞（「現代用語の基礎知識」選）のトップに選ばれた4語のうち、2つがテレビドラマから生まれた言葉（「倍返し」「じぇじぇじぇ」）だったことは、何かと存在感の低下を指摘されがちなテレビが、現在でも社会現象の発端となり得ることを示す象徴的な出来事といえるだろう。TBS系の『半沢直樹』は、最高視聴率が42.2%（9月22日放送の最終回）に達し、平成に放送されたドラマのトップを記録することとなった。堺雅人演じるサラリーマン、半沢の会社組織での奮闘ぶりは、決め台詞「倍返しだ」とあわせ、受け手を共感させる痛快な生き様を見事に描いていた。NHKの連続テレビ小説「あまちゃん」は、1980年代の世相と3.11後の現代とを対比しつつ、アイドル文化と地方都市の日常を織り交ぜたテンポの良い演出、軽快なBGMなどとともに、朝の茶の間に彩りを添えた。平均視聴率は20.6%だったが、東京ドラマアウォード2013で7冠を獲得、また、関連グッズも異例の点数の多さで展開されるなど、広範な盛り上がりを見せた。

### ◆番組終了と視聴率

ヒットドラマがテレビの底力を見せた一方で、“長寿番組”の終了発表も相次いだ。2014年3月に、フジテレビの「笑っていいとも!」、TBSの「はなまるマーケット」が終了することが、それぞれ生放送中の番組内で発表された。単独司会者による生放送番組としてギネス記録も持つ「いいとも」は、1982年に放送を開始。フジテレビが“楽しくなければテレビじゃない”とのキャッチフレーズを掲げた80年代から続いた同番組は、32年でその幕を下ろすこととなった。「はなまる」は、1996年に主婦向けの生活情報番組としてスタート。同時間帯のワイドショーとは一線を画す内容が、長きにわたって支持を集めていた。

背景の1つに、視聴率の低下というテレビ界全体の傾向が指摘できるかもしれない。フジテレビでいえば、2004年から7年連続で「全日」（6時～0時）、「ゴールデンタイム」（19時～22時）、「プライムタイム」（19時～23時）の3つの時間帯を制覇していたが、2013年は3位となっており、近年は人気ドラマやバラエティーの安定的なヒットで隆盛を誇るテレビ朝日と、日本テレビが1位を争っている。「はなまる」にしても、終了の理由として視聴率の低迷がTBSにより挙げられている。

他方、キラーコンテンツの定番であるスポーツ中継は、2013年も多くの人々を熱狂させた。野球では、ワールドベースボールクラシックが第3回となる今大会でも注目を集め、日本戦の試合は

---

\*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 番組部

いずれも 30%を超える視聴率を記録した。また、楽天と巨人によるプロ野球の日本シリーズは第 7 戦までもつれ、こちらも大いに盛り上がりを見せた。特に、楽天の本拠地である仙台では、楽天が優勝を決めた第 7 戦の平均視聴率が 44.0%（関東地区は 27.8%）と、被災地に明るい話題を提供することとなった。

サッカーは、ワールドカップブラジル大会への出場を日本が決めたアジア地区予選の対オーストラリア戦が 38.6%と、好調のテレビ朝日への更なる追い風ともなった。

#### ◆放送 60 周年

還暦という節目を印象付ける企画として、NHK と日本テレビが 2 月に放送した「60 番勝負」が挙げられよう。秘蔵映像による対決、相互の若手スタッフの“交換留学”、24 時間以内でのドラマ制作といった企画からなる両局の共同制作バラエティーで、視聴者との双方向機能も実装し、テレビというフォーマットを活かした意欲的な試みに満ちた番組となった。

放送電波では、象徴的な“世代交代”があった。2013 年 5 月 31 日、その前年に開業していた東京スカイツリーは、1959 年からテレビの電波送信の役割を担っていた東京タワーより、その任を引き継いだ。受信環境の改善がスカイツリー建設の目的だったが、この切り替えに伴い、テレビが映らなくなる受信障害が新たに起こる恐れが判明。2012 年末より、NHK、民放をあげた受信確認テストが度々繰り返され、5 月の移転につなげた。

60 周年を迎えた放送は、しかし新たな技術革新にも挑んでいる。2020 年の東京五輪開催が決まったこともあり、デジタル放送をより高画質化した 4 K、8 K といったスーパーハイビジョンの開発、実験が進められている。また、NHK では、インターネットと放送を融合させたハイブリッドキャストが 9 月より始められている。

#### ◆ラジオの動向

ラジオも大きな転換期を迎えている。テレビのデジタル化により空いた周波数帯の活用の一環として、主に都市部での難聴対策や高音質化を目標に、アナログラジオのデジタル化がかねてより検討されてきた。しかし、巨額の設備投資などの負担は大きく、NHK の参入も見込めないことから、民放内での結論は一致せず、全局一斉での取り組みは見送られることとなった。デジタル化によるマルチメディア放送の検討を続ける社がある一方、AM 放送の難聴対策に、より電波の届きやすい FM 波の利用を求める社もあり、今後は各社のニーズや経営判断などにより、様々な方向性が予想される。

#### ◆NHK の動向

2012 年から受信料の値下げを進めてきた NHK。減収が見込まれていたものの、受信料回収などの活動にも力を入れた結果、受信料収入は 6387 億円と、前年度比 13 億円の減少に抑えられた。2013 年でみても、契約件数が過去最高の 3849 万件に達するなど、営業活動の強化が奏功しているものとみえる。

その一方で、職員の高給を指摘する声などを受け、新給与体系の導入が NHK 労組に示され、労組側も最終的にこれを受け入れることとなった。新たな体系のもとでは、基本賃金の総額を、今後

の約5年間で10%削減することとなった。

NHK 経営層に目を転じると、6月、安倍晋三首相が経営委員会の委員長に浜田健一郎氏を再任させた。11月には、経営委員会の新委員に、首相に近い人物とも言われる作家の百田尚樹氏、日本たばこ産業顧問の本田勝彦氏、保守派の論客としても知られる埼玉大学名誉教授の長谷川三千子氏などが選任され、安倍カラーの鮮明な人事に、今後のNHKの報道姿勢や動向が注目されている。

2013年末には会長人事も話題となった。2014年1月での任期切れによる退任を表明した松本正之会長に代わり、日本ユニシス特別顧問の靱井勝人氏が新会長に就任することが、12月20日の経営委員会で全会一致で決定した。靱井氏は、会見で政権に対するNHKの自立性を問われ、「よりどころは放送法。そこに乗っていれば誰にも文句は言われない」と答えた。政治との関係が取り沙汰されがちなNHKを今後どう運営していくか、その手腕が問われる2014年となりそうだ。

#### ◆不祥事関連

放送に絡む不適切な演出や不祥事などでは、以下のような事例があった。

TBSの朝の情報番組「みのもんたの朝ズバッ！」では、司会のみもの氏の次男が9月に窃盗未遂容疑で逮捕されたことを受け、番組出演を自粛。その後、10月には同社の番組の降板が発表された。同じく情報系では、日本テレビの「スッキリ!!」で、インターネットを使った詐欺の特集中、被害者として紹介された人物が、実際は被害者ではないことがわかり、番組内で謝罪、訂正があった。

バラエティー番組では、フジテレビの「ほこ×たて」で、出演者らの対戦の順番が実際とは異なっていたなど、計6件の不適切な演出が明らかとなり、番組が打ち切られることとなった。12月末には、担当役員やプロデューサーらの処分が公表されている。同じくフジテレビの「FNS27時間テレビ」では、暴力的な場面や危険行為、また、性的な演出などについて、BPOの青少年委員会が、「人間の尊厳」「公共の善」を意識して番組を作るよう求める声明を公表した。TBSでは、新番組の「マツコの日本ボカシ話」が、「表現・演出方法が局の内規に抵触する恐れがある」として、放送1回で打ち切りとなった。

また、テレビ朝日では、社員が番組制作費約1億4千万円を流用し着服していたとして懲戒解雇された。





## 国内 PR 業の市場規模と業務動向 — 2013 年 PR 業実態調査から —

中里 好宏\*

公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会では、2007 年から隔年 3 月に「国内の PR 業に関する実態調査」を実施している。2013 年も専業・兼業、当協会への加盟・非加盟を問わず広報・PR を取り扱う 202 社の経営者を対象に、調査票の郵送ならびにクローズド環境の専用ウェブサイトによるアンケート形式により、この調査を実施した。今回の有効回収数は 56 社（回収率 27.7%）であった。

ただし、この調査では、企業・団体・自治体等の広報部門と広告代理店は対象としていない。なぜなら企業・団体・自治体等の広報部門が代理店や PR 業に業務を依頼している場合、その外部委託広報費を企業側は予算として、PR 業は売り上げとしてそれぞれで計上するためより正確な市場規模算定がしづらい。さらに企業・団体・自治体等の場合、代理店や PR 業に依頼せずに独自で行っている広報業務関係費用も、広報部門が計上している予算のほかに、広義には広報費用の一環と見なされる IR（インベスターリレーション）が広報部管轄ではなく総務部・株式担当専門部署などの他部署が担当、予算計上している、CSR 活動も企業内に専門部署を設置し、独自に予算が設定されているなどのケースが見られ、広報関連費が多部門で予算化され、さらに企業により費目が異なって予算化されている場合もあり、広報費全体が把握できないこともある。

また広告代理店の場合、受託した業務が得意先の事情で得意先への請求時点で広告・販促等の業務が PR 種目として請求、売上計上されたり、逆に広報的業務が SP（販促費）種目になっている場合もあり、これまた正確な市場規模が把握できないことも多い。

従って、後述する市場規模や就労状況などは、あくまで「専業・兼業、当協会への加盟・非加盟を問わず広報・PR を取り扱う国内 PR 業における」実態であり、ある意味では最もマイクロサイズの市場規模調査ということになる。

### ○国内の広報・PR 市場規模は 901 億円

今回の調査では、2012 年度の国内の広報・PR 業の推計市場規模は 901 億円となった。

これは回答があった 56 社の売上高と未回答社のホームページやその他オープンデータに公表されている売上高をもとに推計した市場規模である。前回 2011 年に実施した同時期調査では 2010 年度推計市場規模は 793 億円だったので 2 年間で約 13.6% 規模が拡大したことになる。これは 2012 年度が震災復興から景気回復傾向に入り「マーケティングコミュニケーション」関連業務や震災を契機とした危機管理広報関連業務、SNS 関連業務など以前とは異なった分野の業務が増加したことなどが主な要因と考えられる。

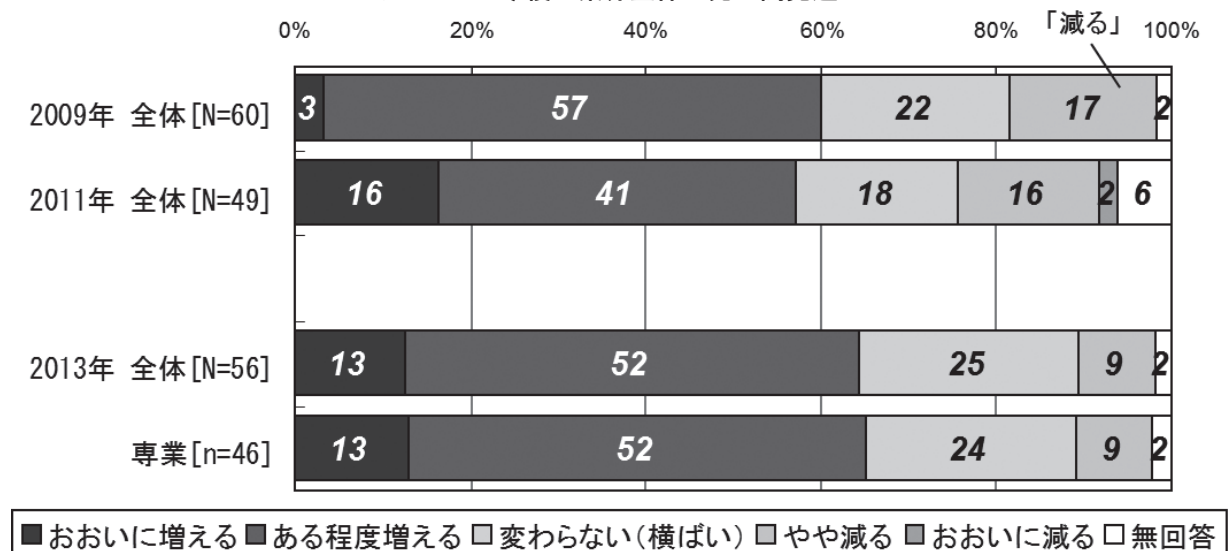
---

\*なかざと よしひろ 公益社団法人 日本パブリックリレーションズ協会 常務理事

さらに「今後の業界全体の売上高見通し」でも調査時期の3月がアベノミクスや企業の業績回復など国内の景気回復を思わせる記事がマスコミを賑わせていた時期と重なったこともあり、全体の約70%の経営者が「社会全体として景気が好転する」と見ており、伴って自社の売り上げも、期待を込めつつ「大いに増える」が全体の13%、「ある程度増える」が52%、合わせて64%が“売上増”と見ている。(前回調査では57%) 実際、各社の社員からも最近業務量が増えた、以前より忙しいなどの声を聞くので、実態としても業務量が増加しているようで、PR業も昨年までよりも「見通しは明るい」と言えそうだ。

先にも触れたが901億円は、あくまでも国内の広報・PR業の推計市場規模であり、これに企業・団体・自治体などが独自に行っている広報活動費、広告代理店に発注している広告・販促費以外の広報関連業務費なども加えると国内の広報・PRの市場規模はさらに大きいことは言うまでもなく、この2年間の市場規模拡大率もさらに高くなっているものと思われる。

グラフ1：今後の業界全体の売上高見通し

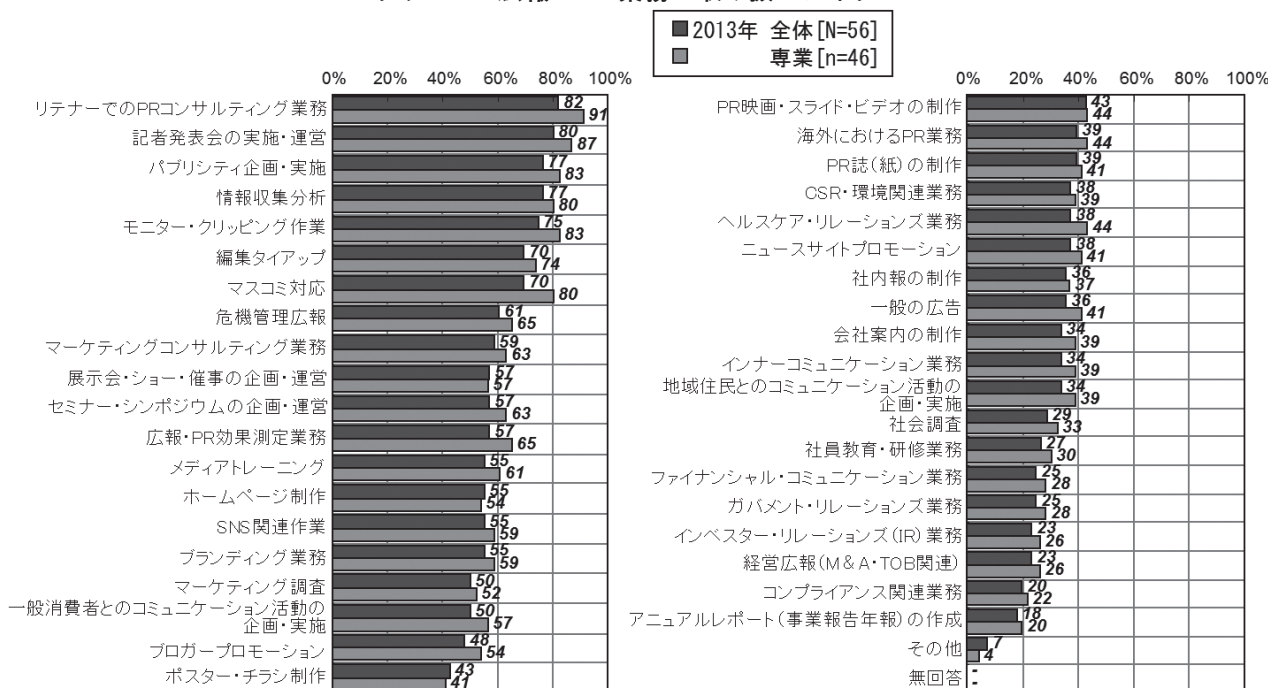


#### ○パブリシティからコンサルテーションへ

広報・PR業の主要取り扱いアイテムとしては、「リテナーでのPRコンサルティング」(82%)「記者発表会の実施・運営」(80%)「パブリシティ企画・実施」「情報収集と分析」(それぞれ77%)「編集タイアップ」「マスコミ対応」(それぞれ70%)が上位を占めており、小職が広報・PRに携わって既に30年以上となるが、その間これらの取扱アイテムに大きな変化はないようだ。逆に言えば、これらの業務が遂行できなければPR会社とは呼べないという「基本中の基本」の業務アイテムであり、多くのPR会社でいまでもこれらの業務アイテムが売上のベースとなっているようだ。

しかし今回の調査ではこれまでにない特徴も見られた。「危機管理広報」が前回調査の39%から61%と大きな伸びを示したことである。東日本大震災では企業の事業所・工場の被害とその影響による製品不足、自治体の住民に対する危機管理広報や風評被害の発生など、企業・自治体・団体

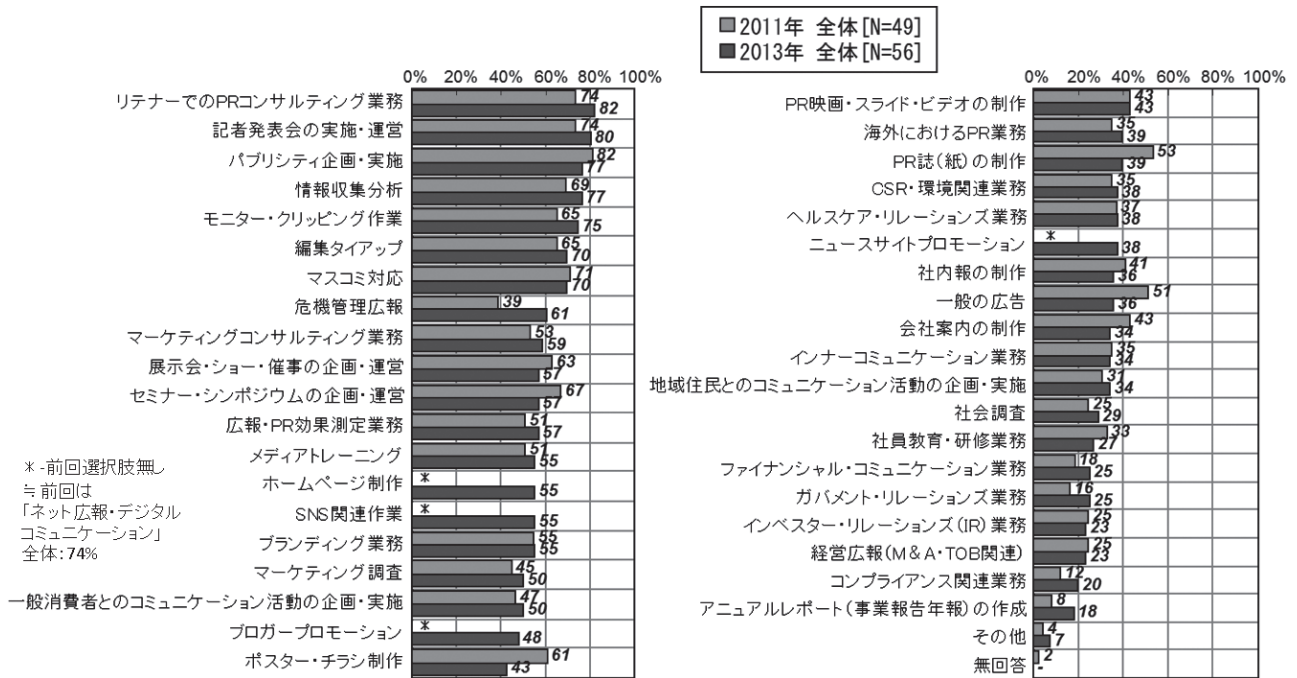
グラフ 2：広報・PR 業務の取り扱いアイテム



などそれぞれ立場は異なるもののこれまで経験したことがない様々なリスク（危機）が発生、それらに対応する広報活動が必要に迫られた。しかしその時点では経験もマニュアルもなく十分な情報収集システム（広聴機能）や広報対応システムが構築されておらず、ほとんどの企業や自治体・団体で十分な広報活動ができなかった。これに対する反省として同様の危機発生を見据えた広報対応システムやマニュアルの整備などのニーズが急激に高まった。また海外の事業所や企業関連施設、日本企業の技術者が関係しているプラントや建設現場などがテロの対象となるなど、国内の社会や生活者に対する広報の域を超え、国際政治・外交問題とも密接に関連するこれまで日本企業としてはほとんど未経験の企業危機の発生もあった。一方、フェイスブック、ツイッターなどに代表される SNS の急速な広がりにより「企業トップのつぶやき」によるサイトの炎上、「社員・従業員・アルバイトの非常識あるいは影響を考慮しない無知な投稿」など社内が原因の企業やブランドイメージの低下を引き起こすリスクも発生している。いまや企業であれ団体であれ、「外部要因」「内部要因」を問わず、また比較的対応ノウハウを持つ危機から「想定外の危機」まで、様々な種類とレベルの危機に対応できる体制を構築する必要に迫られているのである。その対応策として専門的知識を有する広告代理店や PR 会社に「危機管理広報」のコンサルテーションや危機管理マニュアルの再整備などを依頼することとなり、結果、取扱業務の中でも大きな伸びとなって現れたと思われる。「ライターでの PR コンサルティング」の中には「危機管理広報コンサル」も含まれていることも考えられるので「危機管理も含めた広報全般に渡るコンサルテーション」業務は今後益々 PR 会社の取り扱い主要アイテムの中でもより比重の高い業務アイテムになっていくであろう。

現に経営者が「今後ニーズが増えるであろうと予測している業務」では「SNS 関連作業」（企業等の SNS 公式アカウントの運用のための「ソーシャルメディアポリシーの策定」や SNS を活用した生活者へのダイレクトコミュニケーション広報および SNS の広報効果評価、SNS を要因とする危

グラフ3：広報・PR業務の取り扱いアイテム推移



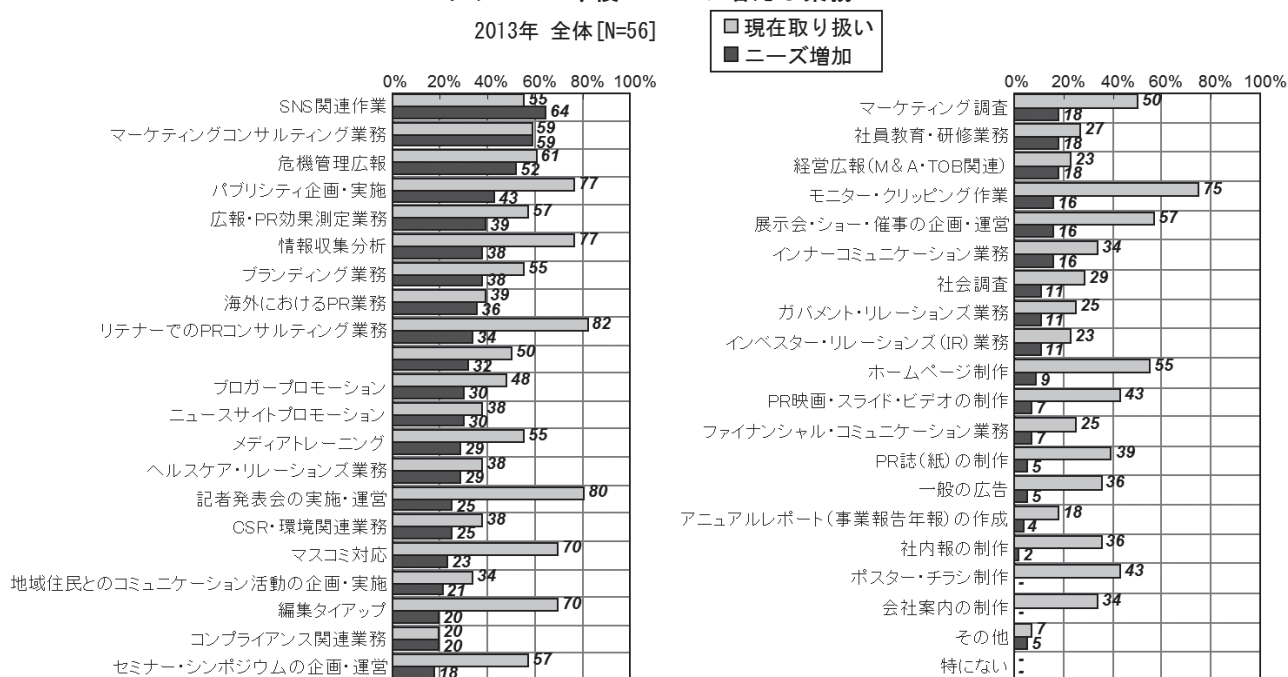
機管理コンサル等) 64%、「マーケティングコンサルティング業務」(製品のマーケティング広報や様々な広報手法を組み合わせた話題喚起などのコンサル) 59%、「危機管理広報」(企業が想定する各種リスクへの対応広報) 52%とベスト3は、総じてコンサルティング的要素が高い業務となっている。今後のPR会社は従前の「企業のパブリシティ代行」「プレスリレーションと掲載プロモート」などの「プレスリレーション業」から、企業のパートナーとして「企業危機」にまで対応する「広報・PR専門コンサルティング業」へと変貌していくと想像できる。逆に言えば、PR会社は、今後ますます多様化、高度化する企業の広報活動に関するニーズや課題に対して十分な知見とスキルを兼ね備え、的確なコンサルティングと実務がこなせるPRマンを育成することが大きな課題であるPR業界における「生き残り」を左右することになる。

○ PR会社は女性上位

PR業実態調査では売上や取扱いアイテムのほかに、PR業の就業状況も調査している。今回の調査では専業兼業を合わせたPR業企業全体の平均社員数は57.2人、PR専業会社限ると平均社員数は36.6人で、推計値でPR業への就労人口は全体で約1万人程度との結果が出た。(この推計就労人口にはPR業に勤務する契約・派遣社員を含み、非常勤・アルバイト・パートは含んでいない。また、企業の広報部門や広告代理店の得意先に対応するPR業務担当社員なども含まれていない。)企業規模では、一社あたりの社員数9人以下の小規模企業が全体の38%を占めるものの「20人～29人規模」の企業が前回調査で全体の4%だったものが今回は全体の13%と大きく増加している。多くは小規模企業であるものの、中には100名以上の社員を抱えるPR業としては大規模企業となる企業も全体の2%あり、業界全体では社員数は増加傾向にある。近年は「中途及び経験者採用」加えて「新卒定時採用」を行っているPR会社も増え始め、マスコミ学科やコミュニケーショ

グラフ4：今後ニーズが増える業務

2013年 全体 [N=56]

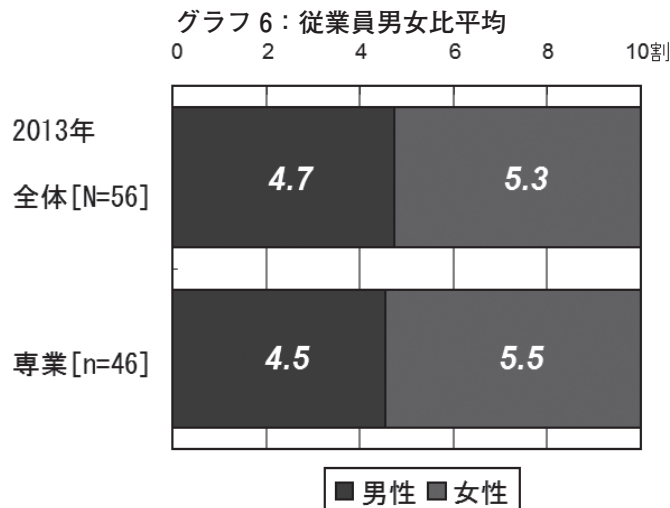
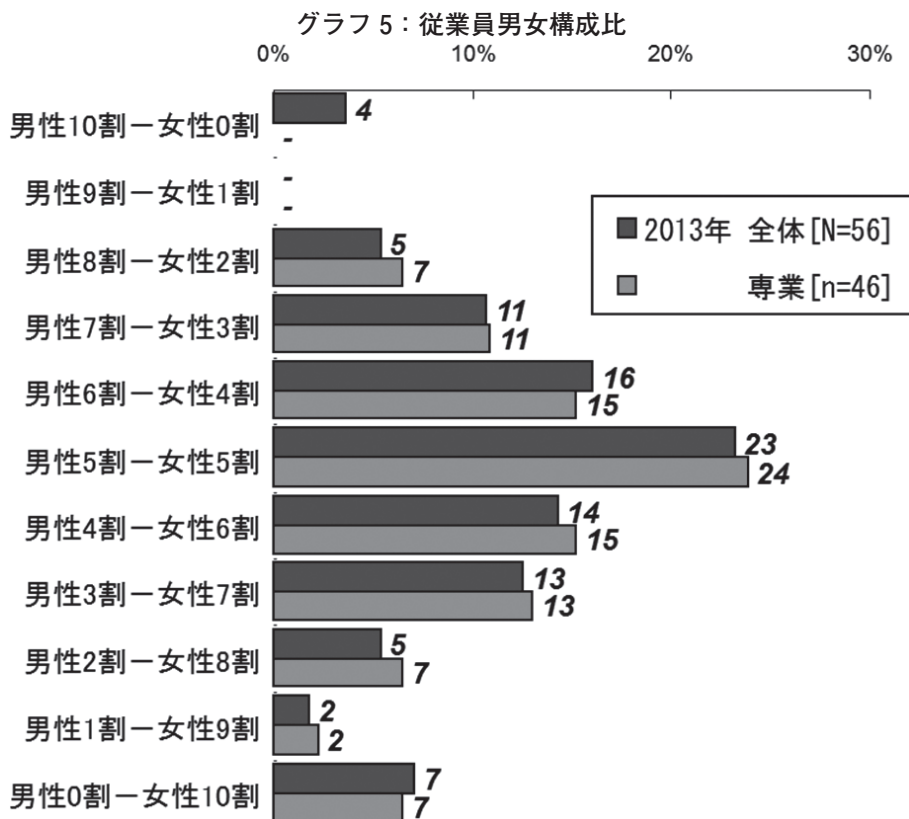


ン関連学科の大学生の就職先として学生からも広報・PR業がようやく注目され始めており、協会が実施する「PRプランナー資格」試験も「PR業に就職したい」「広報業務関連の業務に就けそうだから」などの理由で受験する学生も多くなっている。(学生の場合は3年以上の実務経験が条件となる3次試験受験ができないため、2次試験に合格し協会に申請いただくと「準プランナー」資格が付与される)日本にPR業が誕生して約60年、ようやくPR業が社会的に「職業」として認知される時代が来たと言えそうである。企業のみならず自治体や学校・病院から博物館などに至るまで、広報・PRの専門的知識やスキルへのニーズは高まっており、広報担当者が活躍できる場は増えている。PR会社の業績も上向していることから、PR会社の求人も増えると予想される。協会としても、新卒者も含めて次代を担う若き広報・PRマンが増えてくれることを期待し、協会としても各種講座やセミナーなど、それぞれのレベルに対応した様々な支援活動を行っている。

また、PR会社の就業状況の男女比を見ると、大まかな構成比で見ると「男性50%—女性50%」が全体の23%と最も多く、「男性のみ」が全体の4%なのに対し「女性のみ」のPR会社が7%ある。男女比の平均値では男性47%女性53%となり、やや女性社員の方が多い傾向があり、僅かではあるが広報・PR業は「女性上位」となっている。

その背景として考えられるのはPR会社の取扱い業務のうち「マーケティングコミュニケーション」では生活用品のファッション、コスメなどが多く、これらの広報・PR企画作成では女性ならではの感性や視点、細やかな心遣いなどが有効に作用することも多く、また「コーポレートコミュニケーション」でも女性の社会進出や高齢化社会に対応した企画など女性ならではの視点が重要なポイントとなるからである。つまり広報・PR業は、女性として自分の生活環境や体験、知見を企画を通じて直接業務に反映させることができる職業でもあるとも言えるのである。さらに様々なメディアの記者や編集者とのコミュニケーションの場である「プレスリレーション」でも、コンタク

トする記者、編集者が男性・女性を問わず、女性の方がコミュニケーションしやすいということもある。どちらかといえば長時間勤務で不規則になりがちな職業であることは事実なのだが、自身の経験からいえば、業務を通じての達成感や広範囲な知人・人脈の形成など他の職業では得られない喜びを味わえる職業であることも事実である。「危機管理広報」など女性が取り組みにくい取扱アイテムもあるが、実は「広報・PR」はむしろ女性向きの職業なのではないかと思う。近年、広報・PRの現場で活躍している女性も増えている。当協会が実施している「PRプランナー資格試験」の3年以上の実務経験者に受験資格がある「第3次試験」の受験者は男女ほぼ半々だが、合格率では男性63%、女性69%とわずかながらここでも女性上位となっている。(過去5年実績値) 広



報・PR 業が今にもまして女性が活躍できる職業として女性にも認知され、女性が選択する職業として今以上に注目されることを期待している。

### ○ 2013 年国内総広告費は 5 兆 9762 億円

最後に、2013 年の国内広告費を見てみよう。

2014 年 2 月 20 日、電通は 2013 年の国内総広告費と媒体別・業種別広告費を推定した「2013 年(1 月 - 12 月)日本の広告費」を発表した。

これによると 2013 年の我が国の国内総広告費は 5 兆 9762 億円で対前年比 101.4%とわずかではあるが対前年を上回り、2 年連続の増加となった。2013 年は、前半は高額商品の売れ行きがよくなるなど景気回復基調が見られたものの広告費全体を押し上げるまでにはいたらなかったものの、後半に入ると景気回復基調をさらに押し上げる結果となった「アベノミクス」の発表と 2014 年 4 月からの消費税増税前の駆け込み需要の影響もあり比較的好調に推移、「前低後高」の一年となり、結果通年で 2 年連続の増加をもたらした。

媒体別に見ると、テレビ(地上波)広告費は「金融・保険」(通販型保険、NISA の発売など)が対前年比 127.6%、「不動産・住宅設備」(増税前駆け込み需要への期待)が 114.6%など下半期のスポット広告が好調で、通年で前年比 100.9%と 2 年連続で増加した。一方、出稿量が増えた業種があったものの、新聞広告費は上半期の低迷が尾を引いて通年でも対前年比 98.8%、雑誌広告費は 40 代女性誌の大型創刊や景気回復傾向を受けてビジネス誌が 100%越えしたものの休刊も続き全体としては 98.0%、ラジオ広告費はほぼ横ばいに近いが 99.8%といずれも前年比割れの結果となった。この結果「マスコミ四媒体」だけの広告費は前年比 100.1%と微増に留まった。

一方メディア価値が定着してきた衛星メディア(BS 放送・CS 放送・CATV)広告費は通販などの好調により 1,110 億円(前年比 109.6%)、さらにインターネット広告費は 7,203 億円(同 108.7%)といずれも堅調な伸びを示している。(インターネット広告は制作費も 2,178 億円・同 106.2%の伸びを示している。)

この傾向の背景として、多くの世代でインターネットの使用がより一般的になりネット接触時間が増加していること、さらに中高年の BS 放送視聴の習慣化、CS 放送の富裕層を中心とした視聴者数の拡大などが見られる一方で新聞・雑誌等印刷メディアの購読者減少傾向など生活者のライフスタイルの変化が影響していると言えるだろう。

さらに、デジタルサイネージの新設や増設で 4 年ぶりに 2,000 億円台に回復した交通広告(2,004 億円・同 101.5%)、金融関連の VI・CI に伴う看板掛け替え大型需要による屋外広告(3,071 億円・同 102.5%)、消費増加を見込んだ店頭 POP(1,953 億円・同 106.0%)などの非マス媒体いずれも堅調な伸びを示している。

さらに、「展示・映像他」ではエコプロダクツ、モーターショーなどの大型展示会や東京・大阪・名古屋などでは景気回復や企業業績の回復に伴う自社展示会(プライベートショー)やイベント、東北での復興イベントなどが増加したことにより、展示・イベント分野が 2,680 億円(同 102.8%)と堅調な伸びを示した。

業種別では、マスコミ四媒体に限った調査対象 21 業種における広告費では、2013 年は対前年比で 21 業種中 8 業種が増加、13 業種が減少した。



増加した業種は、通販型保険商品やNISAの新発売などによる「金融・保険」（前年比115.6%）、法律サービス・女性用ウィッグなどが増えた「外食・各種サービス」（同110.3%）の2業種がふた桁の伸びを示している。さらに消費税増税前の駆け込み需要を意識した「不動産・住宅設備」（同105.8%）、ベッド、脱臭材などが伸びた「家庭用品」（同105.8%）予備校・学習塾・医療サービスが増えた「教育・医療サービス・宗教」（同103.1%）、軽自動車・SUV・セダンが牽引した「自動車・関連品」（同101.4%）の6業種が一桁ながら対前年比を上回った。

一方2012年より大幅に減少した業種は、オーディオソフト・玩具などが減少した「趣味・スポーツ用品」（同94.2%）、政党が減少した「官公庁・自治体」（同94.6%）特に電力の落ち込みが大きかった「エネルギー・素材・機械」（同94.9%）、大型量販店の広告が減少した「流通・小売業」（95.0%）、健康食品・美容食品などの出稿量が減少した「食品」（同96.0%）などであった。

2014年はまだ第一四半期も終わっていないので、今年の予想をすること自体かなり難しいのだが、ソチオリンピックが終了したこと4月からの消費税増税などの影響で上半期は若干低迷するかもしれないが、広告関連業務でもあるPR業の経営者の多くも「見通しは比較的明るい」と見ているように、このままの状態が続けば今年通期では回復傾向は継続、3年連続対前年比プラスとなり、国内広告費はもちろん関連する広報・PR業も含めて成長軌道に回復するのではないだろうか（と大いに期待したい）。

## 書評

### クリフォード・ギアーツ、2012年、森泉弘次訳『文化の読み方／書き方』 岩波書店（岩波人文書セレクション）

Clifford Geertz, 1988, Works And Lives: The Anthropologist as Author, Stanford University Press.

## 小林 義寛\*

1980年代の初め、まだ学生時代だった頃、ただ「行け」といわれた。今のように、「フィールドワークの技法」に関する入門書や方法論に関する案内を記したような本がほとんどない頃、初学者であった評者は、ゼミの担当教員から「行くしかない」というような、指導ともつかない言葉に半ば納得して、とある漁師町の仲買商が軒を連ねる地域に赴いた。

なんの準備もなく、なにも知らない評者は、どうしてよいかもわからず、町角に立ち、とりあえず地図づくりでも始めるか、と考えた。そして、仲買商の並ぶ「市場」の端から、邪魔にならない地点をみつけてはそこに立ち、店の並びをスケッチしつつ屋号を書き入れ、地図づくりを始めた。ある一角が終われば次の邪魔にならない地点を探して移動してスケッチ、と仲買商の営業している朝のうちの数時間を過ごした。

そうして数日した時、町角に立ちスケッチしていると、髭の生えた恰幅のいい、ちょっと厳つい男が睨んでいる事に気がついた。まずいかなと思いつつもスケッチをしていると、男が近づいてくる。当時20歳そこそこの評者にとっては「おっさん」と感じられたが、30歳くらいの眼光鋭い男だ。彼が「あんちゃん、なにをやってる」。

「はまった」と思った。ゼミの先生からは市場で海に放り投げられた話などの失敗を聞いたことのある評者は覚悟を決めた。海はすぐそこだ。投げ込まれる可能性で冷や冷やしつつ、「この地域の勉強をしてて」。たぶん「だから」みたいなことをいわれたのだが、覚えていない。あたふた応答をしていた記憶があるが、「地図もなにももってないから自分で地図づくりから始めようと思って」といった記憶はある。ほくのスケッチ地図をみた途端、彼の顔が満面の笑みになって「なんだよ、偉いじゃん。いってくれりゃ、俺が地図、やるよ」。

仲買商の営業が終わるまでの間はスケッチ地図作りを続けて戻ってみると、例の彼が組合で作ったらしい「市場」の仲買商の並びを記した地図といくつかの資料を用意してくれていた。そして、地域史家や地域に関して詳しい人などを紹介してくれた。

本書を読みながら、自分の初めてのフィールドワークもどきの経験を思い出した。以来30年ほどを経て、人類学的な領域とは若干離れたこともあるが、民族誌やフィールドノートの断片さえ、著し得ていない。そんな評者にとって、あるいは多くの人類学（民族学）や民俗学を学ぶ者にとっても、民族誌を書くということは見果てぬ夢なのかもしれない。

本書は、フィールドワークや民族誌を書くことに関して「濃密な（厚い）記述」で有名なクリフォード・ギアーツによる、名著といわれる民族誌の批評的読解である。組上にあげられるのは、

---

\*こばやし よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授

レヴィ＝ストロース、エヴァンス＝プリチャード、マリノフスキー、ベネディクトらであり、それらを通してフィールドワークあるいは民族誌の有り様を考察する。

20世紀末から現在にかけて、フィールドワークなりエスノグラフィックなアプローチなり参与観察なりの言葉が「現場主義」とか「臨床の知」とかの言葉と合わせて、安易に使われ、氾濫しているように思われる。評者には、そのような状況が至極安直に感じられる。それらが、もし仮にフィールドの知あるいは人類学的知を揺さぶるような、「氾濫」の同音異義語としての「反乱」をも意味するような用法ならいざ知らず、「ただ『そこ』へ行く」ということだけを指すなら——正直に感じられるのは多くが「行く」を意味するだけだろうし、それなのにあたかも「崇高」な行為をおこなっているかのような感覚を持たせていることに、評者は苛立つ。そもそもフィールドワーク自体が「崇高」な行為でも調査でもないだろうが、「ちょっとみてる」に過ぎないことをフィールドワークなどと語られると、単なる旅人と生活者との差異自体さえ理解できないのだろうか、と愚かにさえ感じられてしまう。そのような安易さを表明する前に、数多ある名著といわれる民族誌や参与観察調査を読めとか、「濃密な（厚い）記述」を学べとはいわないが、せめて本書を読み、フィールドワークなり民族誌なりの持っている意味を考えてもらいたいと思うのは無理な希望なのだろうか。

現実的には、フィールドワークや民族誌をめぐる状況は、1960年代末から70年代以来、多くの混迷の中にある。サイドが『オリエンタリズム』で示し、クリフォードらが端的に『文化を書く』で示したように、諸種の困難を抱えている。本書も、それらを前提にしながら議論が進められているが、異文化や他者と関わる、他者を記述することに関する問題系、人類学的・民族学的文脈でいえば「民族誌の権威」を考慮することなくアプローチすることは、自らの権力性や権威性を問うことのない、野蛮な行為である。それにもかかわらず、なぜ安易にフィールドワークとかエスノグラフィックとか語ってしまうのだろうか。

たとえば、周知のように初期カルチュラル・スタディーズのメディア研究における「エスノグラフィック・アプローチ」は全くもってエスノグラフィックではない。それでも、「エスノグラフィック」——確かにそれまでのオーディエンス研究に対するといった価値はあるが——といわれる。エスノグラフィー自体の知が激動中にある時に、だ。

けれども、本書を読む必要性は、単純にそのような言葉の使用だけにあるわけではない。

再び例をあげれば、レヴィ＝ストロースが民族学者の責任について語った時に言及した事例があげられよう。

彼がコレージュ・ド・フランスでアフリカのある民族の宗教について講義をおこなっていた時、ある青年が手を上げ、自分はその民族の出身であるが自分の民族にはそういった宗教はないと語った、という。レヴィ＝ストロースはそこで「未開」という言葉はもはや使えない、と悟った。<sup>(1)</sup>

これはある意味でいえば、調査者と被調査者との非対称性自体が揺らいだことを意味する。

さて、ここで、わたしたちがおかれている現状を考えてみよう。ICTの飛躍的な展開と広範な普及の結果はわたしたちになにをもたらしたのだろうか。

スマホやケータイ、タブレットを用いれば、誰もがいつでもどこでも写真、映像、文字などの情報を送信できるし、既存のメディア生産者のものでなくとも、どのような情報をも受信可能になった。既存のメディア生産者がニュースを語っている傍らで、誰でもない誰かがどこかでそのニュー

スを別な視点で語る、あるいはその当事者や関係者が既存のニュースと異なった主張をおこなう——場合によっては既存のメディア生産者の矛盾や問題点を指摘したりもする。このような状況とコレージュ・ド・フランスでのレヴィ＝ストロースの状況とは、どこに違いがあるのだろうか。

フィールドワークや民族誌をめぐる諸問題は、このような非対称性の揺らぎとも関わっている。とするならば、広くメディア研究が現在遭遇している状況をめぐっても、本書は大きな示唆を与えてくれるだろう。それは単純にフィールドワークを取り巻く問題というわけではない。

### 付記

本書は、すでに1996年に岩波書店から翻訳出版されているが、「岩波人文書セレクション」として、学生や大学院生などにも比較的入手しやすい価格で2012年に再刊されたので、ここで書評することにした。そのため、すでに初訳時に多くの書評も記されていることから、本書の内容自体を直接論じるのではなく、あえて本書を若干別な視点に関わらせながら考えることにした。本書の内容自体に関しては初訳時の書評を参照されたい。

### 注

- (1) たとえば、レヴィ＝ストロースの日本講演の記録である、次の書を参照。レヴィ＝ストロース, C. (1979) 大橋保夫編、三好郁朗訳『構造・神話・労働—クロード・レヴィ＝ストロース日本講演集』みすず書房。同様の内容は、その他いくつかでも語っている。

## 書評

Clifford G. Christians, Theodore L. Glasser, Denis McQuail, Kaarle Nordenstreng, and Robert A. White (2009), “*Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies*,” Urbana and Chicago; University of Illinois Press.

塚本 晴二 朗\*

### はじめに

本書は、クリフォード・クリスチャンズやデニス・マクウェール等の「ドリーム・チーム」のような顔ぶれで書かれた、メディアの規範理論の古典となるであろう名著である。本書は以下の5部10章で構成されている。構成順にみていくことにする。

### Introduction

#### 1. Beyond Four Theories of the Press

「第1章『マスコミの自由に関する四理論（以下『四理論』とする）』を越えて」

章の名の通りまず『四理論』に関する記述から始まる。『四理論』を「類型的な思考のために特に重要なもの（3頁）」と位置づけ、「プレス・システムが政治システムや政治哲学と関連づけられることを示唆することによって社会におけるメディアの役割についての熟考のための歓迎されるべき刺激（3－4頁）」となった、としている。しかし古典としての『四理論』は時代の流れとともに異議を唱えられてきたが、それは『四理論』が「時代遅れであるかどうかではなく、何がそれを越えていく最良の方法であるか（4頁）」の問題である、とする。これが本書の問題意識である。

続いて問題意識の具体的な前提として、『四理論』の「社会的責任論」につながるプレス自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』を、「プレスが社会に対して責任を負うという思想のための哲学的道徳的基盤を構築した（5頁）」と位置づけ、『ラスト・ライツ』を「『四理論』を越えていくことをのぞむ誰にとっても論理的な最初の一步」と位置づけた後に、1990年代頃までのアメリカ、ヨーロッパ、発展途上国の研究に言及していく。アメリカは「限界を示唆するが、『四理論』は少なからぬ敬意を享受し現在まで広く使用されてきた（7頁）」し、ヨーロッパでは「『四理論』のパラダイムを置き換えるという課題への主な貢献は……規範理論を立てることを断念しその代わりに『四理論』の根本思想に戻ること（12頁）」であった。そして発展途上国では「特有の豊かな文化的哲学的伝統にも関わらず、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカは規範的メディア理論の主な新機軸を育てこなかった（13頁）」とする。つまり1990年代まで『四理論』は越えられることはなかったのである。しかし2000年代に入り「新しいチャレンジを扱うことにおいてポスト第二次世界大戦期やポスト冷戦期の理論的公式はほとんどの部分で全く役立たなかった（15頁）」。

本書は、この「新しいチャレンジ」に対応できる規範理論の構築のために『四理論』を越えよう

---

\*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

とするものである。本書では、『四理論』の問題点は「哲学的アプローチ、政治システム、プレス・システムという少なくとも三つのレベルの分析を一緒くたにするという過ちを犯した（16頁）」ことと捉える。そこで、以下のような三つに分類し直しさらにそれぞれを四つずつに細分化する。

哲学的—規範的伝統：コーポラティズム、リバータリアニズム、社会的責任、市民参加

政治的—デモクラシーのモデル：行政的、多元主義、市民的、直接的

メディア—メディアの役割：モニター的、促進的、急進的、協働的（16頁）

以上を組み合わせる規範理論を構築し、メディアの役割を詳述していくのが以下の各章である。

## Part one: Theory

### 2. Evolution of Normative Tradition

#### 「第1部 理論」「第2章 規範的伝統の進化」

この章では、哲学的アプローチを四つの時期に分けて歴史的に追っていく。

最初の古典期は、今日のデモクラシーの枠組みへと進化するのに重要な役割を演じたコーポラティズムの伝統の時期としている。コーポラティズムとは、「(1)集団的決定はコミュニティの全員参加の討論によって最良のものに到達するということ；(2)熟議は共通善に向けられるべきであるということ；(3)熟議は誠実さに関する合理的で現実に基づいた基準に基礎を置かれるべきであるということ；(4)文化的慣行は理論的正当化の教養ある内省的文化に根源をもつべきであるということ（38-39頁）」の四つの価値からなる。

二番目のモダン初期は、リバータリアニズムの伝統の時期としている。「規範理論のリバータリアニズム的伝統は、全ての人が身の回りの世界を創造的に推論し変容する能力をもつという事実を強調（48頁）」するもので、個人の尊厳や自由に対する深い信念に基づくものである。

三番目のモダン・ポピュリスト・デモクラシー期は、社会的責任の伝統の時期としている。この時期のメディアは営利企業でありながら、教育のようなパブリック・サービスを期待されており、文化産業としての質やサービスを想定されているとする。メディアは公的なものとして、「社会的責任の規範やパラダイムであることを期待される（58頁）」のである。

一番最近である現代のポストモダン期は、市民参加の伝統の時期としている。「現代社会は増大する貧富の格差、大きな社会不安、上への社会移動を一層困難にする社会硬直（58頁）」等に特徴付けられるが、主流のメディアは「デモクラシーに対する主な脅威である社会的権力の集中を公表しない（58頁）」とする。そこで社会的権力の再配分のため、周縁に置かれエンパワーされない人々の運動を援助する代替的メディアという、新しいアプローチが要求されるのである。

### 3. Characteristics of Normative Theory

#### 「第3章 規範理論の性格」

この章では、「どのように公的討議がコミュニティや国民の問題をきちんと解決するために行わ

れるべきかに関する理性的な説明とパブリック・コミュニケーションの規範的理論を定義する(65頁)」とする。そして規範理論の要素とそのアクターを、立体的な概略図で表す。それは「1. コミュニケーションの公共哲学(アクターとして公衆やオーディエンス)」というものを頂点として以下、「2. パブリック・コミュニケーションの社会理論と規範理論(アクターとして学術的、哲学的コミュニティ)」「3. コミュニケーションの全国的／国際的政策 立法的方法(アクターとしてコミュニケーション政策を扱う政治家)」「4. 文化産業の社会的責任 メディア組織(アクターとしてメディア企業経営者)」「5. 専門職の倫理綱領／専門職のエートス(アクターとして専門職)」「6. 個人的理想」となっている(68頁)。その上で最後に、「規範理論の最も基本的な性格は特定の社会におけるデモクラシーの概念と公的討議におけるアクターの具体的な役割との間の関係に関する理性的な説明をしようと試みる事である(86頁)」と結論づける。

## Part Two: Democracy

### 4. The Principles and Practice of Democracy

#### 「第2部 デモクラシー」「第4章 デモクラシーの原理と実践」

デモクラシーには「ほぼ常に合意(91頁)」される自由と平等という二つの基本概念がある、という前提からこの章のデモクラシー論は始まる。そしてこの章は、自由と平等という「二つの現代デモクラシー思想における主な伝統の手短な概略から始め、続いてデモクラシーの四つの大まかに区別できるモデルと理論を検討するための一般的な枠組みを供給する(93頁)」という展開になっている。具体的には、「リベラリズム：多元主義デモクラシー」「リベラリズム：行政的デモクラシー」「共和主義：市民デモクラシー」「共和主義：直接的デモクラシー」という四つに、それぞれにおける主権・市民社会・自由・平等・世論・コミュニティ・ジャーナリズムの在り方を組み合わせるといふデモクラシーモデルに関する表(97頁)を説明する形で、進められる。そうした点を考察した後、デモクラシー論が1980年代後半からグローバルなもの追求へと展開していることを指摘してこの章を終えている。

### 5. Roles of News Media in Democracy

#### 「第5章 デモクラシーにおけるニュース・メディアの役割」

この章では、デモクラシーにおけるジャーナリズムの役割に関する分類をしている。まずジャーナリズムの役割をモニター的役割・促進的役割・急進的役割・協働的役割の四つに分類する。

モニター的役割は「現在や最近の出来事についての全種類の情報の収集、加工、伝播に、将来の展開を加えたものの全ての面にあてはまる(125頁)」。促進的役割は「社会的責任論のいくつかの要素と、討論や人々の決定作成を支援する民主的社会における第四権力としてのプレスの概念を引き出す(126頁)」ものである。急進的役割は「権力の濫用を公表することに焦点を絞り、間違っただけの行い、不平等、変化のための潜在能力に関する庶民の自覚を起こさせることを目的とする(126頁)」。協働的役割は「適切である典型的な状況は、乏しい資源と未成熟な政治制度という状況下で経済的社会的発展への激しい圧力を伴う新しい国家の状況である」が、「プレスに関する文献では

全く述べられることがない (127 頁)」ものである。

以上の四つの役割と第 4 章で挙げた四つのデモクラシーの関係を説明した後に「促進的役割は市民性に焦点が絞られ、協働的役割は国家やその他の権力的制度によって定義づけられ、モニター的作用は一般市民と制度との間に属するのに対し、急進的役割は権力の見地によって性格づけられる (135 頁)」としている。

### Part Three: Roles

#### 6. The Monitorial Role

##### 「第 3 部 役割」 「第 6 章 モニター的作用」

この章は、まず Monitorial という言葉の説明のためにハロルド・ラスウェルの環境監視機能に言及し、Surveillance は「ニュースの機能を記述するためにはもはや適当ではない」とし、「より一般的で中立的な (139 頁)」Monitorial を使うとしている。その点を考えると、「監視的作用」と訳すべきなのかもしれない。モニター的作用の具体的なものとして具体的なものを列挙した上で (145-146 頁)。要するにこの役割は、ジャーナリズムの役割の中でもかなり一般的な所謂ウォッチ・ドッグを中心としたもので、「モニター的作用はジャーナリズム活動の中核 (157 頁)」としている。

#### 7. The Facilitative Role

##### 「第 7 章 促進的作用」

「促進的作用は市民共和主義というデモクラシーの伝統に根ざしている (158 頁)」。この役割では、「メディアが読者や視聴者を引き込んだり、読者や視聴者が積極的に参加したりするコミュニケーションを通じて、メディアはそうした人々の対話を促進する (158 頁)」。具体的に促進するものとしては、熟議デモクラシー、市民社会、民主的な生活の文化的状況、多元主義としている。用語からもわかるように、コミュニタリアン・ジャーナリズムの役割である。

一言で言えば、メディアが取り組むべきことは「市民が自らの声を獲得する (176 頁)」ように支援することである。

#### 8. The Radical Role

##### 「第 8 章 急進的作用」

「メディアとジャーナリズムの急進的作用は完全に妥協しない方法で民主的な社会の全ての成員の絶対的な平等と自由を主張する (179 頁)」ものである。「急進的作用におけるジャーナリズムは特権を持つ者 (典型的には少数者) から持たざる者 (典型的には多数者) へ社会権力を再配分することを追求する (181 頁)」。そのため「現代の世界において真の急進的作用メディアはほとんど存在しないけれども、現象としての急進的作用ジャーナリズムは公的討論の一定の形態の中で生き残ってきたし、現れる (182 頁)」。



また「促進的役割と急進的役割は両方とも市民社会レベルで機能し、この点で両者の間にはほとんど相違がない」とし、促進的役割は「市民の中の対話の促進」で、急進的役割は「社会の権力構造に反抗する意見を流通させること（190頁）」という区別をしている。デモクラシーとの関係においては、市民デモクラシーと直接的デモクラシーに位置するが、そうしたデモクラシーが理想的な状態にあれば、反抗すべき対象は存在しないはずで、急進的役割は必要のないものとなる。しかしそうした状態はあまりないから、「急進的役割はデモクラシーの防衛手段とみられ得るし、急進的ジャーナリズムはデモクラシーの中に極めて重大な要素を残す（195頁）」としている。

## 9. The Collaborative Role

### 「第9章 協働的役割」

collaborative の訳は「協力的」も考えたが、表2の中に cooperate を「強いる」という表現があり、「協働」の方が双方の積極的な共同作業の意味が強いと考え、前者を「協働」後者を「協力」としてみた。協働的役割をジャーナリストが担うことは、「国家の利害の容認（197頁）」を意味する。

「メディアの協働的役割のための状況」は「遵守としての協働」「黙認としての協働」「受容としての協働」の四つに表（199頁）で要約している。

結局、国家との協働は「ジャーナリズムにおける自律の意味に重大な疑問（197頁）」を生じさせるが、協働的役割は「その応用の文脈の中で理解される必要がある（217頁）」としている。

## Prospects

### 10. Media Roles under Challenge

#### 「展望」第10章 チャレンジへ向けたメディアの役割」

本書は、メディアの規範理論を「人々が決定作成に参加することを可能にする方法におけるパブリック・コミュニケーションの構造を扱う（236頁）」ものと位置づける。

現在「ニュース・メディアが政治的役割において衰退しているという批判は伝統的な基幹ジャーナリズムの権威に向けられる（225頁）」。その一方でインターネットに代表される「『新しいメディア』と呼ばれるものがデモクラシーに援助であり得る（229頁）」という認識が存在する。そこで「民主的なコミュニケーションの規範がインターネットと関わり合う方法を示唆する必要がある（236頁）」り、「パブリック・コミュニケーションの可能な展開の範囲と何が『新しいメディア』にあてはまるのか、に関するより広い見解を獲得すべき時（240頁）」である、とする。そこで既述の四つの役割と「新しいメディア」について述べている。

## おわりに

本書では、コミュニケーションという行為の中に、社会を形成するための「パブリック・コミュニケーション」が存在し、その「パブリック・コミュニケーション」に、①規範的伝統②デモクラ

シーモデル③メディアの役割の3要素からなる規範の枠組みを組み合わせることによって、ジャーナリズムの概念あるいはジャーナリストの行為規範が導き出されるという、一つの公式が提示されたといえるだろう。その時代に大きな影響を及ぼすコミュニケーションとかジャーナリズムといったものは、それと同時に時代というものに、大きな影響を受けて変化してしまう。本来普遍的であるべき規範理論は、東西冷戦の終結や、インターネットの登場などを経験して、メディア等に関する限り、極めて確立しにくいものになってしまった。

本書のような三つの要素を組み合わせる考え方は、社会の大きな変化にも耐えうる規範理論の構築へ向けた大きな一歩であることは間違いない。

善教将大『日本における政治への信頼と不信』  
(木鐸社 2013年)

宮 脇 健\*

本書は、「有権者の政治のものの見方を議論する」(3頁)のために、有権者の非合理的な側面、本書では、「感情的な意識や行動に関わる信頼」に注目しながら、感情的な信頼が政治に対していかなる影響を及ぼしているのか実証的に明らかにすることを目指している。

近年、政治に対する信頼を問う研究は日本に限らず、西欧諸国でもつとに注目されている。また、この研究関心は政治現象のみならず、既存の社会システムにも向けられている。我々が政府、または既存の社会システムへの信頼といった時に、それは何を指すのであろうか。信頼という表現を用いていながらその内容は雲を掴むような、抽象的で曖昧な言葉を使用している場合が決して少なくない。政治家の不祥事、選挙の際に政党が頻繁に常套句のごとく使用する「信頼を取り戻すべく」、「信頼してほしい」というような文言やマスメディアや批評家が使用する「信頼がない」という言葉は、首肯させられそうになる。こうした常套句を頻繁に用いること、それを鵜呑みにしてしまっただことで、我々は政治に対する「信頼」とは一体何かを問わないままに、社会全体であたかも共有されたもののごとく認識して本源的問いを発してこなかった。むしろ、ルーマンやハーバーマスの議論など「信頼」に関する研究蓄積は多くあるが、政治への有権者の信頼とは何か、そして、その信頼は政治システムに影響を与える要因として作用しているのか否かについて分析した研究はほとんど無いといえる。本書は政治に対する「信頼」について詳細に研究することで、政治に対する「信頼」が担保されれば、その結果として政治システムは健全に作用するのか否かに関して、政治意識に関する既存の諸調査結果を利用して計量的に検証を行っている。

以下では、簡単に本書の内容と批評を行い、最後に評者からのいくつかの疑問を提示したい。

1章は問題提起の章である。本書の従属変数である政治への「信頼」とは何か、「信頼」がいかに漠然として語られてきたのかに関して、政治学の研究を中心に検討を行っている。まず、著者は政治への「信頼」という問題を考える際、政治には「信頼」の構築が必要であるという「仮説」が「前提」(25頁)として自明のことにされているが、政治と信頼の関係には、果たして、因果関係が認められるのか、疑問を呈している。著者が上記の疑問を提示する理由は、選挙の投票率の低下の現象と政治への「信頼」が低下するという現象は実証分析の結果によって、この二変数間の相関関係、または因果関係が成立する場合にのみ上記の前提が成立するものである。にもかかわらず、往々にして、低投票率であるから政治への「信頼」は低下していると、眼前の事象を「前提」として結び付け、尚且つ、この事象を代議制の危機であると結論づける研究者が多い点にある。確かに、自明であるとされていることが誤っている場合も多い。本書で政治への「信頼」を著者が問う理由は、信頼という言葉が曖昧模糊としており、先の常套句と結び付けられて、今まで日本政治研

---

\*みやわき たけし 日本大学法学部新聞学科 助手

究の中で看過されてきた経緯があるからである。この点に注目し、著者は政治への「信頼」は政治システム（代議制）に対して影響を及ぼすのか否かを実証的に明らかにする必要があると考えるに至った。

研究にあたって、著者は政治に対する「信頼」を「認知的な信頼」と「感情的な信頼」の二つに分類することから始める。その理由は、正しく理性的な行動をする良き市民のみの有権者像を対象として研究することに懐疑的だからである。有権者は理性のみならず、感情により行動または判断を下すこともあり得る。そのため、有権者の非合理的な側面、すなわち規範や道徳といった合理性では計れない感情も含めた上で信頼を捉えて、実証分析を試みようとする。

2章では、政治への「信頼」を検討するために、「認知的な信頼」と「感情的な信頼」の操作的定義を行い、計量分析による検証の妥当性について論じている。特に本章では過去から現在まで行われてきた政治意識研究の調査の信頼に関する質問項目を、ワーディングのレベルから丹念に検討し、「信頼」に関する操作的定義が可能かどうかの検証を行っている。この作業は、著者が「日本の政治意識に関する著作や論文において、本書のように質問文や回答を検討するものは多くない」（47頁）と指摘している通り重要な作業である。また、この操作的定義の作業において注視すべき点は、過去の政治意識に関する研究の質問文の検討により、一見すると信頼について有権者に尋ねているようで、実は他の文脈から演繹的に「信頼」を測定しているにすぎないことが明らかになった点が挙げられる。端的にいうと、政治的有効性について問われている質問文を用いて、それを政治への「信頼」と置き換えているケースが多く散見する点を明らかにした。そして、先行研究の検討から、著者の操作的定義により、本書で信頼として扱う「感情的な信頼」が「認知的な信頼」とは異なることを明らかにしている。この点については後述で評者が疑問を提示する。

次いで、2章で行った「信頼」の操作的定義の妥当性を証明するために、3章では、計量分析を行い、信頼を「認知」と「感情」に区分できることを実証的に証明している。つまり、「感情」と「認知」は「相互に関連しつつ、基本的に独立した意識である」ことを証明したのである。この章で重視すべき点は、「認知的な信頼」は1990年代以降低下しており、「感情的な」信頼は、1970年代から通時的にほとんど低下していないことを明らかにした点である。この証明から、二つの信頼には構造的な違いがあることが了解できる。「認知」と「感情」の二つの信頼が構造的に異なるものであるという分析結果は、政治への「感情的な」信頼が政治システム（代議制）の維持に影響を与えているのではないかという著者の仮説となり、次章からの著者の調査分析と密接に関わる。

4章では政治への「信頼」は政党支持態度と関係するの否かに関して、分析を試みている。

その結果、1990年代の政治への「信頼」の低下は政権政党への不信をもたらしたことが明らかになった。その上で著者は無党派層を増加させたわけではないと結論付けている。ただし、支持政党無しという有権者の政党支持態度に対して、政治への「信頼」が影響を与えているか否かを検証した分析結果では、1976年から2003年まで「認知的な信頼」と「感情的な信頼」のいずれもが低い効果ながらみてとれる（92頁）。にもかかわらず、著者はこの点の解釈がいかなるものであるのかについては説明していない。上記のことは疑問である。

とはいえ、政党支持に政治への「信頼」の低下が関係することが明らかになったことを踏まえ、5章では投票行動と「信頼」の関係を、6章では政策選考と「信頼」の関係を分析している。両章で明らかになったことは、投票行動にも政策選考にも政治への「信頼」という変数がそれほど影響

を及ぼさないものの、「認知的な信頼」と「感情的な信頼」の両変数により有権者の投票行動や政策選考が限定的に変化することである。著者が「政策選考の規定要因は有権者の属性やイデオロギー、価値観などが主だったものであった」（145頁）と指摘しているように、本書の分析でも上記の変数が政策選考に影響を及ぼしているが、他方では、政治への「信頼」も影響を及ぼしていることを解明したことは意義がある。

次に社会変動や政治的な逸脱に関して分析を行っているが、これらの章に関しては、社会学に関わる変数が数多く偏在しており、評者が論じることは難しいので割愛する。ただし、8章で述べられたロッキード事件のような政治的事件が有権者の政治への「信頼」と関連しているのかを明らかにした分析については言及しておこう。本章では、政治的事件により「認知的な信頼」の低下が起こるが「感情的な信頼」はさほど低下しないことが示されている。政治的事件が有権者の倫理、規範的な信頼にはそれほど影響を及ぼさないことが明らかになっている。すなわち、政治汚職や腐敗により、有権者の現実的な認知としての信頼は低下しても、「感情的な信頼」にまでは影響を及ぼさないことを示している点は興味深い。しかし、「感情的な信頼」、すなわち、あるべき政治システムへの信頼は政治腐敗によって低下しない理由は、理想と現実の乖離という認知的不協和の可能性が否定できない。その点を考慮した分析は今後期待したい。

以上の紹介を基礎として評者からの疑問をいくつか提示しよう。大別すると、本書の核となる政治への「信頼」に関する疑問と、本書の計量分析に関する疑問の2点である。

まず、政治への「信頼」に関する議論にはいくつか問題がある。最初に、著者は、先行研究において政治の「信頼」が重視される理由は、「1. 信頼が政策形成や政策実施をより効率的に行う資源となる」、「2. 代議制の安定には政治的正統性が欠かせず、その政治的正統性は有権者に善きシステムであると認識されなくてはならない、そのため政治への信頼が必要となる」、「3. 政府がどのような政策形成を実施しようとするのか判断する基準として信頼性が重要となる」とまとめた。そして、この説明には整合性が欠けていると述べている。善きシステムとしての政治システムが信頼の低下と代議制の崩壊には関係があるという、著者の見解にたつと、「代議制は崩壊ということになる」。その理由として、著者は少なくとも現状を表していないことを指摘する。そして、1.と3.の議論について著者は政策に関する問題と考え、政策を選考するということは、著者は代議制の存続が前提としてあるので、信頼の低下が代議制の存続とは矛盾すると指摘している。上記のように考えると、1.と3.の議論に関しては、政権政党が政策を実現するために世論調査を実施し、その動向から政策を実行するか否かを判断するが、そのための指標としての世論調査をそのまま信頼に置き換えていることへの著者の批判ととれる。

しかしながら、1.と3.の議論は政策への判断を世論調査にゆだねる手法が演繹的であるにし、政府が有権者の政策への「信頼」を無視できないことを示しており、信頼の問題であると評者は考える。そのため、本書に位置づける代議制と政治への「信頼」という議論の俎上からは外れるが、著者が1.と3.の研究の説明に対して論理的な整合性が欠けるという指摘は適切ではないと考える。なぜならば、政策選考は後に説明する「特定支持」が関係し、そのことは著者も指摘しているからである（36頁）。ただし、著者と同じく、政治への「信頼」が重要であるという点を指摘する研究者の間でも、政治への「信頼」という定義については足並みが揃っていないことは確かである。その上で、著者は政治への「信頼」について、ミラーとシリントンの議論から、「特定支持」

と「一般指示」に大別する。ここでいう「特定支持」とは個別の対象に向けられたものであり、政治制度に対する信頼は「一般支持」に該当する。「信頼」と一括りにしても、分類があり、代議制に関しては後者、すなわち、「一般支持」に関わる問題であるとしている。なぜならば、「一般支持」は代議制のような普遍的な政治システムに該当するからである。著者はこの分類を信頼性研究における「戦略的信頼」と「倫理的信頼」という概念を用いて説明しようとする。著者によると代議制のような政治システムへの信頼と共通するものは「倫理的信頼」であるとする。「倫理的信頼」は「信頼するものだ」という慣習や基準があれば、特に理由がなくとも信頼するというものであり、それは一般化された信念としての信頼となる。すなわち、政治システムは特定の対象として示されているものではなく、一般化されたものであるが故に、それへの信頼が政治制度への信頼となる。そこで、この両者には共通項がある。それ故、信頼という広義な術語においても、政治制度への「信頼」は具体的には「倫理的な信頼」を測定することなしには明らかにすることができずと着想するにいたったのである。この点において、著者の政治への「信頼」は一般支持および「倫理的信頼」が代議制とどうかかわるのか明らかにすることが必要だという主張に了解しうる。さらに、こうした政治制度への倫理的な信頼は感情に関係すると著者は述べる。その理由として、消費者行動論の感情的関与の概念で指摘される「その情緒や美的感覚など価値表出的な情動によるもので、抽象的で全体的である」からであると著者は言及する。この著者の指摘には、評者は若干問題があるように感じる。一般化され、かつ倫理的な信頼は、特定の対象へはむけられないという点において、評者は一般化と特定という著者の分類に了解できる。しかし、一般化され、抽象的で、全体的であるという、表層的な文脈だけで、政治への感情的な「信頼」と消費者行動論の感情関与の概念が、共通しているとは言い切れないと評者は考える。現在の政治家はあたかも消費物のように扱われるため、選挙や有権者に関する政治学の研究において、マーケティングの枠組みを用いて分析する political marketing が行なわれていることは事実である。しかし、政治に対する信頼の分類として、政治制度という抽象的な概念について、その政治的な価値観を商業的な消費者行動論の感情の価値観と同一視して考えることが適切であるかどうか疑問が評者には残る。また、「感情的な信頼」の「感情」の中には自己同一や帰属という概念があり、著者はそれらも「感情」と称しているが、「認知」と「感情」が上手く区別できないと指摘し、区別に異論がある（42頁）ことは認めている。そして、何より「感情」と倫理が必ずしも常に等符号で結ばれない点を考えると、分析枠組みとして今回使用しているとはいえ、厳密に「認知」と「感情」を分けることは難しいのではないだろうか。倫理的な側面は社会的な内面化により想起される部分があり、それは社会規範となる。こうした変数は政治学における合理的選択論、すなわち、著者が1章で提示した、「戦略的信頼」などは利益の最大化のみでは明らかにできないという理由で、政治学における新制度論の立場から議論からされている。しかしながら、その場合、非合理的なものは感情であると安易に即断するよりは、理性が働くことで、感情を抑止しようとする規範が働く可能性があることも想定するべきであろう。その場合、理性は倫理的な側面と不可分であるといえる。さらに、理性的に見えるような要因も「感情的な信頼」に含めるのであれば、著者の想定する「感情」とは、観念的なものであり、人間の全ての思考を覆うようなイメージと捉えることができる。そう捉えてしまうと、信念体系が政治制度の信頼として代議制に影響を与えている可能性があったとしても、人間の信頼は社会生活を行う限りにおいて、社会状況等の信頼に影響を及ぼす様々な要因が作用して構築されてい

ると考えられる。仮にこの考え方が妥当であるならば、本書で扱う質問紙だけで構成要因と変数を計ることが適切であるか否かという大きな疑問に逢着する。また、今後「信頼」を測る際に、概念定義の根源的妥当性の確定という、果てしない作業が待ち受けていることになる。この点は以下の研究の方法論に関する議論にも通底する問題である

次に、本書の分析の方法論に関する疑問を提示したい。政治への信頼を計量的に分析するために、信頼が何かという詳細な議論と精緻な分析を行い、そこから信頼を操作的に定義し、その枠組みを用いて政治との関係性を検証している。実証研究の手順としてロジカルかつ明快である。また、先行研究が信頼について規範、道徳、倫理を等閑視してきたことも同意できる。しかしながら、一方で操作化によって「感情的な」信頼をいくつかの質問で代替することに前述したように疑問が残る。もちろん、既存の調査に関する分析の仕分け、方法については異論はないが、質問紙の操作化の段階で、それが信頼に該当する尺度として使用して分析する妥当性は高いのであろうか。倫理や道徳に関して、著者が認めているように、信頼性の尺度を心理学のように詳細かつ十分な議論をしながら作成してこなかったことは政治学の問題点である。その点をクリアーするために、3章のカテゴリカル主成分分析で、「認知的な信頼」と「感情的な信頼」には構造的な差異があり、その二つが分離可能であることは明らかになったといえる。ただし、1976年、2003年、2004年のデータでは、次元1にあたる、「感情的な信頼」に関する結果に、「認知的な信頼」に関わる質問もかなり高い値を示している（76頁、表3-5を参照）事実については言及されていない。重要なことは、この分析によって二つの概念が、「信頼」を測定する尺度として適切かどうかは計量分析では測定できないことである。両信頼の平均的な推移から、その差が明らかになったが、それをもって両者が違う性質のものである可能性は示唆できる。しかしこの両者を分ける妥当性までは論じられていない。統計的に違いがあることには問題がない。しかしながら、妥当性に問題が残されていることも否定は出来ていない。その点について著者は「その限られた範囲内で何をなすことができるか」（P64）という点を強調している。質問紙の検討により政治システムや政治体制への信頼に関する質問が大別できることも、過去の政治意識調査を踏まえながらその代替可能性を模索している。それでもなお、この6つの質問のみをもって、「信頼」の尺度として用いることが適切であるという判断を下すことは困難が付きまとう。なぜならば、著者が本書で認めている通り、「信頼」の実証的研究はまだ始まったばかりであり、まだ超えるべき課題が山積しているからである。もちろん、限界の中で何ができるのかという点で著者はそのことを認めているが、過去のデータを利用して操作定義をしているのであれば、それを2次利用することの困難さと、2次利用の成果を今後どのように信頼の研究と接合していくのか方針を示す必要がある。加えて、実際にこの尺度を現在の調査で使用した後に、利用可能性を検討する方が望ましかったのではないだろうか。この検討は、非常に大変な作業である。とはいえ、ここで行われた分析による結果に対しては正しく評価できるものであり、政治への「信頼」に関する研究の更なる発展に寄与する成果であることに変わりない。

最後に、瑣末な点になるが、本書のタイトルについての指摘をしておく。政治家に対する質問は特定の対象を示すために「認知的な信頼」に分類し、代議制など政治システムや制度に関する理念については「感情的な信頼」と分析して研究を行っている。そのため、本書で核となる信頼とは「感情的な信頼」であり、日本の政治システムもしくは日本の政治制度への信頼となる。本書のタ

イトルに関しての制約があったのかもしれないが、本書のタイトルと実際に行われた分析が厳密には一致しないのではないだろうか。つまり、日本の政治システムまたは制度に対する信頼の方が内容を正確に表現していると考えられる。民主主義政治の危機は代議制の危機とは言い切れないと著者が指摘していることから明らかであり、政治という抽象的な概念と制度に対する抽象的な質問を用いて操作化して分析する著者のもくろみに相反するタイトルとなるからである。

しかしながら、本書は政治に対する「信頼」の低下は政治システム（代議制）に問題が存在しているだと、我々が思い込み、その結果、政治意識としての「信頼」に関する研究を看過してきたことを強く再想起させる点において、今後、政治意識に関する研究の基礎となる文献である。



## 政府による情報の極秘収集活動に対する新たな懸念の広まり

別府 三奈子\*

米国におけるマスメディア情報の研究・教育は、2013年度も広範囲に行われている。ここ数年、国家機密と言論の自由の兼ね合いに関する集中的な検討が続いていたのに対し、今年度は技術革新に対応するための研究や、広告や広報などをテーマ化したものにも勢いがあった。<sup>(1)</sup>しかし、言論の統制や表現の規制に対する自由主義の意義を確認する研究領域での危機感は変わっていない。

ワシントン D. C. で開催されたジャーナリズム&マス・コミュニケーション教育学会 (AEJMC) の年次研究総会では、民主社会を支えるフリースピーチの重要性について、ロード・アンソニー・レスターが、健全な批判を抑え込む名誉棄損訴訟を抑制するべき、との方向での基調講演を行った。

刻々と開発が進む技術を駆使した取材の手法の開発と、変化する情報社会総体におけるジャーナリズムの有るべき姿を探求する研究も、様々な角度から試みられている。

### ■元 CIA 職員による内部告発と極秘情報収集への懸念

ジャーナリズムに関わる現象面では、注目を集める出来事が続いた。

米国国家安全保障局や CIA に所属し、機密情報を扱っていたエドワード・ジョセフ・スノーデンの内部告発は、大きな話題となった。本人は現在、ロシアに滞在中といわれている。その告発によって、米国政府が同盟国を含む 38 か国の大使館の盗聴や、6 万件以上のハッキングを行っていたことが明るみにでて、各国政府が対応に追われた。

イギリスのガーディアン紙などにもちこまれたこの内部告発は、ネット社会において公権力によるビッグデータ収集の規模の大きさを改めて世界に知らせ、‘テロとの戦争状態’の日常を示している。

5 月には、米国司法省が AP 通信の支局などでの通話記録の収集を無断で行っていたことが明らかになり、FOX ニュース記者の通話記録も公務員の情報漏えいの基礎の際に収集されていることなどが認識された。

こういった出来事から、米国ジャーナリズムの番犬機能が弱まっているとの批判がなされている。国家の安全と情報の自由な流れのありようについて、どのような関係性を築くべきか。そのルール再構築の必要性が、ジャーナリズムの現場でも研究の場でも認識され、意見交換が続いている。

### ■続く新聞社業界の地殻変動

伝統的なジャーナリズムの核を担ってきた新聞業界では、再編が続いた一年でもあった。もっとも大きな話題は、ワシントン・ポストの同族経営に終止符が打たれ、アマゾンの創業者に売却され

---

\*べっふ みなこ 日本大学法学部新聞学科 教授

たことだろう。ニューヨーク・タイムスが、サルツバーガー家による経営によってようやく黒字になってきたのとは対照的な展開は、ウォーターゲート事件などで名を馳せ、1970年代に米国ジャーナリズムの黄金期を作ったといわれるワシントン・ポストだけに、ジャーナリズムメディアとしての、ひとつの転換期として話題となった。オンライン・ジャーナリズムによる補完を模索し続けてきたワシントン・ポストの事例は、オンライン・ジャーナリズム単体での成功例としてのハフントン・ポストなどが出現する現状を考えれば、明暗ともいえよう。

研究の領域では、メディアの転換期におけるジャーナリズムのありようを追跡する研究は、さまざまに続いており、参考になる。例えば、ネットのみから社会的出来事を収集している人びとより、新聞メディアを通して情報を得ている人びとのほうが、社会的に争点化された話題に敏感であるという結果を導きだしている実証研究<sup>(2)</sup>などは興味深い。

### ■研究における広がり：普遍性の追求と最先技術志向

ジャーナリズム&マス・コミュニケーション教育学会の奨励研究では、ネット時代における事実追求に関する検証が陸続と行われている。フーダム大学のベス・ノーブルが行っている「インターネット時代にいかに取材の説明責任を果たすか—番犬機能を顕在化させるために」といった研究や、バージニア・コモンウェルス大学のマークス・メスナーとペンシルバニア州立大学マルシア・ディスタソが行っている「ウィキドクター」の検証なども、その一例である。

ジャーナリズムの規範理論研究のフレームそのものには、大きな変化がない。自由と責任の境界線をどうとるべきか、あるいは、読者のニーズとジャーナリズムの原理の折り合いをどうつけるのか、といった普遍的テーマでの研究が続いている。

例えば、インディアナ大学のエミリー・メツガーとビル・オーナデイが取り組んでいる研究では、ハッチンス委員会が1947年に提唱したマスメディアの社会的責任論について、現在の米国マスメディアでどうなっているかを探る実証研究となっており、責任に重きを置く傾向性が導き出されている<sup>(3)</sup>。

### 注

- (1) Fred K. Beard, A History of Comparative Advertising in the United States, *Journalism & Communication Monographs*, vol.15, No.3 Fall 2013, Tim P. Vos and You Li, Justifying Commercialization : Legitimizing Discourses and the Rise of American Advertising, *Journalism and Mass Communication Quarterly*, vol.90, No.3 Autumn 2013, 等
- (2) Ying Roselyn Du and Joann Wong, Greater Newspaper Use Increases Agreement on Public Issues, *Newspaper Research Journal*, vol.34, No.3, pp.60-71, 2013
- (3) Emily T. Metzger and Bill W. Hornaday, 'Leaving It There? The Hutchins Commission and Modern American Journalism', *Journal of Mass Media Ethics*, 28:555-270, 2013

## 中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動

山本 賢二\*

### はじめに

李洪林はかつて『中国における四つの主義』（『四种主义在中国』・三联书店 1988）の中で「すでに過去のものとなった封建主義」、「経験したことの無い資本主義」、「いま建設中の社会主義」、「遠い未来の共産主義」、この「四つの主義が併存している、これが一種の中国の国情である」と指摘したことがある。「主義」とは中国においては思想・思潮であり、イデオロギーであり、孫中山の「三民主義」ふうには言え、**「信仰」**でもある。

いま、中国は「中国の特色を備えた社会主義」というイデオロギーを掲げているが、その「中国」には李のいうところの「封建主義」、「資本主義」、「社会主義」、「共産主義」が含まれており、そこから派生する「毛沢東主義」、「自由主義」、「民族主義」、「国粹主義」、「立憲主義」などの当代思潮があり、それを権力を持つ為政者を軸にすると、左派、右派という分け方もできる。もちろん、左派と右派には明確な学術的定義はなく、政治権力の所在によって、左が右になったり、右が左になったりする相対的なものである。すなわち、政治権力を握るものが左右を定義するのである。そして、中国共産党がマルクス主義政党であるとすれば、経済の自由化によって、生産手段が様々な所有制下にあることで、この経済的土台の下部構造は必然的にイデオロギーを含む上部構造を変革することになるとし、それを許容すべきところではあるが、実際には多様な生産手段の所有制が存在するにもかかわらず、上部構造への変革運動は抑えつけられ、江沢民の「三つの代表」の中にそれを吸収し、依然として中国共産党に権力が集中した一党独裁体制を反映した党国イデオロギーで統制を図っている。この党国イデオロギーとは「中国の特色を備えた社会主義」の理論的背景となっている「マルクスレーニン主義」、「毛沢東思想」、「鄧小平理論」、「三つの代表の重要思想」、「科学的発展観」を現体制が解釈したものであり、具体的には習近平総書記をはじめとする党中央のイデオロギーともいえる。

ジャーナリズム・メディアに関して言えば、日常的に使われるようになった「党管媒体」（党がメディアを管理する）という言葉に象徴的に表れている。これこそが中国のジャーナリズム・メディアの「特色」なのである。そして、「党がメディアを管理する」以上、中国のジャーナリズム・メディアはそれが現場であれ、学術領域であれ、必然的に中国共産党の管理下に置かれ、その影響を受けるのであり、その意味からいえば毛沢東時代の「階級闘争の道具」にせよ、鄧小平時代の「全国の輿論の中心」にせよ、一貫して党の代弁者であったし、現在もそうなのである。代弁者とは言葉を換えて言えば、党のイデオロギーを伝える「輿論の障地」であり、そのイデオロギーによって濾過された情報がそこに集積され、発信されるということである。

2012 年末から 2013 年にかけては、中国は胡錦濤から習近平への権力移行期にあって、こうした

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

権力中枢の転換期には、中国のジャーナリズム・メディアをめぐるいくつかの動きが現れるのも当然のことであった。それはジャーナリズム・メディアという「輿論の障壁」を新体制がそのイデオロギーに沿って掌握しようとするものであるからである。それゆえ、その動きを概観すれば習近平体制のジャーナリズム・メディア政策が予見できるものといえる。

### 1. 「改革コンセンサスフォーラム」（「改革共识论坛」）の開催

2012年11月、北京大学憲法・行政法研究センターと『炎黄春秋』誌は「改革コンセンサスフォーラム」（「改革共识论坛」）を共同開催した。

この「フォーラム」では北京大学憲法・行政法研究センター主任の姜明安教授が開会の辞を述べ、元中央組織部常務副部長李銳、元全人代法工委研究室主任高錕、元中国政法大学学長江平、元『中国法学』編集長郭道暉、中国政法大学終身教授陳光中、社会科学院名誉学部委員資中筠、社会科学院名誉学部委員何方、中国人民大学一級名誉教授高放らがそれぞれの分科会で基調講演を行った。その中で、何方が「我々は一度となく強調してきた。中国共産党を含むすべての組織、機関はいずれも憲法と法律の範囲内で行動すべきであるが、本当に実現されているわけではなく、憲法があっても憲政がない。」「憲法は公民には言論、出版の自由があることを明文規定している。新聞出版に関係する管理部門も憲法の範囲内で活動すべきであり、その権力は制限を受けなければならない。こうすることのみによって、はじめて人々の憲政意識は絶えず向上し、はじめて憲政が徐々に実現されるのである。」と憲政の必要性を主張するなど憲政問題が重要な議論の対象の一つになった。（洪振快「依法治国 依宪执政—“改革共识论坛”综述」『炎黄春秋』2012年第12期）

そして、「フォーラム」が採択した「改革コンセンサスアピール」（「改革共识倡议书」）は政治改革が遅々として進まず、「官僚の腐敗、公権の乱用、貧富の格差拡大」など社会に不満が鬱積しているが、「体制外には改革の圧力がなく、体制内には改革の動力がない」中で、「中共18全大会報告は政治体制改革の確固とした意志を伝え、習近平総書記の憲法公布施行30周年記念大会での講話が憲法の実施を重点的に強調したことで、我々に憲法に基づく執政、改革深化の希望を見させた。」「当面、中国の改革は再び十字路にさしかかっている。中国社会は特に改革の原則問題と総体的方向に対してコンセンサスを持たなければならず、特に現代文明の求めたところの民主、法治、人権尊重など憲政の原則に対し基本的なコンセンサスを持たなければならない。」と指摘し、「一、憲法に基づく執政を推進する」、「二、選挙民主を根付かせる」、「三、表現の自由を尊重する」、「四、市場経済を深化させる」、「五、司法の独立を実現する」、「六、憲法の効力を保障する」の6項目のコンセンサスの実現を掲げた。

その中の「三、表現の自由を尊重する」では、「(1)ネット言論が不必要の制限を受けている」ことに対し、「全面的にネット言論管制を解消し、各地の政府がネット言論で公民に対し断罪したり、労働教化を行うことを厳禁すべきである。」とし、「(2)新聞出版が不必要な制限を受けている」ことに対しては、「新聞出版領域の管理は事前の政治的関与から、事後の法的監督に転換し、違法に出版された情報については事後に法的責任を追究すべきである。」とするとともに、「現行の憲法がいまだ効果的に実施されていず、憲法35条の規定する基本的権利がいまだ効果的に保護されていないことにかんがみ、言論と出版の自由の法的保障を着実に強化するとともに、言論出版の自由の法的境界を明確に確定するため、『新聞法』制定の必要がある。」としている。

また、「(3)公民の集会が不必要な制限を受けていること」に対し、「行進示威申請の審査許可は内容審査から手続き的審査に転換すべきであり、審査の目的も公民の表現の自由を制限するのではなく、暴力衝突、交通渋滞など秩序を混乱させる現象を防止するところに置く。」とし、「(4)公民の結社の自由も不必要な制限を受けている」ことに対しては、「公民の結社申請も同様に内容審査から手続き的審査に転換すべきであるとともに、団体に対し法制化された管理を行うのに便利のように、団体届け出登記制度をつくるべきである。」と呼びかけている。

同「アピール」は、最後に『『世界の潮流は、ぐんぐん流れている。これに順うものは昌え、これに逆らうものは亡びる。』、民主、法治、人権、憲政は阻むことのできない世界の潮流である。…我々は左右の違い、朝野の別をのり越えて、民主、法治、人権尊重、民富国強の憲政中国を打ち立てるため共に努力しよう!』 (<http://user.qzone.qq.com/622007780/blog#!app=2&via=QZ.HashRefresh&pos=1356424559>) ということばで結んでいる。

これより先、6月26日には中国内外の知識人126名の署名した「公民憲政コンセンサス」がネットに公表されていた。

この「公民憲政コンセンサス」は冒頭に「我々は公民として、自由民主憲政、社会主義憲政、儒家憲政などの違いはあるものの、自分の人としての尊厳を守るために、文明生活に合致した憲政秩序が打ち立てられることを望んでいる。憲政は反社会主義だとか、中国には憲法だけが必要であり、憲政は必要ではないともいう人がいるが、周知のように、往時憲政のない憲法は迫害を受け死に至らしめられた国家主席を保護することさえできなかった。憲政のみが、歴史の暴政再演を防止できる。」と指摘し、「一、人の尊厳は侵されない」、「二、憲政はみんなの清潔な水と空気である」、「三、憲政を擁護し、憲法を実施する」、「四、選挙民主を推進する」、「五、言論の自由を實踐する」、「六、信仰の自由を尊重する」、「七、司法の独立を実現する」、「八、官民共治に向かう」という8項目について「コンセンサス」を得たとしている。

その中の「五、言論の自由を實踐する」は全文次のように指摘している。

「言論、新聞、集会、結社の自由は公民の尊厳の最たるものであり、公権力を規制し、長期にわたる治世の安定を実現する基本的保障でもある。言論の自由、情報の充足を保証することによって、公民は道徳と心智が成熟に向かうとともに、独立思考によって自分自身の利益にかかわる公共の実務に対し理性的判断を下す能力を持つことができる。ネット時代においては、言論の主導権は個人の掌中に握られており、公民として公共の実務に対し沈黙を保つ理由はない。公民は正当なルートを通じて自己の訴えと要求を表現する権利を持つとともに、他人の表現の自由を尊重する義務もある。公民の言論の自由—特に政府を批判する言論の自由—は政府による剥奪あるいは制限を受けてはならない。新聞と出版の自由は社会の理性の基礎であり、公権力の抑圧を受けてはならない。ひとたび公権力が新聞出版を支配するようになると、必然的に輿論の公器を自分のために奉仕させるよう動かし、国民に対して系統的な情報詐欺と精神的支配を行い、さらに進んで彼らの歴史観や世界観を捻じ曲げ、閉鎖保守、不遜尊大、現実逃避および過激な民族主義などの非理性的心情を助長し、あわせて国家全体を狂乱の中に陥れるのである。この面において、国人はすでに多くの血なまぐさい痛ましい代価を払っている。中国社会を正常に戻すには、必ず新聞独占を打破し、輿論管制を解消しなければならない。」 (<http://boxun.com/news/gb/yuanqing/2013/06/201306262138.shtml>)

この「公民憲政コンセンサス」に署名した経済学者茅于軾、《炎黄春秋》副社長楊继绳、政治学

者陈子明、中国人民大学教授张鸣、上海作家沙叶新らは2008年に劉曉波と張祖桦によって起草された「08憲章」にも署名している。

## 2. 南方週末「元旦のことば」差し替え騒動

南方週末の2013年の「憲政の夢」を語った「中国の夢、憲政の夢」（「中国梦、宪政梦」）が表題はもとより本文からも「憲政」が削除され、「我々はいかなる時よりも夢に近づいている」（「我们比任何时候都更接近梦想」）に差し替えられた「元旦のことば」（「元旦献词」）をめぐる騒動はこの憲政運動の一つの流れの延長線上にあるものであった。

BBC 中文版が伝えた同紙評論部戴志勇執筆による「中国の夢、憲政の夢」は「憲法の生命は実施にあり、憲法の権威も実施にある」とする習近平のことばを引用し、「我々は憲法に歯が出、憲政が早くに生まれることを期待する。こうなることのみによってはじめてこの古い国の艱難の転型が実現できる。こうなることのみによってはじめて国家と人民が再び確固とした大地の上に立つことができる」として、文中に「夢」（「梦想」）を29回使うとともに、「憲政」（「宪政」）も14回使い、「憲政」の実現こそが「夢」であることを主張した。一方、広東省委宣传部によって差し替えられた「我々はいかなる時よりも夢に近づいている」は「新しく中共中央総書記についての習近平は『中華民族の偉大な復興を実現することは、中華民族近代以来のもっとも偉大な夢なのである』と述べた。…われわれはいかなる時よりも夢に近づいている。なぜならば『憲法の生命は実施にあり、憲法の権威も実施にある』こうした時代の強い声があるからであり、憲法はまさに国家が多くの民の夢に対して署名したところの契約であるからである。」（[http://www.bbc.co.uk/zhongwen/simp/chinese\\_news/2013/01/130104\\_nanfangzhoumo\\_newyear.shtml](http://www.bbc.co.uk/zhongwen/simp/chinese_news/2013/01/130104_nanfangzhoumo_newyear.shtml)）と語っている。ここでは「夢」を21回使用、「憲法」は上記の3回使用されたものの、「憲政」は一度も使用されていない。このことからわかるように、「憲政」の主張は党にとって受け入れられないということである。

## 3. 「ニュース取材編集要員のインターネット活動管理強化に関する通知」下達

そして、4月8日には新聞出版ラジオテレビ総局から「ニュース取材編集要員のインターネット活動管理強化に関する通知」（「关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知」）が下達された。

この「通知」は「ニュース取材編集要員は団結安定鼓舞、正面の宣伝を主とする方針を堅持し、積極的に伝統メディア、ニュースサイト、ブログ、ウェイボーなどのキャリアーを利用し、主流の情報を伝播させ、社会輿論を導き、自覚して有害情報の浸透と伝播を抑え、権威あるルートを通じて確認されていないネット情報を引用、報道せず、ネット上の流言、噂あるいは推測的な情報を伝播させず、転載してはならない。」などと求めるとともに、「各種新聞単位はいずれも勝手に域外メディア、域外サイトのニュース情報製品を使用してはならない」、「取材編集要員がサイトをプラットフォームにして不法な利益を得るなどの行為は断固制止し、法律に基づいて処断する」、「新聞単位が公式ウェイボーを設置するには、その主管単位に届け出るとともに、専従者を指定し、情報を発布しなければならない」（<http://www.diffy.com/news-1916-1.html>）として、事実上主流メディアのサイトを除き、インターネットから得られる情報の使用を禁止した。

#### 4. 「当面のイデオロギー領域の状況に関する通報」 下達

5月ごろには、中共中央弁公庁から「当面のイデオロギー領域の状況に関する通報」（「关于当前意识形态领域情况的通报」）が下達された。いわゆる「9号文献」と呼ばれるこの「通報」はイデオロギー領域における当面の問題を指摘したもので、「二、当面のイデオロギー領域における注意が必要な際立つ問題」（「二、当前意识形态领域值得注意的突出问题」）の中で下記の7項目の問題が指摘された。

- (1) 西側の憲政民主を宣揚し、現代の指導を否定し、中国の特色を備えた社会主義政治制度を否定することを企む。
- (2) 「普遍的価値」を宣揚し、党の執政の思想理論基盤を動揺させようと企む。
- (3) 公民社会を宣揚し、党の執政の社会的基盤を瓦解させようと企む。
- (4) 新自由主義を宣揚し、我が国の基本的経済制度を改変しようと企む。
- (5) 西側のジャーナリズム観を宣揚し、我が国の党がメディアを管理する原則と新聞出版管理制度に挑戦する。
- (6) 歴史虚無主義を宣揚し、中国共産党の歴史と新中国の歴史を否定しようと企む。
- (7) 改革開放に疑問を投げかけ、中国の特色を備えた社会主義の社会主義の性質に疑問を投げかける。[http://snzg.cn/article/html/article\\_34937.html](http://snzg.cn/article/html/article_34937.html)

この「通報」は習近平体制のイデオロギー問題に対する観点が極めて明確に示されているといえるだろう。

#### 5. 「情報ネットワークを利用し誹謗等を行う刑事案件を処理するうえでの法律適用の若干の問題に関する解釈」 発表

9月に入ると、最高人民法院と最高人民検察院の「情報ネットワークを利用し誹謗等を行う刑事案件を処理するうえでの法律適用の若干の問題に関する解釈」（「关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释」）が発表され、インターネットを利用しての流言流布や誹謗などについての法的根拠が示された。

同「解釈」ではその「第三条」に刑法の規定する「社会秩序や国家利益に重大な危害を与える」ものとして刑法に基づく処罰の対象になる項目が次のように列挙された。

- (1) 群衆的事件を引き起こしたものの。
- (2) 公共の秩序の混乱を引き起こしたものの。
- (3) 民族、宗教の衝突を引き起こしたものの。
- (4) 多数の人を誹謗し、社会に悪い影響をもたらしたものの。
- (5) 国家のイメージを損ない、国家の利益に重大な危害を及ぼしたものの。
- (6) 悪い国際的影響をもたらしたものの。
- (7) その他社会の秩序や国家の利益に重大な危害を及ぼした状況。

#### 6. 「ニュース取材編集要員の職域訓練を繰り広げることにに関する通知」 下達

さらに、5年に一度の「記者証」定期更新の年2014年に向けて、「ニュース取材編集要員の職域訓練を繰り広げることにに関する通知」（「关于开展新闻采编人员岗位培训的通知」）が新聞出版ラジ

オテレビ総局から出された。

「通知」はその目的を「ニュース取材編集要員の全体的素養を全面的に向上させるために、ニュース取材編集要員を真剣に職務を履行させるように教育、導き、それにより自覚してマルクス主義のジャーナリズム観を堅持、社会主義の核心的価値観を打ち立て、自覚して新聞法規を順守、自覚して新聞職業道徳を順守する良い風紀を作り出し、よりよく人民に奉仕し、社会主義に奉仕し、全党全国の活動の大局に奉仕させる。」ことにあるとし、「職域訓練内容」を「中国の特色ある社会主義」、「マルクス主義ジャーナリズム観」、「新聞倫理」、「新聞法規」、「ニュース取材編集規範」、「虚偽のニュース防止」という六つのテーマと中国の新聞法規規定及び新聞単位管理規範が含まれるとしている。そして、その統一教材としてはじめて『新聞記者訓練教材 2013』（『新闻记者培训教材 2013』）とそれとセットの6集のテレビ教育フィルムがつくられるなど、「党がメディアを管理する」（党管媒体）傾向がより顕著になった。（<http://press.gapp.gov.cn/reporter/contents/245/156829.html>）

## 7. 習近平総書記、全国宣伝思想工作会議で講話

こうした動きの中、習近平総書記は2013年8月19、20日の両日、北京に全国宣伝思想工作会議を招集し、宣伝思想工作に従事する各級党組織に対し、総書記、国家主席、中央軍事委主席就任以来、初めてイデオロギーを含む宣伝思想工作について重要講話を行った。

習はその中で、「経済建設は党の中心工作であり、イデオロギー工作は党の極めて重要な工作である。」と強調、「宣伝思想工作こそはイデオロギー領域におけるマルクス主義の指導的地位を打ち固め、全党全国人民の団結奮闘する上での共通の思想的基盤を打ち固めなければならない。」と述べると同時に、「党性」と「人民性」について「党性と人民性は従来から一致したものであって、統一されたものである。党性を堅持する、その核心は正しい政治的方向を堅持し、政治的立場にしっかりと立ち、確固として党の理論と路線方針政策を宣伝し、確固として中央の重大な配置を宣伝し、確固として情勢に関する中央の重大な分析判断を宣伝し、断固党中央と高度の一致を保持し、断固中央の権威を擁護することである。…人民性を堅持するには、最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させることを出発点と立脚点にしなければならない、民を本とし、人を本とすることを堅持しなければならない。」と指摘した。

続いて、習は「団結安定鼓舞、正面の宣伝を主とすることを堅持することは宣伝思想工作が順守しなければならない重要方針である。我々は多くの新たな歴史的特色を備えた偉大な闘争をいままさに進めているが、直面している挑戦と困難はこれまでになかったことであり、主流思想輿論を打ち固めることを堅持し、主旋律を高らかに歌い上げ、プラスのエネルギーを伝播させ、全社会の団結邁進する強大な力を誘発しなければならない。キーポイントは質とレベルを向上させ、時宜、度合、効果を把握し、吸引力と感染力を増強し、大衆をして聞きたがり、見たがり、共鳴を生むようにさせ、十分に正面の宣伝の人を鼓舞し、人を激励する役割を発揮しなければならない。ことが大原則と政治原則に関わる原則問題においては、主動性を強め、主導権を握り、主動戦をうまく戦い、幹部大衆が是非の境界をはっきりさせ、模糊とした認識をはっきりさせるよう支援しなければならない。」と語り、「長期にわたる実践の中で、我々の党の宣伝思想工作は十分豊かな経験を積んできた。こうした経験は得難く、貴重であり、今後の工作をうまくやる上での重要な規範であり、



必ず真剣に総括し、長期に堅持するとともに、実践の中で絶えず豊かに発展させていかなければならない。」と呼びかけた。

さらに、「全面的に对外开放された条件の下で宣伝思想工作を行う上で、ひとつの重要任務は人々をより客観的に現代中国を認識させ、外部世界を見るよう導くことである。中国の特色を宣伝解説するには、すべての国家と民族の歴史伝統、文化蓄積、基本的国情が同じではなく、その発展の道も必然的に自らの特色を備えていることをはっきり語らなければならない。」として、「中華文化が蓄積しているもの」、「中華優秀伝統文化」、「中国の特色を備えた社会主義が中華文化の土壌に根差し、中国人民の願いを反映し、中国と時代の発展進歩の要求に適合し、深い歴史的淵源と広範な現実的基盤をもつ」ことを「はっきり語り」、「我が国の伝統文化に対して、国外のものに対して、古のものを今に用い、西洋のものを中国に用い、かすを捨て精華を取り、偽を捨て本物を残し、科学的止揚を経た後、それをわれわれが用いる所にするを堅持しなければならない。」と語った習は「世界情勢の発展変化に対し、世界に現れた新しい事物新しい情況に対し、各国に現れた新しい思想新しい観点新しい知識に対して、我々は宣伝報道を強化し、積極的に人類文明の創造した有益な成果を鏡とすることに資するようにしなければならない。細心に対外宣伝工作をうまく行い、対外宣伝方式を新たに創り出し、中外の新しい概念新しいカテゴリー新しい表現を融合打ち出すことに力を入れ、中国のストーリーをうまく語り、中国の声をうまく伝えなければならない。」と指摘、最後に「宣伝思想部門はたいへん重要な職責を担っているので、その仕事に責任があり、その仕事に責任を負い、その仕事に責任を果たさなければならない。」、「宣伝思想工作をうまく行うには全党が手を動かさなければならない。」などと呼びかけた。

この講話公表とともに、人民日報は同日8月21日の紙面に評論員の「宣伝思想工作をよりうまく行おう—習近平総書記8.19重要講話精神学習貫徹を論ず—」（「把宣传思想工作做得更好——论学习贯彻习近平总书记8·19重要讲话精神」）を掲載、以後、9月1日の「八論」までの一連の論文や関連文章を發表し、キャンペーンを展開した。

その間、人民日報は8月30日の紙面に「編集委員会」の「主流思想輿論を打ち固め壮大にする科学的指針—習近平同志の全国宣伝思想工作會議での重要講話を学んでの体得」（「巩固壮大主流思想輿論的科学指南—学习习近平同志在全国宣传思想工作会议上重要讲话的体会」）と題する論文を發表し、人民日報としての「態度表明」（「表态」）を行った。同文は習近平の講話を「新たな歴史起点における宣伝思想工作をうまく行う上での綱領的文献である。」と位置付けた。

習の講話はまさに人民日報が言うところの「綱領的文献」なのであろうが、それを伝えた新華社電は極めて内容の乏しいもので、その後に展開されたキャンペーンとは不釣合であり、党の内と外に伝えられた習近平の講話内容に違いがあることがいま一度明らかになった。その一例としては、新華社電では習近平がインターネットに言及した部分が全く無かったが、キャンペーンの中では中央党学校が下達した「中共中央党学校の習近平総書記の一連の講話精神を深く掘り下げて学習貫徹することに関する意見」（「中共中央党校关于深入学习贯彻习近平总书记系列讲话精神的意见」）の「宣伝思想工作に関する重要論述を深く体得する」の中に見られるように「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっており、ネット上での闘争はすでにイデオロギーの安全を守るための重大な課題になっており、宣伝思想工作の重要の中でも重要なものとして力を入れなければならない。」（[http://news.takungpao.com/mainland/focus/2013\\_11/2013508\\_2.html](http://news.takungpao.com/mainland/focus/2013_11/2013508_2.html)）とされていることを

挙げることができる。この時代、インターネットに言及しないはずはなく、新華社がそれを伝えなかった理由はインターネットに関する習の観点を党外に公けにすることを避けたと考えられる。

もとより、中国共産党は党の内と外、さらには党内の地位によってそれぞれ異なる情報を提供している。本来「重要講話」なるものはニュース報道後に詳しい概要や全文が公表されるものであるが、2014年2月20日現在それがないため、当面その全貌を知るにはオープンソースを丹念に分析するしかない。今後も公表されないとすれば、筆者はネット上に流布されている「『8.19』講話精神伝達提綱」（「“8・19”讲话精神传达提纲」）（これを伝えた海外の中国語サイト「博訊」は「博訊編集者のことば：この文献はネットからのものであり、真実性については検証が待たれる」「（博訊编者按：此文出自网络，真实性有待核实）」をとしている。）を手掛かりにして、キャンペーンの中で発表された記事、論文などを分析し、別稿でこの習近平8.19講話の全容を明らかにしたいと考えている。

## 8. 中国共産党 18 期 3 中全会「全面的に改革を深化させる若干の重大問題に関する中共中央の決定」採択

そして、11月9日から12日まで中国共産党18期3中全会が開催され、習近平体制の今後における路線、政策、方針が提示された。同全会で採択された「全面的に改革を深化させる若干の重大問題に関する中共中央の決定」（「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」）は11月15日に全文が公表された。同「決定」は「十一、推进文化体制机制创新」「（38）完善文化管理体制」の中で、次のように指摘している。

「正しい輿論誘導を堅持する体制メカニズムを健全にする。基礎管理、内容管理、業種管理及びネット違法犯罪防犯とそれに打撃を与えるなどの聯同メカニズムを健全にし、ネット突発事件処理メカニズムを健全にし、正面の先導と法律に基づく管理を結び付けたネット輿論工作構造を作る。ニュースメディア資源をまとめ、伝統メディアと新興メディアが融合発展することを推進する。ニュース発表の制度化を推進する。新聞工作者の職業資格制度を厳格にし、新しい型のメディア運用、管理を重視し、コミュニケーション秩序を規範化する。これはジャーナリズム・メディアの制度化の方向を示したものである。この「決定」はその性格上、大きな方針が示されているだけで、今後については関係部門で細部にわたる計画が作られ、実行に移されることになる。

### おわりに

この一年、ここで紹介した「通知」、「意見」、「通報」などの内容によって、ジャーナリズム・メディアについて、中国の特色を備えた社会主義というイデオロギーを基調とした党国ジャーナリズム・メディア体制を維持、強化しようとしている習近平体制の傾向が見えてくる。特に、「通報」の7項目は「西化」否定を明確にしたものであり、憲政を含むいわゆる西側の「普遍的価値観」は受け入れないとするものである。ちなみに、愛国主義を掲げる「環球時報」総編集の胡錫進はフェニックステレビのインタビューに答えて「憲政を持ち出しているこうした人々、彼らの政治的意図は、実際には中国の現在の発展の道を否定するものであり…、わたしは中国のこんにちの政治環境の中ではまったく意義のないものであるかあるいは破壊的役割を持つだけであるということができると考えている。」（[http://news.ifeng.com/mainlang/detail\\_2013\\_09/17/29695529\\_0.shtml](http://news.ifeng.com/mainlang/detail_2013_09/17/29695529_0.shtml)）と指摘

している。

とはいえ、その中の憲政の主張はそれが憲法の実効化を求めていることで、党にとっては正面からの否定はできにくいものであることには変わりはない。

もとより、こうした論議はイデオロギー領域の知識階層の矛盾の反映といえるものであり、圧倒的多数を占める「老百姓」という庶民にとっては日々の暮らしがよくなればよいことである。そして、彼らの欲望が充満した社会をいかに治めていくのかが中国の為政者にとっては従来からの課題であり、当面、習近平体制はこれまでよりはっきりと西側の「普遍的価値観」拒絶の立場を示したということができよう。とはいえ、知識階層の中における党権力側と憲政運動側のせめぎあいは今後も続くであろうし、南方週末の「元旦のことば」差し替え騒動のように、イデオロギーを伝えるジャーナリズム・メディアという「輿論の陣地」の争奪戦も続いていくであろう。そこに様々な「主義」が微妙に反映されるであろうことも想像できる。その争奪戦の帰趨を左右するのは「老百姓」という庶民であり、彼らがどこを向くかにかかっていると言いたいのだが、実際には暴力装置を握る者がすべてを決定してきたのが中国の歴史であることを忘れてはならない。それを一番知っているのが中国共産党であるので、中国人民解放軍はいまもって党の軍隊なのである。それがため、その帰趨を考えるには、「鉄砲」を前にしての「ペン」をめぐる争いという視点を忘れてはならないであろう。

## 諜報の世界と情報の宇宙 — 2013 年末クリスマス・イヴの恩赦から —

伊藤 英一\*

2013 年のクリスマス・イヴ、情報とメディアの歴史にささやかながらも一つの光明がもたらされると同時に、その深みの奥にある影の世界を考え直させる恩赦にかかわるニュースが、相次いで流れた。

コンピュータ創生の礎石を据え、今日のデジタル情報の宇宙を築くための道を切り開いたアラン・チューリング博士 (Alan Turing) に対し、エリザベス II 世女王陛下の命による恩赦が 2013 年 (治政 62 年) 12 月 24 日付で与えられた旨、公表された<sup>(1)</sup>、とのニュースもその一つである。

アラン・チューリング博士は、1952 年にホモセクシュアリティにかかわる有罪判決を受けており、今般の恩赦はこの罪に対するものである。今更ながらの感がしないでもなく、またホモセクシュアリティが法的処罰の対象から外された 1967 年以前に同様の有罪判決を受けた 5 万人にものぼるとされる人々との不平等が問題になりかねない措置とも考えられなくもない。

今回の恩赦は、彼の没後 60 年近く、生誕 102 年余という時点で与えられたことになる。有罪判決を受けた後、アラン・チューリング博士は保護観察下におかれ、化学的療法と称する処方を受けさせられていた。しかし、この判決があった 2 年後の 1954 年に、彼は自殺、ないしは身近な人々の一部によれば事故、あるいは一部の報道によれば保安当局筋の謀殺<sup>(2)</sup>、により 41 歳で命を終えている。彼の母親は、幼少時から天才の片鱗を見せ、ケンブリッジからプリンストン高等研究所等で研鑽を積んだ息子のアランが、第 2 次世界大戦中から戦後にかけて、どのような仕事をしていたのかを知らされないまま、彼の死を見届けなければならなかった。チューリング博士は、英国政府暗号学校 (Government Code and Cypher School) におけるドイツ海軍のエニグマ暗号を解読するための技法や装置の開発で中心的役割を果たし、英国情報局秘密情報部無線通信保安業務担当 (後の Her Majesty's Government Communications Centre: HMGCC) として音声信号の秘匿暗号化を試みる等、輝かしい成果を挙げたにもかかわらず、そんな業績が、戦後も長く機密扱いをされてきた事項に属するものとして隠されてきたからである。「若し」という仮定での話ではあるが、プリンストン高等研究所での同僚だったフォン・ノイマンの奨めに従って、そのまま彼が米国に留まり<sup>(4)</sup>、帰英していなかったら、彼だけではなく、世界の運命も大きく変わっていたとも考えられる。母親の寂しさはつゆのり、エニグマ暗号の活躍によるドイツ海軍の優勢が続く一方で、チューリング博士はもっと長期にわたってデジタル技術の興隆を支え、情報メディアを巡る歴史を更にダイナミックなものにしてくれたのかも知れない。

ここで、チューリング博士恩赦に関する報道の一部を覗いてみよう。

2013 年 12 月 24 日午前 0 時に、BBC 放送は、Royal pardon for codebreaker Alan Turing と<sup>(5)</sup>

---

\*いとう えいいち 日本大学法学部新聞学科 教授

題し、彼の生誕百周年が2012年6月であったことを The centenary of Turing's birth was marked in June 2012 と触れた後、Computer pioneer and codebreaker Alan Turing has been given a posthumous royal pardon. It overturns his 1952 conviction for homosexuality for which he was punished by being chemically castrated. The conviction meant he lost his security clearance and had to stop the code-cracking work that proved critical to the Allies in World War II. と紹介している。

この恩赦を進言したグレイリング (Chris Grayling) 法相の言を伝える部分では、チューリング博士の貢献を称えつつ、彼がかかわったエニグマ暗号解読についての情報公開は2012年4月を待たなければならなかったことも含め、次のように触れられている。

“Dr Alan Turing was an exceptional man with a brilliant mind,” said Mr Grayling.

He said the research Turing carried out during the war at Bletchley Park undoubtedly shortened the conflict and saved thousands of lives.

Turing's work helped accelerate Allied efforts to read German Naval messages enciphered with the Enigma machine. He also contributed some more fundamental work on codebreaking that was only released to public scrutiny in April 2012.

“His later life was overshadowed by his conviction for homosexual activity, a sentence we would now consider unjust and discriminatory and which has now been repealed,” said Mr Grayling.

フランスのル・モンド紙 (Le Monde) は、2013年12月27日付<sup>(6)</sup> (ウェブ版は26日付<sup>(7)</sup>) の3面で、マルク・ロッシュ (Marc Roche) 特派員の手になる La grâce d'Alan Turing, héros de la guerre et gay persecuté (大戦の英雄であり、迫害されたゲイであるアラン・チューリングに恩赦) との見出し記事で、アラン・チューリング博士に恩赦が与えられた旨を伝えた。ドイツ海軍の暗号を破り、大西洋戦争を連合軍の勝利に導いた第二次世界大戦の英雄である数学者アラン・チューリング博士への恩赦は、遅きに失したとはいえ、思い切ってとられた勇気ある措置と称賛し、次のように報じている。

Avec la grâce royale posthume accordée au mathématicien Alan Turing (1912-1954), héros de la seconde guerre mondiale condamné en 1952 pour homosexualité, le gouvernement britannique fait tardivement repentance, mais du moins le fait-il nettement et courageusement. Cinquante-neuf ans, c'est une bien longue attente pour que soit réparée une injustice à l'encontre de celui qui, en cassant les codes des sous-marins allemands, avait permis aux Alliés de gagner la bataille de l'Atlantique.

2013年12月24日付のザ・ガーディアン紙 (The Guardian)<sup>(8)</sup> は、キャロライン・デヴィース (Caroline Davies) 記者による、Enigma codebreaker Alan Turing receives royal pardon との見出しで、Mathematician lost his job and was given experimental 'chemical castration' after being convicted for homosexual activity in 1952 との副題を添えた記事を掲載した。

この記事では、エニグマ暗号解読の成功で少なくとも2年は大戦を短期化させる程の役割を果たし、コンピュータの父とも見做されるチューリング博士の実績を、次のように記している。

The brilliant mathematician, who played a major role in breaking the Enigma code -

which arguably shortened the war by at least two years – has been granted a pardon under the Royal Prerogative of Mercy by the Queen, following a request from the justice secretary, Chris Grayling.

Turing was considered to be the father of modern computer science and was most famous for his work in helping to create the “bombe” that cracked messages enciphered with the German Enigma machines. He was convicted of gross indecency in 1952 after admitting a sexual relationship with a man.

しかし、同記事はチューリング博士の事績への評価に高いものがあることについては異論はないものの、今回の発表そのものについては多様な反応（There was mixed reaction to the announcement）が見受けられるとしている。特に、冷戦下の機密情報を取り巻く環境条件の再検証、公序良俗に関する法的環境等再考を迫る考え等も紹介されている。<sup>(9)</sup>

それらの中で、アンドリュー・ホッジス（Andrew Hodges）博士の意見として、恩赦よりも、本質的に必要な措置は冷戦下におけるチューリング博士が英国政府通信本部（Government Communications Headquarters; GCHQ）においてかかわった秘密任務についてのファイル開示であると記している。また、チューリング博士にとって最後の2年間における、秘密情報取扱資格の剥奪、国の不信と監視が致命的な要因であった可能性があるとして、次のように綴られている。

“Alan Turing suffered appalling treatment 60 years ago and there has been a very well intended and deeply felt campaign to remedy it in some way. Unfortunately, I cannot feel that such a ‘pardon’ embodies any good legal principle. If anything, it suggests that a sufficiently valuable individual should be above the law which applies to everyone else. (…)” A more substantial action would be the release of files on Turing’s secret work for GCHQ in the cold war. Loss of security clearance, state distrust and surveillance may have been crucial factors in the two years leading up to his death in 1954.”<sup>(10)</sup>

ところで、クリスマスを目前に控えた時期、モスクワからのニュースとして、ロシアの企業家ミハイル・ホドルコフスキー（Mikhail Khodorkovski）<sup>(11)</sup>氏に対し、プーチン大統領から恩赦が与えられたとのニュースが伝えられた。フランスのル・モンド紙の場合は、12月24日付の1面に見出しと、ホドルコフスキー氏が空路を経て釈放された先のベルリンで記者団に囲まれる写真を掲載、2面と21面の全頁にわたって同氏の恩赦関連記事で埋めている。<sup>(12)</sup>

また、同じモスクワ電として、2013年12月24日付のワシントン・ポスト紙（The Washington Post）には、バートン・ゲルマン（Barton Gellman）元記者の手になるエドワード・スノーデン（Edward Snowden）<sup>(13)</sup>氏に関する記事が掲載された。これはインタビューの報告と謳っているものの、2万5千字になんなんとする記事の大半がスノーデン氏からの情報提供から7ヶ月を経た今日までの総括とその成果を称揚することを内容としている。昨春からのこの件を、いったん落ち着かせて手仕舞いをするための世論形成と、米国大統領をはじめとする当局との恩赦ないしは司法取引を暗に志向していることを行間に滲ませている点が注目されるものであった。

米国国家安全保障局（National Security Agency; NSA）の情報収集活動について、NSAの受託事業者としてのブーズ・アレン・ハミルトン社（Booz Allen Hamilton Inc.）に雇用されていたスノーデン氏が、昨春から、ゲルマン元記者を含む3人のジャーナリストを介して、機密情報を公

衆に提示してきた任務は達成されたとする、“Edward Snowden, after months of NSA revelations, says his mission's accomplished”との見出しになる記事である。

スノーデン氏は、情報暴露に伴う個人的なリスクを覚悟した上で、ブーズ・アレン・ハミルトン社に雇用されていた時点から抱いていた疑念を払拭するために情報を提供したのであり、人々がどのように管理されているかについて一言申すことができるようにしたかっただけ (“All I wanted was for the public to be able to have a say in how they are governed.”) と述べている。

これらのスノーデン氏の言葉に続く内容は、バートン・ゲルマン元記者の筆による総括的な解説記事となっている。

ここでは、次のような動機と背景の説明から説き起こされている。

エンジニアであるスノーデン氏は、問題解決アプローチをとっている。そんな彼は、危険な大衆監視装置がチェックもないまま増殖している (a dangerous machine of mass surveillance was growing unchecked) と考えたものの、機密区分がパブリックな議論を妨げて (Classification rules erected walls to prevent public debate) いるのが現状である、と危惧し憂慮した。NSAのビジネスは情報支配志向 (The NSA's business is “information dominance,” the use of other people's secrets to shape events) であり、そこからもたらされる問題等を考える機会を設けることが公民としての責務 (public duty) であるとの信条から、情報を人々に提供したのだ。

スノーデン氏は、確かに機密情報守秘義務合意書 (classified-information nondisclosure agreement) に署名をしているが、それはあくまでも民間契約 (a civil contract) であり、同氏の信義の誓約は他のところにある (He signed it, but he pledged his fealty elsewhere)。「忠誠宣言は秘密への宣言ではなく、合衆国憲法への忠誠宣言である。 (“The oath of allegiance is not an oath of secrecy. That is an oath to the Constitution.”)

このような説明に続いて、米国をはじめ諸外国の反応や、米国での判例やレポートの纏めをおこなっている。

このクリスマス・イヴのワシントン・ポスト記事を受ける形で、2014年年初に、ガーディアン紙の社説が掲げられた。2014年1月1日付のガーディアン紙は、スノーデン氏は恩赦に値すると主張し、“Snowden affair: the case for a pardon”<sup>(14)</sup>と題する社説を掲載した。同氏がその身に降りかかるであろう結果を覚悟した上で、ジャーナリストに機密情報を提供したのは勇氣ある行動であるとして、“Snowden gave classified information to journalists, even though he knew the likely consequences. That was an act of courage”との小見出しを付けている。

そこで先ず、スノーデン氏は、実効的で信頼できる民主的な管理の下にない現在の情報収集のあり方についての必要な知識と、十分な情報に基づいた論議の機会を、ジャーナリストを介することにより、人々に提供したのだ (Mr Snowden – through journalists, in the absence of meaningful, reliable democratic oversight – had given people enough knowledge about the nature of modern intelligence-gathering to allow an informed debate.) と、喚起した。

そして、スノーデン氏が尊厳を持って米国に帰国できるとともに、告発者と言論の自由の価値について、素晴らしい先例ともなるような扱いを大統領がされることを期待するとして、次のように、その社説を結んでいる。

We hope that calm heads within the present administration are working on a strategy

to allow Mr Snowden to return to the US with dignity, and the president to use his executive powers to treat him humanely and in a manner that would be a shining example about the value of whistleblowers and of free speech itself.

ニューヨーク・タイムズ紙も、同じく2014年1月1日付（ニューヨーク印刷版は2日付）で、「告発者エドワード・スノーデン（Edward Snowden, Whistle-Blower）」と題する社説<sup>(15)</sup>を掲載した。

米国はおろか地球上の何百万もの人々が、電話、電子メール等の情報をNSAに掌握されていたこと知ってから7ヶ月、連邦判事の二人までがNSAの情報収集について憲法に抵触するおそれがあるとの判断を示すまでに到り云々と、次のように説き起こしている。

Seven months ago, the world began to learn the vast scope of the National Security Agency's reach into the lives of hundreds of millions of people in the United States and around the globe, as it collects information about their phone calls, their email messages, their friends and contacts, how they spend their days and where they spend their nights. The public learned in great detail how the agency has exceeded its mandate and abused its authority, prompting outrage at kitchen tables and at the desks of Congress, which may finally begin to limit these practices.

The revelations have already prompted two federal judges to accuse the N.S.A. of violating the Constitution (although a third, unfortunately, found the dragnet surveillance to be legal). A panel appointed by President Obama issued a powerful indictment of the agency's invasions of privacy and called for a major overhaul of its operations.

NSAの情報収集活動にかかわる機密情報を、ジャーナリストの手に渡したスノーデン氏ではあることは確かであるが、そんな彼の告発は多大な貢献をしていると論じている。

加えて、スノーデン氏は米国の諜報活動の運用に深いダメージを与えたのかも知れないが、その暴露が国家の安全を脅かしたりしたような証拠はいささかも挙がっていない（Mr. Snowden has done profound damage to intelligence operations of the United States, but none has presented the slightest proof that his disclosures really hurt the nation's security）旨、指摘している。

この社説の最後は、スノーデン氏に帰郷を促すようなインセンティヴ（an incentive to return home）を与えることをオバマ大統領に検討依頼することで結ばれている。

ニューヨーク・タイムズ紙の主張は、英国のガーディアン紙のように明確に恩赦を求める表現をとってはいない。これはニューヨーク・タイムズ紙が米国という当該国の地方紙であり、ガーディアン紙やワシントン・ポスト紙のようにスノーデン氏と直接的にはかかわっていないものの、二次的とは言え、多少なりとも利害関係者として言えなくもないという立場を勘案したからであろう。<sup>(16)</sup>

このニューヨーク・タイムズ紙の社説に呼応する形で、2014年1月19日付のル・モンド紙は、その1面中段で、「米国—スノーデン氏に恩赦か？（ÉTATS-UNIS: PARDONNER À SNOWDEN?）」<sup>(17)</sup>と、大文字のみを使っての観測気球的見出しを掲げ、スノーデン氏への信頼性が高まっていると伝えた後、政治責任者や米国民は同氏に対して以前より厳しくなくなって来ており、ニューヨーク・タイムズ紙はスノーデン氏が「多大な貢献」をしたと報じたことを“(Snowden) gagne en crédibilité. Les responsables politiques et les Américains sont moins sévères à son égard. Le New York Times affirme même qu'il a rendu au pays “un grand service” と、伝えている。その記事と連続



するように、同じく1面下段に掲載した社説では、「もう少し努力を、オバマさん (Encore un effort, monsieur Obama)<sup>(18)</sup>」と、同紙にしては珍しい口調で、オバマ大統領への期待を表明、次いで2面全頁と3面を費やしてオバマ大統領のNSA改善案を紹介した。

ここまでに見たとおり、2013年末のクリスマス・イヴから2014年の年初にかけて、チューリング博士の恩赦を巡るニュースや、スノーデン氏への寛大な措置をと願う記事が相次いだ。いずれのケースも、情報がかかわる問題の難しさを深く感じさせるものである。

チューリング博士の第2次世界大戦中や戦後の事績は長く機密のベールに覆われたままで、情報にかかわる功績の中でも諜報的な、あるいは軍事的な色彩が強ければ強い程、報われることが少ないことが推察される。しかし、それでもなお、博士の場合のように無私の献身が公儀のために捧げられてきた姿は感動的ですからある。そんな博士の名誉回復が、没後数十年の年月を要し、それも恩赦という形でしか実現できなかったことは、ある意味で、往事の情報の世界が国際的世界の国境の壁に囲まれていたことを窺わせる。ル・モンド紙がチューリング博士への恩赦を「思い切ってとられた勇気ある (nettement et courageusement)」ものと高く評価しているところは、その端的な例として挙げられる。マルク・ロッシュ (Marc Roche) ロンドン特派員も、この恩赦実施に当たっては、きっぱりと切り捨てて (nettement) 終止符を打たざるを得ない部分も多かったと了解しているからであろう。

一方、スノーデン氏への寛大な措置をと願う一連の記事について見てみよう。同氏を絞首刑にせよといった厳しい意見もあるのは確かである。しかし、機密漏洩に伴うニュースとしてのインパクトは大きく、大衆監視のあり方についての見直しについては積極的かつ建設的な方向で好影響を与えている<sup>(20)</sup>。それにもかかわらず、NSAの情報収集システムそのものや、一国の安全保障が損傷を受けるような情報までは流失していない。また、大規模かつ広範囲にわたる大衆監視の問題は提起されながらも、個々の人々が傷つくようなプライバシーにかかわる部分は控えられている。一次的にはガーディアン紙とワシントン・ポスト紙、二次的にはニューヨーク・タイムズ紙やシュピーゲル誌等々のジャーナリストによる周到な職業人的配慮と分析が見事なまでに加えられていることが推察される。

言論人であれ、ジャーナリストであれ、『情報源の秘匿』を個々人が、あるいはメディアにかかわる企業組織等が死守できる技術的環境にないことは、何人も認めざるをえない今日である。むしろ、情報の出所を当然の前提として積極的に明示し、記事の正確性、信頼性、透明性を期すという、本来の原則が貫徹される以外に道はない時代となっている。

その原則を貫徹した上で、どのようにして、情報源を保護するか、特にその名誉と尊厳を守るかが大切な課題となっているのである。この新年の元旦にガーディアン紙が、スノーデン氏の恩赦を主張したことは、むしろ新しい情報の時代に必要な行動として実践されたものと考えられる。また、様々な情報源からもたらされるデータを、そのデータが膨大でビッグなものであれ、微細なものであれ、それを分析・解析し、統計的処理も含めた調査能力を発揮する必要性が高まっている。今日、この調査を個人、ないしは一つの組織によって実施することは困難な時代となっている。個々人の高いモチベーションを保ちつつ、地球的な規模の組織的連携プレーが必要なのである。スノーデン氏が齎した<sup>もたら</sup>情報を、そのままの形ではなく、精緻な調査分析を加えた上で、総合的な判断能力を働かせてのフィルターを通した情報を伝達してきたガーディアン紙をはじめとした各社の

今般の努力が、注目される所以でもある。

また、どのような組織であっても肥大化の傾向があり、その拡張に伴って官僚制のデメリットが増加する嫌いがあることは否めない。特に、情報にかかわる組織は、他者の監視は得意であっても、自らの組織そのものにチェック機能を働かせることは殆ど不可能で、至難の業である。<sup>(21)</sup> 一国の立場からだけでなく、ユニバーサルな鳥瞰的視点から、情報やメディアのガバナンスを発揮させることが人間の賢さを発揮するために必須なのだ。

情報といえば、多少なりとも敵情報知 (renseignements sur les ennemis) を含意する諜報 (information et intelligence) 的なものとして考えざるを得ない時代もあった<sup>(22)</sup> (もっとも、今もなお、あるのかも知れない)。チューリング博士の今回の恩赦の唯一の理由も第2次大戦中の暗号解読である。

しかしながら、情報といえば、本来は、福澤諭吉先生の説いたように、「聞見を博くして事物の有様を知ると云ふ意味<sup>(23)</sup>」に理解されるべきものであろう。ただし、その本来の意味における情報の流通を地球規模で可能にするためには、一国や一部の企業に依存する偏った情報通信インフラに頼りっきりという状況から脱却する必要がある。

その上で、国境や敵味方を越えた、情報にかかわるユニバーサルなシステムとして、本来の意味で「賢い機械 (Intelligent machines)<sup>(24)</sup>」と情報のネットワークを基盤とする、賢い情報の宇宙を構築していくことができれば素晴らしい。

## 注

脚注中のウェブ・サイト参照日時は別段の記載が無い限り、すべて2014年1月19日23:00JSTにおけるものである。

(1) Royal pardon for WW2 code-breaker Dr Alan Turing, Ministry of Justice, 24 December 2013 in the sixty-second Year of Our Reign, Minister The Rt Hon Chris Grayling MP.

<https://www.gov.uk/government/news/royal-pardon-for-ww2-code-breaker-dr-alan-turing>

(2) Security services may have killed code-breaker Alan Turing for being gay claims campaigner Peter Tatchell-The code-breaker died in 1954 after eating a cyanide-laced apple. Mr Tatchell is urging the Government to investigate Turing's death. The campaigner said Turing's Royal pardon was wrong because some 50,000 other men were convicted under the same law By Alex Ward Published: 16:34 GMT, 29 December 2013

<http://www.dailymail.co.uk/news/article-2530751/Security-services-killed-code-breaker-Alan-Turing-gay-claims-campaigner-Peter-Tatchell.html>

cf. [http://www.nytimes.com/2013/12/24/world/europe/alan-turing-enigma-code-breaker-and-computer-pioneer-wins-royal-pardon.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2013/12/24/world/europe/alan-turing-enigma-code-breaker-and-computer-pioneer-wins-royal-pardon.html?_r=0)

(3) “bombe”と名付けられた機器も、その一つである。<http://www.telegraph.co.uk/history/world-war-two/10536246/Alan-Turing-granted-Royal-pardon-by-the-Queen.html>

[http://worldnews.nbcnews.com/\\_news/2013/12/23/22025978-queen-pardons-computing-giant-alan-turing-59-years-after-his-suicide?lite](http://worldnews.nbcnews.com/_news/2013/12/23/22025978-queen-pardons-computing-giant-alan-turing-59-years-after-his-suicide?lite)

(4) cf. George Dyson; Turing's Cathedral: The Origins of the Digital Universe, 432pp., Allen Lane, 1 Mar 2012 (原田三知世訳、チューリングの大聖堂—コンピュータの創造とデジタル世界の到来、648pp., 2013年2月、早川書房)

- (5) 24 December 2013 at 00:00 GMT, Royal pardon for codebreaker Alan Turing - The centenary of Turing's birth was marked in June 2012 Computer pioneer and codebreaker Alan Turing has been given a posthumous royal pardon.  
It overturns his 1952 conviction for homosexuality for which he was punished by being chemically castrated. <http://www.bbc.co.uk/news/technology-25495315>
- (6) Le Monde du 27 décembre 2013 p.3, La grâce d'Alan Turing, héros de la guerre et gay persécuté, Marc Roche (Londres, correspondant)
- (7) [http://abonnes.lemonde.fr/europe/article/2013/12/26/la-grace-d-alan-turing-heros-de-la-guerre-et-gay-persecute\\_4340150\\_3214.html?xtmc=alan\\_turing\\_grace&xtr=1](http://abonnes.lemonde.fr/europe/article/2013/12/26/la-grace-d-alan-turing-heros-de-la-guerre-et-gay-persecute_4340150_3214.html?xtmc=alan_turing_grace&xtr=1)
- (8) <http://www.theguardian.com/science/2013/dec/24/enigma-codebreaker-alan-turing-royal-pardon>
- (9) ① Iain Standen, chief executive of the Bletchley Park Trust, ② Dr Andrew Hodges, tutorial fellow in mathematics at Wadham College, Oxford, and author of the biography Alan Turing: The Enigma, ③ David Leavitt, professor of English at Florida University and author of The Man Who Knew Too Much: Alan Turing and the Invention of the Computer (2006), ④ Lord Sharkey, Liberal Democrat peer
- (10) cf. 19 April 2012 at 12:48 GMT, Alan Turing papers on code breaking released by GCHQ  
By Chris VallanceBBC News  
<http://www.bbc.co.uk/news/technology-16919012>
- (11) Le Monde du 24 décembre 2013 p.2, Derrière l'arbitraire de la grâce, le triomphe de Vladimir Poutine.
- (12) Le Monde du 24 décembre 2013 p.1, Khodorkovski- En Retrait des Affaires et de la Politique, et aussi p.2 & p.21- Les trois vies de Khodorkovski.
- (13) The Washington Post, Edward Snowden, after months of NSA revelations, says his mission's accomplished, Barton Gellman, December 24, 2013  
[http://www.washingtonpost.com/world/national-security/edward-snowden-after-months-of-nsa-revelations-says-his-missions-accomplished/2013/12/23/49fc36de-6c1c-11e3-a523-fe73f0ff6b8d\\_story.html](http://www.washingtonpost.com/world/national-security/edward-snowden-after-months-of-nsa-revelations-says-his-missions-accomplished/2013/12/23/49fc36de-6c1c-11e3-a523-fe73f0ff6b8d_story.html)  
Le Monde du 25 décembre 2013 p.2, Edward Snowden, l'ex-consultant de la NSA, dit avoir atteint son but
- (14) The guardian, Editorial; Snowden affair: the case for a pardon, Snowden gave classified information to journalists, even though he knew the likely consequences. That was an act of courage Wednesday 1 January 2014
- (15) The New York Times, Opinion Pages – Editorial; Edward Snowden, Whistle-Blower By The Editorial Board, Published: January 1, 2014, in print on January 2, 2014, on page A18 of the New York edition  
<http://www.nytimes.com/2014/01/02/opinion/edward-snowden-whistle-blower.html?ref=opinion&r=2&>
- (16) ベルギーのラ・リーブル紙の Stéphanie Fontenoy ニューヨーク特派員は、Alan Dershowitz 教授とのインタビュー記事を、2014年1月7日付で紹介している。同教授は、そこで、ニューヨーク・タイムズ紙は本件の受益者／当事者であることを明らかにしておらず、その論説はジャーナリズム倫理に反する (le “New York Times” viole l'éthique journalistique) とした上で、スノーデン氏への恩赦は、目的が手段を正当化するかのような、恐ろしい先例となる (accorder un pardon à M. Snowden établirait un terrible précédent) と批判している。ただし、ニューヨーク・タイムズ紙はスノーデン氏の恩赦に直接的に言及している訳ではない。これは、むしろ同特派員が、「ニューヨーク・タイムズ紙が恩赦を主張していることについて、どう考えるか (Que vous inspire cet appel à la clémence?)」と質問、これへの答えとしての表現をとっているからなのかも知れない。

*cf.* Affaire Snowden: “Le pardon serait un terrible précédent”

<http://www.lalibre.be/actu/international/affaire-snowden-le-pardon-serait-un-terrible-precedent-52cb84cb35701baedab29c8a>

- (17) Le Monde du 19 janvier 2014, p.1, ÉTATS-UNIS: PARDONNER À SNOWDEN?
- (18) Ibid. p.1, Éditorial - Encore un effort, monsieur Obama.
- (19) Ex-CIA director: Snowden should be ‘hanged’ if convicted for treason, Lucas Tomlinson, December 17, 2013, FoxNew  
<http://www.foxnews.com/politics/2013/12/17/ex-cia-director-snowden-should-be-hanged-if-convicted-for-treason/>
- (20) Le Nouvel Observateur du 17-01-2014, Obama limite les pouvoirs de la NSA, sans renoncer à la collecte de données  
<http://tempsreel.nouvelobs.com/topnews/20140117.AFP7845/obama-promet-la-fin-de-l-espionnage-des-dirigeants-allies.html>  
 Obama acknowledges Edward Snowden disclosures in NSA reform speech  
[http://www.theguardian.com/world/2014/jan/17/obama-acknowledges-edward-snowden-nsa-reform?google\\_editors\\_picks=true](http://www.theguardian.com/world/2014/jan/17/obama-acknowledges-edward-snowden-nsa-reform?google_editors_picks=true)
- (21) The New York Times, The Opinion Pages|Editorial, The President on Mass Surveillance January. 17, 2014  
[http://www.nytimes.com/2014/01/18/opinion/the-president-on-mass-surveillance.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2014/01/18/opinion/the-president-on-mass-surveillance.html?_r=0)
- (22) *cf.* Jean-Pierre Guyard ; Instruction pour le service et les manœuvres de l’infanterie légère en campagne [une plaquette], 1804. (酒井忠恕譯；實地演習軌典、内外兵事新聞局、明治9年)  
*cf.* Le Monde du 17.01.2014, Martin Untersinger, Réforme de la NSA: les Etats-Unis promettent la fin des écoutes des dirigeants alliés.  
[http://abonnes.lemonde.fr/technologies/article/2014/01/17/les-etats-unis-vont-revoir-la-surveillance-telephonique-de-la-nsa\\_4350188\\_651865.html](http://abonnes.lemonde.fr/technologies/article/2014/01/17/les-etats-unis-vont-revoir-la-surveillance-telephonique-de-la-nsa_4350188_651865.html)  
*cf.* BBC, US spy leaks: How intelligence is gathered, 17 January 2014 at 10:01 GMT  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-us-canada-24717495>
- (23) 「智とは必ずしも事物の理を考へて工夫するの義のみに非ず、聞見を博くして事物の有様を知ると云ふ意味にも取る可し。即ち英語にて云へばインフアルメーションの義に解して可ならん」  
 福澤諭吉；民情一新、明治12年、著者蔵版
- (24) “Let an ultraintelligent machine be defined as a machine that can far surpass all the intellectual activities of any man however clever. Since the design of machines is one of these intellectual activities, an ultraintelligent machine could design even better machines; there would then unquestionably be an ‘intelligence explosion,’ and the intelligence of man would be left far behind. Thus the first ultraintelligent machine is the last invention that man need ever make.”  
 Irving John Good; Speculations Concerning the First Ultraintelligent Machine, Trinity College, Oxford.  
<http://commonsenseatheism.com/wp-content/uploads/2011/02/Good-Speculations-Concerning-the-First-Ultraintelligent-Machine.pdf>

共同研究プロジェクト

## 映像情報のカテゴリー化をめぐる研究

研究代表者

大井 眞 二（日本大学法学部新聞学科教授）

研究分担者

小川浩一（日本大学法学部新聞学科教授）、岩淵美克（同教授）、小林義寛（同教授）、  
福田充（同教授）、佐幸信介（同准教授）、宮脇健（同学部助手）

### 研究目的

本研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のテレビ録画番組の報道内容を分類し、災害時におけるニュース報道を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのアーカイヴ構築を目的としている。

現在、研究代表者らは2011年3月11日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6局）の大震災に関わるテレビ映像の記録・保存を進めており、映像資料データ量は50テラレベルに到達している。この映像記録は、JCC株式会社のマックスチャンネルおよび大量の外付HDDに蓄えられている。

これらの映像データは東日本大震災という未曾有の危機を保存したという事実のみの価値だけに止る訳ではない。さらにその後の時間経過におけるニュース報道の変化を長期間映像データとして保存していることにも、今後のジャーナリズム研究およびマスコミュニケーション研究の分野にとって重大な価値を有している。

特に、発災後東日本大震災関連の報道のみならず、社会、政治、国際問題など様々なニュースが報道されており、その報道された内容を新たな分類枠組みにより研究することによって、これまでのマスコミュニケーション研究の成果を改めて問い直す契機を提供することになる。

そこで、本研究では、①この映像データ保存とニュース番組の分類というアーカイヴ化に向けた作業を行い、②報道内容の量的、質的分析を実施しこの期間のニュース報道の特徴を明らかにするなどの研究のための、研究基盤の整備をすすめている。

### 研究経過

本研究では、東日本大震災関連の報道のみならず、社会、政治、国際問題という映像データの分類の枠組みを定め、以下の作業を行った。

①3月11日の震災直後から8月31日までのNHKと民放各局の映像データを分類するために、JCCのマックスチャンネルを用いて、「社会」、「政治」、「国際」というキーワードごとに、エクセルデータを抽出し、同時に映像データを確認しながら、上記のキーワードごとに映像データにID番号を付与し、分類を行い、そのカテゴリーに応じ映像データを分類し、アーカイヴ化に向けた作業を試みた。アーカイヴ化に向けた量的分析の結果、「社会」、「政治」、「国際」に関連する映像

データは3月11日から1か月間において東日本大震災に関する映像データと重複し膨大にあることが明らかになった。しかしながら、1か月後を境に「社会」、「政治」、「国際」の категорияにあてはまる東日本大震災関連の報道量は急激に減少し、その後、徐々に減少する傾向にあることが明らかになった。

現在、このcategoryを用いた量的な分析をうけて、テレビ報道の映像データからの上記のcategoryごとに質的分析を行ない、テレビ報道の検証とアーカイブ化に向けた作業を行っている。

②大震災関連のテレビ映像データは、JCCのマックスチャンネルに記録保存されているだけでなく、すでに述べたように大量の外付HDDに蓄えられている。この映像データは素データであって、テレビ番組に関するメタデータを欠いており、このメタデータの付与は本研究にとって極めて重要な作業となっている。メタデータはテレビ映像の利用・保存の生命線であって、アーカイブ化の基礎作業であるが、映像を見て整理・分類する、極めて労働集約的な作業であり、膨大な労働力を必要とする。メタデータ付与についてはVanderbilt Television News Archiveのインデックスおよびアブストラクト作成を範としながら、現在その作成をすすめている。しかしながら膨大なデータ量に対応する労働力を欠いており、現在の見通しでは、少くとも数年にわたる作業時間と作業量が見込まれている。この作業を終了してはじめてアーカイブ化に向けた仕様の第一段階が終ることになる。この作業と並行して、今後の公開・閲覧に関するシステム構築を進めねばならないが、現状では、このために利用できる諸資源を欠いており、さらなる諸資源の充実が強く望まれる。

## 2013 年度新聞学研究所事業報告

### ○シンポジウム

#### 第 1 回

テーマ 「2013 年版日本のジャーナリズム調査を読む—日本のジャーナリズムの現在」  
 開催日時 平成 25 年 10 月 25 日（金）15：00～19：00  
 場 所 法学部 10 号館 1011 講堂  
 主 催 日本大学法学部新聞学研究所  
 共 催 日本マス・コミュニケーション学会  
 基調報告 大井 眞二 日本大学法学部教授  
 司 会 小川 浩一 日本大学法学部教授  
 討 論 者 千葉 光宏 朝日新聞社ゼネラルマネージャー補佐  
 坂東 賢治 毎日新聞編集局次長  
 鈴木 裕一 産経新聞編集局総務  
 中島 太一 日本放送協会報道局主幹  
 小栗 泉 日本テレビ報道局解説委員

#### 第 2 回

テーマ 「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイヴをめぐって」  
 開催日時 平成 26 年 3 月 7 日（金）16：00～20：00  
 場 所 法学部 10 号館 1011 講堂  
 主 催 日本大学法学部新聞学研究所  
 後 援 日本マス・コミュニケーション学会  
 基調報告 大井 眞二 日本大学法学部教授  
 司 会 小林 義寛 日本大学法学部教授  
 討 論 者 松嶋 隆弘 日本大学法学部教授  
 大岡 聡 日本大学法学部准教授  
 早乙女宜宏 日本大学法科大学院助教  
 小林 直毅 法政大学社会学部教授  
 米倉 律 NHK 放送文化研究所主任研究員

### ○研究指導

名 称 新聞学研究所夏季集中講座—メディア・イノベーション講座—  
 開催期間 平成 25 年 9 月 2 日（月）～4 日（水）（1 日 3 時限編成）  
 場 所 10 号館 1042 講堂  
 受講者数 21 名

- 内 容 「カンヌライオンズと広告イノベーション」  
湯浅 正敏 日本大学法学部 新聞学科教授
- 「映画業界のダブルスタンダード」  
富山 省吾 氏 日本アカデミー賞協会 事務局長
- 「ベストセラーとロングセラー・電子書籍でも変わらない売れる本の仕組み」  
鈴木 宣幸 氏 株式会社講談社 広報室長 電子書籍担当
- 「NEXT TV 将来のテレビ」  
渡邊 修三 氏 日本テレビ放送網株式会社 メディア戦略局メディア戦略部長
- 「情報通信政策—通信と放送の融合時代の政策—」  
高田 義久 氏 総務省情報通信国際戦略局国際協力課 国際展開支援室長
- 「放送サービスの高度化に向けて」  
井川 泉 氏 株式会社 TBS テレビ 執行役員
- 「ネット選挙と報道」  
足立 義則 氏 日本放送協会（NHK）報道局ネット報道部 Web 記者
- 「ビリオメディア—ソーシャルメディアの新聞報道への活用」  
平山 長雄 氏 朝日新聞社「ビリオメディア」取材班統括 編成局長補佐
- 「原発事故と報道」安全・危険を報道でいかに伝えるか  
田中 泰義 氏 毎日新聞東京本社 編集編成局科学環境部副部長

（講座順）



## ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成19年4月1日制定  
平成19年4月1日施行  
平成22年8月1日改正  
平成24年7月19日改正  
平成25年6月20日改正

### ○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員、非常勤教員および新聞学研究所所員、新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し、研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

### ○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは、未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。  
①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨、主張の一貫性と明証性 ③一定の知見、結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは、未公刊の論文で、現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは、未公刊で、明確な結論には至っていないが論文としての要件1-①、1-②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは、現地調査、計量調査、面接調査等の調査によって得られた資料、記録、知見を含んだ内容のものをいう。

### ○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は、未公刊であり、研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて、研究所が許可したものとする。ただし、研究所の依頼により書かれた論文等は、査読を省略することができる。

### ○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に、日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

### ○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
  - ① 原則として、Wordあるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁はA4横書きで、16,000字以上32,000字以内とする。ただし、研究所が承認した場合にはその限りではない。
  - ② 写真、図表等は、本文原稿の中に組み込むこと。ただし、メールでの添付ファイルには、写真、図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話（Fax）番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

## 2 引用・参考文献、本文および注での引用

### ① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体（斜体）で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本（単著）：著者名（公刊西暦年）『書名』発行所

単行本（共著の一部）：著者名（公刊西暦年）「論文名」編著者名『書名』発行所

雑誌：引用論文著者名（公刊西暦年）「表題」『掲載雑誌名』巻（号）発行所

[引用・参考文献の例]

福田充（2010）『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版

小川浩一（2005）「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版

塚本晴二郎（2007）「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は＝で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair（1998 = 2006）The Sociology of Journalism, London: Arnold.（小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版）

### ② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

#### (1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを（氏名 文献発行年：引用ページ）の形式で記入する。

（福田充 2010）（福田充 2010：36—37）（B.McNair 1998 = 2006：55—56）

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、（氏名1 文献発行年：引用ページ；氏名2 文献発行年：引用ページ）とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「；」で区切って列記する。

（荻谷剛彦 2001：135；2009：43）（B.McNair 1996：14；1998：18—19）

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき, a, b, …を付して区別する。  
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき, 「,」で区切って列記する。  
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には, 原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。  
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合, 引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

## (2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合, 補注も引用と一括して記載する。

「…だ。<sup>(1)</sup>」「……と言える。<sup>(12)</sup>」

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ, 引用を通し番号順に一括して記載する。

なお, 〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献, 本文および注での引用」に準じて著者名, 公刊西暦年, 書名・論文名, 発行所・雑誌名を記述したあとに, 引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

## 3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は, 別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には, 図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け, 必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

## 4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

## ○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し, 写真, 図表等が多数になり, 総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

## 日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定  
平成19年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下研究所という）と称し、法学部（以下学部という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことによって学部の教育、研究に寄与すると共に、その学術的成果を通じて広く社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① ジャーナリズム、メディア、コミュニケーションに関する研究、調査及び研究集会の開催
- ② 委託研究、共同研究及び研究員の受入れ
- ③ 学術研究誌、研究所叢書の発行及びその他の情報発信事業
- ④ 学部学生、大学院生の研究指導
- ⑤ 他学部学生（大学院生を含む）の研究指導
- ⑥ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下学部長という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

- 2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。
- 3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長は、研究所を代表し、その業務を統括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

- 2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

- 2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

## (研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

## (嘱託)

第10条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

## (顧問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (講師又は指導員)

第12条 研究所は、第3条の事業を行うため、講師又は指導員を委嘱することができる。

2 前項の講師又は指導員は、所長が委嘱する。

## (運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

## (運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究員並びに研究室生の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

## (委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

## (経理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

## (所管)

第17条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

## (監査)

第18条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければな

らない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における業務計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究員及び研究室生)

第 20 条 研究所は、研究員及び研究室生を受け入れることができる。

2 研究員及び研究室生の受入れについての細則は、別に定める。

(改正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

## 附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

# Journalism & Media

## CONTENTS

### 【FEATURES I】

*Local Commercial Broadcasters and local societies in Japan*

MIZOGUCHI, Hiroshi

OHNISHI, Koji

NUKAZAWA, Shuichi · YABE, Kumiko

KANAI, Koichiro

UENO, Jun · OSAJIMA, Kazuya · NUMANO, Shuichi · INOUE, Keiko

YAMAZATO, Magoari

### 【FEATURES II】

*The State of the Japanese Journalism 2013 –A Portrait of the News People*

OGAWA, Koichi

OI, Shinji

SUZUKI, Yuichi

CHIBA, Mitsuhiro

BANDO, Kenji

OGURI, Izumi

NAKAJIMA, Taichi

### 【ARTICLES】

SAKO, Shinsuke, *Reconsideration of Hasegawa Nyozeikan's journalism from the perspective of "field theory"*  
by Pierre Bourdieu.

YAMAMOTO, Kenji, *Formation of public opinion by Chinese media in Fukushima nuclear plant accident*  
–a case study of Qiushi (求是) and Xinjiang daily (新疆日报)–

### 【RESEARCH NOTE】

SHIMAZAKI, Akihiko, *International Standardization and Improvement of Quality for Internet Surveys*

**【RESEARCH REPORT】**

KUROI, Katsuyuki, *The field report in 2010 FIFA World Cup South Africa ~The ambition of Nelson Mandela and the potentialities of sports*

**【DATA & BIBLIOGRAPHY】**

YAMAMOTO, Kenji, *On Chinese "Press law" draft*

**【MEDIA REPORTS】**

MORISHIGE, Ryota

AKAO, Mitsushi

KATANO, Toshihiko

NAKASATO, Yoshihiro

**【BOOK REVIEWS】**

KOBAYASHI, Yoshihiro

TSUKAMOTO, Seijiro

MIYAWAKI, Takeshi

**【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】**

BEPPU, Minako

YAMAMOTO, Kenji

ITO, Eiichi



## 編集後記

---

2011年3月11日の東日本大震災とそれに続く福島原発の爆発事故から3年が経過した。その後の復旧、復興は遅々として進展せず、原発事故への対処は東電、国の何れも時間稼ぎによって被害者、地域住民が亡くなった、転居したり、諦めたりしてくれることを待っている、あたかも棄民政策ではないかという疑念を起こさせるような対応である。こうした状況に対して、インターネットが普及した現在でも、国民全体、地方社会住民の何れに対しても、問題の所在や考慮すべき問題点を提起できるメディアとしてのマス・メディアは現時点でも最も有効なジャーナリズム機能を保持している。この視点で云えば、近年の政治権力の動向に警告を發し対抗することで戦前の日本に立ち戻る愚行を峻拒するためにも、民主主義の原点である言論の自由に依拠したジャーナリズム機能をより活発化させて、その機能を確実に、具体的内容を明示することで、顕在的に果たすことが最重要課題である。既知の知識を基にして未知の世界を見通すことが「想像力」、「創造力」という知性の意義である。それは独りアカデミズムの占有物ではなく同様にジャーナリズムにも求められているものであろう。そうした認識に立てば、次世代により充実した民主主義社会を残すために、この状況を変革の時代とするべき現在の我々に問われているものは、これまで等閑視されてきたマス・メディアの存立基盤それ自体への問いかけである。

今号はこうした認識に立って二つの特集を組んだ。

一つは、大震災、原発事故を風化させたり地域社会（地方社会）を忘却し大都市、大資本の論理で地方を切り捨てる無意識、無自覚な風潮の危険性を喚起するために、地方の現実に関する記録の重要性を明確にしようと云う企図を持った特集である。ここではマス・メディアの社会的意義という視点がより具体的に捉えられる、「地方社会と民間放送」の関わりに特化して、地方民間テレビジョン放送局が開局以来の約50年を、①地方社会の課題とともにいかに生きてきたかという、いわばマス・メディアの機能に関する証言記録と②地上波デジタル放送化（地デジ化）にみられるような中央集権的行政、経営における資本の論理の中での苦闘の歴史、いわばマス・メディア制度論、産業論からの証言である。

もう一つの特集は、本研究所が2013年に行った「日本のジャーナリスト調査」の調査結果を新聞と放送の現場のジャーナリストたちに提示し、それをどのように解説し評価したのかという点を中心に、各人の見解を交換し検討を進めたシンポジウムの内容を整理し記録したものである。そこでは今回の調査データのみならず、本研究所が実施した2007年の「世界ジャーナリスト調査」において明らかになった海外のジャーナリストの意識や行動についても比較対照資料として提示した。日本のジャーナリストと海外のジャーナリストのそれとの異同も一部ではあるが明示してシンポジウムにおける検討材料とした。このシンポジウムの記録も現在の日本のジャーナリストの意識や志向、自らの活動評価がどこにあるのか、彼らが何を目指しているのかを語るいわば日本のジャーナリストとジャーナリズムについての現状認識に関する貴重な記録として意義を持っている。

さらに、投稿論文も中国を扱うものと日本を扱うものという2編が査読を通過し掲載されている。何れも力作である。

その他の分野においても、現在の日本のジャーナリズムが直視し熟慮すべき課題を提起しているものが多くみられた。すなわち、総じて、現在の日本が少なくともジャーナリズムという視点で捉えた際には安閑としていられない危機的状況にあることが、多くの研究者やジャーナリストが共有している認識であることが表出されたと云えよう。

本号は一読して分かるように内容が濃密なものとなった結果、全体として大部のものとなり、近年刊行されているもののおおよそ2倍のボリュームとなった。ただ厚いだけでなく充実した内容が必然的にこの厚さを必要としたのである。さらに、次号以降も特集は今号同様の2本ないしそれ以上という可能性もある。投稿者も増加し企画内容も一層濃密となることを願ってやまない。

第7号編集部門代表 小川浩一

---

## 編集委員

小川浩一（編集・出版部門代表）

岩淵美克 佐幸信介（50音順）

---

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第7号

2014年3月20日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所  
〒101-8375 東京都千代田区三崎町2-3-1  
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

---

# Journalism & Media

March 2014 No.7

---

Institute of Journalism and Media Studies  
Nihon University